ケン・アダチ著、『存在しなかった敵、日系カナダ人の歴史』

マックルランド・スチュワート社出版

1976年発行

大木　崇　訳、2023年1月

協力
連邦政府国務省多文化ブログラム局
連邦政府供給省出版局

英語版著作権：全カナダ日系人協会、1976年
Copyright© 1976 The National JapaneseCanadian Citizens Association
All Rights Reserved
Reprinted 1979
ISBN 0-7710-0724-8
Commissioned by the National Japanese Canadian Citizens Association
The Canadian Publishers, McClelland and Stewart Limited, 2S Hollinger Road
Toronto, Ontario
Manufactured in Canada by Webcom Limited

CANADIA CATALOGUING IN PUBLICATION DATA

Adachi. Ken. 1928-
“The enemy that never was”
Commissioned by the National Japanese CanadianCitizens Association
Bibliography:
Includes index.
ISBN 0-7710-0723-X bd. ISBN 0-7710-0724-8, Japanese in Canada, Na1ional JapaneseCanadian Ci1izcns Associa1ion.
FC I06.J3A32 971.004'956 C76-6073-8, F1035.J3A32

日本語版著作権：大木　崇、2023年

謝辞

カナダ全国の日系人へ：さまざまな支援と献金をしていただいたお陰で、全カナダ日系市民協会はカナダで初めてとなる日系カナダ人の総合的な歴史の研究と研究結果を本として出版することが出来ました。皆さまにお礼申しあげます。

全カナダ日系市民協会役員と会員の皆さまへ：皆さま一人ひとり、そして協会の協力に感謝いたします。

ロイ・シン：写真の大部分の提供を感謝いたします。

連邦政府内務省カナダ市民権局、カナダ民俗学研究機構：全カナダ日系市民協会の日系カナダ人歴

史プロジェクトへの追加援助を感謝します。

全カナダ日系市民協会　（目次に戻る）

全カナダ日系市民協会の日系カナダ人歴史プロジェクト編集者の前書き

　カナダ人は他の国の国民のように、最近、社会の民族的構成についての考えを変え始めた。従来は社会にいろいろな民族的背景を持つ市民がいることは、たとえ時間が経過すれば解消することでもあっても、短期的には社会に問題を起こす原因だと考えられていた。しかし、現在、民族遺産の多様性は社会を豊かにする要素だと考えられるようになってきた。これまで世界各地からそれぞれ異なった信条、知識、技術、伝統を持つ人達がカナダに移住し、現在も移住を続けていることを、カナダ人はカナダを豊かにすることだと誇りに思うようになった。

　「二言語および二文化主義に関する王立委員会報告」第4部が英国系、フランス系、カナダ先住民以外の民族グループのカナダ文化に対する貢献を記載したのはこのような理由による。そして、連邦政府内務省市民権局はカナダの民族グループが、「歴史的背景、カナダ文化への貢献及び問題点」を調査して出版することを、専門家に委託するプログラムを始めた。連邦政府が専門家に委託したプログラムではあるが、これは民族グループの最終的で且つ正式な歴史の編纂を意図したプログラムではない。専門家が民族グループについて既に知られているものを蒐集整理し、何がすでに分かっていて、何がまだわからないかを検証し、将来の研究に役立てることがこのプロジェクトの目的である。民族の歴史は客観的、分析的であると同時に、カナダ市民一般や中学生、高校生、大学生、小学校の教師が興味を持って読めるような読みやすいスタイルで書かれていなければならない。

　大部分のカナダ人は、自分はある民族グループの一員であるという自覚を持っている。そして、このことが自分のアイデンティティーの一部になっている。アイデンティティーは現実的な時も、抽象的な場合もあろう[1]。民族グループについて言えば、カナダ先住民、英国系、フランス系、それに続いてカナダに定着したドイツ系、オランダ系がいる。英国系とフランス系はカナダに定着した最初のヨーロッパ人なので、憲章グループ（Charter Group）と呼ばれることもある。これらの民族グループはカナダに定着してからすでに何百年も経っており、それぞれの伝統遺産を持ち、カナダ文化に貢献してきた。この他にもたくさんの民族グループが近年カナダに移民してきており、それぞれに伝統遺産と価値観を持っている。民族グループの大きさ、カナダでの分布状況、社会的経済的影響力はそれぞれに異なる。この民族歴史シリーズではそれぞれの民族グループが、自分たちがカナダでの生活を確立するためにしてきた努力、成功、失敗の歴史を語るであろう。

　王立委員会報告書が述べているように、民族的起源、アイデンティティーの意識は個人によって大きく異なる[2]。現代のカナダでは異なった民族的背景を持つ人の結婚が広く行われてきたので、自分の民族的起源の意識も薄くなり、自分は単に「カナダ人」であるとする人たちも増えている。このシリーズは民族的背景を持つカナダ人の歴史であるが、だからと言って、カナダ人各自が自分の民族的グループへの帰属意識を明確にしなければならないと言っているのではない。また、各自の民族的起源が生活の中でいちばん大切だと言っているわけでもない。しかし、カナダ社会の特徴を知るためには、社会を構成する民族の歴史的背景を考慮することが必要である。

　歴史の専門家は今まで、カナダの政治的、経済的側面を強調してきた。英国系カナダ人とフランス系カナダ人がこれらの歴史の二つの側面を支配してきたので、他の民族グループがカナダの歴史に果たした役割は無視されてきた。その上、過去のカナダの歴史家は殆どが英国系かフランス系なので、他の民族グループの歴史に興味はなく、また言語も理解出来なかった。不思議なことに英国

系歴史家が多くいたにも拘わらず、英帝国内の民族グループであるイングリッシュ系、アイルランド系、スコットランド系、ウェールズ系の個々の民族グループのカナダへの貢献が取り上げられることはなかった。カナダ社会の多様性という観点を持っていなかったからである。これに比べるとフランス系の貢献については、フランスの伝統がどのようにカナダの発展に関係してきたかが詳細に研究されている。

このシリーズが出版されたのは、カナダの歴史の中での移民の役割や、民族の社会的側面に対する興味が増加してきたからである。また、英国系とフランス系以外の民族的背景を持つ歴史家が増加してきたこともその一因である。このような傾向はごく最近のことなので、このシリーズの著者達はまだ多くの著作を持っていない。今までもカナダの民族グループの歴史に関する著作はあったが、英国系とフランス系以外の歴史は視点が狭く、学術的な著作はごく少なかった。

このシリーズの出版に当たって、著者は出来るだけ総合的な視点からバランスの取れた歴史を書くことを求められた。内容も歴史的背景、カナダでの定着の様式、民族的アイデンティティー、カナダ社会への同化過程、民族的組織、言語、政治活動、教育、民族間関係、社会階級、芸術、レクリエーションなど多岐にわたる。また、同じ民族グループでもカナダで定着した場所により、その歴史に相違があるかどうかも調べる必要があった。カナダに移民をした時期によって異なるカナダでの経験を出来るだけ詳細に、客観的に書くことも求められた。

これらは多大な難しい要求であったが、シリーズの著者達はカナダ社会の過去と現在についての新しい解釈を提供した。このシリーズで書くことの出来なかった民族の歴史は、他の歴史家、社会学者、社会人類学者の将来の研究に任されている。（目次に戻る）

ジーン・バーネット・ハワード・パウワー

注

1. Report of the Royal Commission 011, Bilingualism and Biculturalism, General Introduction, paragraph 7.
2. Ibid, paragraph 8.

翻訳者まえがき

2021 年に、私の日本の友人でカナダおよび日系カナダ人史の研究者に、日系カナダ人史を知りたいのだが、どの本から読み始めた良いだろうと質問すると、Ken Adachi「The Enemy That Never Was, A History of the Japanese Canadians」から始めたらよいだろうと教えてくれました。ケン・アダチの著書は以前に古本を買っていたのを思い出して探しました。1976 年出版の本が見つかりましたが、表紙は破れ、ページは黄色く変色していました。456 ページの大著で、小さな字がびっしりと各ページの上から下まで詰まっています。本の体裁だけでなく、中身も私には読解が簡単ではありませんでした。文芸評論家であったアダチは、最初の日本人がカナダ移住してから、1975 年までの日系カナダ人の歴史、特にカナダ生まれの二世の経験したこと、考えたこと、感じたことを生き生きと描写することに工夫を凝らしています。長い文は、私の通常の読書では見かけることのない形容詞と副詞で溢れています。辞書を引き、同じ文を二度、三度と読み返しながら読み進んでいきました。すると、段々とアダチの話に引き込まれていきました。この本は、もし私が第二次世界大戦前後に二世として、カナダで暮らしていたならば、わたしはどうしただろうと考えさせられるように書いてあります。

100 ページほど読み終わったところで、ふと日本語に翻訳してみたいとおもいました。実は私は、数年前に Ann Sunahara, 「The Politics of Racism」を日本語に翻訳していました。内容をよく理解するためには翻訳が良いと思ったからでした。同様なことを Adachi の著書でもやって見ようとおもい立ちました。毎日 2 ページを日課にして、一年で翻訳の草案を完了しました。幸い日系カナダ史に特有な日本語の語彙は、以前のアン・スナハラの著書の翻訳を、私の友人の日系カナダ史研究者に校訂、校正をして頂いた時に学んでいました。アダチの著書の翻訳でも、アン。スナハラの著書の日本語訳に用いたと同じ語彙を使用しました。ケン・アダチの長い文を、どこで区切って複数の日本文にするか迷いました。これには、いろいろな選択があり翻訳者によってどれを選ぶか違ってくるとおもいます。私は一般読者を対象にした、わかりやすい日本文を目標にしました。この翻訳を通じて、日系カナダ史に興味を持つ日本人が増えてくれれば良いと願ったからです。

ケン・アダチの著書の出版が 1976 年、日系カナダ人史のもう一つの古典、新保満、「石をもて追わるるごとく、日系カナダ人社会史」の初版の出版が 1975 年で、ほぼ同じ時でした。新保満は 1996 年の新版の「補遺」で「石をもて追わるるごとく、日系カナダ人社会史」出版の事情を説明しています。その中にケン・アダチを訪問した時のことを次のように書いています。

> 私は、自分が日系人史を書くということになれば、まずケン・アダチ氏に逢って事情を説明し、彼の了解を取り付けて置きたかった。そこで、「ニュー・カナダディアン」紙の紹介で、同氏を自宅に訪問した。アダチ氏は熱心に私の説明に耳を傾け、私の意図をよく理解して呉れた。「一世に読ませるには、君が書くのが適任だろう。どうせ僕は日本語の資料を読めないし、それでは一世に気に入るようなものは書けないだろう。」そう言ったアダチ氏は、未使用の邦字資料を箱何杯分か快く私に提供してくれた。
>
> アダチ氏は私よりも二歳年長で、大人しい穏やかな人柄であった。どこか芸術家を思わせる風貌の持ち主で、少し寂しいような雰囲気を漂わせている。私は彼に好感を持った。これからも協力することをお互いに約して辞去することになった。別れに際して、「僕の日系史も、原稿はほとんど完成しているんだ」とポツリと言ったのが印象的であった。
>
> （出典：新保　満著「石をもて追わるるごとく、日系カナダ人社会史」（東京、御茶の水書房、新版、1996 年）、補遺

ケン・アダチについての資料は少ないので、私の見つけたものを日本文にして付け足しました。出典は「BC Studies: The Enemy That Never Was, A History of Japanese Canadians」(http://ojs.library.ubc.ca/index.php/bcstudies/article/view/919/956)　です。

ケン・アダチは、日系カナダ人の歴史書として高く評価されている「存在しなかった敵」（1976 年）を著した。アダチは 1928 年に BC 州で 5 人兄弟の末っ子として生まれ、13 歳の時に家族とともに BC 州内陸部のスローカンの強制収容所に移動した。1945 年、母は心臓発作でスローカンの「まるで寒天で建てたような粗末な」病院（アダチが後にそう表現した）で死亡した。父親はバンクーバーで小さなホテルと菓子屋を経営していた。どちらも没収、売却された。父親はこの挫折を乗り越えられず、その後は他人の下働きしかできなかった。「私たちは、家族として一緒になることはなかった」と、アダチは 1988 年の記事で書いている。

第二次世界大戦後、アダチは 20 歳で「ニューカナディアン」紙の編集に携わるようになった。また、トロント大学で英語の学士号と修士号を取得し、1958 年から 1971 年まで同大学で教鞭をとった。1964 年から 1968 年までメリーランド大学でも教鞭をとった。1972 年、スポーツ部門のコピーライターとして「トロント・スター」紙に入社。1976 年、書評欄の編集者となる。その 5 年後にはトロント・スター紙の公正で知的な文芸コラムニストとして広く尊敬を集めるようになった。1981 年、盗作疑惑が浮上しひっそりと解任された。しかし、まもなく新編集長ダグ・マーシャルによって文芸コラムニストとして復職した。

その後、カナダ最大の発行部数を誇るトロント・スター新聞社の文芸コラムニストとして仕事を再開した。1962 年にやはりトロント・スターで勤務していたが既に退社していた書評編集者メアリーと結婚した。アダチはカナダ文学界で尊敬される存在となり、1986 年には文芸評論家として全米新聞賞を受賞している。1989 年、60 歳になったアダチは 2 度目の盗作疑惑をかけられ、同年 2 月 9 日に自殺した。ライバル紙のグローブ・アンド・メール紙は彼の自殺のニュースと同じページに、アダチが盗用したとされる文章を掲載した。アダチは 1982 年のタイム誌の書評から 3 段落を不可解にも引用していたのである。アダチは盗用を恥じて日本人的に自殺したという噂があったが、友人たちは否定した。演劇評論家のジョン・ベンローズは、「ケンがどれほどカナダ人であったかを知りたければ、彼がホッケーをするところを見ればよかった。」と言った。

アダチの盗用疑惑は、既に尊敬され、うらやましがられる名声を勝ち得ていたアダチの不可解な行動であった。グローブ・アンド・メールの文芸コラムニスト、ウィリアム・フレンチは、「彼の文学、特にカナダ文学への傾倒はすさまじいものでした。しかし、彼は悪意ある批評をすることはなかった。彼の批評は建設的で、特に新人の若手作家を批評するときには注意深かった。彼の死はカナダ文学とカナダジャーナリズムにとって深い損失だ。」と述べている。（目次に戻る）

目次　　ページ番号

謝辞　1

編集者まえがき　2

翻訳者まえがき　4

著者まえがき　9

第１章　カナダとの最初の接触　11

第２章　対立　33

第３章　1907 年暴動　51

第４章　写真結婚の花嫁たち　68

第５章　敵性外国人になる　84

第６章　余計者を駆除する　101

第７章　世代　119

第８章　粗野で不誠実な時代　136

第９章　決断の時　151

第１０章　他人の罪を負う者と犠牲者　171

第１１章　追放　188

第１２章　新しいフロンティア　207

第１３章　審判　229

第１４章　日本人は未だに黄禍か？　250

第１５章　禍を転じて福となす？　268

第１章　注　280

第２章　注　282

第３章　注　285

第４章　注　288

第５章　注　290

第６章　注　293

第７章　注　298

第８章　注　302

第９章　注　306

第１０章　注 309

第１１章　注 311

第１２章　注 314

第１３章　注 319

第１４章　注 324

第１５章　注 327

付録 I　日本人移民と人口　330

付録 II　日本人移民と人口　332

付録 III　戦時措置法　337

付録 IV　1945 年国家非常事態継続権限法　339

付録 V　国防規則（規則 4）保護地域を改内閣令　341

付録 VI　国防規則（規則 4）保護地域を改正する内閣令　343

付録 VII　強制移動を実施する法務大臣の規則　344

付録 VIII　ブリティッシュ・コロンビア州保安委員会の権限　345

付録 IX　資産の管理と精算　347

付録 X　カナダ労働省のロッキー山脈の東部に日本人を分散する通知　348

付録 XI　日本人種の人の国外追放する権限を与える　349

付録 XII　日系カナダ人の忠誠についてのＷ・Ｌ・マッケンジー・キング首相の答弁　351

付録XIII　レスター・Ｂ・ピアソン首相の日系人強制移動に関する演説　354

参考文献　355

著者まえがき

私は二つの目的を持ってこの本を書き始めた。私は小さいときから敵意に満ちた人種差別の中で育ってきた。そのため私の最初の目的は人種差別とはどういうものか、その醜さのあらゆる側面をあばくことであった。そうすることで人種差別を祓い清めることが出来るかも知れないとおもった。次の目的はカナダ移住が始まってから 100 年近くになる日系カナダ人の歴史を書くことであった。この歴史で強調したことは極東で日本の軍国主義が拡張していく状況を、日系カナダ人の歴史と結びつけることと、パイオニアの活躍した時代が終わったばかりの、まだ不安定で荒々しいカナダ社会で生活した新移住者のストレスに満ちた生活を記録することだった。そして手に入る限りの資料を使い、このような状況のカナダに移住してくるとはどういうことだったのか、および移民少数派として生まれ育つとはどういうことだったかを書き留めておきたかった。

もう一つ私が何時も心を痛めていたことがあった。21,000 人の日系カナダ人の、それも 4 分の 3 はカナダ市民であったが、強制移動と強制収容の出来ことだった。当時カナダは民主主義を守るためのに第二次世界大戦に参戦していたはずであった。しかし、カナダ国内では日系人の子供、男性、女性を太平洋岸地域の自宅から追い払い、収容所と強制労働施設に監禁し、財産を没収して売却した。そして最後には、連邦政府は日系カナダ人にカナダ全国に分散するか、または日本へ国外追放されるかの選択を迫った。これはカナダの民主主義は偽善であったと、簡単に片付けることのできない複雑な出来事だった。これらの政策は真珠湾攻撃後の日本が起こす危険からカナダの安全を確保するための処置だとされた。しかし、この言い訳では、太平洋戦争終了後ほぼ 4 年間も、日系人がカナダ市民としての人権を否定され、移動の自由を禁じれらた事を説明できない。

もっと最近の出来事でカナダ人を愕然とさせたものがある。連邦政府は戦時措置法の持つ非常時の権力を、ケベック州の「謀反と懸念される」出来事に用いた。この出来事については詳細な検証がなされたが、同様に戦時措置法を用いて日系人を自宅から排除し、監禁し、国外追放したことは、戦時中の出来事として不問に付されてきた。BC 州以外のカナダ人は日系人が被ったこれらの迫害を知らないか、たとえ知っていたとしても、日系人は妨害工作をしようとしていたのだから仕方がないという程度に考えていた。そして、現在、これらの政策に関しては何も言わないという陰謀があって、カナダ人から日系人の迫害の歴史を隠してしまったようである。日系人迫害の歴史は、ほとんどのカナダの歴史教科書では簡単に、他の出来事とは関係なく、せいぜい一段落程度書かれているだけである。そしてそれ以外では、単に学位論文や社会科学者の研究の対象になっているだけである。

カナダの少数派民族のなかでも特に少数派である日系人が、他の少数派と比べてカナダ人の注意をより多く喚起するのは、強制移動の経験があるからである。日系人の強制移動はカナダの民主主義の歴史に前例のない大きな出来事であり、将来にも気がかりな危惧を残している。それ故、私はこの出来事の歴史記録を明らかにし、どうしてこのような政策がつくられたかを書き残したいとおもう。そして、戦時中の日系人に起きた出来事は、日本人がカナダに移住してきた当初から、カナダ人が日本人に対してもっていた偏見の歴史を述べなくては、単に戦時中の特異な出来事として片付けられてしまう。私はこれら日系人をめぐる背景も解き明かしたいとおもう。

カナダ人にとって不幸なことは、このような災難が将来起こらないという保証がないことだ。カナダの法律の下でこのようなことは可能であり、権力者は非常時という言い訳を使って同様なことが出来る。日系人に起こったことは、非常時にいかに民主主義が脆いものであるかを示す不朽の記念碑である。状況次第でカナダ市民は簡単に市民の自由が大切なことを忘れてしまう。

これから私が述べる日系カナダ人の歴史は完全なものではない。この本を書き終えた後に、全く違った視点から日系人の歴史を書き直すことも可能であることを悟った。更にもう一度新しい視点から書き直すことも可能であろう。しかし、私の目的は日系カナダ人の通史を書くことではない。日系カナダ人の願望と業績の全てを、時間を追って書き残してはいない。しかし、私は日系人がほとんど打ち勝てないほどの苛酷な環境の下で成し遂げた、さまざまな事柄を書くことが出来たとおもう。自分の生きた時代の歴史を書くことは誰にも出来ない。どうしても自分の経験から歴史を見てしまうからである。私のこの本も同様な弱点を持っているだろう。

この本を完成出来たのは次の方々の協力に負うところが大きい。ここに改めて謝辞を呈する。この本のプロジェクトを企画し支援した全カナダ日系市民協会役員会、現在の役員はエドワード・イデ、ジョージ・タナカ、リツコ・イノウエ、ケイ・モリタ、デニス・ニシムラ、ミッツ・スミヤ、ジョージ・イマイ、ケン・モリ、ロジャー・オバタ、トーヨー・タカタ、ジャック・オキ、T・イデ、T・カドナガ、T・スミ、I・カワシリ、T・タナカである。

このプロジェクトに研究資金を提供したカナダ協議会、私を支援した組織および図書館、特に英国ロンドンにあるカナダ・ハウス付属図書館、ビクトリアのブリティッシュ・コロンビア州立アーカイブズ、ブリティッシュ・コロンビア大学図書館、バンクーバー市アーカイブズ。また、英国博物館の閲覧室係の皆さんに感謝したい。私を効率的に助けてくれただけでなく、誰にも煩わされずに草稿をかける静かな場所を提供してくれた。

また、このプロジェクトに興味を持ち、私のインタビューに応じ、写真や記録文書を見せ、私を歓待した多くの人たちに感謝申し上げたい。もちろん、この本の内容については、これら個人の方々に責任はない。本の中で私が下した結論、仮設については全て私の責任である。このように本の内容について著者が責任を述べることは、どの本にも共通した習慣であるが、私は特にこの本の中で私が出した結論と仮説については、いろいろと異なった意見があるとおもうので、私だけの責任であることを強調しておきたい。本の校正を担当したジョン・ロバーツに感謝したい。私の妻、メアリーは辛抱強く難しい調査を助けてくれ、私を励ましてくれた。メアリーの支援なしではこの本の完成はありえなかった。ここに改めて感謝したい。

1976 年トロントで、ケン・アダチ

さまざまな苦難に打ち勝った一世にこの本を捧げる。

第１章　　カナダとの最初の接触　（第１章注に行く）

「若いときに外国を見ることはと確かに必要なことである。」

明治天皇、1871年

18 世紀も終わりに近づいた時期にクオドラ、クック、バンクーバーという冒険家をブリティッシュ・コロンビア州の海岸まで導いたのは、新しい土地を発見したいという狩り立たせられるような気分と冒険心だったろう。実は同様な気分が日本人の探検家も突き動かしていた。スペインと英国が現在ブリティッシュ・コロンビア州として知られる土地を発見するよりずっと以前、まだ西洋人がカリフォルニアの海岸線がずっと北のアラスカまで続いていると発見する前に、日本人はすでに太平洋地域に植民地を作り、スペインと交易するためにメキシコに使節を送っている。しかし、その後日本は「新世界」まで日本の地平線を拡張する前の 1637 年に、徳川幕府により鎖国してしまった。権威主義的な幕府による鎖国政策は、その後厳しく長年にわたり施行され、元来は活動的な海洋民族である日本人を島国に押し込めてしまった。内輪もめの多かった日本は、たとえ鎖国政策をとらなかったにせよ、西洋列強と競争出来なかったであろう。しかし、鎖国で世界から背を向けた日本は、開国と同時に西洋列強に追いつかねばならず、その結果の一つが 19 世紀末と 20 世紀初期に日本人のカナダ移住の契機につながった。

1867 年、王政復古と同時に日本は新しい時代を迎えた。丁度この年に近代カナダも誕生した。1868 年、明治天皇は五箇条の御誓文を発布した。これには「知識を世界に求め大いに皇基を振起すべし」とあった。これにより日本は鎖国の鎖を解き、大量の移民を送り出すようになった。しかし、日本が鎖国の眠りについている間も、西洋諸国の東洋への新しい航路の開拓は続いていた。また日本の太平洋側の沿海は、新しい漁場を求める外国漁船の競争の場になっていた。1780 年、クック船長の部下は広州が、ヌーツクとプリンス・ウィリアムズ海峡で物々交換によって手に入れたラッコの毛皮の良い市場であることを発見した。また、1788 年 5 月、ジョン・メアレス船長は毛皮交易のための陸の拠点を求めてヌーツクに到着した。この時に 50 人の中国人職人を含む一団を引き連れていた。メアレスは中国人労働者が我慢強く、低賃金でよく働く人たちであることを知った。そして、中国人を中核にした新しい居住地を作る計画を立てた。10 人の女性をハワイから移住させて、独身中国人と結婚させるという計画も立てた。しかし、メアレスの計画はスペイン人が彼の船団を拿捕し、中国人労働者を中国に送り返したために頓挫した。

メアレスの例が示すように、中国人がブリティッシュ・コロンビア州（以下、BC 州）に来たのは日本人よりずっと早かった。1858 年、フレーザー河の砂州で砂金が発見されると、大勢の中国人がカリフォルニアから押し寄せ、BC 州の人口が増加した。西洋列強が強引に日本を開国したことにより、日本人はまた鎖国以前の外の世界に対する興味を復活した。しかし、最初の日本人移民がカナダに到着したのは、近代カナダの建国後 10 年経ってからであった。しかしそれまで日本には、外国人との接触の何百年にもわたる長い歴史があった。

日本が西洋と最初に接触したのは、1542年に数人のポルトガル人がジャンクでマカオに向かう途中、逆風に吹かれて九州の南の小さな島の海岸に座礁した時だった。これらポルトガル人が日本の土を踏んだ最初の西洋人だった。ポルトガル人が持っていた滑腔砲のマスケット銃は日本人を大変驚かせた。多分、1849年に鹿児島を訪れたポルトガル人のジェスイット宣教師フランシス・ザビエルのもたらした福音よりともっと日本人を驚かせたであろう。マスケット銃とキリスト教は政治的、社会的に混乱していた当時の日本に大きな影響を与えることになる。マスケット

銃は徳川家康の天下統一を助け、キリスト教はそれから約100年後の日本の鎖国の原因になった。

マスケット銃の製造技術はすぐに日本中に広まり、織田信長は足軽をマスケット銃で武装することにより幾つもの戦いを勝ち抜いた。信長は一つの中央権力のもとに日本全国の統一を夢見たが叶わず、1603年、徳川家康が徳川幕府の下で統一を成し遂げた。家康は江戸を都に定め、法律を定め、それ以降の約2世紀半の徳川幕府体制を作り上げた。

日本が鎖国政策を取ったのは日本のさまざまな制度を、外国の影響から保護するためであった。日本はマスケット銃はすぐに取り入れた。キリスト教はマスケット銃よりもっと広範囲の影響も持つ、日本にとって危険なものだった。1600年当時の日本の総人口は1,500万人から2,000万人と推測されるが、約30万人がキリスト教に改宗したといわれる。いろいろな社会階層の人を信徒にした。ザビエルの後に日本にやってきたポルトガル人とスペイン人のジェスイット派宣教師の活躍は目覚ましいものであった。徳川幕府はキリスト教徒の急増をしばらくの間は黙認した。徳川幕府の基本政策は大名の反乱を抑え、徳川体制を維持することだった。ポルトガル人とスペイン人宣教師とオランダ人とイギリス人の貿易商人の存在は徳川体制に大きな影響を与えるものだった。1637年、徳川幕府は鎖国を施行した。鎖国違反の取締は段々と苛酷になり、1614年のキリスト教禁止令も厳格に施行されるようになった。徳川幕府は自分たちの権力を脅かすようないかなる行動も許さなかった。日本人キリスト教徒が外国の軍隊と一緒になって徳川幕府の転覆を図っているという説は根拠のないものであったが、封建制度に不満を持つ農民が大名に対して一揆を起こし、日本が内乱状態になるという説には可能性があった。外国人貿易商人は大名から有利な交易条件を獲得しようとお互いに競争し、競争相手が徳川幕府の安全を脅かすようなことを考えていると告げ口をした。これらのことが徳川幕府の外国人の取締りを厳格にした。そして、ついには完全な鎖国をするまでになった。

1614年のキリスト教禁止令は、全ての外国人神父を長崎に集めて国外に永久に追放したのみならず、教会を破壊し、日本人信徒に棄教を求めた。キリスト教は幕藩体制を破壊するものとされ、神父は邪教を広めて政府の転覆を図り、日本の土地を獲得しようとしてると糾弾された[1]。1625年にキリスト教徒の迫害は頂点に達し、ヨーロッパ中世の異教迫害に迫るほど残忍になった。その結果、17世紀半ばまでにキリスト教徒は根絶されたか、または地下に潜ってしまった。何千人という日本人信徒が財産を奪われ、投獄され、流刑にあった。そして、日本人信徒の最後の悲劇が1637年に長崎に近い島原で起きた。3万人の百姓が二人の大名の圧政にたいして一揆を起こした。百姓はキリスト教信徒であった。3ヶ月の戦いの後、百姓は皆殺しにされた。

徳川幕府がキリスト教を禁止したのは、外国による日本の内政への干渉を恐れたこともあるが、それ以上にカソリック教会組織の政治力を恐れた。日本の統一は封建領主の覇権をめぐる争いが何百年も続いた後に達成された。徳川幕府の一番の目的は、覇権を徳川一族で維持することだった。そのためには国内の安定が第一で、安定を損なうものは極力排除した。1642 年、幕府はスペイン船と貿易商人が日本に来ることを禁止した。ポルトガル人が背後で動いたと疑われた島原の乱の後の1638 年に、全ての神父と貿易商人を追放した。この時までに英国の貿易商人は既に日本を去っていた。貿易取引の失敗が原因であった。1640 年にポルトガル船がマカオから到着し、贈り物を将軍に届けてポルトガル船の日本来訪の許可を求めたが、13 人の乗組員を除き全てが長崎で斬首され、船は燃やされた。役人の一人が惨殺を免れた船員に次のように告げたと伝えられている。

> お前は私達が斬首を免れた者に斬首された者の衣服まで燃やさせたことの証人だ。マカオのポルトガル人が日本人を同様な目にあわせてもかまわない。それでも文句は言わない。ポル

トガル人に日本人のことを忘れさせたい。日本という国が世界に存在しないと思わせたい[2]。

164 年以降、オランダ人だけが日本に来ることを許された。ただし、長崎の出島という小さな人口の島に居住して幕府に厳重に監視された。

このように日本は実質上、世界に門戸を閉ざしてしまった。日本人が外国に行くことは既に禁止されていたが、1637 年には外国に行こうとする者、外国から戻った者に死刑という厳罰が設定された。1633 年の禁止令は次のような内容を含んでいた。「外国に居住した者は日本に帰り次第死刑に処す。但し、外国に不可避的に 5 年以下勾留されていた者は例外とする[3]。」これの意味するところは、海外に居住してキリスト教やその他の考えを身に着けた者が、日本に戻って日本人を汚染することを許さないということであった。幕府は密かに日本に戻った者は見つけ次第死刑にしてこの法令を徹底した。また、日本船が海外に行かないように、67 トン以上の穀物を積める船の建設を禁止した。このように 1637 年以降、外国人が日本に来ることも、日本人が外国に行くことも禁じた。

徳川幕府の政策は日本人の海外進出を停止した。東南アジアに広がっていた日本人居住地も相互の連絡を絶たれ、まとまった植民地を形成することが出来なくなった。ポルトガル船が日本航路を発見すべく努力していた 15 世紀に、日本船は既にジャワ、スマトラ、シャムを訪れ、商機を探す商人と侍が中国大陸と東南アジアの海岸地帯にいた。しかし、鎖国の結果、日本人は次の 2 世紀半を厳格な階級社会ではあったが争いのない社会で、世界から孤立して生活した。この秩序を乱すものはすべて悪とされた。徳川時代は日本歴史上例のない安定した平和な時代であった。しかし、この時代のヨーロッパはルネサンスの花開いた時であり、また大航海に乗り出して植民地の開発に熱中した時代でもあった。

日本が厳格に政治的安定を維持していた頃、ヨーロッパ諸国は、後に米国も参加することになるのだが、世界のあらゆる地域に交易と植民地を拡張することに狂奔していた。これらの国は世界中に自国民を進出させることに熱中したが、日本は自国民を自国内に勾留することに熱心だった。そして、結局、日本がまた海外と接触する時には、世界の進歩から取り残されていた。このことが、開国以降の日本の運命に多大の影響を与えた。日本は狭い国土に過大な人口がいることに気づいて、初めて日本の植民地と日本移民を受け入れてくれる国に、日本国民の移住を勧めるようになった。そして、日本も国土の拡張を図ったが、この時に残されていた植民地にする機会の残っていた所は千島列島、琉球列島、ペスカドレス諸島の小さな島々と、中国帝国の端の覇権の及ばないところ、すなわち台湾、朝鮮半島、満州しかなかった。

18 世紀後半からロシア、英国、米国船が日本近海を航海するようになった。日本との交易を開く努力、日本近海で難破した自国民の発見、漂流した日本人の送還などの理由からであった。時には日本に寄港して薪水を得ることもあった。しかし、寄港した英国船の船員が乱暴を働いたという報告があって後 1825 年に、「無二念打払令」と呼ばれる異国船打払令を発布した。これにより、各地の大名には、領地に近づく外国船を打ち払い、上陸した船員は逮捕し死刑にすることを命令した。この法令にもかかわらず、日本に寄港しようとする外国船もあった。1837 年に米国宣教師が借り受けたモリソン号が、日本人漂流民 10 人を乗せて日本に寄港しようと試みたが、沿岸からの砲撃にあい諦めた。その後、外国船からの報復を恐れた幕府は禁令を緩和して、寄港する外国船をもてなし薪水を与えるとこにした。しかし、同時に直ちに出港することを勧告した。

最終的には米国が日本の開国に成功した。1853年7月8日、米国海軍マシュー・ペリー提督の率

いる艦隊が江戸湾に係留した。艦隊には2隻の黒船が加わっていた。日本人が見たことのない蒸気船であった。日本は大騒ぎになった。米国にとって、幕府による米国漂流民の取り扱いと、日本人漂流民を日本に送還しにくる米国船の取り扱いが問題であった。ペリーは力づくの交渉をするつもりであった。日本の戦力は西洋列強に比べようもなく劣っていた。ペリー艦隊は江戸湾を簡単に閉鎖して、江戸に食料を運ぶ船を遮ることが出来た。1854年3月31日、横浜と呼ばれる小さな漁村で日米は神奈川条約を結び、日本は米国に二つの港を開き、米国船への必要物資の供給と、米国との交易、領事の滞在を許可した。このようにして、日本の鎖国政策は終わりを告げた。米国との協定に続き、英国、ロシア、オランダとも同様の協定を結んだ。

ペリーとの交渉が進んでいる間、日本人はペリー艦隊のあらゆる物に興味を示し、機械類を眺めて質問した。リボルバー式拳銃に特に興味を示した。ペリーが船の見学を許可すると、日本人は大挙して訪れた。また夜半、小舟で艦隊に近づいて、世界の事情を知るために米国への密航を許可してくれと懇願する者もいた。日本国内では長らく海外の事情を学びたい学者の幕府への圧力が高まっていた。中には、その熱意が政府を転覆する危惧があるとして死刑になった者までいた。

しかし同時に反外国感情も著しく高まっていた。1857 年、米国の初代代表タウンゼンド・ハリスは、治外法権と幕府による米国製品への輸入税の制限を幕府に承諾させ、日本の自治権を著しく損ねた。これはその後 10 年間の開国をめぐる混乱、陰謀、暗殺、流血の時代の始まりであった。幕府は外国勢力に抵抗できなかったと攻撃された。また、開国以前から国内で始まっていた経済的変化も混乱を助長した。勤王攘夷が戦闘的な批判勢力の合言葉になった。愛国的であったが、当面の目標は徳川幕府の打倒であった。幕府の権威と権力は除々に下落していった。1866 年、幕府に反旗を翻す大名とそれに協力する勢力に、幕府は兵力で対抗できなかった。反幕府勢力の指導的立場にあった長州藩は、1863 年に下関海峡で米国、フランス、オランダの戦艦を砲撃した。攘夷の敢行であった。同じ年の夏、鹿児島湾のイギリス戦艦は、薩摩藩がイギリス人を殺害した報復として、鹿児島を砲撃し火災を起こした。日本と英国の戦争の端緒となる可能性もあった。王政復古の勢いが急激に高まり、1867 年反幕府勢力は大きな反撃もないままに、幕府から国の統治権を天皇の名の下に奪った。当時、天皇はまだ 15 歳の少年だった。この少年はその死後、明治天皇と呼ばれるようになった。天皇家は京都の広大な皇居で、威厳を持つが実際の政治力のない存在として 700 年以上暮らしていた。

明治政府の誕生と共に、攘夷は倒幕のための合言葉としての使命を終えた。明治政府は西洋列強の先端技術に追いつくために西洋式の導入を奨励した。国内政策と外交政策は西洋列強に肩を並べることを目的とした。そして、西洋列強と結んだ不平等条約を改正するための努力を続けた。米国、英国、オランダ、フランス、ドイツからお雇い外国人を招聘し、また日本人留学生を海外に送り出した。西洋式の服装と靴も導入された。1870 年代には佩刀禁止令とちょんまげ禁止令が出された。当時の気分を知らせるものとして「文明お手玉歌」がある。子供がお手玉をしながら文明回開化の品物を１０かぞえるもので、中には写真機、蒸気船、ガスランプが含まれていた。教育を受けた者は西洋文学の翻訳を読むことが出来た。「ロビンソン・クルーソー」、「天路歴程」、「ロミオとジュリエット」などの翻訳があった。慶応大学創始者の福沢諭吉は 1860 年に明治政府の米国使節団の一員に加わることに成功し、その経験を基にして「西洋事情」を出版した。初版だけで１５万冊売れた。

明治政府は不平等条約の改正に向けて、日本の文明国としての評判を上げる努力を重ねた。この努力は外国を訪れる日本人の日常動作にまで及んだ。1870 年の日本の新聞に次のような記事が「日本人観光客の行儀の悪さ」と題して載っている。太平洋の郵便船の日本人乗客がベッドの中でタバコを吸い、大声で中国の詩を朗詠して他の船客のひんしゅくをかった。米国のホ

テルでメイドを誘惑しようと試み、壁に不適切な絵を書いた、などである。記事の著者はたとえ一人のビジネスマンの行状でも、日本人全員の不行状になると警告している

このような些少なことはさておき、日本は近代に突入した。この 1867 年には英領北アメリカ法の下で、カナダ連邦にノバ・スコシアとニュー・ブルンズウィックが加わった。そして、ジョン・A・マックドナルドが初代カナダ首相になった。1968 年 5 月 25 日にはビクトリアが BC 州の州都に制定された。これはバンクーバー島と BC 州の本土とが一つの州になってから 1 年後であった。日本では 1869 年春に皇居が京都から江戸に移った。天皇の行列が横浜を通るときに、横浜の外国人を保護していた英国兵が軍歌を演奏した。カナダは一つの国民国家となった。BC 州の二つの英国の植民地が一つになり、これから数年以内にカナダ連邦に加わった。太平洋を挟んだ日本とカナダで、ほぼ同じ年に近代国家が誕生したというのは不思議なことである。しかし、西太平洋でクジラを追いかけ、東洋に商機を探し、カナダの太平洋岸地域が中国と交易をするようになると想像した人でさえ、日本とカナダの接触がさまざまな結果を生じることになるとは想像できなかったであろう。

明治天皇は1868年の五箇条の御誓文の他にも、1871年に日本人が海外で勉学することを奨励して次のように述べた。

> 現在、我が国は旧弊な思考から新しい思考へ、完全に移行してきてる。それ故、私は賢いもの、強い心を持った者に政府を導いて欲しいと言いたい。若い時に外国を見ることが大切である。そして世界の新しい思考に目覚めて欲しい。少年、少女はやがて成人する。若い時に海外に留学して獲得した知識を、我が国の発展に使って欲しい[4]。

この政令は五箇条の御誓文と共に、日本人が海外から知識を得ることを奨励した。しかし、明治維新と共に地位と職を失った大勢の氏族や農民を海外に送る政策には至らなかった。

日本の開国と共に日本人の海外渡航の自由は回復したが、一般市民の海外渡航の制限がなくなるには、更に 20 年かかった。しかし、この時期でも学生と商人が海外に渡航することは許可されていて、1868 年から 1875 年までに 4,637 件のパスポートが発効された。主にアジア諸国に行くためであったが、1,100 件は米国およびヨーロッパ諸国に行くためであった。しかし、日本からの移民は無視できるほど少数だった。これにはハワイのサトウキビ農園に労働者として移民した中国人の惨状を、政府が憂慮したのが原因であった。中国人労働者の実態は奴隷労働者であった。1868 年に日本人 153 人が日本政府の許可なく英国船スキオト号でハワイに密航したが、中国人労働者と同じ運命に会った。安い労働力を求めるハワイの事業主から、日本人労働者を雇用するという申し出が相次いだが、日本政府は次の 17 年間頑なに拒否した。1872 年ペルー船マリア・ルズ号が、中国人労働者を乗せて横浜港に寄港したが、その船の奴隷船のような状態も、日本政府に日本人の海外移住を避けさせた原因となった。

明治政府は国内のまだ未開拓の土地に目をつけた。そして、政治的、経済的理由で北海道の開拓に力を注いだ。北海道は未開拓で自然資源も豊かであった。北海道はロシアの南下政策を阻止するために国防上も重要な地域であったので、明治初期から元士族が屯田兵として入植した。他にも本土で土地を持つ機会のない人達が、政府の支援を受けて北海道に農地と鉱山の開拓者として入植した。1800 年代の第 4 四半期に約 40,000 人の屯田兵と 557,000 人の一般人が北海道に移住した[5]。しかし、これらの人々の多くは一時的な仕事を求めた季節労働者であり、北海道に定住しなかった。また、北海道の未開拓状況に失望して本土に戻る人たちもいた。

明治時代に入り日本の人口は急増した。北海道入植はこの人口急増の十分な受け皿にはならなかった。日本人のアジア諸国への移住は、明治の最初の15年間で15,416人に留まった。朝鮮半島と中国大陸が主であったが、現地の生活水準が低く、人口密度も高く、人気はなかった。ハワイの実業家からは日本人労働者の招聘依頼が続き、日本政府も西洋列強に対して自信をつけていくに従って、これらの国に支配されていた国への移民を許可することにした。日本政府はハワイのサトウキビ農場主と契約を結び、日本人労働者の雇用を許可した。そして、その後、労働者一般の海外移住を許可した。

日本人の正式な海外移住は、1885年2月8日、ハワイのホノルルに郵便船「トウキョウ丸」から降りたった943人の農民が最初であった。これら農民は西洋式下着と股引で身をまとった広島県と山口県出身者で、無料の船賃、食事、住居、医療に誘われてハワイにやってきた。日本の生活環境と比べると天国のようにおもわれた。その後の９年間で、この３年契約でハワイに渡った日本人は28,000人余りに上った。そして、1908年までに178,927人がハワイに渡航した。この時期には他の国に移住する日本人も増加し、米国、カナダ、南アメリカ、オーストラリアへの移住者総数は91,740人であった。

1901年、オーストラリアは白豪政策を採用して日本人移住者を締め出した[6]。この政策は後にブリティッシュ・コロンビア州市民の羨望の的になった。ニュー・サウス・ウェールズ、タスマニア、ニュージーランドの議会は、アジア人移民を排除する法案を可決したが、英国国王の認可を受ける前に英国植民地省大臣ジョセフ・チェンバレンが、移民の条件として差別のない英語試験を導入するように勧告した。英語試験は既に1897年のナタール法に含まれていて、英国国王の認可を受けていた。ニュー・サウス・ウェールズ、タスマニア、ニュージーランドの議会で可決されていた移民法は、修正されて英語試験が移民の条件となった。その後、1900年にオーストラリアが誕生し、1901年に移民制限法が施行された。そして、この三年後、オーストラリアと日本は紳士協定を結び、日本からオーストラリアには学生、商人、旅行者だけが英語試験を受けずに最長12ヶ月滞在出来ることになった。

カナダに最初の日本人移住者が現れたのは、日本が開国してから20年後であった。1877年、19歳の船乗り永野萬蔵の船がニュー・ウェストミンスターに寄港した。萬蔵はカナダに残ることにした。明治政府が正式に日本人の海外移住を許可する7年前のことであった。萬蔵は生涯の46年をカナダで過ごし、1923年長崎に帰った。萬蔵はカナダで漁師、港湾労働者、商人などさまざまな職業についた。萬蔵の後に続いた日本人移住者も同様な職業に就いた。

萬蔵は非常に活動的な人間だった。先ず漁船を借りてイタリア人と一緒にフレーザー河で鮭を獲った。次にバラード・インレットで港湾労働者として働き、オーストラリア、サン・フランシスコ、メキシコ、東洋へ輸出する材木を貨物船に積み込む作業をした。一度、東洋に行って、また1884年にウェスト・ミンスターに戻ってきた。この船には香港からポート・ムーディーに来る中国人移住者500人が乗っていた。萬蔵は1884年に13人の日本人がBC州に来て、ニュー・ウェストミンスターとスティーブストンに落ち着いて漁業を始めるのを見た。萬蔵はシアトルに行き、そこから日本に行き、1892にビクトリアに戻ってきた。そこで日本製品を扱う店を開いた。数年後、塩鮭を日本、特に北海道に輸出する仕事を始めて儲けた。次に日本から嫁を貰い、ビクトリアの店を拡張し、ホテルを開き、日本クラブを創立した。

萬蔵がカナダに移住する前にも、カナダを訪れた日本人商人や旅行者はいただろう。2 本マストの帆船オービット号は日本から漆塗りの箱や盆、磁器の器を積んできて、1860 年 9 月 15 日にビクトリアで競売を開いた。これらの品物は「特別品」として、ビクトリアの金持ち連中に宣伝

された。ビクトリアの「ブリティッシュ・コロニスト」紙は全くナンセンスな内容の記事で競売の宣伝をしたが、太平洋を挟んだはるか遠くの日本への興味を掻き立てたことは確かであろう。これがその記事である。

> 競売人マックレア氏は日本人助手を伴っていた。この日本人助手は日本の服装をしている。大小日本の刀を許可された武士階級の者であるが、競売場では 10 本の刀をさして見せるだろう。この若者の名はアー・ケインでマツニック王子の甥、キャブ・ハル・ラ・ロケット・ハル・ラ・ヘ大公の孫である。ケインは帆船オービット号で日本を脱出したが、日本に戻れば逮捕され、歯が抜け落ちるまで、髪の毛で吊り下げられ、取り下ろされると小さく切り刻まれ、ハゲタカの餌にされる。もし、この運命を逃れることが出来れば、14 人の妻にかしずかれた生活を送るだろう[7]。

一体この助手は何者だったのだろう。刀をさしたサーカスの道化のように見える。まだパイオニア時代の BC 州にはさまざまなものがあった。ラクダが荷物を運んだり、金鉱町では「地上の天国」が商売繁盛であったり、ビクトリアにリトル広東町があったりした。しかし、1860 年代の BC 州では、生き身の日本人は珍しかった。馬鹿げた名前だけでなく、14 名の妻を持つという話しが付け加えられるほど、日本人は珍奇な存在だった。

> 永野萬蔵やこの珍奇な日本人以前にも、カナダに到着した日本人はいた。日本近海で難破し、日本海流に乗って北アメリカの海岸に漂着した日本人船乗りである。生死に関わらず、北米に到着した最初の日本人はこの人達であった。北米に漂着した日本人は、しばらくは沿岸地域で生き延びたであろう。もし、そうならば 1774 年に北米西海岸がカリフォルニアからアラスカまで続いていいることが発見される以前、スペイン船サンチャゴ号のフランシスコ派修道士がクイーン・シャーロット島を発見するずっと以前にこの地域に日本人がいたことになる。

鎖国時代の末期になると、遭難して漂流し外国船に救助された日本の船乗りの記録が出てくる。当時、太平洋航路を開拓していた外国船が日本の漂流民を救助した。また、北米太平洋沿岸に航路発見の探検家、商人たちが航海するようになった。徳川幕府は大型船の建造を、反則したものは死刑にするという厳しい法令で禁止したが、これが思わぬ結果をもたらした。建造を許可された小さな船は、嵐に出会うと舵が波にさらわれ、帆柱は倒れて航海不能になった。太平洋で遭難した船は黒潮に乗って千島列島からアリューシャン列島に流された。なかには更に流されて、ついには北米大陸の西海岸にまで漂流した船もあった。

1875 年までに北米大陸の西海岸に打ち上げられた日本の漂流船は 60 隻に上った[8]。この内、バンクーバー島やクイーン・シャーロット島で発見されたものもあった。後はアリューシャン列島、北米大陸のメキシコまでの西海岸で発見された。1805 年に当時ロシア領であったアラスカに漂着した日本人は、ジャパンスキーとロシア人が名付けた小さな島で生活し、漂流船を材料にして船を建造し、日本に戻ったと伝えられている。1833 年フラッテリー岬でハドソンズ・ベイ会社で働く人が、日本の漂流船を見つけたが二人の生存者しかいなかったという話もある。死んだ船員は船の片隅に埋葬をするために積んであったという。日本人遭難者の運命は苛酷であった。1927 年 11 月 1 日にフラッテリー岬で発見された日本の漂流船にはやせ衰えてミイラと化した遺体が二つあったが、その他にバラバラになった 8 体の骨があった。食料になったらしい。船に残っていた航海記録によれば、11 ヶ月まえに横浜を出港したが、嵐で漂流を始め、2 ヶ月後には船員は皆、餓死した。船はその後、北米西海岸まで漂流を続けた[9]。

北米に流れ着いた日本人には更に苦難が待ち受けていた。北米先住民に殺害されたり奴隷にされることがあった。コロンビア河の河口付近の先住民に捕まり、酋長の鍛冶屋として働いていた日本人漂流民が、1808 年に発見されたという報告もある。北米大陸北西部で毛皮の交易をしていたキャプテン・ワイスが次のような手紙を残している。

> 1883年クイーン・シャーロット島近くに日本船が漂着した。長い漂流中に船員は二人の他は飢餓と病気でやせ衰えていた。先住民が漂流船を見つけ、この二人を除く全ての船員を殺害した。ハドソンズ・ベイ会社が生き残りの二人を保護し、英国に送った。私は1834年にバンクーバーに到着した時にこの二人を見た[10]。

この二人の日本人漂流者はフォート・バンクーバーでラナルド・マックドナルドにも目撃されている。マックドナルドはプリンセス・サンデイと呼ばれた先住民を母とし、オレゴン州のハドソンズ・ベイ会社の中心人物だった。二人の日本人漂流民と自分との間に人種的関係を感じたマックドナルドは、日本に行ってみようと決心した。そして、ハワイ周辺の太平洋で捕鯨をしていた船の船長を説得して北海道沿岸に到着した。驚いたことにマックドナルドは北海道に上陸し、しばらく英語を教えて留まることを許された。ただし、上陸に際しては十字架を踏んでキリスト教徒でないことを証明させられた。

日本政府のマックドナルドの処遇は、日本近海で遭難した外国人や、死罪を覚悟して日本に帰国した日本人漂流民の処遇に比べると寛大であった。中浜万次郎は北米に来た最初の日本人とされているが、1841 年に遭難し、ニュー・イングランドの捕鯨船に救助された。そして米国で 10 年生活した後に日本に戻った[12]。しかし、日本では 30 ヶ月蟄居させられた。万次郎の英語力は幕府に珍重され、ペリー来航の時には通訳として活躍した。だが他の漂流民は難破し飢餓を生き残っても奴隷にされ、さまざまな苦難の後で帰国しても、その多くは死罪にされたり長い間投獄されたりした。

他にも日本人が古くから北米と接触していたという証拠がたくさんあるという説がある。日本語と北米先住民族のある部族の言葉に共通するものがあるのは、漂流民がこの部族の一人として暮らしたからだという人もいる。先住民が鉄を使い始めたのは、日本の漂流船から拾ったのが始まりだという説もある。1890 年代にバンクーバー島のナナイモの近くの道路建設現場で、地中深く 5 メートルに埋められていた木の箱に入った日本刀が発見された。バンクーバー船長がジョージア湾を訪れるずっと前に、日本の侍が北米探検に来て置いていった日本刀が、その後先住民の手に渡り、ナナイモで部族の戦いに使われたと言う説もある[13]。

日本が海外渡航禁止令を廃止した後でも、日本人漂流民が北米太平洋岸に流れ着いた例がある。1883 年に上海からビクトリアに向かう英国の帆船が、日本人漂流民 12 名を救助した。「これら聡明そうな 12 名の生存者は悲惨な状況にあり、雨水を飲み、食料を食いつないで 120 日漂流した。他の船員は皆死んだと言っている。」という記録を残している。この英国船のニュービイ船長は漂流民をビクトリアまで連れてきた。この漂流民が多分、BC 州の州都ビクトリアを訪れた最初の日本人であろう。カナダ植民地の官僚はこれら日本人漂流民に何もしてやらなかった。ニュービイ船長が住居と食料の世話をした[14]。ビクトリアの税関長ワイモント・ハムレイが日本人漂流民には何もしてやらないと、ビクトリアの「コロニスト」紙が非難している。この後、BC 州政府は漂流民も自分たちと同じ人間であるとして、州議会議事堂に招待している。議事堂では州政府から、カナダ太平洋鉄道が完成すれば、カナダと日本との交易が始まりお互いに理解を深めるだろうと、日本に帰国後に日本政府に伝えるように依頼され

た。漂流民はサンフランシスコに送られ、そこから日本に帰国した。ニュービイはロンドンに帰国後、日本国天皇から「気高く人道的な行動」を顕彰されたことを知った。

日本人のカナダ移住が本格的に始まったのは 1885 年である。最初は少数であったが 1800 年代末までに増加を続け、特に１９世紀終わりの数年は大勢が移住してきた。1896 年７月１日以前の日本人移住者数の正式な記録はない。1901 年が日本人のカナダ移住者が正式な統計に記録された初めである。1890 年から 1901 年までにカナダの港に到着した日本人は 15,280 人に上るが、この多くは短期滞在の労働者で、漁業などで１シーズンだけカナダに滞在して働き日本に帰国するか、または米国に行く途中でカナダに一時的に上陸した。実際、これらの人々の内 10,000 人近くは米国に行った。このことは 1901 年のカナダ国勢調査が、カナダ在住の日本人を 4,738 人と記録していることから推察できる。これらの人たちがカナダに到着したのは 1885 年から 1900 年の期間であった。20 世紀初頭は日本人移住者の数は少なかった。1900 年には 1,000 人前後、1901 年にはわずか 6 人、その後の 3 年間は正式には一人も記録に載っていない。実際の数が少なかったので記録を取らなかったのであろう。

初期の日本人カナダ移住者は、日本の下層階級の人たちであった。人口過密な本州の西端や九州の貧しい農村や漁村の出身であった。徳川時代を貧困のうちに過ごしたこれらの人々は、明治時代になっても貧困から抜け出せないでいた。農民は徳川時代の士農工商の身分制度では最下層ではないはずであったが、実際に一番貧しかったのは農民と漁民であった。徳川時代は貨幣が使われていたが、品物の価値の基準は米であった。米を生産していた農民は年貢や借金の返済を米で支払うと、やっと生き延びるだけしか手元に残らなかった。

小作農家の状況は次のようであった。ある地主が 10 年間自分の土地を小作人に任して、他の場所で生活していた。自分の村に帰ってみると、小作人の家は見違えるように立派になっていた。地主はこうつぶやいた。「小作人はあまりにも豊かに生活している。もっと年貢を高くしなければならない[15]。」地主の多くは小作人が疲弊の限界に達するまで年貢を高くした。小作人に残る米は多からず、少なからず、一家が生活し、次の年の種籾に必要な量だけだった。次のような政府の布告が小作農家の尽きることない労働と、身を削るような倹約生活を示している。「農民は思慮に欠け、先見の明もない。だから、米を収穫をした時に農夫は妻や子供に米を与えず、自分で翌年の種籾の保存をしなくてはいけない。」収穫した米を食べずに「キビ、野菜、他の雑穀を食べる」。夫婦は昼間は農地で働き、「夜は夜なべをしなければならない」。「いくら美人の妻でも、家事を怠り、お茶を飲み、物見遊山をし、野山をぶらぶら歩くようなものは離縁しなければならない[16]。」

典型的な農家はある人数以上の家族を養えず、堕胎や間引きが蔓延していた。士農工商制度の下で、穢多を除けば一番下層の商人階層が勃興し都市社会が生まれても、農民の生活は貧しいままだった。士農工商の他の階層は農民の犠牲に上に豊かになっていった。農民はもっと働きもっと生産しても、ただ年貢に取られるだけで暮らしは豊かにならなかった。

伝統的に従順で辛抱強い農民であったが、時には少しは楽な仕事を求めて都市に逃げていった。都市では肉体労働や小僧などの職についた。それでも圧政に耐えきれない時は一揆を起こした。一揆は徳川時代に多かったが明治になっても、1867 年から 1877 年の 10 年間に記録に残っているだけでも 190 回あった。明治初めの 20 年間に社会の大変動が起こった。西欧文明を取り入れ、産業を近代化し、1869 年に身分制度を廃止し、1872 年に義務教育を導入したが、農民の生活は苦しいままだった。明治初期に農民一揆は徳川時代ほどの大規模ではなく、また暴力的でもなかったが頻発した。また、農民の現状に同情的な人たちも増えてきた。

政府は西欧の列強に対抗できる日本にすることを目指して、がむしゃらに産業の近代化を推進したが、農業は比較的なおざりにされた。根本的にはまだ封建主義的社会の基礎の上に産業の近代化を図ったので、一般大衆の生活水準への影響は少なかった。影響を受けたのは 1885 年に人口の 70 パーセンをを占めていた農民で、近代化の費用を賄うために重税を課せられた。土地税が中央集権的に管理され、農民は土地の市場価格を基礎にして、毎年一定額の土地税を現金で支払わなくてはならなくなった。米の収穫の多少にかかわらず土地税は一定額であった。そのため、高利貸しから借金をして土地税を払う農民が出てきた。借金を払えず土地を取り上げられて、自作農から小作農に転落する農家も出てきた。小作農になった農民は地主に高い賃貸料を物納した。このようにして、農地は徐々に地主に集約していった。

農民でいることは絶望的なことだった。皮肉なことに産業の発展と医療の向上が人口急増を招いた。過去に農民一揆の引き金となった飢饉と疫病の危険は減少した。食料の増産が奨励され、価格が安定し、供給網が整備されたのがその要因だった。その結果死亡率は減少し、日本の人口は 1872 年の 3,500 万人から 1900 年の 4,400 万に急増した。農村地区では耕地面積に比較して人口超過が明らかになったが、この余剰人口は産業発展で吸収出来ないほど大きかった。その結果、農村に残った余剰人口は農地の取得争いを始めた。農村は過剰人口のために生活水準が上昇しなかった。このような農村の状況が農民の海外移住を促した。

農民は明治になっても、もうこれ以上政府に取られるものはなかったが、明治の新制度には懐疑的であった。無知であったが利口な農民は、自分の小さな農地にしがみつき、古くからの習慣を大事にした。農民にとって 1874 年年の徴兵令は全くのおどろきであった。徳川時代に農民は武器を所有することを禁じられ、戦いは武士の仕事とされていた。徴兵制度により 21 歳以上の全ての男子は徴兵検査を受けて、3 年の兵役に服さなければならなくなった。農民は中国を除く外国に移住して 32 歳まで日本に戻らなければ、徴兵検査を逃れられると考えた。1872 年に穢多階級が法律により廃止になると、全国で暴力的な抗議が起きた。このことは、日本社会に階級意識が根強く定着していることを示した。武士階級は徴兵制度により武器を持って戦うという自分たちの特権が廃止されることに反対した。農民もまた自分たちの階級と穢多との間の区別がなくなることに抗議した。5,000 人余りの村人が穢多の部落を襲撃して住居を破壊して火を付けるという騒動も起きた。

農民は新しい規則について服装から太陽暦まで不満に思っていたが、自分たちの少ない収入が税金で更に減収することを一番不満におもった。1873 年、鳥取で 2,000 人余りの農民が竹槍で武装し、中には銃を持って政府の建物を襲撃するという事件があった。原因は村に小学校が出来る計画があり、この建設のためにまた税金が高くなるのではないかという危惧であった。政府は愛国心を掻き立てて、このような不満を抑えようとした。しかし、政府に対して不満を抱く農民の間に海外移住の種が撒かれた。農民の中には日本が西欧の列強に追いつくという大変な目標に向かっているということを、わずかながら理解していた者もいたかも知れないが、それで自分たちの暮らしが少しでも楽になるとは思わなかった。

農民に対する圧政は奴隷制度と言ってもよいほどだった。農地の個人所有制度は確立したが、土地税が高かった。例えば、米作地には平年作の市場価値の 35 パーセントの税金がかかった。また、土地が地主に集約していく過程で、地主農家による小作人の収入の収奪も大きかった。農村では過剰人口圧力が高まっていたが、農民には農業の他に収入の方法がなかった。また、先祖伝来耕作していた農地への感情的な執着も強かった。このような状態の農村に高額な土地税が課せられたのである。農民の多くは小作で、生産物の半分またはそれ以上を地主に支払った。地主は小作人に農地を貸し、小作人に代わって土地税を払った。小作人は農業につきもののいろいろな危険を全て背負い、農業に必要な出費のほとんどを支払った。

カナダに移住してきた日本人はヨーロッパ諸国からの移住者と同様に、本国では達成できない経済的機会をカナダに求めた。また、個人の自由を求めてもいた。移住者の大部分は若く、日本の農村生活の枠に囚われない広い世界に飛び出したかった。このような冒険を可能にしたのは義務教育と新聞の普及であった。新聞で新しい、不思議な世界について読むことができた。このような記事から新しい希望と野心が生まれた。農村の生活は密接な人間関係とさまざまな伝統的な規則に守られて安定していた。このような社会では、大部分の農民はグループとしての行動が個人の意志で決めることよりも大切な生活をしてきた。明治時代の到来とともに農民の暮らしは苦しくなってきていたが、それでも従来の生活を棄てて海外に移住するには、大きな決断をしなければならなかった。

典型的な移住者は少額の現金しか持たず、英語は何も理解出来ないままで、今までの農村社会とはまるで違う社会で生活することになった。海外移住は希望、野心だけでなく、大きな活力も必要とすることだった。1900 年の日本人移住者がカナダに到着した時に持っていた現金は平均 39 ドル 59 セントであった。スコットランド人は 41 ドル 51 セント、イギリス人は 38 ドル 90 セント、ユダヤ人は 8 ドル 67 セントであった。日本人移住者の持っていた現金は、平均すると他の国からの移住者に比べて少なくはなかったが、これは移住者の中にかなりの資金を持っていた人がいたからだった。農民、漁民の移住者の現金は少なかった。資金を持っていた移住者は日本では労働者階級の上位に属する人たちで、農民や漁民のような苦しい生活をしてはいなかった。しかし、明治維新と共に自分たちの社会的、経済的位置が下がっていくと感じていた。海外移住で自分たちの財産の減少を食い止め増加させたいと思っていた。

農村では生活は集団で決めることが原則であったので、自分の意見を持つ者は農村社会に不満を持つ不適応者と見なされた。典型的な移住者には封建的な農村の集団思考の中に収まらない人が多かった。農村生活の不適応者は都会に出るか、または海外に移住した。明治の日本では「立身出世をする」ことは称賛に値した。自分に最も適したところで国に奉仕する仕事に付くことが立身出世であった。立身出世することは家の名誉であった。義務教育が普及し、19 世紀の終わりまでに就学率は 95 パーセントになった。教育は日本人の誰もが自分の地位を向上する道具を提供した。自分の地位を向上することは、そのまま日本の地位を向上することになった。このような向上心が立身出世をした人の原動力であった。「立身出世」と「文明開化」が時代の合言葉であった。個人の創造力と野心は正式に奨励された。農村の伝統的な価値観に反することがあっても、日本にとってもっと大切なことであった。

しかし、平民には生活を向上するための資産がなかった。典型的な平民は小さい農地を持つ自作農か小作農で、町に出て金を儲けようとしても、農業から他の肉体労働に変わるだけだった。特別な才能もなく、家族の蓄えも無い者は高等教育を受けることもかなわなかった。政府は盛んに個人の向上を奨励するが、祖先と同様の経済的、社会的階層に留まるしかなかった。海外移住がたとえ限度があるとしても尊敬、富、権威を勝ち取る唯一の機会であった。初期の日本人のカナダ移住者の際立った特徴は、ほとんど全員がカナダで金を儲けて故郷の村へ帰るつもりだったことである。

1885 年から 1909 年までの移住者の大部分は独身男性で、カナダで数年生活して金を儲け日本に帰るつもりであった。カナダで成功したという話しにつられて、希望的観測を持っていた。「日本で裕福になる機会はない。労働者階級が金持ちになることはない。アメリカに行けば良い仕事に就いて金をもうけ、5 年で日本に帰ってこられる。」日本を出発する時は親戚縁者が見送りにきて、錦を飾って戻ってこい、と励ました。海外移住は文明開化のためでなく、村人の出世のためであった。日本人の海外移住は国内に大きな災難があったからではなかった。アイルランドでは 1846 年と 1847 年に大飢饉が起こり、海外移住は生き残るための手段であった。1840 年以降のドイツ人の海外

移住は政治的、宗教的自由を求めてであった。国により海外移住を促した要因はさまざまであったが、共通していることは国内で達成できないことを海外で達成したいという希望であった。

人口過剰な和歌山県、滋賀県、鹿児島県、広島県からの移住者がカナダ移住者の大部分を占めた[18]。これらの県からの移住者の大部分は貧しい農民、漁民、商人であった。カナダに到着してしばらくを現地の事情を知るために過ごし、それから日本にいた時と同じ職業に就くことが多かった。和歌山県の漁民はスティーブストンの漁村に、農民はフレーザー河流域で農業を、滋賀県と鹿児島県の商人はバンクーバー、フレーザー河流域、オカナガン・バレーで小さな商店を始めた。他にも岐阜県、兵庫県、石川県、長崎県、栃木県、愛知県、香川県からの移住者がいた。大部分のの移住者は肥沃な農地と商売の機会を利用して定着した。日本からの移住者は日本での貧困、人口過剰、新しい機会の欠如などが目立った地方からが多く、反対に比較的豊かな地方からは少なかった。

カナダに移住者を多く出した和歌山県三尾村は貧しい半農半漁の村の典型であった。山に囲まれていて耕地面積は村の 13 パーセントしかなく、海岸も風が強く岩礁が多くて底引き網が使えなかった。一人あたり農業生産額は県平均より低く、村全体の生産性は和歌山県の半分しかなかった。村民の半数近くは県から支給される援助米に頼っていた。村は毎年の暴風雨と高潮で作物が被害を受けた。1872 年、この村の住民は 1,221 人であった。この年、三尾村に新たな苦難が襲った。70 隻の漁船が漁業権を大阪府の漁民に取られ漁師は職を失った。

1887 年、三尾村に転機が訪れた。大工の工野儀兵衛がスティーブストンを訪問し、大量の鮭の群れを見て大喜びした。工野は三尾村の漁師が BC 州の近海で鮭漁をする姿を想像した。このニュースを聞いて、三尾村の大部分の若者がスティーブストンに移住してきた。漁業を始めて収入が入ると三尾村に送金した。大漁の年には漁期でない時に三尾村に一時帰国した。スティーブストンの繁栄は日本軍の真珠湾攻撃まで続いが、それ以降はまた寒村に戻ってしまった。

1926 年までにカナダに移住してきた日本人のうち 1,000 人余りが三尾村と関係があった。三尾村生まれか、三尾村生まれの人の子供であった[19]。三尾村ではカナダに移住する人が多くて人口が急激に減少した。村に残ったのは貧しくて移住できない人と、カナダからの送金で暮らす人だけになった。村の産業は沈滞し、家庭生活も行政活動も低下した。しかし、移住して村から去ったと村に残された者との関係は緊密であった。村の経済は移住者からの送金に頼った。しかし、これは不安定なものであった。もし送金が止まれば村はまた以前の貧困に戻ってしまう。三尾村は他の村から人を招いて、残された農地の世話をしてもらった。三尾村では海外移住が村の生活を変えてしまった。三尾村は海外従者ををを排出した村の典型ではなかったが、南日本の農村の貧困が海外移住を促した動機をよく示している。

後から続くものに道を示したという意味で、初期の日本人カナダ移住者はパイオニアであった。本人も他の日本人もそう思った。日本人は家族、友人仲間、同じ県の仲間でグループになり移住したのでパイオニアの役割は大きかった。一人がある場所に移住したり、そこである職業に就くと、仲間が後に続いた。相互扶助の精神からパイオニアは新移住者を援助することを義務だと考えた。同じ地方からの移住者は出身地の習慣や訛りを共有しているので、移住先でもグループを作り、近くに住み、同じような仕事に就き一緒に働いた。日本からカナダに移住したグループで、このような移住者の行動が一番良く現れているのは、南アルバータのハーディビルとレスブリッジに移住して炭鉱で働いた沖縄県からの移住者グループであろう。沖縄県からの移住者は白人の敵意にたいして身を守るだけでなく、沖縄県以外から移住してきた人たちからの社会的差別にも対抗しなければならなかった。

1879 年に日本に併合された沖縄諸島は日本帝国と不可分な地方であったが、日本内地の人たちは沖縄人を社会的、知的に自分たちより劣っている者として見下していた。沖縄県人は日本の 47 の県人のなかでは一番多かったが、日本本土から遠く離れていて、社会的な差別を受けていたために、本土の人達と切り離されていた。本土の人から見ると、沖縄県人は徳川時代の身分制度で言えば士農工商の下、穢多の上であった。沖縄県人は本土風の名前をつけ、姓も漢字で表記し、生活習慣も「本土化」を図った。

このような事情から沖縄県人を太平洋の日本の植民地、ハワイ、フィリピン、台湾、北米、南米に、生活の向上を目指す移住を勧めることは易しかった。人口過剰な本土への移住は無学な農民や貧しい村に暮らす漁民には魅力がなかった。1899 年、富山久三に率いられた 27 名が沖縄からの初めての集団移民として、ハワイのサトウキビ農園に向かった。カナダと米国への移住は 1902 年に始まった。沖縄からの海外移住が盛んに勧められ、1907 年までに 1 万人余りがペルーやアルバータ州を含む世界各地に移住した。沖縄県人は移住先で未熟練労働者としての仕事を始めたが、それぞれの移住先で特別な職業に就くものが多くなった。例えば、アルゼンチンでは洗濯業と染め物業、ハワイではレストランと養鶏、ブラジルではコーヒー農園などであった。大規模コーヒー農園主となり大金持ちになるものもあった。

沖縄からの海外移住者は、自分たちが本土の日本人から差別を受け、経済的にも苦しかった時のことを記憶していて子供たちに伝えた。この結果、海外の沖縄人は結束が固く、本土からの移住者との間に溝があった。沖縄人は沖縄で本土政府の圧政から自分たちを守るために結束する伝統があった。本土から移住してきた人たちも、自分たちが沖縄人でないことを強調した。沖縄人と呼ばれることは軽蔑されことであった。沖縄人は中国文化の影響で豚肉が日常の食材であった。そのため、養豚を職業とするものもいた。しかし本土では、これらの職業は革のなめし業者、靴の製造業者、穢多とともに社会の最下層に位置づけられていた。本土からの移住者の沖縄人に対する偏見は、カナダ人の日本人移住者への恐れと矛盾の入り混じった感情と似ていた。カナダ人の日本人移住者に対する差別は、本土人の沖縄人に対する差別と同様に非情であった。

1900 年代初頭の沖縄からのカナダ移住者の大部分は南アルバータに行って、カナダ太平洋鉄道建設の仕事をした。アルバータ州には沖縄人以外の日本人移住者もいた。平原州の農場、鉱山、鉄道、ホテルなどで短期間働き、またバンクーバーに戻って行った。1907 年にカナダ太平洋鉄道はアルバータ州南西部の米国との国境付近での灌漑工事に、1,000 人余りの日本人を日本から雇う計画を持っていた。しかし地元の反対で中止した。もし、この工事が実現していたら、もっと多くの日本人移住者がアルバータ州に来ていたであろう。沖縄人は大勢南米に移住していったが、第二次世界大戦前にアルバータ州に移住して来た沖縄人は少なく、大部分は南アルバータに集まっていた。南アルバータのハーディビルの炭鉱の開山と砂糖大根を原料とする製糖工場の設立が、アルバータ州への初期の日本人移住者に仕事を提供した。その後、農地を購入できる可能性が日本人移住者をアルバータ州に引き寄せた。

オクタケ・トモサダはカナダへ勉学のために派遣されたが、後に 70 人の日本人移住者を率い、アルバータ州の鉄道建設現場で日本人グループの簿記係になった。バンクーバーで下宿屋を回ってアルバータ州に鉄道建設に行く沖縄人を探した。オクタケは第一次世界大戦中にカナダ日系人部隊に入隊したが、それ以外は他の沖縄人と同様にアルバータ州に住んで鉱山で働き、後にじゃがいも農場を購入した。

アルバータ州は沖縄人移住者が社会的に拒絶されているということを明確に認めたことはなかった。アルバータ州はこの点でハワイや外のところと事情が異なっていた。日本人が社会問題にならなかったのは、そもそもアルバータ州の沖縄人が 1941 年の段階でも 678 人とごく少なかったからで

ある。ハテライト教徒やメノナイト教徒と違い、本土からの移住者は少ない人数が散らばって住んでいただけなので、本土移住者より数の多かった沖縄移住者は本土からの移住者を拒否することはなかった。また、沖縄からの移住者にしても、広大なアルバータ州の中では目立った存在にはならなかった。本土からの移住者も沖縄からの移住者も農民階級という共通点をもっているので、どちらが社会的に上位だという意識は薄れていた。しかし、沖縄からの移住者が日本からの移住者が定着したBC州の海岸地域ではなく、遠く離れた南アルバータに定着したというのは見逃せない点である。南アルバータでは日本人の隣人の家や農地が何マイルも離れてているので、日本人が狭い場所に集団で住み、白人の目につくという問題を回避することもできた。

日本で社会的に下層階層として厳しい生活を送ってきた人たちは、カナダ移住にはさまざまな困難があるが、それ以上のものがあると期待した。家族を故郷に残し、6,000キロの太平洋を最下等船室で過ごし、カナダで厳しい現実、ストレス、ショックに対処しなければならなかった。日本人移住者が家族から離れてカナダに移住するのは、他の国からの移住者に比べてはるかに大変だった。他の国からの移住者は同じような文化や人種の人がいるカナダへの移住であり、またすでに同じ国からの移住者がカナダにいた。BC州へ移住して来た日本人は、中国人移住者、ヒンズー教徒移住者と同様に、容貌が既存のカナダ人と明らかに違っていた。本国とカナダの間には目が回るほどの相違があったが、勇気と無知の不思議な組み合わせに後押しされて、移住者は故郷の伝統的な、馴染んだ環境を棄て、異国の厳しい、敵対的な社会に新しい生活を求めてやってきた。

カナダに最初にやってきた永野や工野のような日本人の行動範囲はかぎられていたし、関係した人間の数も少ない。カナダへ偶然やって来たのであって、計画したのではなかった。カナダに来た日本人はごく限られていたのでニュースになった。例えば、ポート・ムーディーの「ガゼット」紙は1886年11月27日に、横浜から帆船エンドーラ号に密航してやってきた日本人の記事を載せている。当時の日本の村人にとって海外移住の壁は高くとても難しかった。これらの困難を乗り越えて海外移住を試みるものは限られていた。最初のころは海外移住は個人が試みた。また稀であった。こちらで一人、あちらで一人といった具合であった。日本人漂流民が北米に漂着するのと同じような状況だった。ハワイに集団で政府から援助をうけて移住したのは例外であった。しかし、これら個人の移住者からの手紙が日本の村に届くようなり、忠告や支援も受けられるようになっていった。バンクーバーには日本人移住者の集団が出来て、日本から親戚や友人をよびよせるようになっていった。カナダにいる移住者は日本の親戚や友人に手紙を書いた。村では手紙を全員が読んだ。そしてまもなく、何十人、何百人という村人がカナダに移住することを決断した。

これら後から来た移住者にBC州に既に移住していた親戚や友人が仕事を探す手伝いをした。また、親戚や友人がいなくても、日本人が支援してくれた。次に典型的な例を示す。

> 私の父は母と4人の子供を残して、一人でカナダに行った。金持ちになって村に帰るつもりだった。しかし、父は長い間戻らなかった。私が15歳になった時、父から寂しいからカナダに来てくれという手紙が届いた。それから1年以内に、私は鹿児島丸で4人の仲間と一緒に14日間の航海をしてカナダに到着した。ビクトリアに上陸して父の友人に会った。この人がポート・アリス行きの船を見つけてくれた。そこで15年ぶりで父に再会した。父に会えて嬉しかったが、私は寂しかった。私はポート・アリスの製紙工場で働きながら、父と親しくなろうとした。しかし、私は年が若過ぎ体も小さすぎて仕事を貰えなかった。父は私にビクトリアに行き、冬の間英語の勉強をするように言った。
> 私はビクトリアに行き、コルドバ湾の英国系の家で家事手伝いの仕事をするようになった。しかし、この西洋風の家で私はまた寂しくなり落ち込んだ。家の主人夫婦は私をいろいろと慰めてくれた。私は2週間頑張ったがどうしても気分の落ち込みが治らず、この仕事を辞めてバンクーバーに来た。

> バンクーバーでは日本人社会で生活できると思った。バンクーバーに到着してすぐさまパウエル街に行った。数人の日本人と親しくなった。とても親切にしてくれた。カナダに来てからはじめて落ち着いた気分になった[20]。

これら日本人移住者は漂流民のように帆船で難破し、漂流し、壊血病や飢餓、喉の乾きで死ぬなどの苦労をしないですんだ。しかし、カナダ太平洋鉄道の建設のために輸入された中国人労働者は苛酷な経験をした。1881 年に太平洋海岸地域の鉄道建設のために 2 艘の船でやってきた中国人は、悪天候のために船底にすし詰めにされ、壊血病を患い、カナダに到着したときには 10 分の 1 が死亡していた。BC 州イェールに到着すると、また死ぬ人がでて中国人はパニックに陥った。政府の担当者は埋葬が間に合わなかった。19 世紀末になると蒸気船が太平洋横断に使われ、航海日数は短縮された。しかし、移住者にとってすし詰めの航海はいまだに苛酷であった。最下等船室は地下牢とは言えないまでも、蒸気が立ち上り、豚小屋のような臭気に満ちていた[21]。19 世紀初めにヨーロッパからの移住者を運んできた帆船と状況はあまり変わりなかった。船室を清潔にしておくことなどできなかった。船の食事も十分でなかった。悪天候の時は作り付けのベッドで悪臭に悩まされながら寝た。

1900 年 4 月 20 日に 960 人の日本人移住者を乗せた蒸気船ミロス号がビクトリアに到着した。移住者はカリフォルニア、フレーザー河の魚加工工場、カリブー地域の鉱山へと散っていった。この船に乗っていた黄疸気味の眼をした白人が次のように書いている。

> 日本人のいる船室を見れば、日本人は清潔な民族などと言う妄想は吹き飛んでしまう。廊下はゴミだらけで臭気に満ちている。ミロス号が海上のどこにいるかなど質問する必要はない。臭気でどこにいるか分かる。

更に続けて、見るからに不思議な格好の日本人移住者について次のように書いている。「ただ呆然としているだけの茶色の日本人の集団は、半分西洋化した東洋人を研究するのにはよい対象である。ほとんど全員がヨーロッパ風と称される格好をしているが、全く似合わない。多分、神戸の町を歩いていて英国バクスター街の洋服屋につかまり、こんな格好になったのだろう。茶色のメークアップもこうするのがヨーロッパ風と思ったのだろう。フランネルのシャツを着て革靴を履き、短めの外套を着ている者もいる。セルロイド製の襟のついた夏用のシャツ着て、ヨット用の靴を履いたものもいる。ツイードの上着を着て長靴を履いたものいた。そして、だれもが帽子をかぶっていた[22]。」

船室の悪臭やその他の不健康な環境は、最下等の船室で大洋を渡る人たちにはごく普通の条件であった。日本人移住者は西洋の労働者階級が纏うような衣服を着ていたが、似合っていなかった。日本の都市の住人でも、この時代に西洋式衣装一式を揃えられるほど裕福ではなかった。西洋風の衣装と日本の衣装を混ぜて着るのが普通であった。例えば、上半身は着物、下半身はズボンといった具合であった。こんな話もある。カナダ太平洋鉄道の建設現場でフロックコートに山高帽の日本人が働いていた。そして、「目立つのでさぼるわけにはいかない。」ともらしていた。これはコロニスト紙に載っていた記事であるが、数年前であればユーモアな記事になっていただろうが、1900 年になると日本人に対する反感が高まっていたので、日本人を皮肉る記事になっていた。

カナダ太平洋鉄道がバンクーバーまで到達すると、カナダと東洋諸国の交易が増加して太平洋を横断する船舶も増えた。1886 年 6 月 14 日、太平洋を横断する初めての客船アビッシニア号が、横浜からビクトリアの航海を 13 日と 14 時間で完了した。この客船の姉妹船であるパーシア号とバタビア号も同様の性能を誇った。これらの船は以前は中国の労働者をカナダの鉄道建設のために運搬

してきた。そして当時は客船になり東洋の茶、手紙、一等船客を運ぶようになった。バンクーバー港には多くの客船が停泊するようになった。1891 年には最初の「皇后号」がバンクーバーに寄港した。それからまもなく、日本政府の援助で設立された日本郵船も太平洋航路を開始した。これらの客船と貨物船は従来の太平洋横断にかかった時間を短縮した。

日本人は行き当たりばったりにカナダに移住したのではない。日本政府が最低限の管理をしていた。日本人は自分の意志で移住を決めることは出来たが、移住に必要なパスポートを取得するためには、戸籍を警察に提出して検査してもらうことが必要だった。海外移住斡旋業者が移住希望者を海外に送るには、次の手続きが必要だった。外務省からある一定の数の移住者を海外に送る許可をもらう。外務省はこの人数を移住者を募集する県庁に送る。業者は県庁に行って移住者を募集するという手続きをするであった。この方式のもとでは海外移住には日本政府の許可が必要だった。また、海外移住希望者は移住に必要な条件を満たしていることを証明するために、親戚や友人を保証人にしなければならなかった。一旦カナダに到着すると、領事館に届けを提出する義務もあった。

このような手続きは実際は移住者に代わって海外移住斡旋業者が行った。ハワイ移住の場合は斡旋業者がハワイの大規模サトウキビ農場主と緊密に連絡をとっていた。日本政府は日本人海外移住者が移住に関して不当に扱われることを防止するために、海外移住斡旋業者は内務省に登録することを義務付けた。これら業者が海外移住の実際の仕事を請け負い移住者の世話をした。海外移住斡旋業は隆盛を極め、1900 年には 12 社、1907 年には 17 社に上った。しかし、1908 年に満州と朝鮮への移住を担当していた 3 社を除いて禁止された。これら海外移住斡旋業者の背後には地域の有力者、資本家、政治家、その他諸々の人間がいた[23]。業者は急いで利益をあげるために熱心に海外移住を勧誘した。斡旋業者は農民や労働者が日本の現実に不満を持つことを利用して海外移住を勧め、しばしば海外移住希望者に移住費用を捻出するために土地やその他の資産を売却することを勧めた。

斡旋業者は手数料として一人当たり 25 円をとった。これには移住先での世話、病気や貧困で帰国する羽目になった時の帰りの運賃が入っていた。日本の農民は自分で海外移住手続きをすることが難しかったので、これら斡旋業者が横行した。業者は貧しい農民や労働者の海外移住を可能にしたが、業者の目的は利益をあげることだった。こららの海外移住希望者は衣服と船代、移住した当座に現地政府の生活援助を受けないようにするための資金を斡旋業者から金を借りた。

斡旋業者は手数料を稼ぐために、しばしばカナダで金をもうけることは易しいと強調して移住希望者の夢を膨らませた。カナダが黄金郷であるという神話を作ったのは、実は海外移住斡旋業者であった。新聞広告、チラシ、パンフレット、旅行業者などもこの神話の拡張を手助けした。1900 年のカナダ王立委員会の諮問会で、海外からカナダへ移住する人たちから利益をあげる一連の業者が結託していた実態が明らかになった。これら一連の業者には次のようなものが含まれていた。移住斡旋業者、客船会社代理人、下宿の経営者などであった。また、カナダに到着した移住者に仕事を斡旋するギャングのボスもこの一連のビジネスに不可欠な存在であった。

日本政府の規則によれば、海外移住者は 3 年海外に居住したら帰国することになっていた。日本政府はこの段階では日本人の永久的な海外移民を望んでいなかった。詳しくは下記のような状況であった。

日本の法律によれば、全ての日本人は生まれ故郷の県で戸籍を登録し、政府の許可なしに他県に移動できないことになっていた。海外移住の場合はパスポートを取得する必要があった。政府は日本人が日本国に忠誠であるかぎり、3 年間海外に居住できるパスポートを発行した。このような規

則の下で大部分の海外移住者は 3 年以内に帰国した。海外に定住するつもりの移住者はほとんどいなかった。そもそも、海外移住の目的が留学または短期の出稼ぎであった[24]。

初期のカナダ移住者は季節労働者か短期滞在者が大部分であった。日本政府の設けた 3 年の期限は実際には拘束力を持たず、移住者は次第に長く滞在するようになっていった。日本政府の移住規則の不思議なところは、日本人が一旦日本を離れると、移住先の移住者に対して何らの統制も出来ないとされていたことだった。例えば、日本からハワイに移住した人は、ハワイからカナダに自由に移住できた。日本からカナダに移住した人も、出国する時の借金を返却した後にカナダに定住することができた。カナダには日本領事館があったが、移住者を日本に帰国させることは出来なかった。

1884 年から 1900 年の BC 州には常に低賃金労働者の需要があり、移民は簡単に仕事に就くことができた。例えば、フレーザー河河口で鮭漁をする日本人漁師は、1899 年までに 1,955 名に膨れ上がり、それからすぐ後に人種間紛争の要因になった。鮭漁に従事する日本人移住者の急激な増加は、当時の BC 州の漁業資源は未開発であり、利益をあげる機会が大きかったことを示している。

この時期に 500 人余りの日本人移住者が BC 州の炭鉱で働いていた。最初の一団は 1889 年にバンクーバー島のカンバーランドの炭鉱に来た 24 人であった。そして 1890 年代初頭には 130 人が神戸移民斡旋会社や明治移民会社の仲介で、主にダンスムイヤーの経営するウェリントン炭鉱に来た。

森林の伐採と製材業は日本人移住者の働く場所として、漁業、炭鉱に続いて 3 番目に大きかった。バンクーバーのヘイスティング製材所では 1899 年までに「1 日 1 ドル寝食付き」という条件で、日本人移住者が働いていた。ハワイから 1,000 人余りの日本人がカナダに移住して来て、1900 年までに BC 州各地の伐採現場、製材所、パルプ工場で働くようになっていた。BC 州で最大の三つの製材所では 1900 年までに、年間 270 万メートルの製材を輸出していた。この三つの製材所は全部で 968 名を雇用していたが、そのうち 22.6 パーセントにあたる 219 名が日本人だった。製材業では日本人が中国人に代わって急速に雇用されるようになった。日本人の 1 日の賃金は 1.00 ドルで、当時の白人の賃金の 1.50 ドルから 2.00 ドルよりずっと安かった。製材業では 4 人に 1 人が日本人になった。日本人移住者によって仕事を奪われると危惧する者にとっては見過ごせない数字だった。

1900 年までに BC 州での日本人移住者は、労働集約的で特別な技能を必要としない職業で働くようになっていた。日本人は鉄道建設でも働くようになった。カナダ太平洋鉄道、カナダ・ナショナル鉄道、グランド・トランク鉄道などが何百人という日本人契約労働者を、線路の敷設、鉄道操車場の整備、駅舎の仕事、鉄道会社が運営するホテル、食堂車での仕事などに日本から呼んだ。だんだんと日本人が働く産業が拡大していった。1893 年以前の日本人の職種は料理人、家事手伝い、水夫、ホテルのボーイなどの 6 っつに限られていた。しかし 1900 以降は撞球場の管理、菓子作り、乾物屋など 12 の職種に広がった。

しかしこの頃は厳しい肉体労働が主であった。その上、季節的な仕事なので、仕事は季節によりあったりなかったりした。日本人移住者はこのような仕事に耐え、カネを稼いで借金を返し、日本に送金できるようになるまで働いた。農地や店舗を購入することを目的に働いていたものもいた。低賃金からのがれ、社会的な地位を獲得するために、労働集約的な仕事から新しい仕事に移るものも出てきた。特に農業を始めるものが多かった。初期の日本人移住者で農業を始めるものはごく少なかった。日本人移住者の多くが農村出身者であることを考えると不思議に思えるが、農地を買う、または借りる資金が無かったことが原因である。日本での農業経験をカナダで活かせた移住者は初期にはほとんどいなかった。

初期の移住者は職を求めてBC州の各地を転々と移動したものが多かった。漁師であっても漁期以外は伐採の仕事などをした。ある程度のカネが貯まると日本に帰るものもいた。鉱山の仕事は人気がなかった。また、開山、閉山など仕事が不安定であった。1890年代にカンバーランドのユニオン炭鉱に契約労働者として来た200人余りの日本人がその例である。独身の若い人が多かったこの一団はBC州を転々と移動した。

> カナダに来た日本人はカンバーランド炭鉱に行き、そこで2年余働いたが炭鉱は閉山した。ストライキも労働争議もなかった。石炭市場は不況だった。日本人は仕事を探しにいろいろなところに散っていった。農業を始めたものもいた。30人余りがBC州内陸部のカリブー地域のホースフライ・水力鉱山のパイプライン敷設の仕事に夏だけ行った。漁に行ったものも伐採に行ったものもいた。自分で屋根の材料を作るものや、鉄道会社に行くもの、米国へ行くものなどさまざまであった。とにかく、カンバーランドの炭鉱で働いていた日本人は全ていなくなった[25]。

初期の移住者は日本で長く伝統的な生活を送ってきたにもかかわらず、カナダに到着すると驚くほど活動的になり仕事を変え働く場所も移動した。

移住者は新しい雇用者と契約を交わしてから移動したが、仕事があるという噂を仲間から聞いて移動する者も多かった。BC州北方のスキーナ河河口の鮭漁はヨシザワ・ヤスキチが開発したとされている。バンクーバーのヘイスティングス製材所を辞めたヤスキチは、1891年4月8日に3人の日本人と一緒にBC州北方の調査に向かった。極めて原始的な海図と地図だけを頼りに、4人は手漕ぎの舟でBC州の海岸を苦労しながら北上した。そして、バンクーバーを出てから42日後にスキーナ河の河口に到着した。スキーナの人たちは初めて見る日本人に驚いた。4人は缶詰工場で働きながら、バンクーバーの仲間にスキーナに来るように勧めた。他にもBC州の海岸線に沿った良い漁場を見つけた日本人がいた。例えば、1900年に向井という日本人がチャイナ・ハットの近くの漁場を見つけた。

初期の移住者は身一つでカナダにやってきた。義務教育を受けたので日本語の読み書きは出来た。最下等船室で太平洋を渡るには50ドル、当時の100円かかったが、このカネを自分で工面出来ない者は親戚や友達から借りた。その結果、カナダに来てからは乏しい収入の中から借金を返さねばならなかった。この船賃は移住者の生活状況から見ると大金であったが、カナダで稼ぎ、倹約生活をして貯金し、借金を返せると確信していた。辛い仕事と倹約生活は日本で慣れていた。

1907年までの初期の移住者は全て男性だった。カナダでは厳しい暮らしを予想していた。体に楽な暮らしを期待してカナダに来たものはいなかった。妻帯者はいなかったので、移住者は仲間と粗末な家、会社の寮、伐採現場、鉄道建設現場、漁場近くのキャンプで生活した。冬になると町、特にバンクーバーに戻り、仲間と安下宿に泊まった。1日1ドルの労賃を身なりを整えたり楽な生活のために使ったものはいなかった。出来るだけ多くのカネを貯めて、出来るだけ早く日本に帰ることを目指していた。日本に帰らないときは両親や他の家族に送金をした。既婚者も稀にいて妻や子供に送金した。

日本人移住者は敏捷で手作業が上手で体も丈夫だったので、仕事は問題なく見つかった。移住者は若くて身体の回復力も高かった。当時の移住者の平均年齢は22,8歳で、4分の1が15歳から19歳であった[26]。日本は1872年に義務教育を施行しので、日本からの初期の移住者は少なくとも小学校6年の義務教育を終了していた。義務教育を受けていないものはごく少なかった。後の移住者には中学またはそれ以上の教育を受けたものが4.5パーセントいた。移住者全体では98パーセントが日本語の読み書きができた[27]。母語読み書き能力は、他の国からの移住者より高かった。しかし、

英語能力は他の国からの移住者に比べてずっと低く、カナダにしばらく滞在しても改善されなかった。1924 年にある程度信頼できる英語能力の調査があり、それによれば日本人移住者の 73.8 パーセントは、すでにカナダで数年過ごしたにもかかわらず「英語を読む、書く、聞いて理解することが出来ない」とされた[28]。身振りや片言の英語でコミュニケーションをとっていた。英語を理解できるものは極く少数だった。毎日を日本人と一緒に仕事をし一緒に過ごしたので、英語を母語として話す人と接触がなかった。これが英語の進歩がなかった理由である。

日本人移住者は英語能力が欠如していただけでなく、カナダの習慣や価値観にも無知であった。このことは白人社会と接触する上で不利であった。しかし、日常生活は英語を理解できなくてもやっていけた。英語を理解できるボスが雇用主との仲介役をしたからである。カナダに永住する気がないことと、毎日の長時間労働が英語を学ぶ機会と気持ちを奪っていた。英語能力の欠如が日本人移住者が自分たちだけの社会を作りカナダに同化できない原因になった。英語が出来ないことからくる滑稽な話も多い。

> 山本という英語ができない若い移住者がいた。英国系カナダ人の農場で雑役をする仕事をしていた。毎朝、豚に餌を与えるのも仕事だった。ある朝、子豚が 4 匹生まれた。農場主に知らせたくて辞書を引き「ベーコン」、「子供」、「声を上げる」という単語を見つけた。早速、農場主の所に行き、「ベーコン、子供、声を上げる、ブーブーブー」と言った。農場主は何を言っているのかわからなかったが、豚小屋でなにか起こったことはわかった。豚小屋に駆けつけると子豚が 4 匹生まれていたことがわかった。この日以降、山本は農場で「ベーコン少年」と呼ばれることになった[292]。

他にも日本人移住者が英語に困ったことを示す面白い話がある。

> 私は卵が買いたかったので、石を拾い、お尻のあたりから床に落として両手をバタバタさせた。店主はそれをみておかしがり、何回も同じことをしてくれるようにせがんだ。

50 年もカナダに住んでも、まだ英語を話せいない日本人女性が次のように言っている。「私はスティーブストンに住んいるので英語が話せなくても何も問題はないです。ここは日本と同じです。」

やがて日本人移住者の中にカナダに永住する決断をするものが出てきた。カナダで家庭を築き、専門職に就くためには英語を理解する必要があった。移住者は自分たちで学校を作り、仕事の後の夜間に英語を学んだ。英語を学ぶ手段として「学校少年」いうものが移住の初期からあった。住み込みで一月 5 ドルから 10 ドルの賃金を貰い、家事の手伝いをしながら学校に通った。日常生活に必要な英語能力以上を目指した学校少年が多かった。初めは英語が全く出来ず、学校で校長から年齢と祖国をたずねられても答えられなかった学校少年も「英語で考える」ことが出来るまで英語を習得した。

学校少年の一人が次にように回顧している。

> 私の学校少年という「職業」を羨むものはいなかった。私は自分の野心をしっかりと守っていかなくてはならなかった。週日は毎朝 6 時に起きて、住み込んでいる家の家族の朝食を用意し、後片付けをしてから学校に行った。学校から帰ると家事をして、夕食の支度をした。夕食後に急いで夜間学校に行った。ここで 1 次間半の勉強をしてから急いで家に戻り、夕食の片付けをした。その後、主人の奥さんが英会話を少し教えてくれた。その後で昼間と夜間の学校で習ったことを復習して、次の日の予習もした。最初は冬の間だけ 3 年間、そして次には 1 年中の 3 年間、私は英語の本を読みカナダの習慣について学んだ[30]。

日本人移住者は漁業、鉱山、鉄道、伐採と製材業で仲間と一緒に季節労働をした。白人労働者との接触はなかった。多くは熟練を必要としない簡単な仕事をした。例えば、製材所では木材の積み降ろし、貯木場で木材の積み重ね、おがくずの掃除などである。最初は少数で働いていたが、人数が増えるにしたがってボスの下で一団となって働くようになった。ボスが仲介役になって賃金を支払うようになった。ボスが雇用者と交渉して契約し、移住者を現場の宿舎まで連れていき、現場の仕事を管理した。ボスはこのサービスに対して報酬を得た。また、ボスが移住者に仕事を見つけると1日あたり10セントまでの手数料をとるのも通常であった。ボスにとってこのような労働者の一団を作って仕事を斡旋するのは儲かる仕事になり、日本からも労働者を募集するようになった[31]。

日本人移住者はカナダに到着するとまっすぐに下宿屋に行った。ここはボスや日本の移住者斡旋業者が、カナダの雇用主に斡旋する労働者を集めるために好都合の場所になった。日本人の移住の初期には、このようなボスがカナダの雇用主に日本人移住者を斡旋する時に提示する賃金が、カナダの平均よりずっと低かった。1900年以前には日本人移住者の賃金を白人や、時には中国人労働者より低くして仕事を取ることが多かった。また、日本人移住者が増加するにつれて、バンクーバーやビクトリはでは雇用斡旋業者が林立した。このような仕事で財産を作った日本人もいた。

雇用斡旋業者は移住者の雇用を左右出来たので、移住者から利益を搾り取ることが出来た。移住者は仕事現場の仮住宅、使わなくなった貨物車、ぼろぼろになった家屋などで暮らした。斡旋業者はこれらの現場に食料と衣服を供給した。このようなサービスに雇用主と移住者から二重に手数料をとった。これは良い商売になった。この業種が一番盛況であった1907年には日本から15,000ドル相当の品物を輸入して、現場に供給する斡旋業者もいた。また、病院保険としてひと月50セント、郵便物のサービスに更にひと月50セントを取る業者もいた。安い賃金で働く日本人移住者にとっては辛い出費であった。

斡旋業者にとっては移住者の福祉より自分の利益が大切だった。しかし、斡旋業者は特別な技能も持たず英語も話せない日本人移住者に仕事を確保した。斡旋業者は白人雇用主から移住者を保護する役目も果たした。白人雇用主は斡旋業者と交渉するだけで、移住者との直接の交渉はないのが通常だった。白人雇用主の一人が次のように述べている。

> 魚を買うときは魚屋に行く。日本人を買うときは日本人のボスの所に行く。労働シーズンの初めにボスにすこし手付き金を払っておく。すると、ボスは私に移住者を紹介する道徳的な責任を負う。シーズン初めにボスが斡旋できる労働者の数を知らせに来る。この人数によって手付金の額を決める。ボスは自分で労働者を集め、賃金を払う場合もある。我々はボスと契約を結ぶだけで労働者を集めることが出た[32]。

明らかにボス制度は日本人移住者の安全を保証し、異質な世界から身を守る防御壁になった。日本語を話し、日本食を食べ、日本人と働いて寝起きできた。実際、移住の初期には日本の村とカナダの仕事場にあまり違いはなかった。一日の大部分を白人社会から隔離されて過ごした。白人との交渉は全てボスや斡旋業者がしてくれた。日本人移住者は白人雇用主、ボス、斡旋業者にとって単に利益を得るための低賃金労働者という資産に過ぎなかった。移住者の中には、これは奴隷と同じではないかと思ったものもいた。しかし、日本の父権的社会に馴染んだものには、不満を漏らす理由はなかった。ボスや斡旋業者に仕事を頼り、もし必要なら借金をすることも出来た。このような借金は賃金から天引きされた。

日本人移住者には次のような特徴もあった。男性ばかりの世界で、日本の家族から切り離され、落ち着きがなくイライラしていた。日本の村と家族の緊密な人間関係の制約もなくなった。季節労働者は冬の間は仕事がないものが多かった。仕事のあるときは仕事から仕事へ、ここからあそこへと移動した。しかし、産業によって労働シーズンが決まっていた。労働需要の山と谷があった。仕事から仕事へと渡り歩いても仕事のない季節があった。冬の仕事のない時に、稼いだカネを賭博や飲酒に散財するものもいた。移住者の中には、すぐにまた規制に縛られた日本の生活の戻るので、カナダの生活は気楽で責任もないと感じ、若さにまかせて放蕩するものもいた。単調な季節労働と放蕩の繰り返しから逃れられないものもいた。また、日本に残した妻や子供を思い、つまらなくはあるがまともな生活を送るものもいた。

「私がスティーブストンに着いた時、スティーブストンには日本女性は 3 人しかいませんでした。そこは短気な男ばかりの村でした。白人が日本女性を見物するためにスティーブストンに来ました。」と 1889 年に 17 歳で夫と生活するためバンクーバーに来た日本女性が回想している。

> 私たちは最初は乞食のような生活をしていました。バラードの入江で魚を獲って晩飯のおかずにしました。その後、ヘイスティングス街に雑貨屋を開いて、製材所で働く移住者をお客にしました。お金を全部お酒に使ってしまわないように、わたしに預けていた人もいました。しかし無駄でした。私たちはついにお店を閉めました。品物を付けで買った代金を返却できる人がいなくなったからです[33]。

1890 年代のホノルルの日本人街では賭博組織のクラブや売春宿が盛況だった。しかし、BC 州には独身者や家族から離れた日本人男子移住者を相手にするこのような施設はなかった。日本から呼ばれてきた売春婦が数名いただけだった。しかし、新聞にはときおり日本から女性が不道徳的な商売に従事するために送られてきたが、RCMP に摘発されて国外追放になったという記事が出た[34]。日本人移住者には、自分たちより先に日本人売春婦がカスロー、スローカン、レベルストーク、ネルソン、クランブルック、エドモントン、メディスン・ハットに来ていたと言うものもいた。日本人移住者以外を客にしていたと言われている。新移住者の一人はレベルストークで日本人売春婦が日本人を相手にしてくれなかったと文句を言っていた。

日本人移住者は、他の国からの移住者と同様に、短期間でカネを儲け故郷に錦を飾ろうと夢見たが、その夢はすぐに消えた。16 歳の移住者が次のように書いている。

> 私はカナダに到着してしばらくすると失望、孤独、望郷で心がいたんだ。日本から離れたこの国は「乳と密の流れる国」ではなかった。私は日本で信じていた数年経ったら金持ちになって、母のいる故郷に帰るという夢が実現不可能だと悟った[35]。

カナダの日本人の歴史は 1942 年の集団強制移動までは、カナダの西端の州の日本人の歴史であった。1901 年にカナダにいた 4,738 人の日本人の 97 パーセントが BC 州にいた。BC 州以外の日本人 141 人でその分布は、18 人が平原州、29 人がオンタリオ州、9 人がケベック州で、ノバ・スコシア州が 1 人、そしてユーコン準州に 84 人いたと国勢調査に載っている。そして時代が下ると日本人の BC 州への集中はますます強まり、BC 州内の幾つかの地域にかたまって住むようになった。なぜ日本人移住者はロッキー山脈の東に行かなかったのだろう。少なくとも広大で人の住んでいない土地がたくさんあった平原州まで行かなかったのだろう。どうして BC 州に留まって主要産業で他の人たちと激しく競争したのだろうか？

カナダへ来た移民はカナダで最初に上陸した場所に集中する。日本人移住者も例外ではなく、ビクトリアとバンクーバーの二つの上陸地に集中した。BC 州はカナダの西の端の州で日本に一番近い

州であった。日本人移住者はカネを貯めて日本に帰る夢を持っていたので、日本に一番近いBC州に留まりたかった。船賃を借金などでやっと工面してカナダにたどり着いた日本人移住者には、あるかどうかわからない仕事を求めてカナダ東部へ移動する金銭的余裕はなかった。BC州には仕事を探す手伝いをしてくれる日本人がいた。また、初期の移住者が来た頃はBC州は開発ブームで仕事があった。

日本人移住者はまだパイオニア気分の残る荒々しいBC州では、他の日本人と一緒にいたいという気持ちが強かった。日本の集団の絆の強い社会で育ったことも、カナダで人種差別を受けて皆で一緒に身を守る必要があったことも、日本人をBC州に集中させた。カナダ東部はすでに古い移民に占領されていた。平原州は広すぎて何もないように思えた。そのため、初期の日本人移住者はBC州のフレーザー河河口流域とビクトリアに自分たちだけの社会を作り生活した。日本からカナダに渡航したときの船が着いた港町とその周辺、それに仕事が簡単に見つかる町に定着した。このような場所で小さなビジネスを始めた人は、後に日本からの移住者が増加すると、この人達を客にしたビジネスを拡張していった。缶詰工場、鉱山、製材所、農場などの仕事がある場所に移動した人たちも、同じ地域の日本人と緊密な関係を持った。

BC州の自然環境は他の国からの移住者も魅了したが、日本人移住者も日本の故郷と同じように美しい自然環境に引きつけられた。弧を描く日本列島は火山の多い島国であり、海に周囲を囲まれた美しい国である。BC州には長く変化のある海岸線、沢山の島が点在する海、緑の森のある山、春霞のたなびく風景など、故郷の風景を思い出させるものがたくさんあった。日本からの移住者を乗せた船はジョージア海峡を通ってバンクーバーに到着した。周囲の山々、海岸線、海、緑の多い町などの景色は移住者を感動させた。日本の自然もBC州の自然に劣らず美しいが、両者には決定的な相違があった。日本には自然資源が不足していたが、BC州には豊富にあった。人口密度の低いBC州では自然資源の開発は始まったばかりであった。日本からの移住者がこれら自然資源の開発にかかわる機会が豊富に存在した。

日本からの移住者はBC州の南西の一角に集中して定着したが、それだけでなく、仕事のあるところには何処でも行った。BC州の自然資源は州内に散在していた。鉱山、製材所、農地、缶詰工場などもBC州内に広く散らばっていて、一つの産業拠点から隣の産業拠点まで何百キロと離れていることも多かった。日本からの移住者はBC州の広大なことを知るようになる。また山脈によって交通が遮断され、山脈の間に孤立して生活している人たちもいることがわかった。気候、土壌の相違もあった。BC州全体としてみれば、西には太平洋があり東にはロッキー山脈があって他の地域から区切られていた。日本人移住者は仕事を追いかけてBC州を広く移動した。鉱山、バンクーバー島やフレーザー河河口付近の製材所や缶詰工場、バンクーバー島のコモックス、ナナイモ、カンバーランド、ポート・アリス、ケメナス、ニュー・ウェストミンスター、フレーザー河流域の農村、BC州内陸部の乾燥地帯のカリブー、緑の谷間のクーテネイズ、オカナガンなど各地で仕事をした。スティーブストンから船で北上してウッドファイバー、ブリタニア・ビーチ、ベラ・クーラ、リバーズ・インレット、ナス河、スキーナ河まで漁場を求めて行った。ユーコン準州に近いアトリンの鉱山まで出かけたものまでいた。（目次に戻る）

中国人、日本人、インド人は誰も選挙人名簿にも登録できない。また、どのような選挙にも投票できない。

ブリティッシュ・コロンビア州選挙法

カナダ西海岸の入植者は、入植の初期からこの地域を英国からの入植者に限定しておきたかった。ハドソンズ・ベイ会社はここを英国人の植民地として、米国人や他の望ましくない国からの入植者から防御する意図を持っていた。実際、ハドソンズ・ベイ会社は 1849 年に英国政府からブリティッシュ・コロンビアを英国国籍者のための植民地にするという条件で管理権を譲渡してもらった。英国の新聞広告に応募した最初の入植者が、1849 年にブリティッシュ・コロンビアに船で到着した。ブリティッシュ・コロンビアの入植者人口は 1858 年になってもわずか 450 人であった。しかし、1858 年に始まったゴールドラッシュで定着者と一時滞在者が急激に増えた。この時にビクトリアに初めて英国人以外の移住者が来た。この中にはカリフォルニア州での迫害を逃れてきた 35 人の黒人が含まれていた。ゴールドラッシュ時には中国人も入ってきた。この時英国からの入植者は東洋の国から太平洋を渡ってブリティッシュ・コロンビアに来る方が、ヨーロッパからホーン岬を回る長い航海をして来るよりずっと簡単なことがわかった。

白人入植者はブリティッシュ・コロンビアを白人だけの植民地にしておきたかったが、同時に開発には労働者が必要なことも知っていた。ゴールドラッシュが終了すると、ブリティッシュ・コロンビアに残った金鉱探しの一時滞在者は 8,500 人だけになった。労働人口が増加しなければブリティッシュ・コロンビアの発展は望めなかった。しかし、白人入植者は白人以外の入植者が増加することを心配していた。「正しくない」種類の入植者を排除しようとしたが、そうすると労働力が不足した。ブリティッシュ・コロンビアを管理するハドソンズ・ベイ会社はカナダ自治領に参加するか米国に参加するか迷っていたが、カナダ自治領政府と交渉してカナダ自治領に参加することを決めた。この時の条件としてカナダ自治領政府は、カナダ太平洋鉄道をカナダ西海岸まで延長することを約束した。この鉄道建設に必要な労働者ですぐに供給可能なのは、東洋からの中国人移住者だけだった。そして中国人移住者の増加はブリティッシュ・コロンビアの人種構成を変えて「東洋人問題」が始まるきっかけとなった。

1886 年 7 月、モントリオールからポート・ムーディーに最初の旅客列車が到着して、カナダを大西洋から（モントリオールまではセントローレンス河を通って）太平洋まで陸路で結ぶ夢が実現した。これを機会にブリティッシュ・コロンビア州では経済ブームと入植者の急増が始まった。1886 年 4 月 6 日にバンクーバーに市政が敷かれて数週間以内に市内の人口は 2,000 人に増加した。そして、２年後には 8,000 人に達した。いろいろなところからやって来た人たちだが、バンクーバー社会に受け入れられていった。例外は中国人とごく少数の日本人であった。入植者の大部分は英国系の人たちであった。英国系の入植地であることを州名が明確に示すように、英国系入植者は自分たちの伝統を守る社会を作った。そして、他の入植者は英国風の社会に短期間に同化出来ない「望ましくない」人たちだとして入植を拒否しようとした[1]。

カナダ太平洋鉄道の最初の旅客列車が太平洋岸に到達してから後の１５年間の BC 州の産業発展は凄まじかった。人口は 1901 年までに 178,657 人に膨張した。主に英国系であったが、東洋系が徐々に英国系社会に浸透していった。「白人の BC 州」を理想とする人たちは、いつか東洋系の勢力のほうが強くなるのではないかと心配を始めた。1901 年に日本人は 4,597 人と少数であったが、中国人 14,885 人を合わせると、日本人と中国人で BC 州総人口の 10 パーセントを占めた。

「東洋人問題」は初めは中国人だけが対象であった。1858 年にフレーザー河で砂金が発見されるとゴールドラッシュが始まり、カリフォルニアから 2,500 人余りが BC 州に来た。このなかには大勢の中国人もいた。中国人は引き続きカリフォルニアからだけでなく、中国からも直接 BC 州に来た。中国人は BC 州の白人社会では「同化不可能」の望ましくない人種とされた。1860 年には既に中国人の増加を抑制するために、特別な税金を中国人に課すことを標榜する人たちがいた。BC 州が「連邦結成」でカナダ連邦に参加してから初めての州議会で、参政権を先住民と中国人を除く全ての住民に拡張した。これ以降ほとんど毎年、州議会では中国人が「BC 州住民の害になる」という理由で、中国人の移住を制限しようという提案が出された。1876 年には巧みに偽装された動議が提出された。「18 歳以上の男子で頭髪を長く尻尾にように垂らしているもの（辮髪）には、1 年 10 ドルの税を課す」というものであった。また、2 年後には、「カナダ太平洋鉄道は男子で頭髪が 14 センチ以上の者は雇用しない」という提案もあった。馬鹿げたた提案ではなかった。カナダ自治領の連邦制度の下では、カナダ自治領政府だけが外国人に課税する権利があり州政府にはなかった。この「馬鹿げた提案」は実はこの制限を巧妙に迂回するもので、外国人ではなく特定の髪型の人（中国人が主）に課税するいうものであった。

1881 年にカナダ太平洋鉄道の建設が始まると東洋人問題は表面化した。何千人という中国人が中国から輸入されたからである。それから 4 年で 15,701 人の中国人が BC 州に来た。中国人労働者を労働者斡旋業者は大歓迎し、白人労働者は憎んだ。中国人は忌まわしい病気を持ち込み、白人の道徳を低下させるような習慣を持ってくる。白人社会に同化できない。その上、生活水準が低いので白人より低い賃金で働き、白人の仕事を奪うと非難した。BC 州政府は中国人の移住と雇用を禁止する法律を成立させたが、カナダ自治領政府にことごとく無効にされた。カナダ自治領政府首相ジョン・A・マックドナルドは中国人を望ましくない移住者と認めたが、カナダ太平洋鉄道の建設が終了すれば中国に帰ると信じていると表明した。また、東洋諸国と交易するための太平洋横断航路を提案しているカナダは、中国と中国人を怒らせることは出来ないとも言った。何にもましてカナダ太平洋鉄道の完成に中国人労働者が必要なことを知っていた。中国人労働者なしにカナダ太平洋鉄道はなかった。しかし、中国人排斥主義者の運動は功を奏し、1885 年 4 月にカナダ自治領政府は中国人移住者に一人 50 ドルの人頭税を課した。

BC 州に鉄道の建設と自然資源の開発に必要な十分な労働力がないために中国人が移住して来た。雇用主は中国人労働者をいくらでも供給源のある低賃金労働力とみなした。しかし、白人労働者は中国人を低賃金で働き、自分たちを脅かす存在と見た。政党はどれも労働者階級の票を確保するために、東洋人排斥の立場を表明した。政治家の妻たちが掃除洗濯をする東洋人女性を雇えなくなっても仕方なかった。しかし、BC 州議会議員には東洋人を大勢雇用している者がたくさんいた。これらの議員は東洋人排斥法に反対した。このような立場でない議員は選挙で票を獲得するために、東洋人排斥運動に便乗した。人頭税導入後の 1886 年には、新規の中国人移住者は 700 人以下になり、カナダ太平洋鉄道の建設に来ていた中国人の多くは中国に帰った。それでも東洋人排斥運動は続いた。1891 年には中国人人頭税を 200 ドルに増加する動議が自治領政府議会で提出された。この時初めて公の排日運動が始まった。この人頭税増加動議が提出された時に、日本人にも人頭税を課すという修正案が提出された。これ以降、日本人は中国人と一緒にされ、アジア諸国からの移住制限と BC 州における雇用制限運動の対象になった。

中国人と日本人のどちらが BC 州にとって利益があるかという議論があった。日本人のほうが利益が多いという意見もあったが、すぐに中国人のほうが利益があるという議論に逆転した。1884 年 12 月 6 日のビクトリアの「コロニスト」紙は次のように言っている。

> もし中国人を自由に BC 州に移住させるというのならば、なぜ日本人にも同様な機会をあたえないのか？日本人はよく働き、静かで酒も飲まない。カナダに来れば、カナダに定着する。日本人は決して品性の劣った人種ではない。BC 州に限られた数の日本人が定着しても

決して後悔することにはならないだろう。日本人の性癖はBC州を発展させるのに適している。日本人は鉄道建設が終われば農場や鉱山で働くだろう。白人農家が嫌うような土地でも日本人は喜んで開拓するだろう。日本人は賢明で機転が利き、知識欲も旺盛である。私は中国人より日本人の移住者を歓迎する。

しかし、当時日本人は白人によく知られていなかった。BC州の日本人はごく少数で、「コロニスト」紙の記者のいうようなことはまだ実証されていなかった。1900年まで「コロニスト」紙はずっと日本人を中国人と同じように評価すべきでないと主張した。中国人はただここにいるだけで、必要な物は中国から取り寄せ、稼いだカネは貯めて中国に送ってしまう。日本人は中国人のようなことはしない。日本人が白人の仕事を奪うというのはただの噂である。「コロニスト」紙はBC州の他の新聞と明らからに異なった日本人に対する見解を主張し続けた。1899年にはハンガリーやポーランドからの移住者は「あらゆる点から見て日本人移住者に劣る」と主張した。日本人はケチな中国人とは違う。ヨーロッパ化を志ざす日本人は、時には自分たちの利益にならないほどのスピードで西欧化している。日本人はBC州の白人と同じ賃金を得て、同じような生活を望んでいるだけである[2]。

BC州の日本人自身も自分たちは中国人や他の人種と違うと思っていた。移住の初期には中国人と一緒になって自分たちの不満を表明することもなかった。それ以降も中国人との関係は殆どなかった。中国人と同じ地域や近い地域に住んでいたにもかかわらずである。中国人は日本人ほど自分たちの政治的、経済的差別を気にかけず、また差別と戦うことに興味がないようだった。中国人移住者が日本人移住者と比べて、読み書き能力、才能、生活水準、やる気で劣っているとよく言われていた[3]。しかし、これが本当かどうかは別として、白人からは中国人と日本人は区別のつかないただの東洋人としてひとまとめにされていた。日本人自身は自分たちは中国人や他の人種よりすぐれていると思っていた。白人労働者が日本人と競争しなければならないと日本人を恨んでいたように、中国人もまた自分たちが最初に就いた仕事を、日本人に奪われると言って日本人のことを憤慨していた。

日本人と中国人の関係が緊張したのは、日本帝国が極東、特に中国で侵略を続けたことが原因であった。日本の中国侵略は1894－1895年の日清戦争から始まった。この戦争が始まった時点では、日本帝国が中国を負かし有利な講和が結べると思う外国人はいなかった。しかし、いざ戦争が始まると日本軍は9ヶ月で中国軍を朝鮮半島から駆逐し、黄海海戦に勝利し、旅順と南満州の遼東半島を占領した。1895年4月の下関条約で日本帝国は台湾、ペスカドレス諸島、それに戦費を埋め合わせるための多額の補償金を獲得した。中国に対して劇的な勝利を遂げたことで日本帝国は世界の列強の一つとなった。そして、日清戦争から10年経って日露戦争にも勝利したことにより、日本帝国はその歴史で初めて世界の強国に肩を並べた。また、日本帝国は大国だが分裂し西欧列強に蹂躙されるままの中国に対する影響力を獲得する機会を得た。日本帝国はアジアにおける領土拡張の野心を持っていた。このようなアジアの状況はカナダの東洋人移住者にも影響を与えざるを得なかった。

BC州の19世紀の最後の10年間は、日本人移住者を新しい低賃金労働者の供給先として歓迎する事業者が一方にいて、排日感情を持つBC州住民と政治的利益のための排日政治家が他方にいて、互いが対立する時期であった。1892年にバンクーバー島の鉱山町ナナイモ、ウェリントン、コモックスが、中国人と日本人が坑内で働くことを禁止する陳情書を作成し、3,000人の署名を集めてBC州議会に提出した。これらの町の坑夫は、坑内で中国人と日本人と一緒に働くのは危険であると主張した。この提案はバンクーバー商工労働協議会の圧倒的な支持を得た。商工労働協議会も独自の陳情書を作り、700名の労働組合員の署名を集めて州議会に送った[4]。1895年、州政府によって認可された事業から日本人を排除する動議が州議会で否決された。その上、日本人移住者を差別するもっ

と強力な法律が可決された。それは、中国人を BC 州の選挙から排除する法律に日本人が付け加えられたことであった。

BC 州政府は粘り強く東洋人の移住を禁止し、雇用を制限しようとした。1897 年から BC 州議会は BC 州政府によって認可された事業に東洋人を雇用することを禁止する法令を立て続けに決定した。これらの法令には「1897 年外国人労働者法」などが含まれていた。しかしカナダ自治領政府（以下、連邦政府と呼ぶ）は BC 州のこれらの法律を全て、連邦政府だけが外国と協定を締結する権利を持つという原則に違反するとして無効にした。BC 政府はカナダ移住者が帰化するためには、３年間カナダに定住しなければならないという規則を修正して、東洋人に対しては 10 年に延長することを要請したが、連邦政府は同様の理由で拒否した。日本帝国は 1894 年に英国と通商航海条約を締結した。この条約により両国の国民は相手国のどこにでも入国、旅行、居住することが出来るようになった。カナダ連邦政府は英連邦の一員として英連邦の政策を適用して、BC 州政府が東洋人の移住と雇用を制限することを拒否したが、同時にカナダ連邦政府の政策が日英通称航海条約に規制されることを拒否した。しかし結局は 1895 年にマッケンジー・ボウウェル首相の保守党政府が、日英通商航海条約に従うことを了承した。但し、その条件として連邦政府がカナダの移民政策を決定する権利を保持した。

1898 年に連邦議会の BC 州選出議員たちが「中国人移民法」を修正して、この法律を日本人移住者にも適用して人頭税を課し、人頭税を 500 ドルに増加することを提案した。この試みは失敗に終わったが、日本領事清水はただちにローリエ首相に抗議の手紙を送った。

> 日本人移住者を中国人移住者と同様に扱う法律、または法律を成立させようとする試みは、日本人移住者に対する差別的な処置であり、このような提案を多くのカナダ人が支持すれば、これからの日加貿易と商業の発展の妨げになる[5]。

ローリエ首相は清水領事をなだめて次のように述べた。「カナダ政府は日本人移住者を対象にした税金を導入するつもりはない。」1899 年、連邦政府は前年に BC 州政府が導入した東洋人移住者を差別する全ての法律を無効にした。

日本領事館はちょうど雌鶏が雛を保護するように、日本人移住者を熱心に保護した。反日の内容を含む法律は、連邦政府のものであれ BC 州政府のものであれ、気付き次第にことごとくカナダ連邦政府または英国外務省に抗議した。ちょうど日本人移住者社会で、ボスが移住者と雇用主との仲介をしたように、日本領事館は政治的レベルで日本人移住者を代弁し、移住者と BC 政府または連邦政府との軋轢の仲介役を果たした。日本人移住者にとって日本領事館は自分たちの利益を守ってくれる存在であり、日本帝国と天皇の権威の象徴であった。移住の初期には領事館は日本人移住者をさまざまに父権的態度で保護した。領事館の果たした新移住者の利益の代弁者としての役割は、除々に小さくなっていったが、それでも移住者社会で強い感情的影響力を保持し、日本政府の代表として敬意をはらわれた。特に領事は尊敬され、移住者社会では最高の社会的位置にいるものとされ、影響力も大きかった。すくなくとも日本との関係を重んじる移住者はこのように思った。

1890 年代の日本総領事館は白人が日本人を中国人と同一視しないようにすることに努力の大半を傾けた。能勢辰五郎総領事によれば、中国人移住者は移住者の中では最低で、アヘンを吸い不衛生であった。これに比べて日本人移住者は文明開化を経験しており、清潔で質素であり、キリスト教を実践していた。能勢は日本人も中国人と同じように生活水準が低いという主張に反論した[6]。そして BC 州の日本人移住者は 1901 年の国勢調査の数よりずっと少ないとも主張した。その理由として次のように述べた。「1894 年の日清戦争に負けてから、多くの中国人は英国の習慣を身に着けて日本人のふりをしている。それで国勢調査でも日本人だと言った[7]。

連邦政府はBC州政府の日本人移住者に中国人移住者と同様の人頭税を課すという要請に断固反対した。BC州は連邦政府の立場が変わらないことが分かると他の手段を講じた。1900年8月31日、日本帝国が自主的にカナダ移住制限を発表してから3週間後に、BC州自身の移民制限法を提案した。これは英国植民地大臣チェンバレンが勧告した移民制限令であるナタール法と似ていた。BC州に移住を希望する者は英語試験に合格しなければならない、という法律だった。目的が中国人と日本人移住者を締め出すためであることは明白だった。チェンバレンの意図は人種や皮膚の色による移民制限に代わるもっと公平な移民の審査基準の提案[8]であったが、BC州の提案では人種差別が目的だった。日本政府はこの提案を攻撃した。英国外務省とチェンバレンは、英領北アメリカ法の下ではBC州がこのような法律を施行することは出来ないと主張した。この主張に押されて、カナダ連邦政府はBC州がこの法律を施行することを拒否した。また、この後もBC州の人種差別的法律の施行を拒否した。

日本政府が自主的にカナダ移住者の数を制限することによって、BC州では初めて日本人移住者制限の効果があった。しかし、この処置も日本人移住者排斥問題の解決にはならなかった。日本政府は1900年に向かってBC州の排日運動が高まっていくのをただ見ているほかはなかった。

バンクーバーの日本領事は本庁に次のような報告を送った。「1900年4月に到着した3,020人の日本人移住者の多くは仕事がなくて貧窮している。」日本の新聞は北米太平洋岸に移住した過剰な日本人が、カリフォルニアとBC州で地元の社会不安の原因になっていると報じた。1900年5月、サンフランシスコ労働協議会は第1回反日集会を開き、スタンフォード大学社会学部教授を講演者に招いた。教授は「日本人移住者を乗せてくる船に大砲を向けて追い返すほうが、日本人の上陸を許すより良い」と講演した[9]。同じ月にバンクーバー周辺の住民2,167人がカナダ総督ミント伯爵に陳情書を送り、BC州には州民の生活環境を害する「望ましくない階層の」東洋人が満ち溢れていると警告した。日本政府はカナダ太平洋沿岸地域の不穏な状況を考慮して、例外を除きカナダへの移住を禁止した。例外は、（１）日本に帰国していたがカナダに戻る移住者、（２）カナダ在住の移住者の家族、（３）貿易業者と学生であった。日本外務省の青木子爵は全ての県知事に、暫くの間カナダ自治領と米国への移住を禁止する通告を出した[10]。カナダの日本領事はローリエ首相に、この処置は日本がBC州を植民地にしようとしているという根拠のない噂を打ち消すためのものだと説明した。そして、それから4年間、日本からカナダへの移住者はほとんどいなくなった。

日本帝国の自主的海外移住制限には、ロシアとの戦争が切迫する中で人的資源を確保しておきたいという目的もあった。1900年、日本の軍隊は英国、フランス、ドイツ、ロシアの軍隊と一緒に義和団の乱を鎮圧した。しかし、この鎮圧に際してロシアは多数の軍隊を満州の南方に移動させた。そして、日本はロシアの意図は朝鮮半島の占領と思った。これは朝鮮半島を自分の管理下に置きたいと考えていた日本を苛立たせる行動だった。日本はロシアの満州南下を阻止する意図で日英同盟を締結した。この同盟により日本が朝鮮半島を管理下に置くことに反対する国はなくなった。そして、日本とロシアが戦争をする時は英国は中立を保ち、もし他の国がロシアに加担するときは日本を積極的に支援することになった。

1904年2月、日本はロシアを朝鮮半島から駆逐するために、この北方の巨人に宣戦を布告した。両国の陸と海のおける劇的な戦いは世界の注目を集めた。世界は日本を応援する側に付いた。カナダから見ると日本は英帝国の同盟国であり、長年英帝国の最も危険な敵とされていたロシアと戦っていた。勇敢な小国日本が弱い者いじめをする巨人ロシアに立ち向かっているという構図であった。

最終的に日本はロシアを朝鮮半島から満州に駆逐したが、大きな人的損害を被った。1904年の旅順攻略戦では5ヶ月で6万人余りの戦死者を出した。1905年初頭の奉天の戦いの戦死者は4万人に

上った。海では1905年、東郷提督の率いる日本艦隊がロシアのバルチック艦隊を対馬沖で壊滅した。ロシア艦40隻が沈没または捕獲されたが、日本艦隊は魚雷艇3隻を失っただけだった。この海戦の1週間後に和平交渉が始まり、1905年9月5日のポーツマス条約の調印で終了した。

BC州住民は日本の活躍を称賛と驚愕の入り混じった複雑な感情で見ていたが、その背後には日本に対する危惧も芽生えていた。日本の勝利を祝い、ビクトリアの酒場ではバーテンダーが日本人に無料で酒をふるまった。しかし、BC州住民の多くはこの不可思議な小国日本が遠からず邪悪な「黄禍」に変貌するのではないかと危惧した。ロシアを破りアジア大陸で西欧に遅れて帝国の拡張を始めた日本は、移民を北米大陸太平洋岸に送り、帝国拡張の足がかりにするのではないかと恐れられた。1905年9月の日露戦争終了後数ヶ月で、345人の日本人がBC州に移住した。1906年には1,922人に増加して、これ以前の4年間に移住者が少数だった傾向を覆した。BC州住民は1902年の日英同盟では、英帝国は外交上の理由でBC州の利益は犠牲にし、カナダ連邦政府もこれを是認したと受け取った。そして、1906年、カナダは更新された日英通商航海条約に参加した。条約には加盟国の市民はお互いの領土で完全な権利を有するという条項が残っていた。この条項の修正はなかった。この条項は日本人が自由にカナダに移住できることを意味していた。BC州ニュー・ウェストミンスター選出の連邦議員J.B.ケネディーは、これはカナダが日本人移民に大きく扉を開くことだと警告した。しかし、他のBC州選出議員の賛同はなかった。ローリエ首相は巧妙な議論で反論した。カナダが日英通商航海条約に参加することで、日加貿易が増加しBC州住民は儲かる。これで日本人移民増加の心配とバランスが取れるという議論であった。

BC州は日本の自主的海外移住制限はBC州にとってなんらの価値もなく、日本人問題の永久的な解決に役立たないと判断した。日本が自主的海外移住制限を発表して3週間後に、BC州は最初のナタール法を議会で可決した。そして、日本人移住者の流入はごく少なかったにも拘わらず、1903年と1905年に東洋人移住希望者に教育テストをする法案を可決した。しかし、1901年以前の移住者がBC州の主要な産業に集中して、白人労働者と仕事の獲得競争をするようになると、白人労働者は東洋系移住者を敵意を持って見るのが普通になった。

日本人移民に対する非難はBC州財政・農業大臣フランシス・カーターコトンが、BC州副総督トマス・マッキネスに出した手紙に集約されている。「日本人は危険の根源である。」そしてカーター・コトンは連邦政府がBC州の東洋人の雇用を制限する法律を許可しなかったことに抗議した。

> 我々の求めているのは、中国人と日本人をBC州の法律によって認可された団体の行う事業で雇用禁止にするだけのことである。ブリティッシュ・コロンビア州と日本では経済と生活水準に大きな差があるから、もし日本人が政府に認可された事業で働くことを許可すれば、このような事業で雇用を独占し、BC州住民の雇用機会を奪ってしまう。
>
> カナダ自治領の太平洋岸州が白人住民の大多数によって占められることは英帝国の利益である。その他の移民は英国系移民の持つ美徳に欠けている。もし、その他の移民が増加して英国系移民と競争するようになれば、英国系移民の生活水準が低下してしまう[11]。

1900年9月に連邦政府は「東洋系移民に関する王立員会」を設置した。委員会は1902年に報告書を提出した。報告書は「日本人移民は数は少ないがBC州の主要産業に浸透している」という一般的な認識を踏襲している。日本人労働者、特に漁師はカナダ社会に馴染まない。多くは季節労働者か移動労働者であるとして次のように述べている。

多くの日本人漁師は漁期が終了すると日本に戻る。カナダに残るものは伐採、製材所、船の建造などの仕事をする。日本人労働者は白人労働者が家族を養えないような低賃金で働くので、白人労働者は日本人労働者を忌み嫌う。これは社会の安寧を乱し、国際問題の原因になる[12]。

「日本人漁師が漁民同士の争いと、カナダ人漁師の漁がうまくいかない原因である。」日本人漁師に敵意を持つ人はまた次のようにも言っている。「日本人漁師は缶詰工場に鮭を供給するうえで欠かせない存在であるが、漁期が終わるとカナダ人の未熟練労働者の仕事を奪ってしまう。缶詰工場に薪を供給したり、土地を切り開いたり、建築材料をつくったりする仕事である。「日本人に仕事を奪われるのはしゃくに障る。こんなことなら白人の仲間と一緒に食い物に困っているほうがましだ[13]。」

報告書は次のような例も挙げている。「日本人が漁船造船業を支配するようになり、ポート・ムーディーの同業者は仕事場をフレーザー河河口に移転せざるを得なかった。日本人はフレーザー河近くの小屋に住んで、近くの樹木から板を作ってボートの建設に使った。そのため、白人の製造するボートが 85 ドルなのに、日本人は自分たちのボートを 65 ドルで売っている。他にも、日本人は下宿、漁場や伐採現場近くの小屋で貧しい暮らしをしており、このため安い労賃で働く。これは白人にとって公平な競争でない。」

しかし、日本人を雇用する側は安い労働力を喜んだ。日本人労働者に反発したのは白人労働者であった。この時期の日本人移民には賃金を交渉して決める力はなかった。提供された賃金で働くより他に選択はなかった。このように日本人労働者は一方では搾取され、一方では憎まれた。ビクトリアから 70 キロ離れた所にあるマウント・シッカーの鉱山主は日本人を 35 人雇用したが、賃金は 1 日 90 セントしか払わなかった。白人労働者には 1 ドル 50 セント払った。この鉱山主は日本人労働者を雇えば１年で 19,000 ドルの利益が出る鉱山なので、白人労働者を雇って利益を減少するつもりはなかった。バンクーバーのロイヤル・シティー製材所でも白人労働者が 1 日 2 ドル２５セントなのに対し、同じ仕事をする日本人労働者は１ドル２５セントであった。

ほとんど全部の白人経営者が、日本人は独立性が高く、精力的で積極的であり、その結果白人労働者にとっては中国人より手強い競争相手であると証言した。白人は日本人を中国人と比べる時だけ、日本人はあくせくした気の弱い怠け者という誤った認識を改めた。この比較で日本人は「男らしく、白人に近く、白人の労働により順応している、白人と同じように生活できる、きれい好きである、中国人より仕事が出来る、より筋肉質である、白人の衣服や生活に中国人より順応性が高い[14]」と評価された。一方、日本人は中国人と比べて酔っ払う、法律を守らない、白人の悪い習慣に染まりやすい、という評価もあった。

日本人に対する非難で、生活水準が低い、酔っ払う、大勢で粗末な小屋に住んでいる、というのは当たっていた。小屋や古ぼけた建物に住んでいるというのは本当で、出稼ぎの日本人は住居には無頓着であった。日本人の生活環境が変化したのは 1907 年に日本から妻を呼び寄せることが出来て、カナダに定着を始めてからである。しかし、日本人の初期の生活環境に根ざした日本人の評価はその後も根強く続いた。

白人の日本人に対する敵対心は、日本人が BC 州の主要産業に浸透するにつれて高まっていった。この敵対心はついには日本人を主要産業から排除して、農業や小規模な商業などの他の産業に移動させる結果になった。しかし、1890 年代に始まった日本人に対する敵対心と、日本人を BC 州の産業で働くことを禁止しようという運動は 1901 年から 1905 年の間は小休止した。この期間に日本人

は今までの成果を確実にすることが出来た。しかし、日本人移住者がまた増加を始めると、日本人排斥運動は息を吹き返し、1907 年 9 月の暴動に象徴されるような活発な運動になっていった。

日本人が BC 州の漁業に参加し始めたのは、ニュー・ウェストミンスターに鮭の缶詰工場が 1870 年に建設されてから 7 年後のことだった。しかし、1901 年までに日本人漁師は BC 州で発行された漁労許可証 4,722 件の内の 1,958 件を占めるまでになった。1 件の漁労許可証当たり 2 人の漁師、または 1 隻の漁船に 2 人の漁師なので、4,000 人余りの日本人漁師がいたことになる。このような状態では日本人漁師と他の漁師の対立は、実際の争いはなかったにしても、明らかであった。

20 世紀の初頭に日本人漁師の大部分はスティーブストンに住み、近くの漁場で漁をした。そして、除々に BC 州の海岸を北上して漁場を探し、ナース河、スキーナ河河口付近まで到達した。1899 年、スティーブストンには 2,000 人余りの日本人漁師が住んでいた。多くは季節労働者であったが、これだけの人口がいると日本人社会が誕生した。ここには腸チフスに罹った漁師の治療をきっかけにして病院が建設された。

この時期に日本人漁師は BC 州の漁業の少なくとも２部門に貢献した。数人の日本人漁師は BC 州の鮭を塩鮭に加工して日本に輸出することを思いついた。1896 年に 300 トンの輸出で始まり、品質の改良と共に日本に市場が確立し、1905 年には 8,000 トンまで増加した。しかし、その後大きく減少した。また他の日本人漁師はジョージア海峡で穫れるニシンを塩漬けにして、東洋諸国に輸出を始めた。他の漁師の参加もあり、輸出額は急速に増大し、1933 年には 25,650 トンに到達した。

日本人は 1890 年にバンクーバーのヘイスティングス製材所に 70 人近くが雇用されてから、急速に BC 州の製材関係の職場に浸透していった。王立委員会の推定によれば、1900 年には太平洋沿岸地域の製材所では 4 人に 1 人が日本人であった。日本人はバンクーバーの製材所から始めてバンクーバー島の伐採現場と屋根材製造所へと浸透していった。それからまもなく、BC 州の製材関係産業では 3,000 人余りの日本人が働くようになった。製材関係の仕事は漁期外に日本人が働く場所を提供した。漁師の多くは漁期が終了すると日本に戻ったが、BC 州に残る者は BC 州本土やバンクーバー島の漁場近くで製材関係の仕事に就いた。

日本人製材関係労働者の収入は白人より低かった。漁師の収入は漁獲高によるので、人種とは関係なく沢山魚を穫ればそれだけ収入は増えた。これに比べて、日本人製材関係労働者は 1 次間 15 セントから 17 セントで働いた。白人の 20 セントより低かった。ムーディービル製材所は 40 人の日本人に時間給で 90 セントから 1 ドル 25 セントと、宿舎代 1 日 35 セントを支払った。白人は月額の給料で 30 ドルから 140 ドル支払った。製材所所長によれば、日本人労働者を雇用することで、白人労働者を雇用するより、１ヶ月に 600 ドルの人件費を節約出来た。日本人労働者なしでは会社は倒産しただろう、と言っていた。ニュー・ウェストミンスターのブルネット製材所は１ヶ月 35 ドルから 45 ドルの給料の白人労働者を解雇して、１ヶ月 26 ドルの日本人労働者 78 人を雇用した。

初期の日本人移住者は自分たちの賃金と給料が、白人より低くても十分満足していた。というのは自分たちは白人社会の中の少数派の日本人なので、白人より低い賃金でも仕方がないと受け止めていた。ウッドファイバーで働いていた日本人の一人が次のように言っている。

> 白人は 1 次間 35 セントなのに、私は 25 セントだ。私は彼らの大部分より仕事が早いにも拘わらずだ。白人は１ヶ月に 72 ドル稼ぎ、私は 52 ドルだ。その上、私の賃金から毎月 1 ドル 25 セントが病院代、1 日 1 セントが失業保険、1 セントが税金、１ヶ月 10 ドルが宿舎代、6 ドルが光熱費に天引きされ、手元に残るのは１ヶ月 35 ドルになってしまう。これで妻と子供を含めた一家を食べさせ、子供を学校に通わせなくてはならない。白人は日本人は生活水

準が低いから、白人社会の脅威になるというが、白人にではどうして日本人の賃金は低いのだと質問すると、日本人は生活水準が低いから高い賃金はいらないと答える[15]。

製材所で働く賃金労働者の他に、少数ではあるが独立して伐採業を経営する日本人もいた。例えば、Y.青木は1895年に45人の日本人を雇って、インディアン・リバーで伐採業を始めた。青木に続いてポート・アルバーニに１人、ノース・バンクーバーに１人、やはり独立して伐採業を始めた日本人がいた。このような独立した日本人経営者のパイオニアは、1934年までに約100万ドルを伐採業に投資した。そして、年間1,284,500ドルの木材を生産して大部分を日本に輸出した。

移住の初期には鉱山で働く日本人も多かったが、白人労働者がさまざまな手段で日本人を締め出したために、1907年までその数は一定で、その後に減少した。バンクーバー島のカンバーランドの炭鉱と太平洋岸のハウ・サウンドに面したブリタニア・ビーチの銅鉱山が１番多くの日本人坑夫の仕事場だった。1891年にカンバーランドの炭鉱にジェームズ・ダンズムイア炭鉱と契約した日本人労働者が到着した。1日1ドル25セント、または石炭1トンに付き80セントの賃金であった。日本人坑夫は賃金には不満はなかったが、坑内の労働条件が我慢出来ないほど劣悪であった。委員会を設立して炭鉱経営者と労働条件の改善を交渉した。バンクーバーの日本領事館が調査に人を派遣し、劣悪な労働契約は無効にされ、大部分の坑夫は他の仕事に移っていった。

石炭の需要が増加してBC州の炭鉱は坑夫を必要とした。1892年に日本から70人の熟練炭鉱夫を招いた。しかし、カンバーランドで坑夫全員のストライキがあり、この契約は中止になった。70人の炭鉱夫の多くはカンバーランド周辺に残留したが、バンクーバー島では東洋人を鉱山から完全にに締め出そうという運動が高まっていた。白人坑夫とバンクーバー島の住民は1892年に、中国人と日本人が鉱山の坑内で働くことを禁止する法令を発布することをBC州政府に陳情した。陳情書は次のように述べた。「我々は中国人と日本人と一緒に炭鉱の坑内で働くことは、命の危険になると強く危惧する。我々の命の危険を防ぐことは公共の福祉だと信じる[16]。」

ブリタニア・ビーチの銅鉱山では、日本人坑夫と銅山経営者、白人坑夫との関係はずっと良かった。日本人一般にたいする敵意が増加していた中では稀なことであった。ハウ・サウンドを挟んだ対岸のウッドファイバーの製材所では、日本人労働者は２人か３人が粗末な宿泊小屋で、木製の床の寝台に寝ていたが、ブリタニア・ビーチでは１人ひとりに部屋があてがわれた。部屋には洋服ダンス、マットレスを敷いたベッドがあり、床はリノリウム張りで当時としては贅沢といってよいほどだった。このような待遇は経営陣の判断によるもので、後にはクラブハウスや日本人坑夫の子供のための英語学校まで設立した。ブリタニア・ビーチの例は当時の排日の環境の中ではオアシスのような存在だった。

鉄道で働く日本人は食堂車から鉄道建設まで含めて、1907年の最盛期には1,284人に上ったがその後減少した。1899年に初めて日本人が鉄道関係の仕事に就いたが、その後すぐに契約労働者斡旋会社によって何百人もの労働者が日本から働きに来た。雇用主の鉄道会社は日本人労働者に満足していた。グレート・ノーザン鉄道の役員が次のように述べている。「我々は日本人を鉄道建設の１区間に送っている。日本人はそこに行き、夏中働く。契約が終了するまで働く。白人労働者は同じ時間に日本人より多くの仕事をこなすが、問題も多く、結局日本人のほうが沢山の仕事を完了する。」白人労働者とは違い、日本人労働者は賃金に見合う仕事をする[17]。しかし、日本人労働者の賃金は白人より大分低かった。

日本人移住者が漁業から陸の仕事に大勢就くようになったのは第一次大戦が始まったころであった。これ以前にも1903年に家元万吉がフレーザー河流域に定着した。これに続いて数人が近くに定着した。早稲田大学を卒業した井上次郎は、1906年にバンクーバーの「東洋貿易会社」を辞めて、

ヘーネイに 81,000 平方メートルの土地を購入しイチゴ栽培を始めた。井上は日本人のイチゴ栽培のパイオニアになった。それから 30 年経ってイチゴ栽培は年間百万ドルの産業になった。井上は日本の新聞に投書して、カナダに出稼ぎや移動労働者としてではなく、定着するつもりで移住するように促した。10 年で 1 万ドル貯金することも可能だと書いた[18]。この投書に刺激されてカナダに定着する積りで移住してくる人が増加したが、資金がないために長い期間、低賃金の労働者として働いて資金を貯めなければ、土地を借りることも買うことも出来なかった。他人の土地の半分を借りる人や、土地を購入したが農業だけでは生活できず、他の人の労働者として収入を補完する人もいた。他の仕事から農業に移ってくる人は最初は少なかったが、第一次世界大戦中に増加した。フレーザー河流域やオカナガン・バレーの農業が、他の仕事から締め出された日本人にとって受け皿となった。

初期の日本人移住者で肉体労働以外の仕事をする人はほとんどいなかった。しかし、次第に日本人で農業に従事する人が出てきた。また商業を始める人も出てきた。1880 年には数えるほどしか日本人のいなかった現在バンクーバーと呼ばれる地域に、1907 年までには日本人社会と呼べるほどの人数が定着するようになった。ギャスタウン、ヘイスティングス、グランビルのあたりである。1887 年に田村新吉がバンクーバーのコルドバ通りとカーラル通りの角におもちゃ屋を開いた。これが日本人が始めた最初の商店だった。それから 3 年後、G.大谷が日本人移住者向けの日本食料品店を開いた。1900 年までにパウエル街には数多くの小さな日本人の店が開いた。ここはバンクーバーのビジネス・センターと 500 人の日本人が働くヘイスティングス通りの製材所に近かった。日本人はこの地区の荒廃した下宿屋、小さな木造家屋、商店などに移ってきた。ここに床屋、鍛冶屋、キャンディー屋、乾物屋、洗濯屋、魚屋、八百屋、料理屋、下宿屋などが次々と店を開いた。

これらの商店のなかで一番成功したのが田村であった。田村は 3 っつの輸出入会社と一つの信託会社を所有していた。田村は日本に帰ってからバンクーバー時代のことを思い出して、「最初にバンクーバーに行ったときには一文無しであった。当時のバンクーバーは海岸に近い低い土地の杭を打ってその上に道や家を作った。」と言っている。

> 海岸通りから一歩町に入ると道はぬかるみであった。夜にこの辺りを歩くのは危険で、足を踏み外せばぬかるみや水の中に落ちた。夜、出歩くときはランタンで足元を照らした[19]。

田村は製材所と缶詰工場で働いて資金を貯め、最初におもちゃ屋、次に絹織物の店をグランビル通りに開いた。この店のための不動産は 1904 年に 1 万ドルで購入した。数年経ってから、田村はこの不動産をモントリオール銀行に 16 万ドルで売った。この資金を元手に商売をバンクーバーから大阪と神戸まで拡張した。田村は後に神戸商工会議所会頭、衆議院議員になった。1903 年にカナダが日本博覧会に参加したのも田村の勧告による。この博覧会のカナダ代表だったシドニー・フィッシャーは日加貿易の将来は明るいと報告している。この博覧会は大阪で開かれ、カナダは小麦、小麦粉、パルプ、紙、缶詰、魚を展示した。博覧会終了後、田村はカナダに戻り、カナダ産小麦の日本向けの最初の委託販売を行った。

進取の気性に富んだもう一人の日本人に池田有親がいた。新しい漁場を求めて BC 州の太平洋岸を北上し、クウィーン・シャーロット列島の一つであるモアズビー島の南端に小さな入江を見つけた。ここで新しい漁場を見つけただけでなく銅鉱床も見つけた。ビクトリアに戻りこの銅鉱床を登録した。そして日本政府がその将来性に興味を示すと、その年のうちに鉱山を設立した[20]。日本の資本で鉄道を建設し、船着き場を作り、日本から労働者 118 人を呼び寄せた。銅鉱床発見のニュースが伝わると採鉱者が押し寄せ、人気のなかったジェドウェイにはホテルが 1 軒立ち、たくさんのバーが店を開いた。ここは後にイケダ・ベイと呼ばれるようになった。米国の資本家が池田の銅鉱山の採掘権と工場を 40 万ドルで購入しようと提案したが、池田は 85 万ドルでなければ駄目だと拒否した。

池田の銅鉱山は1920年に閉山したが、池田はその前に日本の投資家にBC州の鉱石採掘権と森林伐採権を購入するように勧めた。しかし、この計画は大恐慌の到来で中止になった。池田は田村のように、他の日本人が陥る終わりのない厳しい生活から抜け出すことができた。池田は機敏で新しいことを始めることが好きだった。ジョージア海峡のガンビエア島で牡蠣の養殖を新しい方法で始めたこともある。池田は日本の漁業に貢献したとして日本政府から表彰された。

さまざまな野心を抱いた日本人移住者は、移住開始から20年も経たないうちに、いろいろな手段を使ってBC経済に確固とした根を張った。BC政府による日本人の移住禁止や雇用禁止法案は、カナダ連邦政府によりBC州の権限外か英国政府の政策に反するとして全て拒否された。しかし、一つだけ成立した法案があった。それは1895年にBC州で成立した日本人の参政権を拒否する法案で、この法案は1902年に英国枢密院で支持されたために廃止にならなかった。

1895年の法案は、帰化して英連邦市民権を獲得した日本人にだけではなく、カナダ生まれの二世にまで適用された。このため、日本人は市議会選挙と教育委員の選挙からも排除された。またBC州の選挙人名簿に名前の載っていることが様々な職種の条件になっていたために、日本人は政府の仕事に就けず、BC州議会、市議会、教育委員会の参政権がなく、陪審員になる資格もなかった。またBC州選挙人名簿がカナダ連邦政府議会の選挙にも使用されたので、日本人にはカナダ連邦議会の参政権もなかった。

日本人に参政権を授与しないことは、日本人を明らかに差別する法令を使わずに、ある種の職種から英連邦市民権を持つ日本人を締め出すことになった。例えば、機械を使わずに森林を伐採するための免許証を取るには、選挙人名簿に名前が載っていることが必要だった。BC州の公共事業を行う会社はアジア人ではなく、英連邦市民権を持つ者を優先的に雇用することが義務付けられていた。BC州政府はこの規則に違反した会社に事業料の支払いを停止した。弁護士と薬剤師については21歳になると、まだ学生にしろ訓練生にしろ、選挙人名簿に名前を登録することが必要であった。この規則はBC州弁護士協会と薬剤師協会の会則に書かれていた。1895年の薬剤師協会会則にはこのような規則はなかったが、1921年に修正されて書き加えられた。日本人に参政権がないことを利用したものである[21]。他にもこのような規則は多くあり、日本人を州政府、警察、森林関係の職場、郵便局、公共衛生看護の仕事から締め出していた。

日本人は参政権を拒否されていたが、カナダの一般市民と同様の義務は背負わされていた。例えば納税の義務はあり、徴兵の対象にもなった。英連邦市民権を持つ18歳から45歳までの男子は必要なときには徴兵された。そして、この義務は英連邦市民権を持つが参政権を持たない者まで拡張されていた。しかし後に、日本人にはこの徴兵義務までも廃止になった。

1895年の日本人の参政権を拒否する法令は、その後BC州の英連邦市民権を持つ日本人を実質的に差別するさまざまな規則の基礎になった。これまでBC州は日本人を英連邦市民権を持っていないということを理由にして排斥しようと、さまざまな法律案を作成したが、ことごとくカナダ連邦政府に拒否されてきた。しかし、参政権を否定することによって、日本人を国籍ではなく人種によって実質的に差別する手段を見つけた。参政権の拒否は日本人、特にカナダ生まれの二世にとって、自分たちはカナダでは2級市民であるということの象徴になった。二世はカナダに住む外国人と同様に選挙に参加することができなかった。カナダ生まれで市民権を持つ者にとって、カナダ市民権は中身のないものになった。参政権がないということは、反日カナダ人が主張するように、日本人は望ましくないカナダ市民であり野蛮人、堕落した人間であることを意味していた[22]。

20 世紀初頭の日本人移住者はカナダにて定着する気持ちを持っていなかった。そのため参政権の有無にも関心はなかった。自分たち移住者の一人が選挙に立候補するということは起こらないと思っていた。日本人移住者には政治的民主主義という伝統がなかった。日本でまともな市民であるということは、両親に忠誠であるということで事足りた。カナダに帰化したのも漁労免許証を取るためだけだった。そして、たとえ英連邦市民権を取ったにしても、感情的にも日本の法律によっても母国の方を向いたままの人たちであった。

日本人移住者が最初に参政権を獲得しようとした試みは例外であり、日本人全体を代表するものではなかった。日本人移住者がカナダに定着することを決心し、子供をカナダで育てようとする時に起きた問題だった。1900 年、本間留吉が日本人で初めての参政権獲得運動を始めた。

本間はカナダに帰化し、バンクーバーで下宿屋を経営して日本人に仕事を斡旋していた。1900 年 10 月 19 日、本間はバンクーバー選挙区選挙人名簿管理官トーマス・カニングハムに選挙人名簿登録の申請を提出した。カニングハムは BC 州選挙法第 8 条の「中国人、日本人、カナダ先住民は選挙人名簿に登録することも、BC 州のどの選挙で投票することもできない。」を理由に申請を拒否した。BC 州政府による日本人の定義は「日本帝国で生まれたもの、及び英連邦市民権を持たない両親から生まれた子供、カナダへの帰化の有無を問わず日本人種である者」であった[23]。本間はこの決定について、BC 州をバンクーバー地方裁判所に提訴するとカニングハムに告げた。カニングハムは地方裁判所がどのような判決を出そうが、たとえ自分が投獄されても、本間を選挙人名簿に登録するつもりはないと答えた[24]。

1900 年 11 月 30 日、BC 州最高裁判所裁判長マッコルは、日本人の参政権を拒否する法令は BC 州政府の越権行為であるとして、本間を選挙人名簿に登録することを命じた。マッコルは日本人を BC 州の政治から排除することはカナダにとって有益なことではないとも述べた。

> BC 州内に英連邦市民権を持ちながら、自分たちの不動産や市民権に関係する州の法令に関する討議から永久に排除された人たちが大勢いることは、カナダのためにならない。むしろ、国家に危険をもたらす原因になるかもしれない[25]。

しかし、マッコルの判決の結果、本間と他の帰化日本人が判決から 6 日後に行われたカナダ連邦選挙で投票出来ることにはならなかった。バンクーバーのデイリー・プロビンス紙が記事にしたように、本間の名前が記載された選挙人名簿はこの連邦選挙には使われず、次の選挙から有効になった。デイリー・プロビンス紙は 1900 年 12 月 1 日の第 1 面全部を使ってこの判決を論評した。記事の題名は「ジャップは投票できない」であった。記事はこの判決は保守党が保守党候補者でバンクーバー市長を３期努めたジェームズ・F・ガーデンに日本人の投票を集めるための陰謀であり、カナダ政治に汚点を残す事件であると攻撃した[26]。そして、何百人という日本人が保守党工作人によって不正に帰化し、工作員は日本人が多く働く缶詰工場経営者と協力して、日本人がまとまってガーデンに投票し、自由党と労働党の擁立するジョージ・マックスウェルを落選させようとしていると続けた。マックスウェル自身もこれが保守党の陰謀であると糾弾し、このような方法でガーデンが日本人の票を集めることが出来たら、100 ドルを慈善団体に寄付しようと言った。選挙ではマックスウェルが 2,716 票、ガーデンが 2,089 票で、マックスウェルが BC 州選出の 6 名の連邦議会下院議員の一人として再選された。もし日本人が投票出来たとしたら、選挙結果に影響はあったろうか？プロビンス紙が言うように、日本人がまとまって保守党候補に投票する理由はあったのだろうか？

本間の勝利は長くは続かなかった。最終的にはBC州政府が勝った。マッコルの判決は1901年3月9日のカナダ連邦政府最高裁判所の判決で支持されたが、BC政府は英国枢密院に控訴した。そして1902年12月17日、英国枢密院はカナダ連連邦裁判所の判決を覆した。ビクトリアのコロニスト紙は喜んで次の記事を載せた。

> 我々は英国枢密院の判決を聞いてほっとした。投票所が選挙の習慣もなければ選挙がどのようなものかという教育も受けていない東洋人で一杯になり、カナダ人に政治に参加する気を失わせるようなことにならなかった。東洋人には民主主義とか代議政治とかいうものはまったくわからない。だから参加する能力もない[27]。

英国枢密院はBC州が英連邦市民権を持つ者を、人種に基づいて州議会選挙から排除し、ある種の職業や州政府の公共事業で雇用することを禁止するのは、州政府の権威内のことであるとした。英国枢密院は英領北アメリカ法の解釈で、カナダ連邦政府と州政府の権力を明確に分離し、州政府は州内の人権について独占的司法権を持ち、参政権についても決定権を持つという先例を作った[28]。

日本国籍を持つ日本人のほうが、帰化日本人とカナダ生まれの日本人より法律的な差別が少なかったのは皮肉なことであった。BC州の法令で日本国籍を持つ日本人（外国人）を対象にしたものは（例えば外国人移住希望者に英語試験をおこなうナタール法）カナダ連邦政府によってBC州の権限を逸脱した法律として無効にされた。他にも英領北アメリカ法第132条により、BC州の権限外とされた日本人を差別する法令があった。例えば、カナダ連邦政府の森林の伐採権を購入した会社に対して、日本人の雇用を禁止するBC州の法令は有効であった。しかし、連邦政府から森林の伐採を許可された会社に対して、日本人の雇用を禁止することはBC州政府にはできなかった。これは日本人が英領北アメリカ法第132条によって保護されていたためであった。

BC州政府はBC州の法令で日本国籍を持つ日本人（外国人）を差別することができた。ただし、精妙に法令を作成する必要があった。このような日本人を法令の対象にするには、国籍による差別でないことを示すために、法令が英連邦市民権保持者も対象にする必要があった。そのためは、日本国籍を持つ日本人を対象にした差別的な法令は、国籍によるのではなく日本人種に適用すると、人種という概念を用いて限定した。この方法により、BC州政府は日本国籍を保持する日本人に対する差別的法令の施行ができるようになった。同時に英連邦市民権を持つ日本人は日本国籍を保持する日本人よりも法律的に不利になった。英連邦市民権を持っているので、法律的には日本政府の保護を受けられず、また「1894年日英通商航海条約」による最恵国待遇の対象にもならなかった。

このような精妙な法律上の操作により、日本人にとってカナダ市民権は意味がなくなってしまった。英国枢密院の判決はカナダのどの州政府も、州民の人権を考慮せずに法令を施行できることを意味した。州政府は人種による差別的な法令を施行し、カナダ市民権を持つ者の参政権を停止することが出来た。連邦政府の移民政策が人種による規制がないにも拘わらず、州政府は人種差別的な製作を施行できた。米国の日本人移住者一世にも参政権がなかった。しかし、これは人種による差別ではなく、一世は米国に帰化できなかったからである。米国生まれの日系人二世には参政権があった。二世は米国生まれなので米国市民権を持ち、参政権は英国憲法第15修正条項によって保証されていたからであった[29]。

BC州政府は外国人移住者の帰化を阻止しようと努力した。1900年2月、BC州議会はアジア人の帰化を禁止する動議を可決した。しかし、連邦政府はこの法令を無効にした。日英同盟を締結している日本帝国からの移住者を「カナダ市民にふさわしくないと宣言すること」は賢明でないと判断したからである。日本人の帰化を禁止するという運動には背景があった。20世紀初頭に日本人移住者は不正な方法で帰化したという噂が立った。これは日本人漁師に漁労許可証が発効されたことか

ら始まった噂で、漁労許可証は帰化カナダ人とカナダ生まれのカナダ人にしか発行されなかった。多くの日本人漁師が漁労許可証をもらったのは、不正をして帰化をしたに違いないという噂であった。バンクーバー島のエスキモルト選出の BC 州議会議員ウィリアム・ヘイワードは州議会で、帰化日本人について次のように述べた。「日本人移住者は不正な手続きを使って大勢が一度に帰化している。カナダに上陸して検疫施設に一夜泊まり、24 時間以内に帰化手続きを終了している。通常はカナダ在住 3 年が帰化の条件である[30]。」他の議員もバンクーバー選出のロバート・タトローのように、不正な帰化を支援する組織的な陰謀があると主張した。しかし、BC 州首相のジョセフ・マーティンは、1900 年当時既に 3 年半首相であったが、日本人移住者が不正に帰化したという証拠は一件もないと議会で指摘した。

1900 年 9 月 16 日、6 人の日本人漁師が帰化証明書に不正があるとして逮捕された。そして、1900 年 3 月にカナダに移住したのに、既に 4 年間カナダに在住したと嘘の宣誓をした偽証罪で起訴された。この裁判は「女王対柴田半一」という名称で 1900 年 9 月 24 日にバンクーバーの警察裁判所で審議された。柴田は女王への忠誠を宣誓するためにバンクーバーに来たことはなく、また漁をするためにこのような宣誓が必要とも知らなかったと陳述した。そして、「3 月にビクトリアに到着し、労働斡旋業者によってリバーズ・インレットの缶詰工場に送られた。6 月に帰化証明書をもらったが、そこにカナダに 4 年在住したと書いてあったらしい。しかし、英語なのでわからなかった。」と述べた。ラッセル判事は柴田が偽証したという証拠を見つけることが出来ず、裁判は柴田の無罪で終了した[31]。柴田の弁護士は、柴田は 3 年間カナダに在住して日本に帰り、1900 年にまたカナダに戻って来たと証言した。W・J・バウザー検事は柴田が 3 年間カナダに在住しなかったという証拠を見つけることができなかった。

不正な帰化手続きを支援する陰謀はなかったが、当時帰化手続きは極端に緩く、不正が簡単に出来る状態だった。例えば、米国オレゴン州やカリフォルニア州から大勢がフレーザー河に鮭漁に来た。1892 年の規則で漁労許可証は BC 州に在住する英連邦市民権保持者にしか発行されないことになっていたが、お構いなしであった。1900 年の王立委員会報告書はこの現状を言葉を選んで次のように言っている。「現在の帰化手続きは詐欺ではないが、正常の手続き以外の手続きが横行している深刻な状態にある」。1891 年から 1901 年の間に 2,692 人の日本人がカナダに帰化したが、毎年この内の何人が BC 州にいたのか、または日本に戻ったかはわからない。しかし、日本に帰る人が、皆が欲しがる帰化証明書をカナダに残る他の日本人に手渡すことは簡単であった。

柴田の例のように帰化証明証の詐欺疑惑で日本人を有罪にすることは難しかった。バンクーバーの公証人 E・W・マックリーンは 1900 年 5 月と 6 月の２ヶ月に 208 件の帰化証明書を日本人に発行したが、この権威を剥奪された時に、発行にあたって不正はなかったと述べた。マックリーンの事務所に 3 人か 4 人の日本人が通訳と一緒にやって来て、半数の日本人は英語で、残りは日本語で申請書に署名した。漁労許可証発行事務を担当していたエドワード・ブレマーは次のように言っている。「ある日の午後、30 人の日本人が帰化証明証を持って漁労許可証の申請に来たが、この中で英語を理解するのは 4 人ほどだった。」この例からも明らかなように、この当時の日本人にとって、帰化証明証は漁労許可証を取得するためのもので、帰化証明証申請手続きがまったく緩かったことを利用した。そのうち日本人が帰化証明証の獲得で詐欺をしているという噂は立ち消えになってしまった。

２０世紀初頭に日本人は人種差別が原因の労働争議に巻き込まれた。その中の大きなものは 1900 年と 1901 年にフレーザー河の漁場近くで起きた。白人とカナダ先住民漁師が日本人漁師を襲い、もう少しで死者が出るほどの争いになった[32]。この種類の争いで一番激しいものであった。この争いの前までに日本人は BC 州で発効された 4,722 件の漁労許可証の内、1,958 件を所有していた。その上、缶詰工場に 1,900 件の漁労許可証が発行されていたが、これは主に日本人漁師を雇うためであ

った。このため、4,000 件余りの漁労許可証が日本人漁師によって使用されていた。漁は主にフレーザー河の鮭漁であった。ここは太平洋岸で銀鮭と紅鮭の一番の漁場であった。

日本人漁師に対する敵意は 1893 年以来高まってきていたが、1900 年代になると更に激しくなった。これには 20 世紀初頭の BC 州の労働市場に緊張と動揺が起こっていたという背景があった。BC 州の労働運動は新しい局面を迎えていた。労働者は従来の威圧的で、時には暴力も振るった雇用者に労働条件の改善を求めて交渉を始めた。しかし、雇用者は労働者に対して深い敵意を抱き、労働組合を認めなかった。ストライキが鉱山や鉄道で頻繁に起こった。そして、労働組合を認可してもらうためのストライキになっていった。このように労働運動が先鋭化していくなかで、労働組合による東洋人労働者排斥運動も激しくなっていった。

白人労働者の日本人に対する敵意の根源が、日本人労働者と雇用の獲得で競争しなければならないという危惧であったとすれば、これが一番明らかに現れたのが漁業であった。漁業は競争的な産業で、短い漁期に危険を犯して努力を集中しなければならなかった。漁獲高も変化し、魚の値段も需要と供給で大きく変化するので収入も不安定であった。BC 州の漁業の初期には漁船は帆船で、取り扱いが難しかった。また、漁師ははっきりと白人、カナダ先住民、日本人と分かれていてお互いに敵意を持ちやすい環境であった。カナダ先住民は部族ごとに酋長に率いられて、よく統率の取れた組織として漁業に従事していた。漁業は伝統的な自分たちの権利と思っていたので、外部の漁師、特に日本人漁師に対する敵意が強かった。白人漁師はユーゴスラビア人、ノルウェイ人、フィンランド人、スウェーデン人、イタリア人、ギリシャ人、イギリス人と様々であったが、白人としてまとまって日本人に対抗した。

日本人漁師の大部分はスティーブストンに外部から孤立した緊密な社会を作って暮らしていた。日本語を話し日本の習慣を守っていたので結束が硬かった。スティーブストンには「日本漁師協会」があり、1,800 名余りの会員を擁していた。日本漁師協会は数年後に「合同漁師協会」に発展して、1935 年に「商業労働会議」から正式に労働組合として認可された。合同漁師協会は日本人漁師の漁労許可証を制限し、可能なら全廃しようとする勢力に対抗するための組織だった。しかし、1900 年当時の日本人漁師はずっと弱い立場にあった。英語が不便で、資金力が弱く、労働者斡旋業者と缶詰工場との労働契約で規制されていた。このような不利な条件が重なっていたが、次第に日本人漁師は結束し、BC 州漁業の有力な存在となり、簡単には圧力に屈服しなくなった。そして 1919 年までには缶詰工場に対してストライキと脅しを使って交渉するまでになっていた。白人漁師が缶詰工場の要求に容易に妥協したのと対照的であった。日本人漁師は 1900 年から 1901 年当時、すでに缶詰工場、白人漁師との関係を逆転させていた。

日本人漁師に反対する白人漁師の最初のストライキが 1893 年に起きた。当時 BC 州は不況で失業者が多数いた。このような経済環境で白人漁師は、日本人漁師が白人漁師を餓死に追いやっていると糾弾した。白人漁師は BC 州の「商業・労働会議支部」の支援を得て、カナダ連邦政府漁業省に東洋人に対する漁労許可証の減少を要求する運動を始めた。しかし、1898 年から 1901 年にかけてクロンダイク・ゴールドラッシュが起き、漁師が他の産業に仕事を求めて移動すると、缶詰工場は労働者不足になり日本人を雇うようになった。1899 年白人漁師は「BC 州漁師組合」を結成した。「フレーザー河鮭缶協会」がフレーザー河の鮭漁が白人漁師から日本人漁師に代わってしまうという危惧から生まれたものであった。

1900 年、白人漁師と日本人漁師の緊張は暴力事件に発展した。この年の漁期の初期には両者は協力して缶詰工場と交渉した。缶詰工場が紅鮭一匹を 20 セントで買い取るというのに対して 25 セントを要求した。しかし、白人漁師は日本人漁師が 20 セントで妥協してしまうのではないかと恐れ、7 月 7 日にスティーブストンで自分たちの結束を示すために、ストライキをしている仲間を集め示

威行進をした。この行進には英国人、ポルトガル人、スペイン人、スウェーデン人、デンマーク人、カナダ先住民の漁師が参加した。日本人漁師も数名参加した。そして、次のような張り紙をした。「白人およびカナダ先住民漁師に告げる。日本人漁師、および他の如何なる漁師でも、もし缶詰工場に紅鮭を一匹 25 セント以下で売るものは、鉄砲で打たれるか、漁船を焚き木にされるだろう。我々としては鉄砲で打たれる方を好ましく思う[33]。」缶詰工場は自分たちの所有する漁網、漁船を破損する者、または缶詰工場を脅す行為をする者について、逮捕出来る情報を提供すれば 100 ドルの懸賞金を出すと公布した。スティーブストンから 40 人の警官が呼び寄せられてフレーザー河流域を警戒し、缶詰工場の紅鮭一匹当たり 20 セントを受け入れた日本人漁師を保護した。20 セントを受け入れたのは日本人漁師の 45 パーセントに上った。スティーブストンでの示威行進から 1 週間後に、1,000 人あまりの白人漁師がバンクーバーの裁判所前で示威行進をして騒ぎ立てた。

この缶詰工場に対して漁師はそろってストライキを始めた。ストライキを破ったのは最初は白人漁師だけだった。日本人漁師は労働組合と協力してストライキに参加した。しかし、日本人漁師は弱い立場にあった。自分の漁船や漁具をまだ所有していない漁師が多く、紅鮭を缶詰工場に売るのが主な収入源であった。もし、ストライキをして漁期を逃すと冬を越すのに必要なカネがなかった。数名の日本人漁師が缶詰工場の提示額を受け入れて鮭漁を始めると、日本人漁師は他の漁師の邪魔を排除するために銃で武装しているという噂が広まった。

1900 年 7 月 22 日に日本人 4,000 人余りが団結を誇示する示威集会を開くと、状況はますます悪化した。ストライキを続けている興奮した白人と先住民漁師が、乱暴な言葉で日本人漁師を脅した。白人漁師の暴動が避けられない状況になると、戒厳令が敷かれコノート公爵大隊から民兵 160 人がスティーブストンに送られた。民兵の指揮官ウワーシュ大佐は次のように宣言した。「我々はここに遊びに来たのではない。騒動の兆候があれば直ちに発砲して鎮圧する。時間は掛けない[34]。」2,000 人余りの日本人が警官に保護されてフレーザー河方面に避難した。しかし、たくさんの白人が後を付けてきた。

ストライキをしている漁師たちは民兵を取り囲んでやじを飛ばし罵った。状況は暴動法適用寸前であった。しかし、民兵の介入であからさまな人種暴動は抑えられた。白人漁師は気が短く、カナダ先住者漁師は武装しており、日本人漁師も意気地無く力に屈する人たちではなかった。暴動が起きる可能性は十分にあった。民兵の介入で漁師たちはストライキを続ける気をなくした。結局、この騒動で得をしたのは缶詰工場主だけだった。そして、7 月 30 日までに皆が漁に戻った。バンクーバーのデイリー・プロビンス紙は残念な口調で次のように書いている。「政府は民兵を出動させて外国籍漁師の漁労権を守った。そして、ジャップにフレーザー河を進呈した[35]。」

翌年の鮭の漁期には BC 州の歴史で一番大量の鮭が沿岸に戻ってきた。7 月初めから漁を巡って白人漁師・先住民漁師と日本人漁師の衝突が頻繁に起きた。白人漁師は船で海域を見張って、日本人漁師の漁を妨げようとした。白人と日本人は櫂や棒を使って殴り合った。時には気絶するものも出た。日本人漁師も負けずに哨戒船を仕立てて日本人漁船を防御した。衝突は海上で起きたので、スティーブストンは静かなままだった。日本人漁師の漁船が 1 隻イングリッシュ・ベイに流れ着いたが、漁師は乗っていなかった。缶詰工場主は日本人漁師は争いで殺されたと考え、殺人を犯した者の情報に 500 ドルの懸賞を掛けた。殴り合い、漁網の損傷、漁船の損傷、銃撃、斧を振り回すなどの事件が連日起きて 1 週間続いた。12 隻の白人の哨戒船が日本人漁船 5 隻を取り囲み、無防備の日本人漁師に銃を突きつけてボウエン島まで漁船を連行し、日本人漁師を島に置き去りにするという事件も起きた。

日本人漁船に銃を突きつけて漁を止めた 6 人の白人漁師は、漁船に隠れているところを発見されて逮捕された。公共の安全を危うくしたという罪状で起訴され、保釈も拒否された。裁判所はもし

保釈すれば騒動が大きくなると判断したからであった。裁判で検事は有罪を主張したが無罪釈放となった。また、白人のストライキ参加者二人が日本人漁師を拉致して逮捕される事件もあった。判事ドレークは証拠は十分あるとして、次のように述べて陪審員に有罪判決を要請した。

> 被告が盗みをしたことに一片の疑いもない。被告は哨戒船で日本漁船を拿捕し島に連行した。ここで日本漁船から持ち去ることの出来るものをすべて盗み、日本人漁船を破壊し、漁網を切り刻んだ[36]。

1902 年の漁期には白人漁師の缶詰工場との鮭の買い取り値段交渉が妥結した後も、日本人漁師は交渉を続け、白人より少し有利な価格を獲得した。このころまでに缶詰工場側も交渉上手になっていた。日本人漁師はフレーザー河河口の鮭漁師の中でもっとも過激なグループになっていた。1913 年の缶詰工場に対するストライキでは、ストライキ破りの白人漁師を銃で脅し、漁網を切り裂き、漁に出ていた白人の鮭を損傷した。ストライキ破りは人種には関係なく誰でも行った。結果はグループ間の関係を悪くするだけだった。

日本人と白人との対立は漁業で最も際立っていたが、BC 州の他の産業でも対立は見られた。フレーザー河河口流域から遠く離れた内陸部のクーテネイで、銀と鉛の鉱石が見つかり鉱山ブームに湧いた。スローカン村議会は BC 州政府に「望ましくない市民」という理由で日本人に採鉱権を拒否する条例を作れるか否かをたずねている[37]。後にスローカンは鉱山開発が終了してゴーストタウンとなり、太平洋沿岸地域を強制追放された「望ましくない市民」である日本人の追放先になり、大勢の日本人が移り住んだのは歴史の皮肉である。

BC 州とユーコン準州の境界から南に 50 キロの所にアルティン金鉱山があった。鉱山は日本人坑夫を雇った。1902 年 3 月 22 日、日本人坑夫の一団がウィンチェスター銃を持った護衛に保護されてマッキー・クリークに到着した。この悪いニュースは近隣にすぐに伝わり、150 人の白人坑夫が日本人宿舎に押し寄せ、日本人坑夫を拉致してスカグウェイまで追い返した。アルティン鉱山と BC 州検事総長 D・M・イバーツとの間で手紙のやり取りがあったが、鉱山は日本人坑夫を雇用することができなかった。白人坑夫は日本人坑夫追い出しに成功したことを喜び、町中で拳銃を発射し大騒ぎをして祝った[38]。当時の BC 州フロンティアはまだ弱肉強食の時代であった。

それから 5 年後、アルティンの北コロンビア鉱山が地元の労働者不足を補うために、採鉱用のパイプと大型シャベルの溶接要員として日本人を雇用しようとしたが、また失敗に終わった。日本人の到来に興奮した白人坑夫は集会を開き、委員を選出して日本人坑夫に会いに来た。平和的に出ていって欲しい。もしそうしなければ力で追い出すだろうと脅した。これら白人坑夫は地元選出の BC 州議会議員ウィリアム・スローンの支持を受けていた。スローンは日本人が BC 州の北から南まで何処でも白人の仕事を脅かしているとおもった。スローンは次のように述べている。「アルティンでは東洋人が BC 州北方の鉱山に進出の兆しを見せている。もし、このような進出が続けば、いずれ東洋人がこの地域の白人坑夫を追い出してしまう。そもそもこの地方の鉱山は白人が見つけたものだ[39]。」この年の後半にはまた 77 人の日本人坑夫が 300 人の白人坑夫に付き添われてアルティンから追い出された。状況は馬鹿げていて、見ていて痛ましいものになった。バンクーバーの森川日本領事は次のように述べている。「アルティンは日本人には良くない場所である。以前の日本人追い出し事件の後に、もう日本人はアルティンには近づかないと思っていた。私は日本人もそのように思っていたと考えている。誰がどのような条件を出して、また日本人にアルティンに行きたいと思わせたのか、私には理解できない[40]。」

1894 年の日英貿易条約を更新する英国と日本の貿易交渉が 1906 年 1 月 31 日に終了した。この条約には条約国の市民がお互いにの国に於いて完全な市民権を享受できるという項目が入っていた。これが日本とカナダの友好な関係を約束するものだった。BC 政府はこの条約になんらの抗議もしな

かった。そして条約は 1 年後に発効した。1907 年夏、明治天皇の従兄弟である伏見宮がカナダの主要都市を一ヶ月訪問して暖かな歓迎を受けた。エスキモルトでカナダから離れる時に、伏見宮は見送りに来たローリエ首相にカナダ市民の日本に対する親善の気持ちに感謝した。

しかしカナダの日本に対する親善は外交儀礼に過ぎなかった。表面的な親善の背後に、カナダの労働者階級の日本人移住者に対する敵意があった。連邦政府レベルの日本との外交関係は、BC 州で BC 州から遠く離れた日本に住んでいるので問題はなかったが、BC 州に住む日本人移住者は自分たちと日常的に仕事の奪い合いをする競争相手であった。日加貿易条約により BC 州は日本との貿易で利益をあげると考えていた連邦議会議員は、同じ条約が日本人の BC 州への自由な移住も保証していることには沈黙を守った。

日露戦争の終了に伴い、日本とハワイから北米太平洋沿岸地域への新たな移住の波が始まった。BC 州では 1903 年にマクブライド党首の下に保守党が政権をとり、頻繁するストライキと低迷する経済から脱して、経済の活性化が始まっていた。社会の安定と発展が主要産業の体質変化をもたらしていた。1906 年までに経済ブームが実現した。バンクーバーには自動車が走り、ビクトリアより人口が多くなった。住民は映画に魅了され、不動産価格は高騰した。BC 州全体が楽観主義に包まれ、住民は自信にあふれた。しかし、翌年になると景気は落ち込んだ。そして、不況の訪れとともに住民はビクトリアとバンクーバーに移住してくる日本人に注意を向けるようになった。このような状況下で、日本人移住者に対する暴力的な反応が不可避になっていった。（目次に戻る）

第３章　　1907 年暴動　（第３章注に行く）

BC 州では市民が理性を失ったようだ。（カナダ総督グレイ伯爵）

我々は皆、BC 州は白人だけの州であるべきだという意見である。我々は BC 州が将来、日本人や中国人、その他の有色人種によって支配されることを望んでいない。我々は英連邦の前衛であり、新移住者の侵入を阻止しなければならない。（1907 年 9 月 9 日付けバンクーバー「デイリー・プロビンス」紙社説）

これは 1907 年 9 月 9 日のバンクーバーの「デイリー・プロビンス」紙の社説である。BC 州住民が過去 10 年間抱いてきた有色人種の移住に対する恐れと、これを排斥しようという熱情を要約している。1907 年までに「黄色人種の大群」の侵入に対する敵意は頂点に達し、ついに秋には憎しみに満ちた人種問題事件が発生した。

1907 年は日本人のカナダ移住にとって重要な意味を持つ年になった。この年、BC 州に移住した日本人は過去最大になり、この後もこの数を上回ることはなかった。BC 州の移民に対する心配が増加する中で、日本人移住者はすでの白人労働者との関係が険悪になっている産業に急速に浸透していった。このように人種騒動が起きる雰囲気が醸造されていた。そしてついに暴動にまでなってしまった。背景には白人労働者の日本人に対する反対運動、新聞の排日報道、そして排日感情を煽れば票になるという政治家の打算があった。

1907 年の日本人をめぐる人種騒動をカナダ連邦政府は深刻に受け止め、日本政府と日本人移住者を制限する協定を結んだ。日英貿易協定の加盟国として、カナダは日本人移住者の制限は出来ないことになっていたにも拘わらずであった。この協定は 1942 年の日系カナダ人強制移動令に比べれば穏やかなものであり、BC 州から日本人を完全に排除したい者にとっては、到底満足できるものではなかった。また、BC 州住民は連邦政府が外交のために BC 州を犠牲にしたと思った。しかし、この日本人移住者の制限は一つの州が世論の圧力を使って、連邦政府の政策に影響を及ぼせることを証明した。

日本人排斥は広く住民の支持を集めた。日本人排斥を唱えることで幅広い住民を結束することができた。そして BC 州は自分たちの排日感情を、カナダの人種差別政策にまでに発展させることに成功した。BC 州全体としては啓蒙主義に基づいた人権保護の方向に動き始めていたが、日本人は例外として排除し、その人権を拒否するという基本的な政治社会体制がこの時から始まった。そして、1907 年の人種間騒動は日本人移民とその定着の形式を根本的に変えてしまった。この年以降、カナダに大勢の日本人女性が移住して来て、日本人移住者が家庭を持つことが出来るようになった。日本人移住者は移動労働者から家族を持つ定住者へと変わっていった。カナダに根を下ろし骨を埋める覚悟を持つ人が増えてきた。

日本人の移住問題は 1907 年 2 月の BC 州議会選挙の争点になった。バンクーバーのプロビンス紙によれば、保守党が自由党の陰謀を発見した。この陰謀はグランド・トランク太平洋鉄道が 1907 年春にカナダ西部の鉄道敷設作業のために、5 万人の日本人を日本から輸入する計画で、もう手続きはほぼ完了しているというものであった。プロビンス紙は第 1 面に大きく「5 万人の日本人が BC 州に押し寄せる」と見出しを付け、次にように報じた。「鉄道会社と背後の政治家は輸入した日本人労働者にいずれは参政権を与えようと画策しているのではないか？5 万人から 6 万人の日本人が機械的に自由党に投票するとは、なんと素晴らしいアイデアであるか[1]。」また次のようにも述べた。「ローリエの連邦自由党政府はカナダの港を日本人移住者に開放したままにしておきたいとおもっている。そのために BC 州首相マックブライドの日本人移住者排除政策を許可しようとしない。」

ウィリアム・バウザーはバンクーバーから連邦議会に立候補していたが、次にように選挙民に告げた。「日本人が大量にBC州に移住してくるという信頼できる情報をもらった」。そして、グランド・トランク太平洋鉄道の例を引いて、「契約労働者を雇用する会社は白人でも東洋人でも自由に選ぶことが出来る[2]。連邦政府はBC州の利益を無視して、鉄道会社の契約労働者に何らの制限もつけていない[3]。」と述べた。このように明らかに選挙民を脅すための策略は、日本人移住者の数を大げさに誇張して、BC州と連邦政府の関係を対立させることを目的とした。そして、選挙民の持つ日本人労働者に対する危惧を煽り立てて集票に役立った。策略はうまくいき、バウザーと他の25人の保守党候補が連邦選挙で選ばれた。

グランド・トランク太平洋鉄道会社西部カナダ担当者E・G・ラッセルがカナダ日本労働者供給会社役員S・後藤に出した1906年12月10日付の手紙がある。内容は日本人契約労働者の手配の要請である。

> 先日の貴殿のBC州北部の鉄道建設の必要な契約労働者に関する問い合わせにお答えします。もし供給に問題がなければ、我が社は5,000人の契約労働者を必要としています[4]。

後藤はこの手紙を持って日本に行き、既に5,000人の契約労働者の雇用先を確保したように振る舞い、同業者より有利になろうとした。しかし、この5,000人という数は新聞やバウザーが主張した50,000人の1割にすぎなかった。

マッケンジー・キングは王立移民調査委員会委員長として東洋人移民の調査をした。日本人契約労働者についていろいろな噂が飛び交っているが、グランド・トランク太平洋鉄道が50,000人の日本人契約労働者を輸入するという噂は十分に検証できなかったと報告した[5]。さまざまな証拠資料を調査した結果、キングはこの鉄道会社は東洋人契約労働者の流入に責任はないと結論した。そしてカナダ日本労働者供給会社は努力したが、グランド・トランク太平洋鉄道と契約労働者の供給について、なんら拘束力のある契約を結べなかったと述べた。プリンス・ルパートに中国人苦力のために多数の宿舎を建設するという噂が立ったが、実際はわずか10人の労働者が来たに過ぎなかった。ではボウザーの信頼できる情報はどこから来たのだろうか？キングの調査でグランド・トランク太平洋鉄道の陰謀は根も葉もないことが証明された。そして５万人の日本人がBC州を侵略するという噂が本当か嘘かは関係なくなっていた。このような噂を新聞が人を煽るように報道し、政治家が排日演説をすることでBC州の排日感情はますます強くなっていった。報道機関が毎日熱心に宣伝する黄禍論が、白人の日常生活と安全を飲み込もうとしていた。黄禍論には次のような内容が含まれていた。もし、BC州が東洋人を排除しないならば、「白人は追い出されて一人もいなくなるだろう。」

何故なら中国人と日本人は何百年という進化の過程を通して素晴らしい身体を獲得した。最小の食料で最大の労働をすることができる。白人のように家庭を維持する必要性がない。東洋人は白人が絶対に必要とする衣料費の５０分の１も使わない。白人なら病気になって死んでしまうような不衛生な小屋に住むことができる。こんな状態でも日本人は白人と同じように非熟練労働をこなし、訓練を受ければ白人と同様の熟練労働をこなすことが出来る[6]。これが黄禍論のレンズを通してみた東洋人移民像であった。ロボットのように効率的で安い賃金で働き、現在の白人労働者を労働市場から駆逐する実力だけでなく、将来のは白人社会を脅かす存在になると思われていた。

適者生存の進化論は通常、植民地主義者が自分たちより劣った人々を支配し、植民地を拡張することを正当化するために使われた。簡単に言えば優れた人々が劣った人々に代わって社会を作るという理論である。進化論は国際政治の舞台では人種主義を正当化し、自分たちより劣った人種に属

する外国人を侵略しても何ら問題はないと主張した。外国人は野生動物と変わりないという認識である。ビクトリアのコロニスト紙社説記者は、暗黙の内に白人は東洋人に勝てないと仮定した。そして不思議なことに進化論を劣った人種であるはずの日本人に適用して、日本人はBC州と白人住民を植民地化しようとしている、だから日本人を排除しなければならいと主張した。排日推進主義者はダーウィンの進化論を自分たちの都合の良いように捻じ曲げた。というのは日本人が労働市場で白人の強力な競争相手になることを認識しており、日本人をBC州から排除するだけでなく、経済的政治的な権利を与えることも拒否したいという本音を隠蔽する理論が欲しかったからである。ダーウィンの進化論は人種的敵意を絶対的に正当化するために便利であった。

日本人のBC州への流入が現在または将来のBC州の利益になると考えられたことはなかった。排日運動推進者が書くものや話す内容では、日本人は悪いことを起こすもの、恐ろしいものというイメージが強調された。日本人は未知の国から来た陰険で恐ろしい侵略者で、白人と共通の資質は持たず、必ず白人社会に破滅をもたらす謎めいた一群であるという作り話であった。日本人は長い間上のような危険な一群と断定的に判断されていて、個人個人としては考えられていなかった、そのため日本人に対する暴力行為を計画するのは容易であった[7]。

噂はますます極端になり捻じ曲げられ、BC州住民の恐怖心を煽った。心の奥深くに宿った偏見を呼び起こされると、注意深く書かれた事実を読んでも、これを真実とは認めなくなる。日本労働者供給会社の後藤はカナダ太平洋鉄道総管理官F・F・バスティードから次のような手紙を受け取った。「あなたと私の会社で更新された日本人労働者派遣契約について、年間に必要な日本人労働者は500人から2,000人の間だと思う[8]。」この後、後藤はカナダ太平洋鉄道と労働者を斡旋する独占契約を結んだ。これから程なく、バンクーバーのプロビンス紙はカナダ太平洋鉄道が必要とする日本人労働者の数を年間12,000人と誇張して書いた。「12,000人の日本人が6ヶ月以内に、現在保線作業をしている全ての白人労働者と入れ代わる[9]。」

悪意ある説と誇張された噂は群集心理、偏見、恐れを引き起こした。一度このような状態になると鎮静することは難しくなる。東洋人排斥感情は北米太平洋岸のBC州からカリフォルニアまでで高まっていった。間もなく、バンクーバーで「アジア人排斥同盟」が結成された。シアトル、サンフランシスコなど米国西海岸で結成された同盟を見習った動きであった。1907年8月12日の結成大会にはBC州自由党と保守党党首が出席し、極端に攻撃的な日本人が最終的にはBC州を支配してしまう、そして外国人種がカナダを侵略する足がかりを作ってしまう、今、東洋人を排斥しなければならない、という動議を満場一致で可決した。

アジア系移住者の日本人、中国人、ヒンズー教徒の中で、日本人が一番攻撃的で他の二者よりカナダにとって危険だとされた。中国人とヒンズー教徒も白人に嫌われていたが、恐れられてはいなかった。日本人移住者を恐れる原因の一つが日本帝国の存在であった。1904－05年の日露戦争に勝利して東洋の軍事大国となった日本帝国は、太平洋だけでなく世界にその影響力を伸ばすようになった。1895年カイザー・ウィルヘルムは不吉な様相をした東洋人が龍にまたがり、瓦礫と化して煙を上げている町を後にしてヨーロッパを席捲しようとしている漫画を描いた。想像力豊かなウィルヘルムはこんな事も出来た。そして、日本帝国が勢いを得ていることを熟考して、簡潔で印象的な「黄禍論」という表現を思いついた。後に、悪巧みに長けたウィルヘルムは、日本帝国がパナマ運河を制圧する計画を立てていることを発見した。日本政府は1万人の兵をメキシコのコーヒー大農場に労働者に偽装させて隠し、夜になると軍服を着せて軍事訓練をしている、というものだった[10]。ウィルヘルムはどうにかして日本帝国と米国の間に戦争を巻き起こし、英国が米国に加担することになり、日英同盟が破綻するということを願った。このドイツに都合のよい筋書きはただの

希望的観測に終わったが、ウィルヘルムは黄禍論というアイデアを広めることに成功した。黄禍論は米国西海岸の東洋人排斥運動の合言葉になって長くつかわれるようになった。

1907 年の夏、日本人移住者が BC 州を侵略しようとしているという警告がひっきりなしに出され、日本人を対象にした暴力的な騒動が起きる雰囲気が高まってきた。7 月 24 日、ハワイから 1,189 人の日本人を乗せた蒸気船クメリック丸がバーランドの入江からバンクーバーに接岸すると、バンクーバーの住民は驚愕し混乱した。日本人を運んできたのはクメリック丸だけではなかった。日本人がビクトリアとバンクーバーに次々に上陸した。同月、ジョレンギベリー提督丸がハワイから 241 人の日本人を連れてきた。しかし、クメリック丸で到着した日本人が一番多く、1 隻で到着した日本人としてはそれまでで最大だったので、バンクーバー住民に与えた影響も一番大きかった。オーストラリアの定期航路船 8 隻が、1907 年の最初の 10 ヶ月間でハワイから日本人 278 人をビクトリアに連れてきた。これらの腹をすかし、途方に暮れたような日本人は全てがハワイからであった。ハワイの大農場協会は 6 万人余りの日本人労働者を雇っていたが、人件費節約のために日本人を解雇したかった。大農場協会は日本人労働者にカナダ行きを勧めた。この協会は政治力を使って米国政府に。日本人がハワイから米国本土に移住することを禁止する法令を施行させることに成功した。このため、ハワイの日本人労働者はカナダを行き先に選んだ。また大農場組合は賄賂を使って米国のアジア人排斥同盟に、日本人がハワイから米国本土に入ることを阻止するように依頼した。このような状況下で、1907 年の最初の 10 ヶ月に 2,779 人の日本人がハワイからカナダに移住することになった。ハワイでは日本人労働者の雇用を続けたい雇用主と、日本人労働者のための下宿を経営していた人たちが経済的損失を被った。

当時、ハワイの砂糖キビと米の大農場の労働者は半数以上が日本人であった。日本人労働者は賃金値上げと労働条件の向上を求めていた。農場主は日本人労働者の要求を拒否し、日本人労働者に代わるポルトガル人労働者を呼び入れ始めた。日本人労働者の宿舎の経営者たちは、邦字新聞に BC 州の雇用状態が如何に素晴らしいか、正確ではない魅力的な記事を載せた。確かに、ハワイの一般労働者が１ヶ月で１８ドルしか稼げなかったのに対し、カナダの鉄道会社は１次間 1.35 ドルから 1,50 ドルを労働者に支払った。これがハワイの賃金値上げ運動の一つの根拠になった。賃上げを要求するハワイの日本人労働者のねらいは、大勢の日本人労働者がハワイから BC 州に移動すれば、大農場主は労働者不足になり、日本人労働者の要求を認めるだろうというものだった。クメリック丸で大勢の日本人労働者がハワイから BC 州に来たのにはこのような意図があった。もちろん、この計画に参加した労働者斡旋業者にとって、日本人をハワイから BC 州に運送すること自体が利益になった。クメリック丸以前にもジョレンギベリー提督丸による移住や、インディアナ丸による移住があった。1907 年 8 月と 9 月にインディアナ丸は全部で 563 人の日本人労働者をハワイからバンクーバーに運んだ。ハワイの大農場の労働条件に不満を持つ人や、ハワイから米国本土へ移住したかったが法律で禁止されて行けなくなった人がバンクーバーに押し寄せた。

ハワイの大農場経営者がカナリー諸島から 3,000 人余りのポルトガル人をハワイに呼び寄せ、賃金が上がるのを防ごうとしているというニュースを聞いて、日本人労働者のための下宿屋はジョレンギベリー丸とクメリック丸を使って、日本人労働者を BC 州に送るための交渉を始めた。ジョレンギベリー丸はホノルルを無事出港したが、この計画に怒った農場経営者たちは、クメリック丸船長アンドリュー・ベアードを出港停止の法律手段をとると脅した。これははったりで、日本、ハワイ、カナダの法律で日本人をハワイから BC 州に行くのを妨げるものはなかった。

ハワイは BC 州とは反対に日本人労働者にハワイに留まっていて欲しかった。ただし、賃金闘争など起こさず、決められた賃金で静かに働いて欲しかった。そもそも、日本人は管理の難しい中国人

労働者に替わるものとして輸入された。中国人はこの当時までにはすっかり従順になっていた。ハワイの雇用者は人種偏見を自分の有利になるようの使うことはなかった。これにはハワイの白人支配階級は非白人より圧倒的に数が少なかったことが影響している。ハワイで暴力的な人種抗争がなかったのはハワイの人種的人口構成による。ハワイにはさまざま人種の人がひろく平均して分布していて、政治家、ビジネス、新聞が自分が雇用している人たちや客を、人種的に差別することは商売上出来なかった。

1,400 人のポルトガル人をホノルルまで乗せてきたクメリック丸船長のベアードは次のように言っている。「大農場経営者は我々がポルトガル人を連れてきたが、日本人を BC 州に連れ去ってしまうので憤っていた。しかし、我々は誰でも運ぶ商売をしている。」。また、ベアードは日本人船客ついて次のように述べている。「私は日本人ほど陽気な連中を見たことがない。立派な移民だ[11]。」また、クメリック丸の外科医ジョン・プフは次のように言っている。「日本人ほどしっかりした船客をみたことがない。日本人は几帳面で清潔で、なかには結構カネをもっているものもいる。日本人を苦力と呼ぶのは名誉毀損である[12]。」

クメリック丸がバンクーバーに到着した時、バンクーバー選出の連邦議会自由党議員 R・G・マックファーソンは、日本人のハワイから BC 州への移動にはなにかごまかしがあるが、日本政府は見て見ぬふりをしていると主張した。この「ごまかし」は実際はホノルルの労働者斡旋業者の経済的損失になった。労働者斡旋業者はハワイからの日本人労働者は各自 25 ドルを持参していることをバンクーバーに上陸する時に、カナダ連邦政府移民局の係官に証明しなければならなかった。この 25 ドルは、バンクーバーの医療検査官で移民局の職員であるマンロー博士によれば、「カナダが貧困者や公共の保護を必要をする人の上陸を拒否する」ためであった。

ホノルルの労働者斡旋業者は日本人がバンクーバーでマンロー博士に面接する前に、日本人１人１人に 25 ドルを渡した。また労働者斡旋業者の代理人がマンロー博士に手紙を渡した。手紙には、「日本人は現金を持っていると賭博でなくしてしまうので、一人から 25 ドルを預かってあった。このため、日本人はこの 25 ドルを返してもらうまで現金を持っていない[13]。」と書いてあった。ホノルルから日本人の一行についてきた通訳の丸山キチタロウは、このカネは日本人各自のもので、安全のために船の金庫に保管されていただけだと述べた。バンクーバー領事の K・森川が日本人がメリック丸から下船する時に、この 25 ドルを集めた。森川はこのカネの一部を日本人がクメリック丸から宿舎まで行く費用に使い、日本人が宿舎に落ち着き仕事を得るまでカネを預かり、その後に返却したと述べている。

日本人がクメリック丸から下船する時に、日本領事館職員の持つ大麻の袋に 25 ドルを入れるのは奇異な風景であった。この風景はすぐに白人の興味を引き、マックファーソンは「カナダの正義」を守るために次のように述べた。「移民船の乗客は各自 25 ドルを奪われている。乗客はこれはカナダ連邦政府が集めているカネだとおもっているだろう[14]。」マックファーソンは日本領事館が 25 ドルを集めるのを止めさせ、日本人に返却させた。お陰でハワイからの日本人労働者は、カナダ上陸のその日に 25 ドルの現金を思いがけずに手にいれた。大金ではないが役立つカネだった。

クメリック丸でハワイから来た日本人の内 800 人余りは、グランビル通りの駐車場で自動車に乗せられスティーブストンに行った。そして、最初の夜を缶詰工場の倉庫の古いテントの下で過ごした。残りはバンクーバーの下宿屋に行った。クメリック丸は航海が予定より数日伸びたので、船の食料が不足し、日本人船客は食事が満足に取れずみな腹をすかせていた。バンクーバーに着岸すると早く下船して食事をしたかったので、皆が甲板の岸壁よりに集まり船が傾いて危険になった。船員が懇願しても聞かず、船員はやむなく火災ホースで水をかけて日本人を岸壁側の甲板から追い払

った。すると日本人は甲板の海側に集まり、船は今度は海側に傾いた。こんな事を繰り返して甲板は大騒ぎになった。

日本政府はハワイの日本人がハワイからBC州に移動することを禁止する司法権を持っていなかった。日本政府の司法権がハワイ在住の日本人におよぶのは、日本人がハワイ地域内に留まっている時だけだった。カナダ政府と日本政府は共にこの移動について何も出来ず、したがって責任を取ろうともしなかった。バンクーバーの日本国領事だけがこの大量の日本人のハワイからの移動を止めようと試みた。

> 私は日本人がハワイから大挙してBC州に移住するというニュースを聞くと、直ちに日本帝国政府に警告した。日本政府はこの移住は賢いことではないという私の意見に賛成して、ホノルルの日本国総領事と協力してこの移住を止めるようなあらゆる手段を取るように訓令した[15]。

バンクーバーの森川領事はクメリック丸がホノルルを出発する直前にホノルルの日本国領事に電報を送って、ハワイからの日本移住者がBC州で仕事を見つけるのは難しいだろうと警告した。しかし森川が嘆いたように、森川の警告は日本人移住者に完全に無視された。クメリック丸がバンクーバーに到着した後にも、森川はホノルルの日本国領事に電報を送り、日本人移住者の宿舎が足りないこと、白人労働者に中に日本人労働者に反発して騒ぐものがいることを警告した。この電報はハワイ新報紙に「クメリック丸の移住者の悲惨な状況」として報告された。マッケンジー・キングは移民を調査した王立委員会報告書の中で次のように述べている。「ハワイからBC州への日本人移住者は、日本政府の意向に反してBC州に移住した。しかし、日本人のハワイ移住を許可したのは日本政府である[16]。」

しかし、このキングの結論はBC州への日本人移住者についての荒唐無稽な噂が流布してからずっと後に出されたものだった。噂には次のようなものがあった。日本人のBC州への流入の背後には日本帝国政府がいる。日本政府は日本人を慎重に選んでBC州に送り、カナダを制覇するときに備えている。カナダ連邦政府は日本人のBC州流入について次のように述べた。「日本人移住者が健康で良好な性格であるかぎり、移住を禁止する法律的手段はない[17]。」この声明はマックファーソンのような排日主義者を激昂させ、連邦政府に対する抗議活動を始めさせた。

確かに1907年には次々から次へと東洋人が船でバンクーバーとビクトリアに到着したので、まさしく東洋人の侵略のように見えた。1907年の最初の10ヶ月に8,125人の日本人が到着した。同時期のインドからのシーク教徒より約2,000人、500ドルの人頭税を払って到着した中国人より1,300人多かった。しかし、日本人の45パーセントは米国へ入国可能なパスポートを持っており、カナダから米国へと移住していった。カナダに残った日本人はカナダ太平洋鉄道やウェリントン鉱山の契約労働者だった。このような事情から、もし日本人がカナダを「侵略」したとしても、それは労働者不足で外国人労働者を必要としたカナダ人市民や会社の許可を得てカナダに来たのであった。

中国人移住者は人頭税の導入と数回に及ぶ増税でカナダ移住を阻まれた。1885年にカナダ連邦政府は中国人移住者に50ドルの人頭税を課した。この人頭税収入の4分の1はBC州政府の収入になった。他にも中国人を運ぶ船は50トンに付き1人の中国人しか乗せられないという制約があった。健康を保証する証明書も必要だった。BC州選出の連邦議会議員は東洋人移民を規制する運動を続け、人頭税は1900年に100ドルに、1903年には500ドルに増税された。1903年以降は人頭税収入の半分がBC州にいった。人頭税500ドルは中国人移住者の抑制に効果的だった。1904年からの3年間にカナダに移住した中国人はわずか121人に留まった。しかし、1907年の最初の10ヶ月で

1,266 人に急増した。これは日本人移住者の急増と時期が重なった。中国人移住者の急増は次のような理由で起こった。人頭税で中国人移住者が制限されると、カナダ在住の中国人社会では中国人が集中した職種で労働者不足が起こり賃金が上昇した。このような職種に就けるという将来の展望が開けると、カナダ在住の中国人が故郷に行ってカナダ移住希望者に人頭税に必要なカネを貸した。

連邦政府は中国人の移住に厳しい制限を設定したが、日本人の移住制限については日本帝国の世界における位置と日英同盟を考慮しなければならなかった。英連邦の状況を考慮した慎重な外交が日本関連問題の対処には必要だった。ローリエ首相は日本人移住者に如何なる税金を課すことも拒否した。そして、「カナダのため、英連邦のために[18]」BC 州が犠牲になることを願った。1902 年の日英同盟は 1905 年にさらに強化され、もし両国の東洋における領土権や利益が侵害されたり、日本または英国が戦争を始める時は、両国はお互いに支援することになった。

BC 州の排日主義者は日英同盟がカナダが外国人のカナダへの流入を管理する権威を奪い、日本に他国よりも有利な立場を与えたと考えた。BC 州は英帝国の高圧的な政策を嫌っていたので、英帝国の政策を押し付けてくるカナダ連邦政府と対立した。そして対立は BC 州政府と連邦政府、BC 州政府と日本帝国政府、BC 州政府と BC 州の日本人住民の間に起こった。日本帝国政府とカナダ連邦政府との間に対立はなかった。通常、カナダ政府は外交問題でカナダに対する不平を述べる外国に対しては英連邦の一員として対処し、もしこの処置が州政府に不利な解決になるときには、州政府はカナダ連邦全体のことだけでなく、英帝国のことも考えて問題を解決しなければならないと説得した。従って、1897 年から 1906 年にかけて BC 州政府が可決した排日法案は、全て BC 州の副総督が承認を保留し、カナダ総督が承認を拒否したか、または裁判で否定された。

BC 州は 1907 年春の州議会でまたナタール法を成立させ、英語の試験を移住条件に加えて日本人移住者の締め出しを計った。法令は連邦政府の反対にも拘わらず BC 州議会で可決された。カナダ総督や日本との貿易の拡大を期待していた人たちはこの法令に当惑した。前カナダ総督ランズダウン卿は次のように明言した。「BC 州住民は恥を知れ。私が総督だったときも東洋人の移住をさまたげようとさまざまな法案を作ったが、私は全部拒否した。いまでも覚えている法案がある。衛生を理由にして遺骨や動物の骨の輸出を禁止しようとするものだった。この法案の真の意図はカナダで亡くなった中国人の遺骨を中国の故郷の墓に埋葬するのを妨げるためだった[19]。」

ナタール法をめぐって緊張が高まった。BC 州検事総長によって形式を整えられたナタール法は BC 州議会で可決されたが、BC 州副総督ジェームズ・ダンズムイアーはそれに署名することを保留にした。しかし、署名保留の動機についてダンズムイアーには疑われる点が多くあった。ダンズムイアーはウェリントン鉱山会社の社長で大株主であった。この会社はウェリントン、コモックス、アレクサンドリアで炭鉱を経営していた。ダンズムイアー自身も東洋人労働者を雇っていた。金持ちで経済界の大物だったダンズムイアーは鉄工所、鉄道会社、蒸気船船団も所有し、宮殿のようなハットレイ・キャッスルと称する住居に住んでいた。この住居は当時、大洋用沿岸で一番大きな個人住居とされた。ダンズムイアーは日本人の野田という庭師を雇い、4,060 平方メートルの巨大な敷地に日本風の庭を作っていた。また、常時 100 人の中国人を雇って農場を経営し、農作物は自給自足であった。ダンズムイアーはカナダ日本労働者供給会社と 500 人の日本人労働者を自分の鉱山に呼ぶ契約を完了したばかりだった。カナダ日本労働者供給会社はバウザーが 50,000 人の日本人労働者を輸入する計画があると糾弾した会社だった。ダンズムイアーはカナダ日本労働者供給会社との契約の中に、カナダ日本労働者供給会社は自分の斡旋した日本人労働者がストライキに参加しないよ

うに最大の努力をする、ウェリントン鉱山会社はストライキをした日本人労働者を解雇出来る、という項目を入れさせた。

1907 年 8 月半ばからバンクーバーでは、東洋人移住反対の大規模なデモの計画が進められていた。東洋諸国とハワイからの移住者の増加に加えて、シアトルと他の米国の都市から追い出されたシーク教徒 700 人が BC 州に移住したというニュースと、シーク教徒の乗った船が間もなくバンクーバーに到着するというニュースもあった。東洋人排斥同盟は何回も会合を開き、カナダ太平洋岸地域で歴史上最大の東洋人排斥デモを計画していた。

1907 年 9 月 7 日に大規模デモ行進がキャンビー通りからバンクーバー市庁舎に向けて出発した。この朝早く、E・ブラウン少佐に率いられた 2,000 人の男子が旗を振って行進を開始した。旗には次のような文句が書かれていた。「白人の国カナダのために立ち上がれ」、「ウールウィッチ丸が 500 人のジャップを運んでくるぞ」、「カナダが攻撃されたら誰が守る？白人か東洋人か？」デモ行進はヘイスティングス通りに来るまでに 5,000 人に、市庁舎に到着した時には 8,000 人に膨れ上がっていた。ここで「英国に栄光あれ」が演奏され、ダンズムイアーの藁人形が燃やされた。デモ参加者は大声で叫んで喜んだ[20]。次々にダンズムイアーを攻撃する演説や決議があり、また BC 州首相マックブライドの辞職を求める声も沸き起こった。ダンズムイアーが議会が可決したナタール法に署名することを留保したときに、マックブライドは直ちに辞職すべきだったという理由であった。

H・W・フレーザー牧師はもう一人の牧師と共にデモに参加していたが、次のように演説した。「もし我々が今手段を講じなければ、東洋人の流入が続き、いずれは教会の説教壇まで日本人が占領するようになるだろう。アングロ・サクソン民族の純血が英帝国を築いた。アジア人の血が混じれば英帝国はなかった。白人国カナダを守ろう[21]。」フレーザー牧師はその真面目で情熱的な言動で知られていた。シアトル市の東洋人排斥連盟事務長の A・E・ファウラーが、東洋人の完全で永久的な排除を要求した。またワシントン州ベリングハムの事件について報告した。「8 月末に 500 人余りの男子が棍棒を持って少数のインド人をベリングハムの町から追い出した。それ以降、ベリングハムにはヒンズーは一人もいない[22]。」電話柱によじ登り、東洋人が BC 州を蒙古人種の州にしようとしていると叫ぶものも出てきた。しかし、ファウラーの演説が一番人々の関心を引いた。ベリングハムの住民が暴力を使って東洋人を追い出したのなら、バンクーバーの住民も同じことが出来ると示唆していたからである。

急に群衆の一部が統制のきかない暴徒と化した。今までは言葉だけで敵意を表明していた人たちが公然と暴力を振るうようになった。法と秩序は失われ、暴徒の群集心理がバンクーバー市の東洋人街で渦巻いた[23]。今まで溜まっていた東洋人に対する憎しみが、暴徒の一人がカラル通りの中国人の店のショーウィンドウにレンガを投げいれた途端に解き放たれた。暴徒はペンダー通りの中国人の店を襲い、ショーウィンドウを壊し、商品を略奪した。中国人は店の入り口を障害物で補強したが、暴徒に抵抗はしなかった。

暴徒は 1,000 人近くになり「リトル東京」と言われた日本人街に押し寄せた。パウエル通りとウェストミンスター通りの交わる角の日本人の店のショーウィンドウが投石で壊されたのを合図に、騒動が巻き起こった。直ちにここはカナダのフロンティア時代そのものの無法の町に変わった。日本人移民に生まれた最初の二世の 1 人のフランク・ウエハラが、自分の見たこの暴動の始まりを次のように述べている。

暴徒がだんだんと近づいて来るとパウエル街の日本人商店街は停電になった。バンクーバーで初めて経験した停電だった。パウエル街は真っ暗闇で物音一つしなかった。しかし遠くの人声が聞こえてきた。そしてすぐに大声が街を満たした。たくさんの足音と人声が近づいてきた。母親は子供を抱えて店の奥の部屋に入った。すると暴徒はメイン通りからパウエル街に入ってきた。半分舗装された道路から石を拾い、日本人商店のショーウィンドウに投げ入れた。子供の甲高い泣き声が闇に響いた。すると次から次へと子どもたちが泣き始めた[24]棍棒をもった警察官は暴徒を鎮められなかったか、正しくは鎮める意図がなかった。

日本人は最初は屋根の上から暴徒に石を投げたりして防戦一方であったが、すぐに棒、鉄棒、ナイフ、瓶をもって反撃に出た。そしてバンザイを叫びながら暴徒の群れに突入していった。日本人で頭を石で叩かれ道路に倒れたものもいた。暴徒の群れは割れて後退した。中には傷口から血を流すものもいた。日本人の思わぬ激しい反撃に、暴徒の戦闘意志はすぐになくなってしまった。「暴動はまるで戦争のようだった」と市野小三郎は感想を言っている。「私は階段を駆け上った。すると追いかけてきたものがいた。私はこいつを叩いた。だが仲間の日本人だった。あの夜、私はまるで自分は兵士だとおもった[25]。」ローリエ首相はグレイ総督に次のように報告した。「ジャップはよく戦った。これは喜ばしいが、同時に心配なことだ。白人の乱暴者を懲らしめたことは喜ばしいが、この経験が日本人を図々しくさせて、政府が排日感情に対応することを難しくさせることが心配だ[26]。」日本人と白人が入り乱れて戦っている最中に、蒸気船チャーマー丸で 12 人に日本人移住者がバンクーバーに到着した。12 人は下船するとすぐに、カナダ太平洋鉄道埠頭で白人と小競り合いになり、中には海に投げ入れられた者もいるという噂が街に流れた。

夜になると警察の援軍が日本人街に到着した。日本人はこの時までに自分たちでパトロール隊を組織し、夜間は日本人街を警備した。警察はパウエル街を封鎖した。これは多分日本人よりも白人を守るのに役立っただろう。暴徒は日本人街から中国人街に退却した。ここは日本人街を襲う前に調子良く襲った場所だった。ここでまた日本人街を襲おうと待機していたが、バンクーバー市警察長官チェンバレンが暴徒が中国人街から出られなように障害物を設置し、消防士が消防ホースを持ってそれでも出てくる暴徒に備えた。しばらくしてバンクーバー市議会から暴徒を説得に来るものがあった。市議のファウラーもその一人で、暴徒が市庁舎前に集合した時に一番過激なアジ演説をした者だった。ファウラーは電話柱によじ登り、暴徒に家に帰るように忠告した。暴徒の中には朝になるまでそのあたりを歩き回る者もいたが、不穏な空気は残るものの街は静かになった。

暴動のあった翌日の日曜日は静かだったが、人を不安にさせる噂や馬鹿げた噂が飛び交った。夕方になると好奇心の強い白人が大勢、また騒ぎがあるだろうと日本人街に集まってきた。「5 千人のジャップが武装して戦いに備えている。もうすぐ戦いが始まる[27]。」と言う噂が立った。白人が二人意図せずにパウエル街の迷い込んだが、直ちに日本人パトロール隊に取り囲まれ追い出された。雰囲気は険悪でむごかった。日本人は憤激していて、従順になる様子はなかった。日本人の１人が次のように言っている。「我々は戦う用意が出来ている。今夜、白人と何回でも戦う。私は日本人がこうするのは尤もだと思う。昨夜、白人が我々に対して暴力を振るったのを見れば当然である。日本人は簡単に興奮する。侮辱にすぐに反応する。深刻な事態になるだろう[28]。」

事態が非情に深刻だったので、日本国領事森川とバンクーバー市長ベチューンは警察長官の事務所で会談した。会談の後に森川はパウエル街に行き日本人に、今夜は安全だから家に戻るように説得した。大半の日本人は家に帰ったが、見張りは残った。見張りはまるで軍隊の歩哨のように、街灯の下に立ち時間がくると交代して朝まで見張りを続けた。パウエル街の商店と家は全てが電灯を点けて、日本人は警戒を解かないこと、非常時にいつでも対応出来ていることを示した。

日本人は大切な建物の回りにピケを張った。これが有効なことは暴動の２日後にアレクサンダー通りの日本語学校に放火があったことで証明された。放火はすぐに発見され簡単に消火された。ガソリンに浸した絨毯が建物の外板に差し込まれていた。この事件があったので、森川はベチューンに民兵が出動して日本人街を保護するように要請したが、警察だけで対処できると断られた。森川は次にバンクーバー地区カナダ軍司令官ホームズ大佐に電報を送り、日本人保護のために軍隊の出動を用意しておくように依頼した。

翌週に予定されていたレスラーのレオポルド・マクルーハンと柔術師範Ｔ・Ｈ・金田の試合は市議会によって中止になった。市議会は中止の理由を次のように述べている。「現在、興奮状態にあるバンクーバーで白人が日本人と戦うという試合を開くことは賢明ではない[29]。」

日曜日の夕方と夜はちょとした警告が出ただけで騒動はおきなかった。白人の酔っ払いがウッズホテル近くで警官の警備線を越えようとして止められた。酔っ払いは自分は英国系であるから何処に行こうと自由だと叫んだが、警官に警官詰め所に連行された。白人の一団が詰め所前に集まって酔っ払いを釈放しろと叫び始めた。ピケットを張って警戒していた日本人は、直ちに仲間に戦いに備えるように伝えた。これとは別に、バンクーバー警察はニュー・ウェストミンスターからバンクーバーに到着したブリティッシュ・コロンビア電気鉄道の荷物車両の中に、24 丁のライフル銃の入った箱と 5,000 発の銃弾の入った箱 4 っつを見つけた。いずれも中国人社会の有力者サム・キー宛であった。また、ヘイステングス製材所で火災報知器が鳴って日本人街を興奮させた。この他にも嘘の火災報知やボヤが街中で起きた。東洋人地区から消防士と警官をボヤに向かわせて、東洋人地区を手薄にするのが目的だと思われた。

暴動のあった翌週の月曜日、中国人が店が開くのを待ちかねて拳銃と銃弾を買い込んだという報告があった。たくさんの中国人がマックルナンやマックフィーリーの店に拳銃を買いに押し寄せたので、歩道が中国人で一杯になり通り抜けもできなくなった。店員の一人は、１丁 20 ドルの拳銃 15 丁を 1 人の中国人に売ったと言った。バンクーバーのワールド紙は第 1 面に 5 段抜きの大きな題字で「東洋人が銃を買っている」という記事を載せた。バンクーバー市所属の弁護士ジョージ・コウワンは銃器店をまわって、銃の販売を控えるようにと依頼したが、ウッド・バランス・レガッタ店は既に 40 丁の銃を売った後だった。他の店でも普段よりずっと高い値段を付けたにも拘わらず売れ切れになっていた。

日本人で銃を買った人は少ないと言われた。日本人は狡猾だから暴動に備えて既に銃を買い込んでいたからだと噂された[30]。この人種対立では、１発の銃弾も発射されなかったというのが公式な報告である。しかし、王立委員会の暴動審査の時に、１人の日本人が暴徒の１人に銃を撃たれたと証言した。証言は「暴徒の１人が拳銃をまっすぐ私に向けて、俺と喧嘩するかとたずねた。そして、立ち去る時に銃を発射した。銃弾は私からたった１メートルぐらい離れた壁にあたった[31]。」というものであった。銃を使うにせよ、使わないにせよ、日本人は再度の暴徒の襲撃に備えは出来ていた。店や家の屋根に瓶、石、レンガを積み上げておいた。ベランダにダイナマイトの入った箱をいくつも積み上げた人もいた。

中国人労働者は全てが非合法ストライキに参加した。そのため、白人家庭、ホテル、レストランが被害を被った。日本人労働者は半日だけストライキをして、午後からパウエル街の野球場で集会を開く予定だったが、日本語学校の校舎内で開くことに変更した。中には団結を示すためにデモ行進をしようという者もいた。また、中国人と連帯しようという者もいた。しかし、冷静な人がデモ行進を諦めさせた。警察は如何なるデモ行進も断固として止めよ、という命令を受けていた。

この騒動は数日内に沈静化した。しかし、暴動の記憶は長く残った。例えば、翌年の元日に 3 人の勤務時間外の消防士の一人が「罪のない楽しみ」をしようと、日本人の下宿屋の窓を破って飛びこんだ。下宿屋の主人と下宿人はまた 9 月と同じ暴動が始まったと思い、三人を捉えて厳しく痛めつけた。消防士の一人のリチャード・フロストは顔を損傷し顔貌が変わってしまった。この騒動に加わった 3 人の日本人は殺人未遂の容疑で逮捕された。アジア人排斥連盟会長フォンラインは日本人の住居に銃器があるかどうか立入検査することを要求した。商業労働協議会は日本人は住居に小さな武器庫を作っていると主張した。「我々はバンクーバーに危険分子の隠れ場を提供している。これらの人たちは白人に敵意を抱き、住居にあらゆる種類の武器を溜め込んでいる。白人がちょっとでも挑発すれば、それを理由に騒動を起こすつもりだ[32]。」

しかし、政府高官の素早い対応でバンクーバーでまた暴動が起きる危惧は払拭された。オタワでは暴動のニュースは信じられないという驚きを伴って受け止められた。グレイ総督はエルギン伯爵に「BC 州の住民は理性を失った。」と感想を述べた[33]。グレイはバンクーバー市長ベチューンに電報を送り、法と秩序の維持と日本人の生命と財産の保護を命じた。そしてこれはカナダと日本との条約の中に入っていることだとも告げた。移民局長 W・D・スコットが事態の調査にバンクーバーに派遣された。10 月 2 日に連邦政府は、バンクーバー移民局が発令した日本人のハワイからカナダへの入国を禁止する法令を廃止した。10 月 12 日、ローリエ首相は労働大臣ロドルフ・レミューをカナダ特使として日本に派遣し、日本政府が移民の自主的制限処置をとることに同意するように求めた。また、労働省次官マッケンジー・キングを BC 州に派遣して暴動による日本人の損失と、日本人移住者急増の原因の調査を命じた。

暴動の後で 24 人が逮捕された。その内の 1 人は日本人で、武器を隠し持っていたとして 10 ドルの罰金刑を受けた。この日本人は護身のためだと主張したが、裁判所は武器を携帯する権利はない、日本人の悪い見本になるという極端に控えめの判決文を出した。他の逮捕された者は暴動、または公共の秩序を乱す行為で起訴された。この中で、J・A・ポロックは保釈金を 2,000 ドルという高額に設定され、「暴徒となって大騒ぎを起こし、公共の平安を乱すつもりで集まり、仲間 3 人と一緒になって非合法的に暴力でビルディングを破壊した」と起訴された[34]。ポロックは群衆に混じって立っていると、小さな男の子が手の中に石を入れてくれた。しかし、この石を投げる前に警官に捕まったと自分を弁護した。ウィリアム・リードは 6 ヶ月の実刑判決、他に 9 人が 50 ドルから 105 ドルの罰金刑を受けた。

暴動は東洋人排斥連盟の熱意を抑制することにならなかった。次々に集会を開き、日本人移民の完全な停止を、たとえカナダが日英同盟参加を破棄することになっても良いからと要求した。そして見事なほどの沈着冷静を装い、次のような声明文を出した。「暴動が起きたことは非情に遺憾におもう。しかし、これで政府は BC 州住民がカナダを黄色人種低賃金労働者のゴミ捨て場にしたくないと思っていることを理解出来ただろう[35]。」

バンクーバー選出の連邦議会議員マックファーソンはオタワに行き、ローリエ首相に「BC 州における東洋人問題の全容」を次のように説明した。

> BC 州は白人の州にならなくてはいけない。住民の大部分はアジア人移住者に BC 州の門戸を開放することに反対している。もし連邦政府が東洋人移民を阻止するような手段を何も取らなければ、現在の白人が辱められている状態が続き、1773 年のボストン・ティー・パーティー事件のようなことが起きるだろう[36]。

マックファーソンがボストン・ティー・パーティー事件に言及したのは、現在の BC 州住民の不満を解消しなければ、BC 州はカナダ連邦を離脱するという脅しであった。

BC 州住民と政治家の不平の根源は、ローリエ政府が BC 州の利益を無視しているということだった。バンクーバーのプロビンス紙の社説は「BC 州はカナダ連邦の有力な一員であり、連邦政府が BC 州の利益を無視すれば、その結果は連邦議会選挙に現れるだろう[37]」と書いた。これはこけ脅しではなかった。ローリエ政府は 1908 年の連邦議会選挙では、BC 州で 4 つの自由党議員議席を失った。グレイ卿がローリエ首相に告げたように、当時 BC 州では東洋人移民排斥を唱えなければ選挙に勝てなかった。BC 州首相マックブライドは既に日本人問題を自分の政治的目的のために最大限利用していた。マックブライドは BC 州副総督ダンズムイアーがナタール法への署名を保留していることに強力に抗議した。そして、またもや検事総長に新しいナタール方を提出させた。連邦政府もまたこの法案を拒否した。

今や世界の注目がバンクーバーに集まった。英国ロンドンのタイムズ紙はたった数千人の日本人が BC 州を蒙古系の州に変えてしまうという BC 州住民の危惧をからかった。また、デイリー・テレグラフ紙はバンクーバーの暴徒が、挑発をされないのに行った恥ずべき蛮行を非難した。しかし、ロンドンのポール・モール・ギャゼット紙は「バンクーバーの現状を先延ばしにすることはできない。東洋系カナダ人の排斥に失敗したのだから、他の政策が必要である。」と報じ、「無制限な東洋人の BC 州への流入で、BC 州では東洋人が圧倒的な力を持ち、BC 州の文明と運命は異なった道をゆくことになるだろう。」とのべた。新聞の論調は全体として東洋人の排斥を支持したが、その方法が恥ずべきことだと認めた[38]。

他にも多くの新聞が日本人をステレオタイプ化して報道し、BC 州を植民地にしようという日本帝国のあからさまな企みが進行中だと報じた。東洋人の無制限な移住は、巨大な外国籍住民社会を BC 州に作る。彼らは排他的で不可解、カナダ社会に同化せず、秘密裏に自分たちを保護し他人を攻撃する組織を作る。現世的な欲望が少なく、白人より低い生活水準に満足している。母国のおかしな習慣、習俗、道徳観、家庭と家庭生活の理想を守っている。移住して来たカナダの文化を取り入れる気持ちも能力もない。段々と数が増加し、その圧力だけで白人社会の福祉の根底を崩しつつある[39]。このような評論が報道を席捲した。これらの論評には日本人を攻撃する時の 3 本柱である白人社会への隠れた浸透、低い生活水準、カナダ社会への非同化がことごとく含まれていた。これらの日本人への非難はほとんど形を変えず少なくとも 20 世紀の半ばまで続いた。

日本の新聞のバンクーバー暴動の報道は抑制されたもので、カナダ政府のすぐさまの対応に満足していた。東京日日新聞はカナダの日英商業航海条約の参加国としての権利と義務の遂行が大切であり、この件に関してのカナダ政府の責任は明確であると述べた。読売新聞だけがバンクーバーの日本人に忠告をしている。「自尊心を大切にし、白人の尊敬を勝ち取るようにしなければならない[40]。」

これらの新聞記事や政治家の演説がカナダ人や BC 州住民全体の意見を代表しているという証拠はない。日本人に対する意見が細かなところまで皆に共有されていたわけではない。しかし、日本人問題に対する多数派の意見に異論を唱える人、この問題について穏健な意見を持つ人はごく少なかった。暴動から数週間後に連邦保守党党首ロバート・ボーデンは次にように述べた。「BC 州は英国の、そしてカナダの州として存続しなければならない。BC 州はこれを建立した英国人パイオニアの血を受け継いだ人々が優位に立つ州でなければならない。これらのパイオニアが西部カナダのみならず東部カナダも発展させた[41]。」ボーデンの演説は当時のカナダ人大多数の思っていたことを言葉にしたものである。

マッケンジー・キングが委員長を務める暴動の不動産被害を調査する王立委員会は和やかに進展していた。王立委員会聴聞会でカナダ人と日本人はお互いに抽象的な言葉で相互の友好を強調した。このやり取りの背後には日英同盟を大切にする連邦政府が控えていた。中国人不動産被害の聴聞会ではこのような政治的思惑がなかった。しかし、バンクーバーの日本人と白人にとって、王立委員会の政治的声明文はただの意味のない言葉の羅列に過ぎなかった。日本政府の弁護人になったハワード・ダンカンは日本人の要求を述べるにあたって次のように陳述した。

> 日本人住民はバンクーバーの住民に対して何らの敵意も持っていない。ただ親切心を持って接っしようと思っているだけだ。この暴動についても白人の日本人に対する人種差別の現れとは受け取っていない。日本人との友好関係を望まないごく１部の白人たちの扇動の結果だとおもっている。そして、この１部の白人も中間の白人を扇動しようとおもって、はからずも日本人の白人に対する敵意までも作ってしまった、、、日本人は市議会もバンクーバー市民も恨んでいない[42]。

ダンカンの声明文は東洋人の自制心を極限まで強調したものだった。ダンカンは次のようにも言っている。「日本人は日本人としての誇りと、日本に対する忠誠心を傷つけられた。祖国愛は道徳心を育む最も強力な、そして気高い感情である[43]。」これに対しキングは次のように返答した。「日本人に対する攻撃は日本人が日本人であるために引き起こされたものではない。この暴動に手を貸した連中にも、日本人の日本国民としての誇りを傷つける意図は毛頭なかった[44]。」

このような礼儀正しい言葉のやりとりは、バンクーバーの日本人の現実と奇妙なほどにかけ離れていた。しかし、当時まだ政治家としては就業時代であったが、既に急速に昇進を続けていたキングの交渉技術、強い忍耐心、都会風の上品さはすでに明らかであった。キングは損害賠償審査を外交的に上手におこなって日本人の怒りを鎮め、「全て丸くおさめた。皆がこの若い王立委員会委員長は審査を公正に気を配っておこなった」と称賛された[45]。これから 36 年後、年老い、カナダ首相になったキングについて、同様な称賛をする日本人はいなかっただろう。

暴動による日本人不動産の損害賠償額はわずかであった。王立委員会はバンクーバーの日本領事館に法律事務費用として 1,600 ドル支払った。これは王立委員会が日本人不動産の損害賠償として支払った金額より多かった。また、中国人は 25,990 ドルの損害賠償を要求した。これは日本人の受け取った賠償額の 3 倍近かった。「皮肉なことに中国人の損害は、我々の敵であった日本人の損害より大きかった[46]。」とコメントした人がいた。

1907 年 10 月 7 日、オタワの日本国総領事 T・能勢は、日本人に代わってカナダ政府に 13,519.45 ドルの損害賠償を要求した。内訳は不動産の直接の損害 2,405.70 ドル、商店が壊されて商売が出来ず利益を失い、賃金をもらえなかった損害 11,113.75 ドルであった。審議はペンダー・ホールで 10 日間開かれ、80 人の証人が呼ばれた。証人には警察官、その他政府関係者、損害を査定した建築家が含まれていた。それぞれの損害賠償請求書には法定上の宣言、損害の詳細、写真が添付してあった。11 月 8 日までにキングは 60 件の損害賠償要求に 9,036.00 ドルの査定を終了した。内訳は不動産の直接被害に対して 1,553.58 ドル、残りは間接的被害に対してであった。賠償額は川崎ウタキチの 2,480.10 ドルから下村夫人の 2.70 ドルまで様々であった。他の賠償額は朝日精米の 199.50 ドル、日本下宿の 50.00 ドル、日本語学校の 7 ドルと少額のものが多かった。バンクーバー市庁はこの損害賠償審議に加わらなかった。キングの審議が損害の査定だけで、賠償責任が誰にあるかの審議を行わないと知ったからである。バンクーバー市庁の代表は審議第 1 日の顔を出しただけで、後は欠席した。バンクーバー市庁にとって、そもそも日本人の移住を許可したのは連邦政府であり、その結果は日本政府とカナダ政府が解決する問題であった。

損害賠償要求の大部分は、キングの言葉によれば「公正で妥当」であり、日本人の節度ある態度を反映していた。賠償請求額が賠償額より 4,500 ドル多かったのは、数軒の日本人商店が法外な請求をしたことと、日本人下宿の経営者が、宿舎の破損で営業出来ない期間を大げさに報告したことによるもので、下宿屋に関しては経営者が用心棒に必要以上の賃金を支払った責任がある、とキングは説明した。証人の１人が下宿屋の用心棒 7 人に、1 人 1 日 2 ドル払って「接待」をしたと証言した。キングは「用心棒の飲み代を政府が支払う責任があるか？」と証人にたずねた。証人の答えは「接待」には酒代、食事代、宿泊費、その他接待費が含まれると答えた。キングの損害査定には確固として査定可能なものだけが含まれたので「接待」は査定から除外された。

レミュー訪日団が日本政府と 5 週間にわたって交渉した結果の 1908 年の紳士協定も、ご都合主義で決められたものであった。訪日団の目的は日本政府に自主的に日本人のカナダ移住を制限してもらうことだった。レミューは日本政府に、日本人移住者が 1904－05 会計年度の 354 人から 1907 年の最初の 10 ヶ月の 8,000 人に急増したことを指摘した。日本とカナダの貿易協定により、日本人はカナダ全国の何処にでも自由に移住し、国内を旅行し、定住することが出来た。しかし、日本政府は外務大臣林董を通して次のように述べた。「日本政府はカナダの時々の事情を考慮して、協定に述べられた権利を常に行使することはしない[48]。」日本とカナダ両政府は共に問題の解決が必要なことを認知していた。交渉は妥協点を見つけることに重点が置かれた。その結果の「紳士協定」の名前はこの交渉の内容にふさわしいものであった。1908 年 12 月の暫定協定の後で両政府の間で書簡が交換され、林とレミューは次のことに合意した。「日本政府は BC 州の状況と今般の事件を鑑み、日本人のカナダ移住を制限する効果的な方策を講じる[49]。」

かくして 1907 年の暴動は日本人のカナダ移住を制限する最初の具体的な方策を策定することになった。この紳士協定で日本政府は自主的に次の制限を設けた。カナダに移住する日本人男子労働者と家事手伝いの数を 1 年に 400 人に制限する。この制限外として 4 つの種類の日本人が自由にカナダに移住できた。（１）カナダから日本に一時帰国していた日本人とその妻、子供と両親、（２）カナダ在住の日本人に個人または家事サービスを提供するために呼び寄せられた日本人、（３）詳細に労働を規制された契約労働者（契約期間、仕事の内容、雇用者の名前と事業内容）でカナダ政府に承認されたもの、（４）カナダ在住の日本人農家との契約労働者で農地 100 エーカーにつき１０人。

紳士協定の年間移住制限は家事労働、農業労働だけが対象であり、日本への一時帰国からカナダに戻る日本人は、近い親戚を一緒にカナダに連れて行くことが出来た。契約労働者の移住は管理された。契約労働者は仕事場所を管轄する日本領事館が発行する証明書とカナダ政府の許可が必要になった。このように紳士協定の 400 人の年間移住者制限は 2 種類の移住者にあてはまるだけで、年間の日本人移住者総数を 400 人に制限するものではなかった。そのうえ、この 400 人についても正式な規則をもうけて管理はしなかった。日本政府の口頭または文書によるカナダ政府への報告だけだった。この 400 人という数字も林外務大臣から英国の日本大使クロード・マックドナルド卿への書簡にだけ記されていた[50]。

BC 州の住民は林・レミュー紳士協定の細部について理解していなかった。協定成立後の１０年間に、１年を除いて、年間 400 人以上の日本人が BC 州に移住してきたのを見て、日本政府は協定を守っていないと非難した。協定といっても外交的書簡のほかに正式な文書はなく、従って文書として協定は発行されなかった。連邦議会下院で保守党議員ジョージ・フォスターは紳士協定について不満を次のように述べた。「正式な協定が自主的な同意や約束より望ましい。自主的同意は不可侵でも永久的でもなく、ただ一時的なものに過ぎない[51]。」紳士協定はいろいろと非難されたが有効に

働いた。この協定が実施されてからカナダに来た日本人契約労働者はいなかった。そして、日本人移住者は 1908 年 3 月 31 日までの 1 年間の 7,601 人から 1909 年 3 月 31 日までの 495 人に急減した。

当時、米国は BC 州の動きを注意深く見守っていた。テオドール・ルーズベルト大統領も日本人移民問題を抱えていた。バンクーバーの暴動をきっかけにして、日本人問題に関して英国政府と連絡を取った。ルーズベルトは長らく米国とカナダの太平洋岸は利益と問題を共有しているので、北米のロッキー山脈以西全体を「新太平洋共和国」として利益を保護することが可能だと考えていた。また、日本移民を制限しないと「10 年以内に日本人が BC 州の多数派となってしまう。日本人は長期的には人種戦争を起こし、BC 州は米国合衆国の一部になるか、日章旗の翻る日本帝国の北米植民地の橋頭堡になってしまう[52]。」というものもいた。

ルーズベルトの、日本人は米国から排除されるべきだ、という意見は世界の英語国は共同して日本帝国に対峙しなければならないという信条にまで発展した。ルーズベルトはマッケンジー・キングが日本人問題に対処した方法を聞いて、アメリカ艦隊を太平洋に送れば「我々は日本帝国が日本人移民問題に対して、確固とした行動を求めていることを理解させるのに役立つ[53]」とキングに告げた。ルーズベルトは自分の考えをキングが英国政府に告げることを望んだ。というのは当時既に日本と米国の戦争は回避不能だと考えていたものがいたからである。カナダ総督グレイまでも当時の状況を考えて、白人と黄色人人種の闘争は不可避だと思っていた。日本の新聞はカリフォルニア州の排日暴動を反米運動の契機にしようと考えていた。これと呼応して米国の好戦的愛国的な新聞もまた排日を唱え、カリフォルニア州の日本人は密かに日本の軍隊組織に組み込まれていると主張した。

ルーズベルトの望んでいたものは、キングに話したように、英語国民が団結して日本人を英語国から排除し、同時に白人がアジア諸国に移住しないようにすることだった。もし日本軍が米国太平洋沿岸に上陸するようなことがあれば、BC 州が米国を支援することは確かだと考えた。日米戦争は先ずは起こらないだろうが不可能ではない。北米太平洋岸地域で排日暴動がまた起これば、これが戦争の契機になるかもしれないと考えた。

ルーズベルトはキングに米国艦隊がバンクーバーとビクトリアに寄港することを望むかたずねた。。当時、キングはこの提案を受容する状況ではなかった。しかし、オーストラリア首相アルフレッド・デアキンは既に米国艦隊のオーストリア訪問を依頼していた。黄禍に備えてオーストラリアと米国が団結していることを示すためであった。この後で、英国政府はキングにデアキンの米国艦隊招聘要請を拒否したこと、カナダも同様な招聘を米国に要請しないようにと告げた。

英国政府外務省はルーズベルトの申し出に非常に懐疑的であり、これを励ますような行動をしなかった。しかし、ルーズベルトはアングロ・アメリカン人種の日本人に対する団結という信条の拡散を続けた。1908 年初頭、ルーズベルトは 3 人のカナダ連邦議員に、米国政府は太平洋艦隊を太平洋に送り BC 州、オーストラリア、カリフォルニアの利益を守る示威行動をして感謝されたと告げた。当時、BC 州では米国艦隊の BC 州寄港を望む声が高まっていた。バンクーバー市と周辺の町は米国艦隊のバンクーバー寄港を要請する決議をした。北米大陸のアングロ・サクソン人種の団結をアジア人に見せつけるのが目的であった[54]。BC 州の市町村は米国艦隊の寄港はとても時宜に適っているとして、連邦政府に米国太平洋艦隊提督「闘志あふれるボブ」ことエバンズに招待状を出すことを要請した。

英国政府外務省はローリエ首相にBC州の排日主義者に譲歩しないように説得した。このような譲歩は日本政府にカナダは日本に対して敵意を持っていると取られると危惧してのことである。もし、米国太平洋艦隊がバンクーバーに寄港すれば、排日運動が巻き起こり、カナダ政府を当惑させ都合の悪いことになるだろうと忠告した。しかし、1908年3月19日、米国太平洋艦隊が日本政府からの日本訪問の招待状を受理したという報道があった。この結果、英国政府外務省は米国艦隊のBC州訪問反対を取り下げた。米国艦隊が排日デモの1部として日本を訪問することはありえないからである。ローリエ首相は米国艦隊のバンクーバー訪問に同意したが、米国艦隊への正式な招待状の送付を送らせて、米国艦隊がバンクーバー寄港を予定に入れることが出来ないようにした。

これらの出来事が起こったが、BC州の反日運動の緊張は次第に解けていった。しかし、日本人問題が解決されたわけではなかった。暴動の2週間後、ボーデンは「BC州は白人の州として存続すべきだ[55]」と宣言した。これが連邦自由党政府を攻撃する保守党のスローガンとなった。当時の自由党はBC州住民に人気のない政策を続ける政党であった。1908年2月、連邦政府がレミュー紳士協定を締結してから数日内に、BC州政府はアジア人の移住に際して言語試験を受けさせるという法案を、またも州議会で可決した。カナダ最高裁判所判事ハンターがまた、この法令は日加協定に反するとして破棄した。そして、この法令の下で拘禁されていた2人の日本人を釈放した。2月25日、最高裁判事J・クレメントはBC州検察長官の上告を拒否し、BC州の厚顔無恥な行動に苛立って次のように述べた。

> 私はBC州検察長官の上告にまったく再審の機会はないと思った。この法案が連邦政府によって承認される機会はまったくないとおもっていたので、この法案を通すぐらいなら「1908年BC州移民法」を通すほうがましだと言いそびれた。この日本人移民に関する問題を連邦議会はは憲法に照らして校正に処理した。私にはBC州政府の行動はカナダの連邦政府にたいして忠実ではなく、またカナダが外国と結ん協定に真っ向から挑戦するものである[56]

この間、ボーデンはBC州政府の立場についての報告を聞いていたが、1908年1月28日に連邦議会下院でこの問題を取り上げた。ボーデンはカナダ政府が移民を管理する権威を外国によって奪われたと不平を漏らした。もし日本で政府が変わり、カナダとの紳士協定を覆したらなにが起こるのか？「日本からカナダへの移住者の状況は3,4ヶ月でまた元にもどってしまうだろう[57]。」ボーデンは明らかにレミュー紳士協定に不満であった。キングは彼自身が移民問題の協議のためのカナダ使節団の団長になりたかったのだ。この協定は日本政府が協定を守るという確約がない点が不満であった。

1908年の連邦議会選挙で、BC州での争点は日本人移民問題であった。保守党候補は「白人国家カナダ」をスローガンにして東洋人排斥主義者の票を獲得しようとした。結局、選挙で自由党は133議席中の88議席を獲得して政権に留まったが、BC州では選挙前の7議席の内4議席を失った。

1908年、BC州首相マックブライドは、私は日本人労働者との競争を恐れている白人労働者に共感すると演説した。そして、日本人移民問題を州議会選挙で票を獲得するために使おうと決心した。マックブライドはBC州から日本人を排除することだけが日本人問題の解決法だと機会あるごとに述べて歩いた。BC州住民の望みは英帝国とカナダ連邦政府の政策のために犠牲にされたと主張した。英国はBC州の事情を理解していない。「我々は毎日何千人という黄色人種と一緒に暮らしているので、彼らのことをよく知っている。もし、英国民が我々と同じような状況で暮らしたら、我々の立場をよく理解するだろう[58]。」マックブライドは自分はBC州住民の利益を最優先するとして、連邦保守党党首候補になることを拒否し、また後には連邦政府閣僚になることも拒否した。マックブライドは選挙民から「ミスター・ブリティッシュ・コロンビア」と呼ばれ、1912年の州議会選挙で社

会党の 2 議席を除き全ての議席を保守党が獲得することに貢献した。この選挙で自由党は州議会の議席を全て失った。マックブライドは抜け目のない政治家で選挙民の気持ちが現在何処にあるか推測することができた。

1907－08 年の出来事は日系人社会に大きな変化をもたらした。1907 年以前の日本人移住者は主に成人男子であった。しかし、レミュー紳士協定が男子成人の移住を制限してしまった。但し、日本人の妻の移住に制限ななかったので、「写真妻」方式で大勢の日本人女性がカナダに移住することになった。そして短期間に日本人家族の子供が大勢生まれると、これが新たな日本人排除の理由になった。日本人は BC 州を「侵略」しようと計画していると考える人たちにとって、日本人家族に子供が生まれることは、東洋人がカナダ太平洋地域を自分たちの子供で埋め尽くそうと計画していると思えた。日本人は秩序を保ち、無駄遣いをせず、精力的である。今や日本人は家庭を持ち、子供を育てている。そして、このような日本人は白人にとってもっと危険であり、白人優勢な社会を脅かす存在になった。「日本人は模範的なカナダ人であるがゆえに、白人社会の脅威である」という究極の矛盾がここに誕生した。（目次に戻る）

第４章　　写真結婚の花嫁たち　（第４章注に行く）

これが日本で期待していた「約束の地」なのでしょうか？ただ報われない骨の折れる仕事だけの毎日なのに。

川本こと

1908 年はカナダの日本人移住者にとって「家族形成期」の始まりだった。既婚者でカナダ在留を決心したものは日本から妻を呼び寄せた。独身男性はいままでの住所不定の生活を終わりにしたいとおもった。日本の家族から早く結婚しろという圧力もあった。このような事情でたくさんの女性が日本から太平洋を越えてカナダにやって来た。日本に帰って見合い結婚をして戻ってくる者もいた。未婚女性が一団になってカナダの結婚希望男性を訪ねてくることもあった。

独身男性に最も好まれた手っ取り早い方法は「写真結婚」であった。カナダの独身男性が日本の親戚に結婚相手を見つけてくれるように依頼する。日本の親戚は適当な未婚女性を見つけてカナダの日本人独身男性と写真の交換をする。もし、カナダの独身男性が親戚から送られてきた花嫁候補者の写真をみて気に入れば、その旨を親戚に手紙で知らせる。親戚は二人の婚姻届を日本で出す。花婿と花嫁は手紙で交流し、花婿が花嫁のパスポートを用意して花嫁がカナダに来る、という段取りであった。大部分の写真結婚では結婚する本人たちが結婚するまでお互いに会うことはなかった。結婚する両者がカナダでの生活を共に切り開いていけるかどうかが大切であった。このような事情から花嫁は花婿と同じ村、または地域の出身であることが多かった。。

写真結婚には婚前のロマンティックな交際は欠けていた。日本では見合い結婚が普通の結婚の形態であり、これからはずれた自由結婚は人々の眉目をそばだたせるものだったから、婚前の交際はなくても不自然ではなかった。日本の結婚は複雑な儀式を伴ったが、結婚する本人たちが自らすることは少なかった。結婚相手の選別は家族に任されていた。もし、カナダいいる独身の息子が結婚したいと日本の家族に告げれば、それから後は日本の結婚の様式に従うものだった。通常は日本の両親がカナダの息子に結婚するように圧力をかけた。いずれにしても、カナダの独身男子の日本にいる両親が息子に１番相ふさわしい花嫁を見つけた。

写真結婚はよく考えられた単純な結婚の形態だったがうまく働き、当時のカナダ在住日本人独身男性の要求を満たした。しかし、写真結婚も当時のカナダ在住日本人社会の「ボス」や「契約労働」といった仕組みと同様に、深刻な欠点も持っていた。写真結婚は多くの問題を引き起こしたと言う人もいる。写真結婚を望んだ女性には、他の方法では結婚相手を見つけられない人たちもいた。また写真結婚を１番望んでいたわけでもなかった。顎に大きなほくろのある女性が、扇子で顔の下半分を隠して写真を取ったとか、結構な年の独身男性が若くみえるように写真を修正したとかの話が多くあった。当時の写真館は肖像写真をよく見えるように修正する技術で顧客を獲得していた。また、襟付きの一張羅のシャツを着て写した写真を花嫁候補者に送ったが、このような服装をすることは数ヶ月に一回あるかないかだったと言う話もあった[1]。写真結婚の両者は対面し、期待と違っていたと失望したとしても、先ずは結婚生活を始めた。しかし、それからも両者は緊張や期待の不一致といった問題に直面した。多くの写真妻は日本で聞かされていたことと全く異なった生活環境に驚いた。カナダには日本の貧しい生活以下の生活が待っていた。結婚相手に対する不満の他にも、カナダの生活環境に関する不満があった。

日本では見合い結婚といえども、結婚前に花嫁と花婿が対面する機会があった。息子の嫁を選ぶ時には幾つかの条件を考慮した。家の伝統を守れるか、男子を生めるか、家事能力はあるか、利口か、いままでに何をやり遂げたか、などである。また、花婿に十分な稼ぎがあるかどうかが大切であった。両者の気性がうまく合致するかも考慮された。仲人は花嫁と花嫁を選ぶと、次に花嫁と花婿が「偶然」出会うような会を設けた。この会には両者の家族も出席する。実際には、この会で花嫁と花婿が話を交わすことは許されない。日本では、男性は結婚した相手以外の女性との交際も性的経験も可能なので、男性が仲人の選んだ結婚相手に異議を唱えることはなかった。しかし、女性は結婚は義務だと教えられてきたので、結婚相手を好き嫌いで選ぶことなど考えることも出来なかった。女性が見合いの後で結婚を拒否するには、両親と仲人に立ち向かわねばならなかった。両親と仲人は見合いの相手が女性にふさわしいことを確信しているので、今までの結婚の交渉を無駄にすることは恥ずかしいことだった。

孝行息子は自分を育ててくれた両親の恩に報いるために、両親の選んでくれた花嫁に反対しなかった。仲人の用意した両家の会合はいかにも自然に起きたように整えられた。稀に見合いが失敗しても、両家の名誉が傷つけられないよう図られた。見合い結婚はこのように周到な用意をして両家の名誉を守った。日本の習慣で見合い結婚ほど緻密に考えられたものはないだろう。この両家の見合いの後で、男性と女性は結婚するかどうかをお互いに告げる。男性と女性のどちらかが結婚を頑なに拒否することも建前としては可能である。このような場合でも誰の恥にもならない。何故なら、「偶然」男性と女性が会っただけであって、それ以外は何も起こらなかったからである。

花婿と花嫁の家族は相手の家族の履歴を密かに、しかし徹底的に調べる。もし、精神病、ハンセン氏病、性感染症などの病歴がわかれば、当時はこれらは全て遺伝性の病気と考えられていたので、結婚は中止になった。花婿と花嫁の両家は結婚が経済的、社会的にどのような利益があるかなど、婚姻関係がもたらす様々のことを考慮する。これら全ての調査が終了して、両家が結婚することを決めた後は、仲人は両家から距離を保つ。もし、結婚後になにか困ったことが起きたり、離婚したりしても、仲人と両家がこのことで当惑しないようにするためである。

このような綿密な調査と手順は両家の名誉を汚さないように、義理を欠くような恥ずかしいことが起こらないようにするためであった[2]。結婚がうまくいくように、全ての条件が整うまでは表にはなにも出ないように事を運ぶのが、社会に認められた礼儀作法であった。日本の結婚の前提条件になる様々なことは、西洋の理想的な自由恋愛に求められたものとはまったく異なっていた。カナダ在住の独身男性は、日本の家族や親戚が結婚相手の女性について詳しく調査したことを知っていたが、日本の見合い結婚のような婚前に「偶然」に花嫁と会うことは出来なかった。日本から送られてきた花嫁の修正写真を眺めるよりほかはなかった。

写真結婚の花嫁はカナダで暮らすことで、花婿の両親、特に姑と暮らす苦労から逃れることが出来た。日本では姑は嫁のすること全てが気に入らないのが普通とされていた。日本の嫁、特に長男に嫁いだ嫁にとって、結婚は特定の男性と夫婦関係を持つというより、夫の家族の一員になることであった。姑に仕え全ての指図を聞くことが嫁のなすべきことであった。当然、姑と嫁は対立し、お互いに不信感をつのらせた。そして、これが普通のことと世間は見ていた。嫁は嫁としての勤めを果たすことが第一とされていたので、たとえ夫婦関係が円満であっても、姑が気に入らなければ息子がなにを言おうが姑は嫁を追い出した。息子は自分の親の決めたことに逆らえなかった。ただ、息子としての親孝行を果たして、離婚を承認しなければならなかった。たとへ妻に対して強い愛情を感じていても、親孝行な息子として両親に対する義務より妻への愛情を優先することはでき

なかった。妻と家族が対立した時は、夫は家族の側に付いた。夫婦関係から生じる愛情より家族との血縁関係から生じる気持ちのほうが大切にされた。

カナダに嫁いで来た若い妻は日本のこのような嫁と姑との因襲から逃れることが出来た。日本では若い妻は、嫁は自分の息子にふさわしくないと思う姑の言うことに従わねばならなかった。一見、姑に従順に見える嫁も、自分が姑の立場に立つと、今までの抑えに抑えていた感情を義理の娘にぶつけた。このような姑に服従する生活を逃れるには、家を継ぐ男性と結婚しないことだった。カナダ在住の男性と結婚することも、この嫁と姑との関係を逃れる方法であった。しかし、姑や夫の家族と一緒に暮らさないということは、時には新たな問題を生んだ。若い夫婦は自分たちだけで全ての問題に対処しなければならず、夫の家族と暮せば得られような支援や伝統的な習慣による生活の安定感に欠けていた。

日本では嫁の義務は決まっていた。家にいて子供を生んで育て家事をこなした。カナダの生活は嫁にとって、夫の場合と同様に、日本では出来なかった様々なことをする可能性を持っていた。しかし、日本から嫁いで来た若い女性は、カナダの現実は日本で思い描いていたカナダと違っていたことを知ることになった。女性の役割は結婚して子供を生んで育て、家庭を築くことであるという日本の伝統的な考え方からカナダで生活しても逃れることはできなかった。結婚は平等な独立した男女の関係に基づいたものであるという西洋の理想も、カナダの日本人社会には無縁であった。日本では女性は生物学的に男性に劣る存在とされた。愛というような男女を平等に扱う概念や、西洋の男女の恋愛感情の基づく結婚は、日本の男性優位の伝統的な価値観を害するものだった。とにかく、写真妻の対象に選ばれる条件は健康で、家事が出来、農作業が出来ることであり、人柄がよく従順であることだった。そして、これらの条件は欠くことが出来なかった。写真妻の夫も、そして将来生まれる子供も、全ての家族がこのような条件が必要となる生活をしていたからである。

夫にとっての妻は家の中と畑で自分の必要とすることを満たす補助的存在だった。必要を満たし不快感を和らげる言わば母のような存在だった。夫は妻に対する愛情、思いやり、ユーモアを示す行動をしなかった。妻は夫に対して自分を魅力的に見せるような行動を禁じた。家庭の日常生活で子供が両親の愛情表現を見ることは先ずなかった。写真妻はカナダで孤独を感じた。特にカナダに着いて初めのころはそうだった。

夫婦関係は時が経つにつれて親密になるのが普通であるが、子供が生まれると母親の愛情は子供に向かった。特に男の子の時は幼児から思春期まで、母親はできる限り子供の希望を叶えさてやり、悲しい時は慰めた。しかし、子供の世話をしながら家の外で農業を手伝わなければならず、子供を十分に世話できなかった。

日本から妻が来たことで、それまでの独身男性が不道徳な行為に走る傾向に歯止めがかかった。初期の日本人移住者は独身男性が圧倒的に多く、次第に堕落した生活に陥るのはやむを得なかった。このような日本人移住者の生活に変化をもたらしたのは日本人妻の功績であった。日本人妻はカナダの生活環境に落胆し、厳しい仕事を担い、現地の事情に慣れず苦労をしたが、それでも離婚や別居するものはほとんどいなかった。家庭内で威張り散らす姑がいなかったこともその理由の一つであったであろう。日本では結婚がうまくいかないときには、社会的、経済的に夫婦を助ける制度や習慣があったが、カナダにはそんなものはなかった。日本人移住者夫婦は、たとえお互いに不満を持っていても、そんなことにかまけるほどの余裕のある生活をしてはいなかった。自分たちの結婚生活は自分たちで維持していかなければならなかった。

写真結婚にどんな問題があったにせよ、新移住者にとっては効果的な結婚の方法であった。この結果、新移住者の構成が 1900 年から 1920 年代までに大きく変化した。1900 年には新移住者はほぼ全員が独身男性であったが、写真結婚で家族を持ち、1920 年代に日本人移住者の出生率は最高に達した。1921 年の日本人移住者総数は 15,868 人で、女性が 5,348 人、カナダ生まれが 4,334 人であった。写真結婚の花嫁がカナダに到着してから、反東洋人圧力は徐々に少なくなり、日本人移住者の家庭作りが可能な時期がしばらく続いた。しかし、このような状態は第一次世界大戦後に急に変わってしまった。

BC 州政府は日本人移住者を制限出来ないことにずっと不満を持っていたが、写真結婚花嫁が移住を始めてもこのことを特に問題にしなかった。写真結婚という制度についても非難の声はあがらなかった。米国でも写真結婚についての非難は少なく、それよりも日本人の出生率が高く、将来は白人優勢社会に悪影響を及ぼすという危惧が多かった。その結果、米国は 1917 年まで写真結婚を認めなかった。日本人移住者は米国で結婚式を挙げる必要があり、写真結婚花嫁が米国に到着して下船すると、その場で大勢が同時に結婚式を挙げるという奇妙な風景が見られた。このため、在米国日本大使は米国国務長官ロバート・ランシングに次のような不平を述べた。

> 日本の法律では結婚後の住居は結婚を法律的に有効にすることに関係ない。男性は書類に捺印して登録することで女性と結婚出来る。結婚は政府の押印のある戸籍謄本で証明できる。写真結婚花嫁はこのような戸籍謄本を持ってカナダに来る[3]。

これに対し労働省長官のウィリアム・ウィルソンは、写真結婚にはまだ道徳的な問題があると指摘した。日本で結婚する時は戸籍への登録だけでなく、神社か寺で厳かに結婚式を挙げることが必要であるとして、佐藤大使に次のように告げた。「外国に来たからといって結婚式を省略し、船から降りるとすぐに花婿の住む所に行ってしまうのは適切ではない[4]。」しかし、外交的なやり取りの後で、ウィルソンは日本大使の言い分を認め、写真結婚花嫁は結婚を証明する戸籍謄本を見せるだで米国に移住出来るようになった。

しかし、米国の排日主義者たちは写真結婚は不道徳だとし、このような形で日本人移住者が増加を続けていると非難した。日本政府はこのような圧力に屈して、1921 年 2 月 21 日を米国に行く写真結婚花嫁にパスポートを発行する最後の日だと宣言した。この宣言を「淑女協定」と呼ぶ人もいた。カナダでは写真結婚花嫁の移住が続き、1928 年になって初めて日本政府が写真結婚を停止する処置を取るとカナダ政府に告げた。

1908 年に日本女性のカナダ移住が始まった時から、この人達が BC 州に定住するだろうことは明らかであった。BC 州は経済ブームに沸き立ち、州内の何処でも人口増加が始まっていた。英国からの移住者はカナダ太平洋鉄道が提供する、英国からバンクーバーまで 1 人 40 ドルという格安の交通料金を利用して大挙して押し寄せた。バンクーバーの人口は毎月 1,000 人増加した。そして、1911 年までに 11,000 人に到達した。英国からの旅行者が大勢ビクトリアのエンプレス・ホテルに滞在したが、そのままビクトリアに移住するものも多かった。バンクーバー島の緑豊かな谷間で農業を始めた英国人旅行者もいた。バンクーバーから 3 週間に一度、客船エンプレス丸が東洋に出港した。1909 年 1 月 BC 州首相マクブライドはバンクーバーに第 3 のカナダ横断鉄道を招聘すると発表して住民の熱狂的な支持を得た。「繁栄に酔った」BC 州住民は州選挙でマクブライドの保守党を 34 議席の多数で政府与党に選出した。1910 年にはドゥーカボ教徒の一団がヨークトンからクーテニー地域に移住してきたが、これも BC 州政府に心から歓迎された。

1910 年 3 月 4 日、カナダ太平洋鉄道の除雪作業員 58 人が雪崩で死亡した。この中に 30 人の日本人労働者が含まれていた。マックブライドが鉄道建設には東洋人を雇うべきではないと主張していたが、その通りにしていたら日本人 30 人の犠牲者はでなかっただろう。カナダ太平洋鉄道の建設はロッキー山脈中のロジャーズ峠が難所だった。サルカーク山群を通って 77 マイルの近道を作るこの工事は数年かかり、1886 年にやっと完成にこぎつけ、クレイグラチイで最後の犬釘が枕木に打ち込まれた。1910 年 2 月末にカナダ北西部は大吹雪に見舞われた。鉄道会社は除雪に追われ、列車の運行は大幅に乱れた。吹雪の後に大量の雨が降り、降り積もった雪の底部を緩め雪崩が起こり、58 名の除雪作業員を飲み込んだ。数日後、レベルストークの働ける男性全員が除雪作業員の捜索にあたった。作業員は除雪作業の状態のままで雪崩の中から掘り起こされた。斧をかかげるもの、シャベルを持つもの、シャベルの上に倒れたもの、中には巻きたばこを巻いているものもいた。遺体は次々に掘り起こされて並べられた。こんな陰惨な景色は見たことがないというのが捜索員の感想であった[5]。ロジャーズ峠付近では鉄道事故が続き、この雪崩の後でカナダ太平洋鉄道はロジャーズ峠の近道路線を閉鎖した。

移民問題は第一次世界大戦勃発まで BC 州政府と連邦政府で議論された。ローリエとボーデンは共に、カナダは自国の移民管理能力を日本との紳士協定と日英通商航海条約参加で外国に売り渡してしまったという抗議に悩まされた。1911 年 4 月 2 日に日英通商航海条約は改正されたが、カナダは通商について不利になることがあるという理由で参加しなかった。但し、改正前の条約を 1913 年 7 月 17 日まで 2 年継続することにした。カナダ政府は日本政府に対して紳士協定の下での互恵の入国権は完全に満足できるものであり、これ以上両国で移民問題について交渉する必要はないと断言した。当時、マッケンジー・キングはローリエ内閣の労働大臣であったが、東洋人の移住に関して連邦議会下院で次のように述べている。「カナダが東洋人移住問題をどう処理するかは大変重要で、将来に大きな影響をもつ問題である。外交的に処理するか、東洋人移民を一方的に拒否するかの選択肢がある[6]。」

1911 年の連邦選挙でボーデンの率いる保守党がローリエの自由党を破り政権の座に着いた。政権党となり、いままで野党として主張してきた移民政策を実行できる立場になった。しかし、ボーデンは「カナダは英帝国と日本帝国の国際条約を完全に尊重する」と宣言した[7]。これはローリエの言ってきたことの踏襲であった。更に重ねてボーデンは次のように述べた。「日本は紳士協定を忠実に守っている。」

ボーデンはこの下院の答弁に先立ち、BC 州政府に次のように述べている。「カナダは移民管理能力を堅持する。もし、BC 州が移民に関して懸念があれば、その意見を参考にする。」そして、ボーデンは中村日本総領事にはつぎのように告げた。「カナダは改正された日英通商公海条約に参加する。ただし、カナダの 1910 年移民法に抵触しない範囲で参加するという条件である。」1910 年移民法には次の条文があった。「カナダは次のような移民をある期間または永久に拒否する。カナダの気候または必要条件に適しない人種に属する者、ある特定の社会階層、職業、性格を持つ者。」中村は日本政府は、1910 年移民法は日本人だけを移民に不適格な人種としてはいない、移民に不適格な人種は英帝国市民を含めた全ての外国人を対象としている[8]、としてこの条件に反対しないとボーデンに告げた。この日本政府の回答を受理することにより、ボーデンは 1910 年移民法を日本人の差別に使えないという解釈に道を開いた。ボーデンは 1910 年移民法により日本人移民を拒否しようと意図したが、まるで反対の結果になってしまった。日本からカナダへの移住者の管理は、最終的には日本政府によるという状態が継続した。ボーデンも自由党連邦政府と同様に移民政策については英帝国の政策に縛られれることになった。

ボーデンは下院で次のように答弁した。もし連邦議会が改正された日英通商航海条約をボーデンの提案した条件付きで承認すれば、日本政府は日本人のカナダ移住を自主制限することを文書で回答する。議論はあったが連邦議会は条約参加を可決し、条約は1913年4月10日に発効した。翌日、カナダ政府は日本政府から「日本政府は日本人のカナダ移住の管理と制限を1908年以来実行してきたようにこれからも行う[9]。」という文書を受け取った。この一連の外交でボーデンが得たものは、日本政府は日英通商航海条約により日本国民は自由にカナダに入国できるということに便乗せず、1908年のレミュー紳士協定を遵守するという返答だけであった。カナダは中国人とヒンズー教徒の移住を一方的に禁止したが、日本人に対して同様な処置をすることは政治的に出来ないということになった。

マックブライドは1912年のBC州選挙で自由党議員を全て州議会から駆逐したことに力づけられ、ロンドンを訪問した時に英国政府外務大臣エドワード・グレイに面会した。日本政府を信用しないマックブライドは英帝国は日本との友好を取るか、BC州の忠誠を取るかとグレイに迫った。グレイは外交により事態を改善するとマックブライドに約束した。

1912年は日本帝国にとって一つの歴史の区切りになった。五箇条の御誓文により日本人が海外の知識を取り入れることを奨励し、長い間の鎖国を止めて日本人の北米移住の窓口を開いた明治天皇が7月に崩御した。天皇の棺は5頭の雄牛にひかれた牛車に乗せられ、京都近くの墳墓に4人の武士の土偶と共に埋葬された。天皇の葬列が皇居を離れたと同時刻に、旅順攻撃の英雄乃木元帥が殉死を遂げた。殉死は最高の忠誠を示す儀式と見なされていた。

1912年はカナダのBC州以外の州で反東洋人法令が導入された年でもあった。サスカチュワン州は白人女性が東洋人の店で働くことを禁止した。当時、サスカチュワン州には60人以下の日本人しか居住していなかったので[10]、この法令は主に中国人を対象にしたものだった。この法令は次のとおりであった。「日本人、中国人、その他の東洋人の経営する店は白人女性及び白人少女を雇うことを禁止する。また下宿させることも禁止する。白人女性と白人少女は日本人、中国人、その他東洋人の経営するレストラン、洗濯屋、ほかのビジネス、娯楽施設に客として行くことも禁止する。但し、すでに常連客として通っている店は除外する。」後にこの法令は修正されて、中国人の経営するビジネスだけに適用されることになった[11]。BC州も1914年に同様の法令を導入した。白人女性は「国籍に関わらずある種の人種に属する男性」の経営するビジネスで働くことを禁止された。

サスカチュワン州で反東洋人法令が発令されると直ちに、中国系カナダ人のクワン・ウィングが法令の違憲性について訴訟を起こした。サスカチュワン州の地方裁判所、上告裁判所、そしてカナダ最高裁判所は全てこの法令は合憲であると判決した。英帝国枢密院がトメイ・ホンダの同様の訴えを合憲と認めた前例を基礎にしての判決だった。ただし、サスカチュワン州上告裁判所の判決には二人の判事の少数派意見が添付してあった。その1人の裁判長ホールティンは次のように述べている。「ビジネスを持ち、この店を不平等な差別的制限なし自由に経営することは、参政権と同様にカナダ市民の基礎的な権利の一つである[12]。」英国枢密院は引き続きこの件を審査する要請を拒否した。

1913年8月のバンクーバー島の暴力的なストライキに日本人と中国人労働者が巻き込まれた。経験不足なこれらの労働者は炭鉱経営者の手先として不名誉な役割を担った。炭鉱経営者はダンズムイア炭鉱を買い上げた。この結果、これら買い上げられた炭鉱の労働者約2,000人は、既存の数百名の組合員しかいなかった北米鉱山労働者連合に参加した。北米鉱山労働者連合はこの年の5月か

ら既にストライキに入っていた。ストライキはバンクーバー島全部の炭鉱に広がり、全ての炭鉱が休業し、8,000 名の坑夫が仕事を失った。1913 年 8 月 13 日、ストライキをよく思わない炭鉱町の住人と東洋系坑夫をストライキ破りに使用する炭鉱経営者に対する不満を数週間にわたってくすぶらせてきた炭鉱夫約 1,000 人が、暴徒となってナナイモの町を占拠した。まだ働いている炭鉱夫のいる家から家族を追い払い、町のビルをダイナマイトで破壊しようとした。この争いで 12 人余りの死傷者が出た。暴徒は炭鉱町を襲い、店の品物を略奪し、家屋に火を付けたり破壊したりした。

バンクーバーから警察官 25 名がナナイモに到着したが、暴徒によって自分たちの乗ってきた蒸気船まで退却させられた。次に BC 州検事総長の命令で兵士 1,000 人が到着し町に戒厳令が敷かれた。ストライキの指導者は逮捕され、町には兵士が残り、ストライキに参加していない坑夫が、日本人と中国人の坑夫を含めて、毎日炭鉱に往復するのを護衛した。ストライキで石炭の生産が 2 百万トン失われた。これが BC 州経済がこの年不況に陥る原因の一つになった。

日本人移住者には新しい傾向が見られたが、中国人移住者は 500 ドルの人頭税にも関わらず増加を続けた。ヒンズー教徒も厳しい入国禁止令をかいくぐって移住を続けた。毎年、1,500 人余りの中国人の入国があり、1911 年には 4,500 人に達した。中国人は人頭税を払うので連邦政府と BC 州政府の収入源になった。人頭税収入は 1911 年には 2,262,056 ドルになり、1912 年には 3 百万ドルを越えた。中国人移住者は増加を続け、1913 年には 7,078 人になった。カナダ連邦政府は 1914 年 3 月 31 日に、熟練、未熟練を問わず全ての労働者の BC 州の港への上陸を禁止した。

連邦政府はこの禁止令を東洋からの移住者にたいして国ごとに異なった方法で適用した。日本人に対してはレミュー紳士協定を適用した。しかし、英帝国の政策によりこれ以上に厳しい制限はとれなかった。中国人に対してはこのような考慮を必要としなかった。一番、厳しい処置はヒンズー教徒に対してであった。ヒンズー教徒はたとえ英連邦市民権を持つものでも入国を禁止された。

1913 年、BC 州は不況に陥り、バンクーバーの金融市場は崩壊した。またヨーロッパの不穏な情勢に関するニュースも入ってきた。1914 年春から夏にかけて、中国人と日本人移住者に関する危惧は急激に薄れ、ヒンズー教徒の「侵略」と暴動が新たな危惧の種になった。バンクーバー港における駒形丸事件は太平洋沿岸地域の住民にまた新たに東洋人問題をつきつけた。東洋人に対する敵意は山と森の自然景観と同様に BC 州の特徴になっていった。

1905 年以来、5,000 人のヒンズー教徒がカナダに入国したが何らの制限処置もとられなかった。1907 年のバンクーバー暴動は BC 州住民にヒンズー教徒に対しても、入国制限をしなければならいないと思い起こさせた。連邦政府は 1883 年の移民法を掘り起こした。この法令によれば全ての契約労働者の入国は禁止されていた。この法令にローリエ政府は２つの内閣令を追加した。一つはアジア人移住者はカナダ入国時に 200 ドルを保持していなければならないというもので、以前の 25 ドルから増加した。もう１つは全ての移住者は生まれた国または市民権を保持する国から、直接カナダに渡航しなければならないであった。当時、インドとカナダを直接結ぶ航路はないので、これでインドのヒンズー教徒のカナダ入国は不可能になった。

マッケンジー・キングは 1907 年のバンクーバー暴動調査王立委員会委員長になって以来、連邦政府内では東洋人移住者問題の専門家と見なされるようになった。ローリエ首相はキングを英国に派遣して英帝国植民地省とヒンズー教徒移住に関して協議させた。後にキングはカナダ総督アール・グレイに、ヒンズー教徒の移住禁止は社会、経済的要因だけでなく、ヒンズー教徒への思いやりに基づいているとして、次のように報告した。

インド大陸生まれの人間はカナダに適していない。熱帯地方で生活しているので、その生活様式がカナダ人とは異なる。熱帯地方と全く異なるカナダの生活環境に順応することは出来ないだろうから、カナダに移住すれば苦労するだろう。ヒンズー教徒のカナダ移住を禁止したのはヒンズー教徒自身のためである[13]。

1914 年までの 6 年間、BC 州のヒンズー教徒は移住の許可をカナダ連邦政府に請願したが無駄に終わった。その結果、政府に対して反乱する気運で沸き立っていた。太平洋沿岸地域にはインド人協会があちこちで設立され、英帝国のインド植民地支配を覆すようにヒンズー教徒を促した[14]。ヒンズー語新聞「反乱」は、カナダ全国のインド人にパンジャブに戻り、英国人を排除する反乱に参加する用意をするように促した。

このような不穏な状況の時に、400 人のインド人を乗せた駒形丸がバンクーバー港に停泊した。駒形丸は日本船籍で日本人船員が操船し、香港でインド人が借り切った船だった。香港、上海、神戸、横浜で乗客を乗せ、1914 年 5 月 23 日にバンクーバーに到着した。インドから直接バンクーバーに寄港したのではないので、乗船していたインド人はカナダの規則によりカナダに入国出来なかった。駒形丸はバンクーバー港に 8 週間停泊し、その間に船上でインド人の暴動が 3 回起こり負傷者が出た。暴動の鎮圧にはカナダ海軍レインボウ丸と民兵が呼ばれた。

この 400 人のインド人渡航者の指導者はパンジャブのインド人グルディー・シンで、後に王立委員会により、シンはこの渡航はインドにおける政治的動揺を助長する目的で計画したと糾弾された。シンはもちろんカナダの規則を熟知しており、この渡航がどのような結末になるかまで予測していただろう。連邦政府は駒形丸のバンクーバー到着を 7 週間前から知っていて、バンクーバーの移民局に駒形丸を接岸させないように指示していた。駒形丸をバンクーバー湾内に停泊させたまま、移民局員が乗客を検査した。90 人の乗客は医学的に上陸に適さないとされた。20 人は以前 BC 州の住人であったことを証明して上陸を許された。残りの乗客は全て国外退去になった。

しかし、その後 8 週間、気が狂ったような日々が続いた。シンは国外追放命令に抵抗し、上陸を許可されなかった乗客全員に裁判所が人身保護命令を出すことを要求した。移民局は審査委員会を設立したが、乗客を審査したものの結論を出さなかった。このため乗客は上告出来なくなった。この間、乗客の食べ物が不足してきた。駒形丸を借りた会社は食料の供給を拒否した。そして、移民局が供給した食料は十分ではなかった。バンクーバーのインド人社会が連邦政府に船上のインド人を家畜以下に扱っていると抗議した[15]。そして英帝国インド植民地省長官とインド総督にも抗議の電報を送った。インド植民地省はカナダ連邦政府にインド人の上陸を許可するように要請した。また、世界中のインド人から連邦政府に抗議の電報が届いた。しかし、BC 州の大部分の公共団体、例えば労働組合、商業団体、市議会などは、連邦政府にインド人を上陸させようとする圧力に屈しないように要請した。それから 6 週間後、インド人の入国を禁止する内閣令の正当性が証明された後に、連邦政府は船上に残されたインド人の国外退去命令を再度発令した。

7 月 17 日、国外追放命令が施行された日に、インド人乗客が日本人船員を捉えて駒形丸の管理を手中に収めた。150 人の移民局職員と警察官がタグボートのシーライオン丸から駒形丸に乗り移ろうとしたが追い返された。駒形丸の甲板はタグボートより 5 メール近く高く、インド人乗客は駒形丸に乗り移ろうとする移民局職員と警察官に上から石炭、レンガ、古鉄などを投げ下ろし、竹槍を突きつけた。岸壁にはインド人が集まり、船上のインド人と合流すると脅した。岸壁のインド人には銃を持っていたものもいた。現場は極度に混乱しており、バンクーバーの移民検察官マルコム・リードはオタワの連邦政府に電報を送った。「バンクーバーで東洋人排斥暴動の起こる危険がある。速やかに対応策を要請する[6]。」

この間、カナダ海軍の 2 隻の軍艦の 1 隻で旗艦だったレインボウ丸がバンクーバー湾に入り、駒形丸の近くに停泊した。レインボウ丸は 6 インチ砲２つと 4 インチ砲 6 っつを搭載していた。レインボウ丸の海兵は駒形丸を制圧する準備をしていた。駒形丸のインド人は海軍の到着を見て妥協に応じ、4,000 ドル分の往路の食料その他の必要物資の供給を条件に、バンクーバーを出港することに同意した。7 月 23 日、大勢の兵士と住民に見守られて、駒形丸はバンクーバーを離れた。レインボー丸が湾外まで追走した。

駒形丸の到着騒ぎで、バンクーバーの住民はヨーロッパで今にも起こりそうな戦争についての関心が薄れていた。しかし、すぐにヨーロッパでドイツ軍の他国への侵略のニュースが入ってきた。バンクーバー市民はドイツ艦隊からバンクーバーを守るために、スタンレー・パークとポイント・グレイに砲台を設置することを要求した。この騒ぎで東洋人移住者問題への関心が薄れた。ヨーロッパで戦争が始まったことは、東洋人移住者の観点からは幸運だったとも言える。クメリック号と駒形丸のバンクーバー到着の間は 7 年あったが、共にバンクーバー市民に東洋人の侵略が始まるのではないかという危惧を抱かせパニックを引き起こした。クメリック丸で 1,190 人の日本人が到着したことが 1907 年暴動の大きな要因であったことを考えると、駒形丸の到着がもっと大きな暴動を引き起こした可能性もあった。フレーザー川流域の製材所で働くヒンズー教徒が、英帝国の一部である BC 州政府を転覆する大規模な計画があるという噂があった。漁業、鉱山、製材業で働く日本人が日本帝国の手先であるという黄禍論と似ていた。

レインボー丸のバンクーバー到着からちょうど一ヶ月後に、日本海軍の巡洋艦「出雲」がバンクーバーに入港し、数日遅れて巡洋艦「浅間」も到着した。バンクーバー市民は日本帝国が巡洋艦を派遣したことに感謝し、また安堵した。第一次世界大戦の初めに、カナダでドイツの脅威の可能性のあるところはカナダ太平洋沿岸だけだった。ドイツ総督フォン・スピーの恐るべき中国艦隊が既に太平洋を遊弋していた。そして、軽巡洋艦ニュルンベルグとライプチヒはジュアン・デ・フカ海峡にいて、ビクトリアとバンクーバーを砲撃して占領する準備をしているという噂が立った。カナダ海軍にはレインボー丸の他には、沿岸の時代物の砲台が数か所と、急いでボーデン政府が購入した 2 隻の無人潜水艇しかなかった[17]。日本が日英同盟により連合国側の一国として参戦し、バンクーバーに巡洋艦を派遣したことで、戦争勃発後の数ヶ月、カナダ太平洋沿岸地域の防衛に役立ち、この地域の住民のパニックを鎮めた。日本帝国は軍艦「肥前」をバンクーバーに派遣して防備能力を高めることにも同意した。

これに先立つこと 6 年、ローリエ首相は日本政府と紳士協定の交渉中に、将来の戦争を予想して次のように述べている。「日本艦隊がバンクーバーに寄港して、カナダにとって大切な英帝国の利益を守るために停泊することになるかもしれない[18]。」日本海軍の軍艦は 1917 年に米国が参戦するまでカナダ太平洋岸を巡回警備した。日本海軍の巡洋艦が素早くバンクーバーに現れたので、ドイツ海軍は北太平洋には現れなかった。当時、カナダ太平洋鉄道の客船エンプレス丸はアジアとカナダの間を巡航していた。エンプレス丸は船足が早く、武装すれば海軍の補助艦としても使用できた。ドイツ海軍はエンプレス丸を捕捉したいと思っただろうが、日本海軍の存在で諦めた。フォン・スピーの中国艦隊は北太平洋から南半球に移動し、結局フォークランド諸島近海で全滅した。

日英同盟は長い間 BC 州住民に痛烈に批判されてきたが、第一次世界大戦の初期においてはカナダに有益であった。戦争末期にはカナダ軍がシベリアの東方で日本軍と米軍と共同作戦を取り、ロシアを再び戦争に引き込もうと努力したこともあった。日本海軍が BC 州沿岸の港と航路を保護したことは日本帝国の実力を味方と敵の両方に証明したことにもなった。英国政府は日本帝国にカナダ太

平洋沿岸地域をドイツ海軍から防衛することを要請したことと、日本の参戦が間近いことをカナダ政府に告げた。これを聞いたBC州首相マックブライドは大いに取り乱したと伝えれられている。日本海軍の動機について懐疑的なマックブライドは、英帝国は日本帝国を参戦させるべきではないと考えていた。マックブライドはボーデンに、日英同盟があるが日本帝国は英帝国を裏切りドイツに加担することを辞さないと告げた。マックブライドの危惧は英国海軍本部第一大臣であるウィストン・チャーチルにも伝えられた。チャーチルは英帝国は日本帝国を同盟国として歓迎すると答えた[19]。翌年、マックブライドは今までの排日を翻し、日本帝国が北太平洋の安全を守ったことを称賛した。また、BC州の日本人がカナダに忠誠であるとも述べた。これがマックブライドがBC州の日本人を称賛した最初であり最後となった。

英帝国は初めは日本帝国に援助を依頼することをためらった。日本帝国の領土拡張の野心を危惧したからであった。日本帝国は太平洋のオランダ領東インド、ドイツ領南洋諸島だけでなく北米太平洋沿岸地域にも興味を持っていると思っていた。英帝国外務大臣エドワード・グレイは日本帝国の参戦地域は中国軍の本拠地である膠州とその近海に限られると提案しようとした。第一次世界大戦が勃発した当座は、日本は完全な中立を守り、ヨーロッパの紛争には拘らないという立場を取った。しかし、日英同盟により英帝国の要請があれば英帝国を支援することになっていた。英帝国もドイツも極東に強力な海軍力をもっていた。英帝国海軍はドイツ海軍に数で匹敵したが速力で劣っていた。したがって、ドイツ海軍を追跡して捕捉したり、膠州湾を閉鎖してドイツ領を奪うのは難しかった。日本帝国が参戦すれば極東における力関係を英帝国に有利にし、この海域でドイツ海軍の活躍を封じることができた。

日本帝国の領土的野心に対する危惧は根拠のないことではなかった。日本陸軍が膠州を占領すると、日本帝国はよく考えもせずに21ヶ条の要求を中国に突きつけ、中国を自分の庇護下に置こうとした。この動きは各国の非難の的になった。特に米国は、日本は日英同盟を利用して自分の影響力と領土の拡張を目指していると非難した。カナダでは日本帝国の領土的野心はカナダ在住の日本人と関連付けられて議論された。排日主義者はBC州に日本人がいるのは、日本帝国がカナダ太平洋沿岸地域を日本の領土にするための布石であると主張した。スティーブストンとプリンス・ルパートの日本人漁師は日本海軍予備役で、日本海軍のための海図を作っているのだと主張した。BC州の製材所の日本人や一般の日本人労働者もただの労働者ではないとされた。また、カナダ海軍を拡張しないと、日本海軍が商船とカナダ海軍の軍艦を拿捕していしまうと主張するものもいた。これらの危惧は第一次世界大戦後中は収まっていたが、日本人移住者に子供が生まれて人口が増加し、労働市場で白人と競争するようになると、日英同盟の更新がはたしてBC州の利益になるのかという形の議論として再発した。

BC州首相マックブライドは第一次世界大戦の危機の間は、BC州の日本人問題を排日主義者が煽ることを抑えるほうが良いと思うだけの政治的狡猾さは持っていた。また、実際問題として戦争中はカナダ全国で労働者不足になり、東洋人労働者を必要とした。またBC州でさえも少しの間は、東洋人労働者を我慢するだけでなく、在住していることが望ましいという意見も出た。BC州の人口は45万人であったが55,570人の男子がカナダ軍に志願した。そのため、あらゆる産業で労働者不足になった。カナダ全国の雇用者や政治家は東洋から労働者を輸入しようとした。5万人の中国人労働者を輸入し、戦争終了後に中国に送り返すという案もあった。しかしBC州住民はそろってこれらの東洋人輸入政策に反対した[20]。

第１次世界対戦中の日本人移住者の生活は比較的楽であったが、BC州住民の多くはドイツ系とオーストリア系カナダ人に敵意を持ちヒステリー状態になった。今から思えば、それから２７年後の

日本人移住者にたいする態度を暗示していた。戦争が始まって数カ月間はドイツ海軍がBC州沖を遊弋しているという噂があちこちで湧き上がってきた。ドイツ語新聞は連合軍が優勢だというのは嘘で、本当はドイツ軍が多くの戦場で勝利していると主張した。ドイツ海軍の噂もこのようなドイツ語新聞の記事に煽られて広まった。BC州の太平洋沿岸地域の住民は、ドイツ艦隊がBC州を攻撃する時にドイツ系住民がドイツ軍に加担すると恐れた。マックブライドはドイツの工作員がエスキモルトの乾ドックをを爆破するだろうと告げられた。1915年4月29日にバンクーバーのグランビル橋が破壊されたのもドイツの放火犯によるものだとされた。

バンクーバーとビクトリアの住民は敵国工作員の活動を恐れた。そして、ドイツ系住民も工作員に協力するのではないかと危惧した。1915年5月8日、英国客船ルシタニア丸がドイツ海軍の潜水艦のよって撃沈されたというニュースが入ると、BC州住民はBC州沿岸を航行する船もドイツ海軍の危険にさらされるのではないかと心配した。ドイツはルシタニア丸撃沈を祝っいるという噂が広がり、怒ったビクトリアの住民が、兵士を先頭に暴徒となってビアガーデンとビール製造所を破壊した。暴徒の鎮圧に民兵が出動して「暴動禁止法」を読み上げると、怒り狂った暴徒は「全ての敵国人」を収容所に監禁することを要求した。

しかし、カナダ市民は全般としてはドイツ系住民に対して寛容であった。ドイツ系住民が逮捕され監禁されたのは「国家の治安」に危険な者と予備役軍人だけだった。1915年末には、カナダのドイツ系住民161,000人中、6,000人あまりがカナダ各地の収容所に「最も明白な法律違反」という罪状で監禁された[21]。

日本人移住者の中にカナダ軍に入隊したいものが出てきた。「我々が選んで移住した国に忠誠を示す時が来た。」このようなスローガンが広まった[22]。196名の日本人移住者が入隊して、フランスとベルギーの塹壕で戦ったが、この内５３名が戦死した。戦死者の半数は歴史的な戦場であるビミーリッジとイプレの戦死者共同墓地に埋葬され、半数は戦場で行方不明になった。生還者の内、負傷を免れたのはわずか10名で、残り133名が負傷し、その内の1名はネルソンの病院で死亡した。13名が勇敢な兵士として陸軍章を授与された。その内の1人、山本音松はバレンシエンヌとドルーリィーの戦場で勇敢に戦ったことで報奨されたが、「まともな英文を一行も書けない」と言われた[23]。1918年10月31日、山本はバレンシエンヌの近くで、ドイツ軍が機関銃で防備してカナダ軍を寄せ付けない丘の攻撃に歩兵として加わり、仲間の兵士の先頭になって丘を取り囲み、ドイツ軍機関銃兵を一掃した。

第一次世界大戦が始まると、カナダに帰化した日本人移住者（訳注：以下、帰化日本人と呼ぶ）は日系カナダ人協会を通じてカナダ首相ボーデンに、帰化日本人がカナダ陸軍と海軍に入隊する許可を要請した。正式な回答は1916年6月まで届かなかったが、日本人移住者は国内戦線のために入隊を許可される可能性があるとして志願兵の募集を始めた。

入隊のための健康診断を通過した202名の帰化日本人男子は、自らを「日本人志願兵部隊」と名乗り、1916年初めからバンクーバーでロバート・コルクホーン大佐以下5名のカナダ陸軍サービス部隊兵士の下で訓練を始めた。日本人志願兵部隊の訓練費用と生活費は日本人移住者社会が負担した。毎朝、日本人志願兵部隊はバンクーバーの街を軍隊ラッパを吹き行進した。バンクーバー住民は不思議な顔をして眺めていたが、中には手を叩いて声援するものもいた。3ヶ月の訓練が終わると日本人志願兵部隊はフランスの戦場に行くことを願った。カナダ日系人協会会長山崎靖がオタワに行き、帰化日本人だけの部隊の編成を要請した。しかし、その場での返答はなかった。やがて返答が来たが、大隊の編成には1,100人が必要であり、日本人志願兵部隊はこの条件を満たさないので、カナダ軍は帰化日本人の志願兵を必要としないという内容だった。

この返答を聞いて日本人志願兵部隊は解散した。志願した人たちはがっかりしたが、この挫折感がバンクーバーの邦字新聞 2 社の争いで助長された。志願した人たちの一部がカナダ新報社を襲撃した。社説でカナダ軍に志願した人の動機について書いた内容に腹を立てたからであった。窓を破り、日本語活字の入った棚をひっくり返し、印刷機を金槌で破壊した。このため、カナダ新報社は 2 ヶ月新聞の発行が不可能になった。

BC 州政府は帰化日本人のカナダ軍入隊について何も声明を発表しなかった。しかし、これが帰化日本人が参政権を要求する前触れであることに疑いないとおもった。BC 州の東洋人問題を考慮すれば、たとえ少数でも帰化日本人のカナダ軍入隊を許可するわけにはいかなかった。1900 年に日本人移住者は自分たちで資金を調達し装備を整えた日本人部隊を編成して、ボーア戦争に参戦したいと要請して拒否されたことがあった。帰化日本人は参政権を拒否されていたが、BC 州でカナダ軍に入隊するには法律的な制限はなかった。すると、アルバータ州のカナダ軍から入隊の招待状が届いた。

カナダ新報襲撃事件の 2 週間後に、アルバータ州ブレアモアのカナダ軍入隊管理官から日系カナダ人協会に、帰化日本人をアルバータ駐在のカナダ陸軍大隊に入隊させたいという知らせが届いた。帰化日本人の志願兵希望者は徐々にアルバータに行き、カナダ陸軍に入隊した。帰化日本人志願兵だけの小隊を作ったものもいた。バンクーバーの志願者はカーキ色の軍服をでバンクーバーを出発したかったので、カルガリーに電報を打ち、軍服を送ってくれるように依頼した。バンクーバーに到着した軍服はサイズが帰化日本人に合わなかった。帰化日本人志願兵の最初の一団は 1916 年夏に第 290 大隊と一緒にヨーロッパに出発した。第 13 機甲部隊（プリンセス・パット部隊）に 42 名、第 192 大隊に 51 名、第 175 大隊に 57 名の帰化日本人志願兵がいた。第 191 大隊が 1917 年に最後の帰化日本人志願兵と一緒に戦線に向かった。

帰化日本人がカナダ軍に入隊した動機は様々であった。英連邦への忠誠心、自分の国として選んだカナダへの忠誠心はそれほど大きな動機にはならなかった。日本帝国が日英同盟を通じてカナダと英国の同盟国になったという誇りが大きかった。志願兵の 1 人が「私はカナダ人としてではなく、日本人として志願した」と言っている。他の志願兵は「日本人を差別する人になにか具体的に自分はカナダ人であることを証明するために」入隊したと言っている。カナダ陸軍入隊は帰化日本人が参政権を獲得するための計算された動機ではなく、志願兵はそれぞれの動機をもっていた。しかし、志願兵がヨーロッパ戦線で活躍し、その 4 分の 1 が戦死したという事実は、後に参政権獲得運動を再開したときに戦術的に非常に有効な要素になり、その影響はその後半世紀に及んだ。

第一次世界大戦が終了すると、帰化日本人志願兵は参政権と平等な漁業権獲得運動を熱心に始めた。1920 年 BC 州バーノンで開かれた退役軍人の会合で、全ての帰還兵が参政権を獲得するという動議を満場一致で可決した。しかし、BC 州の一般住民、議会、そして帰化日本人志願兵が参政権を訴えてまわった市町村の住民は激しく、執念深く、143 名の生存して BC 州に帰還した帰化日本人志願兵に参政権を授与することに反対した。帰化日本人志願兵は 1920 年の BC 州議会で回覧した手紙で次のことを指摘した。フランス戦線にいた時、自分たちは要請していないのに連邦選挙でカナダ人として投票することが出来た。そして次のように議論した。

> 我々帰化日本人志願兵の多くは、これまでの半生をずっと BC 州で過ごし、BC 州の自然を愛し、社会組織を尊敬している。もしそうでなければ、カナダ社会の自由を守るために志願兵になって命を差し出すようなことをしなかった。。。我々がカナダに帰還すれば、我々の犠

> 牲に報いるために戦場においてと同様に参政権を行使できると言われた。我々はこのことを心から歓迎した。反対の議論が起きるとは夢にも思わなかった。もし、我々が参政権を得ることによって、我々が命を掛けて守ったカナダの自由に不都合が起きるようならば、我々は参政権を要求しない。しかし、我々はこのようなことが起きないと信じる。我々の愛国心は戦場で十分に試され、証明されたと思う[24]。

日本人帰還兵は様々な団体による日本人帰還兵の参政権反対決議に反論してつぎのように述べた。「第1次世界対戦でカナダの敵国になった国を祖国とする人はカナダ軍に志願しないでも参政権を持っている。我々帰化日本人帰還兵がこの参政権獲得運動に関連して、これらの人たちに比べて信用に欠けるということがあろうか。」

日本人帰還兵が参政権獲得運動で直面した問題は、ビクトリアの「コロニスト紙」に掲載された「BC州の女性たちから」と称する手紙に集約されている。BC州の女性は過激な運動を数年続けて、1916年にやっと参政権を獲得したばかりであった。東洋人移住者は生活水準が低いので「白人の国カナダ」の理想像を弱体化させる、という一般的な反東洋人意識を開陳したあとで、参政権問題を東洋人移民問題と結びつけて次のように述べている。

> 我々白人カナダ人に絶対に同化出来ない外国人がいる。もし、これらの外国人の制限のない移住を許せば、白人社会の永久の脅威になり、白人社会は終局的には崩壊するだろう。それ故、われわれは断固として、揺るぎない意思をもって、たとえどんな理由があれ、いかなる日本人にも参政権を授受することに反対する[25]。

BC州議会で反対党党首バウザーは、日本人帰還兵を「BC州首相ジョン・オリバーの新しい友達[26]」呼び、反対党議員の先頭に立って、日本人帰還兵に参政権を授与するBC州選挙法修正案に対して「あやふやな所をまったく残さない」反対を表明した。オリバーは帰化日本人志願兵の戦線における功績を述べた後に、反対党党首を「激怒して叱責した」。しかし、オリバーは反対派の一体となった圧力に屈し、1920年4月14日にBC議会は日本人帰還兵に参政権を授与しないと発表した。

当時のBC州は日本人帰還兵の参政権獲得には時期が悪かった。第一次世界大戦中は排日感情は鎮静していたが、戦後はまた再燃した。白人帰還兵は不況のBC州で仕事を探せず、日本人がBC州経済に侵入して白人の仕事を奪っていると非難した。戦争が終了すると戦時経済ブームも終了し不況が訪れた。このような状況では東洋人移住者の存在と関係なく、帰還兵が仕事を見つけるのは難しかった。日本人移住者が低い生活水準を武器にして白人の仕事を奪っている、漁業のように特定の産業では既に白人労働者を締め出しているという非難が起こるのは防げなかった。「バンクーバー偉大な戦争退役軍人会」が日本人帰還兵の参政権獲得支持を取り下げたのも不思議ではなかった。オリバー首相は帰還兵に農耕地の開拓を勧めたが、実際に勧告に従った帰還兵はほとんどいなかった。仕事のない帰還兵はバンクーバーのビクトリー広場のベンチに座って惨めな姿をさらしていた。また、労働者も不安を抱き、1919年にはストライキが頻発し、オリバー政府への抗議も高まった。当時高まってきた急進的な社会主義運動も労働市場の不安定を加速した。

戦後経済の不況は連邦政府の政策にも影響を及ぼし、全ての東洋系カナダ人から連邦政府参政権を剥奪した。明らかに人種差別政策であった。これまでは、州議会選挙で使用された選挙人名簿が連邦議会選挙にも使用されるのが慣例であった。しかし、州政府で参政権を拒否された者は連邦政府の参政権も拒否されるという法律はなかった。しかし、BC州の日本人移住者はこの慣例により連邦政府の選挙で投票出来なかった。1920年に連邦議会選挙法が再び制定され、第30条により人種

を基準にしてBC州で州選挙に参加できない日本人移住者は連邦議会の選挙でも投票出来なくなった。第30条の内容は「州議会選挙で人種を基準にして投票出来ないとされた者は連邦議会選挙でも投票出来ない」であった

日本人漁師はBC州の漁業で1番数が多くなったばかりでなく、1番勢力が強く強引であった。そのため戦後すぐにBC州の漁業からの排除の標的になった。ニュー・ウェストミンスター選出の連邦議員ウィリアム・ガーランド・マックアリーが、白人漁師にもっと仕事を与えるという名目で排除運動を始めた。戦時中の労働者不足と海産物の高値でBC州の漁師は今までにない程儲かった。日本人漁師の数は1919年には最大となり、この年に発行された漁業許可証の半数近くの3,267件を持っていた。この年、BC州の漁業生産高は25,301,607ドルでカナダの漁業生産高の約半分に達していた。このBC州の主要産業で日本人移住者は重要な位置を占めていた。ポート・アルバーニ選出の連邦議員R・J・バード少佐は次のように警告した。「日本人漁師は自分たちの仕事は安泰だとして傲慢になっており、白人漁師は我慢の限界に達している[27]。」

「フレーザー河漁師保護協会」は1914年に設立され、排日主義者を統合することを目的としていた。戦時中は活動が低調だったが戦後に息を吹き返し、日本人漁師排斥運動の先頭にたった。協会は「東洋人労働者をBC州の全ての産業から排斥する」ことを望むものは誰でも歓迎した。そして、日本人漁師は自分たちがBC州の漁業を開発したと言うが、我々白人とカナダ先住民漁師を漁業から追い出す命取りの脅威であり、フレーザー河の鮭産業の利益を白人から奪い取っていると主張した[28]。BC州政府と連邦政府に提出した陳情書の1つには、日本人移住者をフレーザー河の鮭産業から排斥することが要請されていた。

BC州の漁業は一時不況に陥った。1913年にフレーザー河のヘルズゲートで崖崩れが起こり、産卵のための鮭の遡上を妨げた。また、鮭の資源保護も十分でなく、そのため漁獲量が減少した。フレーザー河の鮭漁は枯渇した。白人の帰還兵で漁師に転じた者には漁業は難しく、網漁で熟達した日本人漁師と競争することは不可能だった。連邦政府はBC政府の圧力に屈し、1919年に連邦政府海洋漁業省は「東洋人漁師を漁業から徐々に排除する」方針を決定した。連邦政府は日本人漁師の漁業許可証を制限し、4年後にはBC州の白人およびカナダ先住民以外への漁業許可証は40パーセント減少した。日本人漁師は漁業に熟達し過ぎていたので排斥された。バード少佐によれば「勤勉過ぎた」のである。

戦後の国際関係は将来の人種間関係が険しいことを予想させた。日本帝国は国際連盟規約が人種平等の原則を宣言することを提案したが、1919年のパリ講和条約で拒否された。日本人は列強に肩を並べたが、未だに西洋諸国と完全に同等には扱われていないと不満をつのらせた。日本の提案に対する西洋諸国の反対は、主に自国への移民の管理能力が低下するという危惧にあった。日本政府は自国民が他国への移住を禁止されていることと、移住しても完全な市民権を獲得できないことを長年腹立たしく思ってきた。日本国民がこれらの国の国民より劣っていると思われることは認め難いことだった。

英帝国は日本の提案を受け入れる用意があったが、気難しいオーストリア首相W・M・ヒューズの頑固な反対で提案は否決された。ヒューズはオーストラリアがアジア移民制限政策を設定する主権を侵害するかも知れない、どのような修正案にも執念深く反対した。ボーデンに率いられたカナダ代表団は、カナダの自主権と日本の面目を保つような妥協案を受け入れる用意があった。ボーデンは英連邦諸国と日本帝国の代表団の会合を何回も設定して、日本の立場を理解したような、しかし実質的には日本人移民の受け入れを確約しない妥協案を探った。しかし、ヒューズが移民と帰化政策は連盟参加国の国内政策であると国際連盟規約に入れろと要求したので、妥協案は見つからなく

なった[29]。ヒューズが更に英連邦諸国と米国で、アジア人移民制限の扇動を始めると脅したので、会議参加国の穏健派は日本帝国が人種平等宣言を取り下げるように強く促した。

パリ講和会議で提案された国際労働条約もカナダの危惧になった。もし提案が可決されると、BC州が日本人の参政権を拒否し、特定の職業から排除していることが、この条約に違反することになった。これがBC州で問題になることは確かだった。提案は、合法に移住して来た労働者とその家族は移住先の国民と同等の扱いを受ける、というもので、BC州にとっては明らかに問題であった。ボーデンはこの提案を骨抜きにする修正案を提出し可決させた。ボーデンの修正案は次の内容を含んでいた。「連盟各国が設定する労働基準は、合法的に在住している全ての労働者が公平に取り扱われることを考慮する。」修正案の眼目は「合法的に移住してきた労働者」であり、カナダ政府が合法的と判断しない移住者に対しては、この労働基準は適用されなくてよかった。しかし、原案も修正案もカナダにとっては深刻な問題を含んでいたが、ボーデンは修正案を可決させることで並々ならぬ外交手段を発揮した。この間、BC州には写真結婚妻の移住が続き、日本人移住者は高い出生率を維持していた。1901年、日本人移住者に生まれた子供はわずか64人であったが、1920年末にはカナダ生まれの子供の総数は4,000人近くになっていた。この数字が1920年代と1930年代に、日本人排斥主義者の扇動の種になった。BC州住民は東洋人移住者によるBC州侵略を恐れていがが、いまや東洋人移住者の驚異的な生殖能力を恐れることになった。

BC州の東洋人排斥主義者は1914年の早くから、公立学校で中国人と日本人児童を白人児童から分離するように要求していた。中国人家政婦が雇い主の婦人の無慈悲な取り扱いに腹を立て、雇い主の婦人を斧で殺害して死体を焼却炉で焼却するという事件があり、東洋人児童分離運動を煽った。東洋人児童は危険であり、同学年の白人児童より年上の日本人児童は白人児童を堕落させ、不道徳にさせるので分離すべきだという主張であった[30]。

バンクーバーのヘンリー・ハドソン学校の保護者と教師の会が、日本人児童は皮膚病とトラコーマを持っているから他の児童に健康上危険である、従って日本人児童は分離されるべきであると決議した事件もあった。BC州市町村検査官J・S・ゴードンがバンクーバー地区の33の公立学校を調査したが、ほとんど全部の学校の校長が、東洋人児童は白人児童に何ら害にならないと証言した[31]。中国人居住地区近くのセントラル学校校長は、東洋人児童が良くない行いをしたことも、不健康だと思ったこともないと証言した[32]。この結果、バンクーバー市教育委員会は東洋人児童分離の提案を拒否した。それから数年後、日本人児童を分離するという提案がまた出された。この時の主張は、日本人児童は日本語学校に通い、日本愛国教育を受けている、そして公立学校の児童に日本愛国主義を広めているというものであった。

写真結婚妻の移住で日本人移住者が家庭を持つようになったことで、排日主義者たちは戦術を変えた。また、日本人社会の構造も変わった。日本人移住者は太平洋沿岸地域に集中して定住するようになり、職業も将来性のある良質のものに変わっていった。白人雇用者の気まぐれで仕事がなくなるような職種を避けるようになった。バンクーバーの日本人居住地区は次第に商店、日本人学校、仏教会、日本料理店、相互支援組織、県人会などを備えた自給自足の日本人街に変貌していった。

日本人移住者の生活は活気に溢れていた、そして、不安定な開拓者風の生活は過去のものになった。白人から常に白人社会に馴染まないと非難され、全ての政党の政治家と労働組合に差別的な法令と規則を作られててきた日本人移住者は、自分たちのグループ意識を高めていった。自分たちで様々な組織を作り、活動の範囲を拡張していった。外部の白人社会の敵意から身を守り、内部で自分たちを相互に助けるようになった。白人から拒絶されることでかえって自分たちに誇りを持つようになり、団結することを美徳とした。また、どんなに努力しても白人社会に完全に受け入れても

らえないということを、それぞれの方法で受け入れた。これら日本人移住者社会の中で最も目立った存在はバンクーバーの「リトル東京」であった。ここには日本の旧世界の標準と伝統が新世界の環境の上に移植されていた。しかし、リトル東京は最善に解釈しても奇妙な日本文化とカナダ文化の合成物に過ぎなかった。（目次に戻る）

第５章　　敵性外国人になる　（第５章注に行く）

「どのように始めららいいのだろう、、、どのように推測したらよいのだろう？」

T・S・エリオット

もし「カナダ人」が祖国の文化を多く保持したヨーロッパからの移住者をさすのであれば、これらの人たちは自分たちをカナダ人と呼ぶことができる。そして、「カナダ人であること」が、ヨーロッパのいろいろな文化を混ぜ合わして作った合金のようなものであれば、日本人移住者はこの合金の要素ではなかった。カナダで黄色人種はまったく人気のない人種であった。ヨーロッパからの移民にも問題はあったが、カナダで生活していく過程で問題は消滅していった。ヨーロッパからカナダに移住してきた少数民族は、容貌も体格もカナダ人大多数と区別がつかず、カナダ社会への同化も問題なく進んだ。しかし、極東アジアからの移住者に対してカナダ人は敵意を抱いていた。「あなた達を我々の１人と認めることは決してない」と大部分のカナダ人は思っていた。このことが日本人移住者を１つの集団にして、カナダ社会から分離した原因であった。カナダ社会は一時は日本人移住者を完全に拒否した。次に様々な制限を課した。そして、カナダ生まれの子供たちも永久に外国人として扱い、参政権を拒否した。このような状況であったので、カナダ社会の一員になろうとする日本人移住者は少なかった。

カナダ人の偏見が日本人移住者を自分たちだけのグループに固まらせる要因であったが、日本人移住者自身の特徴もこのような傾向を助長した。日本人同士の付き合い、助け合い、日本語、同じ食べ物、習慣などである。また日本人移住者には日本文化と自分たちの道徳律が白人のものよりずっと優れているという自負があった。白人の敵意に対抗するために、このような信念はますます強くなった。しかし、これらの信念は、たとえ外からの圧力がなかったとしても、日本人の気質に強く植え込まれたものだった。白人社会は日本人移住者を自分たちより劣った人間だとして取り扱ったが、日本人自身は自分たちを古い文化を持つ品格のある人間だと思っていた。そして、白人から尊敬されなくても自尊心を保持した。日本人は島国の住人の常として、自分たちは独自の人々であり、独特の先祖と歴史を持つと考えていた。どのような人種差別の経験もこの誇りを取り去ることはできなかった。この本質的な信念が日本人移住者の文化を支えていた。そして、周囲の敵意に対抗するために自分たちの組織を作っていった。日本人移住者は日本人街に住み、団結心を高め、排他的になっていった。一般的にカナダに来る移民は、時間の経過とともに一族意識や大家族意識を失い、現地の社会組織に同化していくものである。しかし、日本人移住者のカナダ社会への同化は非常にゆっくりしたものであった。

日本人一世のカナダ社会への同化過程は、白人から社会的に差別され、経済的、政治的にも差別されていたので遅々として進まなかった。日本人移住者はカナダよりも母国である日本に支援と安寧を求めた。そして、しばらくの間、日本国領事館の提供する保護と支援に身を委ねることになった。しかし、カナダの非友好的環境の中で生活していく力の源泉は、自分たちの団結心、自給自足の精神、そして日本人移住者組織であった。

日本人移住者にとって組織との関係が個人の生活に重大な影響を及ぼした。家族や自分の属する組織の動向が自分自身の個人的意思より大切であった。家族の関係はさまざまな伝統で規制された強固なものであり、これに代わる関係はカナダ社会には存在しなかった。他にもいろいろな社会組織があった。県人会、頼母子講があり、幾つもの家族を結びつけていた。このような関係が日本人移住社会を強固な団結心を持つ相互依存の社会にしていた。カナダのまだ開拓時代をやっと終了したような、人間の結び付きが弱く、移動が多い不安定な社会には見られないものであった。カナダ

社会で日本人移住者が自分たちは白人とは違う分離された集団だと考えざるを得ない要因が数多くあった。人種的特徴、儀式と習慣、言語、家族の関係、食習慣などすべて大きく異なっていた。

英語を習得出来ないことだけで、日本人移住者が自分たちだけで一緒になるには十分であった。他の移住者と比べて日本人移住者は母語の読み書きの出来る人はずっと多かった。しかし、英語となると、たどたどしく話すのがやっとだった。日本人移民の大多数は社会の下層、とくに農民出身であり、日本でも一番保守的で社会の変化に遅れた人たちだった。農村に暮らしたために、社会の新しい考え方に疎かった。農夫、労働者、漁師はカナダの生活に同化する準備をしていなかった。日本語を話し日本の習慣で生活する日本人が移住者社会を形成する衝動に駆られても自然であった。

日本人移住者は他の国からの移住者よりも英語の習得に熱心だ言われた。しかし、英語の習得能力を持っていたものは少なかった。一般の移住者よりも英語習得の機会が優れていた留学生でも、英語の習得が難しいと言うのをよく耳にする[1]。日本で成人してからカナダに移住して来た労働者にとって、英語を習得することはほとんど不可能に近かった。カナダに住む機会が長ければ長いほど、英語を習得する気持ちはなくなった。ヨーロッパからの移住者は英語を話すカナダ人に接触する機会が多く、長くカナダに居住する内に英語を習得していった。しかし、日本人移住者は自分たちだけで集まって住み。仕事をするので、このような機会が少なく、カナダに在住する期間が長くなっても変化はなかった。1925 年の調査によれば、3,480 人の日本人移住者で英語の読み書きが出来ると言った人は 26.2 パーセントに過ぎなかった[2]。

日本人移住者の英語のハンディキャップを克服しようという試みは、主にキリスト教教会が開いた夜間学校が担った。夜間学校で一番重要なものは、バンクーバーで 1912 年にメソジスト派が開校し、ユナイテッド教会が引き継いだものだった。22 年間、夜間学校は続き、平均して毎月 40 人が授業を受けた。授業は「明確な思考と霊感を与えるような」方法で英語を教えた。授業には「道徳的、宗教的信念に基づいた真剣な奨励[3]」講話が入っていた。元牧師だった校長が講話を行うのが常だった。生徒がどのような精神的刺激を受けたにせよ、この夜間学校は生徒の英語能力の向上に寄与し、7 人の卒業生をブリティッシュ・コロンビア大学に送った。

キリスト教宣教師は熱心に日本人移住者の改宗を試みたが、68 パーセントの移住者は仏教に留まった。しかし、キリスト教が日本人移住者社会に入っていったことは確かで、仏教以外で最も人気があったのはユナイテッド教会であった。1931 年には 4,789 人の信者を獲得していた。

日本人移住者の改宗運動は古く 1892 年から始まった。当時、米国ワシントン州シアトル市の日本人キリスト教徒エンデバー教会が岡本松太郎を BC 州のスキーナに送り、日本人漁師に宣教をさせた。それから 4 年後、岡本の指導によりビクトリアに宣教を目的とした教会が設立され、バンクーバーに日曜学校が開かれた。1906 年、バンクーバーのジャクソン通りとパウウェル通りの角にメソジスト派の教会が建てられた。1918 年に赤川義満が牧師に就任し、1,200 ドルの寄付を集めた。メソジスト派宣教師協議会が同額を寄付した。赤川はこの基金で体育施設と集会場を建てた。1924 年にメソジスト派はコングリゲーションニスト派とプレビステリアン派が一緒になりユナイテッド教会を創立した。清水小三郎がパウウェル街ユナイテッド教会牧師に就任し、教会はバンクーバーの日本人移住者の活動の中心の一つになった。

日本人キリスト教徒はキリスト教は自分を自由にさせ、カナダ社会に適応しやすくさせると主張した。キリスト教は西洋文明と切り離せない存在なので、多くの日本人キリスト教徒は白人社会に

近づくために改宗し、自分たちは仏教徒の日本人移住者よりカナダ化しており進歩的だと思った。しかし、多くの場合、日本人移住者は牧師の弛まぬ日本人移住者社会への貢献に感化されて教会に入った。牧師は英語の通訳を務め、職探しを手伝い、揉め事の仲裁をし、助言を与えて日本人社会の尊敬を集めた。改宗者は牧師を福音の伝道者としてより、日本人社会の指導者として尊敬していた。

カナダ人のキリスト教宣教師たちは日本人移住者がカナダに到着を始めた時に、真っ先に支援の手を差し伸ばした人たちであった。宣教師たちは日本人の気質をよく理解して支援した。日本人にとって同じグループに属する人たちを助けることは一番重要な道徳律であった。宣教師や日本人の教会牧師は、移住者が日本に留まっていれば家族や親族から受けたような社会福祉支援を移住者に行なった。日本人移住者に関わったキリスト教教会は、カナダにおける教会の役目というより、日本における相互の助け合いの精神を教会の役割にした。これは日本の伝統的な宗教である仏教にはないことであった[4]。日本人移住者の 1 人が次のように証言している。

> 宣教師が家に訪ねてきて、親切な日本語で一世である母親に、教会のお茶の会に来ませんかと誘う。母親は教会でお茶を飲みながら隣人とおしゃべりをする。帰り際に宣教師が母親に丁寧にまたお茶の会にいらっしゃいませんかと誘う。一世の母親は宣教師の手厚いもてなしに感謝して、また教会に来なければならいという気持ちになる。

キリスト教徒になればカナダ社会への同化が早まるという主張もあったが[5]、実際はそうならなかった。日本人を信徒に持つ教会が、自らカナダ社会から分離してしまったからである。このような教会の信徒は日本人だけになり、牧師は日本語で説教をした。教会のいろいろな活動、委員会、パーティー、会議も日本人が支援し、日本人が出席した。白人社会との交流は日本人牧師の知り合いの白人伝道者、牧師、信徒を通じて保たれていただけだった。しかし、この僅かな白人信徒との交流も日本人仏教教会にはなかった。

カナダで最初の仏教教会は 1905 年にバンクーバーに建てられ、日本から僧侶が招聘された。しかし、カナダにおける日本仏教の浸透は遅々として進まなかった。カナダには白人仏教徒もいなく、また日本にカナダで仏教を広めようという大きな団体もなかった。日本人信徒のいるキリスト教教会はその宗派にかかわらず、プロテスタント団体の支援を受けたが、仏教教会にはこのような支援者はなく、新移住者の要求に答えることができなかった。日本人仏教徒は、自分たちが仏教徒であるという意識を保ち、カナダに於いて仏教を信奉していく努力だけで手一杯であった。日本の寺であれば手軽に手に入ったようなものも、カナダでは手に入らず、自ら作らなければならなかった。カナダの仏教教会の建設資金は日本人仏教徒の寄付だけに頼らなければならなかった。

カナダで 2 番目の、そして 1 番目より大きい仏教教会「本派カナダ仏教寺院」が 1910 年に、バンクーバーのコルドバ通りに 200 家族の信徒のために建てられた。この時期に仏教教会の僧侶は 1 人しかいなく、BC 州全部の仏教教会の世話をしなければならなかった。キリスト教教会には全国組織があり牧師の数も多かったので、日本人仏教徒をキリスト教に改宗させるのはさほど困難ではなかった。しかし、仏教教会も資金力を強化して、スティーブストン、ポート・ヘイネイ、ミッションの３箇所に仏教教会を開き、それぞれが僧侶を 1 人ずつ配置した。この頃になると日本人社会へのキリスト教の浸透は滞るようになった。日本人移住者の生活が落ち着き、先祖崇拝の儀式を再開するようになると、仏教教会がその儀式を執り行うようになった。また、新移住者の生活の折り目である結婚、葬式も仏教形式で行うようになり、仏教は日本文化を保持し、日本の道徳律を補強していくために必要であると考えられるようになった。

1930 年代半ばまでにカナダの仏教組織はバンクーバーに 4 つの寺、他に 7 つの寺及び分寺を持つまでに発展し、全部で６人の僧侶が勤めた。本派が最大で 3,000 人余りの信徒を抱えていた。第二次大戦前まで仏教組織は堅実で、信徒数は様々な理由で増加していった。カナダで愛国主義が高揚し、BC 州では日本人移住者にたいする敵意が衰えないので、日本人移住者はキリスト教の信条が果たしてカナダで意味を持っているのか疑いも持つようになった。そして、日本文化と密接な関係を持った仏教に帰依して、自分の日本人としてのアイデンティティーを保とうとする人達が出てきた。

日本人移住者にとって仏教は日本文化であり、日本人は道徳律において他の人種より優れているという誇りがあった。仏教徒の 1 人が次のように述べている。

> 当時、多くのキリスト教牧師が日本人移住者の職場に来て話をしたが、我々は少しも感動しなかった。牧師は日本をあれこれと批判して、カナダが如何に日本より優れているか説明するが、我々を不快にするだけだった。また、キリスト教を説明する話に出てくるのは白人ばかりで日本人はいなかった。これも我々を不快にさせた[6]。

仏教徒は自分たちの仏教に対する信仰が子供たちに天皇、教師、兄、姉に対する服従の精神を教えるのに不可欠と考えた。またこの信仰にもとづき両親は子供を保護し、子供は両親に献身すると思った。詰まるところ、仏教は大和魂を植え付けるために不可欠であった。仏教徒の両親はもし子供が日本人の誇りを失えば、白人から軽蔑され、さらには自尊心も失うと危惧した。このことを子供に示すためにカナダ先住民の例をよく用いた。

この仏教徒の両親の態度は二世にとって問題となった。二世は日常生活で得た経験から、その価値観は基本的にはカナダ的であった。日本人移住者の仏教徒とキリスト教徒の関係は、白人のカソリックとプロテスタントとの関係ほど厳しいものではなかった。しかし、ある程度の反目は存在していた。キリスト教徒の日本人は仏教徒のことをあまりに保守的、日本に対して愛国的で、迷信を信じすぎると言い、仏教徒はキリスト教徒の考えが表面的で甘すぎると言った[7]。一つ一つの批判を取ってみればそれほど深刻なものではなかったが、これら違った価値観が日本人移住者社会の中に存在し、この社会が決して同質な人達の集団ではなく、あちらこちらに深い亀裂のある集団であると認識することは大切であった。

仏教は日本からカナダに移植されて以来、次第にキリスト教組織のいろいろな方式を取り入れて、ついには仏教とキリスト教組織の形態の奇妙な合成物になった。カナダの社会環境の中で日本の仏教の儀式をそのまま行うことは出来なかった。仏教寺院の阿弥陀像、蓮の台座、灯明などからなる仏壇は、大きなホールの片側に備えられ、その前にキリスト教教会と同様な信者席が並べられ、賛美歌の本を入れる箱やオルガンもそのまま仏教寺院（仏教教会）の様式の一部になった。幼稚園の付設も導入した。この結果、仏教教会の様式は、日本人キリスト教徒が皮肉を込めて言ったように、「仏教のキリスト教化」を達成した。更に、仏教教会はキリスト教教会の日曜礼拝、日曜学校、信徒の会まで採択した。仏教徒の子供たちは仏教の賛美歌を歌った。キリスト教の賛美歌、「私はイエス様が私を愛してくださることを知っている。バイブルはそう言っている。」の代わりに、「私は仏様が私を愛してくださることを知っている。お経はそう言っている。」と歌った。

日本人移住者の場合、仏教からキリスト教への改宗は、通常の白人社会における一つの宗教から他の宗教への改宗に比べると簡単に行われた。仏教、とくに新興仏教とキリスト教、特に福音派とは表面的な共通性があった。例えば、ユナイテッド教会が行なった夜間学校に通って英語を習った

日本人移住者で、仏教とキリスト教の信仰の間を奇妙な方法でを行ったり来たりして、結局キリスト教徒になったものもいる。彼は次のように言っている。

> 私は急に仏教を棄てるのは安全な方策ではないと思った。先ずはキリストによる救いを確かめなければならないと思った。それで、私は朝は仏様を拝み、夕方にキリストを礼拝した。次に私は順序を入れ替え、朝はキリスト、夕方は仏様にした。これはキリストの方が仏様より尊いとおもったからである[8]。

仏教のキリスト教化はあったが、それでも仏教寺院（仏教教会）の建設は日本人移住者がカナダ社会へ同化できないこと、日本帝国主義の愛国者の証明になると考えられた。これが理由でスティーブストンに仏教教会を建設する計画は数年延期された。日本人キリスト教徒がこの辺の事情を次のように説明している。

> カナダ移住の初期にスティーブストンに来た者の殆どは仏教徒だった。そして寂しい日本人漁師の集まる場所として仏教寺院の建設を提案した。しかし、私は反対した。寺院を建てて仏教を日本人社会で盛んにすれば、下層階級の白人はその意図を疑うのではないかと心配したからである。そして、この理由で寺院の建設は 1928 年まで延期された。この時までに仏教を日本人移住者社会に広めても、白人社会と摩擦を起こさないとわかったからである[9]。

仏教教会建設をめぐる論争は表面的には、仏教寺院という最もひと目を引く日本の組織をカナダに持ち込んで良いものかどうかという所に集中したが、論争の根源はそれぞれの宗教の教会が自分の勢力範囲を拡張するために争うことにあった。このために仁義なき争いが戦われ、いろいろな噂が流された。このような教会の間の争いは、都会より地方の小さな社会で激しかった。ユナイテッド教会の牧師の 1 人が、多少の誇張はあるだろが、このような争いについて次にように述べている。

> 私がこの日本人移住者コミュニティーにある教会の牧師に任命された時に、信徒は 5 人しかいなかった。それから 5 年で 1,000 人以上に増加した。このコミュニティーを「カナダ太平洋キリスト教村」にするのが私の使命だと思っている。しかし、まだ数多くの妨害や反対がある。その一つは次のような出来事である。頑固な仏教信者がオカナガン・バレーの日本人移住者コミュニティーに仏教教会を建て、教会の開会式にバンクーバーから僧侶を呼んだ。しかし、この計画を知ると「カナダユナイテッド教会日本伝道協会」の代表が日本人移住者を集めて、キリスト教について様々な話をした。日本人キリスト教徒も日本人社会の安全と福祉を守り、将来カナダ社会の一員として暮らす日本人の子供たちにとってキリスト教が如何に大切かを訴えた。
>
> この一群の頑固な仏教信者たちは、私達の忠告を無視して日本人の家を一軒づつ訪ね、仏教協会の会員になるための署名を集めた。キリスト教信者の家まで訪ねた。仏教を本当に信仰しているかどうかはお構いなしであった。キリスト教の教会に反対する仏教徒の１人はオカナガン・センターに本部を構えていた。これら仏教徒の活動で、この３年間に２人の教会の信徒を失った。その後も仏教徒は私と教会の対する中傷文書を配布して、私の評判を落とし仕事を妨害しようとした[10]。

しばらくの間、仏教徒とキリスト教徒の違いが日本人社会の中に溝を作った。しかし、除々に 2 つの信徒たちの敵意はなくなり、かわって宗教行事で競いあうようになっていった。例えば結婚式であった。仏教徒は大規模で手の込んだ結婚式に大金を払い、披露宴で日本酒を客にふるまった。

キリスト教徒は小規模な結婚式で、披露宴ではアイスクリーム、サンドイッチ、ケーキ、紅茶を客に提供した。

白人社会から孤立していたことにより、日本人移住者に固有な組織が拡大し、日常生活に強い影響を持つようになっていった。そして、19 世紀末の日本の家庭生活、社会生活の様式がカナダの移住者社会に確立されるようになった。この中で一番大切だったのが日本の家族制度であった。日本社会の理想は名誉と責任で結ばれた家の集合体であった。「家斉（とと）いて、国治（おさ）む」が日本社会の金言であった。それぞれの家庭が安定であれば、国家も安定であり、市民は幸福であった。日本人移住者は、日本で何世紀にも渡る封建制度の下で成立した制度と価値観をカナダに移植しようとした。日本ではこのような制度と価値観が個人の日常生活の規範になり、個人は厳格な責任と権利の規律でお互いに結びついていた。個人は自分の家庭での位置、社会での位置をこのような規律の中で知っていた。初期の日本人移住者は日本の厳格な制度と価値観から脱出してカナダに来た。独身で若い移住者は最初は日本の伝統的な価値観から抜け出した自由な生活をしていたが、結婚して家庭を持つと、また伝統的な日本の制度と価値観に戻っていった。

日本人移住者は家庭を持つと伝統的な家族制度を守ろうとした。どの国からきた移住者であっても、その家庭には基本的な性格がある。しかし、日本人移住者の家庭では家族のそれぞれに割り振られた役割がはっきりとしていた。家族それぞれの権利と責任は詳細に決められていた。家庭は父権的で家長が究極の権威を行使した。女性の地位は低く、妻の役割は跡取り息子を生み、夫と子供の世話をし、家事を管理し、家族の収入を補助することであった。妻は一言でいえば家政婦であった。家族の中で最後に食事をし、風呂に入り、就寝した。そして毎朝、一番に起床した。妻は辛抱強く、強い耐久力を持っていなければならなかった[11]。子供たちは両親に従順で、両親を敬わなければならなかった。家長は男性であることの特権を持っていたが、また義務と責任も明らかであった。家族の資産を管理し、跡取りを作り、家族を養い、家族の結婚を手配し、子供に教育と助言を与えた。

家族が代々続いていくことがもっとも大事であった。そのため、男子は他の家族よりも大切にされた。この態度は日本人移住者社会で長いこと続いた。移住者の 1 人が次のように言っている。

> 母が知り合いの婦人に子供が生まれたと聞いてお祝いに行った。すると、この婦人は「お祝いすることは何もないわ。男の子ではなかったのよ。」と答えた。

日本で両親は子供の結婚を設定した。生まれてくる孫が家族を大事にし、働き者の立派な日本人になるようにであった。日本人移住者も二世の子供たちが適齢期になると、子供たちにふさわしい伴侶を見つけた。

子供が青春期に入ると両親が厳格に行動を監視するのが普通であった。これと対照的に子供が小学校下級生の時までは甘やかして育てた。子供は自分や他の人を傷つけない限り何をするのも自由だった。悪戯をしてもよいとされていたかのようだった。しかし、これから後はまるで今まで甘やかしたことの仕返しのように両親の躾が厳しくなった。両親を尊敬し、なにも疑問を呈さずに両親の命令の従うこと、家族を思いやること、礼儀をこまかなところまで実践することなどを子供に植え付けた。両親はこのような躾をしてこそ、子供が立派な市民に成長すると信じた。しかし、カナダの社会環境の中では、このような躾は子供の成長を妨害することになった。

家族の名誉がなにより大事だった。子供は家族の名誉を汚さすことのないようにという両親の圧力を常に感じていた。子供が家族に不名誉なことをするのではないかという心配は、子供自身の幸福を思ってというより、子供が社会で認めれられている考え方や行動から外れるのではないかとい

う心配の方が大きかった。日本人社会には両親と年上の人への尊敬心が蔓延していたので、子供は年上の人の言うことは疑問を持たずに受け入れた。年上の人は社会の習慣を熟知していて、世間がどんなものであるかという経験と知恵を持っていたからであった。子供がなにか友達からいたずらされても、この友達の悪口を言わない時は両親は子供を褒めた。これが両親が子供に愛情を示す方法だった。

名誉は個人だけの問題ではなく、家族の問題でもあった。家族の一員の行動は称賛や非難をその人だけでなく、両親、兄弟姉妹、そして先祖から子孫までもたらした。そのため、家族の名誉を考えて行動することが、日本人社会で生きるための道徳律であった。自分の恥は家族の恥であり、自分の名誉は家族の名誉でもあった。もし、家族の名誉を汚すようなことをすれば、家族から拒否された。家族の不興を買う、家族から感情的に外されることのないように、日本人社会の規範に従って生活することが自然に身についた。中国人や白人と結婚することは、この規範から外れることだった。

日本人移住者は家庭でも日本人社会でも「正しく」行動することが求められた。こうすることで日本人社会の秩序が保たれた。「私たちは日本人社会の期待に沿うように生きなければいけない。」家族の名誉を汚すことなど、口に出してもいけないことだった。

> 母がいつも私達に説教をしました。あなた達が良いことをしても悪いことをしても、全部、両親の子供の躾の問題になるのです。悪いことをすると、家族の汚点になります[12]。

「自尊心を持ちなさい」が、両親が青春期の子供を叱る時の常套句であった。日本人社会の規律を守り、期待に沿うように行動しろ、ということだった。女子は身動ぎせずに静かに座り、正しく両足を揃え、男子は人を気遣うことを教えられた。

子供が常にこのような躾を守ることは不可能であった。両親にしても、いつも子供にこのような躾を強制することは出来ず、する気もなかった。子供はカナダ人の学校に通い、同年の白人の友達の習慣や考え方から影響を受けた。そして、二世は青春期に入ると両親の持つ日本人社会の規律と衝突するようになった。しかし、一世の両親の持つ権威主義的な規律は、二世に大きな影響を与え続けた。良くない影響が問題になった。二世が日本人社会の外の白人社会に接するようになると、両親から受け継いだ日本社会の伝統的な規律が負の遺産に作用した。しかし、これを完全に払拭することはほとんど不可能であった。

日本人社会では県人会が日本人同士の関係を密接にした。県人会はカナダの日本人社会で発生したもので、日本で存在した家族会議や村落共同体の代替物であった。日本の村落にあった親戚関係や誕生、結婚、死亡の時の村落共同の行事などは、カナダに移住することで消滅してしまった。県人会がこの消滅した人間関係の隙間を埋めた。日本の県は地理的だけでなく行政的な単位であった。それぞれの県には特有のは訛り、習慣、その他の特徴があり、同じ県から来た人はお互いにすぐに認識できた。このためお互いに親しくなった。日本人は他人に会うと、「生まれはどこですか？」とたずねるのが普通であった。広島県人はカナダでは商売に長け、抜け目のない人という評判だった。県人会は同じ県からの新しい移住者を支援した。

県人会の一番の行事は夏のピクニックだった。大勢が集まり、噂話、ダンス、演説、ゲームを楽しみ、ソーダ水を飲み寿司を食べた。しかし、県人会はただの社交団体ではなかった。相互支援組織として新移住者がカナダ社会の適応するのを助けた。新移移住者の多くは県人会の支援で仕事を探し商売で成功した。他の県人の近くに住み、同じ職場に通うものも多かった。また白人社会では発揮できない指導力を県人会で発揮したものもいた。労働現場で指導者になり、仲間を搾取した者

もいたが、お互いを助ける責任を負うという基本精神が県人会にはあり、新移住者に住居と仕事を見つけ、日系人社会の一員として受け入れるという重要な役目を担った。

同郷の移住者はお互いに友達か知り合いなので、お互い同士で商売をするようになった。例えば、保険のセールスマンで成功するには大勢の会員のいる県人会に属することが必要だった。商店主はたとえ商売としては良くないと思っても、現金の持ち合わせのない同県人に後払いで物を売った。県人会は病気、家族の死亡、失職などで困っている仲間を助けた。

頼母子講も通常は県人会で組織したが、県人会以外の人の参加も可能だった。通常の商売では私情を交えずに利子や担保の話をしたが、頼母子講で資金を借りるのには担保は必要なく、借り手の信用だけが必要だった。頼母子講では資金を必要としている人の友人が、気さくな夕食会を開いて集まり、それぞれが決められた一定の資金を提供した。資金を借りる人は夕食会に無料で招待された。資金を借りた人が次の夕食会の費用を受け持ち、借りた資金を分割払いし、資金の提供者に少額の金銭をお礼に渡した。このような形式の頼母子講は日本の伝統社会で、支援を家族から周囲に拡張する相互援助の仕組みであった。

見合い結婚の用意をするのも県人会の役割だった。親は子供の伴侶に同県人を望んだ。県人会は往々にして仲人の役目を引受け、結婚相手の家の家系を調べた。県人会に属する一世の結婚に関しての役割を、子供の二世は極端に嫌った。また、一世が二世に県人会参加を強要することも嫌った。

日本人移住者の緊密な社会では、決められた慣習から外れる者はすぐに知れ渡った。このような慣習を細かなところまで守り、自分の社会的位置と名声を守ることが何よりたいせつだった。誕生、結婚、死亡の儀式には様々な慣習があった。多くは品物の贈呈に関してであった。例えば、子供が生まれた家に友人、知人が贈り物を贈呈するのを怠ると、容赦ない噂の種になり、いろいろと理由を詮索された。贈り物を受け取る家との関係が深いほど、大きな贈り物が必要だった。亡くなった人への贈り物は、如何に亡くなった人の死を痛むかの象徴であった。現金を香典として香典袋に入れ、送り主の家の名前を書いて遺族に渡した。香典の記録は大事に保管された。死者が如何に皆に惜しまれたかの証明であるからだった。また、将来、香典をくれた家に不幸のあった時に、どれくらいの香典をあげたらよいかの目安になった。香典の習慣はこれで終わりではなかった。香典を貰った家族は香典返しをした。香典返しにはいろいろな団体への寄付もあった。慈善団体にはこのような誕生、結婚、死亡の際の贈り物のやり取りから生じる寄付を大事な財源にするところもあった。このような寄付が慈善団体の会員費を補った。教会や牧師はこのような寄付を期待しても良いとされた。

恩を恩で返すという習慣は時には耐えられないほど有害なものになった。このことについて次にように述べた者がいる。

> 日本の恩を恩で返すという習慣は、物を独り占めしてはいけないという考えに基づいている。正しい行為は、受けた恩より少し多めの恩を返すことであった。しかし、これを繰り返していくと、そのうち返す恩がどんどんと大きくなって、終いにはもう返せなくなってしまう[13]。どれだけたくさんの恩を返すかという競争が始まり、たくさんの恩を返した家族が社会で尊敬を集めることになった。すると、互いにもっとたくさんの恩を返そうとお金を使い、「ご飯と漬物」だけの貧しい食事になってしまうこともあった。次のような例もあった。

> よく考えて高額な贈り物を選んで送るのが習慣だった。ただ高いだけでは駄目だった。贈り物を受け取った人が満足しないとすぐに噂が広まった。わたしは子供の時、よく母が受け取った贈り物の包みを開いては、また包み直すのを見た。何をしているのかわからなかった。今、思い返すと、受け取った贈り物が、自分が送った贈り物に見合った値段のものかどうか調べているのだった[14]。

このような行動は、人は社会でお互いに依存して生活しているという思いがその根源にあった。そして、この思いを形にしたのがお互いに助け合い、受けた恩恵を物で返すという習慣であった。「印だけのものですが」と言って贈り物をすることが正しい社会規範として成立していた。

正月はいままで受けた恩恵を精算する機会だった。元日には世話になった親戚、友達、その他を前年に一番世話になった人から順々に訪問して挨拶をするのが習慣だった。家長である男性がこのような元日のあいさつ回りをし、女性は家に残って挨拶に来る人をもてなした。但し実際には元日のあいさつ回りは、過去の世話の礼を言うよりも付き合いを深める楽しい機会だった。正月の間中お祭り気分が続いた。おせち料理を食べ、酒を飲み、餅をついた。大晦日の夜、新年の始まりと同時に蕎麦をたべ、元旦に風呂に入り、雑煮を食べて新年を祝った。

このようによく組織された生活を送る日本人移住者は恥になるような行為を避け、常に自分のことは自分で面倒を見た。日本人移住者はある種の産業から排除され、また就職出来ない産業もあった。そのため、深刻な失業や失業中の生活保護が問題になる可能性があった。しかし実際には日本人移住者の失業は少なく、BC 州政府から生活保護を受ける人の割合も他の少数派移民より低かった。大恐慌の一番深刻だった時には、BC 州人口の 13.05 パーセントにあたる 93,924 人が生活保護を受けていた。しかし、日本人移住者で生活保護を受けた人は 924 人で、日本人移住者人口のわずか 4.2 パーセントであった[15]。家族と友人が緊密な関係を作っている日本人移住者社会では、生活保護を必要とする人をお互いに助けた。県人会が支援する場合もあった。

> 我々は同じ県人会の会員が食べ物にも困ったり、貧窮して犯罪の走るようなことは避けた。県人会の不名誉になるからである。食べ物にも困る人を支援し、犯罪に走りそうな人を諫めた。県人会の仲間だからである[16]。

このように自分たちの名誉を守ることを大切にした日本人移住者社会では、青少年の非行や住民の犯罪行為は稀で、カナダ市民の中で最も法律を遵守する人達であった。これは初期の移民の中にこのような行為をするものが多かった他の移民グループと対照的であった[17]。

日本人移住者は貧窮家庭の多い地域に住んでいたにも関わらず犯罪率が低かった。バンクーバー少年裁判所の記録では 10 年間で取扱った 5,262 件の内、日本人移住者はわずか 13 件であった。ヘレン・マッギル判事は次のような感想を述べている。「日本人移住者青年はスラム街に近い地域に住み、住居環境も劣悪で、学校では白人生徒の非行が横行していたにも関わらず、これらの影響を免れ、少年裁判所に出頭する者はごくわずかだった。」

マッギル判事は次のようにも述べている。「東洋人は家族の責任感が強かった。子供が少年裁判所に出頭する時には、家族と親戚で傍聴席は一杯になった。両親、兄弟、姉妹、叔父、叔母、従兄弟などが皆、心配そうに見守った。そして子供の更生を支援した。白人の子供の時は傍聴席に家族がいると子供は気まずく感じた。青少年更生事務所が食事の世話をし、母親代わりになり、学校も子供の更生を支援したが、子供の家族は子供から離れていて、無関心だった。時には敵意を持ち憤慨する家族もいた。白人の子供の両親が傍聴に来ないので、裁判を中止したことが何回もあった。東洋人の子供の時はこんなことは起こらなかった[12]。」

日本では犯罪は格段に家族の不名誉になると考えられた。犯罪を犯したことは戸籍に記載された。戸籍には何代にもわたる家族の情報が記載されていた。見合い結婚の時は戸籍を調べられるので、もし犯罪歴があれば結婚は不利になった。犯罪はどんな理由で犯したにせよ、家族の不名誉になり、家族の暮らす社会で噂の種になった。日本人は常に道徳的に行動せざるをえなかった。

BC 州の日本人移住者は短期間で様々な団体とクラブを設立した。少なくとも 230 の宗教団体を含む団体があった。1930 年代までに BC 州の日本人移住者の 3 分の 1 がバンクーバーに住んでいたが、ここには 84 の団体があった[19]。バンクーバーには日系人移住者社会で最も大切な組織の本部があり、BC 州に点在した小さな日本人移住者社会の頭脳としての役割を担っていた。

バンクーバーの日本人移住者社会には床屋、洗濯屋、商店、下宿屋などそれぞれの職業団体があり、特定の役割を果たしていた。しかし、バンクーバー以外の日本人移住者社会では一つの団体が幾つもの役割を担った。例えば農業組合、漁業組合は地域社会の全住民のために活動した。このような団体の男子会員が自分たちの職業組合と地域社会の活動の中心になった。自分の属する職業組合の利益を保護したが、小さな地域社会ではおなじ職業に従事している人が多く、これは結局地域社会の利益を守ることと同じであった。スティーブストンやプリンス・ルパートの漁業組合がこの例で、排日団体や日本人漁師の漁業権を制限しようとする団体に立ち向かった。そして地域全体の福祉を考え、地域の団体、例えば日本語学校やスポーツクラブを支援した。

男子成人の団体の下に様々な女性団体と青年団体があった。女性団体は夫が属する職業組合ごとに形成され、日本の「婦人会」と同様な役割を果たした。家庭に必要な新しい技術を皆で一緒に習得したり、自分たちの子供の幼稚園の監督をした。青年団体も日本の青年団体と同じような活動をした。講義、討論、社会活動、スポーツなどであった。青年期の二世が増えると共に活動が活発になった。しかし、活動は定型化し両親に管理された。両親は子供が日本人移住者社会の規範に従って行動することを望んだ。

この結果、両親は青年団体がダンスパーティーや男女の混合した活動を開くことに反対した。日本の伝統的な社会規範によれば、若い男女は結婚するまでは勝手に付き合うことは許されなかった。カナダ生まれの二世は親が若い男子と女子を隔離することに反発した。同年代の白人男女の交際を見ているからであった。一世は自分たちの経験から、男子が女子に近づくのは性的意図があるからだと信じていた。もし、若い女子が男子と付き合えば評判を悪くして良い見合いの機会を失うと案じた。ダンスで男子が女子の体に両手を回すのは、不道徳な関係の始まりだと考えた。ダンスパーティーは先ず家庭で問題となり、次第に日本人移住者社会全体の問題になった。しかし、次第にカナダの習慣と妥協する親が多くなっていった。だが、ダンスパーティーが望ましくないという信念に変わりはなかった。

多すぎるほどの日本人移住者団体の中で、1897 年に設立された「カナダ日本人会（Canadian Japanese Association：CJA）」は日本人移住者全体を代表すると主張した団体の一つであった。CJA は移住者の職探しを支援し、成人教育を行なった。カナダの習慣、英語教育が主なものだった。移住の初期には移住者の道徳管理を行なったが、独身者が多く、様々な誘惑のある社会では難しい仕事であった[20]。CJA はその後の数十年は日本人移住者がカナダに帰化することを奨励し、第一次世界大戦ではカナダ軍に志願することを奨励した。戦後、日本人帰還兵が参政権獲得運動を始めると、10 年間運動を支援した。CJA の活動目的に曖昧なところがあったが、BC 州の排日運動に対抗する組織として長く存続した。1920 年代後半には連邦政府の帰化日本人とカナダ生まれの日系人の漁業権縮小政策に対する反対運動を推進して一時的ではあったが成功した。

CJA は 1934 年に組織を改革して、日系人団体を統括する団体となる運動を始めた。そして、この運動は大体は成功した。会費を払う会員は 3,600 名に上り、関連団体は 23 になった。この中には 600 名の会員を持つ「スキーナ漁業組合」、413 名の会員の「スティーブストン漁民互恵協会」、78 名の会員を持ち資産の豊かな「バンクーバー商店協会」などが入っていた。機関誌の「大陸日報」の購読者は 3,000 名余りだった。

CJA の名声と影響力は日本国領事館との密接な関係から生まれた。日本国領事館は CJA を日本人移住者を集中的に管理する団体と認識していた。日本国領事館は CJA に様々な特権を与え、日本政府のいろいろな証明書の発行、統計の蒐集、書類の処理などの事務処理に活用した。CJA の指導者は資産の豊かなビジネスマンが多かったので影響力も大きくなった。

当初、日本人移住者の社会的、経済的背景は皆同じようなものだったので、移住者社会では誰が上で誰が下だという階層意識はなかった。移住者社会での地位と名声は、移住者社会にどれだけ貢献したかによっていた。しかし、次第に経済的な成功が地位を決める要素になっていった。そして 1930 年代までに、少数であるが経済的な成功者が出てきて、生活に苦労する大多数の日本人移住者の中で目立つようになった。賭博を商売とするボスの中でも CJA で影響力を持つものが出てきた。しかし、移住者社会の上下関係の最上位に位置するのは日本国領事であった。日本国領事は日本帝国の代表で、日本帝国の権威を象徴する存在であり、日本人移住者社会で尊敬された。カナダ社会で市民権を持たない移住者にとって、日本国領事は頼れる存在でもあった。そして、日本国領事館を後ろ盾に持つ少数の指導者が日本人移住者を支配するようになった。

日本国領事は日本人移住者から白人社会で差別されているという苦情があると直ぐに対応した。日本人の BC 州移住の初期から、日本国領事は日本政府の代表として日本人移住者の権利を保護し、日本人移住者の立場に敵対する BC 州住民に説得した。日本国領事が日本人にとって外国であるカナダでも、日本人移住者を家父長的な態度で保護するのを見て排日主義者は苛立った[21]。しかし、法律的には日本国領事が日本国籍を保持する日本人移住者の権利を、日加貿易協定に基いて保護することは当然のことであった。カナダに帰化した日本人移住者も CJA を通じて日本国領事館の影響下にあった。日本人移住者と日本国領事館のこのような関係は白人から見れば、日本政府が日本国領事館を通じてカナダを植民地化する悪辣な陰謀のために、日本人移住者を利用していると映った。

CJA が日本で政府機関や村落の組織が果たした役割を BC 州で果たしたことは疑いなかった。日本人移住者の経済的機会が、多くの産業で差別的な規制によって妨げられているとして、CJA は 1935 年に差別の実態調査をおこなった。調査は二世の大学生と大学院生によって詳細に行われ、その結果は 56 ページの報告書となった。これ以前にも CJA は公立学校で日本人生徒を分離しようという動きに対して、「カナダの日本人児童について真実」という小冊子を発行して、日本人児童は伝染病の感染源であり、白人より優れた知性を白人児童に押し付けようとしているという噂を払拭しようとした。また、バンクーバー・プロビンス紙に 1 ページ広告を出して日本人移住者のカナダへの貢献を説明した[22]。

しかし、CJA は日本を向いている組織だった。日本人の優れた道徳と文化を誇ったあまり、カナダ社会を観察する鋭利な眼を欠いており、その結果カナダ社会に対する有効な戦略を立てることが出来なかった。例えば、日本帝国が中国大陸の侵略を続けていた 1937 年に、CJA は極端に対外強硬論者的な内容の 14 ページの小冊子を発行して、細かな活字でカナダ人の極東情勢に関する誤解を解く努力をした[23]。この小冊子で CJA は日中戦争についての日本帝国の立場を弁明し、日中戦争は傲慢な南京政府が扇動したものだとして、日本政府の好戦的な役割をごまかした。このような内容の

小冊子の発行は、日本人移住者がBC州住民の敵意を払拭したいという気持ちを反映していたが、その方法はまったく間違っていた。

日本人移住者には共通点も多かったが、中には皆に付随しない独立した人もいた。これらの人達は日本人町の抑圧的な生活の中でも、古い日本の習慣から逃れようと努力した。一世とは異なる教育、若い年齢、カナダ永住と同化に対する積極的な考えなどを後押しをした。最初にCJAの権威と名声に挑戦したのは「伐採製材組合（Camp and Mill Workers Union：CMWU）」であった。組合員には若い一世で幅広い教育を受けた者や、サラリーマンを経験した者がいた。CMWUは1920年に結成され、結成当初からCJAの権威に挑戦した。組合員の目指す将来像はCJAのものとは全く違っていた。CJAは保守的で自分達の位置を守ることを目標にしていたが、CMWUは長期的には自分たちの目指すものと白人労働者が目指すものとは同じと考えた。日本人移住者の位置を保護するだけでなく、白人労働者との協力を目指した。

E・スズキの指導の下でCMWUは、後に「ザ・デイリー・ピープル」と呼ばれる新聞を発行して、自分たちの政策を提唱した。1930年代半ばまでには生活共同組合の小売店を経営し、就職斡旋活動も始めた。支部は8っ箇所になり、組合員も600名余りになった。CMWUのもっとも驚くべき業績は1927年に「カナダ商業労働連盟（Trade and Labour Congress of Canada：TCL）」に加入したことだった。TCLは日本人労働者はカナダの労働者の生活水準だけでなく道徳も下落させるとして、精力的に騒々しく非難し続けてきた日本人労働者の敵であった[24]。TCLは他の全カナダ労働者組織と同様に、連邦政府の誰でも受け入れる移民政策に反対してきた。BC州の日本人労働者に焦点を合わせた職業差別に比べれば穏健といえたが、移民労働者反対の立場に変わりはなかった。CMWUはTLC加入の4年後にバンクーバーとニュー・ウェストミンスターのTLC支部にも加入した。

CMWUのもう一つの業績は1931年にバンクーバーで開かれたTLC総会で、BC州が州政府選挙法を修正して、カナダ生まれの日系人がカナダ市民と同等の扱いを受け、市民としての完全な権利を享受できるようにする、という動議を提出し、TLCに承認させたことであった。また、「全てのアジア人をカナダから排除する」という動議を、「カナダ生活に同化できない全ての人種をカナダから排除する」という排除の対象を曖昧にした表現に修正することに成功した。その上、TLCが連邦政府に対して日本人移住者の帰化の申請手続きを、他の外国人移住者と同様に取り扱うことを要請することを承認させた[25]。TLCはこれら日本人移住者の地位を向上する政策の達成にほとんど努力を払わなかったが、TLCがこれらの政策を承認したということは、日本人移住者にとって大きな勝利であった。

TLCは他利主義から日本人移住者の要求を承認したのではなかった。日本人労働者との競争問題を解決するには、日本人移動者を自分たちの組合に取り込んで、労働者全体の賃金増額運動に参加させることが得策であると結論したからであった。日本人労働者の生活水準が向上すれば、低賃金で白人労働者と競争することもなくなると期待した。

カナダ日本人会（CJA）とCMWUの対抗意識は公な敵対関係になった。両者の政策には共通点もあったが、強調するところは違っていた。両者とも移住者の帰化を奨励した。しかし、CMWUは帰化日本人が日本国籍を放棄することを常に主張してきた。両親の一世が様々な理由で、カナダ生まれの二世を日本国領事館に日本人市民として登録することに二世は頭を悩ましてきた。日本政府の1924年の国籍法修正により、外国（カナダを含む）で生まれた事により外国籍を獲得している日本人は、生誕から１４日以内に日本国領事館に登録しない限り自動的に日本国籍を失うことになっていたからであった。

1930 年代までに二世は自分たち自身の考えを主張し始めた。これらの二世に対する態度にも CJA と CMWU には相違があった。二世には資金力がなく自分たち独自の活動が出来なかった。また、親の世代との考え方の違いがあり、一世と二世は大事な話題を真剣に話す機会が乏しかった。CJA は次第に二世の中で年齢の高い者を役員会に加入させるようになった。時には一世と二世が一緒に日本人移住者に共通な課題について、様々な公共機関に陳情に行くこともあった。しかし、世代間の溝は二世が一世を公に批判することによって深まっていった。CJA が支援したある会議では日本人移住者の職業問題を討議するはずであった。しかし、二世は一世が会議で二世の性格を非難することに時間を費やし、解決策をなにも提案しなかったと不平を述べた[26]。CJA と異なり、CMWU の指導者たちは二世の考えを公に称賛し、二世が白人社会と親交を深める努力を支援した。

CJA と CMWU の間の溝は日本人移住者社会がゆっくりと変化していったことを象徴していた。日本人移住者は一握りの指導者に盲目的に従って行く集団ではなくなっていた。集団の中にはいろいろな派閥があり、意見の相違があった。しかし、二世が両親の影響から逃れられない限り、日本人移住者社会の指導者は一世であった。

CJA は会員数が他の団体の３倍近くあり名声も持っていて、日本人移住者全体を指導していると言えるに近い団体であった。しかし、CJA は日本人移住者社会を代表して、統一された理路整然とした意見を持っているとは言えなかった。このため、第二次世界大戦で引き起こされた強制移動の危機に瀕して、団体としての弱点を露呈して消滅寸前にまで至った。CJA と反対に、CMWU は会員数を伸ばせなかった。最大の理由は日本の軍国主義に反対する一世を支持する発言をしたり声明を出したからであった。また思想的に穏健な社会主義者であり、保守的なリトル東京の住民と反対な立場にあった。一世は組合運動に反感を抱いていた。日本の伝統的な雇用主にたいする忠誠心と恩を重んじる考えに反していたからであった。CJA は信用取引を管理する商店と深い関係を持っていたので、この関係を利用してバンクーバーの日本移住者家族や団体だけでなく、BC 州沿岸部の伐採現場や缶詰工場、BC 州内陸部の農家までに影響力を持ち、CMWU やその他日本人移住者社会から「逸脱した」団体の影響力を弱体化することが出来た。

３つの日本語新聞、「大陸」紙、「カナダ新報」紙、「デイリー・ピープル」紙も、日本人移住者社会を一般カナダ社会から隔離する役割を果たしたと言える。この中でも日刊紙であった「大陸」紙は国粋主義的な論調を持ち、日本人移住者に祖国のニュースを提供して日本との関係を保つ役割を果たした。1930 年代に日本帝国の中国大陸における軍国主義が明らかになると、日本軍の中国大陸での活躍が新聞の一面を飾った。また、BC 州沿岸地域における排日運動について逐一報告した。しかし「大陸」紙の主要部分はゴシップ、人目を引く出来事、小説であった。日本人移住者社会の様々な団体の動向、日本人移住者の誕生、結婚、死亡など日常の話題になることを仔細に取り上げた。

バンクーバーの日本語新聞は白人社会で何が起きているかを知る重要な情報源であった。白人社会の毎日の出来事を日本人移住者が理解出来るように説明してくれた。しかし、どの日本語新聞も確固とした見解を持つ社説に欠いていた。日本人社会の出来事を批判、反対、称賛、賛成する独自の方針を持っていなかった。日本語新聞は日本人移住者社会を批判することを極端に恐れ、常に遠慮の精神が働き、日本人移住者社会で指導力を発揮しようと思わなかった[27]。そのため、日本人移住者社会の態度や行動を批判したり、ある事柄について明確な立場を表明することがなかった。

日本語学校も日本の伝統的価値観を維持し、子供たちに伝えていこうとする組織的な手段であった。1906 年には既にバンクーバーのアレクサンダー通りに、教師１人生徒 30 人の日本語学校が存

在していた。そして、1935 年までに BC 州では、40 の日本語学校で 80 名の教師が 3,283 人の生徒を教えていた。

学校はフレーザー・バレーのマウント・リーマン校の 12 名の児童が週 2 回通うものから、バンクーバーのアレクサンダー通り校の 967 名の生徒が毎日 2 時間授業を受けるものまで、様々な形態があった。

カナダ定住を決めた日本人移住者（日本人移民）は、日本語学校は子供たちに自分たちの背景についての誇りを植え付けてくれることを期待した。また、一世と二世の間に出てきた溝を埋めるのに役立つと思った。一世は自覚していなかったが、二世を日本とカナダ両国で生活出来る「妥協的カナダ人」に育てる支援をしていたことになった。大部分の日本語学校の授業は日本語の読み書きだけだった。しかし、この他にも修身や日本史を教え、天皇に対する尊敬の念と日本帝国のためになることをする誇りを植え付けようとする学校もあった。日本で使われている教科書を輸入して使用したので、内容は日本の出来事、人物、概念、神話であった。学校の特別行事で生徒は君が代を歌い、天皇誕生日には深々とお辞儀をしてから万歳を唱えた。

日本語学校を批判するものは、生徒が毎日日本語学校に通うのは、現地の公立学校での学習の妨げになり、生徒に多大な負担を掛けるために健康を害すると主張した。排日主義者は日本語学校の存在は日本人移住者が日本に忠誠を誓う否定しがたい証拠だと主張した。日本を含む国際関係が緊張するに従って、日本語学校もますます論争の対象になった。

日本人移民社会の中でも日本語学校は問題を起こした。一世の両親は二世に説教をして日本語学校に通わせたが、二世はこのような両親の圧力に反発した。一世にとって一番辛かったのは二世が次第に自分たちから離れていくことだった。一世は子供たちだけが自分たちの希望だとよく言っていた。そして、汗水垂らして奴隷のように働き、自分自身のためになることや、まともな衣服、住居、自動車も買わずにお金を貯めたのは、すべて子供の将来のためだと言った。一世にとって BC 州で遭遇したいろいろな苦労も、子供の二世が自分たちとは違った世界に住んでいると知った時、子供たちと共通の言葉がないと知った時の悲しみに比べれば、小さなことであったろう[28]。

真珠湾攻撃の 1 年前に、BC 州で最大の日本語学校の校長だった佐藤つたえは次のように言っている。二世にとって BC 州の公立学校が一番大切な学校であり、日本語の授業は立派な市民を作るうえでは補助的なものに過ぎない。佐藤は日本人移民社会で尊敬された教育者であったが、大部分の一世と同じように英語の会話力は十分でなかった。当時 BC 州政府教育大臣だったジョージ・ウェイヤーは BC 州教育法を修正して、教育省が私立学校での語学教育を管理検閲出来るようにした。語学学校で政府転覆を扇動するような教育をしないように監視することを目的にしたこの修正案は 1940 年 12 月に施行された。この修正案施行の直前に 60 名の日本語学校理事と教師が集まり、「カナダ社会に即して、生徒の生活と興味に関連した」教科書を使用する相談をした[29]。そして、日本語学校の授業ではカナダ精神を育成することを強調することを公に勧告した。新しい教科書を使用しようとする試みは既にこの会議の 15 年前にもあったが、そのための費用が高額で実現しなかった。日本人移民社会は遅ればせながら、新しい教科書作成のために 5,000 ドルを目標にした基金募集を始めた。

これより数年前、BC 州より日本語学校に対する非難が激しかったカリフォルニア州では、州の教育省が外国語学校に関する規則を発表していた。そして、外国語学校で使用してよい教科書の内容基準を制定し、教師は英語に精通していることを必要とした[30]。カリフォルニア州の日本語学校は

概ねこれらの規則に従ったが、BC 州でカリフォルニア州の規則に準じた教科書を採用したのはフレーザー河流域のの町ヘイネイだけであった。

長い間、日本人移民は日本語学校の維持に苦労したが、結果が思わしくないことは自覚していた。それにもかかわらず日本語学校を続けたのは、如何に日本人移民にとって日本語が象徴的に大切であったかを示している。生徒の日本語学習結果を基準にすれば、日本語学校を閉鎖してもおかしくなかった。生徒の学習達成度の標準は驚くほど低く、生徒の進級は日本語の達成度ではなく、生徒を学校に引きつけておくことと、学校の財政によって決まった。生徒を学校に通わせておくためには、試験の成績が悪い生徒を退校させるのではなくて、同じ学年に留年させた。そして、同じクラスの生徒は一緒の学年にいられるような配慮もした。教師は生徒の日本語が上達しなくても、皆の前で叱ることはなかった。このような経験は生徒が恥かしがるだけではなく、生徒の家庭にも影響が及ぶからであった。そのため出来ない子も出来る子と同じように進級していった。このような制度では生徒に日本語に上達したいという気持ちが起こらなかった。またカタカナ、ひらがな、漢字の学習に必要な努力が、生徒の向上心、独立心、創造性を制限した。

日本語学校はカナダに対する「破壊的」は行為をしたわけでも、生徒に日本に対する愛国心を植え付けていたわけでもなかった。７才から１５才までの生徒がいやいやながら日本語の勉強をしていた。これは親から言いつけられた懲罰的なもので、白人児童のように放課後にスポーツや他のことをする時間を奪われることを嫌がっていた。日本語学校では本当に基礎的な日本語しか身につかなかった。小学と中学の全課程を終了する二世はごく少なく、大部分の二世は日本語の小説を読むことはなく、日本人移民社会のことだけを記事にしていた日本語新聞の中の簡単な記事を読むことも出来なかった。

大部分の教師は日本生まれで英語が話せず、生徒の心の中まで見通す鋭利な洞察力にも欠けていた。若い女性教師の担当した教室では、生徒の規律がよく問題になったが、教師は上手に対応することが出来なかった。男性教師はしばしば生徒を懲らしめるために厳罰主義で臨んだ。カナダの公立学校では行儀の良い生徒も、日本語学校では教師の言うことを聞かず教師を尊敬しなかった。このような生徒も公立学校ではよく勉強し、白人生徒と比べてよく規律を守り行儀正しい生徒が多かった。二世の一人は日本語学校に通っている時のことを後に次のように述べている。

> 日本語学校で学んだことで今も残っているのは日本語アレルギーだけだ。あとは若気の至でいつも先生を困らせていた思い出だ[31]。

生徒は遠い昔のよくわからない神武天皇の話より、カナダ探検に功績のあったラジソンやシャンプランの荒々しい話の方が好きだった。男性教師も女性教師も日本文化を生徒に伝えると言う役割を持っていたが、そのために白人からは日本陸軍から給料を貰っているスパイだと糾弾された。そして給料も薄給だった。生徒は授業に無関心で、教育の設備も乏しく、日本人社会で尊敬されていることだけが教師の心の支えだった。

二世は親の命令で日本語学校に通っていたが、このために英語の発音に問題が生じることがあった。特に学校で日本語をよく勉強している生徒や、家でいつも日本語を話す生徒に問題があった。例えば、this の発音がジスや the の発音がダ、ディーと日本語の発音になった。l（エル）の発音が難しかった。文法的にも冠詞や複数形を使わないという傾向があった。このような英語の欠陥も二世同士が話しているときには問題にならなかったが、カナダ生まれの人間と話すときには肩身の狭い思いをした。日本文化とカナダ文化の両方の世界に住み、准英語、准日本語という中途半端な

言語環境で育った二世は、日本語でも英語でも本当に無意識に楽な気持ちになることが出来なかった[32]。

日本移民はカナダで新しい環境に順応しなければならなかったが、この新しい環境も実は日本移民が集まる日本人街の環境であり、外の世界から隔絶されていた。この隔絶された社会は白人社会の組織には入っていなかった。スキーナやオカナガンといったバンクーバーから遠く離れれた地域でも、日本人移民は一箇所に集まって生活する傾向があった。日本人移民がBC州の海岸沿いの狭い地域から抜け出すことは少なく、ましてやロッキー山脈の東側の地方に移動することは稀であった。1941年12月7日の日本帝国による真珠湾攻撃の日には、日本人移民は20年、30年前よりも集中してBC州沿岸地域で生活していた。

日本人移民は集中して住み、目につくので白人の偏見も増加した。そして、白人の偏見が日本人移民をより集中して生活させるようになり、日本人移民社会では日本文化と伝統が連帯感を深くした。日本人社会では家族主義が温存され、家族を中心にした緊密な人間関係が出来上がった。日本人移民社会の構成員は皆同じような人達なので、この外から隔絶された社会で生活していても満足していた。一世たちが白人社会に求めることは、社会的な受容ではなく、経済的、政治的に白人と同様に扱ってほしいということだった。日本から持ってきた社会的慣習の中で生活していた日本人移民の生活は自律的であった。日本人移民社会全体の圧力により、犯罪や非行を管理し、社会の調和を促進した。日本語と日本の習慣を保持し、白人社会から拒絶されていが日本式のやり方が一番だと信じていた。

リトル東京、日本人移民に敵意を持つ白人はジャップタウンと呼んでいたが、は物理的だけでなく社会的にも独立した社会であった。バンクーバーのパウウェル街は日本人移民社会の中心であり、BC州の日本人移民にとって自分たちの社会の象徴的存在だった。物理的に白人社会から隔離されていただけでなく精神的にも孤立していた。この地区には目には見えないがヨーロッパのゲットーの様な壁が張り巡らされているようだった。ここでは日本人の店で買い物をし、日本人の経営する下宿やホテルの泊まり、街角で日本人と立ち話をし、カフェーでソフトドリンクを飲んだり、アイスクリームや日本食を食べ、日本語学校に通い、日系人の試合を見物し、仏教会やキリスト教の教会に行った。

夏の暖かな夕方には年取った男女が住居を兼ねた自分の店の前で椅子に座り、友人や近隣の人と熊本弁や広島弁で噂話を楽しんだ。生まれ故郷の言葉で話し合えるのが楽しかった。ここでは皆がお互いを知っていた。笑いものになる人も尊敬される人もいた。人それぞれが個性を持つ人として知られていた。八百屋も、魚屋も、洗濯屋も、床屋も、玉突場経営者も、漬物屋も、豆腐屋もいた。ここは小さな日本だった。ここで暮せば、日本を訪問出来なくても気が楽になった。お寺、学校、隣組が人間関係を密にしていた。ここでは日本人移民は自分たちの生活環境を管理することができた。

しかし、日本人移民は自分たちだけの世界に閉じこもっていただけはなかった。表面的にはカナダ風生活を取り入れいようと努力した。カナダ風の衣服を着て、家具を整え、下品な言葉も使えるようになり、中にはキリスト教教会に行くものもいた。野球は大人気だった。なかでもバンクーバーリーグの中で強かった朝日チームを応援した。朝日チームは格好が良いとは言えないが、誠実で我慢強い試合運びをした。映画好きな人はハリウッドの人気俳優のホパロング・カシディー、トム・ミックス、チャーリー・チャップリンをアイドルにしたが、同時に日本のチャンバラ映画やセンチメンタルな恋愛映画も好きだった。町に住む日本人移民の中には西洋風の磁器のバスタブを試すものもいた。しかし、これは日本の伝統的な風呂桶の代用になるとは言いがたかった。日本では

貧乏な農夫も、召使いも、金持ちの支配階級も皆、毎日熱い風呂に入った。体を洗うだけではなく心身を休める贅沢であった。これは日本特有の入浴習慣で世界に例がなかった。

日本人移民は犯罪率が極端に低いという理由だけでも模範的市民であった。借金は返済日までに返し、仲間内で経済的に困窮した人を助けた。人種的少数派に属する移民で、日本人移民ほど困難を乗り越えて成功した者はいないと言う人もいた[33]。しかし、日本人移民のカナダ的生活への順応は表面的なものだった。日本の文化遺産は失うには大切すぎた。そのため、カナダに来てからも日本文化の影響力は強かった。敬虔なキリスト教信者であると同時に日本愛国主義者の人もいた。多くは英語が話せなかった。制限の多い、視野の狭い生活を送り、日本でもカナダに来てからも新しい考え方に接することのない人もいた。そして感情的に日本に惹きつけられていた人も、その日本はカナダに来る前の昔の日本であって、もう何年も帰ったことのない現在の日本ではなかった。

日本人移民は自分たちの社会の中で英雄を持ち、休日を祝い、気持ちよく毎日を過ごし、自分たちに敵意を持つ人達を馬鹿にした。自分たちでまとまっている限り、自分たちの問題に悩まされることもなかった。白人は日本人移民を馬鹿にしてジャップと呼んだが、日本人移民も白人を馬鹿にして毛唐と呼んだ。このような状況を分析して、日系人移民と白人は両立しない人種だと結論するものや、少なくとも白色人種と黄色人種は永久に対立したままで太平洋沿岸地域で暮らすことになる、この状態を変えるには日本人移民が変化するしかないと結論する者もいた[34]。白人の生活の基準を採用するかどうかは日本人移民自体の問題であり、白人社会が生活標準を下げたり、規制を緩めたり、差別を緩和したり、日本人を白人と同等に扱う必要はないという立場であった。

日本人移民が排他的になるのは、日本人移民に対する差別的な法律や慣習が原因であると言う人は殆どいなかった。日本人移民はいろいろな法律的制限や市民権の欠如、職業や住宅地からの排斥などの結果、自分たちで団結するより仕方なかったのだと理解する白人はいなかった。日本人移民が排他的で自分たちだけで団結するのは、日本人の性格であり、且つ日本政府による管理の結果であると思う白人が大部分であった。しかし、人種的少数派の移民が白人によって、制度的に職業や政治的権利から排斥されているのも見れば、「排他的なのは一体誰だ？」という疑問が出てくるのは当然であった。（目次に戻る）

第６章　　余計者を駆逐する　（第６章注に行く）

ジャップは歯をくいしばって困難に立ち向かう。ジャップを押さえこむには殺すしかない。

「ブリティッシュ・コロンビア雑誌」、1911 年 4 月号

1921 年春、ロンドンで開かれた英連邦外交政策会議にカナダ首相アーサー・メイヘンが出席した。BC 州議会はメイヘンに電報を打ち、カナダが日本人移民を拒否する権利を獲得しない限り、日英同盟の更新に反対するように要請した。第一次世界大戦の終了と共に BC 州の排日感情がまた湧き上がってきた。そして BC 州政府は日本人移民を完全に停止するように連邦政府に圧力をかけた。また、すでに BC 州内に居住する日本人の職業の自由を制限する法律を、BC 政府が制定する権威を求めた。英領北アメリカ法を修正して、BC 州が東洋系移民は農地、森林、鉱山、漁業や他の産業で所有権獲得を禁止する法律を、BC 州が制定することを可能にすることも要求した。その上、このような法律により東洋系移民がこれらの産業で就職できないようにすることも望んだ。カナダは日英同盟に加盟していたが、1921 年夏に日英同盟の更新が英連邦会議で取り上げられると、BC 州政府は日本と英国の友好の象徴である日英同盟を破棄すること、または更新に厳しい条件を付けることを熱心にカナダ連邦政府に要求した。

カナダ全体としては日英同盟に対する関心は薄かった。連邦政府内で時どき BC 州選出の連邦議会議員が日本人移民と関連して言及するだけだった。BC 州住民は主に日本人移民による産業の乗っ取りを心配したが、胸の底には日本政府は日本人の BC 州移民を奨励していずれは BC 州を支配しようと画策しているという恐怖を抱いていた。第一次世界大戦中に日英同盟により日本海軍がカナダ太平洋岸地域の警備にあたったことも、排日感情をわずか数年緩和したに過ぎなかった。日本人漁師は実は日本海軍の予備兵であり、熱心にカナダ太平洋岸の海図を作成しているという噂が絶えなかった。

第一次世界大戦後、また古びた黄禍論が排日主義者により使用されるようになった。日本人移民は実は全てが予備役で、もし日本とカナダが戦争状態になれば、日本軍としてカナダと戦うのではないか？日本は移民問題でカナダに戦争を仕掛けるか？バンクーバー島コモックス・アルバーニ選挙区選出の連邦議員アラン・ウェブスター・ニールはこの質問に「そうだ」と考えた。ニールはこの後 25 年余りの間、連邦議会下院で最も戦闘的な排日主義者となった。ニールは次のように述べた。

> 日本人がまだ BC 州の半分しか支配していない現在、日本人と戦うのがよいか、それとも後 10 年経って日本人が平和的に BC 州全域とロッキー山脈の東まで何千という兵士を配置した後に戦うのが良いか、判断して欲しい[1]。

ニールの誇張された弁舌は事実に即したものでも論理的なものでもなく、ただ悪口雑言を用いて論争を巻き起こすのが目的だった。そして、全く根拠のないものであっても、白人の注意を引きさえすれば、それで正当な日本人非難になった。

BC 州では日英同盟に対する反感が強かった。また、カナダ全体を見ても日英同盟はカナダにとって既に役割を終えたと考えられていた。カナダは米国が日英同盟に対して敵意を持っていることも知っていた。ベルサイユ条約以降の米国の政策は日英同盟の継続を阻止することだった。日英同盟は 1911 年 7 月 13 日に 10 年間延長されたが、日英同盟は英国と米国の良好な関係、ひいてはカナダと米国の良好な関係を脅かす存在と考えられた。第一次世界大戦が終了し、日英同盟を必要としていた世界の政治情勢は変化した。日英同盟の初期の目的はツアー支配下のロシアに対抗するためで

あったが、ツアーリスト・ロシアは消滅した。1911 年の日英同盟更新はドイツ帝国に対抗するためであったが、ドイツ帝国は第１次世界対戦で敗れた。現在、世界の三大強国は米国、英国、日本になった。

日英同盟は 3 大強国の二つを結びつけた。米国人から見れば英国は米国と日本のどちらかを選択しなければならなかった。白色人種か黄色人種、強い結び付きを持つ国か遠くの全く異なった人種の国かの選択であった。カナダ連邦政府外務省の法律顧問だったロリング・クリスティーがこの間の事情を簡潔に次に述べているように、日本との友好関係の維持は人種問題に行き着く。

> 我々は自分の立場を常に注意深く見守る必要がある。これは米国内でカナダの立場を理解してくれている人達に対しても同様である。米国人はカナダ人に次のように問うだろう。「現在の新しい世界状況下で、カナダは我々ではなく黄色人種を選択するのか[2]？」

もし日英同盟が更新されれば、カナダにとって悪夢のような状況が生じるかもしれない。日本帝国と英連邦の一国または米国が戦争になれば、カナダは第一次世界大戦中のベルギーと同じ立場になる、とモントリオール選出の連邦議会議員が述べている。そしてカナダの船舶は日本海軍の水雷の標的になるであろう[3]。カナダの有力新聞も日英同盟の更新は米国を英帝国から乖離させるとして反対した。当時、米国の日本帝国への反感が強まっていた。日本帝国は極東アジアで勢力を拡大していた。朝鮮半島、台湾、ペスカドレス諸島を併合し、南満州と山東半島を勢力下に置いた。米国内ではカリフォルニア州で日系アメリカ人に対する反感も強まっていた。

カリフォルニア州でも BC 州と同様に排日は州の社会的、政治的特徴となっていた。「1913 年外国人土地法」は日本人永住者が土地を購入することと 3 年以上借りることを禁じた。1920 年発令の「戦略法」とそれに関連した 1923 年の法令は、排日感情の高揚した時に可決されたが、帰化を申請できない永住者は短期の土地の賃貸も出来ず、不動産に関してなんの権利も持てないとした。そして、日本人永住者は帰化を申請できない移民であった[4]。7 つの他の州も同様な法律を可決した。カリフォルニア州は 1924 年に、東洋人は米国に帰化できないから米国に移住できないとした。カリフォルニア州のこのような動静を BC 州は羨ましく見守っていた。

カリフォルニアのこのような深刻な排日政策は、日本で米国製品非売運動を招いた。日本の新聞は「アメリカ人は蛇やマムシ同様に悪意の塊だ」と非難した。日本では反米感情が高まり、抗議の自殺者まで出た。東京では学生が「日本は米国に宣戦すべきではないか」という議論を始めた。古くから存在した反米、反日の議論が日本と米国で蒸し返された。米国では日本の脅威を宣伝する映画や小説が発表されたが、いずれも虚偽の内容ばかりであった。ハーツ家所有の新聞は排日の先頭に立ったが、記事の内容は以前の排日記事から何らの進歩もなかった[5]。カリフォルニアで移民労働者が果樹園の仕事から追放されると、日本の新聞は労働者の感情が害されたとして補償を要求した。

カリフォルニア州と BC 州における日本人移民問題は、日英同盟は更新されるべきかどうかという問題と密接に関連していた[6]。日本が中国大陸の分割を始めたこともこの問題に影を落としていた。カナダ首相メイヘンは日英同盟を議論する英連邦会議で、日英同盟更新反対の立場であった。もし更新すれば、これは日本の極東における侵略を許容することになると危惧した。しかし、それにもましてカナダにとっては英国と米国が良好な関係を保つことが大切であり、日英同盟はこの関係を損ねた。もし、日本と米国が戦争になれば、カナダがその戦場になるのではないかという危惧もあった。

メイヘンは英国首相官邸の会議で日英同盟更新反対を他の会議参加者に先駆けて表明した。メイヘンには英連邦政府と英国政府内に同調者がいた。英国植民地大臣ウィストン・チャーチルがその１人であった。しかし、「白人主義オーストラリア」首相のW・H・ヒューズは、ベルサイユ平和会議で日本の主張する人種的平等を声明文に入れるという要求に執念深く反対したにもかかわらず、メイヘンの意見にはっきりと反対した。ヒューズは米国は孤立主義を取るので、日本を同盟国として留めておくのが良いとした。そして、第一次世界大戦の時の日本の同盟国としての貢献を強調した。メイヘンの日英同盟更新反対とヒューズの賛成は対立したが、英国首相ロイド・ジョージと英国外務大臣カーゾン卿がメイヘンを支持して、結局、日英同盟は更新せずに存続することになった。メイヘンが日英同盟更新反対の音頭を取り、その後日英同盟に代わる幾つかの条約が結ばれる契機を作ったことは、外交上の大きな業績だとして少なくともカナダでは評価された。これで日米戦争の危険を少なくし、カナダと英連邦諸国に貢献したと判断された[7]。

しかし、1921年の米国、英国、日本、フランスの４カ国条約は中身のない条約で、安全保障条約とは程遠いものだった。これは英国内閣が今や資産というよりお荷物になっていた日英同盟を破棄するための口実に作った条約だった。メイヘンの望んでいた通りの結果になった。英国は同盟国日本を捨て、米国から疎まれることもなくなった。日本は日英同盟を外交政策の礎の一つにしていたので、英国の日英同盟更新破棄は日本をがっかりさせ、後々怒りを買うことになった。

BC州代表団は４カ国条約は日英同盟よりましだと判断したが、それでも日本を含む条約についてはそのBC州に対する影響を深く疑っていた。実際、カナダの移民政策については、日英同盟が更新されなくなっても、日英運航条約と1908年の日加紳士協定がまだ有効であった。そのため、排日主義者は日英運航条約の破棄と日加紳士協定の停止を要求した。退役軍人団体、労働組合、その他の団体が、アジア諸国からの移民を禁止する嘆願書を連邦政府に送った。その他にもBC州政府が連邦政府にカナダの日英運航条約脱退を要求する決議をした。

第一次世界大戦の終了とともにカナダへの移民が再開した。カナダは国土が広大で自然資源が豊富だったが人口は少なかった。人口が増加して生産増加を需要と供給の両面で支援すれば、国富も増加しカナダの国力と名声も向上すると考えられた。しかし、移民に対する規制を緩和するとカナダに政治的、社会的な悪影響がでると危惧する人達がいた。例えば、南ヨーロッパからの移民が急増していることは望ましいことではなかった。カナダのアングロサクソン系とフランス系が主要を占める人口構成の維持が大切であった。連邦議会下院で移民政策についての議論が続いた。与党も野党も選択的移民政策を主張した。BC州選出議員は「選択的移民」をもっと詳細に規定して、東洋系、職業的労働組合提唱者、ボルシェビクス（共産主義者）を排除することを要求した。連邦政府下院は産業労働者の確保と、大陸横断鉄道完成の利益をあげるために移民を増加すること、但し現在の人口の人種構成を保持することを決議した。

1923年、カナダは中国人問題を決定的に解決した。3月2日、連邦政府内務大臣のチャールズ・スチュワートが連邦議会下院に「中国人排斥法」を提議した。この法案によれば中国人種は現在どの国の市民権を持っているかにかかわらず、カナダへの入国は次の人達だけに限定された。外交官と政府機関代表者とその随行員、カナダ生まれだが教育その他の理由で外国に居住している人のカナダ帰国者、カナダを商用で訪問する人、カナダの大学に通学する学生、カナダを通過中の旅行者。

下院の議論では現在カナダに定住している中国系カナダ人の妻や子供への配慮はなかったので、深刻な問題を引き起こすと思われた。また中国人排斥法は中国人牧師や教師の入国も禁止した。しかし、この法案にたいする最大の非難は「商用のための入国」の提議が曖昧であることだった。後に

この種類の入国者は 3 年以上輸入輸出業に従事して 2,500 ドル以上をビジネスに投資している者と規程された。また 500 ドルの中国人人頭税が突然廃止されて、連邦政府は大事な収入源を失った。それまでの 40 年間に人頭税収入は 2,200 万ドルに上った。中国系移民による反対も虚しく、法案は 1924 年 7 月 1 日に連邦議会下院で可決された。以来、中国系カナダ人はこの日を「屈辱の日」として記憶している[8]。

日本とカナダが戦争状態になることだけが、日本人のカナダ移民を終了出来ると思われた。しかし、カナダ首相に就任したマッケンジー・キングは、1922 年に日本政府と日本人移民の実際的削減のための交渉を始めた。カナダ政府と日本政府の「友好的な」交渉の後で、日本政府は「カナダ政府は日本の世界における尊厳と正当性を損なわない、日本にとって不利になるような国際条約の改定をしない」という条件で、カナダ政府の要求を受け入れて日本人のカナダ移民を更に制限すると宣言した。日本政府がキングの提出した条件を承認すると、オタワの日本総領事であった太田為吉は 1923 年 8 月 22 日にカナダ連邦政府移民大臣ジェームズ・A・ロブに次のような書簡を送った。

> 「・・・日本政府は家事労働者および農業労働者としてカナダに移民する日本人が毎年 150 人を超過するとは考えていない[9]。」

しかし、カナダ在住の日本人が日本から妻と子供を呼び寄せることは未だに制限がなかった。

これに対する BC 州の反応は予想通りのものだった。カナダの 1924 年中国人排斥法と 1924 年の米国の移民法を引き合いに出して、BC 州も州独自の同様な法律を制定する権利を求めた。キング首相と自由党政府は BC 州をなだめ、通商による利益が増加している日本との関係を良好に保つという外交的な綱渡りをしなければならなくなった[10]。

次に BC 州は必然的に日本人と中国人の「送還」を要求した。1928 年春、BC 州の自由党政府は夏の選挙を考慮して、連邦政府に日本政府と中国政府とカナダ在住の日本人と中国人の本国送還の交渉を始めることを要求した。交渉の内容として次のことを要求した。

> ・・・カナダ在住の日本人および中国人のカナダ人全体に対する比率を、日本および中国におけるカナダ人の日本人および中国人に対する比率を越えないようにする[11]。

東洋人の BC 州からの追放は、BC 州にとって新しいアイデアであったが、これ以降の 20 年間常に BC 州で取り上げられる政策になった。よく知られた政治家の中には、日本人と中国人を太平洋の孤島に追放すればよいと言い出す者さえいた。

1938 年にキング自身も東洋人送還と似たような案を出している。カナダは日本と中国と相互条約を結び、日本人と中国人のカナダ移住者数をカナダ人の日本および中国への移住希望者数と関連付けるという案であった[12]。

日本とカナダの閣僚の相互訪問を実現した後に、1928 年 6 月、キング首相は日加紳士協定の修正を発表した。日本からの年間カナダ移住者の上限である 150 名の中に、カナダ在住日本人の日本にいる妻と子供の呼び寄せも含めるというものであった。この修正で写真結婚の妻のカナダ移住は終了した。いままで写真結婚の妻は日本政府のパスポートだけでカナダに入国ができたが、これ以降はカナダ政府の東京公使館の発行するビザが必要になった。更に、カナダ移民法を修正して、「カナダに同化不可能」を理由としてカナダ移住を拒否できる移住者の中に日本人も含めることにした。この条項は日英同盟の下で英連邦国民と日本国民の相互の自由な入国を認める条項がまだ有効であったにも関わらず導入された。

しかしこれらの修正がなされ、日本政府が修正案を遵守したにも関わらず、未だにたとえ少数の日本人のカナダ移住でも望ましくないと不満を漏らす者がBC州にはいた。東洋人移民問題を自分や政党の利益のために利用する者は、ますます激しい運動を展開した。カナダが新しい日本人移住者を制限した後に、カナダにすでに居住している日本人移住者をそっとそのままにしておけば、日本人移住者は安定した生活を送れたかもしれなかった。しかし、BC州の連邦政治家と市町村議会議員は排日運動の手を緩めなかった。ごく少数ではあるがこのような排日運動に反対して、日本人移住者の権利擁護を主張する者も出てきた。しかし、数の上で問題にならなかった。排日主義者は選挙で票を獲得するための手段として、BC州住民に深く根付く排日感情を利用した。政治家は日本人移住者のついての嫌な噂を拡散し、選挙民はこのような政治家の行動を見て見ぬふりをした。BC州の日本人移住者の生活環境は不穏であった。BC州の長い排日運動で、政治家は排日感情を常に上手に利用してきた。選挙のたびに政治家はビクトリアやオタワで排日演説をし演説は新聞で拡散された。

BC州の状況を客観的に観察している者は、カナダ太平洋沿岸地域の「日本人問題」を解決するには日本人移住者の制限は不可欠だと認めた。この人達によれば、このような制限を設けることで、政治家が選挙民の日本人移住者に対する不満を自分たちの利益のために利用することを妨げることが出来るとした。しかし、移住者数の制限と共に、連邦政府とBC州政府は帰化日本人とカナダ生まれの日系人に完全な市民権を授与しなければならないと主張した。ブリティッシュ・コロンビア大学の経済学者テオドール・ボッグズはこのような議論を予見して次のように述べている。

> 我われアングロサクソン人種である英国系カナダ人は、ヘンリー・ロングフェロウの詩「エヴァンジェライン」に書かれた、カナダを追放されたフランス系カナダ人アケイディアンの悲劇の東洋人版を東洋人の本国送還政策で作り出してはいけない[13]。

ボッグズの他にもBC州の日本人問題を冷静に分析して、見識に満ちた解決策を大学の研究誌「カナダ・フォーラム」などで発表した人がいたが、このような研究誌を読む人は限られていて一般のBC州住民がこのような見解を聞く機会はなかった[14]。

BC州政府は日本人の移住禁止を追求していたが、同時に日本人移住者を州の主要産業から排斥し、雇用を制限しようとする人達と協力していた。このような運動はBC州ではいつもあった。第一次世界大戦で中断していたが、また始まっただけだった。以前は未熟練労働者が大挙して主要産業に流入するのを防ぐのが目的であった。しかし、これまでに日本人移住者は技術を持ち、勤勉によく働くという評判を得ていた。よく働きすぎてカナダ人の競争相手の脅威になった。日本人移住者はよく働いて資金を貯め、独立して農家、漁師、商店主になる努力をしていた。しかし、白人から見るとこのような日本人移住者は、白人の地位を脅かす「脅威、危険、脅迫」を作り出す存在となった[15]。日本人移住者の美徳がそのまま白人の日本人移住者に対する敵意の原因になった。

しかし、1920年代初頭には日英同盟の存在が日本人移住者の経済活動を制限する政策を作るうえで邪魔になっていた。BC州政府は、政府が認可した森林伐採許可証を持つ業者が日本人移住者を雇用することを禁止しようとしたが、BC州控訴裁判所はこれはBC州政府の越権行為だという判決を出した。この裁判でBC州法務長官J・W・デビク・ファリスと連邦政府法務大臣は州政府の権限に関して争ったが、控訴裁判者はBC州政府が日英通商条約の下で保護されたカナダ在住日本人市民の権利を犯したと判断した。

1921 年 4 月、BC 州政府はこの控訴裁判所の判決に反発して東洋人検証 BC 州内閣令を出した。この内閣令によれば、BC 州政府との契約、賃借、免許による事業で、中国人および日本人の雇用が禁止された。そして、BC 州政府はもし日本人を雇用すれば事業許可を取り消すとこれらの事業者を脅した。しかし、BC 州最高裁判所は東洋人検証内閣令を無効として、控訴裁判所の判決を有効にした。これに対して BC 州政府は「BC 州の森林を誰が伐採して良いか決定するのは BC 州政府の権限である」、「東洋人検証内閣令は特別な人種の雇用を禁止したものであって、特別な国籍を持つ者の雇用を禁止したものではない[16]」という議論でカナダ最高裁判所に控訴した。カナダ最高裁判所は東洋人検証内閣令は BC 州の権限外と判断し、英国枢密院は BC 州政府の再控訴を棄却した。この裁判の結果、日本国籍者は帰化日本人、カナダ生まれの日系人より少し有利な立場になった。カナダ市民が外国人に対して差別されて不利になるという不思議な事態になった。

次に BC 州の取った手段は連邦政府に英領北アメリカ法を修正して、東洋系カナダ人が農業、林業、鉱業の所有権を持つこと、及び東洋系カナダ人の雇用を禁じる法律を州政府が決定する権利を持つことを要求した。BC 州政府が望んだのはカリフォルニア州のような「外国人土地法」を設定して、日本人移住者が土地を所有することも賃借することも禁じることであった。後に BC 州首相になる土地大臣であったトマス・ダファリン・パチューロは日本人移住者に「BC 州の自然資源に手をつけるな」と警告した。パチューロは日本人移住者に対する偏見を否定したが、次のように述べている。

> 実際問題として日本人と我々は人種学的に異なっているので混合することはない。我々のビジネスにも社会の調和した人間関係のためにも、ジャップは BC 州の資源を所有することを慎しんだほうがよい[17]。

次のタクシー運転者の意見に見られるように、日本人移住者に対する偏見は BC 州のいろいろな階層の人々に広まっていた。このタクシー運転手は「バンクーバー市の白人は白人の運転するタクシーに乗るように。我々は白人女性に親切で、いつも保護している」と強く促した[18]。

1922 年になると第一次世界大戦直後の経済不況は終わりを告げ、夏までに鉱業、林業、漁業の生産高は 1918 年の経済ブームの水準まで回復した。BC 州はカナダ平原州からの移住者を歓迎し、メノナイト派のグループがフォート・ジョージとフレーザー河流域に移動してきた。英国ではカナダ政府代表が英国人のカナダ移住を盛んに勧誘していた。日本と中国への輸出で BC 州の林業は発展していた。排日運動の拠点であるバンクーバーは経済ブームを迎えようとしていた。

しかし人種主義者は何ら恥じることなく公の場所で行動していた。1924 年 12 月 17 日、BC 州議会は全会一致で次の動議を可決した。この動議が当時の BC 州の人種偏見を明白に示している。

> 国勢調査によれば BC 州には 23,532 人の中国人と 15,006 人の日本人がいる。BC 州の東洋人は毎年警戒すべき速さで増加している。東洋人の生活水準は白人よりずっと低く、このため白人より少ない賃金でも生活できる。東洋人は工業の様々な分野や商業に侵入して、白人の生活を脅かしている。白人の雇用が奪われて白人社会は常に高い失業率にさらされている。東洋人は市町村の商業にも急速に侵入している。このため白人の商店主は廃業の憂き目にあっている。以上の理由により、BC 州議会は次の決議をして議事録に留める。BC 州議会は東洋人の BC 州侵入に断固として反対する。カナダ移民法を修正してアジア人の移住を完全に禁止することを望む。更にカナダ、特に BC 州における東洋人の工業、商業活動は法律により制限されるべきである[19]。

1926 年、BC 州に空前の経済ブームが訪れた。例えば、連邦政府海洋漁業省が日本人漁師の漁業ライセンスを削減したにも関わらず、BC 州漁業の売上高は 2,700 万ドルに達した。オーション・フォールズとパウエル・リバーの製紙工場では今までで最大のパルプと紙を生産し雇用を増やした。これらの企業城下町には大勢の日本人が働いていた。

カナダ連邦（コンフェデレーション）成立 50 周年の年に、バンクーバーはカナダで人口が第 3 の大都市になった。「正直ジョン」・オリバーの自由党が政権の座についていた 10 年間に、BC 州経済は今までで最大の水準まで拡大した。1929 年初頭にサイモン・フレーザー・トルミーの保守党が政権を奪ったが、年頭の数ヶ月は以前にもまして経済ブームが続いた。ほとんど全部の経済指標が歴史上の最高値になり、産業労働者の時間給も空前の 29.20 ドルに達した。しかし、この経済バブルは 10 月に破裂して、後に大恐慌と呼ばれる時代が始まった。無料のパンを貰う長い行列ができ、貧窮者のための救済キャンプが設営され、食料が買えない人のデモ行進が始まった。

第一次世界大戦直後から日本人を BC 州の漁業から追い出そうという運動が勢いを得てきた。そして連邦政府海洋漁業省は連邦政府として初めて、BC 州民の圧力に屈する政策を取った。1919 年に海洋漁業省は「段階的に東洋人を漁業から駆逐する」として東洋人への漁業ライセンスを削減した。そもそも漁業ライセンスは帰化カナダ人とカナダ生まれのカナダ人にしか発行されていなかった。このためカナダ市民権を持っていた日本人が対象になり、カナダの国内政策であるから連邦政府は日英同盟による日本国籍者に対する義務とは関係なく政策を施行出来た。

漁業審査委員会の 6 名の委員の内の 4 名が BC 州選出の連邦議会下院議員から任命されたことも、BC 州住民の意向に沿うものだった。漁業委員会は BC 州の太平洋沿岸地域で 12 の公聴会を開いたが、招待されたのは白人とカナダ先住民の漁師だけだった。漁業審査員会では東洋人漁師の漁業ライセンス削減は既定の了解であり、どれだけ削減するかだけが問題になった。

> 審査委員会の問題は東洋人漁師の漁業ライセンスを削減するかどうかでない。BC 州の漁業を妨げることなく最小期間に東洋人漁師を白人漁師で入れ替えるには、東洋人漁師の漁業ライセンスを何割削減したらよいかが問題である[20]。

漁業委員会の勧告はトローリング用ライセンスは例外として、白人英国臣民とカナダ先住民以外への漁業ライセンスを直ちに 40 パーセント削減し、1925 年までに更に 15 パーセント削減するというものだった。

もし連邦政府がこの削減でカナダ先住民と白人の漁業への参入を奨励できると期待していたならば、それは直ぐには実現できなかった。缶詰工場経営者は日本人漁師を削減すると生産が減少すると心配した。日本人漁師が鮭網漁で白人より効率が良いのは疑う余地のないことであった。しかし、この状況こそが排日主義者が日本人漁師を制限する理由として主張していたことだった。缶詰工場経営者の一人が次のように言っている。

> この問題の根源は漁業審査委員会の BC 州選出連邦議会議員は漁業が盛んな選挙区選出にも関わらず、選挙区の日本人漁師は選挙権を持っていない。だから選挙区の白人漁師の票が大切で、日本人漁師を排斥する勧告をするということだ。もし、漁業が盛んでない選挙区を持つ議員が漁業審査委員会に入っていたら同じ様な勧告をするだろうか[21]？

1925 年までに海洋漁業省は日本人漁師の漁業ライセンスを 1,000 件余り削減した。これは日本人漁師が持っていた漁業ライセンスの半分に当たった[22]。

日本人漁師の漁業ライセンス削減と同時に、BC 州北部のスキーナ河地域の日本人漁師は、ガソリンエンジン付きの漁船の使用を禁止された。日本人漁師が効率的に漁をすることを妨害するためであった。このため日本人漁師は漁場が小さくなり、漁船の移動や操作にも時間がかかった。技術と経験だけでなく、最新の技術を使わなければ競争に生き残れない漁業で、ガソリンエンジンを使えないのは致命的であった。1930 年になってやっと日本人漁師はまたガソリンエンジンをを使用できるようになり、漁船の帆を畳むことができた。

様々な制限を課される中で、日本人漁師は自分たちで出来る最善の対策を考えた。漁業ライセンスが大量に制限された時は、既婚者がライセンスを保持できるようにした。また他の制限が導入された時期には古くからの漁師が残り、新しい漁師は漁をやめるようした。1927 年には漁を離れても他の仕事を見つけることが出来ると考えた者が、自主的に漁業ライセンスの申請を停止した。このような者は日本人漁師の 10 パーセントに上った。漁を離れた漁師の救済策も組織された。スティーブストン漁師相互扶助協会は基金を募金し、漁業ライセンスを失った家長に 150 ドルから 350 ドルを贈った。政府はライセンスを失った漁師のこれまでの投資の補償も、これからの生活の保護も一切何もしなかった。

スティーブストンの日本人漁師は一人平均 1,530 ドルを漁船と漁具に投資していた。しかし、収入は少なく、年間祖収入は 1 人 1,082 ドルで、この内 395 ドルが漁の必要経費だった。バンクーバー島で流し釣り漁をする漁師はフレーザー河や BC 州北部沿岸の漁師より収入が多く、平均年間祖収入は 2,109 ドルで、投資額は 3,245 ドルであった。漁業ライセンスの削減で多くの日本人漁師が長年生活を切り詰めてきた努力が無駄になってしまった。

1926 年以降の漁業ライセン削減が考慮されていなかったので、海洋・漁業特別委員会が 1926 年に将来の漁業ライセンスを検討するために招集された。委員会では、連邦政府海洋・漁業省が英国臣民を人種を基礎にして漁業ライセンスを制限した責任を取ることを拒否した[23]。海洋・漁業省次官が海洋・漁業省は単に 1922 年漁業審査委員会の勧告を採用したに過ぎないと陳述した。1922 年漁業審査委員会は連邦政府によって既に決定されていた漁業ライセンス削減の削減数についての勧告をしただけだと弁明した。誰も人種差別的政策の公式な責任を取りたくなかった。そして、1926 年の海洋・漁業特別委員会会議は、日本人漁民だけの漁業ライセンス削減は政府の「不正義」な政策であるということを誰も口に出すことなく、漁業ライセンス問題を最終的に解決すべきだと結論した。日本人問題で何処にでも出てくる A・W・ニールの指導の下に海洋・漁業特別委員会は次のような勧告を出した。

> ・・・カナダ先住民および白人以外への漁業ライセンスは 1926 年のライセンス数を基準にして 10 パーセント削減する。来年以降も同様に削減して、将来は漁業ライセンスはカナダ原住民と白人だけに発行する[24]。

沖合流し釣り漁業をしていた日本人漁師の漁業ライセンスも半減され、タラ漁、ニシン漁のライセンスも半減された。この結果、日本人漁師のニシン漁は実質的に消滅した。わずかに巾着網漁法を使用していた二人が残されただけだった。更に、海洋・漁業省は新しい規則を作り、ニシンの塩漬け工場ではニシン漁と塩漬け作業の雇用者の少なくとも 25 パーセントはカナダ先住民か白人でなければいけないとした。そして、終局的には東洋人を祖先に持つ英国臣民をこの産業で雇用してはいけないとした。そもそも、ニシンの塩漬け工場は日本人が始めたものだった。

1900 年から 1901 年にかけての漁業ライセンスをめぐる争いは、連邦政府が新しい規則を導入することによって、連邦政府の思惑通りの結末になった。1941 年には日本人漁師の持つ漁業ライセンスは全体のわずか 12 パーセントにまで減少していた。ライセンスの減少に対応しようとした日本人の努力も無駄になった。1922 年に日本人漁師の二つの労働組合、「合同漁師組合」と「スティーブストン漁師相互扶助協会」はノブタロウ・ヤスノとリツ・イデの２人をオタワに派遣して、漁業ライセンスについて連邦政府が寛大な処置を取るように要請した。しかし、この努力は無駄に終わった。連邦政府の漁業専門家は日本人漁師の提出した新しい漁業規則を撤廃するという要請には十分な根拠がないとした。この要請に対する海洋・漁業省の回答がビクトリアの「タイムズ」紙の一面記事として載っている。「（連邦政府の処置は）太平洋沿岸の漁業を日本人からカナダ市民が奪回することが目的である[25]。」1926 年に漁師組合の１つが新たにオタワに規則の再考を陳情した。これも失敗に終わり、以降。陳情はなくなった。

1927 年、日本人は漁業からまったく排除されてしまうことを恐れて法廷闘争を開始した[26]。裁判のテストケースを審理中は、海洋・漁業省は新しく日本人漁民の漁業ライセンスを削減することを停止した。1928 年 5 月 1 日、カナダ最高裁判所は日本人に有利な判決を下した。

> BC 州に在住する英連邦臣民は、他の法律上の理由で不適格となっていない限り、誰でも申請して所定の料金を支払えば、漁業ライセンスを受け取る権利を有する。

1929 年 10 月、英国枢密院は連邦政府の控訴を、連邦政府大臣は帰化カナダ人の一部を差別して漁業ライセンスを発行しない権限を持たないという理由で棄却した。

しかし、連邦政府はこの枢密院の判決を骨抜きにするうまい方法を考慮していた。まだ英国枢密院が連邦政府の控訴を審理中に、連邦政府は海洋・漁業大臣に次のような権威を与える法案を成立させた。

> 法律により他者の介入を禁止する漁業権が成立していない場合は、海洋・漁業大臣は水産物加工業および漁業のついての賃貸と漁業ライセンを発行についての決定権を持つ[27]。

最高裁の判決は漁業関係の法律で海洋・漁業大臣が漁業ライセンスを発行、差し控える権限を持つと書かれていないと述べた。それで、連邦政府は海洋・漁業大臣にこのような権限を与える法律を可決することだけで判決を回避できた。

1930 年、漁業省は日本人漁師の BC 州漁業からの排除政策を発表して、日本人漁師の漁業ライセンスを毎年 10 パーセント削減を翌年に再開するとした。しかし、日本人漁師はキング首相に嘆願書を送って厳重に抗議した[28]。また、缶詰工場主や白人漁師の一部も日本人漁師を支援した。最も効果のあったのは他の産業の反日的な団体までも日本人漁師を支援したことだろう。この結果、漁業省は日本人漁師への漁業ライセンス削減を停止した。

1922 年以降の 8 年間で、1,253 人の日本人漁師が漁業から追い出された。そのうちの何人かは漁船の船員や缶詰工場の労働者として漁業関係の仕事を続けた。失望して日本に帰国したものもいた。大部分はなんとか他の仕事を見つけた。しかし、これは日本人漁師が移動して行った仕事先の経営者や労働者にとっては問題になった。連邦政府の政策は近視眼的で場当たりであった。漁業と同様な問題が他の産業でも起こった。漁業からの日本人締め出し政策を批判するものは、当初からこの政策は日本人を他の産業に移動するだけで、また新たな問題を白人労働者に起こすだけであり、日本人を BC 州から排除するほかに日本人労働者との競争をなくすことは出来ないと主張した。

このような事情があるので、日本人漁師が漁業ライセンスの更なる削減停止を嘆願した時に、日本人漁師を支持して漁業大臣のアーサー・カーディンに、日本人を漁業から追い出して陸の仕事に侵入させないように要請した人達もいた。例えば、リッチモンド商工会は日本人が農業を始めることを危惧して、カーディンに連邦政府の日本人漁師への漁業ライセンス削減政策を停止するように要請して次のように述べた。

> 漁業ライセンスを取り上げられて陸の仕事を探す日本人漁師は、未熟練労働者として白人労働者を脅かし、また白人農業労働者の直接な驚異となっている[29]。

漁業ライセンス問題は振り出しに戻った。バンクーバーの「プロビンス」紙もこれを認めて社説に次のような書いた。

> 我々は東洋人問題の処理で東洋人を不正に扱ってきた。その上、政策はまったく効果がなかった。我々は東洋人を漁業から追い出したが、東洋人は林業や農業に侵入してしまった。次に我々は東洋人が農業で働くのを妨害した。すると東洋人は町でビジネスを始めた。我々はBC州の東洋人の数を減少したのではなく、ただあちこちに追い回しただけだった[30]。

このような陰湿な規制は製材業にもあった。製材業では東洋人に対する敵意は20世紀初頭からずっと続いていて、この業界の特徴になっていた。戦時中の木材需要と製材業の労働者不足が戦争の終了と共になくなると、日本人労働者は漁業と同様に白人にとって厄介者になった。戦争終了時、製材業では労働者の13パーセントにあたる1,565人が日本人であった。中国人と一緒にすると東洋人は42パーセントに上った[31]。

1925年にBC州議会は「男子労働者最低賃金法」を可決して、東洋人労働者問題をある程度解決した。東洋人労働者にとってこの法律は進歩的な法律であった。しかし、実際は1次間40セントの最低賃金は、それより低い賃金で働いていた東洋人の雇用を制限するものだった。日本人労働者は最低賃金よりはるかに低い25セント以下の賃金で働いていた。白人の製材工場労働はは日本人よりずっと能率がよいので賃金も高いとされていた[32]。白人労働者の高賃金を説明するもっと不思議な理由もあった。白人労働者は予想できない非常事態に対応する能力がある、とういうものであった[33]。このような理由やその他の複雑な理由は、実は雇用者がまったく賃金交渉力のない東洋人労働者を低賃金で雇うための隠れ蓑であった。特に日本人労働者には賃金交渉力がなく、雇用主の提供する低賃金で働く他に方法がなかった。

最低賃金法は製材業経営者のこのような慣習を終了させた。この法律によって設立された「賃金調整委員会」は、もし経営者が東洋人にも最低賃金を払うようになれば、東洋人を雇うことを止めるだろうと推測した。そして、実際このようになった。BC州全体で986人の日本人が解雇された。

経営者は低賃金労働者がいなくなって不満であった。1934年、BC州労使関係委員会が勧告して、製材業では労働者の25パーセントまでは1次間25セントで雇えるようになり、最低賃金は35セントに変更された。この改正ではどの様な労働者がこの25パーセントに含まれるかは規程されてなかったが、経営者は日本人労働者だけに25セントの賃金を適用した。

日本人漁師は自分で漁獲高をある程度管理することが出来たので、人種にかかわらずある程度収入も管理できた。しかし、製材業では人種による賃金の差があるというカースト制度が存在した。また、伐採・製材関係の労働者は、戦闘的な漁師とは違い、面と向かって経営者と対決することを嫌った。「伐採・製材労働者組合」は「商工労働会議」から「人種の平等」という抽象的な権利を獲得したが、「同じ仕事は同じ賃金」を獲得することは出来なかった。

毎日の暮らしに苦労する日本人漁師と対象的に、独立して伐採業や製材業を始める日本人移住者が出てきた。1890 年代には日本人が経営する 3 つの伐採・製材業が成立し、1930 年代初頭には１４にまで増加した。この内、12 の伐採・製材業の投資額は 1,948,000 ドルになった。そして毎年、1,185,000 ドルの木材を生産し、大半を日本に輸出した。製材業で最大のものはバンクーバー島のロイストン木材会社で、日本人移住者が 1916 年に 3 万ドルで購入したが、20 年後にその価値は 10 倍になった。毎月、総額 6,000 ドルの給料を 12 人の白人と 3 人の中国人を含む 81 人のいろいろな人種からなる労働者に支払っていた。

このような人目を引く日本人移住者の成功を白人は疑いの目で見た。日本人移住者が商売で成功することを白人は「日本人の平和的な侵略」と呼び、資本金は日本から出ているに違いなく、日本政府の陰謀の一環だと疑った[34]。日本人移住者が中流家庭向きの家を購入したり、借りたりしただけで同様の疑惑を生んだ。町で日本人移住者が商店を開くと、日本領事館が資本金を出したに違いないと思われた。そして、日本人移住者の経営する伐採業や製材業は日本の大企業の一部であって戦略的に重要な場所に建設されているとされた。日本人移住者は儲からない鉱山も経営しており、ここには日本軍が BC 州を侵略した時に必要な物資が貯蔵されているとされた。これらの噂にはなんの根拠もなかった。

日本人移住者から見れば、日本人が経営者として成功したのは「厳しい労働、進取の気性と能力」によるものだった。このような成功者の一人が「木材王」と呼ばれた花月永吉（かげつえいきち）でバンクーバー島のナナイモから 80 キロ離れた所にあったファニー・ベイ伐採会社を所有していた。カゲツは伐採現場で働いて貯めた 500 ドルの一部を、バンクーバー島の 65 万平方メートルの森林の伐採権購入の手付金として支払った、何年もかけて会社を大きくして、ファニー・ベイの主要な伐採現場には 20 万ドルの投資をした。会社は毎年 135,500 ドルの材木を販売し 70 人を雇用した。花月がコウイーチャン・レイク近くに新しい伐採現場を建設しようとすると、カナダ退役軍人会ブリタニア支部事務局長が連邦政府防衛大臣イアン・マッケンジーに手紙を出し、花月の伐採現場は「カナダ防衛に重要な場所」なので土地を花月に売却しないように要請した[35]。日本人移住者の低い生活水準は白人にとって脅威だとされていたが、日本人移住者が金持ちになれば、それも白人にとっては我慢ならない脅威であった。

花月ほど成功した者はごく稀であったが、陸の仕事についた多くの日本人移住者は白人からの経済的嫌がらせを嫌って、独立して自由で安定した仕事をしたいと願っていた。漁業から陸の仕事へ大量の日本人漁師が移動したのは自ら求めてではなく、白人の圧力で漁業から追放されたからであった。白人による日本人移住者の経済的差別は、この例のように日本人移住者を一つの職業から次の職業へと移動させる結果になった。しかし、日本人移住者はこの移動を通じて社会的に上の職業に移動していった。例えば、鉄道工事労働者から工場労働者、農業労働者への移動であった。日本人労働者の最後の移動先は陸の仕事であった。他の産業や職業で差別が厳しくなればそれだけ、陸の仕事に就く日本人移住者が増加した。

日本人移民の多くは日本の小さな農村から来たので、カナダで貯めた資金を使って日本で従事していた農業で成功したいと思うのは自然であった[36]。日本には農業を大切にする伝統があった。もしカナダで農業で成功すれば、それは他の産業や職業で得られない社会的尊敬を得ることが出来るとおもわれた。農地、庭、果樹園の仕事が独立する機会が一番高かった。日本人移民にとって賃金労働者の生活を逃れる一番やさしい方法は農業に従事することだった。日本で小さな農地を集約的に農耕していた日本人移民にとって、未開拓地がたくさんあったカナダでは、小さな農地を手に入

れて農業で生活することが出来た。日本人移民は野菜の栽培に通じていた。野菜は手間がかかったが資本金が少なくて済み、収入も悪くなかった。また独立して仕事が出来るので、英語の知識も少なくてすんだ。英語が不自由なことは日本人移民にとって仕事をする上で大きな障壁であった。

日本人移民の「農業に戻ろう」という動きは古くからあった。20 世紀初頭の 10 年にカナダに鉄道労働者として移住してきた日本人は、鉄道建設の仕事が季節的で不安定なことに失望して農業に移動した。また第一次世界大戦中に農産物価格が高騰したことも日本人移民を農業に引き付けた。しかし日本人漁民が農業に移動する過程は今までとは異なった。

例えばスティーブストンでは漁業から追放された漁師が、土壌が農業に適したデルタ地域で農業を始めた。1923 年、日本人漁師が大量に漁業ライセンスを停止された時にスティーブストン日本人農業会社が設立され、会社の株を売って集めた資金で 32 万平方メートルの農地を購入した。会社はこの農地と農機具を以前の漁師に貸した。時には、農産物からの収入があるまで生活費も貸した。これは日本の伝統的な方法で、スティーブストンではよく機能した。スティーブストンは日本人漁師の漁業ライセンス削減の影響が一番大きかったところなのでこのような組織が大変役立った。

漁業や他の産業から追放された日本人が次々に農業を始めた。1927 年に東洋系移民が BC 州の産業を「乗っ取っている」ことを証明するために BC 州議会に提出された調査によれば、日本人移民は 2,664,183 ドルの価値のある土地と資産を所有または賃貸していた。そして、連邦政府農業省の統計によれば、この内日本人移民が所有していた農地は 37 平方キロメートルで、1,252,063 ドルの市場価値があった[37]。

日本人移民は未開拓の農地から樹木、木の根、藪を苦労して除去した。誰か一人が農地の開拓に成功すると他の日本人が近くに未開拓の土地を購入して開拓を始めた。ほとんど全ての場合に日本人移民は今まで打ち捨てられたいた未開拓の土地を購入して、厳しい労働と時間を費やして農地に改造した。メープル・リッジ地域は誰も住んでいない荒れ地であったが、日本人移民が農業の盛んな地域に改造した。日本人農民はこれを「日本人の労働、勤勉、粘り強さの記念碑」と呼んだ[38]。

日本人が最初に栽培したのはイチゴであった。日本人は小さな土地で労働集約的に栽培できるベリー類や小さな果実の栽培が得意であった。日本人農家はすぐに柔らかな果実類の生産で白人農家を凌ぎ、フレーザー河流域地域で 63 パーセントの作付面積を持つようになった。政府の調査によれば 1934 年に日本人農家はフレーザー河流域地域のベリー生産の 85 パーセントを占めた。調査はこれを日本人農家は「他のグループより土地をずっと労働集約的に効率的に使用する」ためだと結論した[39]。

ポート・ハモンドの白人農家の一人が日本人農家について次のような驚きを表明している。この感想は日本人農家が農業で一生懸命に仕事をすることを快く思わない白人農家に共通するものであった。

> しばらく前に母が 7 万平方メートルの荒れ地を日本人農家に売った。伐採の後の大きな木の根や藪ばかりだし土壌も悪いので、価値のある農地にはならないだろうと思った。昨年の冬、薪を取るためにこの土地に行った。すると、驚いたことにこの日本人農家はたった 18 ヵ月で土地を開拓して生産性の高いベリー農地にしてしまった。白人農家なら 3 年はかかった 1 万 8 千平方メートルの土地開拓をたった 18 ヵ月で終了してしまった[40]。

このような「効率性」も白人は日本からの資本による日本帝国の「平和的侵略」とおもった。もしそうだとしても、それは日本人農家夫婦の預かり知らぬことだった。日本人農家では休むことなく働く主婦の存在を欠かすことができなかった。

写真花嫁はツルハシとシャベルを持って夫と一緒に土地の開拓とイチゴの植え付けをした。家事の傍らクワで畑を耕しイチゴの世話をした。朝早く起き、夜１１次に寝た。朝起きると直ぐに鶏と馬に餌を与えた。次に朝食を用意して片付け、家族と畑に出て馬を使って耕し、夕食前に家に戻って夕食の用意、後片付けをした。そして、また畑に戻った。べりーの収穫の時は朝から晩までべりーを収穫し箱詰めした。そのうえ急いで家事もこなした。べりーのシーズンが終わると果実の缶詰工場に働きに行く者や家政婦として働く者もいた。これら日本人パイオニアは有給休暇など夢にも思ったことはなかった。主婦は一年中働き、子供も小さい時から働くように訓練された[41]。

日本人は休みなく働いたが、日本人によって自分の仕事を脅かされる白人は、これを日本人の美徳と称賛するわけにはいかなかった。しかし、日本人農家がフレーザー河流域地域のべりー農業で独占的地位を獲得することを白人農家は妨害しなかった。他の産業や職業に見られたような法律的または実質的な日本人に対する制限もなく、人種間関係も他の産業に比べてそれほど緊張していなかった。

東洋系カナダ人による土地獲得禁止を法律化しようとする人たちは、日本人農家は市場を自分たちの農産物でいっぱいにして価格を下げていると主張し、日本人農家を追放しようとした。確かに日本人が農業を始めた初期には、農産物の出荷方法を知らず、一度にたくさん出荷して BC 州や平原州のベリー類の価格を不安定にしたことがあった。そして、この時期には日本人農家追放という運動が盛んだった。しかし、日本人農家が農産物協同組合やいろいろな移民グループが参加しているベリー類生産者連合会で働くにつれて、このような緊張も緩和された。

日本人の最初の生産者組合は 1927 年にポート・ハネーの山家安太郎（やまが　やすたろう）によって結成されたメープル・リッジ・べりー生産者協同組合だった。山家は日本人と白人との関係を良好にしようという努力の推進者だった。その後、フレーザー河流域地域に日本人の協同組合がたくさん作られたが、日本人農家の協同の利益を守るために「合同農家協会」に統一された。合同農家協会の年次総会には白人農家も出席した。「農産物販売法」の下で白人と日本人農家は協同でフレーザー河流域地域の小さな果実とルバーブの販売規則を提出し、日本人 1 人白人 2 人からなる販売委員会の設立を提案した。日本人農家の中にはこの比率の委員選出に納得しないものもいた。理由は日本人農家の出荷額が 80 パーセントを越えていたからであった。しかし、このような日本人と白人両者による経済的利益のための結託は BC 州では稀であった。

日本人農家に対する白人の敵意は、日本人が農業に流入を始めた当初から潜在していたが、徐々に明らかになってきた。日本人農家が増加するにつれて、白人農家は日本移民と日本移民の土地保有に反対する継続的で広範囲な運動を始めた。1925 年 4 月、ビクトリアの「タイムズ」紙は「BC 州日本人土地所有禁止法制定を強く促す」という社説を掲載した。フレーザー河流域地域を選挙区とする連邦保守党議員のハリー・バーバーは連邦議会下院でカナダもナタール法を採用して日本人のカナダ入国を禁止すべきだと主張した。「農家組織諮問委員会」は連邦政府農業大臣に次のように要請した。

> ・・・この法案で中国人および日本人が BC 州の土地を所有、売買、賃借することを禁止するか、または他の方法で土地を所有する権利に条件をつけること[42]。

既に「農業に関する特別委員会」がこの問題を審議しているのを理由に、バーバーは自分の提案は「まったく合理的であり、最も望ましい」と主張した。

新たに日本人移民との競争に直面した農業関連の白人は、以前日本人移民と競争した漁業関係者、林業関係者と同様の反応を見せた。新聞に投稿し、業界紙に記事を書き、連邦議会に陳情した。過激な「カナダ白人協会」の理事には農業団体の会員が加わっていた。この協会の書紀のチャールズ・ホープは BC 州議会への陳情書に、日本人移民が農業に広く浸透していると警告した。

> 日本人はイチゴのほぼ全部とラズベリーの半分を生産している・・・日本人はオカナガン地域で農業に定着し、オカナガン地域とフレーザー河下流地域では酪農にも進出を始めた・・・状況は日増しに悪化している。しかし、最も憂いべきことは、将来どうなるかである[43]。

バーバーは「マックリーンズ」雑誌にもこのような悲観的な予測を投稿したが、日本人移民を農業から追放するのは難しく思えた。

日本人の農業への進出はバンクーバーで日本人が商業活動を始めたのと時期を同じにしていた。バンクーバーには 1931 年にカナダ在住の日本人の三分の一にあたる 8,328 人が住んでいた。日本人はバンクーバー全体に住んでいたが、半数以上の 4,520 人はパウエル街の日本人地区に住んでいた。日本から妻が到着すると移住者はバンクーバーのさびれつつあった商店やサービス業の多い地区とその周辺に住居を求めた。後に「リトル東京」と呼ばれるようになった地区であった。パウエル街のリトル東京の他にも、フォールス・クリーク南岸の安っぽい家が立ち並ぶ地区と、製材所と屋根板工場近くの小屋に住む人もいた。この３つがバンクーバーで日本人移住者の大部分が住む地区であった。

バンクーバーの日本人賃金労働者は製材工場、造園、便利屋、家政婦、ホテルのサービス業などで未熟練労働者として働いた。しかし、このうち半数は様々な独立した商業活動をしていた。日本人の経営する小さな商店やサービス業は 1880 年代には既に存在していていて、仕事を求めてあちこち移動する日本人移住者を客としていた。1900 年代に日本人移住者が増加すると、小さな商店、市場、下宿屋、料理屋などが同じ地区に店を開いた。そして、これら日本人移住者の生活を支える中核となるビジネスの周辺に、洗濯屋、風呂屋、ビリヤード屋、時計屋、他のサービス店、レクレーション施設などの店が開いた。1920 年代になると日本人経営者の店は急激に増加した。1892 年から 1931 年までの間に存在した日本人経営者の店 60 軒の内の半分以上が、この時期に商売を始めた店だった。

1931 年にはバンクーバーの日本人移住者の持つ商業ライセンスは 858 に上っていた。東洋人以外のカナダ人が持つ商業ライセンスは 10,772 であった。排日主義者は日本人移住者の持つ商業ライセンスが多すぎると言って次のことを指摘した。日本人移住者は 10 人に１人が商業ライセンスを持っているが、東洋人以外のカナダ人は 21 人に１人しか商業ライセンスを持っていない。日本人ドレスメーカーと魚屋は日本人以外のカナダ人と同数の商業ライセンスを持っている。また白人にとって日本人の経営する洗濯屋、床屋、下宿屋、八百屋、タバコ屋は自分たちの商売を脅かす競争相手になった。日本人の経営する店は日本人の集中する地区だけでなく、バンクーバー市の他の地区にも進出を始めた。

大部分の日本人商店は日本人移住者だけを客にした商売をしばらく続けていたが、白人客を相手にするために日本人地区以外に店を構える人が出てきた。排日主義者にとっては、日本人は中国人

と同様に「東洋のユダヤ人」となってバンクーバー市の商業で圧倒的な地位を占める寸前まで来ていると思えた。排日主義者の一人が次のように述べている。

> 日本人商店がペンダー・ストリート・イーストを占拠した。日本人は知らない間に、着実にそして毎年速度を早めてロブソン・ストリート、デービー・ストリート、グランビル・ストリートの一部、その他のバンクーバーのいろいろな商業地区に進出している。わずか 10 年前に日本人や中国人の経営する店が一軒もなかったところである。白人の卸売店や小売店は東洋人商店に客を奪われている。もし東洋人が過去 10 年の速度でこれから 10 年も店を出していけば、バンクーバーの最良の商業地区はちょうど香港や上海の商業地区のようになってしまうだろう。東洋人の経営する店が立ち並び、東洋人たちが店で働いている。そして、カナダ生まれで、我々の税金で教育を受けた頭のよい若い日本人と中国人が、バンクーバー市の商業を支配するだろう。バンクーバーはちょうど現在ユダヤ人がニューヨーク市の商業を支配しているのと同じ状況になる[44]。

バンクーバーの「プロビンス」紙と「モーニング・スター」紙が東洋人商店の進出を危惧する記事を連載した。そして、この連載を集めた小冊子「東洋人の BC 州占拠」が発刊された。

しかし、この黄禍論は現実から程遠いものだった。東洋人商店の中で 200 軒を超えて一番多かったタバコ屋と菓子屋は、元が取れるかどうかという商売をしていた。八百屋と雑貨屋で賃金を払って手伝いを雇っていたところはごく少なかった。日本人の経営する「薬屋」が 7 軒あったが、実際に薬を販売していたのは 1 軒だけだった。日本人は参政権が無く、従って薬剤師の免許をとれなかった。この薬屋は白人と協同経営をして白人の薬剤師をおいていた。日本人の経営する下宿屋は 100 軒近くあったが、いずれも困窮したり仕事を渡り歩く労働者を客にしていた。その多くは生活保護を受ける白人労働者であった。日本人の乾物屋、靴の修理屋、写真館、灯油屋、時計修理屋、自動車修理屋、文房具屋の年間純収入はわずか 1,170 ドルであった。

日本人の経営する商店で一番大きかったのが年間粗収入 80 万ドルの「日加合同貯蓄会社」だった。また、輸出会社が９つあり、主に日本に小麦、木材、魚の塩漬けを総額 2,119,000 ドル輸出していた。日本人の経営する雑貨製造、卸売、紙箱の製造、飲料、和菓子の製造、日本から食品、布、おもちゃの輸入をする店があった。日本人が商業で成功した例としては、年間売上が 63 万ドルになる食料雑貨店、18 万ドルの魚屋があった。また、女性衣料と絹製品を売る店は数軒あり年間の総売上高は 45 万ドルになった。これらの成功した商店経営者の年間平均粗収入は 8,740 ドルになり、医者と歯医者の 2,800 ドル、熟練工の 2,410 ドル、一般労働者の 750 ドルを遥かに上回るものだった。

庭師になった日本人も多かった。庭師の仕事は季節に左右され、収入が安定しなかったが、資本金が少なくてすんだ。契約で庭の手入れをする仕事は、日本人移住者の特徴的な仕事になり多くの人が従事した。日本人が日本の伝統と自分たちの経験を発揮できる職業だった。庭師に必要なものは中古トラック、芝刈り機、ホースと庭の手入れに必要な道具だけだった。しかし、フルタイムの仕事が少なく、排日的な白人が日本人庭師を忌避するという問題があった。

カナダに定着することを決めた日本人移住者は、経済的に上昇の上限に達し、その位置を確実に維持する努力を始めた。日本人のビジネスの多くは家族労働に頼ることで存続していた。それにしても、これは日本人移住者にとっては誇るべき成果であった。日本人労働者の半数近くが経済的に一番底辺の位置から始めて、数十年以内に白人経営者を脅かす存在にまでなったのは驚くべきことだった。

白人は排日を日本人移民との競争やその他いろいろな理由を付けて正当化したが、日本人移民のカナダ定着の特殊な地理的形式がその一つの原因となった。日本人移民の多くはBC州で一番人口密度の高いバンクーバーとフレーザー河河口地域の村、それにバンクーバー島の東西の海岸地域に定住した。そのため、日本人移民の75パーセント以上がバンクーバー市中心部から80キロないし120キロ以内に住んでいた。そして、ここはまた白人が多く住んでいた地域であり、日本人は日常的に白人と接触することになった。ドーコボー信者たちのように人口稠密地帯から遠く離れたクーテネイ・バレーのようなところに定着しないで、地理的にも経済的にもカナダ人多数派が大勢生活しているところに日本人移民は定着した。

日本人移民は外見的にカナダの多数派と異なっていて目立った。もし22,205人の日本人移民が1千百万人のカナダ人の中に混じって、カナダ中に分散して住んでいれば目立たなかっただろう。しかし、日本人移民の95パーセントがごく限られた地域、それも白人人口密度のとても高い地域に住んでいた。この地理的な集中が日本人移民の目立った特徴だったので、排日主義者にこれは誰かに指示された意図的なものだという排日の理由を与えた。

日本人のBC州への浸透は誰か中央の権威によって管理され命令されたものに違いない。日本人の世界各地への浸透とまったく同じ形をとっているのがその証拠である。秩序正しく乱れることなく継続して行われている。この様な浸透は民族的に同質で、戦闘的でよく組織された帝国主義者だから可能なのだ。そして、この組織された浸透はフレーザー河両岸地域で始まり、現在では白人以外を入れなかったオカナガン地域にまで延長された[45]。これらが排日主義者の主張だった。BC州には日本人より多い27,139人の中国人が住んでいたが、危険とは見なされれいなかった。1931年のBC州の人口は694,263人で、この内50,951人がアジア系であった。BC州住民の13人に1人の割合だった。

日本人移民がBC州を飲み込んでしまい、BC州で一番優勢な人種になることを恐れる排日主義者は、日本人の生殖能力の高さがこの動かぬ証拠だと主張した。確かに1920年代に日本人移民はBC州の移民グループの中で一番高い人口増加率を示していた。これを排日主義者は身の毛のよだつことと捉えていた。

> 日本人の男は妻を欲し、金さえもっていれば日本人の女を見つけることが出来る。それで、日本人は結婚して子供を作り、平和的にBC州のビジネスに浸透している[46]。

「1931年にBC州で生まれた赤ん坊の8人に1人が日本人である。」とバンクーバーの「プロビンス」紙の見出しが伝えている。この年、BC州で1,342人の日本人が生まれた[47]。移民のカナダ生まれの子供に参政権を与えることの危険について伝える「マックリーンズ」雑誌の記事は次の様に始まっている。「毎年、BC州では600名の茶色の皮膚と黒い目をした赤ん坊が生まれる[48]。」BC州議会の演説でも同じ様な内容の答弁が続いた。「統計によればBC州で毎年東洋系の自然増が続いている。毎年、警戒すべき速度で東洋系の人口が増加している[49]。」

確かに日本人移民の出生率は他の移民グループの2倍から4倍近かった[50]。しかし、排日主義者が大げさに日本人の出生率の高さを吹聴した時に無視したのは、この高い出生率は出産適齢期の女性が大量に日本から到着したことによる一時的なものであることだった。誰かの命令で子供を沢山生んだのでもなければ、日本人の生殖能力が他の人種より高いわけでもなかった。この時期に先立つ20年間に主に独身日本人男性が移住してきたので、それら日本人男性と結婚する日本人女性が大挙して移住してきて、日本人社会の男女比率が正常に戻っただけだった。

1931 年までに日本人移民の高い出生率は終わりを告げた。日本人移民の平均年齢が 40 才を越え、それに伴って出産数も減少した。その上、写真妻の自由なカナダ入国もなくなった。そして、日本人移民二世が子供を作るまでにはまだ時間があった。1931 年が出産のピークでそれ以降は出産数は急激に減少を始め、他の移民グループの出生率と同じになった。それにも拘わらず日本人移民が急増するという予言は続いた。日本人移民はすで制限されていて、排日主義者の政治的な目的にしかならなかったので、新たに日本人移民の高い出生率という嘘が大衆向けの排日論争に使われるようになった。

この時期に極端な排日主義者は一つの共通の目標を持つに至った。それは全ての日本人をカナダから追放するということであった。この様な状況にあって、日本人移民は将来に希望を抱かせるような小さな勝利を勝ち取った。日系カナダ人の中に、1914 年から 1918 年までカナダ軍に入隊してヨーロッパに行き、第一次世界大戦を戦った者がいた。53 人の戦死者を出したが、この時まで生存していた日系人退役軍人が参政権を得たことであった。この参政権獲得も様々の障害があり、退役軍人に参政権を授与するという原則があったにもかかわらす、嫌々ながら日系カナダ人の功績を認めるというような形で参政権が承認されたのであった。

1931 年春、日本人退役軍人は BC 州議会が退役軍人に参政権を授与するという法案を審議すると聞くと、日本人社会の皆と一緒になって参政権獲得運動を始めた。この時までに日本人は BC 州議会議員で BC 沿岸の島々を選挙区に持つ保守党議員のマックグレゴー・マッキントッシュ及び数名の議員の支持を獲得していた。これらの議員は自分自身も退役軍人であった。マッキントッショは議会で日本人兵士の「稀に見る勇敢さ」を称賛した後で、「ユニオンジャックの下で戦った日本人兵士に「我々の慈悲深い精神を示すために」参政権を授与すべきだと演説した[51]。議会で反対した議員の理由は従来の排日主義者のものと同じであった。

退役軍人に参政権を授与することを審議した議会委員会で、この法案から日本人退役軍人を除外するという修正案が提出された。この修正案は賛成 18 反対 18 になり、委員会委員長が賛成して可決された。しかし、翌日の州議会の審議で日本人退役軍人に参政権を与えるという法案の審議があり、この時は賛成が反対より一票多く法案は可決された。日本人退役軍人への参政権授与に反対したのは、トルミー首相の内閣であった。1 名を除いてすべての閣僚が反対した。この採決は党派別ではなく、個人の価値観の基づいていた。採決の内訳は賛成が保守党議員 11 名、自由党議員 7 名、労働党議員 1 名で、反対は保守党議員 17 名、自由党議員 1 名であった。この法案は 1931 年 4 月 1 日に BC 州議会を通過した。

日本人社会はこの僅差の勝利を、ますます排日感情が高まる BC 州の趨勢に対抗するものとして歓迎した。バンクーバーの「日本ホール」の開かれた報告会で、法案を歓迎する演説が幾つもなされた。これらの演説に共通するものは、この勝利が「二世全員が参政権を獲得する先駆けにになる」というものだった。

しかし、日本人退役軍人の参政権獲得を支持した者さえ、BC 州議会に「退役軍人の参政権はその子孫に継続しない」ことを注意深く確約していた[52]。ビクトリアの「タイムズ」紙は参政権授与の決定を「著しく公平」と評価したが、新聞への投稿には危険な前例を作り、将来白人の産業活動に深刻な影響をもたらすというものが多かった。日本人退役軍人には他の方法で報奨を与えようという提案もあった。

> 日本人退役軍人に生涯年金を与え、日本へ帰る交通費もあげよう。年金はカナダで貰うより日本で貰うほうが 5 倍は価値がある。もし、東洋人に参政権授与を始めれば、次の世代の全ての東洋人が参政権を要求する[53]。

日本人退役軍人が参政権を得たのは、たまたま BC 議会議員に退役軍人がいて、同じ退役軍人だということで風変わりな決定をしたのだった。自分たちが軍人としてカナダに貢献したことを宣伝するためのようだった。

しかし、同じ BC 州議員は日本人漁師を漁業から完全に排斥しようとしていた紛れもない排日主義者であった。日本人退役軍人も漁師もともに帰化カナダ人であるか、またはカナダ生まれのカナダ人であった。わずか数年の内にマッキントッシュ大尉は熱烈な排日主義者として活動を始めた。日本人退役軍人の参政権を主張したことは忘れてしまったようだった。マッキントッシュは 10 年計画で全ての日本人を日本に追放することを提唱した。日本人はユーラシア大陸特有の悪徳を身に着けた人種で、国外追放しなければ 40 年で白人を根絶させてしまうと主張した。また、カナダ生まれの日本人に参政権を与えれば、BC 州議会は「日本人内閣」によって支配されてしまうとも主張した。「多分将来、精神の脆弱な政党が日本人に参政権を与えることになるだろう」と宣告した[54]。

1931 年 4 月 1 日、日本人退役軍人が参政権を得た日、日本人移民は将来自分たちも参政権を得られるという大きな夢を見た。日本人退役軍人の参政権獲得に尽力したサブロウ・シノブはビクトリアの友人に次のような手紙を送った。

> 私は全ての日本人の将来を考えてしまう。この手紙を書いていると、日本人の将来のことを想像して、何故かわからないが涙が止まらない[55]。

日本人退役軍人の参政権獲得祝賀晩餐会で、日本人退役軍人は第一次世界大戦で英国軍兵士に人気のあった歌「ティッペラリーまではまだ遠い」と日本の軍歌「戦友」を歌った。日本人退役軍人は気が付かなかったもしれないが、「戦友」の歌詞にはつぎの文が入っていた「ここはお国の何百里、離れて遠い満州の、赤い夕陽に照らされて、友は野末の石の下。」（目次に戻る）

第７章　　世代　（第７章注に行く）

パウエル街とは 5 番通りとメイン通りに囲まれた地域と公園は、

日系人社会の中核であり、

日系人が大きな夢を育むための場所である。

マーク・トーヤマ

日系人社会で二世は成年に達し、両親の世代が苦労を惜しまず築いてきた日々の言動や立ち居振る舞いからなる日系社会の伝統に挑戦するようになった。このため両親の世代の指導力と権威が少しずつ二世に侵食されていった。そして二世が自分たちの置かれた貧弱な市民権の状態に抗議することに精力を傾けるようになると、日系社会の関心はカナダ生まれの日系人の市民権獲得に向いていった。BC 州に日本人が移住してきてから 40 年を経った 1931 年当時、二世の数は 10,778 人に達しており、もはやただの数だけの存在ではなく、日系人社会を担うグループの一つに成長していた。

新しい世代は年齢的には若かったが、真珠湾攻撃に先立つ 10 年間に自分たちの状態を考察し、日系人がカナダにおける二流の市民に過ぎない状態を、組織を作って改善するさきがけとなる活動を開始していた。それまでの数十年間、日系人は日本から移住してきてカナダ国籍を獲得した人も、カナダ生まれでカナダ国籍を持っている人も等しく選挙権を持つことを拒否されていた。このことは日系人に様々な負の影響を及ぼした。日系人は法律的にまたは実質的に様々な職業に就くことが出来なかった。また職業に就けても、日系人の就労者数に制限が設けられていた。これらの制限は国籍によるものではなく、あれこれ理由を付けていたが、結局は人種によるものが多かった。このような日系人の拒否と制限はカナダ人の日系人に対する偏見がその基にあった。日系人はたとえ二世、三世であっても、他の人種のカナダ人に比べると「カナダ人であること」が少ないと信じられていた。日系カナダ人は根本的に外国人であり、カナダ社会に同化することが出来ない人たちと考えられていた。

参政権問題は二世にとって象徴的に大事な意味を持っていた。一世で第一次世界大戦に義勇兵として参戦した人には参政権が与えられていたが、参政権が他の日系人にまで拡張されることはまずなさそうに思えた。１９３１年以来 BC 州議会で可決されたいくつかの決議を見ても、BC 州は日系人の参政権の拡張については「変わることなく反対」であることが明白であった。

しかし、二世は義務教育と大学教育の中で参政権のないままの納税義務は政治的迫害の一種であり、他の恵まれた人たちと同様の政治的権利と平等の獲得を目指して奮闘することは意味のあることだと教えられた。自分たちが人種的な起源を理由に選挙に参加出来ないことは、「民主主義」と「公平な競争」は実在するものであり且つ普遍的な正当性を持つという理想を信じて成長した二世にとって屈辱以外の何者でもなかった。その上、両親から日系人は何千年と続く文化遺産を持つ立派な人間であるという信念を受け継いでいた。

二世はカナダ市民としての権利は名前ばかりで、実際は拒否されていたにもかかわらず、代議政治制度と個人の権利を熱烈に信じていた。二世は自分たちの差別に対する抗議が無視されると、参政権を獲得出来れば差別を是正することができる、少なくとも日系人の窮状にカナダ人の注目を集めることができると考えた。この二世の信念はだんだんと幻想と思えるまでに誇張されていき、現代民主主義では政治的権利が一番重要であると思うまでになった。二世の不正義に対する怒りは大

きくなっていったが、それでも民主主義を標榜するカナダは究極的にはその理念を実行に移すに違いないという思いで和らげられた。

ブリティッシュ・コロンビア大学の「日系人学生クラブ（Japanese Students Club）」を中心とする二世のグループは、日系人の厳しい現状をカナダ人一般に知らせる方法を探した。そして、もし日系人の直面する問題を一般のカナダ人に、政治家の大げさな弁舌を通してではなく、しっかりとした事実を使って知らせることが出きたら、カナダの民主主義の原則が日系人にも適用される時が来ると考えた。このような観点から１９３５年に「BC 州の日系二世の調査報告（Report of the Survey of the Second Generation Japanese in British Columbia[2]）が作成された。報告書は緻密な現地調査に基づいた日系二世の様々な現状と将来への願望を記述している。調査はアルバータ大学を卒業してブリティッシュ・コロンビア大学大学院で建築を勉強していたノブイチ・ヤマオカが監督した。そして、調査のアドバイザーの一人にブリティッシュ・コロンビア大学経済・政治学部学部長のヘンリー・フォーブス・アンガスが参加していた。アンガスは日系人二世の参政権獲得の強力な支持者で、当時の日系人にとって暗い時代に自分たちを鼓舞してくれる数少ない人たちの１人であった。

しかし、この報告書の作成に当たった委員会は自分たちで収集した事実の解釈について意見を一致することが出来なかった。報告書には次のような気になる序文が付いている。

> 委員会には様々な意見があり、その結果、この報告書は統計だけを載せ、日系人と白人の代表者とのインタビューおよび討論会での意見を省くことになったのは残念なことである。

そして、本文の中で「（これは）個人的な問題と意見を載せることの危険を避ける」ためであり、このため報告書の内容が制限されてしまった、と述べている[3]。

確かに、この報告書の内容は注意深く控えめである。多分、この報告書が表面的に謙虚を装ったのは賢明な方策だったのだろう。しかし、この報告書の出版に責任を持った一世のグループである「カナダ日本人会（Canadian Japanese Association：CJA）」が二世の個人的意見を報告書に載せることを抑制したのははっきりしている。1936 年に二世がオタワの「選挙と参政権法に関する特別委員会（Special Committee on Elections and Franchise Acts）」に代表団を送ろうとした時に、CJA は日系人社会における自分たちの権威に対する挑戦と受け止めて反対した。以来、一世と二世の間には現状の変化を求める「適切な」方策についての深い溝が生まれた。

二世は自分たちの「同化能力」を誠実に深く信じていた。しかし「BC 州の息子たち（Native Sons of B.C.）」のような白人政治家たちは二世を次のように見ていた。

> カナダ生まれの日本人は自分たちをカナダ人と（100 パーセントカナダ人でも 1 パーセントカナダ人にしろ）思ったこともなければ、これかれも思うことは決してないであろう[4]。

二世は両親の世代と異なり、自分たちがカナダの二級市民であるいう烙印に抗議するする理由として、自分たちはすでに十分にカナダ風の生活に同化していると主張した。「BC 州の日系二世の調査報告」は客観的な事実を使って、日系二世は知的能力も社会的功績も他の移民カナダ人や白人カナダ人一般と比べて少なくとも同等であるから、参政権を獲得する資格があるということを明らかにするために作成された。

実際、二世は法律的、経済的平等を効果的に追求することが出来ないということを認識すると、自分たちが社会の下層に位置付けられていることへもっと明らかな抗議活動をするようになった。バンクーバーでは二世が自分たちの立場を明確に社会に伝達するために、日系英字新聞の発行が二

度試みられた。最初にホズミ・ヨネムラが 6 ページの月刊誌を発行した。期待を込めて「新時代（The New Age）」と命名されたが、1 年で廃刊された。次に、ピーター・マスダを編集人とする「日系カナダ人（The Japanese Canadian）」が発刊されたが、これも短期間で廃刊した。マスダはその後、寄席芸人の世界に入り、「ミスター・チャン、調子の良い洗濯屋」という芸名でバイオリンを弾いた。

しかし初期のこのような失敗はますます「我々はカナダ人だ。もっと完璧なカナダ人になろう」という信念を強固にした。例えば、英語を習熟するだけでなく、品位ある英語を使えることまでを求めた。そして他の日系人に対しても、日系人の行動に敏感な BC 州民に奇妙に見えることや不快に思えることを止めるように強く勧めた。「より良いカナダ人になること」はカナダ風の生活様式に同化するだけでなく、日系人の素質と文化遺産を活用してカナダをより豊かにすることになると信じた。

日系英語新聞の最初の二つの試みは失敗したが、変化を遂げていく日系社会に起きた重要な出来事の魁となった。これが 1938 年の「ニュー・カナディアン（The New Canadian）」紙の発行である。最初は資金がある時だけの発行だったが、すぐに毎週 1 回の発行になった。紙面の大きな部分を日系社会の出来事やスポーツ・ニュースに割いていたが、一番重要な話題は日系人とカナダ人との人種関係問題であった。

中でも重要なのが、日系人はカナダ風の生活を無条件に受け入れるように、という主張であった。活気に満ちた論説はバンクーバーの日刊紙や、時には全国紙に取り上げられるようになった。発刊第 1 号には第 3 回全カナダ日系市民連合会議の基調テーマの報告が掲載された。テーマは日系人がカナダ全土に分散する必要性を述べたもので、バンクーバーの日刊紙とカナダ新聞電報サービスで報道された。このように、ニュー・カナディアン紙とその論説は、日系カナダ人が自分たちの見解をカナダの多数派である白人に伝える最初の手段になった。

BC 州の全ての二世を「日系カナダ市民連盟（Japanese Canadian Citizens League：JCCL）」の下に組織する運動が既に始まっていた。ニュー・カナディアン紙の創立メンバーには、日系人をカナダ市民として無条件承認することを要求するこの運動の指導者が含まれていた。JCCL の結成は実際は主に日本を指向している一世を中心にした従来の権威に対する挑戦であったが、会員は誰もこの事実をはっきりと口にはださなかった。JCCL は 1936 年に、バンクーバーに以前からあった「日系カナダ市民協会（Japanese Canadian Citizens' Association：JCCA）」を統合して結成された。二世は自分たちの問題を解決するには、個人的な努力では出来ないことを認識していた。そして広く二世を代表し、出来るだけ両親の世代から独立して、「二世をカナダに欠くことの出来ない市民として、最終的に承認させることを追求するために十分な[5]」組織を意図して JCCA を結成した。結成当時は日系人の多い BC 州南西部の 7 つの支部から構成された。そして、18 歳以上の二世人口 2,000 人の中に支持者を増加していくことを目的にした。

JCCL の最初の行動は、結成されたばかりの組織としては野心的なものだった。会員は結成と同時に募金活動を始め、バンクーバーの弁護士 T.G.ノリスに、日系人が連邦議会選挙[6]に BC 州で投票できるように、法律の改正を要求する趣意書の作成を依頼した。また、連邦政府下院の「選挙と参政権法に関する特別委員会」で JCCL の提案を説明する 4 人の代表団を選んだ。

JCCL にこのような野心的な行動を取らせたのは、1936 年 2 月の連邦政府下院での討議であった。東バンクーバー選出の「共同連邦党（Co-operative Commonwealth Federation：CCF）」議員アンガス・マッキネスは CCF の政策の一環である東洋系カナダ人への参政権授与のに関連して、カナダが

参政権を与えていない全てのカナダ人をカナダから締め出す、という物議を醸す決議[7]を動議して、もしこれらの人を締め出さないのであれば、参政権を「カナダで生まれ、住んでいる人」に拡張することを激しく主張した。しかし、この動議を支持する議員は少数で、賛成 15 反対 186 で否決された。マッケインジー・キング首相は「東洋系カナダ人、またはカナダ人一般が東洋系カナダ人に参政権を授与しようと推進している[8]」とは認識していないと宣言し、この問題はカナダ自治領参政権法（Dominion Franchise Act）の修正条項が討議される時に討議されるべきだとした。

ノリスの作成した 62 ページの詳細な趣意書は厳格な客観性と抑制の効かない感情表現の混合した珍しいものだった。無味乾燥な専門的な記述と装飾過剰な文体が入り混じった趣意書とも言えた。趣意書の要点は次のとおりである。（１）日系人に差別的な法律は日系人の教育の欠如、英語力不足などを理由として制定されたが、このような状況はもはや存在しない（現在では日系人をいろいろな分野で無資格とするこれらの差別的法律は、日系人に対する圧政や日系人を締め出すご都合主義に使われている。）、（２）日系人に対する参政権の拒否は、英領北アメリカ法の下に州を連邦にまとめた連邦主義者たちの意に反して、カナダに地域主義をもたらしている。（３）参政権の拒否は経済的少数派を作り出している（これら経済的少数派は参政権を拒否されているのでカナダ社会に同化出来ず、将来カナダにとって難しい問題を引き起こす原因になる。）（４）参政権の拒否は世界のカナダに対する嫌悪感を助長している[9]。

二世の従来の出版物、たとえば慎重な表現で書かれた「BC 州の日系二世の調査報告」、と異なり、ノリスの趣意書に表現の控えめなところはない。例えば次のようである。「我々はカナダからすべての日系人を駆逐するか、それとも日系人に市民的権利と政治的権利をを与えてカナダ社会に同化させるためのあらゆる努力をしなければならない。現在の人種に基づいた参政権の拒否に匹敵するものは、ヒットラーのユダヤ人政策しかない。見識あるカナダ人は本当にこのような「人種による粛清」を望んでいるのか？カナダは日系人の参政権を拒否することで、ヒットラーの同じような非合理的な政策を採用してしまった。このままではカナダは長期的には、ドイツがヒットラーの政策を採用して招いた罪過より深刻な被害を被るだろう[10]。」

日系人の人権の主唱者たちには、カナダの日系人に対する態度をヒットラーのユダヤ人に対する態度と比較することがお気に入りの戦術となった。しかし、ノリスの趣意書に書かれたように、不満をつのらせた二世が政治的過激派になってカナダの政治状況に大打撃を与えるという終末論的なビジョンは、オタワの「選挙と参政権法に関する特別委員会」に派遣された二世代表団の目指したもっと穏やかな人道的な手段と合致していなかった。

5 月 22 日に二世代表団の 4 名が 12 名の特別委員会に出席した際に、一つ委員たちを驚かせたことが起きた。代表団が特別委員会に出席する直前に、委員長のボスウェルがマッキネスに「代表団には通訳が必要ですか？」と質問した。そして、代表団が話し始めると、委員全員が代表団が英語に流暢であることに驚愕した。例えば、トロント市ダバンポート選挙区選出の連邦保守党議員のジョン・リッチー・マックニコルは次のようなコメントをした。

> 私は代表団の皆様が大変素晴らしい英語能力を持っていることを祝福したい[11]。

代表団の英語の流暢なことに対するコメント自体、連邦議会議員の全てとカナダ人の大部分が日系カナダ人、特に二世の現状についての知識に欠けていたことを示していた。このことが反日政治家や圧力団体が日系人をステレオタイプ化し、「日系人はカナダに同化出来ない」という虚構でカナダ人をいとも簡単に騙すことの出来た原因である。

また、特別委員会の議事録から次のようなことが明らかになった。連邦議会で日本人問題に関する様々ことが議題に上ったが、連邦政府の二大政党、保守党と自由党、の議員で、ブリティッシュ・コロンビア州の日系人にとって生死に関わるほどの重要な問題があることを自覚している人はいないか、いても非常に稀であった。日系人に関しては日本に関する英連邦の政策、カナダの対日貿易政策が議員の関心の限界であった。特別委員会の公聴会が終了した時のマッコニルのコメントが、いかに東部カナダの連邦議員が日本人問題について無頓着であったかを示している。

> 私はBC州の日系人の状況（参政権の拒否、法律による制限、など）に少し驚いている。これにはなにか理由があるのだろう。このような状況に関して、わたしは良いとも悪いとも判断を控える。しかし、私はこの問題に関してどのような意見も受け入れる用意がある[12]。

二世代表団の4名、教師ヒデコ・ヒョウドウ、保険代理業ミノル・コバヤシ、歯医者エドワード・バンノ、そして大学講師S.I.ハヤカワはそろって二世の「順応性」について述べた。「二世は並外れたカナダ化の過程」を終了し、参政権を行使する条件が整っているという主張である。奇妙なことに、代表団が自分たちの状況を的確に説明する能力を示せば示すほど、代表団の立場は不利になったのであろう。というのは代表団が説明した二世の姿は、BC州で反日政治家が注意深く培ってきた二世のイメージとまったく違うものだったからである。ウィスコンシン州で英語を教えていたバンクーバー生まれの二世、ハヤカワは次のように公聴会で述べている。

> あなた方は私達がBC州の日系人の中の小さな特別なグループを代表しているだけで、日系カナダ人一般は私達ほど参政権には関心を持っていないと思っているかもしれない。これに関しては私は、私達がオタワで公聴会に出席できるように寄付をしてくれた人のリストを見てほしい、と答えたい。何百人という若い男子と女子がアイスクリームソーダに使うお金を倹約して、25セント、５０セント硬貨を寄付してくれた。日系カナダ人の父親の一人がこう言った。「もし私の子供たちが私には拒否された参政権を取れれば、私は安心して死ねる。」私達代表団はあなた達委員にこう言いたい。私達は日系二世一般よりすこしは恵まれているかもしれない。しかしこれは、あなた達委員があなたたちを連邦議員に選出した人たちより少しばかり、自分たちの意見を明瞭に述べることができる人たちであるのと同様な程度である[13]。

A.W.ニールは次のように委員たちに告げて、ハヤカワの意見に異議を唱えた。「代表団の魅力的なご婦人と洗練された紳士諸君は、私が選挙民を代表している程度以上に日系人を代表しているわけではない。日系人の僅かな人たちを代表しているのかもしれないが、参政権を求めている日系人の大部分を代表しているわけではない。ましては東洋系カナダ人を代表してはいない[14]。」代表団と、委員会から許可をえて公聴会に出席していたBC州の敵対者であるニールとトマス・リードとの対決は、BC州と日系人住民との古くからの戦いを象徴する出来事であった。公聴会とその後の関連会議で、BC州選出のこの二人の議員は精力的に代表団の信頼性を傷つける努力を続けた。

この公聴会の翌年にまた委員会が開かれ、リードとニールから日系二世代表団の趣意書に対する反対意見を聞いた。リードは自分自身の「BC州の東洋系カナダ人参政権反対趣意書」を用意して誠実な人物の役を演じた。これに対してニールは過激な扇動役を努めた。二人は二世代表団の趣意書に直接反論はせず、日系カナダ人と日本にいる日本人とは同じであり、そのために日系カナダ人は選挙権獲得というような「厚かましい」要請をするのだと主張した。リードは日系人の参政権獲得運動はつまるところ日本政府の陰謀であると断じた。

> 中国系カナダ人から参政権要求の動きがないことに注意すべきである。現在の参政権要求運動は日系カナダ人と日系カナダ人組織によるものだけである。このような重大な行動が日本帝国政府の完全な了解なしにおこなわれるとは考えられない。そしてこのような工作は日本帝国政府の機関である日本領事館を通じて行われている[15]。白人と黄色人種が混血すれば、10 中 9 は両種の最悪の性質だけを組み合わせた雑種の怠け者が生まれる[16]。

ニールにとって参政権の嘆願は単に「法律的な言い逃れ」、「お涙頂戴話」、「たわ言」、「ナンセンス」であった。

日系人に連邦政府の参政権を与えることは、BC 州の選挙権を与えることと紙一重であった。

> もしも日系人が参政権を得るような日がくれば、我々白人は BC 州の牧場から引き払い、新しい放牧地を探さなくてはならなくなるだろう。日系人はどんどん繁殖して BC 州を政治的、経済的に管理することが出来るようになるだろう。日系人は BC 州で参政権を獲得すれば、次の目標を市町村、州、連邦議会に代表を選出することになるだろう。もしこんなことが起これば、日本政府はカナダ政治に積極的に介入するだろう[17]。

リードの公聴会での演説の終わりに、ニールは次のように継ぎ足した。「委員会は BC 州住民が強く望んでいることに反することをすべきでない。もしそんなことをすれば、日系人は将来、カナダの半分を支配することになるだろう。」委員会はリードとニールにもし現在の時点で日系人が参政権を獲得すると何人ぐらいが該当するのかと質問したが、二人は正確な数字を答えられなかった。ニールの日系人の現状の把握はお粗末であった[18]。ニールは 25,000 人の日系人が投票所に殺到するだろうと答えたが、日系カナダ人で参政権獲得の資格のある人は 5,400 人余りに過ぎなかった。

日系人にとって公聴会の結果は予想できるものであった。州議会の選挙権は州議会の管轄であり、連邦議会が英領北アメリカ法を修正しない限り、連邦政府は州の選挙権に介入できなかった。そして、連邦議会にこのような修正をする意図はなかった。連邦議会の選挙権は連邦議会で決定できたが、連邦議会は選挙権の拡張には決定的に反対という立場を維持していた。　二世にとって参政権獲得運動の継続は明らかだった。州政府や連邦政府が人種関係のまったく新しい理念を採用しない限り、現状は将来も続くからであった。しかし、JCCL には自分たちが正式に日系二世を代表する団体だと関係者に承諾させる問題が残っていた。日系人社会には参政権獲得のための運動の方法や、誰が日系人を代表するかについていろいろな意見があった。市民権拡張運動にはこのような運動の初期に起こる問題がつきまとっていた。1932 年にバンクーバーで結成された日系カナダ市民協会（Japanese Canadian Citizens' Association：JCCA）は、会員の一人の証言によれば二世が無関心だったために失敗した[19]。JCCL が当初の目標を達成できなかった理由の一つは指導者の構成にあった。指導者の大部分は大学卒業生か大学生でキリスト教会に属していた。指導者たちは JCCL が「排他的だ」という批判に答えて、全ての二世が共通の目的のために協力することを強調したが、敵意に満ちた批判や会員の脱会に悩まされた。1939 年に JCCL は「結束大会」を開いて支持者と批判者の結束を計った。この大会で会長のハリー・ナガノブは指導者たちが「結成当初から現在まで、JCCL に対する不信の空気」の払拭に苦労してきたことを認めた[20]。

JCCL は自分たちの主要な役割は、二世の願望をあらゆる機会を捉えて政治的な行動と広報活動によってカナダ市民に伝えることであると考えていたので、様々な分野の青年の会議に代表を送った。また、明確に意見を述べる能力を持ったリーダーの育成のために、弁論大会やエッセーコンテストの開催、様々な話題についての挑発的な討論会、就職機会の調査などを行った。カナダにおける「敷衍な正義」を獲得するための圧力団体であると同時に、日系人の経済的な機会を阻むような

動きを用心深く見張る圧力団体でもあった。しかし、JCCL は日系人社会で簡単には支持してもらえなかった。JCCL の主張は日系人社会で受け入れられていた主張より数歩前を行くものであり、常に反対意見と戦わなくてはならなかった。

JCCL は内部にも問題を抱えていた。成熟した政治意識の欠如、派閥抗争、カナダ文化への同化の程度の相違、一世への依存関係のしがらみがあり、JCCL 全体としての組織の責任感の共有を妨げていた。JCCL のリーダーたちが常に一般会員の支持を受けていたとも言い難かった。リーダー達は恵まれた学歴を持ったごく少数の人たちなので、一般会員から疑いの目で見られ敵対意識や嫉妬の的にもなった。一般会員から見ればこれらのリーダーはカナダ社会一般の青年リーダーと似ていた。大学に通い、家族や自分の属する社会に反抗的であった。このように、二世社会は一般カナダ人がステレオタイプで考える皆が似たような人たちの人種グループではなく、実際は派閥や小さなグループ同士のつまらないいざこざや、ある種の利益を追求するグループとそれに反対するグループなどで構成された不安定な社会であった。このようなことは外部からではわからなかった。

日系人社会にはニュー・カナディアン紙の論説や批評に対する反感があった[21]。第二次世界大戦前にカナダ生まれの日系人が団結して組織を作ったことはなかった。JCCL の会員になった二世はバンクーバーの二世の 2 割にも達していなかった。1941 年には JCCL は自分たちの目標と行動方針を日系人社会に説明する運動を開始したが[22]、日系人社会の大勢の支持を得ることはできなかった。

一世と二世の目指した目標に大きな相違はなかった。しかし、一世は二世はまだ確固とした目標を持った運動をするには未熟であり、二世に日系社会のリーダーシップを譲渡することは出来ないと考えた。かくして、一世と二世が対立し、それぞれの中でも態度の相違で対立が生じるという悲喜劇が起こった。一世と二世のあいだで「文化的相違」が大きくなり、意思の疎通が難しくなっていった。一世から見ると二世は日本の伝統的である目上を礼儀正しく敬う習慣を知らなかった。二世は一世に経済的に依存しており、一世が支配する日系人社会では自分の意見を抑制しなければならなかった。1941 年に JCCL はビクトリアで最後の年次会議を開いたが、そのとき JCCL の 10 の支部全体で JCCL の活動費のとして 350 ドル捻出する必要があるという報告があった。このように少額な予算は JCCL だけでなく、他の二世グループでも同様であった。当時、一世のグループはカナダの戦費に貢献するための戦勝公債を、一世の人口から考えると多すぎるほど購入していた。

一世の中には二世の運動に同情的な人もいたが、多くの一世は「二世は生意気だ」と憤慨していた。上下関係のはっきりした日系人社会では、社会的に影響力を持ったビジネスマンが最高の名声と影響力を持っていた。二世は一番尊敬に値しないグループと見下されていた。高齢者が尊敬を集める東洋の伝統的価値観によれば、二世は年齢的に一番若いグループであった。その上、財力が影響力を持っていた日本の農民階級出身の日系人社会において、二世は経済的にも一番貧乏なグループだった。一言でいえば、二世は真の日本人とは認め難く、日系人社会で一番低い地位のグループとされていた。

一世と二世の軋轢は日増しに明らかになっていった。カナダの新移住者グループでよく見かけることであるが、日系人社会でも世代間の溝が深まっていった。その上、日系人社会には他の新移住者社会よりも深刻な経済的、政治的、そして国際関係上の問題があった。一世は少しはカナダでの生活の影響を受け、部分的、表面的に西洋風の生活に順応してきたが、本質的には日本人のままであった。カナダ生まれの二世から見れば一世は日本的な性格、態度、信念を持っていた。また、日本からの新規の移民が実質的に中断したことにより、カナダの日系人社会は年齢的に一世と二世の間に大きな年齢差が生じていた。一世と二世の二つのグループは二つの異なった世界で生活し、お互いが話す日本語と英語の理解が難しいばかりか、考え方の理解も難しくなっていった。

二世と両親の間の溝は、二世が学校に通って英語を習うと、白人社会の文化的特徴を吸収して、ますます深くなっていった。そして、この白人社会の影響は二世が家で両親から受ける影響を凌駕するようになった。新移住者の中で日本人ほど教育に重きを置くグループは少ないが、このことが一世と二世の間の溝を深くしたのは皮肉なことであった。二世は両親からほぼ強制的に日本語学校に通わされたが、日本語より英語を日常生活に使った。英語に習熟した二世は、英語に不自由な一世の両親とは異なる知識を獲得していった。二世は日本語を一世のように使うことが出来なかったので、自分たちを日本人を祖先に持つカナダ人であり、日本人のように話し、考えることは出来ないと考えるようになった。二世の中には日本文化はカナダ文化に貢献出来るものを持っていると考える人もいたが、二世の一般的な傾向は両親の持つ日本文化からの決別であった。一世も二世も両者の間の溝が深まり、お互いが本質的に異なるグループに属すると自覚するにつれて、これは二世のカナダ文化への同化が進んでいる「証拠」だとおもうようになった。ブリティッシュ・コロンビア州住民と日系人との「戦い」と同じように、一世と二世の争いも無駄なことであった。

二世の公立学校の生活と日系人社会での生活の相違が、一世と二世の間の溝をますます深くした。学校で二世は新しい権威に出会った。二世にとって教師は自分たちの父親と争う新しい権威であった。二世児童は世の中は学校と家庭という二つの異なった規則と行動様式を持つ社会に分断されていると感じた。成長するにつれてこの二つの内の一つを選びたい衝動に駈られた。一世もまた子どもたちが自分たちと同じような価値観を持つ人間に育って欲しいという思いと、カナダの白人社会で自分たちより良い生活を送って欲しいという願いとに引き裂かれていた。一世は子どもたちが自分たちの家庭の文化と白人社会の文化の橋渡し役を果たしてくれるとは考えなかった。もし、このようなことがあっても、子供が親に教えるとは日本の伝統的文化に反した行為であった。一世から見れば二世は規律に欠け、感謝知らずの子供であった。子供が小さいときは叱りつけて反抗的な態度を抑えることができたが、成長するのつれて親の権威を押し付けられなくなった。

一世と二世の間の溝は公開の討論会や会議の話題になり、日系人新聞でも取り上げられた。一世から見ると白人社会は規律に欠け、品行が悪く、異性関係の落とし穴が多く、困惑したり怒ったりすることが多い自分たちの社会より劣った存在である。このように一世は白人社会を様々なものが秩序なく混じった社会であるとして捉えていた。二世は快楽ばかりを追求する成り上がりもので、パイオニア精神に欠ける。それに比べ一世にはガッツがある。若い時に無一文で太平洋を渡りカナダに移住し、忍耐、信念、強固な意思を武器に何もないところから日系人社会を作り上げた。二世はバンクーバーから他の土地に移動することさえ恐れている。勤勉でもない。怠惰で金と成功はどこにでもころがっていて努力せずに手に入ると思っている[23]。

一世の二世に対するこのような評価は正確でも公平でもなかったが、一世の二世に対する不満をよく表している。学校の教師のような日系人以外のカナダ人で二世と接触をしていた人は、もしこのような二世の評価を聞いたら驚愕したであろう。というのは教師にとって若い日系二世は礼儀と勤勉のモデルであったからである。まさに一世が批判した二世の性格自体を教師は真逆に評価したのである。二世は一世が英語が下手なことについて大変気にしていたが同情はなく、一世からの批判に次のように答えている。

> うちでは買い物はほとんどウッドワーズで済ましているが、私は母と買い物に行くのが嫌いです。母は店員と半分英語、半分日本語で話をします。すごくおかしいです。店員も私達も見てずっと含み笑いをしています。

> 両親と出かける時、白人がいれば私が話すようにしています。しかし、時々日系人がいます。特に女性は大声で日本語を話すので周囲の人の注意を引きます。私もいつもとっても恥ずかしくおもいます[24]。

二世は両親の金を使い方を見ていて、勤勉と倹約ということの意味を取り違えているのではないかと思った。一世は日本に送金していたが、二世はこの習慣を快く思わなかった。日本に送金する余裕があるなら、なぜそのお金をもっと良い家を建てるのに使わないのかと思った。そうせずに貧弱な家に住んでいるので、カナダ人から日系人は「低い生活水準」で満足していると思われてしまうと考えた。

> 今まで日本に送金していたお金を住宅の改善に使っていたなら、現在のような惨めな住宅環境を抜け出せていただろう[25]。

二世は両親に対していろいろな理由で反抗的な態度を取ったが、日本生まれの一世がダンスパーティーは自分たちにはまったく縁もゆかりもないものだという理由で、二世がダンスパーティーに行くのを拒否すると、二世は激しく抗議した。

> 私たち二世はダンスに悪いところはないとおもう。それどころか社会的なコミュニケーションにとても大切だとおもう。両親は社会的コミュニケーションなど気にもしない。ダンスと聞いただけで「まったく最低だ」と反応する。私たちは下品なダンスパーティーにはいかない。しかし、個人の開くダンスパーティーに参加しただけで、一世はいろいろなゴシップを始める。一世でダンスパーティーの大切さを理解しているのはごく少数の人たちだけだ[26]。

若い男性が女性を両手で抱きかかえれば、それはふしだらな関係の始まりだと一世は考えた。一世は男性は女性を性的欲望をかなえるためだけに求めると信じていた。日本では小学校低学年から男子と女子が分かれて行動するのが社会的な規律であった。一世はカナダで男性と女性が自由に入り交じることを理解出来ず、自分たちの道徳観念から逸脱した行動だと考えた。

一世に「自由恋愛と結婚」という概念は無縁であり、これは良識ある結婚のお膳立てから程遠いものであった。そして、一世が息子にふさわしい結婚相手を押し付けると、父子の間に深刻な対立が生じた。日本の伝統文化では男女関係と結婚は、男性優位、父親による家庭の支配、家族の名誉と密接に関連しており、二世がカナダの男女関係を家庭に持ち込めば深刻な摩擦が起きるのは必然であった。二世が粗野な情熱にかられ、相手のたまたまの印象だけで結婚相手をきめるのは、理性をなくした狂気そのままの行動だと一世は悲しんだ。

未婚の二世女性にとって結婚事情はもっと深刻だった。未婚女性の一人が次のように不満を述べている。

> 日本生まれの男性とは絶対結婚しません。このような男性は典型的な日本人で頭が固く横暴でうぬぼれが強いです。こんな男性と結婚して奴隷のような生活を送るより、一生独身のほうがましです。こんな男性の妻になって人生に楽しいことがありますか[27]。

しかし、若い二世の男性は二世の女性をつぎのように評している。

> 二世の女性は扱いが少し難しいようにおもえる。家の外で付き合っている分には楽しいけれど、もし結婚したら家のことを自分で仕切りたがって私と衝突するとおもう[28]。

カナダ生まれの女性二世は男性社会の日系人の間では特に難しい問題に直面した。両親は娘のごくありふれた男女の付き合いでも、娘の評判を落とし、結婚相手を見つけるのを難しくすると恐れ

た。女性の高等教育も結婚の機会を損なうとして両親が許可しないことが多かった。自分より教育程度の高い女性と結婚する二世などいないというのがその理由だった。何人も娘がいる家庭では、日本人の価値観から離れたことをすれば、長女が一番両親の矢面にたった。長女がデートをしたいと言う時が両親との諍いの始まりになった。男性二世は日本の伝統的な慣習から外れることがあっても、女性二世ほどとがめられなかった。

日本の伝統を頑なに守る一世と西洋文化に惹かれる二世の両極の間にいろいろな色合いの人たちがいた。一世と二世の争いをまぬがれ、カナダによく順応できた家族もいた。しかし、日本文化と西洋文化の両極端を信奉する人は、カナダでの経験を自己流に解釈していた。そして、家族の生活、男女関係、日本人が「品行正しい行動」と呼ぶ日常の細かな行動について、何処に重点を置くか違っていた。このような二つの文化が衝突する環境で生活する二世の生活は厳しかった。そのうえ、家の外では白人の日系人にたいする偏見にさらされていた。

バンクーバー日本語学校校長佐藤伝（さとう　つたえ）は日系人の日本的価値観と西洋的価値観の葛藤についての調査をした。この問題についての客観的な分析はごく少なかった。佐藤は一世のグループと 45 名の小中学校と高校教師にインタビューして、二世についてどう思うかを尋ねた[29]。教師は二世は積極性に欠け、内向的で社交性がないと批判した。しかし、これらの特徴こそ二世自身が誇りにしていたものであり、年長者を尊敬し、親孝行を大事にするという日系人の価値観を具現したものだった。二世自身は年長者を軽んじること、ずけずけとものを言うこと、他人の意見を承服しないことは正しくないと考えていたが、教師から見るとこれらは熱意と社交性の現れと評価されるものだった。

1930 年代も終わりに近づくと、いままでより多くの二世が独立を求めて仕事を探すようになった。また、一世と二世の間の溝を埋める努力も始まった。しかし、両者の妥協といっても一世の決めた条件の中での妥協に過ぎなかった。次第に多くの一世がダンスは二世の社交に不可欠だと認めることになったが、当時、バンクーバー日本語学校では教師が協議をして次のような規則を作った。「間違いや後悔を防ぐために」ダンスは会場を注意深く選ぶこと、必ず監督者がいること、会場で飲酒を禁止することなどであった[30]。一世の委員会がカナダ社会にもっと受け入れられるように結婚に関する日本の習慣を修正する提案をしたことがあった。しかしそれでも、提案には「理想の結婚」は仲人が男女を取り持つことであり、男女が結婚を前提にして付き合うようになったときは、「不品行な出来事」を防ぐために、仲人が中に立って結婚の段取りを決めるということが入っていた。　しかし、一世の関心は二世の幸せより正しい礼儀作法を守らせることにあった。伐採製材労働組合が開いた討論会で、一世と二世は互いの問題点を話し合った。このような討論会は稀であったが、議題は何時も変わらなかった。一世は二世の道徳心の欠如を問題にしたが、若い人の非行が全くないと言っていいほどの日系社会で、このような議題を取り上げたのは不思議であった。この組合の会員であった一世は、一世一般よりカナダ事情に通じていたが、それでも二世のステディーなデート、ダンスとパーティなどには困惑していた。実際、これらの一世は自分たちを「日系人社会道徳委員会」と呼んでいた。

一世は二世を楽しみだけを求める外交的で、毎日社交に忙しい人間と思っていたが、1941 年当時の二世は実際は内向的で自分をとりまく環境に当惑している一団であった。やり場のない不満でいっぱいの二世は、自分たちを取り巻く希望のない、意気消沈させられるような環境の産物であった。また、両親、家族の友人、そして日系人社会の他の人たちから、「問題児」と見下されていた。このような「かわいそうな日本人」である二世は将来の目標が定まらなかった。何をしても満足できなかった。白人社会から差別され、努力してカナダ的価値観を身につけても「りっぱなカナ

ダ人」とはみなされず、仕方無しに日系人社会に依存して生活していた。このため、二世の不安感と劣等感はますます大きくなった。

ニュー・カナディアン紙に登場する二世はフラストをいっぱい持っているが、周りの環境を従順に受け入れ、感受性が強く、反抗的であるが同時に内向的な人間だった。芸術は自然を模倣するというが、ニュー・カナディアン紙の記事から伺える二世も、実際の二世の性格を写していたに違いない。これらの記事は難解であったが、二世の直面している問題を指摘していることは明瞭であった。日系人社会にも白人社会にも適合できない人間、世代間の溝に苦しむ人間、そして白人社会からのいわれのない差別で屈辱感を味わう人間であった。二世の心の中のヒーローはパウエル街の家の外で様々な満たされない欲望を抱えたまま、エネルギーと意思に満ちた外界が目の前に広がるのを、ただタバコを吸いながら眺めている人物であった。自分たちでは何もできず、ただ周囲の状況を受け入れるだけだという気持ちは、世の中の隅で生活しているグループに共通の感情であった。二世はこの不満をいろいろなところで漏らしている。

> 自分から望んだにせよ、そうでないにせよ、マサオは紛れもなく社会的な除け者であった。少なくとも自分ではそう思っていた。しかしどうしてそう考えるのかわからなかった。「どうして、私は生まれてしまったのか？どうして神様は私を黒いごわごわした髪の毛をした子供にしたのか？」マサオは毎晩ベッドの中で寝返りをうちながら、自分は白人社会でエキゾチックであること、日系人であることを自分に納得させようと努力した。そして、毎晩同じ質問をしながら苦しんだ[32]。

このような話の結末がハッピーエンドだったことはない。しかし、二世の「ヒーロー」たちは自己憐憫を押し隠し、自分の理想を求めて努力するか、または周囲の状況と和解した。

少数の二世の作家は仲間を作り、ニュー・カナディアン紙を自分たちの感情のはけ口にしていた。そして、いつか「偉大な二世小説」が世に出ると標榜していた。ニュー・カナディアン紙面上には「二世問題」が満ち溢れ、およそ二世がコメントしない話題、道義的責任を論じない話題はなかった。自己批判も豊富であった。二世は確信と積極性にかける、排他的だ、敗北主義者だ、自分たちは無益だと信じ込んでいる、などである。このように自分たちの欠点を素直に認め、話し合うことは伝統的な日本人社会にはないことであった。一世は自分たちのカナダ社会での位置が低いことを知っていたが、そのことに関する自分の気持ちを他人に漏らすことはなかった。もし、漏らすとすれば危機的な状況に陥った時だけだった。仲間内の新聞でもこのような話題がまったくないことがかえって目立っていた。これに反して二世は堂々とこの問題を論議した。一世から見ると二世に寡黙という日本の価値観を伝えられなかったことは、自分たちの教育の失敗とおもえた。

学校では二世とほかの人種のカナダ人との接触はだいたいは良好であった。若い人たちは未だ大人の偏見に毒されていなかった。しかし、学校での友達付き合いは、カナダの学校の後で日本語学校にいくために限られてしまった。友達付き合いといっても日系人以外とデートをして親の叱責をうけるようなことはしなかった。二世が成長するにつれて日系人以外との交友は難しくなっていった。

二世の一人が無邪気に日系人以外と交流していたが、ふと人種の違いの現実に目覚めた時のことを次のように述べている。

> 公立学校は生徒を普通のカナダ人にすることが目的であるが、私に関してはその目的を達していたとおもう、私はカナダ国歌を誇りを持って歌った。カナダは私の生まれた国であるか

らだ。しかし、私のカナダ人意識は高校生活の後半で失われていった。とてもつらかった。私は自分が日本人を祖先に持つカナダ人であることを執拗に知らされることになった。まったく同情心など持っていない教師や、偏見をもち無分別な生徒が私は彼らと違う外観をもっているからと言う理由で、私をなにか彼らと違ったものとして取り扱った。私は自分の外観を変えようと望むことは決して出来ないことを知っていた[33]。

二世はだれでも個人的に社会的な差別を経験していた。個人的な経験のない二世でも、日系人に対して差別する商店を知らないものはいなかった。二世はカナダに人種差別があることを知っていたし、自分たちの経験も人種差別の存在を確信させた。

私は二世の友人と二人でバンクーバーのパンタージ映画館に行った。私達は日系人に対する差別の話を聞いていたが、私の友人は疑っていた。案内係が私達を客席の片側の席に案内した。友人はわざと通路を横切って向かい側の席に移動した。すると、案内係が友人についてきて、ここには日本人は座れない、と友人に告げた。

ウッドファイバーの町では、日系人が「白人地区」を歩いていると子供から嘲笑を浴びられた。大人の時もあった。カナダ人の会社に勤務する日系人は、日本生まれにしろカナダ生まれにしろ会社のテニスコートの使用を拒否された[34]。

またバンクーバー市の公園委員会が、クリスタル水泳場を毎週火曜日の午前10時半から11次半まで、東洋系カナダ人の使用を拒否したことも腹立たしかった。

二世が教育を終了して就職活動を始めると、カナダ社会が日系人の活動を制限していることが身にしみてわかった。あらゆるレベルの政府が何十年にも渡って日系人を差別する法律を作っていた。また、法律ではなくても、事実上日系人を拒否する職業がたくさんあった。二世は学歴と職業訓練があるにもかかわらず、専門職には就けず、両親と同じごく制限された職業に就くしか選択がなかった。

大学で経済と経営を専攻した卒業生にも、スーパーで生鮮食品を担当する仕事しかなかった。残念なことに、この仕事には昇進の機会はなかった。大学卒で庭の手入れや製材所の労働者として働いたものもいた。大学卒で自分の知識と訓練を活かせる仕事に就く人はいなかった。例外は医者と歯医者だった。それも日系人の患者を対象にして生計を立てていた。この当時、二世の医者が一人、歯医者が二人、整骨医が一人いた。看護婦も3人いたが、皆日系人の経営する施設で働いていた。看護婦と教師を志望する人も、訓練を受けることを思いとどまらされた。

二世で教育学部を卒業した人の中でBC州で教師の仕事を得たのは兵藤ヒデコー人であった。それも、日系人の子供が大部分のスティーブストンのリッチモンド小学校の職であった。1916年に二世として初めてブリティッシュ・コロンビア大学を卒業したチトセ・ウエダは、BC州では教職に就けずアルバータ州で教職に就いた。テルコ・ヒダカはメープル・リッジ町で補助教員の仕事を得たが、日系人教師に激怒した父兄と退役軍人会代表が抗議をして辞めさせられた。町の教育委員会はヒダカが「立派なキリスト教徒の女性」であることを認めていたが、抗議をする人たちの、もしヒダカの雇用を許可すれば「仏教徒の教師」の先例をつくる、という議論に従った。

しかし、二世の多くは一番抵抗の少ない道を選んだ。太平洋戦争の勃発とともに大部分の二世は経済の一番下層の仕事に就かざるを得なくなった。主に第一次産業であった。ホワイトカラーの仕事や、独立して農業や漁業に従事したかったが叶わなかった。

大恐慌の影響が残るBC州では、日系人、白人を問わず就職の機会は限られていた。生活保護者は減少していたが、失業の兆候はバンクーバーのどこにでも見られた。フォールス・クリーク近くにはホームレスの一団がいた。また、平原州から貨物列車に乗って短期労働者がBC州に押し寄せ、救援キャンプに集っていた。このような状況は二世にとって二重に厳しかった。BC州は経済的に落ち着いてきたものの、太平洋戦争以前のBC州には日系人に対する経済的差別があり、今後も差別は厳しくなる恐れがあった。二世の将来に希望はなかった。

この頃までに多くの二世は一世が経営するビジネスに職を求めるをしか選択がなくなっていた。また両親の農場や漁船の助手として無給で働くものもいた。日系商店や独立した事業には仕事の機会が豊富にあった。これらの職場の仕事は中流階級下に属していたが、二世にとって副業としての仕事になった。一世はこれらの商店や事業を長時間のきつい労働で勝ち得た。家族商店や事業で働くことは、だんだんと家族として商店や事業の責任を負っていくことになり、多くの場合二世にとって負担になるものだった。それは自分の望む職種と異なる仕事を、両親に代わって継続することになったからである。両親が商店や事業を持っていない二世は、製材所などの現場できつい仕事に就いた。両親や親戚が従事していた仕事と同じだった。

白人の経営する会社に職を求めた二世はごく少数であった。店員や販売員の仕事を探した二世の多くは一世の経営する会社で働いた。これ以外の職場で働いた日系人も少数いたが、直接に客と接触する仕事に就いた者はいなかった。この当時、一世は経済環境の変化に二世より上手に対応していた。農家は自作農や小作人を雇って経営するようになった。商店や手先の熟練を必要とする職業では独立した経営者になっていた。しかし、二世はごく少数の例外を除いて40年前に両親と同じ状態に戻ってしまった。大恐慌の後の厳しい経済環境で職の確保に必死となっていた。

就職が二世の間で重要な話題になった。二世が集まるとそれぞれの就職について話し合った[35]。就職先が見つからないという個人のフラストは、すぐに二世の就職は難しいという二世全体の問題になった。二世の１人、２人がある特定の就職先に応募しても採用されないことは、二世の誰が応募してもこの就職先では採用されないことを意味していた。二世社会には緊密な交流があり、また細かなことまで正確に報道する日系人新聞があったので、全ての二世について誰がどんな仕事についているか知れ渡っていた。カナダ社会で成功することが目標であった二世にとって、単調な、熟練のいらない労働をする仕事に就くことは、自分が社会的、経済的に劣っていることを認めることになり苦々しかった。

一世の経営するビジネスに就職すれば出世の見込みがなく、二世にとっては自ら自分の理想を放棄することになった。また、二世が一世に頼ることになり日本的な価値観に基づく制限の中で生活することになった。そして、これがまた新しい世代間の軋轢の原因となった。その上、一世の経営者は二世の応募者を全て採用したわけでもなかった。二世の日本語能力は一世が考える最低限にも満たしていないことがあった[36]。一世の経営するビジネスで規模の大きいところでは、日本で教育を受けた二世や新移住者を二世より優先して採用した。そしてこれらの人たちは同じ仕事をしていても、二世より賃金が高かった。

家族経営のビジネスで働く二世は生活の全てが、日本の伝統である家における絶対的な親の権威によって管理されていた。このため賃金はごく少額に決められていた。二世が家族経営のビジネスに口を出すことや、独立を目指して自分だけで仕事をすることは認められていなかった。一世の観点からは、このような二世の処遇は二世がいずれは独り立ちしていくための訓練であった。両親の中には二世の独立心や自信を大切に思う人もいた。日系社会のリーダーである一世はしばしば二世

を「やる気がない」と批判していたにもかかわらず、自分たちの経営するビジネスでは二世が一世への依存から脱出するのに必要な資質の成長を抑圧していた。

一世のビジネスで働く二世は、義務と恩義という日本の伝統的価値観の影響を受けた。二世は従業員として経営者に恩義を感じ、たとえもっと良い職場があっても辞めることが難しかった。経営者にとっても家族の付き合いや日系人社会の評判を通じて採用した二世は、たとえ能力がないとわかっても二世の家族の面目を考慮して解雇することができなかった。すべての二世が以上なような問題をもっていたわけではなく、中には経営者と従業員が良い関係を築いたところもあった。しかし、伝統的な価値観は簡単に変わるものではなく、二世にとって一世の経営するビジネスは出口のない就職先であった。

一世が二世の就職問題を解決する方法の一つは、二世を日本に送って教育を受けさせることであった。日本で教育を受けてから[37]カナダに戻ってきた二世は「帰加二世」と呼ばれた。帰加二世は一世のビジネスの世界に入るのが簡単であった。帰加二世はその気質と性格が本質的には日本人であった。

カナダの帰加二世と同様な経験を持った米国の二世は、社会的適応が難しい特別なグループを日系アメリカ人社会で作っていたが[38]、カナダの帰加二世にはこのような問題はなかった。帰加二世の両親は、帰加二世はカナダ育ちの二世より日本の伝統文化をよく理解していて、自分たち一世と正しい態度で接することが出来ると称賛した。しかし、感受性の豊かな青年期を日本で過ごした帰加二世はカナダに戻ると、いわば両親たち一世がカナダへ移住してきた時の経験をふたたび繰り返すことになった。日本に教育のために送られる子供は長男の場合が多く、カナダに戻ると兄弟姉妹との関係に緊張が生じた。帰加二世は兄弟姉妹とあらゆる面で異なっていた。英語が不自由なだけでなく、カナダ生活のすべてにまた自分を合わせることが必要になっていた。

帰加二世には二重国籍の問題があった。帰加二世の二重国籍は後に帰加二世がカナダへの忠誠心に欠ける証拠だと排日運動家に利用されることになった。しかし、二重国籍は単に日本とカナダの国籍法の対立の問題であり、忠誠心となんら関係のないものだった。カナダの法律は生地主義であり、カナダで生まれた人は人種や両親の国籍に関係なく英国臣民（British subject）になった。これは血統主義をとる日本の国籍法と対立していた。日本の国籍法によれば、外国生まれでも両親が日本国籍であれば子供は日本国籍になった。

1916 年に日本は国籍離脱法を成立させ、17 歳以下の日本人で日本以外の国籍も持つものは外国籍を正式に放棄することが出来るようになった。しかし、この法律は 17 歳から 37 歳までの日本人には、カナダ生まれでも日本生まれでも関係なく適用されなかった。この年齢層の二重国籍者は日本で兵役を終了して初めて（例外を除いては）外国籍離脱の申請が可能になった。

日本は 1924 年にまた国籍離脱法を改正した。日本国籍を持つ者で、カナダ国籍を生地主義により獲得していた人は自動的にカナダ国籍を離脱することになった。カナダ国籍を保持したい日本人はその旨を宣言する必要があった[39]。また、日本国籍の両親がカナダで生まれた子供の日本国籍保持を申請できるのは生後 14 日以内になった。国籍離脱法の修正条項によれば、1924 年以前にカナダで生まれた二世で日本国籍を持つものは日本国籍をいつでも放棄できた。たとえ両親が子供の日本国籍を 1924 年以降に登録した者も日本国籍を離脱できた。日本国籍の離脱には兵役義務を満たす必要もなくなた。

1924 年以降、日本国籍の両親がカナダで生まれた子供の日本国籍保持の申請をしていなければ、子供の二世はカナダ国籍だけを持つことになった。しかし、日系人社会では二重国籍はまだ問題で

あった。というのは 1924 年の日本の国籍離脱法施行の 10 年後の 1934 年でも BC 州の二世の 86 パーセントがまだ二重国籍者であった。

大部分の一世は自分たちはカナダに定住したと考えていたが、それでも世界の強国の一つである日本に誇りを持ち、故郷に対する郷愁の思いが強かった。そして、家系図に子供の名前を残して家族の永続性を保ちたいという伝統的な気持ちも持っていた。このような理由でカナダ生まれの子供の日本国籍保持を申請する一世が多かった。一世は自分たちはカナダ社会の末端で生活しているに過ぎないと強く感じていた。そのため、子どもたちの日本国籍を保持することは、不利な立場にいる子どもたちに日本国籍を持っているという対抗策と安心感を与えるものだと考えた。

日系人の二重国籍は排日主義者がこれを日系人がカナダに忠誠でなく、信用できない人間である反論の余地のない証拠だと言い始めてから初めて問題になった。日本が国籍離脱法を修正したのは、米国とカナダの日系人の日本国籍離脱を簡単にして、日系人が米国とカナダで経験している人種差別問題を軽減しようとしたことは明白であった。修正案でカナダ生まれの二世が日本国籍を取得することを難しくし、同時に日本国籍を放棄することを易しくした。多数のヨーロッパ諸国と比べると日本の二重国籍の取り扱いが特殊であることは明らかである。ヨーロッパ諸国は自国の移民の子孫は何世代外国で暮らしていても、自国の国籍を保持しているとしていた。ドイツの第三帝国下では自国民の範囲を極端に拡張して、海外のドイツ系市民をすべて自国民として何処にいようともドイツ国民としての義務を強要した。そのモットーは「世界の何処にいてもドイツ人はドイツ国籍を失わず、非ドイツ人はドイツ国籍を獲得出来ない[41]」であった。イタリアも国籍については厳格で、イタリア人の血統を継いだものだけがイタリア国籍が獲得出来た。第 2 時世界大戦でカナダの敵国となるドイツ、イタリア、日本の中で日本が一番海外の日系人の日本国籍保持について消極的であった。

二重国籍を持つ日系人が日本国籍を放棄するために、煩雑な手続きを取らなくてはならない理由はなかった。カナダへの新移住者は祖国政府が新移住者に対してどんな権利を主張しても、カナダ政府は新移住者の国籍を新移住者の祖国の干渉なしに認定出来る排他的な権利を持っていた。二世、日本国籍の一世、カナダに帰化した一世がカナダ国民としての義務を遂行してカナダに忠誠であるかどうかは、カナダ政府がカナダの法律に照らして決めるもので、単に日本を祖国とするという理由でカナダに忠誠でないと推測するものではなかった。

排日主義者が日系人に二重国籍を持つというだけでカナダに忠誠でないという汚名を負わせ、同様に二重国籍をもつドイツ系とイタリア系カナダ人はカナダに忠誠であるとしたのは、論理的にも道義的にも意味をなさなかった。日系人が日本国籍放棄をしても、日系人のカナダ国籍の性質はなにも変わらず、日本国籍の放棄は実質的に無意味な行為であった。また、カナダの日本国籍者は日本とカナダの条約でカナダで人種差別を受けないことになっていた。しかし実際は BC 州政府はこの条約を回避するために、人種に基づいた州の法律を作って日本国籍者を差別していた。そのため人種差別政策に対して日本国籍はなんの役にもたたなかった[42]。カナダの法律では二重国籍による差別は存在しない。日本人を祖先に持つカナダ人は単にカナダ人であり、それ以上でもそれ以下でもなかった。日本政府がカナダの日系人に義務を押し付けることはできず、日本の法律や規則によって日系人の国籍を変更することも出来なかった。また、日本政府が日系人を諜報提供者に雇ったことも、日本に連行して兵役につかせたこともなかった。排日主義者のこのような主張は根も葉もないデマであった。

一世は 1924 年の国籍離脱法修正条項によって、もし一世がカナダ国籍を取得していれば日本国籍を自動的に放棄することになった。しかし、17 歳から 27 歳の一世男子については、兵役免除者を

除き。兵役を終了しないと日本国籍の放棄ができないことになった。一方カナダでは 1931 年 6 月の内閣令 1378 号によって、日本人と中国人は祖国の国籍を放棄したという証拠を提出しなければ、カナダ国籍を持つという証明書を取得出来なかった。この内閣令はアジア系移民にだけ適用され、他の国からの移民で同様な問題を持つ人には適用されなかった[43]。

カナダの日系人社会では日本国籍の放棄は個人レベルで行われ、日系人社会全体の運動にはならなかった。米国の日系人社会では日本国籍の放棄は日系人社会全体をあげて広範囲に行われた。カナダでは 1941 年の段階でも日本国籍の放棄はやっと日系人の話題に上る程度であった。JCCL が日本国籍放棄運動を始めることもなかった。二世の中には日本国籍を保持すると自分たちに有利になる、精神的に楽になると考えた人たちもある程度いた。カナダが自分たちを完全なカナダ市民と認めない以上、たとへ少しであっても日本との最後の繋がりを保持したいと思った[44]。皮肉なことに、二世にとって日本国籍もカナダ国籍もその中身が空であったことが後に判明する。

1941 年までに日系人は現在の苦境を脱出するためのいくつかの方策を考えだした。一つは反日的な BC 州を離れてロッキー山脈の東に移住することだった。もう一つは BC 州に残り、徐々に自分たちがカナダにとって有益であり、尊敬できる性格をもった人間であり、十分にカナダに同化したことを白人に納得させることであった。二つのうち、BC 州の残るほうがずっと簡単な選択だった。このような理由が難しい選択をせずに現状のままでいる言い訳にもなった。

二世は最後の手段として日本に行き自分たちの社会的、経済的な居場所を見つけることも考えた。しかし、この選択は人気がなかった。その理由は二世は自分たちがカナダ人であると自覚していたこと、家族の一員としての責任を自覚していたこと、日本の生活水準が低いと聞いていたことなどであった。日本で通用する特別な才能や技術訓練を持っていなければ、二世にとって日本に行くことは外国に移民することと同じであった。家庭と日系人社会で二世が経験した確執を、日本でまた繰り返すことになると恐れた。しかし、カナダで「石の壁に頭をぶつけているような」差別を受けるより、日本で「やれば出来る」機会に挑戦したほうが良いのではないかと考える二世が増えていっ た[45]。

二世の大学卒業者で日本に行き、カナダでは就職できないような業種で立派に働いている人たちもいた。商業、産業、銀行、石油会社、公務員などであった。科学学士号をもつ二世は満州の日本奉天総領事館に就職した。ニュー・カナディアン紙の最初の編集長だったシノブ・ヒガシは満州最大の英字紙「デイリー・ニュース」の編集員になった。東京の女子中学校の教師になった文系の大学卒業生もいた。毎年、ブリティッシュ・コロンビア大学を卒業する二世が少数いた。1940－41 年年度には今までで一番多い 10 名の日系人が卒業し、43 名が学部で勉強していた。卒業生の多くは就職に有利な工学や商業を専攻したが、大学で学んだ分野を生かして就職できた人はごく少なかった。

日本に行った二世の多くは日本社会に順応出来ないことを自覚した。カナダの人種差別から逃れるために日本に行ったのに、日本でまた社会的差別を経験することになった。日本人は自分たちと相違のある人たちに敏感だった。そして日系人は非常に怪しい人間だと判別した。日系人は日本語のアクセントがおかしい、西洋的に考える、日本人の細やかなマナーを知らないと他人扱いした[46]。特に二世の女性は日本での経験をすぐに不快に思うようになった。日本社会は女性に対して二重基準を設けていて、女性は劣った存在と見なされ貶められていると感じた。確かに日本にはカナダにはないような機会があったが、それでも二世にとって日本は最良の選択ではなかった。多くの二世がカナダで機会がなければ日本に行くと宣言していたが、それはカナダで自分たちの苦境を解決する努力を怠っていることの言い訳に聞こえた。二世全体をとってみれば、日本に永住しようと

積極的に考えてはいなかった。1941 年、日本には 1,500 名あまりのカナダ生まれの二世がいたが多くは若い児童であった[47]。

カナダの他の土地に移住して BC 州では手に入らないような機会に巡り合ったという二世からの朗報もあった[48]。トロントやハミルトンに移住した二世からこのような報告がニュー・カナディアン紙に載るようになった。ニュー・カナディアン紙は二世にこのようなパイオニアを見習うように呼びかけた。しかし、特別な訓練を受けていなければ職を見つけるのは難しいという報告もあった。いずれにしろ、東部カナダのほうが差別はずっと少ないというのは朗報であった。二世の間に「東部に行こう」という合言葉が広まったのは 1936 年前後であった。1936 年は二世の代表団が連邦議会の「選挙と参政権法に関する特別委員会」公聴会に参加した年であった。この頃から東部カナダに移住することを二世は「大冒険」と呼ぶようになった[49]。このように呼ぶこと自体、二世が BC 州の日系人社会という狭い世界とまだ感情的な絆でつながっており、どうしたらこの絆を切って広い世界に脱出できるのだろうと、外の世界を物欲しそうに眺めながら仲間内で話し合っていた状況の象徴であった。

二世は自分自身の行動を制限してしまった。未知のことを恐れ、世間の偏見で内向的になり、東部カナダの経済状況が二世にとって理想に近いということを知りながら、尻込みしてしまった。その後、東部での機会が二世に到来することになるのだが、それは二世が想像もしなかったまったく異なった状況のもとであった。（目次に戻る）

自由党の候補者に投票すれば、東洋系カナダ人の選挙権拒否に投票することになります。自由党は東洋系カナダ人に選挙権を与えることに反対です。

（1935 年の選挙広告）

二世は自分たちの主張を一般カナダ人に理解してもらおうと努力したが、BC 州で太平洋戦争前の僅かな時間にこれを達成するのは無理であった。日系人の参政権の主張自体がまだ新規なものであり、二世は常に内輪もめでエネルギーを消耗し、効果的な参政権獲得運動が出来なかった。そもそもこの当時、「日本問題」は BC 州では関心を集めたが、他の州で関心を持つ者はいなかった。白人の中には日系人の権利を擁護する者もいたが、まだ特異な意見に過ぎず、日系人の権利の制限を大声で主張するグループに対抗出来なかった。大部分のカナダ人は日系人がカナダ市民権を獲得することの意義について無関心であった。カナダと日本の関係が危機的状態になれば、「世論」と呼ばれるものは、排日団体によっていとも簡単に操作されてしまうものだった。そして、これら排日団体は BC 州で長年培ってきた BC 州住民の意識に染み込んだ日系人のステレオタイプと誤った通念を、簡単に掻き立てることができた。日本の満州侵略についてのカナダ人の反感も、排日グループは自分たちの排日運動に利用した。

カナダの日系人の状況を急速に悪化させ、最終的には日系人を太平洋沿岸地域から追放する理由をカナダ人に与えたのは、日本帝国の極東における急速な軍事的な領土獲得行動であった。1931 年 9 月 18 日の関東軍による奉天占領は、その後の満州征服の始まりであった。それから 1 年以内に日本帝国は独立した満州国を設立し内蒙古に侵攻した。中国は北京と満州との間に広範囲にわたる非武装地帯を設けることを承認せざるを得なかった。

大恐慌時代が残した経済的社会的低迷と日本帝国の軍事的冒険主義は、BC 州住民の日系人にたいする態度を硬化させていった。例えば、日本帝国が満州作戦を始めると、カナダに対しても同じ意図を持っていると主張するものがあらわれた。カナダに対しては「平和的な浸透作戦」を採用し、「順序正しく、着実に、継続して」作戦を行う。そして日本人は同質的、攻撃的、組織的、帝国主義的なのでこのような作戦が可能であると主張した[1]。A.W.ニールはオタワで日系人を激しく非難するのに格好な仲間を見つけた。ニュー・ウェストミンスター選出の自由党連邦議員トーマス・リードであった。リードは自分は日本帝国の海軍士官が漁師の服装をして、カナダ太平洋岸の調査を熱心に行っていることを知っている、これはこの地域を軍事的に管理するための準備であると主張した[2]。

1931 年に RCMP が日本人をカナダに密入国させる組織を摘発すると、日本帝国はカナダへの密入国をこの 10 年来続けているという主張に根拠を与えた。日本帝国はカナダへ平和的な、しかし狡猾な浸透をはかるために、正規の移民と密入国による移民を奨励して、カナダの日系人の数を増加しようと企んでいるという主張である。1931 年までの 15 年間に 2,500 人の日本人が違法にカナダに入国した。このうち少なくとも半数は移民局が雇用していた通訳から受け取った偽造文書を使って違法入国した。この通訳は国民の信頼を損ない、また賄賂を受け取った罪で 2 年半の実刑判決を受けた。数人の一世も RCMP の捜査の後、話題になった通訳より軽かったが有罪判決を受けた[3]。これら不法入国者のうち 2,200 名が不安にかられてカナダから逃走したとされた。しかし、213 名は逮捕され、そのうち 161 名が国外追放となり、47 名がカナダに留まることを「人道的な理由で」許可された。まだ 120 名は逃亡中であった[4]。1923 年と 1923 年に日本帝国とカナダの日本移民に関する紳士協定に修正があり、その結果日本移民の数は以前にもまして制限された。このような状況で日

本帝国からカナダへどうにかして移民したいという日本人が増加したのは避けれられなかった[5]。しかし、この 2,500 名の日本人の違法入国は「BC 州の歴史でもっとも大掛かりな謀略[6]」というわけではなかった。単にいきあたりばったりの計画であった。実際、RCPM は日本人違法入国者の中に、日本帝国の工作員を一人も見つけることはできなかった。しかし、密入国組織が発見されたため「黄禍」の危惧が高まった。移民政策審査会はこの状況を次のように述べている。「カナダ市民は次のようなシナリオの存在を疑うようになった。すなわち、良く組織された密入国団が存在し、日本帝国から輸送船いっぱいの密入国者を乗せて太平洋を渡り、夜の闇にまぎれてカナダ太平洋岸、クイーンシャーロット島、バンクーバー島などに上陸させている[7]。」

不法入国は事実だと言う噂が広まっていった。1938 年、マッケインジー・キングはヒュー・キーンレイサイドを委員長とする審査委員会を任命した。しかし、審査委員会は十分な時間を使って不法移民の噂を流していた人物を調査したが、誰一人からも不法入国を裏付ける証拠の提出はなかった。審査委員会は BC 州の各地に行き、非公開で公聴会を開いた。そして、提出された情報を全て調べた。有益な情報は仲間の日本人に恨みを持つ日本人からの密告だけだった。審査委員会は 100 名の密入国疑惑者を見つけ出したが、この中の日本人は 19 名だけだった。

この方法では情報が得られなかったので、審査委員会はいくつかの典型的な日系人の地域社会を標本として選び出し、RCMP が綿密な調査を行った。RCMP はこれらの地域社会を予告なしに訪問して、すべての日系人の書類を調査した。特に綿密な調査をしたのはクイーンシャーロット島、ジョージア海峡の島々、バンクーバー島の木材伐採キャンプであった。これらの地域社会は BC 州議会議員でバンクーバー近辺の島々を選挙区とするマッグレガー・マッキントッシュが密入国者の基地があると RCMP に知らせたところだった。審査委員会が任命される数ヶ月前に、マッキントッシュは「信頼できる情報筋から、約一ヶ月前に 40 名の日本人が日本の缶詰工場船からクイーンシャーロット島に密入国した[8]」とバンクーバーのプロビンス紙で述べていた。RCMP はクイーンシャーロット島を特に念を入れた調査したが、正式にカナダに移住した日本人の小さな地域社会を見つけただけで、マッキントッシュの主張したような密入国者の痕跡は何もみつからなかった。

RCMP は 1,881 名の日系人を調査したが、結局違法入国したとして日本に送還したのは 11 名に過ぎなかった。審査委員会は広く流布されていた噂には根拠がないと結論した。この調査はオタワが BC 州の日本問題の緊張を緩和するために取った一連の処置の一つであったが、目的は達せず惨めに終わった。オタワの調査と報告書は BC 州で「日本問題」を継続したいと願っていた人達の宣伝活動に太刀打ちできなかった。オタワがこのような排日運動家の動向を無視していたが、日本問題にたいする州民の関心は深く、連邦政府が日系人は無害だといっても納得させることは出来なかった。オタワは論争の余地のないほど明らかな事実を示せば、理性を持つ人は納得すると仮定していたが、これは BC 州民には当てはまらなかった。ましてや日本問題が政治的な利己主義に利用されているときにはそうであった。

極東における日本帝国の軍事行動と、BC 州の日系人の存在に触発されて、また BC 州では排日感情が高まり、「日本問題」が政党の注目を集めるようになってきた。BC 州で排日感情の高まる時期に協同連邦党（Co-operative Commonwealth Federation：CCF）が結成された。1932 年の CCF の出現で日系人は初めて人権問題でカナダの二大政党に正面から挑戦する政党を見つけることになった。CCF はもし政権を取れば、東洋系カナダ人の人権を制限している法律を修正して、東洋系カナダ人が真にカナダ市民としての権利を享受できるようにすると公約していた。CCF は最初の全国会議で「リジャイナ宣言」を採用した。宣言は「法の下に全てのカナダ人は人種、祖先の国、宗教、

政治信条にかかわらず平等の権利を有する[9]」という原則を含んでいた。この原則の実現を追求することは、当時の政治信条の主流に逆らい、BC 州の二大政党の伝統的態度に挑戦するものだった。

CCF の結成より数年前に北ウィニペグ選出の無所属の連邦議員 J.S.ウッズワース（後に CCF の全国指導者になる）は、自分の人種問題に関する立場を鮮明にしていた。A.W.ニールの、「我々の文明」は世界を白人が支配することによって維持できる、という挑発的な演説に反応して、非白人が白人に従属する位置に留められるのなら白人が世界からいなくなったほうが良いと宣言した[10]。

連邦議会下院の討論でもウッズワースは、カナダ市民は東洋系も含めて全て選挙権を持つべきだ、という信条を維持して次のように述べた。

> 私はカナダ自治領の法律がある特定の州の法律を踏襲することに明白に抗議します。連邦議会がカナダ自治領全体の利益のために行動するのであれば、カナダの法律は全国で同一であるべきで、ある特別な州だけ偏見に基づいた法律を持つことは許されません[1]。

連邦選挙が 1935 年に迫っており、この選挙に初めて CCF が登場することになるので、自由党はウッズワースの選挙権に対する見解をむしろ歓迎した。時代は社会主義的な信条が伝搬するのに都合のよい状況に変化しており、1933 年に BC 州議会で CCF が野党第一党になって勢力を伸ばしていることに自由党は憂慮していた。BC 州議会の議事録のウッズワースの演説のコピーが新聞の広告欄に掲載され、1935 年の連邦選挙のポスターにも使用された。CCF は BC 州には 5 万人余りのアジア系が住んでおり、これらの人に参政権を拡張すると選挙公約した。CCF のポスターは次のように宣言した。

> CCF の候補者へ投票することは、中国人と日本人にあなたと同じ選挙権をあたえることになります。

自由党は選挙民をこのような非道な行為から勇敢に守ることにした。そして次のようなポスターを作成した。

> 自由党候補者に投票することは、東洋系カナダ人の参政権に反対することになります。自由党は東洋系カナダ人に参政権を授与することに反対します[12]。

6 名の自由党候補者が自分の写真とこの自由党の主張を載せた選挙ポスターを作った。バンクーバー自由党協会がスポンサーだとされるラジオ広告が次のような刺激的な内容を放送した。

> CCF 候補者の投票勧誘員の後ろを見てください。勧誘員の肩越しに東洋系カナダ人があなたとあなたの娘さんの様子を探っているのが見えるでしょう[13]。

1935 年の連邦選挙で自由党の宣伝活動が選挙結果にどれだけ影響を与えたか正確に知ることは出来ない。CCF 党員の中には CCF の東洋系カナダ人への参政権拡張の公約のために大分投票を失ったというものもいた。結局、CCF は BC 州では最大の投票数を獲得したが、16 選挙区のうち３選挙区で当選しただけだった。この中にアンガス・マッキネスが入っていた。自由党では排日の急先鋒として知られていたイアン・マッケンジーとトーマス・リードが当選した。もう一人の排日政治家 A.W.ニールも無所属で当選した。また、ハワード・グリーンが南バンクーバー選挙区で保守党議員として初当選した。

自由党は選挙で勝利するために選挙民の人種的偏見に訴えた。これが日系人を落胆させた当時の政治状況であった。また BC 州の協同連邦党党員の中には連邦協同連邦党ほど、東洋系カナダ人の参

政権に熱心でないものもいた。1935 年の選挙の後で BC 州の新聞は BC 州の協同連邦党にこの問題について反論の機会を与えた。ウッズワースは次のように答えている。

> 選挙で東洋系カナダ人に参政権を与える公約をしたことが、選挙に不利に働いたことは否めない。しかし、このような理由で協同連邦党は時流に流されてよいものだろうか[14]？

ウッズワースは原則に忠実なことは政党を弱体にすることではなく、反対に強化するものであるという信念で行動した。多くの政党はこのような信念には目を背けていた。

1930 年代も終わりに近づくと東洋系カナダ人の参政権問題は政治論議の表面から後退した。ビクトリアとオタワで新たに注目を集めてきたのが、古くからある移民問題であった。日本からの移民を完全に廃止せよという政治的扇動は、日本人はカナダの市民権を持つ人も持たない人も全て追放せよという主張とともに大きくなっていった。このような主張は日系人が太平洋沿岸地域で諜報活動をしているという噂に煽られた。この種類の噂は BC 州政治家の常套手段であったが、問題はカナダ東部の著名な人物までが同様な主張を始めるようになったことである。例えば、カトリック助祭長で詩人、讃美歌の作詞家であった F.G.スコットは、トロント・スター紙によれば、次のように言ったとされた。「信頼できる筋の情報によれば、太平洋沿岸地域の漁村で、日本海軍の士官が漁師を装って諜報活動をしている、ということである。バンクーバーの 4 万人余りの日本人もカナダの治安に危険な存在である。」スコットによれば、日系人の漁船には１６インチ砲が隠されていて、日本帝国が宣戦布告すればただちに活動を開始する準備が出来ていた[15]。海戦の専門家はもしこのような大砲を発射すれば、漁船は衝撃でロッキー山脈を越えて吹き飛んでしまうだろうと、興奮したスコットを落ち着かせようとしたが、漁船に積んだ大砲の噂はその後も広く流布した。

1930 年代後半までに日本からの移民は平均して年間 82 人にまで減少していた。これは日本人移民年間枠の 150 人以下であった。しかし、連邦保守党は 1938 年の党大会で東洋系移民の完全廃止を議事録に残している[16]。また、保守党の正式な綱領として次の決議を採択した。

> 連邦政府は現存の法律と規則を厳密に施行することによって、東洋系カナダ人をカナダから追放するための有効な手段を取る。そしてレミュー協定を廃止するために必要な手段も取る[17]。

オンタリオ保守党党首ジョージ・ドリューは日本帝国が中国大陸における英国の領土権を脅かしていることに不安を感じ、日本帝国がカナダとの友好関係を破棄した以上、カナダの全ての日本人はカナダから出ていくべき[18]だと述べた。バンクーバーの反保守党紙「バンクーバー・サン」はこの談話を政治的便宜主義だと非難したが、同時に日本人は「カナダに適切に属していない[19]」人達だから、日本に追放するのに丁度良い機会が来たという見解を載せていた。

1930 年代後半に BC 州で日系人にたいする敵意が大きくなったのは、日本帝国の外交政策に対する疑念と深く関係していた。日本帝国が中国大陸で大規模な侵略を始め、悪名高い南京事件や都市への爆撃のニュースが伝わると、日本帝国に対する嫌悪感は具体的な形を取るようになった。大部分のカナダ人は日本帝国の極東における行動を、そのまま日系人一世とその子どもたちと結びつけた。1937 年が日系カナダ人にとっての重要な歴史の分岐点となった。これ以降、日系カナダ人は日本帝国の動静に翻弄されることになった。

1937 年以降、日本帝国からの輸入ボイコットと日本帝国への輸出禁止の要請がバンクーバーからモントリオールまで広範囲で起こった。日本帝国へのニッケル鉱石と銅鉱石の輸出が増加すると、キング首相へ日本に対する経済制裁の要請や集会が多くなった。キング首相の反応はいつもの通り

で、カナダは厳密に中立を保つというものであった。カナダ政府が日本帝国への原材料の輸出を自由にしておいたのは、カナダの利益団体の圧力もあり、日本帝国との貿易を保持しようとしたからであった。しかし、市民の日本帝国の野蛮な行為にたいする反感は強まっていった。バンクーバーのプロビンス紙は「我々の日本帝国への反感を放っておけば、いずれはカナダに住んでいる日本人に対する反感になるだろう。[20]」と警告した。

カナダ市民による日本製品のボイコットはたいした成果をもたらさなかったが、日系人は日本帝国に対するカナダ市民の広範囲に広がった反感の影響を受けた。バンクーバーの日系人商店では白人の客足が落ちた。中国系の八百屋ではフレーザー河周辺の日系農家が温室で栽培するルバーブや野菜、日本から輸入された蜜柑の販売を拒否した。中国系住人の中には日本製品ボイコットのビラを頒布するもいた。排日集会では中国系の愛国団体が、日本帝国による中国大陸の窮状をおぼつかない英語で訴えるのが普通になった。中国系社会と日系社会の関係がぎごちなくなることは予想されていたが、中国系社会の日本帝国に対する反感がそのまま日系人社会に対する反感になった。

このような排日的な言動に対抗するために、「バンクーバーカナダ日本人会（Canadian Japanese Association of Vancouver）」は日中戦争を「解明する」ための小冊子を分布した。この小冊子は露骨に日本帝国の中国大陸政策を弁護していた。モントリオールではカナダ日本連盟（Canada Nippon League）がオタワ・シチズン紙に投書をして、日本製品の不買運動はカナダの対日輸出の障害になり、ひいてはカナダ経済を損なうと主張した。バンクーバーでは「時局委員会」が組織されて、日本製品不買運動に抵抗した。時局委員会はバンクーバーの排日感情を抑制する努力をしたが、日系人は賭博王森井悦司（もりい　えつじ）の指導によって、寄付金、医療用品、「慰問袋」を集めて密かに日本兵に供給していると噂された[21]。これら一世のグループとその支持者たち、そして一般の一世は日本帝国の軍事的政策は正しく且つ必要であると疑問を呈することなく信じていた。しかし、当時はBC州の日本人が日本帝国とカナダのどちらに忠誠を誓ったらよいかという問題は浮上していなかった。

日本政府は日本の海外政策を日本人海外移住者が受けいれ妥当だと同意してくれるように努力をした。そのためにカナダと米国に親善使節団を送った。しかし、親善団がカナダでしたことは限られていて、一世と二世は母国日本との絆があると強調しただけだった。またカナダ太平洋岸の日系人社会では、二世がカナダと日本の架け橋になる必要があると強調した。日本政府は二世が日本帝国の極東における政策をカナダ人に説明し、中国の宣伝活動に対抗してくれることを期待した[22]。日本政府の二世に対するこのような期待は二世が政治的にも社会的にも影響力がないということを考慮していなかった。またJCCLは日本政府のこのように露骨に日本の戦争目的をごまかす行為に対して懐疑的であった。

太平洋沿岸地域における日本製品ボイコットと貿易禁止処置を要請する雰囲気は、きっかけがあればすぐに再燃した。バンクーバー港の埠頭では多くの女性が参加したデモ隊が、東洋からの船舶に「中国人児童の大量殺害を止めろ」というプラカードを掲げて抗議した。くず鉄の日本輸出に抗議するパレードもあった。極東の戦争は従来からある排日感情を増大させた。そして排日感情を政治的に利用しようとするものや、自分たちの商業的利益に利用するものを増大させるすことになった。

バンクーバーにはカナダの資源が日本に輸出される港があり、「日系人を管理する」ことに熱心なバンクーバー市議会が存在した。また「日本問題」についてありとあらゆることの報道を続ける新聞があった。そのためバンクーバー市民は日本人に対して非常に敏感になっていた。バンクーバー市民はいろいろな手段で「日本問題」を感情的に捉えるように洗脳されており、理論的に日本問

題は虚妄だと説得できる人達ではなくなっていた。パウエル街の日系人町は「ゲットー」呼ばれて排日感情の具体的対象となり、日本人に対するあらゆる苦情の反論の余地のない証拠だとされた。

BC 州の何十年にもわたる排日感情を扇動して、排日感情を日系人に対するはっきりした敵意にまで高めた人達がいた。その一人がバンクーバー市会議員ハルフォード・ウィルソンで、「BC 州生え抜きの息子たち」という団体の会員であった。ウィルソンは 1937 年までにバンクーバーから日本人を追放するという運動の用意をしていた。ウィルソンが排日の強迫観念に駆られたのには理由がある。ウィルソンの父、G.H.ウィルソン牧師は 1907 年の反東洋系カナダ人大会の主要な演説者であった。ウィルソン自身は同僚の市会議員より排日の経験が長くまたより過激であった。排日のあらゆる主張を繰り返しただけでなく、日本人の営業許可を禁止しようと試みたり、東洋人をバンクーバーの一角に隔離しようとした。

ウィルソンは初めのうちは一般的な排日の主張をしていたが[23]、排日運動が高まるにつれて彼独自の主張を始めるようになった。日系人の営業許可を拒否するという提案は、市議会のヘレナ・ガターリッジのような穏健派の反対で否決された。ガターリッジはもしこの提案が可決されれば次のようなことを引き起こすと憂慮した。

> このような提案は人種差別感情を引き起こし、われわれはヒットラーがユダヤ人に対して行っているのと同様なことをすることになる。この提案は市民の一部の支持を獲得するための人種差別を利用した汚い計略である。このような提案を可決したら、次はどこに行くのか？ギリシャ系の営業許可停止、スウェーデン系の営業許可停止か？どこで止まるのか？BC 州で生まれた人が BC 州で商売をして何がいけないのか[24]？

ウィルソンの提案は一時的に断念された。BC 州議会がバンクーバー市議会が人種により営業許可の拒否をする権威を持つという州の法律の修正案を否決したからである。

1938 年に不法入国者諮問委員会が設立された時、ウィルソンは同僚のバンクーバー市会議員ハリー・ドグレーブスと一緒に 12 ページの意見書を提出して次の要請をした。日系人は身分証明書を携帯すること、日本語学校は「カナダの国民生活に対する脅威」なので閉鎖すること、東洋系カナダ人の一部を BC 州から他の州に移動させることであった。これら 3 つの要請は諮問委員会の付託条項外のことなので無視された。しかし、すべてが後に実行されることになった。ウィルソンはカナダの新聞で様々に批評された。オタワのシチズン紙は「排日グループの中で著名な人物」と穏やかに表現したが、サウザン紙はもっと正確に「確実に悪影響を与える人物」、そしてニュー・カナディアン紙は「ペテン師、政治的煽動家」と呼んだ。ウィルソンは 1942 年まで様々な方法で排日運動に従事していた。

ウィルソンは BC 州政府から日系人の営業許可を拒否することは法律的に出来ないと告げられた後でも、バンクーバーの日系人婦人服仕立店の営業を禁止するように運動した。理由は日系社会には肺病が蔓延しているので、日系人が仕立てた婦人服は危険であり、日系人女性のお針子は菓子店の片隅の劣悪な環境で働いているということであった。ウィルソンはこれらの言いがかりをつけて、日系人の店と工場はバンクーバー市の衛生官に定期的に検査されるべきだと主張した。後に日系人に対して少し寛容な立場を取るようになるプロビンス紙は、ウィルソンの術策を次のように要約している。

> ウィルソンが日系人のお針子の労働条件や、日系社会に肺病が蔓延しているかしていなかにはまったく関心がないことは疑う余地がない。ウィルソンの意図はこのような邪悪な方法で東洋系カナダ人を不正に、不道徳に差別することであっる[25]。

しかし、ウィルソンの排日運動は驚くほど注目を集めてきた。1941 年、排日運動を諦めることのないウィルソンは、またもや連邦政府に日本語学校を法的に禁止することを要求した。日本語学校は日系人が日本帝国政府に忠誠である証拠であり、また日系人児童にとって日本語学校は耐えられない重荷になっているというのがその理由であった。JCCL 代表団がバンクーバー市議会でウィルソンにこれらの主張の根拠を示すように要求したが、ウィルソンには太刀打ち出来なかった。ウィルソンは害虫削除のために日本から輸入したムクドリも絶滅するように市議会に強く求めた。

「日本人はカナダ社会に同化出来ない」という政治的な議論の大部分は、実は「日本人がカナダ社会に同化するのを禁止する」という議論であった。このことを一番よく示していたのが、ウィルソンの「東洋系カナダ人ゲットー設立」案であった。ウィルソンに急き立てられてバンクーバー市議会は、東洋系カナダ人は「それぞれの東洋系に定められた地域以外」では住宅を購入することも賃貸することもできない、という市の条例を準備するための特別委員会を設置した。ウィルソンは市議会に東洋系がバンクーバー市の優良な住宅地域に浸透してきて、地域の住民が不動産価値が下がると抗議していると警告した。「東洋系が一人浸透すれば、もう一人がその後から来る。」と言い張った[26]。しかし、ウィルソンの計略は失敗した。市議会にはこのような条例を設定する権限はない、と特別委員会が結論したからであった。

1930 年代後半のバンクーバーは大恐慌から完全には復興出来ていない貧弱な町であった。RAMP により強制的に郵便局のビルから退去させられた生活補助受給者が、抗議して土砂降りの中、ダウンタウンの路上に座り込んだり、商店の窓ガラスを割って商品を略奪するという出来事もあった。「日本問題」騒動も当時のバンクーバーの不安と不満に満ちた状況の一部であった。バンクーバーは北側を山々に抱かれた穏やかで美しい自然環境の中の町であったが、この自然環境の中の人間社会は醜く滑稽な出来事でいっぱいだった。バンクーバーはまだ開拓時代の精神構造から抜け出していなかった。

1939 年までにバンクーバーは大恐慌の喧騒から落ち着きを取り戻した。同年、イギリス国王と王妃がバンクーバーを訪問した時は、市民は皆一緒になってイギリス帝国への忠誠を示した。パウエル街では道路に英国旗と万国旗を飾り、ソーントン公園では 300 名の日系少女が着物を着て集まり、バンクーバー郊外とバンクーバー島の日系社会では歓迎のアーチを立てた。圧巻はスティーブストンの漁船 200 隻がユニオンジャックと三色の幟を掲げて船団を組み、ジョージア湾まで航行して、イギリス国王と王妃の御座船と護衛の 4 隻の駆逐艦を迎えたことであった。これは戦前のカナダで日系人がカナダ社会の一員として参加している、参加することを許された、と感じた稀有な機会であった。しかし、ヨーロッパで戦争が始まり、イタリア、ドイツ、日本帝国という枢軸が形成を始めると、このような気分は霧散して日系人がカナダ社会で孤立した存在であることは以前にもまして明らかになった。

カナダがヨーロッパの戦争に参戦すると、二世の兵役がすぐに問題になった。JCCL はキング首相に電報を送り、カナダに対する「深い忠誠と献身」を誓った。1939 年 9 月 8 日号でニュー・カナディアン紙は社説で、二世はカナダ市民からの自分たちに向けられた忠誠心に対する攻撃のことは忘れ、カナダが戦争政策を決定したらカナダ市民としての責任を果たす用意をしておくようにと忠告した。二世にとって兵役はカナダに対する忠誠を誓約をする歴史的機会を提供した。しかし、中には選挙権を拒否されている以上、カナダに献身することも兵役を志願することも必要ないという意見の人もいた[27]。ニュー・カナディアン紙は同じ号で 1 ページを使い、二世が 1914 年から 1918 年の第一次世界大戦に志願兵としてカナダ軍に参加し「今日の二世に模範を示した」ことを強調し

た。1939 年 9 月 8 日、ウッズワースは連邦議会下院で演説し、英国国王がカナダ市民にカナダに住む他の国籍の人達に寛容になり、カナダ市民が団結して戦争に備えるように嘆願したことと関連して次のように宣言した。

> もし私がカナダ首相で日系カナダ人からカナダに忠誠を誓うという電報を受け取ったら、私はどうしてカナダ生まれの日系カナダ人を他のカナダ市民と同様に扱うことを拒否しているのだろうと恥ずかしく思ったに違いない[28]。

11 月 11 日の第一次世界大戦記念日に、JCCL に属する各地の日系団体が集まって第 4 回年次会議を開き、カナダの戦争努力を支持することを再確認した。これはカナダの全国向け雑誌が「日章旗の国日本帝国の暗い影がカナダを覆う」や「日本帝国のカナダ侵略[29]」などという刺激的な特集記事を載せ始めた時期に特に大切であった。

バンクーバーからプリンス・ルパートまでの日系団体は、頼まれてもいないのに小切手を地元の市長や村長に送り、連邦政府国防省に転送するように依頼した。1940 年にカナダ政府が最初の戦勝公債を売り出したときには、一世は数ヶ月以内に 55,000 ドルの公債を購入した。1940 年 8 月までに日系社会は 4,000 ドルを寄付し、同年夏までに 340,200 ドルの勝利公債を購入した。日本帝国との開戦の危惧が高まってきていたにもかかわらずであった。

このような努力にもかかわらず、日系二世に入隊の機会は訪れなかった。数名の二世が入隊を志願したが拒否された。理由は明らかにされなかったが、カナダ軍は公表しないままに二世を差別していた。1940 年にカナダ防衛のための徴兵制がカナダ自治領で採択されると、日本人は二世にどんな影響があるか危惧した。カナダ自治領民兵法（Dominion Militia Act）により、18 歳から 45 歳までの男子で英国臣民（British subject）の資格を持つものは、参政権の有無にかかわらず徴兵の義務を負った。1940 年 9 月に二世も民兵訓練のための身体検査を受けるというニュースが伝わってきた。このニュースに敵意を示した二世と感激した二世の両方がいた。そして、日本帝国とカナダのどちらに忠誠心を示すか迷っていた二世とその家族に決断を迫った。二世は身体検査を終了した。しかし、民兵訓練の知らせは来なかった。軍隊関係者は二世に次のように告げた。もし訓練の命令が二世に下れば、一番効果的な訓練の方法は日系人だけの小隊または中隊を組織することになるだろう。そうすれば「同質なグループ」になり「身体的特徴も標準化」されるし、「言葉の問題」もなくなる[30]。

連邦政府が二世の徴兵を渋っていたのには、二世の参政権の問題が背景にあった。バンクーバー市議会はすでに連邦政府に、もし二世が兵役についても参政権を授与しないようにと要請していた。その上、二世は「国家の治安上の問題」から入隊拒否のほうが良策であること、もし入隊したならば妨害工作をする危険があるので、太平洋沿岸の勤務に就かせないことなども要請していた。1940 年 12 月 8 日のバンクーバーのプロビンス紙は CCF 議員と保守党党首の間の次のような討論を載せている。

> コリン・キャメロン（コモックス選出の CCF 議員）：先住民と東洋系カナダ人でカナダ軍に入隊しカナダに命を捧げても良いとおもっているひとは参政権を持つべきだ。
>
> R.L.メイトランド（保守党党首）：私は東洋系カナダ人に、たとえ英国臣民であっても参政権を与えることに反対だ。
>
> ハロルド・ウィンチ（CCF 党首）：それなのに、あなたは彼らをあなたのために戦わせるのか？

メイトランド：先住民と東洋系カナダ人が入隊するのは構わない。しかし、東洋系カナダ人に参政権を与えるということは誤っている。かれらはカナダ政府について十分に理解していないので議会に参加すべきでない。

ウィンチ：彼らは十分に理解しているから、カナダのために戦おうと言っているのだ[31]。

BC 州首相ダフ・パチューロはキング首相に手紙を送り、東洋系カナダ人に強制的軍事訓練を施すことは良くないと伝えた。キング首相は戦時内閣に日系人に軍事訓練をすると BC 州の世論に良くない影響が出ると伝えた。結局、日系人の軍事訓練はしないことになった。また、キング首相はパチューロの手紙を受け取ると直ちに戦時内閣に、日本帝国との戦争が起こる可能性のある現在、日系カナダ人に武器の訓練をすることは軽率だと告げた[32]。

1941 年 1 月 8 日、キング首相は特別調査委員会が日本人を祖先に持つカナダ人を兵役義務から免除するという勧告をしたと発表した。キング首相はこの勧告は日系人のカナダに対する忠誠心を疑って決定したのものではなく、BC 州における排日感情が「危険」な領域に達しているためであると説明した。特別調査委員会はその報告で、もし日系人の入隊を認めれば、BC 州で排日暴動や人種暴動がおこる可能性が極めて高いとして次のように述べた。

白人はちょっとした刺激で対日感情を高ぶらせ、日系人個人またはグループに暴力を振るうかもしれない。日系人もこのことには敏感で、白人を恐れ混乱している。しかし、もし白人が日系人に暴力をふるえば、日系人は自分たちを守ろうと自然に対抗するので、白人と日系人の衝突はますます大きくなる。

このような状況はカナダの外の世界で起きることにも左右される。何が起きるか予測出来ないが、もし日本帝国と関連した出来事が起これば、BC 州の排日感情に火を付けることは明らかである。このような排日行動は BC 州だけに限定されるだろうが、もし日系人がカナダ軍隊に入っていれば、軍隊の中の無責任な連中は日系人兵士を攻撃するかもしれない[33]。

また、特別調査委員会は次のようにも述べている。「二世はカナダ軍隊に入る資格を十分に持っており、特別調査委員会もこのことを問題にしてはいない。二世は祖国の「日本人」と戦うことさえも辞さないでいる。しかし、特別調査委員会は BC 州で排日感情が極めて高く、白人と日系人が同じ軍事訓練を受け、同じ兵舎で生活するだけでも、白人は侮辱的だと思っていることも知っている。特別調査委員会の勧告は日系人自身の苦境を緩和し保護したい処置である。」そして、特別調査委員会はキング首相に、「特別調査委員会は二世の入隊禁止勧告を極めて不承不承決定したが、これは全会一致の決定ではなかった」と報告した[34]。

特別調査委員会委員は連邦政府防衛省の A.W.スパーリング中佐、RCMP 副長官 F.J.ミード、連邦政府外務省のヒュー・キンリーサイド博士、ジョージ・サンソム卿であった。サンソム卿は日本歴史と文化研究の第一人者であった。特別調査委員会は白人と日系カナダ人の相互の敵意の要因とその程度を明白にし、この敵意が継続した時に果たして BC 州とカナダの治安を脅かすことになるかどうか、そしてもしこのような危険があるとすれば連邦政府はどうすれば危険を軽減できるかを検討することが一番重要な任務だと考えた。

特別委員会は 1940 年 10 月にバンクーバーとビクトリアで公聴会を開き、57 人の証人から話を聞いた。日系人の証人は 8 人で、ニュー・カナディアン紙編集長トーマス・ショーヤマと採伐製材労働組合事務局長タケイチ・ウメザキが含まれており、全体として日系人社会を良く代表していた。白人の証人には BC 州副総督 E.W.ハンバー、BC 州首相パチューロ、カナダ軍太平洋軍区司令官 R.O.

アレクサンダー大将、カナダ陸軍と海軍の諜報活動担当の高官などが含まれていて、この問題が如何に重要だったかを示している。排日団体の代表も証人として参加した。

この公聴会の大事な結論の一つは、当時広く流布していた日系人はカナダに忠誠でなく、カナダ政府を転覆させる活動に従事しているという噂を退けたことである。公聴会でこのような噂の根拠となる具体的な証拠は何一つ出てこなかった。警察のいろいろな部署を代表する人達が、長年にわたり「膨大な回数」の日系人による政府転覆、破壊活動とされるものを調査してきたが、何一つこのような活動の証拠を見つけることが出来ないと証言した。反対に「日系人は法律を遵守し品行方正で称賛に値する歴史」を持っていると証言した。

しかし一般のカナダ人が日系人に不信感を懐き、嫌悪していたたことは事実だった。特別委員会は次のように結論した。

> カナダ人の日系人に対するこのような感情は、特定の白人が自分の政治的立場を有利にしようと意図的に扇動したことによって継続し刺激させられた。

政治家のこのような意図的で利己的な扇動のために、一般カナダ人はまったく根拠がないままに、日系人を疑い警戒するようになった。日系人も自分たちが迫害されていると感じて腹立たしくなった。このような日系人の反応は、カナダに対する忠誠心やカナダ社会と調和する気持ちに良い影響は与えなかった。特別調査委員会は排日感情が抑えられないと、暴動のようなことが起きるだろうと警告した。実際、このようなことが既に起きていた。1939 年のハロウィーンの夜に 300 人ほどの白人の若者ががパウウェル街の日系人商店のショウウィンドウのガラスを壊し商品を略奪した。商品を奪った若者の一人は興奮した日系人パトロールの一員に激しく殴られた。

キング首相は特別調査委員会の報告に対する正式な声明で、特別調査委員会の勧告の大部分を取り入れた。しかし同時に全ての日系人を登録することも強要した。そして、次のように宣言した。

> ほとんど大部分の東洋系移住者は自分の選択した国、カナダ、に完全に忠誠である。また、カナダ生まれの東洋系カナダ人の大部分もカナダに忠誠である[35]。

キング首相は個人的にはカナダが日本帝国と戦争になれば、日系人の破壊活動が起きる危険が十分にあると思っていた。これに備えて日系人の強制登録が必要であり、日系人に自分たちは差別されているという口実を与えるようなことはしないというキング自身の日系人政策の基本に反してまでも、登録は必要なことだと認識していた[36]。1940 年末から 1941 年 12 月の真珠湾攻撃の時まで、キングは日本帝国は枢軸国側に加担していつでも戦争を始めると予測していた。しかし、カナダが日本帝国に対して戦争を始めるきっかけになるような挑発をすることや、日本帝国に口実をあたえることを避けた。英国と米国が日本帝国と開戦して初めてカナダも日本帝国と敵対するとした。カナダ在住の日本国籍者を含む日系人の強制登録が日加関係に与える影響を最小限に留めるために、キングは日本帝国公使富井男爵と会見して、日系人の強制登録に関する新聞発表を見せた。キングによれば、富井公使は日本国籍者を含む日系人だけが強制登録されることに特に抗議せず「友好的に」に承諾した。

日本国籍者が強制登録に特に反対することもなかった。日系人社会の反応も概ね好意的であった。勿論、強制登録が日系人だけで、ドイツ系やイタリ系カナダ人と国籍保持者に適用されないことは腹立たしく、不快であったが、カナダ人一般の排日感情を鎮めるためには必要な処置だと納得した。また登録することで日系人の実数が判明し大げさに誇張されている日系人数の噂や、日本帝国のスパイがカナダに不法入国しているという数多くの噂を打ち消す機会にもなると考えた。日系

人社会全体の反応は JCCL がキング首相に強制登録に協力する誓約を送ったことに集約される。キング首相は日系人が政府の命令を「称賛に値する精神」で受容して嬉しいと返答した[37]。

キング首相が連邦政府は「大多数の」日系人がカナダに忠誠であることに納得したと言及したことで、日系人社会は一安心した。しかし、二世は日系人がカナダ市民と同じ市民権を持つという基本的な要求は解決していないと実感した。「カナダ市民と同じ」ということは、日系人にも兵役義務があり、例外として入隊を拒否されてはならないということだった[38]。二世は特別調査委員会の報告書もキング首相の声明も、日系人の参政権については一言も述べてないことを見逃さなかった。日系人の入隊拒否はそのまま日系人の参政権拒否に繋がる問題であった。

強制登録の事務は RCMP が担当することになり、1941 年 3 月 4 日から登録が始まった。登録が完了したのは 1941 年 8 月末で、太平洋戦争が勃発する 3 ヶ月前であった。前の特別調査委員会の勧告に従い、新たな特別調査委員会が設置され、1941 年 2 月に日系社会の指導者たちと会い、RCMP と協力する 5 人からなる日系連絡員会の設置を求めた。新しい特別調査委員会にはスパーリング中佐、RCMP 副長官ミードが前の委員会から残り、新たにニュー・ウェストミンスター市長フレッド・ヒューム、ブリティッシュ・コロンビア大学教授アンガス、BC 州議会のマッグレガー・マッキントッシュ中佐が加わった。この構成では特別調査委員会がもめるのは明らかだった。アンガスは二世の願望に理解があり、マッキントッシュは過激な排日主義者だった[39]。

特別調査委員会には日系人分科会が付属しており、委員は 3 人の一世、エツジ・モリ、アーサー・ニシグチ、ミツジロウ・ノグチと二人の二世、クニオ・シミズとトマス・ショーヤマだった。モリイはパウエル街のビジネスと賭博社会の黒幕で、1931 年に日系人の不法入国に関連した RCMP の調査に協力したことがあった。モリイは日系人社会で憎まれ、恐れられ、同時に尊敬もされていた人物で、戦前の日系人社会で著名な人物だった。

この分科会でも一世と二世の間の性格と見解の違いによる対立は明らかになった。二世は分科会の二人の一世の品位を疑い、これも対立の要素になった。特別調査委員会は日系人社会の変化を十分に理解していなかった。カナダ生まれの二世が伝統的な一世の支配から独立しようという動きが既に始まっていた。太平洋戦争が始まるだろうという危機意識が二世の指導者たちに、カナダ社会で生き残るには将来なにが起ころうともカナダに忠誠を尽くすしかないと悟らせた。一世はまだこの決断が出来なかった。

特別調査委員会の会合で兵役が議論された。二世だけの部隊を創設したらどうかという提案があったが、スパーリング中佐が「費用がかかりすぎ、組織が複雑になり過ぎる」と答えた。またある会合でショーヤマは、二世がカナダ軍に志願するだけでなく、全ての二世に徴兵が拡張されるべきだと考えた。戦争が差し迫った今、兵役の議論を避けるのではなく、この機会を利用して速やかに政府の日系人入隊拒否政策を変更させるべきだと考えた。軍服を着用した二世は、カナダ人の日系人に対する態度を変えさせる最も有効な多分唯一の手段であり、二世部隊が一番具体的な形になると思った。しかし、この提案はカナダ軍関係者と一世には「経験不足の二世の実現不可能な思いつき」に思えた。後に一世の一人がショーヤマに告げた。「君があのような提案をして嬉しかった。二世部隊の編成は勿論不可能だが、我々がこのような提案をすることはとても良いことだった[40]。この時点で既に明らかになっていた一世と二世の溝は、太平洋戦が始まり日系人強制移動の危険な兆候が見えてきたときに、日系人が日系人社会全体を代表する統一した組織も政策も考え出せず完全に機能不全に陥ってしまう前兆だった。

ともかく、日本人を祖先に持つ16歳以上の日系人14,700人が登録することになった。16歳以下の子供8,300人は両親が登録した。これら全ての日系人は出生証明書、市民権取得証明書、国家登録証、パスポート、その他カナダにおける法律的地位を証明する文書を提出することが要求された。そして、全ての日系人が登録証を携帯することが義務付けられた。登録証には姓名、住所、年齢、身長、体重、身体的特徴、職業が記載されていた。登録証には写真、親指の指紋、識別番号も載っていた。登録証は色分けされ、白はカナダ生まれ、サーモンピンクは帰化カナダ人、黄色は日本国籍者であった。BC州の日系人の登録が終わると、RCMPの登録事務チームはアルバータ州カルガリーに移動して、アルバータ州の日系人500人余りの登録を行った。

兵役免除は日系人の運命を決定する上で何よりも重要な政策であった。これにより日系人は以前にましてカナダ社会で孤立することになった。BC州フレーザー河河口地域の25の日系人組織の代表が抗議のために集まり、JCCLがキング首相に電報を送った。日系人の兵役免除は「日系人を白人カナダ人から選別して特別扱いする」ものだという抗議であった。日系人にとって連邦政府のこの政策がBC州からの政治的圧力によるものであるのは明白だった。日系人はこの政策の背後にあるのは「もし成人男子が国のために戦うに足る人間ならば、選挙に参加するにも足る人間である」という論理を卑劣に裏返して、「もし我々が成人男子に国にために戦うことを許可しなければ、我々はこの成人男子に選挙権を与える義務もない」いうものであるのがわかっていた。連邦政府が日系人の兵役免除政策を繰り返し日系人に伝えることは予想できた。抗議の電報から2週間後、外務省はJCCLに日系人の兵役免除は日系人を「不運な出来事」から守るために必要な処置であると返事をした。これでこの問題は公式には幕を閉じた。ただし例外的に、BC州で兵士採用官が3人の二世、シゲオ・カトウ、フジオ・アイダ、ヒロミ・タナカを真珠湾攻撃の直前にカナダ軍に受け入れた。

日系人から銃器と爆破物を押収することは、また新たな議論を引き起こした。特に法務長官ウィズマーが「中国系と日系の反目が高まってきていることを考慮して」押収したと説明したことについて、JCCLは「カナダ生まれで英国臣民権を持つ日系カナダ人と中国系カナダ人の間に暴力沙汰の起こることはない」、また「この命令は日本国籍者とカナダ市民権を持つ日系人との区別をしていない」とウィズマーに抗議した。その上、この規則が農家が切り株の除去に使う爆薬や起爆装置を持つことも禁止してしまうのは、森を切り開いて農地にする日系カナダ人農家を差別することになるとも抗議した。ウィズマーの返答は次のとおりであった。

> 現在の日中関係を考慮すると、二つの交戦国を祖国とするカナダ人が銃器を保持することは望ましくない。また、英国臣民権について言えば、だれが英国臣民権を持ち、だれが持っていないか判断するのは不可能である[41]。

この件はこれで終了になったが、二世は銃器保持の禁止令が日系と中国系が武器を持って争う危惧を考慮して決定されたものではなく、日系人が諜報活動をしているという何百という噂に基づいていることを承知していた。これらの噂は特別調査委員会で根も葉もないことだと証明されていたにもかかわらず消滅することはなかった。確かに日系人と中国系人の関係は緊張していたが、武力衝突に発展することはあり得なかった。この命令によれば、自家製の弓と矢も禁止された。若い二世の一人がフレーザー河の沼地で鴨を弓と矢で捕ろうとして狩猟許可証を申請した時にこのことがわかった。

キング首相は日系人の強制登録を発表した時に、誤った情報を受け取った個人やグループが日系人の忠誠心や誠実さを「不確かな噂」や「抑制を欠いた言葉」で非難していると糾弾したが、特別調査委員会の次のような勧告を採用する気配はなかった。

> 政府はBC州の排日宣伝活動を削減するために必要な手段を取るべきである。先ずは個人や報道機関にこのような排日宣伝活動は市民の治安と国防に害があると説得し、もし必要があれば出版物の検閲もすべきである[42]。

長年にわたり「日本問題」を取り上げて政治利用してきた政治家がキング首相の忠告を聞くわけがなかった。排日宣伝活動の検閲は先例もなく、「言論の自由」の原則を考えるとあり得ない選択だった。特に日系人への攻撃の大半をBC州選出の連邦下院議員が行っていることを考慮すると、排日活動の自制は不可能なことであった。

排日活動を自制することなどBC州の政治家は思ったこともなかった。戦争危機の意識はBC州住民にカナダの他の州の住民との「社会的一体感」を作り出したかもしれないが[43]、日本問題に関してはBC州とオタワの連邦政府の溝は従来のままであった。BC州で排日活動が継続している根本には、BC州住民のBC州の利益が連邦政府の「国民の団結」という不明瞭な概念の遂行のために犠牲にされてきたという意識があった。そしてBC州の政治家は連邦政府の日系人政策は、BC州住民の望んでいる思い切った政策になっていないと不満に思った。何よりも、日系人に対して寛容にならなければならないとする人達は、BC州住民の排日感情を理解していないと考えた。

1941年2月17日、キング首相は連邦政府下院の討論を再開し、無責任な言動で日系人を攻撃し排日感情を再燃させている人達を非難した。しかし、一週間後の議会でキング首相の率いる自由党議員のトム・リード、ジョージ・クルックシャンク、ハワード・グリーン、A.W.ニールが、連邦政府のカナダ太平洋沿岸の日系人に対する政策は「日系人に同情的」だと政府を非難した。また、トロントのグローブ・アンド・メイル紙の言うように、キング首相は潜在的にカナダに忠誠でない人達に「極めて注意深く」接していると非難した[44]。キングは日系人は強制登録に協力的だとこれら議員に思い出させたが、ニールは次のように答えた。

> 現在の政府の首相がどのような意見を持っていようとも、我々BC州住民は「一度日本人であれば、一生日本人だ」と考えています。

BC州選出のただ一人の協同連邦党議員アンガス・マッキネスはニールの発言を「カナダの恥だ」と批判した。

> あなたと私は共にスコットランドを祖国とする。それで、あなたの日本人に関する発言を我々にあてはめれば、「一度スコットランド人なら、一生スコットランド人だ」と言える[45]。

リードもスコットランド系であったが、マッキネスの言ったことが気に入らなかった。リードは立ち上がると次のように言った。「私は勿論スコットランド系である。しかし、日系人とは違う。私の忠誠は第一にカナダに対してである。しかし、日系人で信頼できるカナダ市民になれる人間など一人もいない。」３人のスコットランド系カナダ人が自制できずに討論を続けるという奇妙な事態になった。キング首相が言葉を選んで話すようにと忠告したが、従う者はいなかった。バンクーバーのプロビンス紙が2月26日、この討論の様子を次のような見出しで報告している。「マッキネス対その他、BC州選出議員の飛び入り歓迎日本人政策論議」。

この討論の続きに「リード対ニュー・カナディアン紙」という見出しをつけることができたろう。2月28日のニュー・カナディアン紙は「BC州選出の連邦議会委員は今までと同様、現在も将来も節操に欠ける人間である」という毒舌がいっぱいの社説を掲載した。

> A.W.ニールがまたもや日系人には忠誠心とカナダ人らしさがないという攻撃の先頭に立った。しかし、今回は同僚のトム・リードの助けを借りて、長年日系人攻撃に利用してきた最愛の警句、「一度日本人なら一生日本人」を突然放棄することになってしまった。ニュー・カナディアン紙の編集長は正式にネール氏とリード氏を公開討論に招待したい。そして、「一度日本人なら一生日本人」と「一度東洋系を虐めれば、一生東洋系を虐める」のどっちがより現状にあてはまるか決着をつけたい。

リードはバンクーバーから数千キロ離れたオタワの連邦政府議会下院で、自分の意見に反論する二世が一人もいないままに、ニュー・カナディアン紙に反論した。下院議長に向かい、ニュー・カナディアン紙の声明は「虚偽であり、悪意があり、下品である。」そして自分は日系人に対して善意の持ち主であると主張した。

> 私はBC州の日系人に対して敵意や差別を扇動するようことは一度もしたことがない。日系人は参政権を除けば、我々とおなじ社会的、経済的生活を享受しているのに、私に対してこのような品位に欠ける個人攻撃をする[46]。

ここで問題になったのは、連邦議会議員は「一度日本人なら一生日本人」という悪意のある発言を自由に出来るのに、日系人ジャーナリストが「一度日系人を虐めれが一生日系人を虐める」という鋭い反論をすると、これは脅迫観念に取りつかれたようにカナダ市民を攻撃する無礼な振る舞いであるとされたことであった。

リードの日系人に善意を持って対しているという見せかけの態度は長くは続かなかった。自分は人種差別から自由であるという立場をとったものの、日系人攻撃は連邦議会下院の討論、新聞記事、スピーチなどに溢れていた。これから10ヶ月以内にリードは冷静さの見せかけをかなぐり捨て、カナダから日本人を祖先に持つ者全てを直ちに国外追放することを連邦政府に強く要請した。一方、ニュー・カナディアン紙は信念をもって白人に二世の立場を表明することを続けた[47]。

真珠湾攻撃に先立つ数ヶ月、日系社会はますます不安になり、太平洋を挟んで戦争が起こるのではないかと恐れていた。しかし、同時に現在の困難な状況も終焉して、また以前と変わらない生活が戻るだろうと感じていた。日系人には日本帝国は英国と米国と衝突するのを避けようと懸命であるように思えた。そして国際関係が武力衝突にまで達しないように願っていた。日系人は毎日の生活を今までどおり続けることで、きっと自分たちの願っているようになるだろうと思った。この傾向は1941年7月18日のニュー・カナディアン紙の記事でも明らかである。「日系社会は冷静である。極東の軍事衝突はないだろう」。記事は日本帝国は中国における4年間の拡張主義を終了して確固とした合意を獲得し、ドイツに加担してロシアを極東から攻撃することはしないと予想した。どのような理由にしろ二世は自分たちを次のように見ていた。

> 我々は自分たちを法律を守り、勤勉で、自立した立派なカナダ市民だと評価する。

1941年9月、ワシントンで日本の東アジアにおける武力侵略に関する日米会談が、米国国務省長官コーデル・ハルと野村日本帝国海軍総督の間で行われたが、互いに譲歩しなかった。その間、日本政府は英連邦諸国と協定を結び、英連邦諸国に滞在する日本の会社職員と外交官のための交換船を派遣した。しかし、この交換船についての協定には、英連邦諸国の日本人移住者と現地に帰化した日本人の本国送還については何も記載されていなかった。カナダの日本人移住者と帰化日本人は、これは自分たちがカナダに永住する意図を証明するものだとおもった。パウエル街の日本人の

圧倒的多数は日系人社会は長年存続し、完璧に現地に根を下ろしているので、日本人の本国送還は馬鹿げた話にすぎないと思った[48]。それより、緊急の問題は日本に行った日系人が、日本とカナダ直通の船便が一時的に中断してしまったのでカナダに帰れないことだった。

1941 年 11 月半ば、ワシントンにおける日米会談が行き詰まっている中で、東京で重大な政治的危機が起こった。日本帝国陸軍は米国と英国を急襲する機会が訪れたと主張したが、日本帝国海軍の指導者たちは米国と戦争になることに消極的であった。そして、近衛首相と天皇陛下の支援があれば、頑固な東條戦争大臣に逆らって米国の要求を受け入れ、中国大陸とインド支那から日本軍を撤退させて戦争を回避できるかもしれないと考えた。しかし、近衛首相は辞職し東條が首相になった。日本帝国は大事な決断をしたように見えた。この間、日本帝国海軍は戦争配置に就き荷物の積み込みを完了した。1941 年 11 月 26 日、千島列島に集結していた航空母艦、戦艦、駆逐艦は北太平洋に向けて出港した。そして、合図のありしだい米国海軍艦隊を攻撃する手はずであった。

真珠湾攻撃が迫っていたこの時期、その後、日本帝国の軍事政策とカナダ政府の戦時の市民権の制限の犠牲になる日系人は、まだカナダ市民の寛容と民主主義に希望を託していた。1941 年秋、日系人は自分たちがいままでで一番深刻な危機に直面するだろうことを知っていた。しかし、実際になにが起こるかはわからなかった。戦争が勃発しても日系人が経験する最悪の事態は、ヨーロッパで戦争が起きてからドイツ系とイタリア系カナダ人が経験したこと以上に悪くはならないだろうと予想した。多分、日系人団体と日系人新聞は注意深く監視され、日本国籍保持者の何人かが拘束され、全ての日本国籍保持者は定期的に RCMP へ報告することになり、日系人漁民の漁船の活動が制限されるだろうと思った。

日系人がカナダの民主主義を必死に馬鹿正直に信じたのは、後から見れば子供っぽかったが、また同時に心を動かす痛ましいものだった。民主主義こそが日系人がいままでカナダで信じてきたことであり、これからも日系人が頼れる唯一のものだった。このことは日系人社会で繰り返し述べられている。二世にとって民主主義の下で自分たちは何をするかが問題ではなく、カナダとカナダの白人が民主主義の下で日系人に何をしてくれるかが問題であった[49]。太平洋戦争勃発までの 10 年間、二世は自分たちのカナダに対する忠誠心をありとあらゆる機会を利用して示してきた。厄介な強制登録にも協力した。兵役免除に抗議した。そして、カナダの戦争努力に自分たちのできること全てで貢献した。このため、現在問題となるのは二世の態度ではなく、BC 州住民、そしてカナダ市民全体の日系人に対する態度であった。二世はカナダ市民の「公平な競争」と「英国風正義」はどんな厳しい状況でも維持されると思った。二世はどのように戦争に立ち向かえばよいか？答えは明らかであった。

> 我々は今、カナダ人の伝統的な寛容、良識、品位とカナダ社会の民主主義に我々の将来を託さなければならない[50]。

（目次に戻る）

第９章　　決断の時　（第９章注）

我々は後ろから背中を刺すような裏切り行為から身を守らなければならない。

1942 年 1 月 30 日、ハワード・グリーン

我々のすべきことは唯一つ、文明国が誰でも戦時に行うことをする。すなわち、彼ら全員を強制収容しろ。

1942 年 3 月 5 日、キャムループス市会議員

1941 年 12 月 7 日の真珠湾攻撃の 5 時間後、日本帝国は 48 機の爆撃機で香港を爆撃した。日が昇りパイロットに目標がはっきり見える頃になると、日本軍は仮借なくマラヤ、フィリピン、グワム、ウェーク島を攻撃した。日本帝国が太平洋で軍事行動を起こしてから数週間、そして数ヶ月は日本帝国の作戦はことごとく成功した。米国海軍は活動不能になり、マッカーサーのフィリピン空軍部隊は壊滅した。そして 12 月 10 日のマラヤで英国の「不沈」艦プリンス・オブ・ウェールズとレパルスは撃沈されマラヤは陥落した。カナダ軍の二つの大隊を含む香港守備隊は 17 日半の戦闘の後、12 月 25 日のクリスマスに降伏した。それでも香港守備隊は日本軍に損害を与え、日本軍の東南アジアと東インド制圧を遅らせることにはなった。

日本帝国の真珠湾攻撃とその後の極東アジアにおける軍事的勝利で、直ちに BC 州の日系人問題に焦点が当るようになった。カナダは米国が正式に日本帝国に宣戦する前に、いちはやく日本帝国に宣戦した。宣戦にあたりマッケンジー・キングは次のように述べた。日本帝国は「用意周到に」、「卑劣に」英国領香港を攻撃した。「これはカナダの国防と自由にたいする脅威である[1]。」この時、キングは日本帝国の行動が日系カナダ人にどのような影響を与えるか明らかに理解していた。カナダの宣戦布告の内閣令を作成中に、キングは日記に日本国籍を保持する日系人とカナダ生まれの日系人のカナダに対する忠誠心をカナダ政府は信頼するという表明をするのがよいかどうか、内閣で長時間議論したと書いている[2]。

連邦政府が最初にしたことは、38 名の日系人をカナダの治安に危険を及ぼすという容疑で逮捕、拘束することであった。これら 38 名については RCMP が予め調査をして危険人物と認定していた。また、1,200 隻の日系漁民の保有または操業する漁船を拿捕した。これら日系漁民は全員、帰化日系人か二世であった。BC 州の 59 の日本語学校も閉鎖した。また RCMP の勧告に従い「危険予防処置」としてバンクーバーで発行されていた日本語新聞 3 紙を閉鎖した。ただし、英語の週間新聞、ニュー・カナディアン紙の発行継続を許可した。連邦政府は 12 月 7 日に内閣令 9591 号を発令し、カナダ防衛規則の但し書きを延長して日本国籍者を 2 月 7 日までに敵性外国人名簿に登録することにした。この名簿の登録者は「正しい品行」をとるという誓約書に署名し、現在の住所から移動するときには許可が必要になった。ヨーロッパで戦争が起きてから、カナダの敵性ドイツ人とイタリア人に同様な処置がとられていたので、敵性日本人にも適用されることは予想できていた。

しかし、12 月 16 日になると内閣令 9760 号が発令され、日本人を祖先に持つカナダ人はカナダ国籍の有無にかかわらず全員登録することになり、以前の登録規則よりずっと厳しくなった。この強制登録の違反者は最大 200 ドルの罰金か最長 2 ヶ月の投獄となった。また全ての日系人は登録書を携帯し、公共の集会では求めに応じて提示しなければならなかった。公共の集会には切符売り場、電報局、公共の自動車、汽車、船などが含まれた。このような処置は一般カナダ人には日本国籍保持者とカナダ市民権保持者の区別がつかないという理由からであった。そして、12 月 16 日までに二世も帰化日本人も「日本人を祖先に持つカナダ人」という範疇に入れられることになった。この

ように日系人を取り扱う処置は連邦政府の日系人政策の中でますます顕著になり、最終的には「日本人を祖先に持つカナダ人」の大量強制移動に至る。

真珠湾攻撃後の1週間は日系人に対する組織だった扇動も差別行為もほとんどなかった。しかし、その後突然カナダ太平洋鉄道（Canadian Pacific Railways: PR）が保線労働者と赤帽を解雇し、バンクーバーのホテル、太平洋沿岸地域の製材所と工場が同様なことを始めた。既に1,800隻の漁船を押収されて日系人漁民は失業していたが、新たにこれらの解雇で日系人は深刻な失業問題に直面した。店を閉めろという脅迫状が日系商店主に届き、バンクーバーのリトル・トウキョウの下宿屋に放火を試みるものも出てきた。日系人の職人や商店は白人の顧客が減少した。商店のショウウィンドウが割られ、レンガや火のついたランプを八百屋や菓子屋に投げ込むものもいた。保険会社は日系人の保険を停止した。

真珠湾攻撃後の日系人に対する最初の敵意は、新聞の日系人に寛容になれという社説である程度は軽減した。新聞の社説は連邦政府が「状況を十分に管理している[3]、日本軍によるカナダ太平洋沿岸地域の攻撃はまずはない、日本人問題は連邦政府にまかせ個人的には何もするな。」と読者を説得した[4]。

社説は日系人の中にはカナダに忠誠でないものがいるかもしれないことを認めた。しかし、12月8日のデイリー・プロビンス紙の社説のように、住民が冷静を保つことを強調する論調が主流だった。「我々は日本帝国と争っているのであり、カナダの日本国籍保持者や、日本人を祖先に持つ日系人と争っているのではない。日系人はとても厳しい状況にあり、思いやりが必要である[5]。」しかし、このような冷静さはすぐに失われ、日系人に対する恐れと大げさな騒ぎに取って代わられた。日系人に対する個人的、組織的敵意は20世紀初めまで逆上って、BC州住民に深く根ざしており、新聞や個人が日系人に対する寛容で公平な競争を訴えても簡単に変わるものではなかった。

日本帝国の真珠湾爆撃はBC州の排日組織に願ってもない最高の排日材料を与えた。「信用を裏切る卑劣な」真珠湾の奇襲攻撃は、排日組織が日系人攻撃するのに使う日本人の性格を表す常套句そのままの行為であった。排日組織はカナダ太平洋沿岸地域で、日系人の性格はこのようなものだと住民に思わせるために何十年も努力を重ねてきた。そして、日系人をBC州からカナダから駆逐する機会があるとすれば今がその時だと思った。真珠湾攻撃の直後に排日組織が静かだったのは、英連邦が日本帝国と全面戦争に陥るというショック、連合軍が日本軍に次々と敗北した驚き、そして連邦政府がいずれ厳しい日本人対策を取るだろうという期待によるものだったのだろう。

「東洋系カナダ人問題特別委員会（Standing Committee on Orientals）」がカナダ参戦直後にとった予備的手段は、カナダ市民を満足させるものではなかった。委員会自体、将来の政策について意見が別れていた。委員会には1938年の時点で既に日本人を祖先に持つ全ての日系人の国外追放を支持するマッキントッシュ中佐や、10年来日系人の信頼性を信じてきたアンガス教授などがいた。委員会の様々な意見はBC州住民の様々な意見を反映したものだった。しかし、日系人に対する寛容な穏やかな処置を主張する意見は、すぐに排日抗議の波に飲み込まれていった。

1942年2月、日系カナダ人の集団強制移動が発表されるまでに、BC州の日系人に対する敵意は未だなかったほど組織化されてきた。そして、最後は感情的なヒステリーになった。1月14日に日系人の部分的な集団移動が発表されたがBC州住民は満足しなかった。日系人全員の集団強制移動だけがBC州住民を満足させた。真珠湾攻撃から一週間以内、日系人の解雇や日系人商店にたいする襲撃が行われている最中に、苛立った市民から新聞への投稿が続いた。日系人は諜報活動をしているから、全ての日系人を強制収容しろという要求だった。社説のなかには、もう少し穏やかなものであ

ったが、同様な趣旨を述べるものも出てきた。連邦政府は日系人の強制移動と強制拘束を引き伸ばしているとして不満をつのらせたBC州の多くの政治、経済、社会組織が、こぞって排日宣伝活動を始め連邦政府に直ちに政策を実地するように要求した。そして、BC州の排日組織はこの機会を捉えて日系人を永久にBC州から追放しようとした。これらの組織の圧力が結局連邦政府の政策を牛耳るようになった。

この排日運動の先頭に立ったのはBC州のあらゆるレベルの政府、政治家とその支援団体であった。これらの政治家はそれまでの40年間、連邦政府に排日的な政策を立案して提出し、立法化するように圧力をかけてきたが、この度も同様に圧力をかけた。このような圧力なしには連邦政府は何もしない、というのがこれら政治家の信念であった。1941年12月末までに連邦政府議会で排日政治家としてよく知られていたイアン・マッケインジー、A.W.ニール、トーマス・リード、ハワード・グリーンなどが大規模な排日運動を組織して、全ての日系人を「ロッキー山脈の東側」に移動させることを連邦政府に強要した。「ロッキー山脈の東側に移動させる」はこれら政治家が口々に主張したことで、ニールとリードの過去20年来の主張でもあった。これらの政治家は地元の保守党組織と自由党組織、それにいろいろな市町村議会に支持された。12月17日に結成された太平洋沿岸治安連盟（Pacific Coast Security League）は、連邦政府の日系人対策が生ぬるいと厳しく批判した。1942年1月、バンクーバー市議会議員で連盟の最も活動的な一員だったハルフォード・ウィルソンは、市議会に日系人を直ちに移動するという動議を提出した。丁度この時、キング首相は東洋系カナダ人に関する特別委員会を電話でオタワに招集していたが、ウィルソンは特別委員会の委員に日系カナダ人を直ちに移動させないとBC州の各地で排日暴動が起きると脅かした。また、BC州保守党は年次総会で日系人をカナダの「日系人がいてもカナダの国防に問題をおこなさい場所[6]」に集団移動させる決議を採択した。

「オタワの政治家は眠りこけていて自分の責任を果たしていない。するべきことをすべきだ。」とバンクーバー市議会議員のジョージ・バスコムは、日系人のロッキー山脈以東への追放を主張した。次いで、「戦争が終了したら奴らを日本へ送り返せ[7]」とも主張した。12月30日、カナダ太平洋沿岸地区防衛軍司令官R.O.アレクサンダー大将は次のように述べた。「状況は深刻になっている。連邦政府は日系人対策をとるべきだという冷静な要請や、ヒステリックな嘆願が山のように届いている[8]。」「なにかすべきだ」というのが、BC住民が日系人に対して何もしないオタワへ怒りを表す合言葉になった。しかし、大衆が日系人に対してヒステリックな反応をするようになったのは、1942年1月の中頃、政治家が様々な利益団体、退役軍人組織、サービス団体、農業団体、労働組合を扇動した結果であった。このような扇動がなければ、大衆はこうはヒステリックにはならなかっただろう。

BC州と連邦政府の最初の対決は1942年1月8,9日の両日、「東洋系カナダ人に関する特別委員会」とBC州代表団がオタワで外務省、カナダ軍、RCMPの高官と会議した時に起こった。この会合で日系人政策を議論したが激昂した議論になった。注意すべきは特別委員会の中の排日家とBC州代表団以外に、誰一人としてがどんな理由にせよ日系人の追放と収容が必要だというものはいなかった。

国務省次官のヒュー・キンレーサイドは全ての日系人の追放という要求から日系人を保護したかった。そして、全ての連邦政府高官は日系人の強制収容は必要ないと意見で明らかに団結していた。カナダ陸軍総合本部副司令官で総合防衛合同常任委員会委員であるモーリス・ポープ大将が陸軍としての見解を述べた。この会議以前にポープはカナダ陸軍総合本部司令官のケン・スチュワート中将に、この会議で陸軍としてどんな意見を述べたらいいかたずねた。ポープ自身は日系人に対

して日本国籍者であれカナダ国籍者であれ危惧を抱いたことはなかった。スチュワートはポープに次のように告げた。「陸軍としては日系人が国家の安全保障にいささかでも問題になるとは思わない[9]。」このように、連合軍が日本帝国軍との戦闘に次から次へと負け、日本軍のカナダ攻撃の危険が一番高くなったと思われた時でも、カナダ陸軍は日系人の強制収容になんの興味も示さなかった。

この会議で RCMP 代表は破壊行動の恐れのあるごく少数の日系人を既に拘束してあるので、これ以上の日系人の収容は必要なく、BC 州に日系人がいることになんの危惧も持っていないと述べた。カナダ海軍副総督 H.E. ロースタス・リードは真珠湾攻撃の当日、日系人漁師を海上から放逐したので、もう何も問題はないと「朗らかに」答えた。ポープは RCMP が日系人を問題にしないならば、陸軍も問題にしないので、陸軍としては日系人の強制収容についての提案はないと述べた。RCMP, カナダ海軍、カナダ陸軍が言ったことは、真珠湾攻撃以来、これら三者が「状況」は制御されており、日系人に関してパニックになったり、厳重な対策をとる必要はないと BC 州の住民に言い続けてきたことと同じであった。その上、連邦政府の経済関係部門の代表者は、日系人漁師が太平洋で漁業を続けることが、かえってカナダの戦争努力に貢献すると述べた。

バンクーバー中央選挙区選出の連邦政府議員イアン・マッケンジーは連邦政府年金大臣をしていたが、排日家としてよく知られていた。このマッケンジーが東洋系カナダ人問題特別委員会の委員長をしていた。委員長としては自分の意見を言わずに曖昧な立場を取らざるを得なかったが、会議には冷静に対処していた。後に、ある新聞がマッケンジーが日系人を BC 州から追放するという意見を持つ限り大臣を辞職すべきだと要求した。しかし、BC 州労働大臣ジョージ・ピアソンに率いられた BC 州代表団が、日系人の強制移動反対の意見の多かった会議で激烈な意見を述べて割って入った。BC 州代表団は強制移動反対派の意見に怒り狂い会議は紛糾の極に達した[10]。代表団は「日系人の誰も信用できない、全ての日系人を BC 州から追放して強制収容すべきだ。」と主張した。外務省のエスコット・リードは会議の雰囲気を次のように述べている。「私は委員会の会議室に邪悪なものが跋扈しているように感じた。BC 州代表団はナチがユダヤ系ドイツ人を語るように[11]、日系人のことを語っていた。BC 州代表団の一員と個人的に話したが、日本との戦争は BC 州から日系人の経済的脅威を永久に除去するための天から与えられた機会だと言っていた。国家の安全保障については何も言わなかった。」

BC 代表団がいかなる手段を用いても目的を遂げようとしていることは明らかだった。この会議が終了して数日後、オタワの国防本部はバンクーバーの太平洋地域防衛本部司令官から緊急のメッセージを受け取った。司令官は前言をひるがえして、国家の安全保障のために日系人に対して積極的な対策を打ち出すことを勧告した[12]。

この勧告に対して連邦政府や国防関係の高官がどれほど憤慨したかはわからないが、BC 州政治家の何が何でも日系人対策を連邦政府に取らせるという信念のほうが強力だった。現在までこの会議の記録は公になっていないでの、日系人の強制移動についてどのような議論が行われたのかわからない。しかし、BC 州はキング首相に懇願し、少なくとも妥協案を獲得した。1942 年 1 月 14 日にカナダ太平洋沿岸の保護地域から、全ての日本国籍保持者を移動するという部分的強制移動案が発表された。これに先立ち、キング首相は「私はジャップが太平洋沿岸地域に上陸すると信じる。」と述べた。

カナダ太平洋沿岸地域は日系人が諜報活動をしているという人騒がせな噂でもちきりだった。1941 年 12 月 15 日に米国海軍省長官フランク・ノックスが「第二次世界大戦でいままでで最も有効な諜報活動がハワイで行われた、これを凌ぐものはノルウェイで行われた諜報活動だけかもしれな

い。」と述べた[13]。この声明で大衆はハワイの日系アメリカ人が諜報活動をしたと解釈した。ノックス自身は自分の声明がこのように解釈されると思っていなかった。警察、米軍の諜報機関、FBIの全てが、日系アメリカ人がいかなる形にせよ諜報活動に従事したことを否定していたからである。ノックスが言いたかったのは日本帝国から送られた諜報員と日本政府の外交官が諜報活動をしたということだった。しかし、新聞の一般的読者はハワイ在住の日系アメリカ人が、真珠湾の米軍防衛システムを巧みに妨害して、日本軍の真珠湾攻撃を劇的に成功させたと受け取った。カナダ太平洋沿岸地域では様々な根も葉もない噂が飛び交い、住民は噂を信じた。例えば、ハワイの日系アメリカ人農家が野菜を運搬するトラックで真珠湾とホノルルを結ぶ道路を封鎖した、ヒックマン飛行場の滑走路を日系人のトラックが暴走して、駐機してある米軍爆撃機数機の尾翼を破壊した、ヒックマン飛行場を牛乳運搬トラックが走り、車体の横を開けると日系アメリカ人が機関銃を操作していた、などである。

同じような噂が多数あり広く流布した。しかし、歴史の皮肉はハワイ在住の日系アメリカ人は一人も強制収容されなかったことである[14]。もう少しBC州に近いところの噂としては、ウィリアム・ランドルフ・ハースト所有のシアトルの新聞、ポスト・インテリジェンサーが1941年12月11日に「日系人工作員がワシントン州のポート・エンジェルスで、焚き火をたいて日本軍の飛行機を導く目印を作った」と一面で報じた。この記事によれば、焚き火は矢印の形になっていて矢印の先端がシアトルを向いていた。この焚火の場所はビクトリアからフォン・デ・フカ海峡を隔てた対岸であった。しかし、同紙の他の紙面にはワシントン州知事事務所の談話として、森林労働者の不注意でたまたま藪が矢印の形に燃えた、と載っていた。

ハワイの日系アメリカ人の真珠湾攻撃前後の非の打ち所のない行動は、日系アメリカ人の米国に対する忠誠心をはっきりと示した。ハワイ諸島の地理を考慮すれば、日本軍のハワイ諸島攻撃や上陸のほうが米国本土攻撃より危険はずっと高かった。そして、実際そのとおりになった。ハワイ諸島の日系人総数は16万人で人口の38パーセントに上っていた。これに比べて、BC州の日系人は人口のわずか2.7パーセントに過ぎなかった。ハワイ諸島の日系アメリカ人はハワイ諸島が日本軍の攻撃にさらされ、人口も多いにもかかわらず、太平洋戦争中、自由に日常生活を行い働いた。妨害工作に関わった日系人は一人も見つからなかった。カナダで日系人の強制収容が必要だという議論に使われた要因は、ハワイ諸島の日系アメリカ人にこそ当てはまった。しかし、ハワイ諸島の日系アメリカ人の強制収容はなかった。BC州の排日活動家は日系カナダ人は太平洋沿岸地域の戦略的に重要な、しかも妨害工作に脆弱な場所に多数集中していると喧伝した。ハワイ諸島では日系アメリカ人はどこにでも住んでおり、多くの日系アメリカ人が米国海軍基地や補給施設で真珠湾攻撃前も後も働いていた。しかし、米国軍事関係者はハワイ諸島の日系アメリカ人の強制収容は必要ないと判断した。

実際のハワイ諸島の状況はこのようであったにもかかわらず、真珠湾攻撃に関連した日系アメリカ人のさまざまな妨害工作が、細かなところまで、実際に妨害工作を見た人の報告として新聞に掲

載された。バンクーバー・サン紙は米国海軍省長官ノックスの談話を掲載した。カナダ退役軍人会は「BC 州のジャップは日本軍の香港陥落を祝ってパーティーを開いている。」と述べ、次いで「日本帝国にあけすけに共感する日系人は、次は日本帝国のカナダ侵略を予想している。」とも言った[15]。ハワード・グリーンは日本軍のプリンス・ルパートとクイーンシャーロット島侵略を予測し、1942 年 1 月 29 日に連邦議会下院で、日本軍はプリンス・ルパートもしくポート・アルバーニを基地にして、カナダ太平洋沿岸地域全体を攻撃すると宣言した。グリーンはますます調子に乗り、BC 州全体で日本軍とカナダ軍の戦闘が起き、日本軍はエドモントンやカルガリーを爆撃するかもしれない[16]、そして日本のカナダ侵略軍を戦略的に重要な地点に誘導するのが日系カナダ人だと述べた。グリーンは次のように結論した。

> 我々は日系カナダ人が我々の背中を刺すような裏切り行為から身を守らなければならない。日系人の裏切り行為を世界各地で見てきた。日系人の裏切り行為が BC 州でも起きる可能性が十分にある。我々が完全に身を守る手段は、日系カナダ人を BC 州から追放するしかない[17]。

BC 州選出の連邦議会議員がオタワで盛んに BC 州沿岸地域防衛の必要性を議論していた時、ビクトリア選出の R.W.メイヒューは、真珠湾攻撃の時の日系アメリカ人の妨害工作を、日系アメリカ人がアメリカ国籍を持っていても裏切り工作をするという議論の根拠として、「血は水より濃い」と述べた[18]。

根拠の無い噂やフェークニュースはなかなか収まらなかった。1943 年 11 月に至ってもカルガリー・アルバータン紙は、真珠湾攻撃に関連した日系アメリカ人の妨害工作記事を載せていた。1944 年にモントリオール・スター紙は長い社説で全ての日系カナダ人の日本送還を支持した。

> 我々は BC 州の日系人はカナダに移住してきた時から、日本帝国の諜報員であったことを知っている。我々はこれらの間違いなくカナダに危険な日系人をカナダから根こそぎ駆逐することが、カナダの将来の利益になると信じている。我々に日系人は必要ない[19]。

カナダに移住してから 34 年経つヒロゾー・フジタが、オカナガン・バレーのオリバーから北に 6 マイルのところの農地を購入すると周辺の白人農家が憤激した。フジタの農地が過去 23 年間「住民は白人に限る」政策を取ってきたオリバーの町に近すぎるためであった。その上、オリバーはバンクーバーとトレイルを結ぶ直線上に位置していた。トレイルは精錬業の中心地であった。フジタと三人の息子が藪を開拓するために切り取った藪の山を焼き払うと、白人農家はフジタが夜間に藪を燃やせば日本軍の爆撃機をトレイルに誘導する目印になると主張した。バーノン・ニュース紙はこのことを「オリバーが日本帝国に侵略された。カナダ陸軍の出動を要請する」という見出しで報告した[20]。

敵国の潜水艦が 1941 年 12 月の後半にカリフォルニア沖で目撃されたという、目に見えるような記述で信憑性を強調した報告が幾つもあり、日本軍の米大陸上陸の危惧を増加させた。米国の輸送船が数隻が攻撃され、タンカー「エミリオ」が沈没した。これらの日本軍による攻撃は大西洋におけるナチの U ボートによる攻撃に比べれば取るに足りないものであり、日本軍の攻撃は 12 月以降はなかったが、それでも米大陸太平洋岸地域の住民はまるで日本海軍の潜水艦に包囲されたように感じた。米大陸の東海岸では枢軸国軍隊が上陸するというような、西海岸の集団ヒステリーは起きなかった。東海岸は西海岸に比べてドイツ軍の潜水艦の活動が活発であり、また沿岸の防衛設備も多く、枢軸国のよる諜報活動、破壊活動の危険はずっと高かった[21]。しかし、この地域のドイツ系、イタリア系住民を集団移動しようという議論はなかった。カナダと米国が北米大陸で枢軸国と対戦

する危険が一番高くなったのは、1942 年 2 月 23 日、日本海軍の I-17 潜水艦がカリフォルニアのゴレタ沖に浮上して、5 インチ半砲 13 発をカリフォルニア沿岸の石油貯蔵施設の方向に撃ったときであった。砲撃の被害はなかったが、北米の「黄禍論」の推進者の一人であるウィリアム・ランドルフ・ハーストは、この砲撃は自分を狙ったものだと思い込み、サン・シメオンの豪邸から逃げ出した。2 月 25 日には、オーソン・ウェルズが火星人の襲撃を書いた小説「ロス・アンジェルスの戦い」のようなことが起こった。米国西海軍防衛隊が天候観測気球を敵飛行機と見誤り、夜空に向かって対空砲の 3 インチ砲弾 1,449 発を想像の敵機に向かって撃った。

カリフォルニア州と同様なパニックと大げさな噂が BC 州の沿岸地域に蔓延した。1941 年 12 月 11 日にカナダ太平洋沿岸防衛本部は日本海軍の主力艦隊がサン・フランシスコ沖 154 マイルにあらわれ、北東方向に航行中であるという報告を受けた[22]。日本陸軍がアジアを席巻し、英国軍はマラヤ、シンガポールで日本軍の進軍を止められず、シンガポールは日本軍に 1942 年 2 月 15 日に陥落したというニュースが入ると、BC 住民はますます不安に駈られた。シンガポール陥落の前日、イアン・マッケンジーはキング首相に手紙を出した。

> 私は毎日のように BC 州住民から太平洋沿岸地域の防衛の要請を受けています。私は今までの太平洋沿岸地域の防衛準備を考察して、新たに少なくとも二つの移動可能な大隊の配備が必要だと確信しています。カナダ国内の十分な防衛準備が整うまでは、海外派兵はすべきでないとおもいます[23]。

他の政治家と新聞もイアン・マッケンジーと同様な意見だった。BC 州首相ハートは BC 政府の高官と会ったあとで次のように述べている。BC 州住民は BC 州防衛問題に心を奪われており、BC 州防衛準備が整うまでは、カナダが海外で戦争に従事することを好ましく思っていない。

連邦政府戦争委員会は主に BC 州住民の危惧を抑えるために、カナダ陸軍の拡大を承認して新しい大隊を BC 州に配置し、東部から中隊を BC 州に移動した。これらにかかる費用も含めカナダの国防費は 1941－42 年度から 1942－43 年度にかけて倍増した。しかし、太平洋戦争を通して、日本軍によるカナダ本土への具体的な脅威は何一つなかった。日本軍はアリューシャン列島のキスカ島とアチュー島を占領したが、これは北米攻撃の足がかりではなく、日本列島本土防衛のためであった。

1942 年月、アレクサンダー将軍は日本軍がミドウェイ攻撃と共にアリューシャン列島の侵攻も企てているという情報を得て、参謀本部に日本軍はプリンス・ルパートに対して何かするかもしれないと告げた[24]。しかし後にワシントンで開かれた太平洋戦争評議会のルーズベルト、チャーチル、キングの討論から、日本軍のアリューシャン列島方面の活動はロシアの動きに備えるためで、北米太平洋沿岸に対する脅威は無視できるとわかった。

太平洋戦争中に日本軍によるカナダの侵略、海上からの上陸、空爆は一つもなく、また日本軍がこのようなことを企画していたという証拠もない。太平洋沿岸地域に設置された大砲が日本軍に向けて発射されたこともなかった。それにもかかわらず、大量の兵士と兵備が太平洋沿岸地域防衛のために準備された。これらの兵士と兵備はカナダにとって第二次世界大戦の勝敗を決めるヨーロッパの戦場にこそ配備されるべきものであった。BC 州で燃え上がった排日感情と、それに屈してただの想像にしかすぎない日本軍の攻撃に備えた連邦政府の反応は、カナダの敵を利することになった。太平洋戦争後半の二年間に風船爆弾が北米大陸に飛んできたことと、1942 年 6 月 20 日に日本軍の I-26 型潜水艦がバンクーバー島の辺鄙なエスタバン・ポイントに設置されていた無線基地と灯台を砲撃したことだけが、日本軍のカナダにたいする具体的な攻撃になった。実は、第一次、第二次世界大戦を通じてカナダに敵国の砲弾が落ちたのはこの潜水艦の砲撃だけであった。この潜水艦

による直接の被害は何もなかったが、カナダ空軍の哨戒機が潜水艦の探索に飛び立ち事故で墜落した。幸い、兵士は無事だった。日本軍の潜水艦はアリューシャン列島方向に消えていった。

もし「軍事上の必要性[25]」が日系カナダ人の太平洋沿岸地域からの強制移動の理由だとすれば、これは当時の軍事状況の専門的な分析とカナダ軍高官の判断と矛盾するものだった。常任防衛委員会のポープ将軍は1943年7月にカナダ太平洋岸地域を視察したが、その時の日記に次のように記している。

> 過去10年間、私は北米大陸の大西洋岸と太平洋岸は、敵国のいかなる小規模の撹乱工作の危険にさらされることはないと確信してきた。小規模の撹乱工作以外の作戦は1億5千万人の住む大陸にたいして、太洋を越えての攻撃を意味している。このような作戦が如何に馬鹿げているかは立場を逆にして、あなたが参謀の一員として日本を海上から侵攻する作戦を立てろと命じられた時にどれほど狼狽するか想像してみればわかるだろう[26]。

BC州の政治家の日本軍のBC州侵攻とそれに呼応した日系人の協力は、大部分が排日政治家が作り出した物語にすぎなかった。しかし、排日政治家がこの物語の普及に傾けた情熱は凄まじく、終局的には目的を達成してしまった。1942年1月14日、連邦政府がBC州代表団と結んだ日系人追放の妥協案が発表された。「穏やかな政策」として発表された内容は、4月1日までに日本国籍を持つ18歳から45歳までの全ての男子を太平洋沿岸地域から追放することであった。1月16日付の内閣令365号は、法務大臣の合意の下に国防大臣にカナダの一部を「保護地域」と指定して、この地域内から敵性外国人を排除する権限を与えた。2週間後に国防大臣はBC州の沿岸地域を北はユーコン準州との州境から南は米国との国境まで、西は太平洋沿岸のすべての島から東はカスケード山脈までの、海岸線から100マイル以内を保護地域に指定した。連邦政府はこの「穏やかな政策」の発布でBC州で高まる日系人の集団移動の要請を抑制できると考えた。この政策の重要点は「国防とカナダの戦勝がこの政策を採用するもっとも大きな理由である」という声明であった。この目的がその後の日系カナダ人政策が正当化される理由となった。連邦政府は日本国籍者とカナダ生まれの日系人を「正当に扱う」ことを約束し、カナダ市民が「落ち着いた合理的な[27]」行動を取るように要請した。当時、連邦政府は日系人を正当に扱うことを真面目に考慮したのだろうが、その後実際に日系人に対して行ったこととはまった違っていた。またカナダ市民に「合理的行動」を求めたにもかかわらず、この政策がカナダ市民の危惧を取り除いたのでこれ以上の厳しい政策は必要ないという広報活動を行わなかった。

また連邦政府は防衛と安全保障のため、日系人が漁船を保有して漁をすること、他人の漁船で働くこと、漁業免許を持つことを禁じた[28]。そして、日系漁民から押収してニュー・ウェストミンスターなどに放置してある漁船はまた海に戻すことを告示した[29]。内閣令288号は3人からなる委員会を設立して押収した日系人漁民の漁船を白人に売却する業務に当たらせた。この委員会は漁船の所有者と買い手が売却価格のついて折り合わない時に調停し、漁船が放置されていた時に起きた品質の劣化について報告した。日本国籍者は短波ラジオ、無線送信機、写真機の所有を禁止された。また日本国籍者の厳格な監視も継続された。日系人社会で問題になってきた深刻な失業問題に対処するために、「カナダの戦争準備に貢献する[30]」という目的で「日系人民間部隊」という壮大だが曖昧な計画も浮上した。後に、日系人民間部隊計画は延期され廃案になった。第一次世界大戦の時にカナダ遠征軍に参加した一世は特別に扱われ、これら日系人政策の対象から除外されるという噂もあったが実現しなかった。これら一連の処置はこれに先立つ1941年11月の処置と共に、「BC州の日系人の利益にかなうもの」というのが連邦政府および政府のアドバイザーの意見であった。

日系人の集団移動は限定的になったが、連邦政府の担当者が理解していなかったのは、日系人家族の一員だけ、特に父親を妻や子供から引き果たして移動させることが、どれだけの不安を家族に引き起こすかということだった。そして、このことだけでも日系人の間に限定移動に対して強力な反対が起こるのに十分であった。一家を支える父親がいなくなった後の家族を支える財政的支援があるのかどうかいう基本的な問題も明らかではなかった。この限定移動案は急遽作成されたもので、明確な日系人政策の全体像があってそれから導き出されたものではないのは明らかだった。そして 1 月 14 日に限定移動案が発表され、日系人の連邦政府に対する不信感が増加している中で、限定移動の中身が曖昧なことが明らかになると日系人はますます不安になり混乱した。

当時、連邦政府の日系人政策を左右した一番の要因は、香港陥落とそれにともなって英国兵、英国植民地兵、インド兵とカナダ香港守備隊が日本軍の捕虜になったことだった。日本軍の占領地区と日本本土におけるカナダの民間人の取り扱いについても、日本政府の対応は予想できなかった。しかし、日本政府がこれら民間人の取り扱いについて、厳しい取り扱いを正当化出来るようにカナダの出方を観察していることは疑いの余地がなかった。日本帝国の第一次世界大戦中のロシア兵と民間人捕虜の取り扱いについては称賛の声があったが、太平洋戦争中の日本軍の外国兵捕虜の取り扱いはいきあたりばったりで無慈悲であり、捕虜は放置されたり利用されたりしていた。日本軍の司令官の多くは捕虜は生きているだけでも運が良く、生きて捕虜になること自体「恥を知らない」行為だと考えた。それゆえ、捕虜は慎重に考慮するに値する存在ではなかった。香港で捕虜になったカナダ兵は 1943 年まで香港に留められ、それ以降は終戦まで日本本土のいろいろな産業、主に鉱山で働かされ悲惨であった[31]。香港のカナダ兵捕虜の状況が伝わると、カナダ太平洋沿岸地域の日系人に対する反感はますます激しくなった。日本軍の占領地区や日本で戦争が勃発したためにカナダに帰れなくなって取り残されたカナダ民間人は、それらの地区への訪問者、ビジネスマン、宣教師、教育関係者であった。これに対してカナダ在住の日本国籍者はカナダへの移民であり、両者はまったく性質の異なる人々であった。カナダ太平洋岸地域から集団移動させられた日系人の 4 分の 3 はカナダ生まれ、またはカナダへ帰化した人たちであった。新聞にカナダ政府の日系人集団移動者に対する態度が生ぬるい、日本政府が日本のカナダ人を取り扱うように、カナダ政府も日系人を取り扱うべきだと投書した人達は、この相違をまったく考慮していなかった[32]。連邦政府議員の中には香港のカナダ人捕虜に、カナダ在住の日系人の取り扱いについて最終的に聞くべきだと主張するものもいた。

カナダ外務省はカナダ政府の日系人政策について非常に敏感だった。もし、カナダ政府が日系人を人種差別的に取り扱えば、日本政府のカナダ人捕虜、日本残留のカナダ民間人の取り扱いについて悪影響があると危惧していた。日系人の部分的集団移動の発表に際して、連邦制は次のようなガイドラインも発表した。日本政府に対して日本占領地域にいるカナダ人を虐待する口実を与えるような取り扱いを日系人にしてはならない。また、日本政府にアジア人が白人に敵意を持つように扇動する口実を与えるようは行為を日系人に対して取ることも禁ずる。カナダ政府は日本政府のカナダ人捕虜と日本在住のカナダ民間人に対する報復の可能性を憂慮していたが、このことはカナダの一般市民には理解されていなかった。連邦政府が如何に日系人政策が「穏健」であることを強調しても、日本の広報専門家が膨大な数のアジア人にカナダ政府の日系人の部分的集団移動政策は、白人に深く根ざしたアジア人に対する偏見の表れであるという主張に証拠を与えることになった[33]。

1942 年 2 月 19 日、マッケンジー・キングは日記に、日本軍の残虐行為に触発されてカナダ太平洋岸地域で日系人に対する暴動が起きることを危惧していると記した。「もし、日系人に対する暴

動が起こり連邦政府が鎮圧すれば、極東にいるカナダ人に対して日本帝国の報復があるだろう[34]。」このような日本帝国による報復の危惧が、キングが「穏健な」日系人部分的集団移動を決定した理由の一つであった。キングは全日系人の集団移動のほうが、集団移動をせずに日系人に対する暴動が起きてしまうより日本政府に対する影響は少ないだろうと考慮した。キングは1907年にバンクーバーで起きた日系人に対する暴動が、日本でカナダに対する恨みを生じたのを知っていた。そして、もしこの度また暴動が起きれば、1907年の暴動を凌駕するものになるだろうと恐れた。キングが日本軍占領地域における日本政府のカナダ人に対する報復を深刻に危惧していたのは確かである。しかし、カナダ人に対する報復を避けるために日系人を収容施設に隔離することは、カナダ人に対する報復という日本帝国の悪政を、もっと凶悪なカナダ政府の政策で対応することになった。カナダ人暴徒による日系人に対する暴力を防止するには、それなりの対策を講じるべきであって、日本帝国のカナダ人に対する報復行為を憂慮して日系人を集団移動で虐げることではないはずだった。

1942年初めの数ヶ月、日本人を祖先に持つカナダ人は、これらのカナダ人がカナダに忠誠であるかどうかと関係なく、カナダ政府にとってやっかいな重荷になった。日系人の強制集団移動は太平洋沿岸地域の防衛を簡単にし、白人の間の広まっている日系人に対する嫌悪感を和らげると考えられた。太平洋沿岸地域に日系人が存在することは地域の白人にとって問題であり、地域社会を撹乱してカナダの戦争努力に負の要因になるとも思われた。当時、キング首相はケベック州住民の徴兵に関する国民投票への態度を心配し、連邦議会議員の補欠選挙を憂慮し、カナダ香港派遣軍の指揮に関する王立委員会の調査結果も心配していた。キングは「日系人の集団移動、特にカナダ生まれやカナダ国籍を獲得した日本人の強制移動は大きな問題を起こすだろう[35]」と予想していたが、現時点では他にもっと深刻な問題があり、カナダ人人権派の意見に加担せずに日系人の強制移動を実行することは比較的小さな問題に過ぎないと判断した。

BC州首相ハートは日系人の部分的集団移動に満足していると宣言したが、様々な排日団体は全日系人の集団移動を要求していた。1942年1月から集団移動が発表されるまでの6週間、これら排日団体は運動を加速していた。部分的集団移動も自分たちの排日運動の結果勝ち取ったものだとして、この機会を逃さずに攻勢をかけていた。市町村議会、特にバンクーバーとビクトリアの市議会は連邦政府に全日系人の強制移動を要請した。BC州連立政府の法務長官R.L.メイトランドは連邦政府内閣の一員であるイアン・マッケンジーに、日系人に対して更に強硬な対策をとることを促した。トーマス・リードは自由党バーナビー支部の会合で、全日系人の日本への「強制送還」を主張した。「愛国的な」退役軍人会、商工会議所、労働組合、農業団体、ビジネス団体などが次々と会合を開き、連邦政府に陳情書や電報を送った。バンクーバーでは「自発的な」請願書がいくつも配布された。「自発的」とされたが請願書の文面は同一であった。

排日活動に従事した団体は様々であった。退役軍人会、英連邦女子会（Imperial Order Daughters of the Empire）、ジャイロ・クラブ、統一商業旅行者会（United Commercial Travelers Association）、カナダ女子森林労働者組合（Canadian Lady Foresters）が会合を開いた。そしてこれらの団体は一致して日系人の集団移動を主張した。また、排日政治家がこれらの会合に参加して全日系人集団移動のための協力を呼びかけた。退役軍人会のビクトリア支部は「我々が全て死んでしまったあとの新聞の見出し」という挑発的なポスターを流布した。このポスターの内容は多分、サザランド・ブラウン准将が1942年11月の保守党年次総会で行った扇動演説を真似たものだったろう。サザランドはこう演説した。「全ての目尻の切れ上がったジャップは、日本軍がカナダの太平洋岸に上陸すれば日章旗を振って歓迎するだろう[36]。」これらの団体でカナダ生ま

れの日系人と日本国籍保持の日系人を区別したところはなかった。カナダ陸軍・海軍退役軍人会 BC 州司令官に至っては、日系人は「性別、国籍にかかわらず」全て BC 州から追放せよと主張した。

排日運動を責任ある立派な行動のように見せかけるのに貢献したのが、「市民防衛員会」であった。BC 州の著名な市民 20 名からなる委員会はバンクーバーのマリーンビルに本拠を構え市民の意見を結集して、連邦政府に直ちに日系カナダ人対策を講じるように圧力をかけた。委員会は自らを「BC 州の防衛、市民道徳、治安の守護者」と位置付けた。委員にはバンクーバーの主要なデパートの持ち主 P.A.ウッドワースとビクター・スペンサー大佐を含み、連邦政府に「深い印象」を与えた。

太平洋沿岸から 100 マイル以内の保護地域が発表されると、BC 州内陸部の住民、特にオカナガン地区の住民は怒り狂った。連邦政府が日系人を内陸部に押し付けると考えたからである。しかし、BC 州内陸部は極端な労働力不足に直面しており、オカナガン地区北部の農家は BC 州太平洋岸の日系人の受け入れに興味を持った。ただし、日系人は農場や果樹園で働く時以外は強制収容所に隔離し警察が厳重に見張るというのが条件だった。しかし、大部分の農家は日系人労働者の受け入れに激しく反対した。太平洋沿岸地域の白人が日本移民に反発したのと同じ理由であった。ミッションの農家が果樹園に二人の日系人を雇うと、直ちに誰かが「ジャプを追い出せ」というポスターを農家へ入る道路の入り口に貼り付けた。

BC 州内陸部では日系人をめぐる議論が新聞の一面と社説欄を埋め尽くした。市町村議会、果実および野菜農家組合、退役軍人会、商工会議所などが日系人の内陸部への「浸透」に徹底的に反対した。ケローナ市議会議員 G.サザランドは「玉ねぎの収穫が少ないより日系人が大勢来る方が問題だ」と述べて皆の共感をさそった[38]。白人の仕打ちに憤慨している日系人を果樹園で雇えば果物に傷が付くだろう、とペンティクトン商工会議所の一員が述べた。まったく見当違いともいえない見解であった。1942 年 2 月末には内陸の白人の中には、もし日系人が内陸部に移動してくるなら自警団を形成して対抗しようというものまで出てきた。太平洋戦争中を通じて、オカナガン地区では抑制の効かない排日主義が横行した。もはや、排日は太平洋沿岸地区だけの異常な現象ではなくなった。

連邦政府が白人の排日感情を抑制することにも、日系人に対するより厳しい要求を緩和することにも完全に失敗したのは明らかだった。実際、これまでの連邦政府の政策はこれらの目的と真逆な結果をもたらした。失敗の一因は政策の立案が拙速だったことであった。政策を住民に説明する広報活動もなければ、集団移動をする日系人の受け入れ体制の準備もなかった。BC 州内陸部の政治家と利益団体は人種的偏見に動かされて、太平洋沿岸の同僚と同じように日系人を一律に非難した。また部分的集団移動も、もし日系人の一部だけが危険だとして移動させるなら、どのようにしてカナダに忠誠な日系人と忠誠でない日系人を区別するのか、そんなことは不可能である、という議論を生んだ。

1942 年 1 月 14 日、連邦政府は日系人の部分的強制移動を発表したが、それから後、何らの行動も取らなかった。また、日系人も保護地域からの移動を渋った。連邦政府は男子が移動させられた後の家族、不動産、個人の所有物の取り扱いについてなんの発表もしなかった。このような信じられないほどの連邦政府の不手際を見ていた日系人に、連邦政府の政策に反対する機運が生じた。

連邦政府は強制的に日本国籍保持者を保護地区から移動させることに気が乗らなかった。連邦政府は日本国籍者が自主的に移動すると思っていたのだろうか？排日主義者たちは未だに日系人が一人として戦略的な場所や、日本の攻撃に脆弱な場所から追放されていないことに憤っていた。彼ら

は日系人が集団でダム、高圧線、工場、サーチライトや対空砲の近くに住んでいて妨害活動が可能であり、またフレーザー河近くに住む日系人は河の土手を破壊して水を流し、飛行場や軍事施設に損害を与えることができると主張した。また日系人は太平洋沿岸の船舶の航路が見える所にも住んでいた。最初の 100 人の日本国籍保持者が 1942 年 2 月 2 日にバンクーバーを離れる予定であったが実際は 2 月 23 日になった。この日、RCMP から移動の許可をもらった 100 人が雪に覆われたロッキー山脈の奥深くにあるレインボーとルサーンに到着した。これら 100 人は全部で 1,700 人に上る男子日本国籍保持者で、太平洋沿岸地域から BC 州内陸部の道路建設に送られた人達の最初の一団であった。しかし、排日主義者たちはこの集団移動が遅すぎ人数も少なすぎると非難する山のような電報、手紙、嘆願書、決議文を連邦政府に送った。

連邦政府は歴史上このように大規模の集団移動政策を実行した経験がなかった。集団移動には連邦政府の内務省、労働省、法務省、外務省、鉱山・自然資源省が関わったが、集団移動政策の権限を全て任された省はいなかった。その上、内閣で集団移動政策担当に任命された閣僚もいなかった。イアン・マッケンジーはこの任務を非公式に努めようとしたが、年金・公衆衛生大臣としての権限は日系人の集団移動とは関係なかった。1941 年 1 月 7 日に設置された特別委員会は、ますます緊張が増加してきた日本人問題を取り扱うのには不十分であるとして 1942 年 2 月 9 日に解散した。この委員会にはニュー・ウェストミンスター市長ヒュームとマッキントッシュ中佐が委員として加わっていたので、BC 州の政治家は委員会が解散して連邦政府の政策に影響を及ぼす場所がなくなったと落胆した。連邦政府が日系人の集団移動政策の責任者となり政策を施行し、キング首相が 1942 年 2 月 9 日の連邦議会下院で日系人の部分的集団移動政策を再確認したにもかかわらず、BC 州は部分的集団移動という妥協案に満足しなかった。

もし連邦政府が成人男子が道路建設に送られた後に残された家族の面倒を見る組織を設立し、仮設住宅を準備し、日系人の不動産の管理をしっりしたならば、全ての日系人の集団移動と日系人の移動は無いという両極端の意見の間をとった、部分的集団移動という妥協案は機能していたかもしれなかった。日本国籍保持者の集団移動という処置には人種差別の色合いがあった。日本国籍保持者だけを対象にして、他の国の国籍を保持する敵性カナダ人には適用されない政策であった。しかし、この政策は 1942 年春の状況下で行政的に可能な数少ない政策だったと正当化する人がいるかもしれない[39]。もし、二世と帰化カナダ人のカナダ軍入隊を許可し、二世と帰化カナダ人にそれぞれの資格に適した職業に就くことを許可していれば、カナダは日系人労働力を最大限に利用できて経済的損失を免れ、日系人の戦後の生活再建の礎を築くことになったであろう。しかし、このような計画が可能になるには、白人が当時の厳しい状況下で日系人に対して寛容になり、排日団体が日系人を BC 州から駆逐する目的を断念する必要があった。政治的に考察すれば、日系人の集団移動はしないという選択は、日本軍の軍事力が過大評価されていた当時はとても難しかった。しかし、もし日系人の移動はないという政策がとられていれば、カナダは民主主義国家としての評判を高め、「イギリス風正義」を守り、キリスト教の道徳を行う国として尊敬されたであろう。このようなことが可能になるためには、高貴な精神を持つ政治家が大胆に寛容な政策を施行する必要があり、戦争に突入していた国で期待することは出来なかったであろう。

結局、これらと正反対の日系人と一般カナダ人の相互の不信感に基づいた、政治的に一番摩擦の少ない政策がとられることになった。カナダの一地方の意見を採用して、人種的少数派を過酷に取り扱う政策であった。強力な政治的圧力の下に決定され、1942 年 2 月 26 日に発表された全日系人の集団移動政策は、何らの信念に基づくものではなく、政治上の便宜に基づいたもので、それまでの連邦政府の日系人政策を完全に覆し、人種差別圧力に屈するものだった。

当時カナダ連邦政府は米国連邦政府がカリフォルニア州、ワシントン州、オレゴン州、アリゾナ州の 113,000 人の日系アメリカ人をどのように取り扱うか深い関心を持って眺めていた。1942 年 1 月 29 日、米国政府法務省は米国西部防衛本部が指定した太平洋沿岸地域の作戦重要地点から日本国籍保持者の移動を始めた。しかしこの処置はすぐに、日系アメリカ人にはずっと厳しい処置が必要だという非難の嵐に見舞われた。1942 年 2 月 12 日のリンカーンの誕生日に、影響力の大きいコラミストであったワルター・リップマンは太平洋岸の人々の考えを次のようにまとめている。

> 米国太平洋沿岸地域には内と外から危険が差し迫っている。日本帝国との戦争勃発以来、太平洋沿岸地域で日系人による妨害工作はなにも報告されていない。しかし、これはある人達が考えたいように、まったく危険がない、ということとは違う。日系人が最も効果的な一撃を加える機会を伺ってじっと待っている兆候なのだ[40]。

日系人の諜報活動は必ず起きるというリップマンの記事は大きな影響力を持った。同様な主張をした評論家や政治家も数多くいた。カリフォルニア州法務長官アール・ワレンは太平洋岸地域に妨害活動の始まる日が迫っているとして、腰の重い連邦政府を糾弾して日系人の集団移動と収容を主張した。

カナダと米国における日系人の集団移動の圧力には多くの共通点があった。しかし、実際に集団移動が実行された方法とその目的には大きな違いがあった[41]。カナダの日系人の集団移動は BC 州における長年の排日感情と排日団体の運動の帰結であって、アメリカ人が日系人の集団移動をしたことに影響されて行なわれたわけでも、カナダが米国の方法を見習ったわけでもなかった。実際にカナダの日系人集団移動は米国より 2 週間早く、米国の新聞には米国もカナダの政策を見習うべきだという社説を載せたものもあった。

日系人による破壊工作説には、日本政府は日系人がいますぐ破壊工作をするのを抑え、将来の決定的な時に個人や集団の暴動を起こすように計画しているというものがあった。トーマス・リードもカナダ連邦議会下院で、いままで日系人の妨害工作がなかったのは、まだ「時期尚早」だからだと述べた。

この議論は日系人が妨害工作を行ったということではなく、行っていないということに立脚している。この議論は「人は有罪と証明されるまでは無罪である」という原則の逆を行く「人は無罪と証明されるまで有罪である」というものであった。日系人は疑わしい行動で糾弾されたのではなく、このような行動がまったくないという理由で糾弾された。リップマン、リードなどの「日系人は時期が来れば暴動を起こす。」という議論にはまったく根拠がなかった。

カナダの政治家と圧力団体は米国の排日運動を自分たちの目的のために利用した[42]。米国で日系人の集団移動を最終的に決めたのは軍部、特に米軍西部防衛本部司令官ジョン・ドウィット中将であった。ドウィットは排日アメリカ人と同様の偏見を日系人に対して抱いていた。カナダの軍部高官は米軍高官とは異なる見解を日系人に対して持っていたが政策にたいする影響力がなかった。ドウィットは次のように述べている。「ジャップは何時でもジャップだ。米国市民であろうとなかろうと関係ない。わたしは日系人を一人も必要としない。日系人の誰が米国に忠誠で、誰が忠誠でないかの判断は不可能である[43]。」1942 年 2 月 19 日、米国大統領ルーズベルトはドウィットの勧告と太平洋岸諸州の連邦議会議員の要請で大統領令 9066 号を発令した。この大統領令の内容は米国史に前例の無いものだった。この大統領令基づき、3 月 2 日にドウィットはカリフォルニア、オレゴン、ワシントン州の西側半分を「軍事地域」と指定し、この地域内の日本人を祖先に持つ全てのアメリカ人を「軍事的な必要性に基づいて」強制移動すると発表した。

ルーズベルトの決定は全ての日系カナダ人の集団移動を主張する勢力が成功することを約束した。マッケンジー・キング首相はルーズベルト大統領が決定する以前に、すでに全ての日系人の集団移動を個人的に決めていたが、表面的にはルーズベルトの決断が、カナダでも同様の処置を取らなければならないという最も強力な理由になった。ルーズベルトは連邦政府戦争省の提案した日系アメリカ人の集団移動政策を批判せずに簡単に受け入れたが、その内容の詳細については責任がなかった。これに反してキングは自分自身で状況を判断したので、日系人集団移動政策について個人的にも責任があると言える。

1942 年 2 月 24 日、前日の報道機関と見学者の傍聴を禁止した連邦政府下院議会討論の後で、連邦政府は一連の内閣令の最初のものを発表した。これら一連の内閣令はその後の日本人を祖先に持つカナダ人の生活を、市民権の有無に関係なく完全に管理することになった。すなわち、「国家の治安と防衛のために[44]」日系人を強制的に移動し、収容する一連の政策が施行されることになった。日系人を BC 州内陸部のゴーストタウン、辺鄙な道路建設現場、アルバータ州とマニトバ州の砂糖大根農場に強制移動し、戦後ただちに多くの日系人を日本に追放して不潔で荒れた浦賀の簡易宿舎に送る道程は既に設定されていたが、この一連の内閣令で日系人はいよいよこの道程の一歩を踏み出すことになった。

内閣令 1486 号は法務大臣ルイ・サンローランに、ある一定の「保護地域[45]」内の日本人を祖先に持つ全てのカナダ人の移動についての権限を与えた。これらのカナダ人は太平洋沿岸から東へ 100 マイル以内の地域から移動し、保護地域の中に入ることも戻ることも禁止された。既にこの地域から日本国籍保持者は排除されていたが、更に日系カナダ人はカナダ生まれ、カナダ帰化にかかわらず全て排除されることになった。BC 州トレイルはこの保護地域の外であったが、主要な精錬所があったので 2 月 27 日に保護地域とされた。内閣令 1486 号は以前の内閣令で日本国籍保持者に適用された条項を全ての日系人に拡張したので、全ての日系人に雇用や商売、団体、他の日系人との交流、ニュースや宣伝物の配布、カメラ、火器、ラジオなどの所有についての規制が適用された。2 月 26 日に集団移動が正式に発表された。

1942 年 3 月 4 日、BC 州保安委員会（British Columbia Security Commission：BCSC）が設立された。目的は日系カナダ人の移動の管理であった。委員会は 3 人の委員、すなわち、バンクーバーの工業家オースティン・テイラー委員長、RCMP 副長官 F.J.ミード、BC 州警察副長官ジョン・シラスで構成された。委員会には 21 人の委員からなる諮問委員会が付属していた。諮問委員会委員には BC 州から法務長官 R.L.メイトランド、労働大臣ジョージ・ピアソン、排日主義者として良く知られていた BC 州政府内閣の二人、野党の協同連邦党党首ハロルド・ウィンチが含まれていた。BCSC は内閣令 1665 号により大幅な権限が与えられていた[46]。BSCS に課された制限は連邦政府労働大臣ハンフリー・ミッチェルが BSCS の活動計画を承認することと、1 項目に 15,000 ドル以上の予算は連邦政府内閣の承認を必要とすることだった。また BCSC は連邦政府の国防省、運輸省、軍事物資供給省、労働省、RCMP の支援を受けることができた。BCSC は条例を作成し、資産を保有し、契約を結び、職員（連邦政府のどの省の職員も含めて）を雇用することができた。

BCSC は BC 州の保護地域に住む日系人を誰でも現在の住所に留まること、保護地域内また外のどこにでも移動することを命令できた。また日系人を誰でも BCSC の指名した機関によって拘束することが出来た[47]。BCSC は強制移動させる日系人に住居、食事、看護、保護を供給する責任があったが、強制移動の時期、順番および日系人の行動と規律を強制的に管理することが出来た。BCSC の命令に従わないもの、条例違反をするものには最高 500 ドルの罰金か 12 ヶ月の投獄または両方を課すことが出来た。

内閣令 1486 号の中で決定的に重大な意味を持つ条項の一つが、集団移動の際に持ち運べなかった資産は「敵性外国人資産管理局（Custodian of Alien Property：CAP）」が管理するというものであった。日系人の資産の管理は「保護的目的だけのため」という条件が入っていたが、後に連邦政府はこの条件にもかかわらず日系人資産の強制売却を行った。連邦政府は集団移動の範囲を自主的に保護地域を離れた人達[48]にまで内閣令 2483 号で拡張した。これは BC 州内陸部および他州、特にアルバータ州の白人からの日系人の管理を厳格にしろという要求に答えるためであった。1942 年 9 月 11 日には内閣令 8173 号により、日系人に対する規制は、カナダ全土の日系人にまで拡張された。この間、日系人の日没から日の出までの夜間外出禁止令が施行され自動車は押収された。手紙の検閲もまもなく始まった。

BCSC はこのような絶対的な権限を付与され、設立後 10 日から日系人の集団移動を始めた。手始めはカナダ太平洋沿岸のバンクーバーからプリンス・ルパートまでの太平洋沿岸と、バンクーバー島の漁民とその家族 2,500 人の集団移動であった。国防省がバンクーバーのヘースティングス・パーク農業展覧会場を没収して BCSC に譲渡し、日系人が保護地域外に移住するまでの仮宿泊施設にした。日系人はこの施設で集められ、集団移動の行き先を選別された。BC 州の 75 パーセントの日系人はバンクーバーで生活していたので自宅から直接移動先に行くことが出来た。ヘイスティングス・パークはバンクーバー以外に住む約 4,000 人の日系人を仮収容して管理するのに使われた。

ヘイスティングス・パークの家畜展示用建物が急いで人間を収容出来るように簡単に改造された。これは連邦政府の日系人に対する態度を象徴するものであった。1942 年 3 月 16 日以降、ここに「まるで家畜のように」太平洋沿岸地域の日系人が、軍隊の支援を受けた RCMP によって連れてこられた。3 月 25 日までに RCMP は集団移動を加速させて、1,593 名がヘイスティングス・パークに到着した。この間、日系人男子は直接 BC 州内部とオンタリオ州の道路建設現場に送られた。

BCSC は「国家の安全保障」と「軍事上の必要性」を理由に日系人の集団移動政策を実行したのだが、日系人以外で誰一人としてこの理由に疑問を呈するものはいなかった。政策担当者、政策施行の管理者、マッケンジー・キングの政敵、新聞の編集者、コラミスト、教会、カナダ人一般、人権問題活動家からの抗議はなかった。多数の人が人種だけを理由に、公聴会も裁判もないまま、カナダの大きな地域から強制的に人種に基づいた大集団が集団移動させられたにもかかわらず、カナダ全体としてはなんの関心も示さなかた。実際、BC 州以外では日系人の集団移動があることも気づかなかった。白人カナダ人で抗議の声をあげたひとは一人もいなかった。長年妥協することなく市民権擁護を旗印にしてきた協同連邦党さえも、集団移動は「国防のために」必要だとした[49]。BC 州以外のカナダ人も、太平洋沿岸地域の日系人はカナダ国内で一番危険は人達であると無批判に信じていた。その上、これから数年の間、集団移動の理由を疑うものもいなかった。

連邦政府も「国家の安全保障、軍事的必要性、カナダの防衛」が具体的にどのようなことなのか、市民に説明することもしなかった。集団移動に反対する者がなく、連邦政府はその理由の説明もしなかったので、BC 州では集団移動を自分たちの利益に利用する者たちが、集団移動がどうして必要なのか自分勝手な理由を述べ始めた。連邦政府の日系人政策を担当した人たちは、オタワで良心の呵責に心を痛めていたかもしれない。しかし、次々と決断をせまられる政策に埋もれ、日系人集団移動がどのような結果をもたらすか十分に検討する余裕もなく政策を決定したのだろう。連邦政府の閣僚の中で、集団移動を連邦政府議会で取り上げたものは一人もいなかった。閣僚の声明も日系人をまったく無視するものか、排日を標榜するもの以外はなかった。

カナダの教会も何もしなかった。カナダ・ユナイテッド教会理事会執行委員会の強制移動に関する反応は曖昧であった。「連邦政府は狡猾な攻撃から我々を保護しなければならない」と、日系カ

ナダ人の裏切り行為の可能性を理由に強制移動を正当化するような声明の後で、強制移動させられた人達に同情の念を示し、教会は敵意ある非キリスト教徒的態度を慎み、キリストの名の下に人種や皮膚の色による差別をしないと宣言した[50]。ユナイテッド教会バンクーバー教区は「戦争という緊急事態が日系人の生活を根底から壊すようなことを必要とするにいたった」ことを残念に思うと述べ、日系人のカナダに対する忠誠心を信じると宣言した[51] 。教会は日系人に同情すると同時に強制移動を支持しているようだった。教会関係者の中にはW.R.マックウィリアムズ牧師、ハワード・ノーマン牧師のように、教会組織の意見を復唱する以外の意見を述べた人もいた[52]。自由主義的な新聞もウィニペグのフリー・プレス紙のように、集団移動は連邦政府の賢い政策だったと評した[53]。カナダの他の人種的少数派で連邦政府の政策を疑ったり、日系人に起こっていることを危惧したグループはいなかった。

日系人の強制移動というカナダ社会に多大な影響を持つ出来事も、カナダ全体の問題として取り上げられることはなかった。1942年3月の時点でカナダは第二次世界大戦に参戦していて、日系人強制移動は国益の観点から見ると小さな出来事になってしまった。カナダ東部の新聞では強制移動は見落としてしまう程小さな記事で報告されただけだった。連邦政府は国家の安全保障が最も重要だと強調したが、このような見解は政府の政策を研究する者や政府の行動を批判する者を沈黙させるのに十分であった。

戦争を有効に遂行するためにはこのような政策が必要だという政府の簡単な声明は、少数人種の強制収容という前例のない政策に、大衆を政策の批判もないままに味方に付けるのにとても効果的であった。戦時においては政府高官が「国家の安全保障のために」と言えば、それは批判を許されない神聖なものだった。軽はずみにも政府を批判すれば非愛国者と見なされた[54]。連邦政府が日系人を強制収容するにあたって、この政策は市民権を著しく侵害するものとか、良心の呵責を感じたとか、事態が好転したら直ちに政策を停止することを考慮したのかという疑問を呈する者は誰一人としていなかった。もし、このようなことが考慮されていたならば、強制収容が日系人に与えた影響は少しは緩和されていたかもしれない。分別あるカナダ人なら政府に要求すべきことであった。しかし、一般のカナダ人は日系人のステレオタイプを受け入れ、実際の日系人については無知であり知ろうとする興味もなかった。このような一般カナダ人を相手にして、連邦政府は最終的に政策を停止する時を決め、強制収容中でも資産保持の権利のような最低限の人権を保護し、無用な規則を適用しない、などという考慮をする必要を感じなかった。

BC州保安委員会の日系人を強制移動し拘束する権限は明確であり異議申し立ては不可能だった。日系人を対象にした一連の内閣令は「1927年修正カナダ法令第206章戦時処置法（War Measure Act）」によって発令された。内閣令では日系人は「日本人種に属する者」と規定された。戦時処置法は連邦政府内閣に「戦時、外敵の侵略時、反乱時[55]」に広範囲に渡る権力を与えた。戦時処置法の下で内閣は「国家の安全、防衛、平和、秩序、安泰を保護するために」広範囲に渡る事柄について法令を制定することができた。検閲、メディアの発行、資産の横領、管理、没収、売却、特定の人間の検挙、拘束、排除、追放も可能であった。内閣令は法令と同等の権威を持っていた。その上、連邦政府は個人の拘束と移動の制限について、戦時処置法の目的に沿えば憲法に規定した個人の権利を考慮する必要がなく実行出来た。また、カナダ市民から日系人だけを選別して内閣令を適用することにもなんら問題はなかった。米国では市民の権利と市民権の保護は憲法の最初の10の修正に含まれていた。これらの保証も戦時には大統領権限で制限することは出来るという条件はあったが、市民権を保護する上で効果的であった。しかし、カナダでは確固とした法律的基盤を持つ憲法で保証された人権はなかった。

そのため連邦政府は日系カナダ人を起訴手続きをせずに制限、管理、排除、拘束、そのうえ国外追放する完全は法律的権威を持っていた。日系人がカナダの安全に脅威となるのかどうか、日系人に対する規制が日系人の潜在的な脅威にたいして合理的であるかどうかは、戦時処置法の下では裁判で争うことが出来なかった。連邦政府内閣だけが内閣令が必要かどうか判断出来、誰も裁判でその妥当性を検証することが出来なかった。

米国ではカナダと対照的に日系アメリカ人に対する規制が憲法違反であるかどうかを、少なくとも 3 つの裁判で検証した。そのうちの一つは二世が外出禁止令と強制移動令を犯したことに関する裁判であった。最高裁は外出禁止令は政府の戦時における正当な行為であると判断した。強制移動については違憲性についての検証はなかったが、米国市民権を持つ日系人については違憲の疑いがあるという見解があった。ウィリアム・ダグラス判事は「拘束することに合理的な理由がある場合と、単に祖先が誰であるかによる拘束とは別物である[56]」と陳述した。もう一つの裁判は移動命令の回避についてであったが、最高裁は軍事的緊急事態を理由にして強制移動と拘束は憲法違反ではないと判断した。しかし、フランク・マーフィー判事は反対意見として、強制移動は「人種主義を奈落に落とす政策」であると批判した[57]。この裁判を提訴したのは「米国市民自由同盟（American Civil Liberties Union）」であった。自由同盟は強制移動と拘束は戦争を理由に米国市民の権利を犯した最悪の例だと批判した。カナダでは戦時中に日系カナダ人の権利を裁判で争う人間はだれもいなかった。マーフィー判事は続けて次のように述べた。

> 日系アメリカ人の強制移動政策の責任者は、日系アメリカ人が裏切り者であること、日系アメリカ人が日本軍の侵略の援助、妨害工作、諜報活動をしていることについてなんの証拠も提示していない。政策責任者は誤った情報、一部だけが本当の情報、長年日系人に対して人種的、経済的偏見を抱き日系人を嫌っていた人達の意見を基にして政策を決定した。その上、日系人の強制移動を主張する人達も「日系人の忠誠心はわからないが事態は切迫している」ということだけを理由にしていた[58]。

そして 1944 年 12 月 17 日、米国政府は日系人排除令を破棄して一年以内に強制収容所を終了することにした。この後すぐに最高裁はカナダの BC 州保安委員会にあたる「戦時移動局（War Relocation Authority）」は、「明白に米国に忠誠である」市民を拘束する権威はないと判断した。

カナダでは事あるごとに人権の保護はカナダの伝統である「英国風な公平は競争と正義」の一部であり国民の価値観になっている、恣意的で不合理な人権侵害はカナダの本来の資質と矛盾していると言われてきた。しかし、この信条を熱心に語ったのはカナダ生まれの二世であって一般カナダ市民ではなかった。

もし強制移動が 1941 年 12 月か 1942 年 1 月または 2 月に起こったならば、これは日本軍の急速な太平洋地域における侵攻と、カナダ太平洋沿岸地域の薄弱ないきあたりばったりな防衛準備を恐れて急いで決定したものであり、このような状況下では正当化できそうにも見えた。しかし、実際の強制移動は 1942 年春から夏にかけて始まった。この時には既に真珠湾奇襲のショックは減少し、日本軍によるカナダ攻撃の危惧がなくなっていた。強制移動は既にその必要がなくなっていたのにわざわざ実行された政策だった。

強制移動の実行に至る一連の動きを見ると、カナダ人の日本軍のカナダ侵略に対する危惧は急速に減少していったことがわかる。真珠湾攻撃は 1941 年 12 月 7 日に起こった。しかし、マッケンジー・キングが日系人の集団強制移動を命令したのは 11 週間後の 1942 年 2 月 26 日であった。そして、実際に最初の日系人の一団が移動したのは、それからまた 3 週間後であった。この時までには、カナダ太平洋沿岸地域の防衛は格段に強化されていた。強制移動は 1942 年夏も行われ、終了したのは 1942 年 10 月 31 日であり、太平洋戦争勃発から 11 ヶ月近く経っていた。このことからわかるのは強制移動は軍事的緊急事態に対応するためでも、日系人がカナダにとって危険な存在であるという危惧に対応したものでもなかったということだ。

日系人の強制移動がゆっくりと行われていた時期に、日本軍の攻勢はピークを越えて低下してきた。1942 年 6 月 6 日のミッドウェイ海戦で日本海軍が大打撃を被ると、日本海軍には北米を攻撃する余力もアリューシャン列島を北米攻撃の拠点として維持する余裕もなくなった。

この軍事的状況はすぐにカナダに明らかになった。にもかかわらず、日系人の強制移動は無慈悲に続行され、政策を緩和する動きはなかった。もし、強制移動の軍事的緊急性がミッドウェイ以降も残っていたとすれば、他の州が BC 州からの日系人の受け入れを反対した時に、BC 州保安委員会は他州の住民の愛国心に訴えて急いで問題解決の手段を探っただろう。また、道路建設に夫を取られた妻や子供たちを収容する施設の建設に急いでとりかかり、日系人受け入れを強要された地域の白人の反対にも対応していただろう。しかし、このような動きはなかった。連邦政府は強制移動が軍事的に緊急事項であると認識していなかったことになる。1942 年夏になってもまだ BC 州内陸部の日系人の移動先に「永久的な住居」の建設は始まっていなかった。連合軍の軍事指導者はミッドウェイ後には日本軍による継続的な攻撃の危険はなくなったと判断していたが、それでもカナダは日系人の強制移動が「軍事的に」または「国家の安全保障のために」必要だと思っていたのだろうか。

ミッドウェイ海戦以前においてもカナダと米国の軍事指導者は、日本軍による北米侵攻はあるとは考えていなかった。米海軍参謀本部長のスターク提督は、1942 年 2 月に米国議会の聴聞会で次のように証言した。「日本軍による北米太平洋岸への継続した攻撃は不可能だと信じる。もしあるとすれば散発的な奇襲に留まるだろう。米国海軍は真珠湾で大損害を被ったが、それでも日本軍がハワイ諸島より東側の米国本土を攻撃するとは考えない。プジェット・サウンド、サン・フランシスコ、パナマ運河への攻撃の可能性は残されている[59]。」これがルーズベルト、チャーチル、そして英国、カナダ、米国の参謀総長の共通した認識だった。ルーズベルトとチャーチルの 8 回の会合と、同時に行われた両国の参謀総長の会合で日本軍の北米大陸攻撃の可能性が議論された。日本海軍による北米太平洋岸への砲撃、地雷の敷設、人間魚雷による攻撃、航空母艦からの飛行機による爆撃、海軍による海上からの侵攻（これは空想に近かったが）について可能性を討論した。チャーチルは次のように述べた。日本軍が北米太平洋岸を脅かす程度のことはするかもしれないが、侵攻することはないだろう。人目をひくような撹乱攻撃はあるかもしれない、しかし一番危惧するのはパナマ運河への大規模な攻撃である。しかし、これもパナマ運河周辺に限られた偶発的なものに留まるだろう。出席者の一番の関心事は日本軍の北米大陸から太平洋を隔てた向こう側での活動であった。

1942 年 2 月の段階では、日本軍はまだ東アジアで次々に戦果を挙げていたが、連合軍の指導者たちは日本軍の北米侵攻についての危惧は持っていなかった。一番の関心はオーストラリアとインドを日本軍のアジアにおける東方と南方への侵攻から守ることだった。そして、4 月 14 日のワシントンにおけるルーズベルト、チャーチル、英国と米国の参謀本部長の会談で太平洋におけるアラス

カ、ハワイ、オーストラリアを結ぶ線を防衛線とする完全な対策を用意した[60]。このようにミッドウェイ海戦後の日本軍の米国攻撃の可能性はもやはなく、ミッドウェイ海戦以前でもこの可能性はごく少なかった。これはBC州住民の主張したこととはまるっきり異なっていた。このような状況で日系カナダ人を根こそぎ保護地域から排除して監獄に入れることは、日本軍の偶発的な撹乱攻撃、爆撃、潜水艦からの砲撃の可能性をその理由にしなければならなかったが、これらの危険の可能性はだんだんと減少していった。これらの危険そのものが、プリンス・ルパートへの侵攻、バンクーバーの海岸への上陸といった今までの日本軍の攻撃のイメージとは大分違ったものであった。日系カナダ人がカナダに忠誠でないという証明や妨害活動をしているという証拠がなく、太平洋における戦争のカナダに対する脅威が減少していく状況では、集団強制移動という極端な政策をカナダの安全のためにとるという議論を正当化するのは難しかった。

「国家の安全」ということが日系人の集団強制移動が必要だというあらゆる議論に利用された。このような薄弱な議論の下に、隠された真の理由が覗けた。それは日系人に対する人種的な敵意と、日系人排斥で自分たちの経済的、政治的立場を強化しようという思惑であった。そして日系人排斥のあやふやな理由を強化するために、どんなに疑わしい情報源でも利用した。BC州というカナダの一部にすぎない地域の要求によって、連邦政府の政策は日系人のBC州からの排斥ということ自体が目的になってしまい、国家の安全を達成するための手段ではなくなってしまった。BC州住民は日系人をもはや日本軍に協力する潜在的な妨害工作者として見るのではなく、BC州にふさわしくない人達、経済的な競争相手と見るようになっていた。

日系人の排斥自体が目的になったという一番明確な証明は、集団強制移動の初期の段階で起こった驚くべ政策や規制であった。保護地域内の全ての日系人は排除され収容所に拘束された。そして、軍事的安全の確保とはまったく関係ない数々の弾圧的手段に晒された。そして、この時点でBC州は日系人を永久に排除する努力を加速させた。これらの証拠はただ一つの結論を示している。日系人集団強制移動は人種的偏見に基づくものであり、軍事的考察に基づくものではなかった。21,000人の日系人は、評論家の一人が述べたように、犬を盗んだという有罪判決にも値しないような薄弱な理由に基づいて強制移動させられた。（目次に戻る）

第１０章　　他人の罪を負う者と犠牲者　（第１０章注に行く）

我々の乗ったボートは銃、地図、裏切り行為が隠されていないか調べられた。
私は命令を聞いたが理解できなかった。
ただ目の見えない人のように従順に従った。

ドロシー・リブセイ「私の家族を家に呼び戻してください」

大部分の日系人は強制移動に抵抗しなかった。日系人の文化的背景と人種的少数派としての経験から従順に強制移動に協力した。日系人の強制移動・強制収容と戦争中の様々な規制は、従順で協力的な日系人とこれらのことに無関心な一般カナダ人がいたので可能になった。BC 州保安委員会（BCSC）と RCMP が、何ら深刻な問題もなく強制移動とその後の処置を遂行できたのは、主に日系人の協力があったからである。日系人は状況に負けず、規律を保ち、忍耐強く協力した。急な命令の下で、商売を終了し、その他の雑事を始末し、家と家具を処理し、ペットの世話を依頼し、少しばかりの身の回りのものを持って決められた期日までに、どこともわからない場所へ移動するために決められた場所に出頭した。

日本文化は義務と責任、グループへの服従と従順を強調したので、日系人は一番摩擦の少ない方法を選んで強制移動に協力した。一世の移民としての境遇は明治日本における自分たちの境遇と似ていた。日本での生活で上役の果たした役割を BCSC と RCMP の白人が務めることになった。そして、一世のこれら上役に対する敬意と謙虚な振る舞いには、日本にいた時の上役に対する態度が受け継がれた。日系人には抽象的な絶対的な概念に献身することが欠けていた。そのため、政府の命令を批判せずに盲目的に従った。政府の命令に挑戦的な態度を取らずに従ったのは、日系人の特徴の遠慮と我慢が現れたものだった。命令に従わないことは考えられないことだった。それは自分の本来の性格以外のことをして、心の穏やかさを乱す行為になるからだった。「人に迷惑をかけてはいけない」が一番大切な心得だった[1]。集団の規律を乱すような行為は厳しく非難された。集団の規律を守り従順であることは個人の義務であり、自己管理、服従、感謝の気持ちが尊ばれた。一世は辛い経験と厳しい仕事が人格形成に不可欠と考えた。このように日系人は個人としては、権力を恐れ、安定感に欠け、従順で、排他的で、強硬な独立した立場を主張することが出来ない人間だった。

一世と二世の指導者でカリスマ的でダイナミックな「ヒーローのような」性格の持ち主は稀であった。人間関係が明確で深い相互依存関係のある日系人社会の指導者としての資質は、いろいろな組織と協力出来、何時どのような行動をするか、または差し控えることを知っていることであった[2]。個人としての特別な能力よりも皆の意見を調停できることが大切だった。日系人組織は常に穏健な保守的な政策を好んだので、右にせよ左にせよ極端な団体は生存出来なかった。日系人は独立より依存、自立よりグループとしての協力、体制の改革より順応を重んじた。その結果、強制移動の危機の中でも勤勉に働き、信頼でき、大きな犠牲も厭わない日系人はいたが、カリスマ的な指導者は一世からも二世からも一人も出てこなかった。日系人はたくさんのコミュニティーや排他的なグループを中心に生活していた。日系人が抵抗するときは個人ではなく団体で行動した。このような抵抗は日系人の他のグループや個人に対するものが大半であった。

日系人の多くはカナダ社会が急に変化することはないと思っていたので、強制移動の発表も一時的にはショックであったが特別に驚くことではなかった。人間の運命は自分にはどうすることも出来ない力で決められると信じ「強制移動も仕方がない」と受け止める人もいた。二世の反応は概し

て政府に全面的に協力することによって、自分たちはカナダ人であることを証明したいというものであった。マッケンジー・キングとその内閣は二世のこのような切望を狡猾に利用して最も荒っぽい方法を考えだした。日系人は強制移動に協力すればカナダに対する忠誠を証明したことになるが、協力しなければ忠誠でない証明になるというものであた。この議論は日系人に必要のない重圧を加え戦闘的な抗議を封じてしまった。

二世にとって一世の両親と白人社会に受け入れられることが人格の形成と福祉に必要であったがどちらにも拒否された。二世は周囲にまたもや拒否された。二世の多くは内に引きこもり怒りに燃えたが、その怒りを自分をわざわざ苦しめるように内に閉じ込めて外には出さなかった。「カナダでこんなことが起こるはずがない、私に起こるはずがない」という反応は、極端なストレスに面した時には普通である。トレブリンカやブーヘンヴァルトでユダヤ人も同様に思った。日系人も強制移動の発表を聞いた時、汽車で収容所に運ばれる時、収容所の生活で、「これは本当ではない。こんなことは本当は起こっていない。」と思った。

日系人には強制移動にどのように抵抗し、反抗したらよいか模範にするものがなかった。白人の友人、教会、日系人に同情的な団体は、結局は政府の方針に協力するように忠告した。このようにして日系人はたやすく連邦政府の政策の犠牲者になってしまった。日系社会の弱点は数々あった。日系人には頼れるカナダ人がいなかった。日系人社会、家族、日系人団体が強制移動で崩壊した。政治的、経済的影響力を持っていなかった。日系人の文化的規範は皆の意見に同調し、過激な行動を避けることだった。連邦政府に抗議する方法を知らなかった。連邦政府とその出先機関は強力な権力を持っていた。これら全てが日系人に不利に働いた。

1842 年 2 月 26 日の全日系人強制移動の発表は日系人社会に大きなショックを与えた。不吉な前兆はあったが、まさか連邦政府がこれほど極端な政策を取るとは信じていなかった。真珠湾攻撃から強制移動の発表のあるまでの 11 週間、戦争のもたらした危機はカナダ太平洋岸地域で暮らす 21,000 人余りの日系人の生活のあらゆる面に浸透していた。日系人社会には心配、恐れ、混乱が充満していた。太平洋戦争勃発以来、日本国籍を保持する日系人は行動の制限を受けるだろうとは予想されていた。しかし、大部分の二世は 1941 年 12 月、1942 年 1 月と 2 月の段階では、自分たちはカナダ国籍を持っているので、一世と同じようには扱われないだろうという甘い考えにしがみついていた。しかし、連邦政府が日本国籍保持者とカナダ生まれのカナダ国籍の日系人の区別をせずに、全員直ちに自分の家から追放するとわかると、日系人社会は今までになかったような衝撃を受けた。日本人を祖先に持つ日系人は、たとえカナダに不忠誠でなく裏切りものでもないとしても、ひとり残らずカナダ人から信用されていないという焼印を押された。

日系人は戦争のもたらした危機に様々に反応した。一世の中には自分たちが若い時に暮らした日本に感傷的な郷愁をいだき、日本の勝利、少なくとも戦争の膠着状態を願った。日本帝国が戦端を開いたのは「白人の専制を潰す」始まりだと考えた一世もいた。傍から見れば一世が自分たちを歓迎してくれたことのないカナダに忠誠を示すとは期待できなかった。しかし、一世の中に実際にカナダにとって危険な、または破壊的な行動を取った、または諜報活動の指導者であると証拠をもって証明された者は稀であった。二世の中にはカナダの民主主義を疑い、カナダに対する忠誠心が少なくとも一時的に揺らいだ者がいたとしてもおかしくなかった。日系人の大部分にとってカナダに対する忠誠心といった抽象的な概念はまったく意味のないものだった。これは他の移民少数派にとっても同様であった。戦時にあっては忠誠心などいう抽象的なものを考えるのではなく、もっと卑近な自分や家族の生活と責任を考えた。しかし、一世の中の思慮深く自分の意見を明確に表現出来る人達、例えば日系カナダ市民連盟（JCCL）の指導者や、ニュー・カナディアン紙の編集者たちは

戦争のもたらした危機はカナダの民主主義、それに自分たちのカナダに対する忠誠心と将来の身分のリトマス試験だと思った[3]。

日系人社会の指導者は、皆に冷静に自制心を持って行動すること、以前にも増して慎重に法律を守り、政府に十分協力することを要請した[4]。特に日系人同士で街角や公共の場所に集まらないように、日本語を使わないように、白人の侮辱を言い返したり力で報復しないようにと注意した。いずれも従うのが難しい要請であった。しかし、日系人は太平洋戦争勃発後の数ヶ月間、連邦政府の命令のひとつひとつに忠実に従った。

日本語新聞3紙の発行差し止めで、一世は重要な情報源と通常のコミュニケーション手段を失ったがこれは予想していたことだった。日本語学校が閉鎖されて児童は喜んだが、すぐに英字新聞の記事を両親のために日本語に翻訳するという難しい仕事を引き受けることになった。翻訳が上手に出来ない子供は次のような感想を述べている。「お父さんがかわいそう。私達がプロビンス紙を今までなかったほど熱心に読んでいる間じっと座って私達を眺めている[5]。」

最初に一番被害を被ったのは日系人漁師であった。沈鬱な冬空の下で漁に出ていた人達は、カナダ海軍の命令でカナダ大陸沿岸の最寄りの13の漁港に入港させられた。漁港で銃器と地図を探索され、既に漁港に係留されていた日系人漁船と同様に航行不可能にされた。BC州北部からプリンス・ルパートに集結した漁船は、二本のロープに数珠つなぎにされて海軍の船に曳航され、雪と氷の漂う冬の荒れた海を15日掛けてニュー・ウェストミンスターに到着した。プリンス・ルパートを二列のロープで繋がれた60隻の漁船が出発したが、途中で太平洋岸とバンクーバー島の漁港から新たにまた何隻も繋がれた。途中で何回もロープが解けて深刻な損傷を受けた漁船もあった。

バンクーバーから近い漁港の漁船はすでにニュー・ウェストミンスターに係留されていた。修理中の漁船でまだ船板の継ぎ目が緩いものも曳航された。980隻あまりがフレーザー河の土手に係留され6週間も放置された。損傷したり、水浸しになったり、エンジンに砂が侵入した漁船もあった。海軍が漁船をパトロールしたが、道具や漁具が盗まれた。大部分の日系人漁師は海軍に協力したが、海軍の漁船の取り扱いがあまりにも無能なことに憤慨した。特に押収した漁船を曳航する任にあたった海軍水兵が考えられないほど無能であった。

それでも、エスキモルト海軍基地のジェームズ・マッキュロック中佐は、海軍は真珠湾攻撃後48時間以内に全ての日系人漁船を押収したことを誇りに思う[6]と述べた。また、連邦議会下院は日系人漁船の押収が日系人漁師を侮辱するような行為を一つも起こさずに、カナダ海軍のスタイルに従って完了した、という報告を受けた[7]。その間、ニュー・ウェストミンスターに係留された漁船の内の数多くは船体、エンジン、そのたの修理のために造船所に曳航されたり、座礁から引き離されたりする必要があった。海軍の「誇りにおもう」押収作業と実際との乖離は、後に内閣が押収の時に損害または沈没した漁船のために80,000ドルの予算を承認しなければならなかったことから明らかである。

日系人漁師の漁船の押収は漁師の住む町に深刻な失業問題をもたらしただけでなく、1942年の漁期の水揚げ高を大きく減少させた。漁船の押収の時もその後も、日系人漁師は将来また漁ができるのか、押収された漁船がどうなるか伝えられなかった。日系人漁師は自分の大切にしてきた漁船がカナダ海軍による押収の時に乱暴に取り扱われるのを見て憤慨し、フレーザー河の土手に係留されたまま朽ちていくことにフラストをつのらせていた。そして、1942年1月13日の内閣令288号が漁船はまた漁に使われるが、日系人漁師ではなく白人漁師によってであるという内容に驚いた。これに追い打ちをかけるように同じ日に発令された内閣令288号は、連邦政府が委員会を設立して

1,100 隻の日系漁民の漁船および装備、およそ 2,000,000 ドルから 3,000,000 ドル相当の資産の売却を許可したこを知り言葉を失った。連邦政府は漁船が係留して古くなり市場価値を失う前に白人漁師に売却して操業させ、漁獲高の減少を抑制しようと画策した。これが漁船の強制売却を急いだ理由であった。買い手の白人漁師は漁船の強制売却価格は市場価格を反映しており、他の日系人資産の売却値段と比較して妥当だとしたが、売却は強制的で持ち主の日系人漁民は何口をはさめなかった。

日系人漁師は資産を売却され、自由を制限され、他の仕事につくあてもなく、カナダ市民権を侵害されて連邦政府の政策に憤慨した。特に漁による収入を失っただけでなく、連邦政府の不注意による漁船の損害や装備の盗難に対してなんの補償もなく、また漁船の強制売却価格が市場の査定より低かったことに憤った。そして、漁船の強制売却が日系人の強制移動より 7 週間も早かったことから、BC 州の漁業関係者は長い間、日系人漁師に対して他の業種に比べてずっと強い敵意を抱いてきたこと、漁船の強制販売の背後に強力な利益団体の影響があったことを知った。

日系人社会では連邦政府の日系人の同意のないままの日系人資産の売却が一番深刻な問題になった。日系人漁師の漁船の売却の例から、白人は一時的に或る産業の生産が減少するという損害を被っても、日系人を排除するためには手段を選ばないこと、利益団体が戦争を国家の安全保障という名目で日系人排斥に利用することを知った。しかし、国家の安全保障とさえ言えば、日系人漁師が一生かけて働き、倹約を重ねて手に入れた漁船と装備を強制的に売却してよいものだろうか？日系人の家主、ビジネスマン、農家は後に自分たちにも日系人漁師と同じ運命が訪れることを知る。1943 年に自分たちの資産を「敵性外国人資産局」を信用して預けたが、敵性外国人資産局は日系人資産の保護ではなく、実は強制売却の周旋業者だったことを知る。

この資産の強制売却の危惧と同じ時期に、道路建設現場に夫を取られて残された家族の福祉の補償がなにもないという危惧が日系人社会を襲った。全日系人の強制移動が発表されると、夫や成人男性が家族から離されて道路建設の送られ、残された家族は自分たちで生活を立てていかなければならないことが明白になった。カナダとは対照的に米国では、1942 年 3 月 14 日に日系アメリカ人の強制移動のために設立された「米国戦時民間人管理局（U.S.Wartime Civil Control Administration）」は次のような原則を持っていた。

> 強制移動は可能な限り家族や日系人社会を引き裂くことを避ける。日系人社会を維持するという原則が採用されたのは、自然に発生した日系人社会の中の経済関係を保全し、家族と親戚、友人たちを一団として移動することによって、地域の日系人社会の組織を守るためである[8]。

日系人資産の強制売却にたいする抵抗が組織された時には、強制移動は既成事実になっていた。しかし、家族を分離するという政策にはまだ抵抗の余地が残されていた。この政策に反対する人達は、伝統的に法を守り政府に協力的な日系人社会の中に、自分たちの資産を売却し、強制移動させ、強制収容しようとする政府機関に反抗するグループを作った。また日系人で政策立案者と協力する人達に反抗するグループも出現した。

日系人社会は仮死状態になった[0]。白人雇用主が日系人を解雇し、日系商店は商売が滞り、日系人失業者が増加した。日系人福祉団体は支援や経済援助を求める人、特にに日系人漁師が増えて、資

源が枯渇してきた。排日団体の活動がますます活発になるのを見て日系人は、排日運動は国家の安全のためではなく人種差別に基づいていると確信した。しかし、日系人社会の指導者層はこの緊急時にあたって崩壊を始めていた。一世組織の中で最大でもっとも尊敬されていた「カナダ日本人会（Canadian Japanese Association：CJA）」は活動を縮小し、職員も最小必要限の人員だけになっていた。

日系人社会は極度に緊張していた。心配と不安は1907年の排日暴動の時のようであった。ブリティッシュ・コロンビア大学（University of British Columbia：UBC）まで人種差別から無縁ではなくなった。1942年1月という早い時期に、60人の二世を軍事訓練プログラムから排除した。住民からの批判と面倒な事態が起こることを避けるためだった。L.S.クリンク学長は次のように言ったと伝えられている。「二世に軍服を返却するように命令した。これは二世自身の安全のためと、二世が軍服で歩いているのは嘆かわしい風景だからである[10]。」UBCの行動は大学が社会を導くのでなく社会に追従するということを示した。クリンク学長の声明の直後に女学生部長が二世女学生を集め、大学は女学生がバンクーバーに留まって学業を継続するための支援はしないと宣言した。

日系人はBC州以外の州や市町村も、自分たちに反感を持っていることをよく知っていた。これが多くの日系人が自主的に他の州へ移動しなかった理由である。1942年3月までにわずか579人が太平洋沿岸地域から自主的に移動した。主にBC州内陸部へであった。日系人の部分的強制移動が発表された時、他の州の市町村関係者は抗議の叫びをあげた。サスカツーン市長マックイーチャンは次のように抗議した。「日系人は強制収容所に入れられるべきだ。カナダ大平原の町に移動させるなど馬鹿げたことだ。我々の町に日系人を住まわせる場所はない[11]。」このような声は日系人が移動しようとした町のどこでも聞こえた。BC州内陸部の町では特に際立っていて、もし日系人が来るなら自警団を組織して追い返すと公言するところもあった。

BC州の排日宣伝家は排日感情を上手に煽り、他の州を日系人問題に一切関係したくなくさせてしまった。他の州はもし排日宣伝家が何十年も日系人について言ってきたことが真実なら、日系人は自分たちの州でも妨害活動をするだろうし、生活水準を下げるような経済活動もすると思った。90人のBC州の森林業で働いていた日本国籍保持者が、オンタリオ州北部のチャプローの町の森林採伐と製材の仕事に自主的に移動しようとすると、地元のポート・アーサー商業・労働協議会などの組織が反対したので、計画は取り止めになってしまった。CBCニュースはオンタリオ州の西ピーターボロウ選挙区選出連邦議員ゴードン・フレーザーが連邦議会下院で、オンタリオ州は日系人を受け入れたくない、日系人は労働キャンプに収容されて厳重に監視されるべきだと発言したと伝えた。後に連邦政府は日系人のオンタリオ州移動計画が実現しなかったのは、オンタリオ州首相ミッチェル・ヘップバーンの強い反対があったからだと公表した。ヘップバーンは米国のナチとファッシズムの同調者がオンタリオ州に大挙してやってきて、オンタリオ州を撹乱するという可能性におびえていた[12]。

日系人は部分的強制移動命令を冷静に受け止めていた。命令の詳細、特に残された家族の生活の補償が明らかになるのを待っていた。そして大部分の日系人は、ある程度の行動の制限と規制はやむを得ないと受け止め、できる限り進んで命令に従おうとおもった。部分的強制命令が日本国籍保持者とカナダ国籍保持者を区別して、カナダ国籍を重く見たことを歓迎した。日系カナダ市民連盟（JCCL）はマッケンジー・キングに次のような電報を送った。「連邦政府は難しい問題を公平かつ誠実に処理した。我々日系人は連邦政府が必要と考えるいかなる処置にも協力する用意があると宣言する[13]。」そして信じられないことに、一世は戦勝公債の販売に協力し、たった3週間で1,584人に313,700ドルの公債を販売した。当時、公債の購入が一番安全な投資だったという理由が背景

にあったのかもしれないが、戦勝公債の販売広告が「戦勝公債を購入して抑圧された人々を自由にしよう」というのは皮肉なことであった。

1942 年 2 月 14 日、最初の日本国籍保持者 100 人がレインボウとルサーンでカナダ・ナショナル鉄道（CNR）の 2 両の客車から降り、引込線に停車していた貨車の中で寒さに震えながら夜明けを待っていた。同日、もう一つのグループがアルバータ州ジャスパーの西 10 マイルのゲイキーの道路建設現場に向けてバンクーバーを出発した。これで成人男子が家族から引き離されて道路建設の向かうということが現実になった。最終的に 1,700 人の男子日本国籍保持者が敵性外国人強制移動の対象になったが、このうちの 3 分の 2 は既婚者で平均 2 名から 3 名の子供を持っていた。これらの人達は 1 次間 25 セントの道路建設労働賃金をもらったが、1 月 20 ドルを家族の養育費として BCSC に収めた。しかし、誰も家族に将来何が起こるか分からなかった。これから 2 日後、全ての日系人の強制移動が発表され、やっと家族の将来がすこし明らかになった。

> 連邦政府はなぜ日系人政策を正直に言わないのか？そうしてくれたほうがずっと受け止めやすい、現在、カナダが日本と戦争状態だと知っている。そして、私は連邦政府の日系人政策は必要悪だとわかっている。正直に話してほしい。今までのように少しずつ日系人の生活を締め付けてくるのは英国風でなない[14]。

全日系人の強制移動のニュースを聞いた二世の一人がこのように叫んだ。カナダの伝統的な英国風正義と公平な競争の精神をすっかり身につけ誇りに思っていた二世が、連邦政府の裏切りに最も傷ついた人たちだった。一世は概して「仕方がない。今は戦争中だ。日本で起きていることも多分同じようなことだろう。」と受け止めていた。

全日系人強制移動のショックを身にしみて感じたのは、2 月 28 日の夜間外出禁止令が施行された時だった。禁止令は施行 2 日前にカナダ防衛省の規則の修正案、例えば自動車、写真機、ラジオの没収などと一緒に発表された。この一連の規則は次のようなものを含んでいた。

> RCMP 警察官は捜索令状なしで日本人種の住む住居を捜索してなんでも押収することができる[15]。

外出禁止令は簡単明瞭であった。

> 保護地域内に居住する日本人種は日没から翌日の日の出まで住居内に留まり外出しない[16]。

日が沈み外出禁止令が有効になると、二世は太陽とともに「自由の光」も剥奪されたように感じた。外出する者は犯罪者になった。外出禁止令施行第 1 日に 12 名が違反で逮捕された。その内の 2 名はミルクの配達員であった。16 名は注意された後で執行猶予になった。それから 2 日後、ソータロー・セキがパウエル街の自宅近くで逮捕され 6 ヶ月の重労働の刑を受けた。BCSC の要求で BC 州酒類管理委員会は全ての日系人に酒類の販売を禁止した。

夜間外出禁止令が妨害工作を決心したものを阻んだり、自動車やラジオの所有が国家の安全を損ねたりすると考えた二世は誰もいなかった。ニュー・カナディアン紙が二世が感じたことを次のようにまとめている。

> 合理的に物事を考えられる人なら誰でも、何ら罪を犯さずただ日系人というだけで連邦政府からこのような仕打ちを受けた何千人という二世が、連邦政府に対して憤慨し裏切られたと感じていても当然だと思うだろう。連邦政府が国家の安全とか防衛とかの理由をつけて、日系人に対する恐れと憎しみを助長し、日系人排斥で得られる利益を念頭において、日系人政

策を追い立てられるようにして決定したという十分な証拠がある。このような極端な政策が戦時の緊急処置として必要だという冷静な議論を提出した市民はあまりにすくなく、日系人政策は白人社会にくすぶり続けた人種的偏見のはけ口として採用された面が大きい[17]。

日系人社会で唯一日系人の意見を表明する場として、ニュー・カナディアン紙は連邦政府の権力を鋭く非難する記事を書き続けた。この新聞に意見を表明することが、日系人社会に残された唯一の表現の自由を行使できる場所のように見えた。

しかし 4 月 21 日、BCSC が二世の新聞の管理を始め、それから 3 ヶ月の間、新聞は「日系人政策の真実だけを知らせる」政府の広報手段になった[18]。

全日系カナダ人の強制移動が発表されてから数日後に、日系人が所持することを禁止された品物の没収が始まった。禁止品を安全に保管するための没収であって、日系人が移動先に落ち着けば変換されると説明された。確かに、3 月 4 日の内閣令 1665 号は没収は「安全に保管するだけ」で敵性外国人資産局（CAP）が「管理、運営する」と明記していた。しかし、CAP から「管理、運営する」が具体的に何を意味するかの説明はなかった。この時点で日系人は、日系人漁師の漁船の強制売却と同じようなことが、これらの没収品に起きるとは予想していなかった。日系人の所有する乗用車、トラック、オートバイ、トレイラーは全て没収されてヘイスティングス・パークに保管された。ラジオや写真機は他の場所に保管された。3 月 9 日の早朝、バンクーバーで庭師をしていたヨシマツ・スミの乗る 1937 年製ハーレー・ダビッドソンを先頭にした車の一団がヘイスティングス・パークに到着した。スミはカナダに帰化した一世で、1906 年以来カナダに住んでいた。ヘイスティングス・パークでは RCMP、新聞関係者、映画撮影者に混じって中古車販売業者の一群が車の行列を待っていた。この一週間、BC 州太平洋沿岸地域の他の場所でも、BC 州警察官に先導された日系人の車の行列が見られた。

1942 年初夏、日系人の強制移動は続いていたが、CAP は没収した日系人の車両の売却を決定した。後の家財道具、ラジオ、写真機の売却の先駆けであった。車両の売却金額は後の日系人資産の売却に比較すれば多くはなかったが、漁船に続き 2 回目の日系人資産の強制売却であった。いずれも日系人所有者の了承なしに急いで売却された。CAP は最終的には日系人の農場、町の商店の強制売却をおこなう。禁止品目の強制売却は連邦政府の日系人にたいする背任行為の始まりであった。

日系人の車両が没収された日に、RCMP の C.H.ヒル大佐はジャスパー地域の道路建設現場への日本国籍保持者の移送を急ぐ命令を出した。これらの日系人は直ちに RCMP に出頭する、もし出頭しない場合は収容所に拘束すると布告した。また 3 月 14 日にバンクーバー島西海岸のトフィーノとクレオクォットから 100 名の日系人がヘイスティングス・パークに移動を始めた。そして、約 2,500 名の日系人がバンクーバー島とバンクーバー北部の沿岸地域から移動することになった。これでこれらの地域の小さいがよくまとまった日系人社会はすべて消滅してしまった。

日系人強制移動はこれら辺鄙な場所から始まったが、初期には混乱を極めた。中には昼夜を問わず RCMP が日系人の家に行き 24 時間以内の退去を命令した例もあった。日系人は所持品をまとめる時間も、家財道具や資産の管理を他人に依頼する時間もないままに移動した。ハイド・クリークの日系人は 2 時間の猶予しか与えられなかった。クオリカム・ビーチの日系人は RCMP から朝の 9 時に、１１次半の汽車でバンクーバーに行けと命じられた。そして、強制移動などが次から次と起こる中で日系人は心配でいっぱいのまま、次に起こるについての様々な噂に苛まれていた。

1941 年 12 月 7 日現在、カナダには日本人を祖先とする 23,149 名の日系人がいた[19]。日系人は移民少数派でカナダの人口の 0.2 パーセント、一番日系人の多かった BC 州でも 22,096 名、州の人口

の 2.7 パーセントに過ぎず、BC 州の主にカスケード山脈の西側の保護地域に住んでいた。そして 1942 年 10 月末までに 20,881 名が強制移動させられた。カスケード山脈東側に住んでいた 1,215 名には強制移動は適用されなかった。この他、BC 州以外のカナダ各地に 1,053 名の日系人がいた。

BC 州の日系人のうち一番多かったのが、カナダ生まれでカナダ国籍を持つ 13,309 名であった。2,930 名が日本生まれでカナダに帰化した人達、そして 5,564 名が日本国籍を保持していた人だった。日本国籍保持者はカナダに移住してから 25 年から 40 年経った人がほとんどであった。日本国籍保持者の 2,006 名が女性であった。

太平洋戦争が勃発した時、一世の大部分は既に中年に達していた。長年苦労して働き、倹約して土地を購入したり商売を始めたりしていた。そして、残りの人生をカナダで快適に平和に暮らしたいと願っていた。一世と対象的に二世の大半はまだ青年であった。多くの一世は比較的遅く結婚したので、一世と二世の間に大きな年齢の隔たりがある家族が多かった。二世の多くは 1925 年から 30 年に生まれたので半数近くが 19 歳以下であった。二世は、ごく少ない例外を除くと、言語、服装、態度が「カナダ人」であった。日本に行ったことのある二世はごく少なかった。二世は BC 州の公立学校で教育を受けた。大部分の二世は日本語を理解したが、日本語の会話能力は最小限であった。両親と同様にいろいろな形の差別を受けたが、カナダの民主主義理念を固く信じていた。

これらの日系人が太平洋戦争勃発と共に段々と厳しくなっていく政府の規制の対象になり、強制移動を経て政府の管理する収容所に拘束された人々であった。保護地域に留まることを連邦政府法務省によって許可されたの者は、ごく少数の精神障害者施設に入院していた人と、日系人以外と結婚していた 94 名とその子供達の総計 100 名だけであった。連邦政府の公式報告書「保護地域からの日系人の排斥報告」には事実誤認と間違った結論が満載されているが、その中に次の一節がある。「法務省は日系人以外と結婚した日系人の窮状を直ちに認識した・・・そしてこれらの日系人を日本人を祖先に持つことを不問にし、完璧なカナダ人として認識することを了承した[20]。」日系人以外との結婚が、日系人の潜在的な国家安全上の危険を消滅して、真正なカナダ人に変身させる魔法の薬であった。

戦前に二世が日系人社会でどんな指導力を発揮したにせよ、戦争が始まるとその指導力は惨めに潰えた。日系人社会の指導者についての議論が、戦争が始まるとともにすぐに頂点に達した。議論の多くは森井悦司をめぐるものだった。森井はバンクーバーの「リトル・トウキョウ」の「賭博王」と称された人物で、戦争勃発と同時に RCMP と奇妙な関係を結んだ。一世指導者が管理していた日系人社会は壊滅した。そして、連邦政府と BCSC が日系人社会の新たな権威となった。日系人はこの強力で非個性的でその上際限のない権力をもつ組織を、まるで始末に負えない怒り狂った神にように恐れた。日系人の多くは権威に従順に従うことで恐怖を和らげた。しかし、権威に対する憎しみは特定の個人のエスケープゴートに向けられることになった。

戦場ではヒーローが活躍したが、カナダ国内の日系人社会はヒーローの活躍を期待出来る時代ではなかった。一世はともかくとして二世に日系人社会のヒーローになって活躍したいという欲望はなかった。収容所の日系人は、もし連邦政府が自由を守るいう旗印のもとにガス室を使った大量殺人を思いついていたら、一世も二世もユダヤ人のようにガス室に追い立てられて入っていっただろう。ヒーローになりたいという欲望は、暗闇に光を投じ、やる気を奮い立たせる自己犠牲、自己の利益を顧みない天真爛漫な理想主義、自分の力に対する大げさなうぬぼれ、などがなければ触発されない。しかし、長期的に見れば大部分の日系人は権威に従順であり、白人が日系人の運命に興味を持たないほどにカナダ社会で目立たなかった。実際、連邦政府は日系人の権威に対する服従を、自分たちが望んでいた協力を得るために上手に使った。閉ざされた社会で昇進する機会や選択が限

られていた日系人は、経済的に貧しく、白人社会で影響力を持つ友人がいなかった。また日系人にはどのように抵抗し、反抗したらよいかという手本がなかた。その上、白人の友人からは権威に完全に服従するようにという忠告を受けた。連邦政府の権威から逃げることも、解放されることも出来ず、強制移動に抵抗することが出来なかった。教会は悲惨な現実を忘れ、神の国の正義を求めよと説教した。日系人の強制移動への抵抗は、家族と資産の保護という日系人の伝統的な価値観に基づいたものだけになった。

正義に背いた理不尽な政策に直面した日系人社会に、真の反抗が生まれる可能性はあった。日系人は混乱の中に秩序を求め、か弱い人達の団結を求めたかもしれない。日系人の忍耐にも限界があった。どこかに自分たちは正しく、これ以上の圧政を忍従してはいけないという気持ちがあった。戦前の日系人の抗議は自分たちが持っていない権利を要求するものであった。しかし、今は自分たちの持っているものを保護するための抵抗であった。これから起こったことは悲劇と喜劇の入り混じったものだった。日系人指導者はいろいろと重大な誤りを犯した。連邦政府の出先機関が事前によく考慮せずに行った政策のなかには、意に反して日系人に慈善を施すことになったものもあった。いずれにせよ、熟慮に欠けた無知な人達が活躍する季節になった。

日系人個人やグループによる抵抗は暴力に訴えて気を晴らすというものではなく、政府の規制の回避を試みるというものだった。日系人と連邦政府の対立は意思の強さの衝突であり、両者には格段の差があった。全日系人の強制収容の発表からすぐに、日系人社会に内輪もめが起こった。熱心に連邦制への協力を呼びかける者と、連邦政府に失望して不満を持つ者といった単純な構図ではなかった。大部分の日系人は両者の間にあった。過激派と穏健派の対立という程簡単ではなく、もっと微妙で捉えにくい対立であった。いろいろな立場のグループが日系人社会に出現したが、強制移動に直接抵抗するグループは一つの例外の他にはなかった。例外はオンタリオ州の捕虜収容所に収監され、日系人社会に広く知られることもなく、自分たちの信条に従って強制移動を拒否した人達であった。日系人は誰もが強制移動は避けられないと不承不承認識した。しかし同時に家族が一緒にいられるように強制移動政策を修正しなければならないことに同意した。そして、家族が一緒にいられることがどれだけ大事か、そのためにこの問題に無関心な政府にどう対抗したらよいかが争点になった。

米国では真珠湾攻撃直後に一世の指導者が拘束され、全員二世の「日系アメリカ人市民連盟（Japanese American Citizens League：JACL）」が日系人社会の指導者になった。JACL はルーズベルト大統領に米国への忠誠を誓う手紙を送り、政府の強制移動政策に「よろこんで」協力すると約束した。さらに、「これは如何に自分たちが米国に忠誠であるかの証になる[21]」と述べた。JACL 指導者は日系人社会では、両親の世代を裏切る政府の犬と糾弾されたが、政府機関は JACL を日系人社会の代弁者とすぐに認めた。そして、戦時中は二世グループ、特に JACL が日系人社会の指導者になった。

しかしカナダでは日系カナダ市民連盟（JCCL）は米国の JACL のような地位を得ることが出来なかった。BC 州保安委員会（BCSC）委員長オースティン・テイラーは、日系人社会との仲介役として二世を選んで彼らのカナダへの忠誠心を試す代わりに、一世の森井悦司とその仲間のアーサー・ニシグチとイッペイ・ニシオを選んだ。森井はごく最近の日本人の不法移住の調査で RCMP に協力していて RCMP によく知られていた。しかし、森井は日系人社会では誠実性、客観性、人格に問題有りとされていた。そのうえ、森井はバンクーバーの賭博場と関係があり、殺人容疑で検挙されたこともあった。森井を真珠湾攻撃前には日本人兵士の慰問のための寄付を募ったこともある人物として恐れる人達もいた。

森井のこのような背景と評判を考えると、BCSC の 3 人の委員、テイラー、F.J.ミード、ジョン・シラスが、日系人社会で大きな影響力を持っているとはいえ、森井とその仲間を仲介役に選んだのは信じられないことだった。BCSC が森井に望んだことは、強制移動に対する日系人社会の反応を抑えることだったのだろう。しかし、BCSC が森井がこの役割を簡単に務めることが出来ると考えていたならそれは大きな誤りだった。BCSC は日系人社会は一様でよく組織されていて、命令一つで日系人社会を管理できると思っていた。確かに今まで日系人社会が危機の直面した時に、外部の人達は日系人は皆同じだとして対処した。「一度日本人なら、いつでも日本人」などいう認識があった。もし、BCSC も同様に考えていて、日系人の反応は予想出来るとしていたなら、大きなショックを受けることになるであろう。

日系人社会の一世と二世の摩擦は沸騰点に達していた。なにか余波があるのは確かだった。森井の連絡委員会が３人の超保守的な日本生まれの一世で構成されていることは、民主主義のカナダで自分たちももっと公平な役目を担いたいと追求してきた二世にとって苛立たしいことだった。このような状況をもっと複雑にしたのが帰化日系人の存在であった。帰化日系人も法律的な権利を要求していた。これら二世と帰化日系人から、森井の連絡協議会は日系人社会を代表していない、特定グループの利益を代弁している、独裁的であるなどの非難の声があがった。

BCSC が日系人社会のどのようなグループを仲介役に選んだとしても、選ばれたグループは日系人社会の敵意と中傷の対象になったであろう。このようなグループは政府の犬であり、日系人社会の裏切り者であった。危機とストレスの下で、一世も二世も自分たちの間でさえ意見の調整が出来ず、中傷とスキャンダルが横行した。いずれも日系人社会の不安の兆候であった。

1942 年 3 月の最初の週までに、道路建設現場に向かう日本国籍保持者の数は増えていた。道路建設に行かないものは収容所に拘束されると脅された。そして、4 月 4 日に BC 州保安委員会が設立されると、カナダ生まれの日系人と帰化日系人の 18 歳から 45 歳の男子も道路建設に行くことが明らかになった。そして同日、BCSC は太平洋岸の村とバンクーバー島の辺鄙なところに暮らす日系人 2,500 名の強制移動を開始し、列車と船を複雑に組み合わせた移動手段を用いて 2 週間以内に移動を終了すると発表した。これら強制移動の最初のグループは漁師とその家族が主で、BC 州沿岸地帯の北はアラスカとの国境に近いスチュワートまで「軍事的な重要地区」である入り江、湾、河口に分散していた。これらの日系人はヘイスティングス・パークに一時的に収容されて次の命令を待つことになった。1942 年 3 月 16 日に最初の一団がバンクーバー島西海岸のトッフィーノとクラヨクォットから到着した。そしてそれ以後の 9 日間に RCMP は 1,593 名の日系人を家から追い出してヘイスティングス・パークに集めた。BCSC は 3 月中に全ての日系人を保護地域から排除して、道路建設現場、平原州の砂糖大根農場に送り、残された女性、子供、高齢者のために住居を手配する計画だった。3 月 17 日までに壮健な男子の道路建設現場移送はほぼ完了した。1,000 名余りがホープ・プリンストン高速道路、ノース・トンプソン高速道路、BC 州からアルバータ州ジャスパー間の高速道路沿いの道路建設現場に移動した。

混乱していて日系人には何が起こっているのかわからなかったが、一つだけはっきりしたのは強制移動はいきあたりばったりに実行されているように見えたが、否定できない現実であることだった。そして、バンクーバーの日系人社会の社会的、政治的機能はすでに破綻してしまっていた。BC 州のフレーザー河沿いのあちこち住む日系人はヘイスティングス・パークに集めれられていた。たくさんに日系人が狭い所に押し込められていたので、抵抗の起きる可能性があった。

一世と二世は日系人を代表する組織を作ろうしたが初期の試みは失敗した。1942 年 3 月 1 日、100 名余りの一世と二世が集まり、日系カナダ市民連盟（JCCL）の提案を可決した。提案は日系人

が諮問委員会を作り、政府機関と協力して日系人の安全と福祉の責任を負うというものだった[22]。この提案の穏健な原則の背後に、まだ細部は明確になっていなかったが真の要求があった。それは残された家族の世話が明確になるまで、成年男子の道路建設への移送を中断することと、家族の移動は多数の家族が一緒に同じ場所に移動し、移動先で自給自足出来る日系人社会を作れるようにすることだった。

しかし、BCSC がこのような提案をして日系人政策を策定するような委員会を承認する可能性はまずなかった。BCSC が望んでいた委員会は、BCSC が政策を施行する時に忠実に BCSC を手助けをするものだった。BCSC の三人の委員は JCCL の提案を注意深く検討した上で、森井の委員会を BC 州の日系人を代表する唯一の組織と決定した。

森井の委員会は JCCL のいろいろな支部の会員と一時は 3 人の二世を含む 150 名の男性の「戦時保安委員会（Wartime Security Commission）」に表面上は拡張されたが、中心人物は森井だった。森井は公式には特別な権威を与えられていなかった。委員会の仕事は政府の命令を手助けすること、強制移動の煩雑な詳細を取り扱うこと、強制移動を一時的に延期したい人の事務手続きを手伝うことだった。森井がこの委員会を支配していた 3 ヶ月の間に、自分の地位を悪用したとか、賄賂を受け取ったとか、政府の諜報者になっていたとかは問題でなかった。問題は森井が日系人の政府に対するフラストレーションと恨みをはらす具体的な対象と見なされるようになったことだった。

森井に反対する３つのグループが出現した。「帰化市民委員会（Naturalized Citizens Committee：NCC）は主に以前の「カナダ日本人会」の有力会員から構成されていた。「日系カナダ市民会議（Japanese Canadian Citizens Council：JCCC）」は JCCL の中心的指導者を核とした二世の団体だった。そして「二世総移動グループ（Nisei Mass Evcuation Group）：NMEG」」は二世のグループから分離した戦闘的な団体だった。

CJA 会長だったブンジ・ヒサオカの率いる NCC が、最初に森井に反対した団体であったが、また最初に分解した団体でもあった。CJA は成人男子が道路建設に移送されて残された家族の福祉を一番の問題にした。CJA は BCSC に日系人家族の集団移動を提案した。日系人家族がばらばらになって辺鄙な所に移動するのではなく、数多くの家族が一段となって同じ場所に移動して自給自足の日系人社会を作るという提案を、1,884,000 ドルの予算と共に BCSC が承認することを要求した。また BCSC がこの提案を承認しない時は、次善策として世帯主に先立って家族が移動し、世帯主は家族の安全が確認出来た後で家族に合流するという提案を承認するように要請した。いずれにせよ、CJA も JCCC の二世の会員も日系人社会における森井の影響力を無効にしたいとおもった。ヒサオカは次のように述べた。

> 我々は皆、森井のいかがわしい性格を知っている。森井はいままで様々な暴力沙汰を起こしている。このような人物を、我々が道路建設に向かった後の家族の保護者と認めることも、家族の福祉に関した如何なる管理の方法に関与することも認めない[23]。

NCC は提案を BCSC と議論するためにバンクーバーの弁護士デニス・マーフィーを雇った。しかし BCSC のテイラーはカナダのどこにも日系人を歓迎するところはないので、このように日系人の一団が集団移動できる土地がないと、この提案を拒否した。他の提案には触れなかった。

日系カナダ市民会議（JCCC）は日系カナダ市民連盟（JCCL）が日系人社会が直面する問題、特にカナダ市民権に関する問題を取り上げるには十分に日系人社会を代表していないという理由で設立

された[24]。JCCL は全ての二世組織、少なくとも現存している組織に、1942 年 3 月 22 日に開く会合に 3 名の代表を送るように依頼した。会合には 51 の二世組織の代表が参加して、日系人社会で矢継ぎ早に起きている問題を憂慮して、BC 州の二世を一元的に連携する組織として 30 名からなる JCCC を作った。JCCC は直ちに活動を始め、日系人社会一般とヘイスティングス・パークの仮収容所で社会福祉サービスの提供を始めた。ヘイスティングス・パークでは緊急援助、教育、健康面でのサービスに力を入れた。

これらの日系人組織が設立され BCSC に要求を出していたが、BCSC はどこに日系人を移動するかまだ発表していなかった。移動先を探せなかったので発表できるはずがなかった。BCSC は設立直後から日系人の収容先を探し始めたが難しい問題に直面した。カナダの全ての州は太平洋沿岸地域から日系人を排除することに賛成したが、どの州も日系人の受け入れを拒否した。市町村議会は自分の町には絶対に日系人を送るなと連邦政府の日系人移動政策に激怒した。BCSC はこれらの州や市町村に、州や市町村が望まない限り日系人は送らない、連邦政府は日系人がどこに移動するにせよ日系人を厳重に監視すると約束した。このような BCSC の態度は強制移動に伴う政治的問題を軽減したが、同時に BCSC の解決すべき問題をますます複雑にした。BCSC が基本的な政策の作成に手間取ったのは、何から何まで始めから整えなければならなかったからである。BCSC の責任者の中にカナダの人種的少数派の管理経験者はいなかった。その上、戦争下で日系人に対する広範囲の不信感が蔓延するなかで、自分の家から追い出された何千人という女性や子供の世話をしなければならなかった。このような問題は過去にあったことがなく、複雑で次になにが起こるかわからなかった。そのため問題に対処する政策を決定するには時間がかかり、政策の対象になった日系人は長い間困難で不安定な状況に置かれて苦悩した。

強制移動の最初の頃は、国家の安全に危険と思える成人男子を道路建設現場に送るのは、理想的な強制移動の解決法に見えた。戦時下であるから道路建設をする日系人の賃金を、生活に必要な最低限に抑えることができた。BC 州では太平洋沿岸地域と内陸部を結ぶ幹線道路が必要であり、内陸部の市町村は日系人による道路建設計画を知ると、BCSC に現存する道路計画の完成や新しい道路建設に日系人を使用する要請を大挙して提出した。ただし、日系人を戦争捕虜のように監視するという条件を付けた。

しかし、日系人による道路建設計画はうまくいかなかった。BCSC は当初 BC 州とアルバータ州の 5 つの幹線道路に 26 の建設現場を設け、5,000 名余りの日系人男子を移動する計画であった。これらの道路建設現場の多くは大陸横断鉄道沿いにあり、連邦政府防衛省が妨害活動の危険のある日系人を大勢このような場所に移動することに抗議した。1942 年 5 月 21 日までに BCSC は最初の計画を修正したが、この時までに既に 2,028 名を道路建設に移動していた。その内の数カ所の建設現場は重要な鉄道線路に近かった。

道路建設に関してはもう一つ問題があった。日系人は道路建設現場への移動を忌避しなかったが、辺鄙な道路建設現場で肉体労働に明け暮れている間に、落ち着かなくなって不満が募り、抗議の声が強くなっていった。残された家族への心配がその源であった。ジャスパー地域のゴスネル、ゲイキー、デスコインで日系人は抗議のデモをした。家族から離されている心配だけでなく、給料の遅延が原因であった。RCMP はこれらのデモを大したことはないと報告したが[25]、日系人は工具を投げ捨て仕事を拒否した。その結果、29 名の指導者がバンクーバーの移民収容所に送られ、後にオンタリオ州の収容所に拘束されることになった。一ヶ月の賃金は 50 ドルであったが、その中から 22 ドル 50 セントを部屋代と食事代に払い、20 ドルを家族の養育費に払った。日系人男子は、もし

残された家族の取り扱いが十分になされていたならば、道路建設の厳しい生活を我慢したかもしれない。

二世と帰化日系人をオンタリオ州の道路建設に移動する計画の一番の妨げになったのが、やはり家族と分かれることであった。太平洋沿岸地域から遠く離れたオンタリオ州の道路建設現場は、日系人の妨害工作の可能性がなく、日本生まれの愛国主義的一世の影響もないと BCSC は考えた。しかし、二世がこの計画を妨害した。

日系カナダ市民会議（JCCC）はヘイスティングス・パークの最悪の環境を心配し、道路建設への移動命令が自分たちの要求した 1 週間の準備期間ではなく、わずか 24 時間であることに反発した。そして 3 月 29 日に日系人の間に通知を回して、オンタリオ州シュライバー行きを命じられた 103 名の二世を支援することを求めた。これら 103 名の二世は日系人社会全体のために道路建設に行くと厳かに誓った[26]。JCCC の通知は二世が無責任な噂に惑わされずに秩序を保って移動するように強く求めた。噂にはカナダ東部に送られた二世は、カナダ軍隊に徴兵されて五大湖や大西洋の油送船で働かされたり、道路建設現場で寒さと生活必需品不足の中に放置されて死んでしまうというものがあった。オンタリオ州道路建設現場への移動は、強制移動に対する抵抗が大きくなる中での試験台であった。この通知が回覧された数日前に、100 名の二世がオンタリオ州行きの列車に乗るためにバンクーバーのカナダ太平洋鉄道駅の集合することになっていたが、実際に集合した二世はわずかだった。オンタリオ州に行く予定の 86 名は、その日の夜遅く大陸新聞社の社屋で椅子に座って仮眠しているのが見つかった。RCMP はこれら 86 名と他の 17 名の身柄を確保して移民局の建物に拘禁した。

JCCC は実際は BCSC に協力していた。1942 年 3 月 25 日、BCSC はバンクーバー地区の日系人の強制移動の第一歩を踏み出した。そして、全日系人男子に RCMP 警察署に出頭して報告すること、違反者は 500 ドルの罰金と 1 年の投獄と告知した。これで、連邦政府が日系人を家族単位で移動せず、成人男子を家族から分離して道路建設に送り、残された女性と子供は他の場所に移動することが明らかになった。JCCC 会員の一部はこの方式に納得せず、フジ・タナカを名目上の指導者として JCCC から独立して「二世総移動グループ（Nisei Mass Evacuation Group：NMEG）」を設立した。

二世の指導者は生涯で一番重要な決断を迫られた。JCCC の立場は書記のクニオ・シミズが日本会館で 800 名の参加者に向かってした演説で明確に示された。

> 我々はこの数週間、BCSC に家族単位の移動を交渉してきたが、成人男子と家族が分かれて移動するのは避けられないという結論に達した。我々は BCSC と連邦政府が家族をいずれ一緒にしたいと真面目に考えているとおもう。強制移動に抵抗するのではなく、我々に残された唯一の選択、すなわち BCSC に強制移動の苦痛を最小限にして実行することを要求しよう。だから、我々は二世の諸君に政府と協力して秩序を保って移動し、日系人が立派なことを見せてほしい。我々は連邦政府が残された家族の面倒を見ると信じている。

またシミズは日系人の抵抗について次のように述べた。

> 若い人たちが政府の強制移動命令を拒否したしたほうが、自分たちの要求を貫徹できる言っているを知っている。しかし、我々はこれは強制収容される家族のためにならないと思う。わたしはカナダの安全のために、あなた達に政府の命令に従ってすぐに強制移動命令に従うことを訴えたい[27]。

シミズの連邦政府の政策に協力するという態度が真摯であったことに疑う余地はなかった。しかしシミズが述べたことが二世一般、それに JCCC 会員の強制移動に対する態度を正確に反映していたかどうかは疑問の余地があった。JCCC 指導者は自分たちの理想主義に基づいて、二世がカナダに忠誠であることを明確にするには、政府に協力することしか他に方法がないと考えた。しかし、他の二世はシミズの結論に驚愕し、自分たちの意見を述べる気力も失せた。そして、これ以降ずっとシミズ達指導者を恨むことになった。

JCCC 指導者は自分たちの出した結論に頑固に固執した。そして、規律委員会を作って会員が「JCCC の利益に反する行動」をするのを調査した。このような行動をとる会員に JCCC から脱会することを要求した。

二世総移動グループはテイラーに次のように抗議した。

> 我々はいままで BCSC の命令にどんなに理不尽に思えても従ってきた。しかし、家族を分離して移動するという直近の命令には断固として反対する。

この抗議の結果は二世総移動グループの強制収容であった。道路建設現場への強制移動を回避したり、抵抗した者は直ちに逮捕されてバンクーバーの移民ビルに収容された後に、オンタリオ州のペタワワとアングラーにある二つの強制収容所に移送された。いずれも戦争捕虜収容所であった。二つの収容所には真珠湾攻撃直後に収容された者を含めて総勢 758 名の男子が収容された。大部分の収容者は国家の安全のためではなく、強制移動命令に従わなかった罰で収容されたので、釈放を獲得する機会がいくつもあった。しかし、このような機会を利用した者はごく少なかった。太平洋戦争終了時にもまだ 426 名が収容されていた。中には日本の戦争努力を心から信奉し、強制収容への抗議として収容所に入った人達で、他の収容者を自分たちに考え方に転向させようと努力する者もいた。

RCMP は強制移動命令に従わないものを戸別に検索して逮捕したが暴力沙汰は起きなかった。一つだけ例外があった。5 月 13 日、移民ビルの 3 階も拘束されていた 130 名の男子が騒いで窓ガラスを壊し、トイレットペーパーやゴミを地面に投げ捨て、消火栓から水を警備員にかけた。この騒ぎの後、訪問者がはビルに近づくことを禁止され、カナダ兵が警備にあたった。日章旗を掲げた一団がビルに入ろうとしたが拒否された。

二世が森井の連絡協議会を組織的に拒絶した後で、4 月 18 日に BCSC は森井の連絡協議会以外にも「責任あるグループまたは組織」の代表から意見を聞くと発表した。しかし、JCCC と帰化人会の運命はすでに決まっていた。森井が RCMP を啓蒙するために提出したとされるブラックリストにこの二つの組織の指導者の名前があり、これらの指導者は急に強制移動の執行猶予を取り消されて道路建設に送られてしまった[29]。最終的には森井の連絡協議会委員も BC 州内陸部のブリッジリバー自活キャンプに移動した。

森井に関する話はまだ終わらなかった。1942 年 9 月 26 日、バンクーバー・ニューズ・ヘラルド紙は一面に世間をあっと言わせる記事を掲載した。「日本黒龍会が BC 州で活動中」であった。36 の日系人団体が連邦政府に森井は祖国会のカナダ支部長を長らく続けたと糾弾する声明文を送付したという内容だった。黒龍会は日本帝国のために諜報活動をする組織と噂された。声明文は森井はファッシストで日本帝国の国家主義と軍国主義を推奨し、長年にわたって演説をしたり、「祖国」という雑誌を配布してこのような考えを日系人に押し付けたと非難した。新聞はまた森井が二世を柔道の達人である手下を使って脅したり、強制移動で経済的に困っている人を救済する基金を設立するという名目で、かなりの金額を巻き上げたと報道した。さらに、森井は RCMP とのコネを利用し

て、強制移動を免れたい人から便宜をはかると称して金を取ったともされた。森井の 150 名の「戦時保安委員会」委員の半数以上は日本国籍者、森井の子分、または息のかかった柔道の弟子だった。「連邦政府は二世と二世に同情的な友達による森井の糾弾をどうして無視するのか？RCMP はどうして森井を許容しているか？」とニューズ・ヘラルド紙は公式に森井を調査することを要求した。

日本のファッシスト団体の指導者が RCMP と BCSC と密接な関係を持っているという糾弾は深刻なので、公式な調査が行われた。ベレビルの判事 C.J.A.キャメロンによる裁判が 1942 年 10 月 30 日にバンクーバーで開始され、それから 23 日間、新聞は好奇心で舌舐めずりをするような態度の記事を熱心に掲載した。連邦政府上院議員ジョン・ワラス・ドベック・ファリスはニューズ・ヘラルド紙の弁護士を努めていたが、裁判に証人として出廷して、大げさな弁舌で裁判を面白くした。ファリスは森井をカナダに忠誠でもなく、正直でもなく、悪意に満ちていて危険な人物であり、自分の地位を自分の利益に利用しており、強制収容の必要がある人物だと呼んだ[30]。しかし、森井に対する嫌疑は裁判の最初から証拠不十分で追求不能になった。その上、キャメロンは RCMP が保管する森井に関する記録は公共の安全のために公開できないと判断した。

しかし、この裁判は日系人社会が森井に対して抱いていた恐れと敵意を明らかにした。森井がいろいろな顔を持つ人物であったことは確かである。森井は 1906 年に 16 歳でカナダに移住してきた。1921 年に一級殺人で起訴されたが、過失致死罪で執行猶予になったことがある。その後、昭和クラブの支配人になり、そこで行われていた賭博で生計を立てていた。真珠湾攻撃の前に森井はバンクーバーでしばしば行った演説で有名であった。森井は日本帝国の中国大陸侵略を、天皇を中心とする神の国が聖なる戦に従事しているとして擁護した[31]。森井は日本を訪問した際に、祖国会の全国会長と一緒に写真を写している。ニューズ・ヘラルドが第一面に使用しのはこの写真であった。森井はカナダ国籍や漁業免許を申請するに日系人を支援するとして、一人 4,000 ドルの斡旋料を受け取ったと言われた。第一次世界大戦中にプリンセス・パッツ出身のジョージ・ショウジ軍曹を自分の見解に反対したといって二回、暴力的に攻撃したとされた。

裁判で日系人の証人の一人になった BC 州協同連邦党党首ハロルド・ウィンチは次のように証言した。二世が数人訪問してきて、森井が連絡協議会で日系人社会を代表していることに激しく不満を漏らした。しかし、この二世たちは自分たちの生命が危険に晒されるとして宣誓供述書の作成を拒んだ。日本から帰国した宣教師のウィリアム・ノーマン牧師とノーマン・ブラック博士も証人になった。二人はバンクーバー領事協議会の会員であった。協議会は日系人の強制移動に関心を寄せ、二世から森井について聞いた罪状をまとめてマッケンジー・キングと法務大臣サンローランに送付した。

10 人の日系人が BC 州内陸部から証言のためにバンクーバーに呼び戻された。二世の一人で以前の JCCC 会員は次のように証言した。森井の陰謀で多くの日系人が夜中や早朝に叩き起こされて RCMP に強制移動のために出頭した。他の二世は森井の命令に背いたために森井の手下に暴力を振るわれた者がいたと証言した。

多くの二世にとって森井の裁判は有効な結果を生むには遅すぎた。実際、裁判は茶番劇だった。森井のテロリストのような行為やゆすりに対する証言は、確固たる証拠のない噂の類に過ぎなかった。小柄な森井は不可解な笑いを浮かべながら、すべての陳述を否定した。そして BCSC のための仕事は人道主義に基づいて行ったと答えた。

裁判で RCMP と BCSC は森井を支援した。BCSC 委員のミードは、BCSC は森井の連絡協議会から二世からは得られないような協力を得た。BCSC はその責任を果たすために日系人の協力が必要だったと述べた[32]。RCMP は二世の森井に対する嫌疑を中傷活動だと片付けた。また森井の日本に対しての愛国主義的演説は妨害工作でも反イギリス連邦的でもなく、ただその判断が寛大なだけであって森井の強制収容の理由にはならないと述べた[33]。RCMP が森井との関係を簡潔に要約した。「戦時にあっては RCMP はいろいろな人間を必要とする[34]」。

最終的にキャメロン判事は 98 ページの判決文の中で、BCSC が森井に依頼したすべてのことは疑いの余地なく正当なものであった、森井に対する嫌疑の大部分は証拠がないと結論した。またニュー・ヘラルド紙とバンクーバー領事協議会を、自分たちで得た情報を検証しなかったことと、社会の安全を管轄する政府機関の信頼性を傷つけたとして厳しく叱責した。キャメロン判事は森井と黒龍会との関係を裏付ける証拠は何も見つけられなかったが、RCMP に森井を強制収容するに足る証拠があるかどうか検証することを要請した。結局、キャメロン判事はどっちつかずだったのであろうか？森井は権力の手先それともスケープゴート、聖人もしくは悪党、脅迫者または博愛主義者のどっちであったのだろう。多分、森井はこれらの全てであったのだろう。

森井の裁判は戦時中に一般カナダ人が僅かではあるが日系人の強制移動に関心を示した唯一の機会であった。1942 年の荒涼とした秋と冬を通じて強制移動はすでに既成事実として進行していた。森井の裁判で交わされた森井が日本帝国の諜報網の一員であったというさまざまなどぎつい証言や中傷をすべて取り去ってみれば、裁判は結局 RCMP と BCSC が日系人の強制移動に用いた手段を正当化することになった。キャメロン判事は RCMP と BCSC が日系人の強制移動を「最も効率的に思いやりをもって」遂行したと称賛さえした。

バンクーバーの日系人社会ではさまざまな派閥による言い争いが起きていたが、RCMP に管理されたヘイスティングス・パークの仮収容所でも、BC 州のいろいろな場所から集められた日系人に不思議なことが起きていた。ヘイスティングス・パークは日系人の最初の一団が 1942 年 3 月 16 日に到着するわずか 1 週間前に、陸軍が監督する 200 名の兵士と民間人の手で人間が住めるように改造された。僅かな時間でヘイスティングス・パークは一つの村に改造された。公衆衛生施設、病院、店舗、郵便局、リクリエーション施設、食堂などが急遽整備された。ヘイスティングス・パークは 1942 年 9 月 1 日に最大の 3,866 名の日系人を収容した。そして、延べ 8,000 名余りが一時的に収容された。BCSC はヘイスティングス・パークを日系人を最終移動先に移動するまでの一時的な待機場所に設定した。しかし、実際は 10 ヶ月間使用された。

強制移動の全期間を通じて一番悲惨な目にあったのは、強制移動の初期に日夜を問わず RCMP にごく短い準備期間しか与えられずに、身の回りのものを最小限だけをもって家から追い出されて、見知らぬ他人と一緒にヘイスティングス・パークの家畜小屋に住むことになった人達だった。この人達がヘイスティングス・パークでやっと日常生活の最小限を満たす生活が出来るようになるまでに数週間掛かった。

ヘイスティングス・パーク外の日系人社会で派閥争いが起きていたように、どんどんと収容人数の増加していくヘイスティングス・パーク内でも日系人に問題が起きた。日系カナダ市民会議（JCCC）会員である二世は、森井の連絡協議会がヘイスティングス・パークの運営に影響力を持つことを非難し、「敵性国人」が連絡協議会に入っていることに反対した。しかし、JCCC の会員はヘイスティングス・パークの白人管理官からは問題を起こす連中と見なされていた。ヘイスティングス・パークが設置されてから 6 週間以内に、様々な教会とバンクーバーのボランティアグループの

援助で、ヘイスティングス・パークは日系人の強制移動の中継地点としての機能をある程度能率的に果たせるようになった。

しかしヘイスティングス・パークは疑惑、動揺、恨み、迫害されているという感情に満ちていた。狭い場所に監禁されてお互いの経験を語り合ううちに、益々これらの感情は高まり共通の敵を見つけて敵意の対象にするようになった。狂気じみた噂、凶悪な噂が飛び交い、ヘイスティングス・パークは陰鬱な雰囲気に支配された。家族の生活と資産の心配に他に、医療サービスが不足していること、賭博が横行していること、食事の質が悪いこと、プライバシーが欠如していることなどに不満が高まっていた。BCSC はヘイスティングス・パークを戦争が終了するまで維持するという噂も心配の種だった。しかし、ヘイスティングス・パーク外のバンクーバーの白人社会では、ヘイスティングス・パークの日系人は自分たちより良い食事をして、良い医療サービスを受けているという噂が広まっていた。

1942 年 3 月 17 日、BCSC はヘイスティングス・パークの全施設を改造して、BC 州のバンクーバーから離れたところの日系人も収容できるようにすると発表した。この発表は BCSC が日系人をいつ終了するか分からない戦争の終わるまで日系人をヘイスティングス・パークに拘禁しておくとい噂を生じた。二世の一人が次のように書いている。

> 将来が見えない不安と恐れが日系人女性を支配している。皆、口数が少なく、粗末なベッドに座って黙りこむか、ストーブの周りや食堂に集まって低い声で話している。

BCSC は「食料ビル」、「フォーラムビル」、「製造業ビル」などの施設を改造した。

ヘイスティングス・パークに到着する日系人はいろいな反応を示した。ある者は快活に何も気にしないかのようにふるまった。不機嫌で怒っている人もいた。しかし、大部分の人は問題を抱え混乱して様々な感情に苛まれていた。ヘイスティングス・パークには酔っ払い、賭博好きもいたが、多くの人は心理的に傷ついていた。何が起きているかわからず、何事にも無感動になっていた。しかし、従来どおりの宗教的礼拝を続け、コンサートを開き、会合に行き、どうにかして以前の生活の一部でも取り戻そうとした人達もいた。どの人達も白人の持つ日系人のイメージである狡猾で無慈悲で天皇を崇拝する狂信者とは違っていた。

バンクーバーの白人はヘイスティングス・パークの日系人は良い暮らしをしていると思っていたが、実際はバンクーバー市の生活援助プログラムで定められた最低限の生活水準で生活していた。収容者の多くは大量に一度に用意された食欲を起こさないような食事に文句を言った。台所職員は酷使に抗議して何回もストライキをした。1942 年 4 月 27 日には収容者の数人が朝食の薄くてべとべとした粥を不満として食堂で座り込みをした。BCSC の公式報告書「日系人の保護地区からの排除」には次の記述がある。「日系人はヘイスティングス・パーク滞在中に食事に関する大切な知識を習得した。BCSC は適切な食事とはどんなものなのかを日系人に教育する努力を惜しまなかった[35]。」もしこのとおりであれば、食堂の料理人はヘイスティングス・パーク開設中に１食当たり 9.33 セントで 1,542,871 食を料理するための努力を称賛されるであろう。

ヘイスティングス・パークは生活を中断されて中途半端な状態の人達で一杯になった。BC 州の保護地域から来たいろいろな職業の人が狭い所に一緒に押し込められていた。皆が辱められ侮辱されたと感じていた。日系人に大切な礼儀作法を守って生活するプライドも失っていた。日系人のプライドは自分個人と家族に安全な家を持っていること、職業、家庭、隣人社会で安定した人間関係を持っていることに依拠していたが、全てが一瞬で壊されてしまった。その上、強制収容に直面してそれまでの過去の辛い経験や心配がまたよみがえってきた。これらは全て政府に対する敵意になっ

た。過去の経験が将来を考えることを妨げてしまった。一部の日系人は戦争は短期で日本の勝利に終わり、その時は日本政府が自分たちの辛い経験を償ってくれるという噂を信じていた。しかし、それ以外の人達は人生の目的を見失った生活をヘイスティングス・パークで送っていた。

ヘイスティングス・パークの家畜展示用ビルを改造した宿舎が日系人の状況を象徴していた。このビルからは、いくら壁をきれいに塗り床を消毒しても、屠殺場に送られる前の何千頭という肉牛が過去に入っていたいうイメージを拭い去ることが出来なかった。血、尿、糞の匂いが残っているようだった。家畜を入れた囲いを改造した宿舎に入った日系人は、「私達はまるで肉牛の群れのように宿舎に追い込まれた」と自分たちの気持ちを表現したが、これは比喩ではなくて現実そのものだった。

1942 年 6 月 6 日、既に女性と子供の小さなグループが BC 州内陸部のゴーストタウンに送られていたのに、大部分の日系人家族の移住先はまだ決まっていなかった。6 月 16 日、連邦政府労働大臣ハンフリー・ミッチェルは連邦議会下院で 7,500 名の日系人女性と子供をアルバータ州ウィリアムズ・レーク、エドモントン、セント・アルバータ、マニトバ州エルクホーンのカナダ先住民寄宿学校の建物に収容することができると答弁した。しかし、それから 2 週間後にミッチェルは既に BCSC が計画を持っているので寄宿舎学校利用計画は破棄すると発表した。

1942 年 7 月 1 日、BCSC はついに日系人の移動先を発表した。BCSC が BC 州内陸部のゴーストタウンの住居を拡張し、道路建設現場の成人男子がゴーストタウンで家族と一緒に生活して良いとした。スローキャンでは直ちに仮のテント村が建設され、2 家族用の 3 間の家の建設が終了するまで日系人家族を収容した。

この発表を政府との協力を主張する人達は歓迎して次のように述べた。

> この発表は数ヶ月前に政府がした約束を実行したもので、我々日系人は政府に協力すべきだという立場を正当化するものである・・・我々全てとって実行可能な最適な政策である・・・我々の中にはヒステリーになって、法と秩序を損なう行動を主張するものがいたが、このような行動がまったく必要ないことがわかった[36]。（目次に戻る）

第１１章　　追放　（第１１章注に行く）

ここではあなたは自由です！

自由に生き、平和に気持ちよく働けます。自由に夢を見て、自由に将来を計画できます。無慈悲な法令はありません。所持品の没収も苦しみもありません。理由もなく理不尽に投獄されることもありません。そうです、カナダではあなたは自由です。

戦勝公債を買って、早く戦争に勝利しましょう。

1943 年 10 月 23 日の勝利公債の広告

日系アメリカ人は砂漠地帯の収容所に入れられた。収容所は有刺鉄線で囲まれ、軍警察が監視塔で監視していた。これに比べると BC 州内陸部の日系カナダ人収容所はまったく異なった環境に設定された。周囲を山に囲まれ、松やコットンウッドの樹木が高く伸び、緑に覆われた谷間に道が刻まれ、湖、小さな谷、川が森林に覆われた大地に点在していた。スローカン・バレーのゴーストタウンに到着した日系人は突然、未開拓地のリゾート地に着いたように思った。夏の休暇に最適な土地のようであった。ゴーストタウンには銀、鉛、亜鉛鉱石の探鉱者が賭博場、バーで浮かれた面影が残り、安普請のダンスホールの廃墟では 1896 年当時のダンサーの声が聞こえるようであった。1898 年のニュー・デンバー・レッジ紙には次のような記事が載っていた。

> この美しい土地には至福の時が待っている。騒音も疫病も争いも問題もなく、またカネもまだない。巡礼者よ、来たれ。この地に比肩するところは天国しかない。我が新聞社が夢のように一生を過ごせるのはここしかない[1]。

しかし、ここで夏の長い休暇を過ごすことと、実際に何年も生活するのは別のことであった。内陸部の全ての収容所は心理的には人の目をごまかすような素晴らしい自然環境をもっていた。雄大な自然とロマンチックとも言える歴史が、実際は劣悪な生活環境をキャンディーの包み紙のように覆い隠していた。

1942 年冬までにこれらの収容所を政府は内陸部居住センター、再移動センター、内陸部居住地などと呼ぶことにした。これらの良い呼び方は、クーテネイ・バリーの施設が居心地の良い、落ち着いた、世間から離れた生活環境を思わせるが実際は違っていた。二世は単に収容所または強制収容所と呼んだ[2]。収容者の一番多かった 1943 年春には、12,177 名の日系人が強制的に拘束され、裁判もなく、最低限の生活環境で、将来どうなるか知らされないまま、これらの施設で暮らした。日系人は強制収容で屈辱感をいだいた上に、カナダ市民としての権利や恩典を剥奪されてますます苦境に追い込まれた。しかし、これらの収容所をダッカウやトレブリンカ、それに米国の 10 の日系アメリカ人収容所になぞらえて強制収容所と呼んだり、ヨーロッパやアジアの捕虜収容所と同じように監獄収容所と呼ぶのは大げさである。しかし、監獄との共通点はあった。政府関係者がこれらの施設をいろいろな名前で呼んでごまかそうとしても、日系人が自分の意思に反して収容されていることは隠せなかった。そしてカナダ政府が日系人に対しておこなっていることは、はカナダが戦っている敵国が自国民の自由、平等、民主主義を蹂躙しているのと同じであった。

当初、BCSC は内陸部の収容所に 7,500 名余りの女性、子供、高齢者を収容する予定であった。1942 年 4 月 21 日にグリーンウッドに、空き家を修理して収容所にするために一世と二世男子が到着したが、これがこれから後に続く混乱した日系人の BC 州内陸部移動の第一陣であった。4 日後にスティーブストンから 70 名の女性と子供がグリーンウッドに到着した。5 月 11 日にウッドファイバー、ブリタニア、ニュー・ウェストミンスターの 150 名の男子がバンクーバーを出発して、カス

ローに向かった。カスローは収容所に指定された 2 番めのゴーストタウンであった。5 月 21 日までに全部で 1,021 名の日系人大工、配管工、電気技師がグリーンウッド、カスロー、ニュー・デンバー、スローカン・シティー、サンドンの 5 つのゴーストタウンを生活可能にするために働いていた。

1942 年 6 月 24 日になってやっと BCSC はスローカン・シティーとタシミに 2 家族、それぜれ 8 名が入れる住居の建設計画を発表した。これから 1 週間後、BCSC は同年冬までに道路建設現場で働く既婚男子が家族のもとに帰って一緒に生活して良いと発表した。

1942 年春に少人数で始まった日系人の BC 州内陸部への移動は、夏の終わりまでに本格的になった。カナダ・パシフィック鉄道（CPR）とカナダ・ナショナル鉄道（CNR）の特別列車が最大 250 名を乗せて、毎日、ヘイスティングス・パーク、バンクーバー、フレーザー・バレーから収容所に向かった。。バンクーバーからスローカンまでは 465 マイルあり、日系人は旧式な旅客列車の硬い椅子に座り、24 時間の長旅を我慢した。スローカンの北 20 マイルにあるニュー・デンバーに行く人は、この最後の 20 マイルをトラックに乗り、スローカン湖に沿って走る曲がりくねった道を通って行った。。

成人は一人 150 ポンド、12 歳以下の子供は一人 75 ポンドの荷物しか収容所に持っていけなかった。そして一家当たり 1,000 ポンドが荷物の限界であった。この荷物には個人用の日常品、台所用品、毛布、衣服、マットレスが含まれた。足踏みミシン、小さな料理用ストーブ、それと 3 日から 4 日間の食料を持っていくことを勧告された。BCSC は１人１日 1 ドルを食糧費に支給した。限度以上の荷物を運ぶには特別な許可が必要で、また料金を払わなければならなかった。

これら 6 ヶ所の収容所は、最盛期にはバンクーバー地区の戦前の日系人全てに匹敵する数の日系人を収容した。1943 年 4 月 1 日現在、スローカン・バレーには周辺のベイ・ファーム、ポポフ、レモン・クリークを含めると 4,764 名の日系人がいた。内訳は、ニュー・デンバー（ロースベリーを含めて）に 1,701 名、グリーンウッドに 1,203 名、カスローに 965 名、サンドンに 920 名であった。この他にホープの近くのタシミに 2,634 名がいた。1 年後にこれらの収容所の収容人数は 812 名減少した。新しく BCSC 総監督管になったジョージ・コリンズが 1942 年 12 月に、収容所の日系人を 1943 年から平原州と東部カナダに再移動する政策を公布したが、その効果は少なく、収容所に残る人が多かった。実際、1944 年末までにロッキー山脈以東への再移動はほぼ止まってしまい、収容所に残った多くは、戦争が終了するまで収容所に留まっていようと考えていた。しかし、状況は連邦政府が日系人の日本送還計画を発表して変化した。太平洋戦争は 1945 年 8 月に終了したが、1946 年 1 月の段階で収容所にはまだ 9,658 名が残っていた。そして同年夏までに 5,595 名に減少した。1947 年末までに更に 900 名まで減少した。その多くはニュー・デンバーに残った高齢者、障害者、結核患者とその家族であった。

内陸部の収容所は初期のヘイスティングス・パークの仮収容所のようであた。BCSC はこれらの収容所を十分に整備しないままに日系人の移動を始めた。日系人は大工、配管工、管理官が施設の準備を終了する前に到着した。何列もの簡易住宅が建設されたが、それでも移動してくる日系人の全てを収容するには十分でなかった。例えば、スローカン・シティーでは 7 家族総勢 21 名が 6 部屋の住居に押し込められた。その内の一部屋で一家 6 人が 2 段ベットに藁のマットレスを敷いて寝た。これら 7 家族は 9x12 フィートの台所を共有して薪ストーブで料理した。仕切り板を取り外して部屋を一次的に大きくし、ベットを食卓代わりにして食事をしなければならなかった。

しかし、スローカン・シティーのゴーストタウンに移動した人はまだましな方だった。1942 年 10 月半ばでも、まだ 1,200 名余りがスローカン・シティーの周辺部の村や、スローカンから 1.5 マイル南のスローカン・ネルソン道路沿いにあるポポフで、数週間もテントや荒廃して雨漏りのするアイスホッケー場で、日中は熱くてじりじりと焼けつくような生活を続けていた[3]。雨の夜はジメジメしたベットで、時には雨を防ぐために帽子をかぶって寝た。電気も水道もなく、簡易トイレを使い、混雑した食堂で食事をした。ここから更に 7 マイル南に離れたレモン・クリークでは、水は毎日トラックで近くの小川からそれぞれの家に配達された。風呂を使用するにはスローカンの共同浴場まで出かなければならなかった。しかし、スローカンの垢でいっぱいの共同浴場に行く人は少なかった。自分たちの風呂をつくるまで風呂に入れなかった。

1942 年 11 月半ばまでに２家族用の簡易住居が完成して生活環境は改善し、太平洋沿岸地域からの移動はおおむね終了した。食堂は独身男子用を除いて閉鎖し、日系人はそれぞれの家庭で食事をするようになり、一応の「通常の」家庭生活を取り戻した。しかし、この「通常の」生活はランプとロウソクを灯し、家庭用水は家の外の蛇口から取り、2 段ベットに寝て、生木を燃やして暖を取り、湿っぽい壁に悩まされ、質素な雑貨屋で日用品を購入し、共同浴場で風呂に入る生活だった。

以前は果樹園や放牧地だった所に何列もの簡易住宅が並んだ。外側の壁と屋根は板を重ね合わせてあっただけで、断熱材は使用していなかった。家の外は消毒用の強い石灰の匂いがした。家の中の家具はストーブ、机、マットレスと椅子だけだった。家に付属した小さな家庭菜園を皆が熱心に世話したが、周囲の堂々とした自然環境の中に点在する簡易住宅はいかにも貧弱であった。家の面積は１４x２４フィートで、３つの部屋（寝室、台所・食堂・居間、寝室）に仕切られていた。１家族がそれぞれの寝室に寝て、中央の台所・食堂・居間を共同で使用した。この２家族はまったくの他人である場合が多かった。家族は２は名から６名であった。新しく建てられた簡易住宅の他にも古い住宅を改修したものホテルなどがあった。どの種類の住宅にも多すぎる人数が入っていた。1943 年の冬になって、やっと雪と雨が吹き込むのを防ぐために板張りの外壁にタール紙を貼り付けた。ニュー・デンバーでは屋根を覆うために杉のこけら板が支給された。

BCSC がこれら 6 ヶ所を収容所に選んだ理由はいくつかあった。先ず、これらの場所には白人がごく少数しか住んでおらず、土地の有力者が BC 州の他の場所とは違い、地域経済の活性化のために日系人の流入を歓迎した。グリーンウッド町長 W.E.マッカーサーが調べると、町の 150 人の白人の内、日系人を快く思わなかった人は 4 人だけだった。この 4 人も町長が日系人はしばらくの間だけ町に住み、戦争が終了すれば日本に送還されると公式に述べたので納得した[4]。

BC 州内陸部の大きな町は日系人の受け入れに反対した。例えば、オカナガン・バレーのケローナは、町の果樹園と農業が深刻な人手不足だったのに日系人の受け入れを拒否し、もし日系人が来れば住民が暴徒化して日系人を襲うとまで言うものがいた[5]。土地の政治家は、BC 州政府農業大臣 K.C.マックドナルドのように、日系人を誹謗した。「日系人はカナダ社会に同化できない。もし、日系人を受け入れれば、追い出すのは難しくなるだろう[6]。」グランド・フォークスのギャゼット紙は、一面記事の見出しに「ジャップを追い出せ」と書いた。この記事によれば、オカナガン・ミッションの農家が日系人二人を雇うと、誰かがすぐにこの農家へ通じる道の入り口に、「ジャップを追い出せ」という張り紙をした。戦前にこの地域に住んでいた日系人は、ケローナの繁華街を歩かないように、もし必要なら月曜日だけ行くようにと忠告された。ケローナでは大規模な集会が開かれ、オカナガン・バレーを保護地域にして日系人の居住を禁止するようにという嘆願書を連邦政府に送った。この後、オカナガン・バレーの農家は人手不足から何百人という日系人を果樹園労働に雇うことになるが、悪意に満ちた人種差別は続いた。特にケローナでひどかった。

ケローナはカナダ各地の町の排日感情を象徴する存在だった。エドモントン、カルガリー、レスブリッジ、セント・キャサリーン、オシャワ、トロントなどの町は、日系人を追放するか、現在居住している以上の日系人の受け入れを拒否した。ケローナは連邦政府の日系人移動政策を、潜在的な妨害工作者や、カナダに望ましくない敵性外国人を、自分たちの町に押し付けるための政策だと考えた。そして、日系人を強制収容所に入れて、農園で働く時以外は銃を持った監視員に見張らせなければ日系人は受け入れないと宣言した。1942 年 4 月に 141 名の日系人がオカナガン・バレーに移住すると、ケローナ市議会は日系人がオカナガン・バレーから出なければ、日系人の住居の電気と上水道を停止すると脅かした。移動の途中に一晩だけケローナに滞在した日系人一家がいたが、町は 12 時間以内に町を出るように通告した。排日感情を先頭に立って扇動した「ケローナ・クーリア」紙は次のような記事を掲載した。

> 日系人がケローナに存在することは、我々に対する侮辱であり、我々の鼻を傷つける悪臭である。日系人の存在を擁護するどんな専門的、法律的、経済的考慮も、日系人の完全な排除の妨げになってはならない[7]。

地域の中国系カナダ人農家も、日系人を雇うことは自分たちを侮辱することなので、日系人を雇うくらいなら、玉ねぎの収穫を全て失うほうが良いと言った。

このような事情で、ゴーストタウンは地理的に孤立していて人種的反対も比較的少なく、日系人の移動場所としては最適であった。カナダ西部開拓時代の鉱山町サンドンはバンクーバーから東に 500 マイル、セルカーク山脈とパーセル山脈の中間にあり、1890 年代に銀と鉛鉱石の発掘で栄えて以降、忘れられていた町だった。深い谷の中腹の狭い道路と CPR の支線で外界と結ばれていた。CPR の支線は鉱山の最盛期に、CPR と K&S 狭軌鉄道が鉱石の運搬のために競って敷設したものだった。最盛期には 20 のホテルと酒場、２つのビール醸造所、オペラハウス、7 つの売春宿、一軒の雑貨屋があり、長さ 7 マイル、幅はせいぜい 2 街区しかない狭い谷間に、これらの施設が山に囲まれて点在していた。日系人が到着した時には、町は長年の土砂崩れで狭くなっていた。町にはカーペンター・クリークという急流の小川が流れていて、自然の下水道の役割をしていた。日系人労働者が住居の修繕に到着した時にはまだ 55 の建物が残っていた。中には長いバーと大きな鏡のある酒場もあり、鉱山の最盛時には 7,000 人の坑夫がポーカーで一晩に 10,000 ドルから 15,000 ドルを勝ったり負けたりした。町には十分な電気の供給があった。1896 年に設立された発電所の二つの発電機が 78 歳のジョニー・ハリスの手で維持されていたからだった。ハリスは昔から町に住んでいる 20 人の白人の一人だった。町から 1 マイル離れた所に 93,000 平方メートルの農場があり、日系人移住者の自給自活を支えた。

サンドンはハリウッド西部劇セットの遺物のようであった。ゴーストタウンのサンドンには鉱山時代からの生き残りの人達がまだ住んでいた。この人達がゴーストタウンのゴーストだった。また、町の屋根の上を昔の人の魂が火の玉になって飛んでいるのを見たという人もいた。日系人はサンドンについてバンクーバーでいろいろな噂を聞いていた。冬は長い夜が続く急峻な山に囲まれた狭い谷間、もし息を吐けば寒さで氷になってしまう、などであった。1942 年 6 月 10 日、70 人の最初の日系人の一団がサンドンに到着した。皆が噂には聞いていたゴーストタウンを見て、荷物のケースケースに腰を下ろすと意気消沈して「何という所だ、全くなんというところだ」と叫んだ[8]。

サンドンの自然環境は誰にでも同じであったがその印象は異なった。一世の１人がバンクーバーの友人に次のような手紙を送った。

> ここはとても良いところです。私達はがっかりしていません。ここに来る時は魚の干物や福神漬のような日本食品を持ってくるとよいです。町の店は日本食品を売っていません[9]。

グリーンウッドの一世の女性は次のように手紙に書いた。

> 子どもたちはとても楽しそうに飛び回っています。年取った女性は散歩に出かけて花を摘んできたりしています。私はよくここのティンエージャーの女の子のことを思っています。皆いつもニコニコしていますが、笑顔の後ろにたくさんの失った夢が隠れているようです[10]。

クータナイ・レークのカスローに長旅で疲労困憊して到着した一世の女性は、駅に迎えに来る親戚や友達が一人もいないことに衝撃を受け急におかしくなって取り乱した。

全体として見れば、BC 州内陸部収容所の生活はまったく我慢できないというものではなかった。我慢できないことは物理的な環境ではなくもっと深いところにあった。サーレーから移動して来た一世の農民の皺だらけの顔にそれが読み取れた。ビクトリアで八百屋を経営していた未亡人にも、オーシャン・フォールズのパルプ工場で働いていた一世一家の二世の適齢期の娘にも、トッフィーノの二世の漁師にも見て取れた。「どうして？どうしてこうなったのか？これは一体何なんだ？」

バンクーバーに１番近かった収容所は、ホープの町から南西に 14 マイル、バンクーバーから車で 3 時間の所にあるタシミ収容所だった[11]。ホープは保護地域のすぐ外側にあり、主要３鉄道路線とカリブー・ハイウェイが町を通っていた。タシミはカスケード山脈に囲まれた広さ 280 万平方メートルの A.B. トライツ農場の中にあった。連邦政府が農場を１ヶ月 500 ドルで戦争中は借りていた。他の収容所と違い、タシミは白人の管理員のほかは全て日系人の収容者であった。1942 年 9 月 8 日、最初の日系人が到着した時に、タシミには 14 列の掘っ立て小屋同然の 350 の家屋、38 の部屋（一部屋に 8 人が入居）に改造された大きな納屋が準備されていた。タシミ（Tashime）の名前は BCSC の三人の委員の姓の最初の二つのアルファベットを組み合わせたものだった、Taylor, Shiras, Mead である。

最初、タシミはホープ・プリンストン高速道路建設に従事した 500 家族を収容するのが目的だった。これらの日系人の大部分が日本国籍保持者だったのは、タシミが保護地域と主要な交通網に近いことを考慮すると、連邦政府の国家の安全のために日系人を強制移動したという理由と矛盾する不思議な場所に作られた収容所であった。

日系人収容所は辺鄙な所にあり、自然環境も厳しかったので、有刺鉄線柵や監視塔の必要はなかった。しかし、収容所には RCMP 詰め所があり、人の出入りを監視していた。RCMP の許可なしでは出入りできなかった。RCMP が治安規則を執行した。16 歳以上の日本人種は RCMP に登録が義務付けられ、指紋、写真、登録番号のある身元証明書を携帯した。この身分証明書の携帯は戦後の 1947 年 1 月 23 日まで続いた。16 歳以下の子供は両親の記録に登録された。

最初、BCSC はその規則 36 号によって、日系人の旅行は全て RCMP または BCSC の許可が必要とした。しかし、1943 年 8 月 1 日以降、この規則がすこし緩やかになり、次のような旅行は RCMP の許可だけで可能になった。（１）保護地区への出入り、（２）他の州への旅行、（３）住居の変更、（４）BC 州から 50 マイル以上離れたところへの旅行または 30 日以上の旅行[12]。しかし、旅行が終了次第、旅行許可証は最寄りの RCMP 詰め所に提出することが義務付けられた。これにより RCMP は全ての日系人の現在の居住場所を把握できた。

いろいろな事態に対応するために規則が次から次へと作られた。1943 年 1 月、道路建設で働く独身男子が家族を 2 週間訪問することを許可された時は、訪問終了後「直ちに問題を起こさずに」道

路建設キャンプに戻る命令が出された。また、独身男子はBC州内陸部の収容所にいる間は結婚することを許可されなかった。結婚して新婚の妻の所にとどまり道路建設キャンプに戻らないことを危惧しての処置であった。

収容所の新しい住居は急いでいい加減に作られた。また、古い建物の改造も投げやりだったので日系人は最初の冬を過ごすのに大変苦労した。日系人の多くは気候の温暖な太平洋沿岸部から移動してきたので、BC州内陸部の摂氏マイナス25度にまで寒くなる冬はショックであった。最初の冬の降雪量もしばらくなかったほど多かった。スローカン・バレーでは朝起きると住宅の横に1.5メートルの高さの雪の吹き溜まりができていることもしばしばあった。生木で建設された簡易住宅は冬の厳しい寒気と湿気を防ぐことができなかった。室内の暖房は2家族共同の台所の薪ストーブであったが、生木の薪は燃えにくく、なかなか暖がとれなかった。

冬には水道管は氷結し、外壁の板張りの隙間から湿気が浸透して氷になって部屋の壁に張り付いた。翌年の冬までに簡易住宅の修繕がおこなわれたが、粗末なことにかわりなかった。そして、修繕も改善も日系人自身が自分たちで費用を捻出しておこなった。収容所から少しづつカナダ東部に移住する人がいたので、住宅の過密状態は少し緩和された。しかし、住宅が狭く、プライバシーのない状態は続いた。

BCSCは日系人の最初の一団が収容所に到着する前に、強制移動政策を細部まで計画しておくべきであった。BCSCが日系人の移動と収容の責任を受け持ったときに、日系人をどうするのか？戦争終了まで監視つきの施設に収容しておくのか？それとも、保護地域から移動する限りどこに移住してもよいことにするのか？両極端の中間のどこかの政策を取るか？これらの問題を解決しておくべきだった。

政府機関は日系人がロッキー山脈以東に再移住して仕事を見つけ自立して欲しいと考えていた。しかし、再移住をいろいろな規則で規制してしまった。そして、カナダ東部へ再移住する日系人を仮釈放中の囚人と同じように扱った。日系人は市民権を制限され、不動産を買うことも借りることも、商売を始めることも制限された。この再移住計画はBCSCの最初の委員たちが考えた政策ではなかった。1943年春から始まったものだった。日系人の収容が終了した後で、収容所を運用する政策を考慮しようとしても連邦政府には前例がなかった。また収容所の運用は複雑で、戦争中も戦後も日系人政策の重要点や優先順位がしばしば変更された。

日系人政策の基本は1942年3月に発布された内閣令1665号で規定された。BCSCは日系人に「住居、食事、一般的な生活サービスを提供して日系人を保護する」であった。後に連邦政府労働大臣ハンフリー・ミッチェルは連邦議会で、BC州選出議員の政府は日系人をただちに収容して監視すべきだという要求に対して次のように答えた。「連邦政府はカナダの真の伝統に従い、日系人を民主的に取り扱う。」しかし、連邦政府にはこの約束を守る意思はなかった。また、収容所の日系人の生活を気持ちの良いものにして、日系人が戦争中収容所でのんびりと暮らすことを許可する意図もなかった。

日系人を戦争中ずっと収容所に隔離しておくことは、当初、どの政府機関の計画にもなかった。また、国家の安全のために必要だとして正当化することもなかった、強制収容は次の政策が作成されるまでの一時的な対策であった。当初、強制収容は日系人を保護するための拘束と考えられた。しかし、大多数の日系人は体力的、感情的、経済的、文化的、地理的に、自分たちで仕事と住居を見つけて移動することが出来なかった。2,000人余りの日系人が自発的に太平洋沿岸地域を離れて

カナダ各地に移住したが、移住先で排日感情から逃れられなかった。このような事情から日系人を収容所に長く留めておくことが唯一の解決策になった。

日系人を収容所に勾留しておくことは、太平洋沿岸地域からの排除とカナダの他の場所への再移動の間の一時的な処置となった。しかし、政府はこのことを明確に日系人に説明していなかった。

BCSC は当初、自分の家から追い出されて仕事を失った日系人に、以前の生活に替わる生活手段を提供する計画を立てていた。日系人の農業コミュニティーを作って自給自足を目指すという計画であった[13]。こうすれば連邦政府の経済的負担も軽減した。しかし、この計画は真剣に検討されず立ち消えになった。日系人は収容後、収容所の建設と修繕、燃料にする樹木の伐採、住居の維持管理に必要な電気工事、配管工事、大工仕事、病院、学校、福祉事務所の職員の仕事に就き、自立していると考えられたが、賃金は連邦政府から出ていた。スローカン・バレーの日系人農業コミュニティーでは 1943 年に延べ 100 人余りが働いていた。カスロー、タシミ、ニュー・デンバー、スローカンでは BCSC が森林の伐採許可を得て、900 名余りの日系人が伐採と製材に従事した。1943 年には日系人が生産した薪のおよそ半分は、燃料不足の BC 州の市町村に供給された。しかし、この事業も翌年にはなくなった。

収容所の生活は肉体的に厳しく、いろいろなものが不足していたが、入所当初は大多数の日系人は BCSC の命令に協力的であった。収容所で「良い暮らし」が出来るのではないかと期待した。入所当初はすることが多く、自分たちが不正義と迫害の犠牲者であるという意識を弱めることが出来た。しかし、数ヶ月もすると、収容所での日系人の雇用が意図的に削減されているということに気づき、政府に対する潜在的な敵意が燃え上がった。

BCSC は医療サービス、燃料、住宅、中学 2 年までの学童の教育の責任を負った。連邦政府は住宅の修繕、木材の伐採、その他の戸外の労働に 1 次間 22. 5 セントから 40 セントを支払った。専門職と屋内の仕事は毎月の給料が 30 ドルから 75 ドルであった。医者と歯医者は例外としてもっと高い給料もらった。日系人はこの収入で地元の商店から日常品を購入した。他の土地で買うより割高だった。両親はこの収入では十分な食事を子供たちに与えれられないと激しく不満を訴えた。

高齢者や身体的な理由で労働の出来ない人には、BC 州の生活保護基準に従って生活保護費が支払われた。例えば、3 人家族には毎月 29 ドルが支払われた。この収入を食料と衣料に使った。しかし、生活保護は仕事や貯金からの収入がまったくない人に限られた。収入の少しでもある人には生活保護費が減額された。収容所の日系人の 26 パーセントが全額または減額された生活保護費を必要とした。しかし、次の 2 年間でさらに 20 パーセントの人が生活保護を受けた[14]。日系人の貯蓄は底をつき、収容所の建設工事はなくなり、いろいろなプレジェクトが中止になった。技能を持つ人は仕事を求めて収容所を出ていった。

戦前の日系人社会では生活保護を受けることは不面目で恥ずかしいこととされていた。しかし、今は当然のことと受け取られた。福祉サービス業務は難しい仕事になった。大勢の日系人の生活が本当に厳しくなり生活保護を必要とした。そして、この人達からの不平の訴えが増加してきた。

最初の 2 年の会計年度に、連邦政府は強制移動プログラムに全額で 4,291,505.17 ドルを使った。次の会計年度は 2,598,567.44 ドル、そして 1944－45 会計年度は 1,992,246.45 ドルに減少した。ヨーロッパ戦線が終了し、日本の敗北も近づいてきた 1945 年 4 月 1 日までの 1 年間は 8,882,319.06 ドル、そして次の 2 会計年度は総額 5,061,836.49 ドルであった[15]。この内、1,131,731 ドルが日系人の日本送還の費用であった。これらの支出はカナダの何十億ドルという戦争経費に比べれば微々たるものだった。実際、第二次世界大戦中のカナダの年間戦費の 0.001 パーセントが日系人政策に

支出された。勿論、日系人の強制収容がなければ、終了後は価値のない収容所を建設し維持する費用、日系人を収容所から他に再移動させるための費用は他の用途に使うことができた。もし RCMP が潜在的にカナダに忠誠でない日系人を調査して拘束したならば、その経費は保護地域の全ての日系人を強制収容する経費に比べてまったく少額であったであろう。日系人を家から排除し、収容所に拘束し、他の場所に再移動し、日本に送還した全経費は 15,256,403.55 ドルにのぼった。

収容所の仕事の賃金は安く、多くの日系人は生活を支えるために自分たちの資産を取り崩していかなければならなかった。そして、政府が支給しなければならないようなものに、蓄えを使うことを心配した。日系人の蓄えは戦前質素な生活をして将来に備えて貯めたものだった。自分たちが望んだわけでもない収容所の生活を、自分の資産を使って支えなければならないことに日系人は憤った。今までかろうじてカナダの民主主義を信じていた日系人もいたが、1942 年始めに連邦政府が 3 百万ドルの価値のあった日系漁民の漁船を勝手に売りさばいてしまったことに続き、1943 年 1 月 19 日に内閣令 469 号により、日系人の全ての資産を強制的に売却すると公布したことによって、日系人の連邦政府への信頼は完全に潰えてしまった。それまで、日系人は連邦政府が自分たちの資産を保護していると信じていた。丁度、日系人が収容所の新しい生活に対応していこうと思っていたときに発表されたこの政策は、日系人の連邦政府に対する敵意と反抗心を増長した。

日系カナダ人は連邦政府を恨んだが、日系アメリカ人がマンザナー、ポストン、チュール・レークの強制収容所で起こしたような明らかな反抗行動は起こさなかった。しかし、自分の中でくすぶっている恨みに精神的に傷つき、内に隠された怒りはますます激しくなっていった。政府が強制的に売却した日系人資産の収益は、バンクーバーの敵性外国人資産管理局（CEA）が管理した。皮肉にもこの収益を日系人は収容所の生活費に当てることになった。日系人は CEA が管理する自分の口座から毎月一人 100 ドルを引き出すことができた。但し、戦争終了後の出費に備えて大人一人あたり 260 ドル、子供一人当たり 50 ドルは口座に預金しておくことが決めれられていた。

日系人の自活と雇用について皮肉な出来事が二つ起こった。BC 州では日系人は「BC 州連邦政府所有林法（B.C.Crown Timber Act）」により、連邦政府が保有する森林で働くことが禁じられていたが、この法令が 1943 年 2 月に一時的に停止された。BC 州では連邦政府所有林で働く採伐、製材労働者不足が深刻になり、業者が連邦政府に陳情して日系人の雇用を許可させたのだ。業者は経済的利益を排日感情より優先させた。BC 州議会は日系人を雇用すると山火事の危険があると反対したが、連邦政府に受け入れられなかった。

同月、連邦政府は「国家選択サービス（National Selective Service：NSS）」をカナダ生まれの日系人と帰化日系人に適用することを決定した。これまで、連邦政府は国籍によらず人種に基づいて収容所に入れられていた日系人に対しては、政府の命令によりカナダ人は東部カナダの戦時の労働不足を補うために働くというこの法令の適用を免除していた。1943 年 2 月 5 日に発布された内閣令 946 号は、連邦政府労働大臣のハンフリー・ミッチェルに「カナダ全地域の日本人種をいつでも、カナダのどこへでも、どのような方法でも移動させる権限」を与えた。これにより労働省は NSS を未婚二世と帰化一世に適用することが可能になった。この内閣令はミッチェルに「適時、日本人種の居住地域を決定できる」権限も与えた。

日系人は連邦政府所有の森林で働く機会が出来たことを歓迎した。この仕事では家族から長く離れる必要がなかったからである。しかし、NSS には精力的に反対した。すでに強制収容されている日系人に NSS を適用することが正しくないという理由の他に、様子の解っている収容所を離れて未知のカナダ東部へ移動することを嫌ったこからでもある。NSS の強制労働配置が BC 州内陸部収容所の男子にまで拡張され、同時に独身男子は BC 州で仕事に就くことを禁止するという発表があると、

日系男子の中にはNSSの書類を破り捨て、RCMPから逃れて収容所の住居を転々として身を隠す者も出てきた。結局、２つの二世グループの総勢40人だけが説得されてオンタリオ州の採伐現場に向かった。

数カ所の日系人収容所で大集会が開かれ、ミッチェルと連邦政府高官に請願書を電報した。請願書の一つは次のように日系人の立場を述べている。

（１）我々は日本人種であるという理由だけで、国籍と関係なく収容所に拘束された。それなのに連邦政府は現在、我々はカナダ市民だと言う。（２）BC州には就業の機会がある。なぜ我々の就業を許可しないのか？（３）なぜ我々自身で東部カナダの仕事を選択出来ないのか？（４）これらの規則の適用を我々のカナダ市民としての地位を明確にするまで延期出来ないのか？連邦政府の態度を二世の一人が的確に表現している。「勿論、われわれはジャップだ。そして、連邦政府は自分たちに都合の良い時だけ我々はカナダ人だと言う。」

ここで不可思議な矛盾が生まれた。敵性外国人である一世のほうが、二世や帰化二世より生活が安全で安定していた[16]。敵性外国人である一世は戦時中の条約により、カナダのスペイン領事館と国際赤十字の保護下にあり、またNSSの適用も受けなかった。このことに付いて二世は次のような主張をした。「連邦政府は日系人二世の強制収容は国家の安全のためという名目で行なったが、NSSはカナダ市民の基本的権利を蹂躙して仕事と住居を強要している。しかも、軍事的必要性はBC州の保護地域以外には存在しない。」この結果、二世は収容所の管理官の期待を裏切り、NSSによる収容所以外の雇用と住居の機会を、自分たちのカナダ国籍への褒章ではなく罰だと受け取った。

政府関係者は日系人は収容所で生活している間に、目に見えて健康状態が向上したと主張したが、収容所では伝染病の流行がなかったという以外、健康が向上したという何らの証拠も示さなかった[17]。確かに腸チフス、天然痘、ジフテリア、百日咳の流行はなかった。連邦政府は収容所で日系人が医療サービスや介護が不充分で死亡することを恐れて気をつけていた。このようなことが起きれば、日本政府が日本の勢力下にある地域のカナダ市民やカナダ人戦争捕虜を厳しく取り扱う言い訳を与えると考えたからである。病院施設がタシミ、グリーンウッド、スローカン、サンドンで建設されたり改造された。ニュー・デンバーには100床の結核患者療養所が建設された。しかし、収容所生活で自分のことに注意が集中していた日系人は、不安感と敵意を医療サービスに向けた。医療サービスが不充分である、地域の白人医師の能力が低い、最新の医療器具がないという不平が絶えなかった。

収容所の子供の教育がもう一つの争いのもとであった。日系人児童の教育プログラムは誰も責任を取ろうとしなかったので、遅々として進まなかった。1942年春に強制移動が始まると、バンクーバー市郊外の日系人児童は自分たちの通っていた学校をやめてヘイスティングス・パーク内の、未経験のボランティアを教師にした臨時の学校に入った。バンクーバー市内の学校に通っていた児童は1941－42学年度を1942年夏までに終了したが、冬までに収容所に移動することになっていたので1,000名ほどの児童が9月の新学期の入学を拒否された。1941年にストラスコーナ公立学校には600名余りの日系人児童が通学していたが、1942年9月の新学期に学校の50年の歴史で初めて日系人児童の入学を拒否した。１人の教師が次のように述べている。「小さな児童が入学を拒否されて学校から追い返されるのを見て心が潰れました。児童の多くはどうしてこんなことが起きているか理解出来なかったとおもいます[18]。」9月1日のバンクーバー・プロビンス紙の題字は次のように言った。「今日はバンクーバー市の歴史で一番不思議な9月1日の新学期だった。」BCSCから学校についてのなんの発表もなかったので、バンクーバーの日系人は児童が強制移動の始まるまで学校に通学できると思っていた。しかし、バンクーバー市教育委員会が次のように発表した。「日系人

児童を 9 月からせいぜい４週間から 6 週間入学させるには 25 人の教師が必要だが、この教師はすぐに職を失うので日系人児童を入学させることは実現困難である。」

教育は英領北アメリカ法 93 条で州政府の責任とされている。しかし、BC 州政府教育省は強制収容者児童の教育を断固として拒否した。BCSC は日系人は強制移動されたといえまだ BS 州内に居住しているのだから、日系人児童の教育の責任は BC 州政府にあり、少なくとも 5,500 名余りの日系人二世の小学生、中学生、高校生の教育費の負担を連邦政府と共同で負担すべきだとした。二世児童が移動先の学校をいっぱいにしてしまうとか、移動先の住民の教育税の負担を増加させるという議論は出てこなかった。BC 政府と BCSC との交渉は何らの合意も生み出さなかった。BC 州教育省大臣 H.G.T.ペリーは、州議会は教育法を修正して日系人を BC 州の教育制度から排除すべきだと提案した[19]。

BC 州政府の予期せぬ抵抗にあって、連邦政府は強制収容所の日系人児童の教育の責任を受け持つことにした。しかし、収容所では住宅の建設は始まったが学校は未だ建てられていなかった。教育問題に関しても、BCSC は問題が起きてから対処したが、問題を予想して計画立てることはなかった。

二世の教育は小学１年から中学２年までに制限され、児童の指導はすべて収容所の日系人に任されることになった。中学３年と高校の教育については連邦政府は何も責任を負わなかった。これらの生徒は自分たちで費用を払って通信教育を取った。後にカソリック教会、アングリカン教会、ユナイテッド教会が教師を派遣し経費も捻出することになった。また、幼稚園の世話もした。これらの教会は結局、収容所全体で８の高校を開校し、1,000 人余りの生徒を教育した。学校には様々な建物が使われた。ベイ・ファームとポポフでは合宿小屋を改造して教室に使った。タシミでは普段はレクリエーションとコミュニティーホールに使われた納屋を授業の時だけ仕切りを立てて教室にした。

ベイ・ファームとポポフの合宿小屋に入っていた独身者は、1943 年 4 月に学校が開く前に合宿小屋をあけわたさなければならなかった。独身者たちはなぜ BCSC が新しい学校の建物を建てないのかと文句を言った。収容所では学校の準備が整わなかったので、児童の多くは 1 年間学校に通えなかった。1 年後でも多くの学校で教科書や黒板が不足していた。

高校教育が始まったのはずっと後になってからであった。ニュー・デンバーでは 1943 年 9 月に 50 名の二世がユナイテッド教会に集まってクラスが始まった。教会が授業に使える唯一つの建物だった。教師の一人が次のように言っている。

> クラスの机を作る材木を注文し、教会にカーテンを吊り下げて教室に分けた。25 名の中学 3 年生が中学校から移動してきたが、教会は狭くて全員を収容出来なかった。BCSC は学校の開いている時だけレクリエーションホールを教室にすることにした。卓球台は机に丁度よかった。生徒の母親の一人はミシンを売って子供の教科書代を稼いた。自分で費用を工面したほうが他人に頼むより良いと考えたからだった[20]。

教師にふさわしい人を探して訓練をすることが、もう一つの解決を要する問題だった。戦前、日系人は教師の仕事に就けなかったので教師経験者がいなかった。収容所の公立学校に 2,348 名の生徒が登録したが、教員免状を持っている日系人は二人しかいなかった。ヒデ・ヒョウドウとテルコ・ヒダカだった。ヒョウドウが監督者になり、ヒダカが教師として補佐した。二人は二世の大学卒業生と高校卒業生から臨時教員になりたい人を募った。臨時教員は最初は無給だった。1943 年夏

にBC州政府が日系人児童に対する教育の責任を放棄すると、50名の若い二世、大多数が女性、がヘイスティングス・パークで5日間の訓練を受けた。ニュー・デンバーでは125名の二世が4日間の訓練を受けた。バンクーバーの教師養成学校の教員が訓練を受け持った。

収容所の雰囲気は異常であったから、たとえ人材と教育器具を用意が出来たとしても十分な教育を児童に施すことは出来なかっただろう。二世の臨時教員は献身的に児童を教えたが、本職の教師に比べれば教育の質は低かった。児童は収容所内に隔離されていたので、家庭では日本語だけを話した。その結果、英語能力が不可欠な学科では成績が悪かった。収容所では管理官に隠れて日本語教室も開かれたが、それでも児童の日本語能力は低下していった。

どの収容所でも父兄会が設立されたが、ここでは戦前に日本語学校で教師だった人の影響力が強かった。この人達は戦前の日系人社会で尊敬され、影響力も大きな人達だった。父兄会の影響で二世の臨時教師が自信を失うこともあった[21]。元日本語教師の中には臨時教員の若い女性を個人的な背景から性格に至るまで批判するものもいた。しかし、収容所の学校はいろいろな問題を解決して軌道に乗っていった。父兄会の中には学校運営に貢献したものもあった。レモン・クリークの父兄会は資金を集めて教室が二つある高校の校舎を建設した。

連邦政府労働省の発行した「1942年から1944年までの日系人管理報告」は付属の二つの報告書と共に公式な収容所の記録であるが、その記述は連邦政府の政策を正当化するものであった。例えば、日系人が民間の仕事を獲得できるように職業訓練を施すとして、調理、大工、塗装、冶金、洋裁のクラスを始めると書いてあるが、多くは実現しなかった。クラスを始めたものもあったが連邦政府からの資金と施設の提供がないままにすぐに中止になってしまった[22]。しかし、労働省からの教育費は1944－45学校年度には100,000ドルと前年の2倍になった。収容所内で児童は日系人以外に接する機会がないので人格形成が損なわれた。特に両親のカナダとその民主主義に対する敵意と、自分たちは政府の迫害を受けているという意識の影響を受けた。また、両親との間の世代間の対立も収容所内にそのまま残った[23]。

ブリティッシュ・コロンビア大学在学中の60名の二世と、急激に増加している大学入学年齢に達した二世を、BC州以外の大学に編入または入学させる計画は連邦政府になかった。戦時中に二世は大学からも差別された。二世の入学を許可する大学はごく少なかった。トロント大学は1942年秋学期に入学願書を提出した二世の女子の入学を拒否した。また同じ時期にクイーン大学から文書で入学許可をもらった6名の二世は、キングストンに到着すると大学からまだ入学許可を考慮中だと告げられた。結局、入学は拒否された。マッギル大学も学生の抗議活動にもかかわらず、大学で戦争に関連した重要な研究が行われているという理由で日系人の入学を1945年秋まで拒否した。

大学の頑迷な偏見に小説家のパール・バックは雑誌タイムで、カナダの二世は大学入学を拒否されている、特にマッギル大学は「劣等人種の農奴に教育を受ける資格はない」という理由で拒否していると抗議した[24]。カナダの大学が日系人の入学を拒否したのは、州や町の排日感情を反映したものだった。中には二世が兵役に就く資格がないことを理由にするところもあった。1945年までに100名余りの二世がBC州の大学から他の州の大学や商業専門学校に移動した。カナダと比べると米国では、日系アメリカ人は数を多いとはいえ、全国で4,000名以上の日系人が534の高等教育機関で学んでいた[25]。

日系人は収容所の劣悪な環境を連邦政府、国際赤十字、スペイン領事館に抗議した。その結果、連邦政府は王立委員会を設置して調査することにした。1943年12月21日に連邦政府労働大臣ミッチェルが委員会の設置を発表したが、ミッチェルは同時に収容所の日系人の待遇が良すぎるという

抗議も受け取っていると述べた[26]。王立委員会が調査を始めるに当たって、ミッチェルは収容所が一時的なものであり恒久的な施設ではないことを忘れないようにと王立委員会に注意した[27]。

王立委員会はマニトバ州医療・福祉省次官F.W.ジャクソン博士を委員長にした4名の委員で構成されていた。委員会は先ずスティーブストンの漁村とバンクーバーのリトル・トウキョウ地区の調査をした。次に1944年1月第1週の5日間で急いでBC州内陸部の収容所をを調査した。委員会は一世の団体や個人から報告書を受け取ったが、内容の整理をせずに委員会の報告書に転載したので、日系人からは「街角で会った人の不平を書き留めただけだ」と批判された。委員会はカスロー収容所の1,000人の子供の体重を測り戦前の体重と比較した。それから2週間して委員会は報告書をミッチェルに提出した。委員会が設立されてからわずか3週間後であった。委員会が4,351名と収容人数の一番多かったスローカン・バレーの調査に費やした時間はわずか1日であった。主にレモン・クリークとスローカン・シティーの調査であったが、これを見ていた日系人は委員会は町の道路を車で行ったり来たりしただけだと文句を言った。

日系人は王立委員会の調査で収容所の環境も少しは改善されるのでないかと甘く期待していたがすぐに失望した。1944年3月20日、王立委員会は報告書を連邦議会下院に提出した。報告書は次のように述べた。「収容所が戦時の非常事態に対応したものであることを考慮すると、日系人の待遇は戦時中の対応としては満足の行く程度に公平で十分である[28]という結論に委員全員が達した。」

報告書はBCSCと連邦政府の仕事ぶりを称賛し、収容所の施設が収容人数に較べて小さいことは、日系人の収容所からの移動を加速して自活させることによって解決できると勧告した。また、日系人に自分たちの資産の強制売却からの収入を、収容所の生活費に当てさせる連邦政府の政策を支持した。報告書は教育費の増加を拒否し、賃金、食事、医療サービス、リクリエーション施設に関する日系人の抗議を却下した。日系人が報告書から勝ち得たものは、就職不適格者と扶養家族の生活保護費の10パーセント増額だけだった。しかし、これも連邦政府福祉省の個別の許可が必要だった。王立員会の調査とその報告書は、日系人が働きかけても連邦政府は何もしてくれないということを新たに確信させただけだった。

日系人がバンクーバーにいた時にあった夜間外出禁止令は収容所では廃止になったが、検閲は引き続き行われた。収容所に出入する手紙は英語でも日本語でも全て検閲された。検閲のために外から来る手紙が本人に配達されるまでの時間が遅延した。東部カナダからの手紙は10日から1ヶ月かかった。検閲は表現の自由を制限するばかりか、手紙でフラストレーションを発散することも出来なくした。バンクーバーの郵便物検閲局が次ような命令を出した。

（１）英語で書くこと。日本語の時は大切なニュースと情報に限り、取るに足らないゴシップは書かない。短い手紙ほど検閲の順番が早くなる。（２）日本語の手紙は検閲官の時間を無駄にする。（３）東洋人への手紙に日本国籍者への転送を依頼してはならない。もし東洋人が依頼を受けたら、東洋人はその旨を政府機関に伝える義務がある[29]。

検閲は収容所の日系人が家族、友達と再移住や日本送還などの重要な話題を話しあう妨げになった。収容所でプライバシーが欠如していることとあいまって、検閲は日系人のフラストレーションを高めた。プライバシーの欠如はしばしば住宅を共同で使用している家族の苦痛の種だった。一方、検閲は連邦政府がいままで日系人に対して行ったさまざまな不正義をおもいださせ、日系人が将来の生活再建を考えるにあたって、連邦政府が与えてくれる自由が如何に制限されているかを明らかにするものだった。

当時、ニュー・カナディアン紙はカスローで発行されていたが内容は発行前に検閲された。ニュー・カナディアン紙について次から次へと BC 州政府の政治家、例えばバンクーバー市長コーネットや「バンクーバーおよび英国国王の町に忠誠なるオレンジ会」などから、新聞を廃刊して編集長のトム・ショーヤマを投獄しろという要求があった。新聞が日系人の破壊活動を助長し、不満を煽るというのがその理由であった[30]。

これらの要求に対して連邦政府法務省は何らの処置も取らなかった。新聞が政府からの情報や発表を日系人に伝える機能を果たしており、新聞が政府を批判する迷惑よりもこの機能を重く見ていたのだろう。そして、新聞の政府批判は検閲で十分に対応できると考えた。また、新聞の編集方針が日系人の再移動を推奨し、収容所の日系人の惰性を批判していて、連邦政府のあやふやな日系人再移動方針と合致していたことも、ニュー・カナディアン紙の発行を大目に見ていた理由であったろう。政府の検閲についてショーヤマは次のように説明している。

> 我々は必要に応じて検閲に対する防衛策を取っていた。事実や我々の見解を戦前のように自由に新聞に載せることは出来なかった。米国の二世の新聞に比べても表現の自由は制限されていた[31]。1944 年 4 月まで収容所内で写真を写すことは禁止されていた。

収容所生活が長くなるにつれてろいろなグループが発生した。多くの一世は日本との絆が強く、太平洋戦争初期の日本軍の侵攻に満足していた。日本軍に戦況が不利になってきても、連合軍の主張する日本軍が戦況を有利に回復することは不可能だという説を信じようとしなかった。このような収容所の状況では一世がカナダ政府に反対の態度を取り、日本勝利の暁には日本政府が自分たちの苦労に報いてくれるだろうと思うようになったのも予想できないことではなかった。日本は負けると主張する者は袋叩きにあい、「黒い頭の毛唐」と罵られた。このような一世の態度は二世に影響を与えた。二世は両親がカナダ政府に対する敵意を露わにして叫んだり、日本帝国の最終的勝利を主張するのを家や共同浴場で見聞した。スローカン・シティーのコミュニティーホールで毎週開かれる映画会で、ジンジャー・ロジャーズとフレッド・アステアのミュージカルの前に、予告編用の映画で日本軍による真珠湾攻撃シーンが上映されると、観客の一世は一斉に万歳を叫んだ。

収容所の日系人は、政府の管理官は日系人を小突き回す敵という暗黙の信念を持っていた[32]。収容所の管理官が白人であることから、日系人は人種差別を感じ、日系人と白人管理官の間に深い溝が生まれた。収容所管理官の下で働く二世は主に事務の仕事をしていたが、他の日系人から BCSC の犬と見られて村八分にされた。米国の戦時移動局についての記事を読んだ二世は、戦時移動局が収容所の日系アメリカ人の味方であり、収容所の日系アメリカ人の意見の結集点になっているのを知った。しかし、カナダの収容所の日系カナダ人は、BCSC に対してこのような見方は出来なかった。日系アメリカ人二世は戦時移動局長官ディロン・マイヤーの動静に注目していた。そしてマイヤーが日系アメリカ人を擁護し、米国社会の排日感情に立ち向かう勇気と日系人政策に対する影響力を持っていることを称賛した。

カナダの二世で BCSC 長官のテイラーや連邦政府労働大臣ミッチェルをいやいやながらも尊敬する者は無きに等しかった。

一世の団体には日本びいきの人が多く、日系人の不平を組織して強制移動の初期の段階から収容所からカナダ東部への再移動に反対していた。これらの団体は強制移動の最盛期には鳴りを潜めていたが、収容所でまた影響力を増加していた。バンクーバーの日系人社会が真珠湾攻撃直後の危機に見舞われた時、それまで日系人社会を率いてきた一世指導者はなにも出来なかった。一世指導者層はばらばらになり混乱して、目の前のことしか考えられず、独裁的であった。一世は危機に対処

する精神的準備が出来ていなかった。第 2 次世界対戦勃発以来の出来事にも対応できず、過去を振り返ったり日系人社会の中の自分たちの評判を気にするばかりで、将来についてはせいぜい晩飯のおかずを心配するぐらいであった。二世の一人が次のように言っていた。

> もし一世の指導者たちが豚のように無知で、どうしようもないほどの虚栄心を持つ輩でなく、他の日系人が唯の揚げ足取りしか出来ないような連中でなかったら、危機に瀕した日系人社会がまとまりがなくなり、内部で争ってばかりで強制移動中に何もできなかったという不名誉な歴史を作ることもなかっただろう[33]。

強制移動の危機の中で、二世は一世は駄目だと思い、自分たちが日系人社会の表面に出てきた。しかし、日系人家族を分離して成年男子を道路建設に送るという危機が、家族の再会で収束すると、収容所の指導者はまた一世と一世たちが設立した委員会に戻った。一世指導者たちは収容所の日常問題の解決にあたり、二世はまた以前の社交や体育などに集中するようになった。二世の中で知的な人達やカナダ社会に同化することを第一に考える人達は東部カナダに移住していった。

強制収容の初期には一世と二世の世代間の争いが激しくなったが、いったん収容所に入るとこの争いはなくなってしまった。連邦政府の政策に全面的に協力することを主張した日系カナダ市民会議の指導者たちは、いろいろな収容所に分散してしまった。また日系カナダ市民会議に対抗した過激派の二世総移動グループの連中はオンタリオ州の捕虜収容所で惨めな生活を送っていた。BCSC は米国の戦時移動局がしたように収容所の日系人に自主の自由を与えたことはなかった。連絡協議会のようなものさえ許可しなかった。そのため、収容所の日系人を指導する者は誰もいなかった。

米国では WRA が認識したように「日系アメリカ人市民連盟（Japanese American Citizens League：JACL）が、初めは日系人社会に反対されが、次第に日系人の指導者組織として台頭するが、カナダで JCCC が同様な役割を担うことが出来たかどうかは疑わしい。

> JACL が米国日系人社会の指導権を握ろうとする試みは、日系人社会で広く反対された。JACL の存在が日系アメリカ人の強制収容の元凶であり、JCAL は自分たちの利益のために日系アメリカ人を売ったと広く信じられていた。JACL に対する不信感は敵対するグループだけでなく、日系アメリカ人社会の多くの人が持っていた[34]。

JACL の指導者と活発に活動した会員は、日系アメリカ人社会の裏切り者とされ、時にはひどい暴力を受けることもあったが、それに耐えて指導力を発揮していった。BC 州の収容所で指導者と見なされた人達は再移動に反対と明言する人であった。再移動する人達は他人からの非難を恐れ、自分たちの計画を誰にも告げず密かに収容所から出ていった。日系人社会を指導しようという意図は持っていなかった。

収容所の日系人は表面的には収容所での生活を受け入れ、生活も落ち着いて毎日を楽しむようにも見えた。フラストレーションと怒りは抑圧されて表面には出てこなかた。日系人同士の対立はあったが潜在していて、実際に争いになることは稀であった。米国の日系人収容所の指導者たちは他の日系人から「政府の協力者」、「政府の犬」と呼ばれていたが、日系人の待遇改善に過激な行動を取ることも厭わなかった。大勢のストライキや小規模の職場放棄で収容所管理官へ抗議をした。ポストンとマンザナーの収容所ではストライキは暴動にまで拡大した。マンザナーの暴動では戒厳令が敷かれ、監視官が収容者に機関銃を発射して一人が死亡し数人を傷つけた。JACL の指導者数人と協力者は急遽他の収容所に移された。チュール・レイクの収容所が騒動の主戦場になり、陸軍 1 大隊が警備にあたり戦車も配置された。

チュール・レイクの騒動は妥協を許さない過激派が起こした。この人達は主に米国で生まれ、日本で教育を受けてからまた米国に戻ってきた帰米日系人と呼ばれる人達で、日本的な生活を信奉し軍事訓練や旭日旗を振るなどの行動をした。これに比較するとBC州の収容所の生活は平和であり、事件は殆ど起こらなかった[35]。帰米日系アメリカ人に当る帰加二世は、重要な役割を受け持つには数が少なかった。

BC州内陸部の収容所で派閥争いやグループ間の対立が起こるのは、主に就職の機会をめぐってであった。スローカン・バレーの収容所に最初に到着したのはスキーナ河地域の日系人で、到着するとすぐに白人農家での仕事を確保した。バンクーバーから遅れて到着した人達は仕事が見つからなかった。また、住居が不足していてテント生活を余儀なくさせられる人達もいた。住居を巡る妬みや議論も多かった。多くの場合、「俺達はみんな日系人だ、同じ運命なのだから対立は止めて協力しよう」と言って争いを収めようとした。

収容所の日系人は様々な試練に遭遇し精神的緊張も高かったが、白人の管理官へ公然と大勢で抵抗することはなかった。また、フラストレーションを派閥間の争いで解消することもなかった。鬱積した恨みは「戦争が終了するまで何もせずに待つ」という消極的な抵抗や、収容所から東部カナダへ自発的に再移住することを拒否するなどに現れた。収容所の同じ通りに住んでいる人でもその考え方は様々であった。例えば、バンクーバーやプリンス・ルパートで隣人だった人がいても、強制移動以前に知っていた家族がたくさんいても、お互いの共通点は少なかった。フレーザー河流域の貧乏なイチゴ農家、移動労働者、商店主、歯医者など経済状態も違い、通う教会も違う人達であった。収容所のそれぞれの通りには経済的、宗教的、家族の習慣の違う人達が住んでいた。その上、スティーブストンの漁師、ビクトリアの町に住んでいた人、バンクーバー島で伐採していた人は皆、習慣も文化も異なっていた。カナダ社会への同化、カナダ式生活への順応なども異なっていた。日本語しか話さないグループもあった。お互い同士反目していてもそれ以上の争いはなかった。このような沈潜した反目や競争心はスポーツの試合だけに現れた。

収容所の日系人には賭博をするもの、盗みをするもの、密造ウィスキーを作るもの、不良少年少女がいたが、収容所と同程度の大きさのカナダの村にも普通に見られる程度であった。殺人や婦女暴行、深刻な犯罪は1件も起こらなかった。収容所の管理者やRCMPの見地からは、収容所の治安管理は人口2,000から4,000の村の管理に比べて格段と楽だった。日系人は自分たちの組織内での治安管理をおこなっていた。

米国の収容所は砂漠地帯にあり摂氏52度になる時があり、砂嵐が巻き起こり、ウジ虫が発生した。これに比べるとBC州内陸部の収容所は静かな湖と森、いつも変わらぬ山々に囲まれていて、日系人は外界から保護されているように感じ、自分たちの不安定な状況や頭を痛くする将来の問題をしばし忘れることができた。

収容所の生活が積み重なっていくと自分たちにその影響が出てくるを、大多数の日系人はただぼんやりと感じていただけだった。どのような社会的、精神的影響が日系人にあったのか一般化することはできない。影響は個人によって異なっていた。しかし、もし言えることがあるとすれば、収容所生活が長引くにつれて、日系人に自分から新しいことをする気持ちと自立心が薄れてきたことだろう。日系人は徐々に周りへの関心が薄れ、収容所の環境に適応できず、収容所で政府の被保護者になっていった。そして個人的な安全のためにだけに、様々な権利を要求をする人に変わっていった。

このような消極的な日系人にとって、収容所は人種差別の嵐と戦時の混乱を避ける避難所であった。日系人は毎日の日課をこなしていくだけだった。その日課も戦前の生活で自分の負っていた責任もないものだった。低賃金で働き、収入を補うために資産を取り崩して生活していた。一世の多くは収容所生活を維持するのは、自分たちを強制移動させ資産を強制売却した連邦政府の責任だと信じた。一世は収容所の生活を享受する権利があり、連邦政府はこのような生活を一世から取り上げる道徳的な権利も法律的な権利も持っていないと思った。収容所に収容されても、日系人が収容所からまったく外に出られないということはなかった。正当な手続きを取れば出ることができた。収容所への拘束は本当なただ言葉上だけの一時的なものであった。

多くの一世にとって収容所の生活は、以前の非常に骨の折れる生活から人生で初めて逃れることの出来た休暇であった。日本の伝統芸術、工芸、習俗や習慣などを始める者もあった。囲碁や将棋をするものも多かった。時間を持て余した二世には社交や運動の機会がいくらでもあった。二世は毎日いやいやながら日本語学校に行かなくてすむようになった。二世は難しい日本語を両親に強制されたり、厳しい教師に叱られて繰り返し繰り返し習う必要がなくなった。ダンス、音楽会、ドラマが盛んになった。グレン・ミラー、ベニー・グッドマン、フランク・シナトラ、ジターバッギングなどのジュークボックで踊る土曜日の夜、ヒットパレードが人気であった。それぞれの収容所には野球チームがあり、戦前の野球チームのメンバーが運営した。アイスホッケーが新しい競技になった。しかし、用具は自分たちで工夫して作った。日系人とドーコボーのとソフトボール対抗戦は不思議な光景であった。カナダ社会から排斥された二つのグループが辺鄙なクーテェネイとスローカン・バレーで試合をしていた。二世の一人が次のように言っている。

> 二世は皆、楽しいことを探して見つけることができた。皆、社交生活を幸せに思い、満足しているように見えた。今までの人生で今が一番楽しいようだった[36]。

タシミで高校生だったメアリー・オキは1944年に次のように記している。

> 私がどんな生活をしているかって？正直に言って、私はここの生活をとても楽しんでいます。今までにバラバラになってしまった生活を立て直しています。簡単で急造ですが住宅もあります。今までの騒動の中では一番の安全も確保しました。この山に囲まれた隠れ家にはある種の自由があります[37]。

屋外にはリクレエーションの機会がたくさんあった。ハイキングや水泳ができた。周りの丘には野生のキノコやハックルベリーが豊富にあった。なかなか見つからない朝鮮人参を長い間探す人もいた。朝鮮人参はいろいろな病に効くと言われていた。夏になると二世はオカナガンの果樹園で働いてポケットマネーを稼ぎ、バーノンのカフェーやミルクシェーキ屋では白人と出会ったり、オーヤマやコールドストリームの商店に行って商店主を困惑させたりした。

1942年夏と秋に収容所に到着した取り乱し、怒りと恐れでいっぱいの日系人の群れに比べると、6つの収容所の日系人は、表面的には収容所の生活に慣れて落ち着いてきた。しかし、将来に対する不安は収容所に到着した当時と同じであったが、さしあたっては少し遠のいたようだった。連邦政府と収容所に対する敵意は消えなかったが、いつも同じような文句を言うにとどまった。収容所の生活が平和的だったのは、1942年以来の問題が解決したからではなく、ただ延期されたからであった。外見上の平和な雰囲気に隠されて、誰にも四六時中頭を離れない問題があった。

このような不安の源泉は真珠湾攻撃以来、日系人社会が崩壊を続けていることにあった。将来の問題は次のような形を取った。日系人は生活を再興するために、またどこかに強制移動させられるのか？将来、日系人は政府からどのようは待遇をうけるのか？戦争終了後、全ての日系人は日本に

追放されるのか？などの問題であった。日系人は自分の家から追放されて以来、連邦政府が新しい政策を施行するたびに、日系人が長い時間を掛けて作り上げてきた人間関係と生活の基盤が破壊された。しかし、これから将来の問題には誰も答えを出してくれなかった。日系人は破壊された過去と不確かな将来に挟まれて宙ぶらりんの状態だった。

一世は収容所の生活を我慢できる人生の幕間だと受け入れた。ここでの生活に特に目的はなく、将来の生活が始まるのを待っていた。時間は気持ちよく過ぎていった。一世の一人が次のように述べている。

> 簡易住宅の煙突から煙が上がるのを見ていると心が和む。元日にはストーブの周りに集まって、ため息をつきながら強制移動以前の太平洋沿岸での生活を話し合った。女性は大切にしまっておいた小豆、もち米、干ぴょうで汁粉と寿司を作った。隣から餅をもらってお礼を言った。正月が過ぎると急に寒くなった。収容所で一番辛かったのは家の中が寒かったことだ。一生懸命ストーブで薪を燃やしたが、それでも寒かった。明け方になると顔が寒くなって我慢できずベッドから起きた。窓の外にはつららがぶらさがり、家の中の釘の頭に霜が付いた。ドアーは金槌で叩いて氷を壊さないと開かなかった。室内の湿気は結露してから溶け、棚、箱、ベンチ、ベッドの下と部屋のあらゆるところからポタポタ落ちた。マットレスの下側はカビで緑色だった。妻が祖母からもらった着物もカビで駄目になってしまった。妻が着物を持って泣いているのを見るのは辛かった。そしてやっと春が来た。皆で家庭菜園の準備をしいる。私たちはパンを焼き、醤油をつくり、豆腐、こんにゃくまで作った。収容所に来てから 1 年たち、やっと生活が落ち着いたように思う。収容所が私たちの家になった。ここで少し休憩したいと思う[38]。

一世が収容所でゆっくりしたいと思ったのも、それまでの一生の厳しい仕事と質素な生活を考えれば無理もないことだった。そして、その後、一生掛けて築いたもの全てを失うことになるのだが、まだそのことを知らなかった。心配を隠し、日常生活の規律を横に置き、いままで出来なかったことに没頭した。収容所の日系人社会の世話をする者、面倒で難しい二世の世話をする者など様々であった。仕事についても考え直す必要があった。収容所の仕事はそれまでの仕事とまったく違っていた。漁師、農家、商店主として毎日長い時間を働き、パイオニアを自負していた一世は、収容所の白人管理官が用意した 1 次間 25 セントの仕事に、自分の経験を活かそうとはおもわなかった。先ずはさしあたって自分たちの生活を楽にすることには参加したが、それ以上のことをする義務はないと感じていた。

一世は責任のない取るに足らないような仕事をした。他に選択の余地がなかった。以前は仕事に熱心な商店主や農業経営者がのんびりと大工仕事をしたり、薪を作ったりした。収容所の小さな世界では自分から新しいことを始めようという気持ちは萎えていった。有り余る時間を持て余した一世は共同浴場で日本軍と連合軍の太平洋戦線における作戦について推測したり、連邦政府が何をして、何をしないかと噂を流したりしていた。夕方や週末には野球試合の見物にでかけたり、いままでする時間のなかった自分の趣味に打ち込んだ。

一世にとって収容所は敵意に満ちた白人社会で緊張して仕事をしていた生活から逃避できる場所だった。一世のためのの強制的な引退生活と言えるかもしれなかった。収容所では英語を話す必要がなかった。自分の気持ちや考えを日本語で相手に誤解を与える心配もなく話せた。バンクーバーのリトル・トウキョウはなくなってしまったが、BC 州内陸部の収容所に小さな一世の社会が生まれた。いろいろな背景や見解を持つ一世がいたが、話す言葉と考えには一世の歴史を通じて保たれて

きた共通点があった。一世の高齢者ほど収容所の生活を、自分たちがカナダに移住してからの一番長い休暇だと受け止める人が多かった。

しかし、専門的職業を中断された比較的年のいった二世は、一世のように収容所の生活を捉えることはできなかった。1943 年の春頃から二世の中に東部カナダの家庭内労働や工場の仕事を求めて収容所から出ていく人達が増えてきた。しかし二世の多くは外の世界に飛び込むことを躊躇したり、高齢の両親を収容所に残していくことが出来なかったり、両親に自分が収容所を出ることを説得できなかったりして収容所に留まっていた。思春期の二世には学校に行かずに、仲間と一緒に収容所内をすることもなくうろつき回る者もいた。スローカン・バレーの収容所では、授業のない時やスポーツをしていない時は、やはり集団で歩き回り、中には問題を起こす二世も出てきた。小銭を盗んだり、本、雑誌、キャンディ、食べ物をグラハム雑貨店やグリーンライト・レストランで万引したりするものがいた。他の収容所の二世に暴行を加えるものや、中山牧師のアングリカン教会が開いている日曜学校で中山牧師の説教を妨害するものもいた。どれも小さな不良行為であったが、収容所の目的のない出口の見えない生活から起きたことだった。

一世には二世がだんだんと日本人的になっていると言う人もいたが、二世が日本文化に新たに興味を示しているという証拠はなかった。二世は若い白人が読んでいるのと同じ小説や雑誌を読み、同じハリウッド映画を見、ジャズを聞いて、ジブを踊った。収容所では以前の生活よりもたくさん日本語を聞いたが、二世の日本語能力が格段に向上したわけではなく、英語と日本語の混じった特異な方言を生み出しただけだった。

収容所の生活は家庭、社交クラブ、スポーツなどで静かではあったが、戦前よりも充実したものだった。しかし、根底には不安感、倦怠感、感情的な萎縮感、窒息感が横たわっていた。スローカンを訪ねた二世が次のように書いた。

> 自然は素晴らしく息を呑むようだった。頂きを白雪に覆われた山々の麓に静かな湖が横たわっていた。私が想像していたとおりだった。長い間会えなかった友人、知人の声を聞いて、私の心配と危惧は吹き飛んだ・・・最初の数日は友達と再会したり、パーティーに招待されたりして楽しく、興奮して過ごした。しかし、その後、ここの生活が社会的、経済的に特異なことにうんざりしてきた。ゴーストタウンの生活は私には絶えられないと思った[39]。

1944 年夏までに収容所の生活に順応した人達も、段々とここの生活に満足できなくなってきた。しかし、収容所から外の世界に再移動して出ていくことは拒否した。外の世界はまた日系人に敵意を持って接してくると固く信じていた。

このように信じる十分な証拠があった。1944 年 7 月、連邦議会下院は内閣令 135 号第 5 条を可決した。BC 州の日系人には選挙権はなかったが他の州では選挙権があった。しかし、この条項は真珠湾攻撃以降 BC 州から他の州へ移動した日系人の連邦選挙権を剥奪した。選挙権はカナダ市民権の象徴であり、日系人が収容所から他の州へ再移動する動機になることが出来た。しかし、この条項は BC 州から他の州へこれまでに再移動した 4,300 名の日系人の選挙権を奪うことになった。

次の連邦選挙が迫っている時にこの内閣令を発令する自由党政府を見て、収容所の日系人は日系人の強制移動政策は人種主義に基づいていることを再確認した。この内閣令は軍事的必要性にも国家の安全にもまったく関係なかった。日系カナダ人の選挙権の剥奪はカナダ連邦議会議員の標榜する民主主義の理想に矛盾するものだった。マッケンジー・キング首相の市民権に関する考えは次の声明から明らかになった。

> この内閣令の意図は既に選挙権を持っている人から選挙権を剥奪することではない。未だ選挙権を持っていない人、特に我々が交戦中の国の人種に新たに選挙権を授与しないことである[40]。

これから数週間後、キングは連邦議会下院で 1942 年以来初めての重要な日系人政策を発表した。キングは日系人社会の再建策として戦後、（１）日系人をカナダ全国に永久に分散させる、（２）準司法的な委員会を設立して全てのカナダの日本人種の背景、忠誠度および一般的態度を調査する、（３）カナダに忠誠でないとされた者を戦後できる限り早く日本に追放する、（４）追放に先立ち英連邦臣民権を持つ者はこの臣民権を剥奪するとした。

キングは簡単な付帯事項のようにして次のように述べた。

> カナダ生まれの日本人種で戦時中に妨害工作をした、またはカナダで忠誠でないという理由で起訴されたものが一人もいないということは事実である[41]。

日本国籍者および帰化二世で同様な理由で起訴された者もいなかった、とキングは付け加えることも出来た。

キングの発表は二つの正反対の意見の妥協案を注意深く述べたものだった。そして、キング自身はどちらの意見に加担することも避けた。キングは政府がどのようにして日系人の忠誠度を調査するのか説明しなかった。キングの政治信条の一つは、政治的問題に遭遇した時は状況がはっきりするまで何もしない、ということだった。キングの発表はいつものように結論を明確にせず、決定的な立場もとらないものだった。キングは自分が難しい判断を迫られることをキリストの受難に比べるのが好きだった。キングは日系人政策は急がずに決定し、選択の幅を大きく残しておきたかった。しかし、1944 年の夏、太平洋での戦局が連合軍に格段に有利に展開していた中で、キングはもっと明確な日系人政策を、たとえ寛容なものでないとしても、打ち出すことが出来た。しかし、キングの取った政策は、すでに強制移動させられ収容所に拘束されていた日系人を、日本人問題を最終的に解決すると言う名目で、カナダ全土に強制的に分散することだった。

1944 年、強制移動以来で一番安定した日常生活を収容所で送っていた日系人は、キングがいつまでたっても忠誠調査委員会開始の発表をしないので、また様々な噂に悩まされるようになった。1944 年 12 月 17 日、米国戦争省は太平洋で戦局が連合軍に有利に運んでいるので、日系アメリカ人は収容所を出て太平洋沿岸地域に戻れると発表した。しかし、キングは日系カナダ人の分散と忠誠でない者の分離について何も詳細を発表しなかった。その間、労働省次官アーサー・マックナマラが戦時中の日系人管理と規制プログラムは当分維持され、日系人が太平洋沿岸地域に戻れるのは戦後しばらくしてからだろうと述べた。

1945 年初め、米国で収容所の日系アメリカ人が少しずつ太平洋沿岸の自宅に戻り始めた頃、労働大臣ミッチェルは、インディアンの斥候が敵の部族の様子を伺うようにゆっくりと、16 歳以上の全ての日本人種は日本への送還を希望するかどうかを RCMP に報告しなければならないと通告した。また各収容所に張り出された通告には、日本送還を希望しないものはカナダへの忠誠を証明するためにロッキー山脈以東への移動について連邦政府と協力しなければならないとあった。

この選択は、キングの忠誠、不忠誠の概念の曖昧さはさておき、非常に複雑であることが後に判明する。そして、収容所内の日系人と収容所外の日系人にまたしても辛い選択を迫ることになった。どちらを選ぶにしてもまた移動することに変わりはなかった。（目次に戻る）

第１２章　　新しいフロンティア　（第１２章注に行く）

ＢＣ州のスローガンを「ロッキー山脈から太平洋までジャップは一人もいない」にしよう。

連邦政府年金・医療サービス大臣イアン・マッケンジーがBC州の選挙区で公認候補に推薦された時の演説、1944年9月18日

1943年3月26日、オンタリオ州ビームズビルの住人が、ナイアガラ地区の果樹園と野菜農園に日系人が到着を始めたことに苛立ち、一つの農園の入り口に十字架を立てて火をつけて抗議した。住人はリンカーン郡議会が既に、BC州から日系人がこの地区に移住してくることに断固として反対する動議を採択したにもかかわらず、農園主のC.H.プルードムが花の苗を育てるために日系人を雇ったことに抗議したのであった。1943年8月11日にトロント管理委員会は日系人がトロント市に移住することを禁止し、すでに移住している日系人を監視することを討議した。その時、一人の委員が次のように述べた。「私は強制収容所の外にいるジャップを信用しない。」これに対してもう一人の委員が、「私は収容所の中にいる奴らも信用しない。」と答えた[1]。

もしBC州の収容所にいる日系人がロッキー山脈の東に安住の地を求めたとしたら、ひどく失望したことになっただろう。一世はカナダで成功することを夢見て太平洋を越えたが、一世にとってカナダは不毛の地になってしまった。収容所の日系人でロッキー山脈を超え東部カナダに行くものは、自分たちはいままでのBC州との絆を断ち切り、新しい道を開くパイオニアだと思った。一世がカナダで経済的に成功することを夢見たのに対して、新しいパイオニアたちはBC州の人種差別で破壊された生活から逃れ、政治家たちの利益の餌食になることから逃れ、東部カナダに自由を求めて移動した。これらの日系人は、白人が自分たちをカナダの交戦国日本の日本人によく似ていると思っていることも、また日本人と日系人を同一視する白人がいることも知っていた。東部カナダに移動する日系カナダ人は次のような疑問を持っていた。「もし日系人が太平洋沿岸地域にいることがカナダにとって危険ならば、東部カナダに移住してもカナダにとって危険なのではないのか？」

BC州以外のカナダ人の大部分は、日本人や日系人を未だかって見たことがなかった。反日映画の中で邪悪な日本人を見たのがせいぜいであった。多くのカナダ人は日系カナダ人がカナダに忠誠でない行動をしたという証拠が何一つないにもかかわらず強制移動されたとは信じられなかった。連邦政府は日系人を強制移動している際に、カナダ人の間に広まっていた日系人はカナダに忠誠でないという誤解を解く努力を何らしなかった。1944年8月のマッケッンジー・キングの重要演説の中でさえ矛盾が明らかだった。カナダに対する犯罪で検挙された日系人は一人もいなかったと述べる一方で、日系人の忠誠心を検査する準司法的な委員会の設置が進行中であると言った。強制移動は全ての日系人に裏切り者の汚名を着せ、人種差別を公式に容認する誤った印象を与えた。連邦政府は日系人の強制移動、全国への強制的な分散にあたって、なぜ連邦政府がこのような政策を取ったかを、カナダ市民に知らせる組織的な努力をしなかった。もし、このような努力があったならば、強制移動と分散は日系人にとっても、日系人を受け入れた地域にとっても、もっと耐えられるものなっていたであろう。

このように強制移動は連邦政府が日系人は全て危険であると証明したのに等しかったので、日系人の強制移動の受け入れ先が日系人は危険だと抗議しても論破の余地がなかった。連邦政府は日系人を潜在的に国家の安全に脅威であるという理由でカナダ西海岸から強制移動したとで、移動先ではもう日系人は脅威にならないとは言えなかった。もし、日系人がバンクーバー、プリンス・ルパート、エスキモルトで船舶を破壊するなら、アルバータでは灌漑施設を破壊し、オンタリオ州では森林に火をつけ、他の州でもカナダ横断鉄道の線路を破壊すると考えられた。連邦政府が日系カナ

ダ人に被せた汚名を考えれば、これらの議論は十分に説得力を持っていた。このような困難な状況の下で、フレーザー河領域の日系人農家は平原州の砂糖大根農場に行き、二世は東部カナダの農園や町に行った。そして、日系人個人個人の努力の結果、一般カナダ人は日系人が従来言われていたような化け物ではないことが分かってきた。しかし、このような理解が少しずつゆっくりと目立たずに進行するには時間がかかった。

アルバータ州とマニトバ州の砂糖大根農場に行くことは、最初は日系人にとって魅力的な選択に思えた。BC 州保安委員会（BCSC）の最初の計画では、家族がばらばらになって移動することを免れなかったので、家族が一緒に移動できる砂糖大根農場は魅力的であった。その上、公平な賃金、無料の住宅、子供の公共教育の機会、社会福祉と医療サービスが受けられると伝えられた。1942 年 3 月 28 日に砂糖大根農場プログラムが発表されるとすぐに、1,000 家族がアルバータ州とマニトバ州の砂糖大根農場行きに応募した。それぞれの家族は独立した住宅、自分用の小さな菜園を与えられ、砂糖大根育成 1 シーズン当たり少なくも 1,000 ドルの収入があると言われた[2]。1942 年の砂糖大根畑は新しいシーズンのための準備が整い、アルバータ州の歴史以来の収穫を期待されていたが、砂糖大根の植え付け、育成、収穫に必要な労働力が不足していた。BC 州の日系人には農業経験者がいて、アルバータ州の砂糖大根農場にうってつけに思われた。

アルバータ州の砂糖大根農家の労働者不足は深刻であったが、日系人が制限なしでアルバータ州に流入してくることをアルバータ州住民は嫌った。アルバータ州には既にカナダ文化に順応しないハッテライト社会があり、一般アルバータ住民は腹立たしく思っていた[3]。このような状況を踏まえて、1942 年 5 月 6 日に BCSC はアルバータ州の社会信用党政府と正式な契約を結んだ。BCSC が日系人のアルバータへの移動を完全に管理し、6 月 25 日までにアルバータ州に移動した 2,495 名の日系人は、「緊急事態終了後」直ぐにまたはアルバータ州政府が要請すれば、戦争終了後 6 ヶ月経った時点で BCSC がアルバータ州から移動させるという内容であった。そして、この取り決めは日系人は砂糖大根農場に縛り付けられ、レスブリッジ、エドモントン、カルガリーのような大きな町や、テーバー、ピクチャービュートといった小さな町に移動出来ないということを意味した。白人商人がこれらの町に日系人が定着して競争になるのを恐れたためである[4]。砂糖大根農家は日系人を奴隷労働者、もしくは戦争捕虜と見なしていたが、BCSC がアルバータ州政府と交わした契約を見れば、まさしくそのとおりであったと言える。

おそらく砂糖大根農場に行った日系人ほど、悲惨な貧困と苦難を経験した日系人はいなかっただろう。日系人以前に砂糖大根農場で働いていた労働者は、独身の移動労働者で砂糖大根の季節が終われば町に移動していった。そのため、農場の粗末な小屋も砂糖大根の季節だけの住居には十分だった。しかし、一年中農場で暮らした日系人は厳しい冬をこの粗末な小屋で生き延びなければならなかった。砂糖大根農場に行った日系人にとってのさしあたっての問題は住居であった。1942 年 4 月にボクスホールに到着した一世の家族、夫婦と子供二人、が農場に着いてみると、農場主はまだ一世家族の住居になる鶏小屋の掃除をしている最中であった。「私はこんな小屋で鶏のシラミに食われながら生活出来ないというと、独身の鉱夫が使っていた小屋を使用させてくれた。私はベッドの中で寄生虫に血を吸われたことはいままでなかった。小屋には水がなかった。農場主は私を近くの池に連れて行ってこの水を使えと言った[5]。」

もう一人の日系人は次のように述べている。日系人は雇用契約の自分たちの義務を守ったが、雇用主は彼らの義務を果たさなかった。

> 農場主の多くは日系人を低賃金で働く、最低の生活水準の労働者としてしか見ていなかった。そして、日系人にはどんなことをしても良いと思っていた。だから、5 人家族、6 人家

族、時にはそれ以上の人数の家族を 12 フィート x 20 フィートや 10 フィート x 18 フィート、またはもっと小さい小屋の押し込めても当然だと思っていた[6]。

多くの日系人が劣悪な生活環境の文句を言ったが、農場主は環境改善に自分の金を使うことを嫌がった。BCSC が農場主に建築材料を提供した後で、やっと住居の改善に乗り出した。しかし、飲水と洗濯用の水は雨水を貯めて使うか、遠くの井戸から持ってくるしかなかった。

多くの日系人は 1942 年夏と秋に砂糖大根農場の労働で稼いた収入だけでは、その年の冬を生活出来なかった。そのため、生活保護を受けるしかなかった。レスブリッジ地区では日系人 578 家族のほぼ半数が生活保護を受けた。生活保護は成人が一ヶ月 10 ドル、子供が 5 ドルであった。その後、冬の間、男性が森林伐採キャンプで働くようになって、やっと収入だけで生活できるようになった。レスブリッジのブローダー缶詰会社のような缶詰工場で働いた人もいたが、缶詰製造の季節が終了すると砂糖大根農場に戻らねばならなかった。これらの農閑期の仕事で砂糖大根農場の収入を補助しても、まだ暮らせない日系人がたくさんいた。その上、中学校、高校生の学費を一人一年 70 ドル徴収する町もあった。連邦政府は日系人小学生の教育費用だけを負担して、アルバータ教育委員会に直接経費を授与していたが、中学、高校生の教育費は負担しなかった。

砂糖大根農場で働く日系人の大きな問題は家族の数と年齢であった。砂糖大根農家との契約では一人が砂糖大根畑８エーカーの世話を出来るという仮定で、１エーカー当たり３３ドルの賃金が支払われ、５人家族ならば一年に 1,320 ドルの収入が見込まれた。しかし、家族の人数と契約している砂糖大根畑の大きさがつり合わないことが多かった。大きすぎたり小さすぎたりした。日系人は砂糖大根シーズンの 2 年目に入る前に、家族の人数に見合った砂糖大根農場に移動することを要求した。しかし、アルバータ砂糖大根農家協会は戦争が終了するまで、日系人は最初に行った農家の留まることを要求した。しかし、日系人 176 家族が農場を変更する願書を提出した。日系人間の人間関係で問題が起こり、雇用主を変更したい家族もあった。白人雇用主の自分たちに対する態度に反発した家族もあった。「もし俺の命令を聞かないなら日本に送り返すぞ。」と脅した雇用主もいた。1943 年春、日系人は自分たちで雇用主を選択できる権利を認めてもらうまで、新しい砂糖大根シーズンの雇用契約に署名することを拒否した。

最初は砂糖大根農場は地上の地獄だとか、今までで日系人に起こった最悪のことなどと思っていた日系人も、作業に慣れるに従って仕事にやりがいを感じるようになっていった。

> この夏、私たちは一生懸命働きました。もうカナダで泥まみれになって働くことはないと思っていた母親たち、余生をのんびり過ごしたいと思っていた高齢者たち、マニュキュアやパーマに時間を使いたかった若い女性たち、みんなが朝暗いうちから夕方まで、時には夜になっても月明かりの下で働き、今までで最大の量の砂糖大根を収穫しました。

> 白人雇用主は女性に砂糖大根の収穫作業は無理だと言いましたが、実際は日系女性も収穫作業をしました。ロッキー山脈から吹き付ける激しい風の中で、砂が眼に入って痛いのに、背中が痛くてきしむのに、朝の霜で指先が凍ったようになるのに働きました。
>
> 農作業が終われば 4 分の 1 から半マイルも歩いて池に行き、氷に穴を開けて水を汲み家まで運びました。池では牛や馬を追い払い、重いバケツの水をこぼしながら、よろめきながら歩いて家まで帰ってきました。家に帰れば、明かりは灯油ランプで、むき出しの壁は寒さを防

げません。しかし、私たちは自分たちで稼いで独立した生活をしていると誇らしくおもいました[7]。

戦後、アルバータ州の砂糖大根農場で働いていた日系人のわずか 15.4 パーセンがが日本に帰りたいと思ったことを考えると、これらの日系人が如何にアルバータ州の生活に順応したかがわかる。戦後しばらくの間、アルバータ州の日系人の数は、戦前から住んでいる 534 名を含めて 3,650 名で安定していた。カナダ東部に移動した人もいたが、丁度その数に見合う位の人が BC 州から親戚や友人を頼ってアルバータに移動してきた。1945 年にアルバータ州の日系人の 65 パーセントが砂糖大根農場で働いていた。日系人はアルバータ州の砂糖大根産業に欠かせぬ存在になっていた[8]。しかし、日系人にとってアルバータ州は安住の地ではなかった。アルバータ政府と連邦政府との契約によれば、戦争終了後にアルバータ政府が要請すれば連邦政府は日系人をアルバータ州から移動させなければならなかった。アルバータ州としては日系人が労働力として役立つ限りアルバータ州に留まることに異存はなかったが、州政府首相のマニングを始めとする政治家、新聞、愛国団体は連邦政府との契約があることを常に強調した。その上、戦時中の法令により日系人は移動の自由を剥奪されていた。1944 年 8 月の州選挙でも日系人はアルバータ州の一時的な住人であるという理由で選挙することが出来なかった。勿論、土地を購買することも賃借することも出来なかった。

戦争中の大部分を通じて、アルバータ州の日系人は町に住むことが出来なかった。例えばレスブリッジ市議会は市内の白人家庭の家政婦としての雇用を見つけた日系女性が市内に入ることを禁止した。またレスブリッジ市がビアホールと酒類販売店に日系人が入ることを禁止する法令のアルバータ州での先駆者となった。このような行為からレスブリッジは「排日の町」として知られるようになった。カルガリー市長アンドリュー・デービッドソンはアルバータ州から全ての日系人を直ちに排除することを要求し、エドモントン市議会は 1944 年 8 月に二人の二世からの市内に移動することを要請する願書を却下した。その内の一人はエドモントン市内で行われた 6 週間の自動車修理訓練を受講したかったのだが、たとえ一人でも先例を作るのは危険だという理由で却下された。

マニトバ州の砂糖大根農場に移動した 1,053 名の日系人は、アルバータの砂糖大根農場に移動した日系人が遭遇したような問題にはあまり遭遇しなかった。日系人の BC 州からの移動が始まった時に、マニトバ政府首相ジョン・ブラッケンは日系人はマニトバ州経済に貢献すると考え、連邦政府に協力して日系人を受け入れることにした[9]。連邦政府との間に正式な契約はなかったが、戦後、マニトバ州が要請すれば日系人をマニトバ州から排除出来ると理解されていた。マニトバ州としては戦後、日系人がカナダのどこに定着するかは連邦政府の責任であると考えた。アルバータ州の新聞はカルガリー・ヘラルド紙のように、いまだに日系アメリカ人が日本軍の真珠湾抗議に協力したという嘘のニュースを流し、戦後は日系カナダ人の海外追放を要求していた。しかし、ウィニペグのフリー・プレス紙は頑強に人種差別反対の立場を取り、日系人が法律の下にカナダ人としての市民権を取得するための努力をしていた。また連邦政府の日系人の「本国送還」計画に抗議していた[10]。

しかし、オンタリオ州が結局は一番多くの日系人の移動先になった。日系人が大挙してオンタリオ州に移動したのは、連邦政府が日系人の強制的な日本追放により日系人社会に起こした危機が終了してからであった。それまではオンタリオ州への移動はゆっくりで数も少なかった。1943 年末のオンタリオ州の日系人は、戦前から住んでいた 132 名を含めて全員で 1,650 名だった。この内 700 名が連邦政府の政策に従わずに捕虜収容所の収容所に入った人、360 名が 1942 年春にオンタリオ州北部の道路建設キャンプに送られた二世であった。これらの二世はその後オンタリオ州農業省の農

場サービスプログラムで設置された 8 つのキャンプに収容され、砂糖大根農家に働きに行くことになった。しかし、1943 年春に存在した農業キャンプは 2 つだけで、砂糖大根農家に働きに行った者は 50 名に過ぎなかった。他の二世は他の種類の農業作業を探したり町に移り住んでいた。オンタリオ州の砂糖大根事業はアルバータ州とマニトバ州と同様に、大勢の日系人に雇用の機会を与える計画であったが失敗した。オンタリオ州首相ミッチェル・ヘップバーンは砂糖大根の収穫を確保するために白人農家に日系人を雇用することを要請したが、白人農家は日系人家族を雇用するという計画に乗り気にならなかった。また、二世も砂糖大根労働は安い労働力または収監された囚人の雇用と見なした[11]。砂糖大根農場で働くことを拒否した二世はそれぞれに仕事を見つけて自立した。これらの二世と 1942 年に自発的にオンタリオ州に移動してきた 681 名の日系人男性、女性、子供が、その後の日系人のカナダ東部再移住のさきがけになった。そして 1946 年末にはオンタリオ州の日系人は 3,742 名に増加した。

連邦政府は日系人をいくつかの州に分散すること、またはカナダの全ての州に分散することで日本人問題を一挙に解決出来ると考えた。日系人関連の政策立案者は日系人の分散は納税者の負担を軽減するだけでなく、長期的には日系人が平常な生活に戻ることを早め、BC 州の日系人に対する政治的、経済的な反発を軽減すると考えた。しかし、連邦政府の説得や勧誘は効果がなく、日系人にとってロッキー山脈以東への移動は人気がなかった。太平洋戦争の初期の段階でカナダ東部へ移動した人達は、BC 州内陸部の収容所に行った人達より苦境から立ち直る力が強く勇気があった。しかし、カナダ東部に移動したこと自体は、日系人にも連邦政府労働省の官僚にも、日系人にカナダ永住権を与える保証にならなかった。連邦政府の日系人分散政策が失敗した原因の一つが、このようなカナダ永住権の保証がなかったためである。1944 年夏までに日系人のカナダ東部への移住はほとんどなくなり、1945 年後半には無視できるほど少なくなった[12]。

日系人のカナダ東部再移住には数え切れないほど多くの予想のつかない危険があった。また、再移住するには政府機関と接触しなくてはならず、今までの経験から政府機関の言うことは信用出来なかった。日系人の伝統的な強い家族の結束が、最初の強制移動の時に僅かではあるが存在した抵抗運動の原動力であったと同様に、カナダ東部への再移住への抵抗にも大きな力になった。多くの一世は子どもたちが無気力ではあるが安定した収容所の生活を棄ててカナダ東部へ再移住するのに反対した。一生を漁業や商業で過ごした一世や高齢の二世にとって、カナダ東部に仕事があるかどうかが問題であった。しかし、この人達にカナダ東部再移住をためらわせた最大の原因は、収容所には安定したように見える生活があったからであった。このような生活を棄てて再移住するのは難しいと思われた[13]。収容所では人種差別はなく、毎日の生活を平和に過ごすことができた。また将来の生活に関する大事な決定を伸ばすことが出来た。自分たちの将来は、いつまで経っても将来日系人がどうなるのか示すことが出来ない連邦政府と、今でも日系カナダ人を国外に追放することを主張している排日政治家の予想のつかない言動にかかっているとおもった。

収容所の日系人の不信、疑惑、欲求不満は日系人の人権に無関心な連邦政府にも向けられたが、直接には収容所の白人管理者に向けられた。白人管理官は日系人の利益に反する行動をしていると考えられた。そして、連邦政府労働省が提唱するカナダ東部への再移住を認めることは、敵対勢力に加担することだと思われた。日系人の了承なしに日系人の資産を連邦政府が強制売却したことで、連邦政府が自分たちを迫害しているということが深く日系人の心に刻み込まれた。収容所の生活は厳しかったがそれでも最低限の安定した生活があり、自分たちにはこの安定した生活を維持する権利があると考えた。監獄の囚人が少なくとも監獄の中で安全だと思うように、日系人も安全な収容所の中で大事だが難しい決定を先延ばしすることが出来た。ベイ・ファームの二世のグループが次のように述べている。

皆でカナダ東部へ行った友人のことを話しあった。アルバートとデーブはトロントに行って公認会計士の実習生になっている。そしてカナダ公認会計士協会から正式に公認会計士として認証してもらうための願書を提出している。ハミルトンに行ったヘンリーは商業学学士で教員免状を持っている。現在、教師の職を探している。

するとアキが言った。「我々がこの収容所に留まっている理由はないのじゃないか？」、「だけど両親はどうする？」、「それは我々がここを出ない言い訳じゃあないのか？我々には勇気がないだけじゃないのか？」、「多分そうだ」とアキが言った[14]。

連邦政府労働省が日系人をカナダ東部に再移住させる努力を続けている時に、連邦政府内閣は日系人の生活の規制を緩める処置は何もとらなかった。日系人は土地を購入することも借りることも出来ず、連邦政府法務省の許可がなければ農業をすることもできなかった。1943 年 12 月 20 日の内閣令 9702 号で規制はほんの少し緩められ、日系人は 1 年に限り商店と自宅にする住居を借りることで出来るようになった。しかし、このためには許可が必要で、許可は 1946 年 4 月まで厳しく管理された。このような管理は白人商店主が日系人と競争するのを恐れたために設置されたのだが、日系人にとっては長期的に商店や住居を借りることができないので、再移住の動機にはならなかった。日系人が収容所を出て生活するには様々な規制が障害となった。最初は BCSC,次に連邦政府労働省により次のような規制が施行されていた。日系人は連邦政府が決めた職業またはビジネスに就くことは出来ない。カナダ国内の自由な移動は出来ない。日系人と組織を作ることも会議することも出来ない[15]。

しかし、日系人に対する規制がカナダ東部への移動の報奨または勧誘策として大幅に緩和されたわけではなかった。1944 年に連邦政府が BC 州から他州へと移動する日系人に、新しく移動した州においても参政権を拒否したことも、ウィニペグのフレー・プレス紙が述べているように、日系人がカナダ東部に再移動することを深刻に妨げることになった[16]。

日系人は BC 州から遠くに離れれば離れるほど、地域住民の自分たちに対する敵対心は薄れるのではないかと思ったこともあった。しかし、実際は日系人に対する偏見はカナダ全国に満遍なく広まっていたことを身を持って知った。1943 年にギャロップによって行われた世論調査によれば、54 パーセントのカナダ人が日系人を日本に「送り返す」ことを望んでいた。オンタリオ州住民の 52 パーセントも日系人を「戦争終了後、外套を着せてあげ帽子を渡して」日本に送り返すことを望んだ[17]。日系人に関するあらゆるステレオタイプの差別が、日本との開戦に伴って流布された。カナダの香港守備隊が日本軍に破れて捕虜になると、カナダ東部の住民は日本軍の残虐行為を信じ、BC 州の住民と同様に日系人を日本本国の日本人と同一視した。ごく限られた例外を除いて、日系人の中の日本国籍者とカナダ国籍者の区別はしなかった。カナダ東部の住民が日系人を雇用し、日系人再移動の限られた成功に貢献したのは、戦時の労働力不足の解消に役立つと思ったからであって、日系人政策の不正を正すとか、公平な競争の精神を守るとかといったものに根ざしていたのではなかった。

カナダ東部の市町村議会では日系人再移動者に対する敵意が湧き上がっていた。オンタリオ州南西地区は労働力不足に悩まされていたが、チャザム町議会は日系人の流入をきっぱりと拒否して次のように言っている。「我々は息子たちが戦場から帰ってきて、自分たちが戦場で戦っている間に、戦争に行かなかった日系人に自分たちの仕事を奪われてしまったことにきづくといった事態を避けたい[18]。」チャザムから遠くないセント・トーマスの町は、日系人に対してチャザムより少し

寛容であったが、それでも1946年11月の段階で、150名の日系人が町から7マイル離れたフィンガル・ホステルで寝泊まりしていることを危惧した。1944年10月、インガーソルの肥料工場は7名の二世を雇用していたが、白人300名のデモ隊が工場に押し寄せて騒ぎ、この内3名が逮捕されて執行猶予の判決を受けた。この騒ぎを鎮圧するために警察が出動し警棒を振り回して暴動に近い騒ぎをやっとのことで鎮圧した[19]。1945年5月、グリムズビーが所属するリンカーン郡議会は日系人家族が郡内に定着することに抗議した。地域の町長の1人が後に次のように言っている。「日系人家族の定着は地域住民を激怒させたので、私は住民が日本人家族の家に押しかけて、暴力的に日系人を追い出すのではないかと恐れた[20]。」ジョージタウン町議会は地域の工場が数名の日系人機械工を雇用したのに抗議して、連邦政府労働大臣に手紙を出した。次のような内容であった。

> もし1、2名の日系人を雇えば、もっとたくさんの日系人がやってきて日系人の集落ができる[21]。

白人の日系人に対するこのような敵対心はどこから来ていたのだろうか？この敵対心は丁度日系人がBC州のオカナガン・バレー地区に再移住した時の、土地の住民による日系人に対する過激な人種差別に似ていた。そして、両者の共通点は白人の日系人に対する認識であった。日系人はカナダ社会に同化する能力に欠けている、不公平な競争を引き起こす、生活水準を下げる、国家の安全を脅かす、などであった。オンタリオ州住民は次のようなはっきりしない危惧を日系人に対して持っていた。それは、日系人が農場や工場で働いている若い女性に危害を及ぼすのではないかということだった。

トロント市はその後、日系人再移住の重要地点になり、カナダで日系人が一番多い都市になるのだが、当時、住民は日系人再移住者の受け入れを拒否した。1942年4月、トロント管理協議会はビジネス団体、労働組合、愛国者団体の意見を聞いた後で、日系カナダ人のトロント市への移住を拒否する動議を可決した。トロント市には防衛産業があり、日系人移住者はこれらの産業に危険をもたらすというのがその理由であった[22]。トロント市は1943年末までに700名の日系人の移住を認めたが、同年、再度日系人の移住を禁止し、移住者を既に市内に定着している日系人の家族だけに人道的な例外として認めた。トロント市長サーンダーズに対して日系人の移住を認めるようにという圧力もあったが、トロント管理協議会は頑なに拒否した。トロント管理協議会委員バルフォーは次のように述べている。「既に市内に定着している日系人は大きなオフィスの仕事や家政婦をしているので、重要な情報を盗んでカナダの戦争遂行能力を妨害するかもしれない」。トロント市郊外の裕福な町、フォレスト・ヒル・ビレッジは1943年に若い日系女性を家政婦として雇用することを禁じる条例を作った。その後、家政婦を必要としている60名の住民が条例を廃棄することを要請したが拒否された。町長は拒否の理由を次のように述べているが、自分では気づかずに矛盾していた。

> 戦争終了後、町議会は日系人家政婦を町から追い出すことが出来ない。なぜなら、彼女たちはカナダ市民だからだ。もし、日系人家政婦を許可したら、この町には日系人社会が出来るだろう。もし、このようなことが起こったら、住民は町議会を非難するだろう[23]。

市町村議会はカナダ市民が町に定着することを禁じる権威を持っていなかった。しかし、連邦政府労働省は市町村が日系人の移住に抗議するところには、市町村は日系人の移住を禁止することが

出来るという解釈に従って行動した。実際の話、再移住の初期にカナダ東部に移住した日系人は、移住先の市町村の許可、住居、雇用先の証明書を連邦政府に提出する必要があった。

他にも日系人がカナダ東部への移住することを思いとどませるようなことがあった。例えば、1944 年 11 月 17 日、トロント警察協議会は二世の独立ビジネスへの商業許可証の発行を拒否した。警察協議会はつぎのような理由を述べた。「カナダと交戦中の国を母国とするカナダ市民にはビジネス許可証を発行しない[24]。」二世のジミー・ヒライは連邦政府法務省から許可を貰い小さなレストランを購入したが、トロント市への営業許可を 8 回申請しても、いつまでも許可が降りず結局却下された。そのため、レストランを損をして売却せざるを得なかった。もう 1 人の二世フランク・タブチはノース・トロントにラジオ修理店を開きたいと思ったが、地域のビジネス団体の抗議にあって営業許可が取れなかった。営業許可の公聴会でタブチは次のように述べた。

> 私はトロント市に私の選択で移住したのではない。私はバンクーバーに店を持っていたが閉めざるを得なかった。カナダは民主主義を守るために参戦しているのだらか、私のような例にもっと思いやりをもって対処して欲しい。

これに対してハーバート・バートン判事は次のように答えた。

> 先ずあなたが日本にいる尊敬する父上に手紙を書き、戦争を止めるように言いなさい。その後であなたの営業許可証のことを考えましょう。これこそ原則に従うやり方です[25]。

日系人は白人雇用主が日系人を最後に雇い最初に首にするこをを知っていたので[26]、日系人は例え仕事が見つかっても落ち着きがなく不安定であった。そしてこのことで自分たちは日系人であるというだけで迫害されているという気持ちを強くした。バンクーバーで従事していた従来の仕事につけないことも明らかだった。漁師や店を持っていた日系人は、新しい仕事と生活に順応するのが大変だった。農場、工場、カナダ人家庭の家政婦など低賃金で単調な仕事に就いた人が大部分であった。1943 年 3 月 20 日のニュー・カナディアン紙に載った求人広告が当時の日系人の雇用状況を示している。

- 家政婦 1 人と関節炎を持つ障害者の世話をする人 1 人、ビームズビル。
- 雑役夫、月給 40 ドル、ハミルトン市の女性が求人主。
- 男性 14 名を募集、樹木の伐採と簡易製材所での製材作業、月給 54 ドル。
- 料理人、庭師、家政婦 8 名、ゲルフ市のホームウッド結核療養所。
- 家政婦 4 名月給 25 ドル、洗濯をする女性 2 名月給 30 ドル、トレントン市。
- ウェスターン・オンタリオ大学学長の運転手兼料理人、月給 90 ドル。
- 果樹園で働く家族、ビームズビル。
- 庭師と料理人、ベリー農場。

1943 年末にモントリオール市で働いていた 240 名の二世のうち 74 名が家政婦か料理人で、残りは工場、自動車修理屋、洗濯屋など様々な仕事をしていた。二世は徐々に自分の技術と訓練に合った仕事に移っていったが、これは二世自身の努力によるもので、連邦政府労働省の職業斡旋サービスによるものではなかった。

日系人は仕事についても最初は仮採用であった。また白人社会では職場でも学校でも目につく存在であった。ユナイテッド協会牧師のコーサブロウ・シミズはトロントとモントリオールで日系人のカウンセラーの仕事をしていたが次のように述べている。

日系人はフラストが溜まる経験や白人に拒絶されることが多く、自分では気づかずに絶望コンプレックスに陥っていた。「いくら努力をしても駄目だ。」という態度を取る人が驚くほど多かった。「我々は善良なカナダ人になる努力を続けた。勤勉で、法律を守り、カナダに忠誠であった。それなのに敵性外国人として取り扱われた[27]。」

日系人の持っている人種差別による古傷が、再移住先でちょっとしたことや、大事な状況で白人から拒絶されることによってまた開いた。新聞の論調に表れた白人の日系人に対する態度は日系人を不安にさせた。1944 年 5 月 17 日のモントリオール・スター紙は「カナダから日系人を駆逐せよ」という題字の、激しい憤りに満ちた次のような社説を載せた。「日系人は日本政府のスパイであり、日系人をカナダから完全に駆逐するのがカナダにとって一番良いことである。」モントリオールに短期間滞在した二世の女性が次のように言っている。「このような社説が出てくるまで、私はモントリオールで幸せでした。」このような悪意に満ちた社説か、それともももっと分別のある態度をとる大手新聞の論説のどちらを重く見るかは難しかった。しかし、日常生活で部屋の借用を拒否されたり、レストランや時には床屋でサービスを拒否されたりしていた日系人は、再移住以前の迫害の経験も重なり、このような排日感情がカナダ人全般の態度だと思った。

再移住者の多くは若い独身者で、家族を残してカナダ東部にやってきた。そのため社会から疎外されていると強く感じた。また、日系人が同じ区域に集まって住んでいるので、日系人ゲットーが形成されるのではないかと心配した人たちもいた。トロント市のマーコール・ダンダス街がその１例であった。これとは反対に戦前のバンクーバーの日本人街や、収容所での日系人同士の密接な付き合いを懐かしがる人もいた。また、家族を残して移住してきたことや、残してきた家族に十分な仕送りが出来ないことに心を痛めた。もし可能なら二世の多くは家族と一緒に生活することを望み、両親や兄弟姉妹と一緒に再移住したかった。しかし、二世にとってカナダ東部に移住することは両親に対する義務や一世の管理から逃れて独立することでもあった。

再移住者を助ける人がまったくいなかったわけではない。日系人の窮状に関心を寄せる人々がいた。特に教会と YMCA は日系人が仕事と住居を確保するのを手伝い、二世の社会的なグループや政治団体に会合場所を無料で提供した。これらの個人や団体は再移住者がもっとも困っていた時に必要なサービスを提供した。全カナダ教会間諮問委員会（National Inter-Church Advisory Committee：NICAC）は日系カナダ人の参政権獲得に尽力していた。1944 年夏にすでに、対日戦争終了後にはトロント市や他の地域の団体が、日系人に対する迫害の倫理的責任に目を向けることを予期していた。NICAC は 1944 年に結成され、日本人問題をその主要活動に定めた。そして、連邦議会上院で法令 135 号の討議が始まると、日系人に新たな規制を課すこととカナダ市民権を拒否することに抗議するように世論に呼びかけた。この NICAC の努力は実を結ばなかったが、キング首相とその内閣に日系人に新たな規制を課すことは頑強な抗議を呼び起こすことになることを告げた。

教会組織は市民権問題については詳しかったが、日系人の市民権問題についての行動は特別に効果のあるものではなかった。実際、個別の教会の中には日系人問題について非協力的な態度のところもあり、教会組織指導者に衝撃を与えた。NICAC が設立されたとはいえ、教会組織が末端に至るまで日系人に同情的あったとはいえなかった。教会が日系人に仕事を見つける支援プログラムを設立したが、これがまったくの失敗に終わったことも NICAC には予想外であった。このプログラムは小さな町の教会の牧師が信者に依頼して、日系人家族が地域で仕事を見つける時の保証人になって

もらうというものであった。このプログラムはトロントの教会本部から地域の教会への指示という形をとったが、指示に従った教会は一つもなかった。NICAC が受け取ったただ一つの返答は、農業従事者が信者の教会からのもので、この教会はもし日本人が移住してきたら追い返すと言ってきた。

カナダの対日戦勝利を祝う日の後で、オンタリオの教会は連邦政府の日系人日本返還計画に抗議したが、その返事として連邦政府労働省は各協会に日系人のオンタリオ州への定着を支援することを要請した。しかし、この連邦政府の要請に返答した教会は一つもなかった。このような例は他にもあり、教会の信条と行為の間には大きな溝があった[28]。中には熱心に日系人の支援を教会に要望する NICAC 委員もいたが、日系人は排斥する教会の信者を説得することも、カナダ東部への移住を希望する日系人に自信を与えることも出来なかった。

再移住は心を傷つける辛い経験ではあったが、日系人が再移住初期の疎外感や白人による迫害により、やる気をなくしたわけではなかった。再移住者の 4 分の 3 が若い二世であったことも影響していた。二世たちは勤勉で将来に希望を持ち熱意に満ちていた。これらの性格が白人を敵に回す要因の一つであったのは皮肉であった。二世は新しい生活を築き、友達を作り、日系人社会組織の再生を目指した。シミズ牧師はこのような動きを次のように評している。

> 二世再移住者は新しいパイオニアだった。再移住の中で日系人の特長を存分に発揮した。一世は二世がこのような特長を失ったのではないかと心配していたが、そんなことはなかった。二世は一世と同様に勤勉で法律を守り進取の気性に富んでいた[29]。

強制移動とその後のカナダ東部への自主的な移動は、日系人をカナダ全土に分散することになり、結果的には BC 州内陸部に閉じ込められずにもっと広い機会を日系人に与えることになった。また、日系人がカナダ白人社会にもっとも同化したグループになる要因にもなった。二世の一部は市民権問題に執着し、連邦政府の政策に対抗して人権の平等、日本送還反対、強制売却された資産の補償運動を始めた。これらの二世は長い間、「りっぱなカナダ人」であることを証明しようとし、やはり連邦政府の政策に抗議して捕虜収容所に入れられた「二世総移動グループ（Nisei Mas Evacuation Group）とは反対に、連邦政府の強制移動政策に協力した。

このグループの二世は自分たちがカナダに忠誠である市民であることを証明しようとして、敵国の日本人と自分たちをはっきりと区別しようとした。日系カナダ市民連盟（Japanese Canadian Committee for Democracy：JCCD）をトロントに結成したが、連盟は日本赤十字社からの醤油、味噌、緑茶の慰問品の受け取りを拒否した。連盟にとって連邦政府が日本赤十字社から日系人に対する慰問品を受け取ったのは、連邦政府が従来どおり敵性日本人（カナダ国籍を取得していない日系人、一世の一部）とカナダ生まれの日系人およびカナダに帰化した日本人の区別をしていないことの表れだと考えた。また、慰問品は日本政府が日系人を日本帝国のファッシスト哲学に感化しようとする試みで、二世にたいする侮辱であると考えた[30]。しかし、日本赤十字社からの慰問品を拒否した日系人グループは少なかった。道路建設キャンプや BC 州内陸部の収容所にいた日系人は、慰問品を僅かな日本食品であったが食卓を暖かくすると喜んだ。この「醤油事件」は日系人グループの間に、カナダ市民権や連邦政府の政策への対抗策について深い溝があることを証明した。醤油事件とほかの事件で一世と二世の二世カナダ市民権促進グループに対する態度は硬化した。

二世の市民権獲得運動は 1943 年にトロントで結成された JCCD を中心にして行われた。JCCD はそれ以前の 2 つの二世の委員会から生まれたものだった。この 2 つの委員会は「日系カナダ人共同委員会（Co-operative Committee on Japanese Canadians ：CCJC）」と関係があった。CCJC は当初

トロントの日系人が日常生活を円滑にするための共同組合として作られた。CCJC は小さな組織であったが、その後、いろいろな団体を含む連合組織に成長した。その会員団体にはカナダ・ユダヤ人会議（Canadian Jewish Congress）、「カナダ婦人協議会（National Council of Women）」、大部分の教会組織が入っていた。この連合は日系人の日本送還を阻止するために結成された。JCCD の活動は次のようなものであった。日系人のトロント移住禁止令を緩和すること、日系人が市内の一箇所に集中して住まないようにすること、二世と他のカナダ人との交流を促進すること、日系人の就く職種を広げ安定させること、日系人が不動産を購入または賃貸することを禁止した内閣令を廃棄することであった。JCCD はオタワに何回も陳情に行ったが、その第一回目は 1945 年８月で、JCCD 会長キンジー・タナカと「カナダ労働組合会議（Canadian Congress of Labour）」の調査部長ユージーン・フォーセイを含む 4 人の委員が、連邦政府労働大臣ミッチェルと他の閣僚に日系人の日本送還反対の陳情をした。

JCCD は過激な行動をすると批判された。特に政治的に不活発な二世からは JCCD はトロントが中心で、カナダの他の地域の二世の意見を聞かないまま何でも自分たちだけで判断すると非難された[31]。実際、カナダ東部に移住した二世には目立たないように生活しようとするものが多かった。例えば、モントリオールの二世のグループは二世の組織を正式に発足することに反対した。その理由は「組織を作ればいたずらに白人の注意を引き誤解を招く。かえって日系人が白人社会に同化するのを妨げる[32]。」であった。二世の組織を作るかどうかという問題がモントリオールの二世社会を分断した。他の日系人はモントリオールの二世社会を「新二世村」と呼んでからかった。二世の中にはニュー・カナディアン紙の読者の投書欄で、二世社会にダンスや社交の機会がないことに不満をもらすものもいたが、このような社交活動が息を吹き返してくることに厳しく反対するものもいた。

> トロントでクリスマス・イブにメイソニック・テンプル・ホールでダンス会があった。そして、多くの（多すぎるほどの）二世が参加した。バンクーバーで日系人が群れになっていろいろな行動をしたのが、白人の疑惑を招いたのを忘れたのか。バンクーバーで犯した間違いを繰り返してはならない。ダンスに皆で参加するようなことは、自分で自分の喉を切るような行動だ[33]。

チャザム、エセックス、インガーソルといったオンタリオ州の小さな村では、住民は日系人が街角に固まって話していると悪意を持ってつぶやき、メディアは日系人に対する敵意が高まっていると連日報道した。このような状況では日系人が集まって目立つことや、組織を作ること、町の一箇所にゲットーを作ることに敵意を持つ住民を看過することは出来なかった。日系人から参政権が剥奪されていることに対する抗議活動が活発になって、やっと二世の組織が次々と結成された。そして、日系人に同情的で、かつ社会的に影響力のある白人団体と接触出来るようになった。このような状況の変化があって、やっと二世の間に自分たちの状況を改善するためには政治活動が必要だという認識をする人が増えてきた。この頃、ハミルトンのソフィ・エズ（Sophy-Eds）、ウィニペグのマニセイス（Maniseis）、モントリオールのクリスチャン共同グループ（Christian Fellowship Group）のような二世組織が多くの日系人に支持されるようになった。

1945 年 7 月 20 日、JCCD はいろいろな意見を載せた月刊誌「二世事情」を発行した。そして、キング首相への公開書簡を掲載した。その中には次の抗議が記載されていた。

> カナダの報道機関には日系人のカナダ軍入隊とカナダ軍の中の日系人兵士についての報道禁止命令が出ている。

4 月 19 日、キング首相は連邦政府議会下院の答弁で、英国が二世を戦争目的のために募集していることを認めた。しかし、防衛大臣ラルストンは「軍隊の保安のためと日系人兵士の安全のために」日系人兵士の役割と訓練についての情報は発表されていないと説明した。この情報統制は明らかに日系人兵士がカナダ軍に入隊したことが、6 月 11 日の連邦議会選挙のために反日感情を利用している BC 州の自由党候補者の不利にならないようにした処置であった。もし二世がカナダ軍に入隊したというニュースが公になれば、BC 州選出の連邦議会議員のイアン・マッケンジー、トム・リード、ジョージ・クルイックシャンクが、日系人をカナダから永久に追放する、すくなくとも BC 州から追放すると主張して選挙民に訴えている努力を無駄にしてしまっただろう[34]。

少なくともバンクーバーの連邦議会候補者 3 人は日本人追放を選挙民に訴えて、だれが一番効果的な排日選挙スローガンを考へつくかという競争をしていた。結局、この三人は当選するのだが。ハワード・グリーンの排日スローガンはバンクーバー南選挙区の保守党支持者によく知られていた。連邦政府年金および医療大臣のイアン・マッケンジーは、「もし自由党政府が日系人が BC 州に留まるのを許可すれば、私は大臣を辞表する」と公言して次のように述べた。「もしジャップが BC 州に残れば、私は内閣を出ていく。」C.C.メリット中佐はディエップの戦いのヒーローでビクトリア勲章を授与されていた保守党候補だったが、「私への投票は排日の投票である。」と選挙民に告げた。このような排日運動が続いていた中で、日系人兵士デービッド・ツボタはドイツの捕虜収容所でつらい日々をもう２年も送っていた。ツボタはモントリオールの二世で、戦争が始まる前に入隊し、ディエップの戦いでは突撃隊の一員であったがドイツ軍の捕虜になった[35]。そして連邦選挙が終わり、戦争も終了してからカナダ共同ニュースは 150 名の二世がカナダ軍諜報部隊に入隊し、その内の 21 名は 1945 年 3 月に既に入隊していたことを伝えた。

何れにしろ二世の入隊は遅すぎ、また少なすぎた。真珠湾攻撃前の 1940 年に二世が戦時資源動員法の下でどのような扱われるかの議論があったが、連邦政府の「東洋系カナダ人に関する特別委員会」は二世に軍事訓練をしてはいけない。またカナダ軍に入隊を許可すべきではないという勧告を連邦政府に提出した[36]。特別委員会はその理由として、BC 州には日系人に対する人種差別があるので、カナダが日本と戦争状態になるとカナダ軍の中の無責任な兵士が日系人兵士を攻撃する危険があるとした。しかし、真の理由は連邦政府内閣が BC 州からの圧力に屈したということだった。例えば、BC 州首相パチューロは日系人の入隊は日系人の参政権と切り離すことが出来ないとして、キング首相に日系人の入隊拒否を要請して次のように述べた。

> もし日系人に入隊を許可すれば、彼らは次に参政権を要求するだろう。しかし、BC 州は絶対にこれを許さない。もし、あなたが既に日系人を入隊させろという命令を出していたならば、直ちに命令を廃棄して欲しい[37]。

1945 年春まで、内閣の戦争員会は日系二世の入隊禁止を頑固に守っていた。例外は真珠湾攻撃前に入隊した 35 名の二世だけだった（その中に片親が日系人以外の二世もいた）。

1944 年夏に日系人のカナダ軍入隊の議論がまた持ち上がった。英国軍大佐ドナルド・モリソンがルイス・マウントバッテン卿の東南アジア司令部がどうしても必要としていた日本語通訳の募集のためにカナダに来た。英連邦の中でカナダだけが日本語通訳のために訓練出来る人材を豊富に持っていた。モリソンはカナダ政府の断固とした立場を知ると、二世に英国に来てもらい英国で英国軍に入隊し、戦争終了後に除隊してカナダに帰るいう案さえ出した。カナダの立場を考慮した妥協案だった。しかし、カナダ政府は戦争終了後にこれらの日系人をカナダが受け入れる保証はしないとモリソンに告げた[38]。このカナダ政府の回答にモリソンは信じられないと嫌悪感をあらわにした。

連合軍に価値のある仕事が出来る人材を、わざわざ社会から遠ざけるような政策を理解出来なかった。この間、JCCD は二世はカナダ軍に入隊すべきだと主張を続けた。

ちょうどこの頃、カナダ軍太平洋司令部は日本語通訳を必要として、バンクーバーに日本語通訳を短期で養成する学校の設立を連邦政府国防省に提案した。国防省は重い腰をあげ、トロントで二世にこの通訳養成プログラムへの願書の配布を始めた。願書は 5 ページも有り、日系人に差別的な質問もあると二世は思った。例えば、応募者は推薦人、詳細な履歴、日本語能力を書き込まなければならなかった。そして、BC 州では RCMP が収容所を回り、応募に興味のある日系人を探した。但し、入隊はカナダ軍ではなくて英国軍であった。

ドイツの敗戦が濃厚となり、第二次世界大戦の主要戦場はヨーロッパから太平洋に移った。しかし、カナダ西部の排日感情は依然高く、政治家は二世の入隊に反対した。1945 年初め「バンクーバー諮問委員会」という市民の人権グループがキング首相に手紙を書いた。次のような内容だった。もし連邦政府が二世の入隊を許可しないという政策を堅持して、その結果太平洋に派遣されたカナダ軍が危険にさらされるようになったら、諮問委員会は連邦政府が二世の入隊を認めないという経緯を広く全国民に知らせる。

1945 年 2 月 26 日、12 名の二世が 6 ヶ月待ったあとでやっと英国軍入隊を許可されて、英国出発を待っていた。すると、当日、カナダ政府が政策を変更して、これら 12 名の二世のカナダ軍入隊を許可した。モリソン大佐によれば、英国首相ウィンストン・チャーチルがキング首相に英国軍が二世を必要としていることを説得した結果だった。そして 3 月 4 日に 12 名は訓練も受けず、すぐさまカナダ軍がインドの英国軍に貸し出すということで出発した。カナダではこの後すぐに１５０名を上限として二世の募集が始まった。このうちの一つのグループはオンタリオ州のブラントフォードとシムコーで基礎的な軍事訓練を受け、日本敗戦の直前にバンクーバーの S-20 太平洋司令部日本語学校で海外派遣の訓練を受けた[39]。極東に送られた二世は主に戦争犯罪調査隊に配属され、オランダ領東インド、マラヤ、ビルマ、タイ、フランス領インドシナ、香港に行った。少数の二世は日本占領軍に配属された。これら二世の仕事は心理作戦、短波、長波によるラジオ放送、パンフレットの翻訳と作成、日本人捕虜の尋問だった[40]。

残忍で皮肉な出来事が 1946 年 5 月に香港の日本兵戦争犯罪法定で起こった。被告は香港の日本軍シャムスイポ捕虜収容所で捕虜を拷問した容疑のカナオ・イノウエだった。この裁判に通訳として参加したのが二世のロイ・イトウとフレッド・ノガミだった。イノウエは BC 州キャムループス生まれで、捕虜たちにキャムループス小僧と呼ばれていた。イノウエは 1938 年 21 歳の時に大学に行くために日本に行った。イノウエの父親は第 1 次世界対戦でカナダ軍に入隊した。イノウエは通訳として日本陸軍に徴兵された。香港の捕虜収容所の捕虜たちは、イノウエはカナダにいる時に、日系人はカナダ人に劣っていると思うように強制されたので、「カナダ人を全てやっつける」と言っていたと主張した。イノウエの判決は国家反逆罪による絞首刑であった。イノウエは後に民事裁判所で、戦時中にはカナダ市民ではなかったと主張したが、裁判所はカナダ市民であったと判決した。1947 年 8 月 27 日、イノウエは香港で処刑された。幸福な出来事もあった。情報部に勤務していたジョージ・オボカタとジョージ・スズキは、シンガポールの映画館で出会った中国人女性を戦争花嫁としてカナダに連れ帰った。

二世が第二次世界大戦へ参加した時期は短く特に目立った功績もなかった。カナダにおける日系人差別軽減への貢献も無視できる程小さかった。二世の中には連邦政府の日系人入隊禁止をかいくぐってカナダ軍に入隊し戦場で戦ったものもいた。モントリオールのデービッド・ツボタはディエッペの戦いで捕虜になった。ケノーラのジム・オーシロはイタリア戦線で戦った。アルバータ州レ

イモンドのトム・マツオカはライン川の戦いで砲弾の破片で負傷した。情報部隊に入隊した二世は戦場に行くことはなく、また多くは海外派遣の前に終戦になった。彼らの勤務はカナダ人に知られることもなく感謝されることもなかった[41]。日系アメリカ人の戦場での活躍が宣伝され、ホワイトハウスでトルーマン大統領に勲章を授与されたのと対照的であった。米国では 5,000 人余りの二世が、全てが日系人で構成された第 100 歩兵部隊や第 442 連隊戦闘団で活躍した。これら日系人部隊は日系人の米国への忠誠を示す揺るぎない宣伝材料であり、海岸派遣以前から米国市民に深い印象を与えた。また、日系人差別の軽減と戦後の日系人再移住の際に、地域の住民が日系人を受けいれるために貢献した。1943 年始めに米軍に入隊しその後戦場で活躍したことは、日系アメリカ人がアメリカ人として権利を認められるきっかけとなった。第 100 歩兵部隊はイタリア戦線の最も過酷な戦場で戦い、1,300 名の隊員から 300 名の戦死者、650 名の戦傷者を出した。第 442 連隊戦闘団は米国戦史で最も戦功をあげた部隊だった。イタリア戦線で 3 つの攻撃、フランス戦線で一つの攻撃の先頭に立った。

カナダの臆病な政策担当者と違い、米国の戦時移動局は二世の米軍入隊に積極的だった。戦時移動局は日系アメリカ人の強制移動のための広報活動がうまくいっていないのは、二世の入隊を禁止して二世を二級国民扱いしているために日系人全体の気力が落ちているためだと固く信じていた。1943 年 1 月 28 日、戦争省長官ヘンリー・スティムソンはルーズベルト大統領の許可を得て二世入隊への道を開いた。スティムソンは次のように述べた。「忠誠な米国民は祖先がどこから移民してきたかにかかわらず、誰でも自国のために銃を持って戦う権利がある[42]。」そして、先に述べた日系人部隊の活躍の他にも、3,000 人余りもの二世が米軍諜報部隊に入隊し、ガダルカナルから硫黄島までの太平洋の戦場で任務にあたり二世の愛国心と忠誠心を証明した。

カナダの二世は入隊して戦場にいく機会を与えられず、そのため日系人に対してあやふやな知識と疑念を抱くカナダ市民たちに、自分たちの忠誠心を証明するはっきりした証拠を示すことが出来なかった。また、自分たちの市民権を完全に否定されていた二世は、連邦政府に反感を持っていたので、たとえカナダ軍情報部隊に 150 名以上の入隊を許可されていても、これ以上の応募をしなかったかもしれない。収容所の日系人の状況も多数の入隊を可能にはしなかっただろう。収容所の連邦政策に反感を持つ日系人にとって、ヒーローは連邦政府の政策に怒り、政策に従わずにオンタリオ州の捕虜収容所に入れられた連中であった。トロントでさえも、連邦政府に入隊許可を要請する二世や、情報部隊入隊の機会に喜んで応募した二世は、友達の二世から疎外されることになった。情報部隊入隊を希望した二世は家族の反対にあった。そして、家族とのいさかいを避けるために、家族に知らせずに応募する二世もいた。では、どうして情報部隊に入隊した二世がいたのか？情報部隊に入隊したトム・ショーヤマは次のように結論している。

> 二世にはカナダ軍入隊を希望する理由がたくさんあった。しかし、私は民主主義に対する信念、ファッシズムに対する嫌悪、二世の目的に対する献身などが大きな理由ではなかったと思う。私は入隊した二世はそれぞれが入隊は自分がしなければならないことだと信じていたのだとおもう。入隊を希望するかどうかは二世個人が独立の気性を持っていたかどうかによっていた。自分で決断する自由を大切に思い、成熟した人格と民主主義的な考えを持っていて、従来もそのように行動してきた人が自分の判断で入隊を決心したと思う[43]。

また、他の二世には次のように考えた人達もいた。例えば日系カナダ市民会議（JCCC）の指導者たちは既に連邦政府の過酷な強制移動政策に協力することが自分たちのカナダに対する忠誠心を示す唯一の方法だと信じていた。そしてカナダ軍入隊に関しても、入隊して自己犠牲を示すことがカ

ナダ市民が日系人の強制移動を容認することになった日系人に対する不信感を拭う唯一の手段だと単純に考えた。このような考えで入隊を希望した二世にはカナダ東部の二世組織、例えば日系カナダ人デモクラシー委員会（JCCD）、の指導者たちが多かった。JCCD の大多数の役員は地域の日系人が入隊に反対するのに反発して、他の二世に率先して入隊に応募した。

1945 年は日系人の運命を決する年になった。しかし、キング首相は日記に「1945 年は私にとって最良の年だった。」と穏やかに書き残している。日系人にとっては連邦政府が忠誠な日系人から不忠誠な日系人を分離して日本に送還するという苦難の年だった。第二次世界大戦中の連邦政府の政策に失敗があったとすば、その第一はキング首相と内閣の日系人対策であった。失敗は彼らがバンクーバー、レスプリッジ、トロントの市民の声に耳を傾けなかったということではなく、市民の中の排日活動家の執拗な要求のたびに、当座の圧力を避けるために譲歩を重ねて民主主義の原則から離れていったことだった。BC 州住民も民主主義的解決策を欲するものも共に強制移動させられた日系人の最終的な解決策を求める権利を持っている。そして最終的な解決案は従来のように人種差別によるものである必要はなかった。失敗したのはキング首相と内閣だけではなかった。共同連邦党の議員の中には連邦議会で称賛に値する努力をしたものもいたが、自分の属する政党の立場を超えて市民の自由に基いて日系人を支援する政治家はほとんどいなかった。最終的にはカナダ人一般が日系人に無関心であったことが、キング首相とその内閣に 1945 年の日系人政策を許してしまった最大の原因であった。キング首相は 1945 年 8 月に発表した妥協案により、日系人をカナダ全国に分散し、カナダに不忠誠な日系人を忠誠な日系人から分離して日本に「送還」することにした。

連邦政府労働省は日系人に全国に分散したほうが日系人のためになると、散発的な説得を試みたが、不忠誠者を忠誠者から分離するプログラムとその結果としての日本送還プログラムが 1945 年 4 月に始まるまで、なんら統一された日系人再定住プログラムを施行しなかった。この時点で BC 州には 15,000 人余りの日系人がいたので、BC 州住民は日系人の BC 州追放に連邦政府が手間取っていることを不満に思っていた。ハワード・グリーンとトム・リードは連邦政府に日系人の BC 州追放をなんらかの方法で実現するように迫った。また、BC 州以外の州に再移動した 7,000 人余りの日系人が、戦後また BC 州に戻ってくるのではないかと恐れた。そしてグリーンとその仲間たちにとって、それまでも声明文、演説、新聞の社説、記事、新聞への投稿などで数え切れないほど主張したように、全ての日系人を国籍に関わらず日本に国外追放することが最善の日本問題の解決法であった[45]。グリーン 1 派に反対するグループはもいたが、連邦政府に対する影響力は弱かった。この内、全カナダ教会間諮問委員会（NICAC）は民主主義の原則に基いた解決策を望んだ。キング首相の選んだのは排日派の理想とする全日系人の国外追放と、一応は民主主義的とされた日系人全員のカナダ国内への分散の２つ政策を組み合わせた折衷案であった。

連邦自由党にとっては政権を手放さないことが最重要目的であったので、キングは政治的効果を考えて戦後の日系人対策を 1945 年春に発表して、BC 州住民に連邦自由党政府は日系人対策を施行していると印象付けた。しかし、この発表の中にあった準法律的な委員会を設置して日系人個人個人の背景、忠誠度、カナダに対する態度を調べるという案はすぐには実行されなかった。結局、1947 年初めにキング首相はこの案を取り下げた。

「忠誠検査委員会」が設置されなかったので、日系人が忠誠であるかないかは日系人が戦後にどこに移動するかの選択によって判断された。日本に自発的に「送還」されることを選択した日系人はカナダに不忠誠であり、ロッキー山脈以東に再移動を望んだ日系人はカナダに忠誠であるとみなされた。BC 州内陸部の収容所と BC 以外の州の労働力配置事務所に二種類の公示が掲示された。最初の公示は労働大臣ミッチェルの署名のあるもので、日本送還を望む者に対してであった。

> 日本送還を希望するものには、本人とその家族および日本に持っていきたい私物の運送費を連邦政府が負担する[46]。

2番目の公示は連邦政府労働省日系人配置局長T.B.ピッカーズギルによるロッキー山脈以東に再移動を希望する者に対する財政支援に関してだった。

> 日系カナダ人でカナダに留まりたい者は、連邦政府の日系人分散政策の協力する証としてロッキー山脈以東に再移住しなくてはならない。もし、ロッキー山脈以東での雇用を受諾しない者にたいしては、今後連邦政府がこの事実を日系人分散政策非協力の証拠として使うかもしれない[47]。

1945年4月13日にRCMPは強制移動させられた日系人で16歳以上の者全員を訪ねて、日本送還かカナダ残留かの意志を尋ねた。この調査はタシミ収容所から始まった。RCMPに連邦政府労働省の人員配置官が随行して、カナダ残留希望者にBC州以外で望む雇用を調査した。また、カナダ残留希望者は直ちにカナダ東部移動の準備をしなければならいないと何回も注意した。日本送還を希望する書類に署名したものは、日本国籍者、カナダ生まれ、カナダ帰化者の如何を問わず連邦政府の次の方針を承諾したと見なされた。

> 連邦政府は私と私の16歳以下の扶養者の日本送還の手続きをして実行する。

そして、カナダ国籍者は次のことを宣言することを期待された。

> 私は英国国籍を放棄し日本国籍を取ることを望むと宣言する。

RCMPは能率的に1ヶ月でBC州内陸部の収容所にいる日系人全員の調査を完了した。タシミ収容所の日系人はわずか3週間以内に、日本送還かカナダ東部移住かの決断しなければならず、別の場所にいる息子や娘に相談する時間がなかった。ロッキー山脈以東にいた日系人に対しては、組織的な調査は行われず、日本送還希望者は最寄りのRCMP警察署に申し出た。BC州内陸部の収容所の日系人の調査が完了した時点で、ピッカーズギルは次のような発表をした。カナダ東部移住希望者は雇用先が見つかるまではカナダ東部に移住しない。現在の収容所からカスロー収容所に移動して待機する。日本送還希望者はスローカン・バレーとグリーンウッドに移動する。どちらに移住することも出来ないもの（高齢者、障害者、病人など）はニュー・デンバーに移動する。

日系人の強制的な再移住によるカナダ分散政策を大部分のカナダ人は暗黙のうちに承認した。このような強制移住は市民権の一部である住居地選択の自由を犯すものであったが、日系人を擁護する人たちでさえこれを問題にする者はいなかった。米国では内務省局長ハロルド・イックスが日系アメリカ人の再移住先の選択に連邦政府は強制力を持っていない、日系アメリカ人の大部分は米国国籍を持っているので、他の米国人と同様に移動の自由は憲法で保証されていると発表した[48]。その上、戦争省が既に日系アメリカ人のカリフォルニア、オレゴン、ワシントン州からの排除令を、日本軍の米本土攻撃の可能性は消滅したという理由で取り消していた。

BC州住民は日系人のカナダ東部再移動と日本送還の発表に狂喜した。農産物生産連合、先住民組合などの団体は、日系人が戦時中にBC州の農業と漁業から排除されていたために自分達の業種が繁栄していたが、この日系人排除の処置により、自分たちの繁栄が戦後も継続すると喜んだ。リッチモンド日本人送還連盟やカナダ退役軍人会は、日系人全員の日本送還が出来なかったことを残念がった。ロッキー山脈以東の州では日系人が自分たちの州に移動してくることを危惧して、全ての日系人の日本送還要望書に署名する者が大勢いた。1945年4月2日号のタイム週刊誌とニューズウィーク週刊誌は見出しに「誰がジャップを必要とするか？」、「誰もジャップを受け入れない」と書い

た。アルバータ州公共事業大臣 W.A.ファロウは「アルバータ州は戦後は日系人を必要としない」と言い、ケベック州首相マックミランは、「我々は既に十分な日系人問題を抱えている。これ以上、日系人はいらない」と述べた。サスカチュワン州首相の T.C.ダグラスは「他の州が日系人を受け入れるならば、サスカチュワン州も受け入れる」と述べ、オンタリオ州とマニトバ州は「この問題についてまだ連邦政府からの相談がない、自分たち独自の方針を取るかもしれない」と述べた。このような日系人に対する差別は、日系人にとって新しいものではなかった。カナダ人一般の態度として受け入れていた。しかし、このような政策を施行する連邦政府は、政策が日系人にどのような影響を与えるかまるで考えていないと確信した。そして、例え BC 州以外の州が日系人の定着を容認しても、そこに長く住めるのか、移動の自由は保証されるのか、住居とビジネスを持つまたは賃借する許可が出るのか、職業の自由はあるのか、特定の職業に就く認可はとれるのか、などについて何らの保証もないことを知っていた。

日本送還を選ぶにしてもカナダ東部移住を選ぶにしても、未知の場所に行くことにかわりはなかった。日本送還を選ぶ一世にしても、自分たちの知っていた 1907 年や 1923 年の日本と現在の日本とは違っていることを危惧した。この難しい選択はカナダに忠誠であるかないかといったことではなく、強制移動以来のそれぞれ日系人の状況、経験、心理によることが大きかった。多くの日系人は太平洋沿岸地域の家や資産を連邦政府に没収、売却されていたので、連邦政府を全く信用していなかった。一世の 1 人は次のように言っている。

> 私が 1907 年にカナダに来て以来、排日の声が止むことはなかった。私はもう 60 歳でカナダ東部に移住するには年を取りすぎた。もし、カナダ東部に移住しても、また同じ差別を受けるのは目に見えている。

彼自身の経験から、子供たちはカナダに残留しても幸福な生活を期待できない、日本送還を選べば少なくとも家族が一緒にいられると思った。多くの日系人は現在出来る最善の選択は、日本送還希望書に署名して戦争中は BC 州に残り、戦争が終了して連邦政府の日系人政策が好転するのを待つことだと思った。BC 州内陸部の収容所は少なくとも戦争中の避難場所だった。

BC 州内陸部の収容所では連邦政府が日系人をどうするかについて様々な噂が飛び交い、皆が緊張して混乱状態になった。二世の 1 人は収容所外の友人に、どうして両親が日本送還を選んだか、その理由を説明しようとした。

> あなたは収容所に入ったことがないので、ここの状況を理解することは出来ないでしょう。毎日、何千という噂が飛び交っています。日本送還を選ばなければ、すぐに収容施設から追い出されて住居も食べ物のなくなる、という噂があります。こんな噂を信じるのは馬鹿らしいと思うでしょうが、収容所で 1 人で心配していると、こんな噂でも信じてしまいます[49]。

年取った両親を 1 人で支えている若い女性が、両親をカナダ東部に移住するように説得した。しかし、両親は頑固に BC 州に残ると主張した。それで彼女は仕方なく、両親と口争いするのを避けようと思って日本送還に署名した。後に彼女は次のように書いている。

> もう希望を失いそうになっています。私たちの将来を考えるたびに泣きたくなります。私は過去の楽しかった思い出だけを頼りに生きています。奇跡が起こることを祈っていますが無駄なことは知っています。私の気持ちをどう言ったらよいかわかりません。私はただ混乱しています[50]。

このような記録からは心配で身を震わせながら決断をしなければならなかった苦悩と恐怖が伝わって来る。明日は選択しなければならないという日に二世女性の一人が次のように書いてた。

> 私たちは自発的な日本送還とカナダ東部移住の選択で神経質になり心配で一杯です。夫のロイは収容所の委員会で通訳の仕事をしていて、いろいろな会合や面接に出席しています。それで、政府の政策に抗議しても無駄なことを知っています。多くの人が日本送還希望書に署名しました。レモンクリークでは 95 パーセントの人が署名しました。日本送還のほうがいろいろと得になることが多いように思われたからです。しかし、私たちはカナダ東部に行くことを決めました。一体こんなことがいつまで続くのでしょうか。強制移動のたびごとに、いままで改良したもの全てを置き去りにして、また初めからやり直しです。ロイはキャムループスの北で 1 次間 1 ドルの製材所の仕事がありました。しかし、この仕事はロイが先ず日本送還希望書に署名しなければ就くことが出来ません。もし、連邦政府の事務所でロイがカナダ東部に行くと決めると言うと、隣の部屋に待っている連邦政府の就職斡旋官がカナダ東部の仕事をロイに突きつけます。もし、この仕事を受け取らないと、ロイは現在の仕事を失い、家族に生活保護も打ち切られます。もし、成人ばかりの大家族ならば、農場の仕事は適しているでしょう。しかし、親子 3 人で赤ん坊がいれば農場の仕事は向いていません。
>
> 私たちは明日、選択をします。多くの人がカナダに残ることを願っています。日本送還に署名すれば、今は全てが良くなるように思えます。しかし、戦争が終了したらどうなるでしょう。カナダ東部行きを決めるのは、現在は大変のようにおもえますが将来は良くなると願っています。私の予想が当たっているかもしれません。
>
> 私はいままでこんなに無駄なことで思い悩んだことはありません。将来がどうなるかわからないまま毎日議論をしているので気持ちが苛立っています。私たちがどうなるか分かり次第すぐにお知らせします[51]。

これらの政策を実行する官僚たちが全く無能で統一性のない対応をするので、連邦政府労働省には日系人から政策の詳細についての問い合わせが山ほど届いた。カナダ東部に移住したら安定した住居と仕事があるのかなどの質問であった。しかし、重要な決断をしなければならない日系人の質問に労働省は答えられなかった。ピッカーズギルはタシミ収容所の委員会に次のように書き送っている。

> 日本人種を祖先とする日系人でカナダに残留したい人の将来についての質問に連邦政府がまだ答えられないことは事実である。安定した住居や仕事の保証は出来ない。しかし、連邦政府が現在斡旋している仕事に就いても、BC 州内陸部の収容所に留まっているより状況が悪くなることはないと思う。住居と仕事の安定が保証されてないという理由で、連邦政府が斡旋するロッキー山脈以東の仕事を受け入れないのは正当な言い訳にならない。

そして、日系人は結局カナダ東部に移住することを選択しても、まだ日本に送還される可能性が残っていた。

> 忠誠調査委員会が日本人種のカナダ人について「この人はカナダに忠誠でないからカナダに残留できない」という結論を出しても、忠誠委員会がカナダ東部や BC 州で開かれたので結論がこの日本人種の人に不利になったということはない。[52]。

BC 州内陸部の収容所にいた 16 歳以上の日系人の 81 パーセントが日本送還希望書に署名した。ロッキー山脈以東に住んでいた日系人のわずか 15 パーセントが日本送還を希望したのと対照的であっ

た。しかし、これはカナダ全土の日系人の約半数にあたる 10,632 人が日本送還を希望したことになった。

RCMP が日本送還希望調査を完了してからの数ヶ月、日系人は興奮と混乱の最中にあった。日本送還希望書に署名を「強要された」という人が多かった。1945 年夏までに多くの日系人が日本送還希望書の署名を無効にしようと試みた。そして、1945 年 9 月 2 日、日本帝国が無条件降伏書の署名すると、この動きは頂点に達した。この混乱は次の出来事に象徴されている。1945 年 7 月 18 日、スローカン・バレーの委員会はバンクーバーの弁護士デニス・マーフィーを雇って、シゲミツ・トヨサキとノリミチ・タニワに代わって BC 州保安委員会を BC 州最高裁判所に提訴した。日系人は強要されて日本送還希望書に署名したので、署名は無効であるという訴えだった。しかし、マーフィーはこの見解を裁判所で述べる機会がなかった。連邦政府の弁護士が BC 州保安委員会は 1943 年 2 月に既に解散して、その業務は内閣令 946 号[53]によって連邦政府労働省日本局に受け継がれたので、マーフィーの提訴は無効であると判事マンソンに告げたからである。マンソンはこの議論を受け入れて提訴を却下した。連邦政府のこの業務の移転はすでに良く知られており、日系人の提訴はマーフィーの無能によって無駄な努力になった。

日系人は「強要されて」日本送還希望書に署名したという議論を労働省は無論否認した。労働大臣ミッチェルは連邦議会下院で次のように述べた。

> わたしはこのような議論に 1 分たりとも耳を傾けない。政府もカナダ市民も同様であろう。カナダは個人が自由に決断出来る国なのだ[54]。

日系人が「強要された」と言ったのは、RCMP や就職斡旋官が物理的に脅したということではない。連邦政府がもっときめ細かく日系人に日本送還を希望するように仕向けたということだった。例えば、もし自発的な日本送還もカナダ東部移住も拒否すれば、忠誠調査委員会が強制的に日本送還をするという示唆、送還調査の際に就職斡旋感が同席して、カナダ残留を希望する日系人に直ちにカナダ東部移住を勧告した圧力、カナダ東部移住を選択すれば直ちに現在の仕事と生活保護を失うという圧力、日系人がカナダ市民としての権利を活用して日本送還書の無効を訴える組織の欠如などである。また、日本送還と東部カナダ移住を命じる連邦政府の文書の高圧的な内容自体も、それまで強制移動を強いられてきた日系人にとっては、連邦政府がまた新たに政策を強要している以外には思えなかった。

日系人が「強要された」と感じたには他にも理由があった。平原州やカナダ東部で日系人に対する敵意を表明する声明がいろいろな団体から発表された。BC 州では新聞、連邦議会議員、圧力団体が排日の声明を出していた。収容所の外は日系人に対する敵意に満ち溢れているという危惧が、収容所内の日系人の気持ちを日本送還に傾けた。また、日本送還の選択が自分を守るためでなく、戦争終了まで家族が一緒に安全に生活出来るための手段でもあったことは明らかである。BC 州に残留する選択は、政府の日本送還、カナダ東部移住の告知の内容からみれば、日系人の忠誠心を疑わせる行為であり、強制的な日本送還を招く恐れがあった。しかし、BC 州に残留しようという選択は、カナダに対する忠誠心といった政治的な理由でなされたものではなかった。連邦政府は日本送還を望まない者に対して、カナダ東部へ移住するように強力に圧力をかけていた。それで、日系人は連邦政府は自分たちを収容所から追い出して、そもそも自分たちを家から強制移動させ収容所に拘束することに賛成した敵意に満ちたカナダ社会に放り出そうと考えていると思った。日系カナダ人にとって自分たち出来る選択は、政治的な日本対カナダではなく、日本送還まで安全な収容所に留まるか、敵意に満ちた収容所の外に世界に出て行くかであった。

また、日系人社会内部からの強要もあった。一世や高齢の二世には狂信的な日本愛国者がいて、未だに日本帝国の勝利を信じ、勝利の暁には自分たちの愛国心は報われると公言していた。カナダ社会に完全に幻滅し、連邦政府の迫害に怒り狂っている者もいた。カナダで教育を受けた二世の中には、カナダ市民としての当然の権利と教えられていたものを無効にされたために日本送還を選んだ者もいた。アジアで自分たちの夢を実現しようと考えた者もいた。日本人に対する人種差別のない国で、日本語と英語の能力を活かそうと考えた。収容所という環境の中ではもうカナダにいても成功の機会はないと思っても当然であった。3 年間も収容所に閉じ込められていれば、自発性や自立心が減退し、冷静に理性的に将来を考えられなくなった人がいても不思議ではなかった。収容所の日系人は一般のカナダ人が一生かけてする重要な選択を短期間でしなければならなかった。

太平洋戦争終了前までに扶養者を含めて 4,720 名が日本送還希望書の撤回を求めた。労働大臣ミッチェルはこの内から 1945 年 9 月 2 日の日本帝国が降伏文書に署名した日以前に撤回を求めたカナダ生まれの日系人および帰化日系人のカナダ残留を認めたが、日本国籍者の日本送還希望書の撤回は認めなかった。9 月 2 日以降に撤回を申請したカナダ生まれの日系人については審査をすると答えた。9 月 2 日以降に撤回を申請した日系人はカナダに対して忠誠ではないと判定された。ミッチェルは次のように説明した。

> 日本が敗北するまで日系人は自分の国に帰ることを望んだ。前にも言ったように、カナダは自由な国である。我々は彼らの言葉をそのまま信じた。しかし原子爆弾が投下され日本は敗北した。そして日系人は前言をひるがえした。要約すれば、これが私が理解していることだ[55]。

ミッチェルの「要約」は単純すぎた。これまでの連邦政府の日系人政策の意図をわざと読み違えた。日本送還とカナダ東部移住政策は、いろいろな要素がもつれ合っていた中で、日系人の状況を甚だしく誤って解釈して立案された。日本送還政策はミッチェルも手を貸したこれまでの強制移動、強制収容、強制再移住政策に比べても、日系人にとってもっと重要な政策であった。そしてこれらの政策はすべて日系人はカナダの安全に脅威であるという根拠のない議論に基づいていた。ミッチェルの「要約」は、なぜ日系人が日本送還希望書に署名せざるを得なかったかという何百という個別の理由を全て無視した。例えば、次の例のように、日本に帰国を希望した病気の両親に付き添って日本行きを希望した二世がいる。

> 1944 年 12 月 2 日、私の父は怪我をしました。父はカナダで 40 年間生活をしてきましたが、それまで日本に帰りたいと思ったことはありませんでした。しかし、怪我で歩き回れなくなり、日本送還を希望するより他に方法がありませんでした。母も私の妹を生む 3 ヶ月まえから健康ではありませんでした。私は長男で一家を 1 人で支えています。家族の世話をするには一緒にいなければなりません。RCMP の警官が私に、もし家族が一緒にカナダに残りたいならば、バンクーバーの RCMP の司令官に陳情書を書くように言われました。私は両親の世話をして、両親が元気になりしだい日本送還希望を取り消してカナダ東部に移住するつもりです[56]。

ミッチェルの声明と米国内務省長官イックスが法務長官クラークに書いた手紙の内容とは対照的であった。米国には自発的に米国国籍破棄を申請した日系人が 5,589 名いた。それらの多くは申請破棄を希望していた。イックスは次のようにクラークに書いた。

> 私は米国国籍申請破棄希望者すべてが米国に対して危険な人物であると一様に扱い、個別に審査しないことは、極度に不正義な態度であると信じている。連邦政府法務省と米国国籍審

> 査局は、国外追放の必要性と遵法性に関する調査を個別に行うのが正規の手続きだと理解している。日系米国人の米国国籍破棄の取り下げ申請者に対しても、このような個別の調査と公聴会を開くことがが明らかに必要であると思う。そして、すぐさま実行することを勧告する。もしこのような手続きを経ずに日系米国人を国外追放すれば、その遵法性、正義、そして人道尊重の立場から、深刻な問題になる例をたくさん作ってしまうだろう[57]。

1945 年 12 月 10 日、米国政府法務省は「国外追放軽減公聴会」を全ての米国国籍破棄申請者に対して行うと発表した。そして、1946 年初めに総勢 3,186 名の国籍廃棄は強制的な状態で行われたと主張する国外追放該当者が公聴会に出席した。大部分の該当者の主張が認められ、主張が認められなかったのはわずか 406 名であった。一方カナダではこの間に、キング首相、ミッチェル労働大臣、サンローラン法務大臣、そして他の閣僚が、日本送還希望書の署名はカナダに対する不忠誠の反論の余地のない論拠だとした。

このような状況下で、二世、連邦議会の連邦協同党議員、そして日系人を擁護するカナダ人は、連邦政府が日系人に対する人道上の考慮に注意を向けるように努力した。日系人を擁護するカナダ人の立場はウィニペグのフリー・プレス紙の「連邦政府は人道的観点を忘れてはいけない」という社説に代表される。トロントのサタデイ・ナイト紙やトロント・スター紙も市民権に興味を示したのか、またはキング首相とその自由党政府を攻撃する材料を見つけたのか分からないが、日系人が国外追放の危機にさらされていると報道した。トロントの日系カナダ人デモクラシー委員会（JCCD）のような二世の団体が、日系カナダ人共同委員会（CCJC）やバンクーバー諮問委員会（VCC）、教会などの支援を得て、日系人の日本送還反対運動を強力に始めた。何百という陳情書が連邦政府に届いた。中には、日系人の日本送還はカナダの民主主義原理を弱体化するものであり、このまま見過ごせば他の人種に属するカナダ人に対する脅威にも発展すると述べたものもあった。

反対運動の標的になったのは 1945 年 10 月 5 日にサンローランによって連邦議会に提出された「国家非常事態継続権限法（National Emergency Transitional Powers Act）」であった。1945 年末に有効期限の切れた戦時処置法に代わって、戦争終了から平時に移行する過程で連邦政府に特別な権限を与える法令であった。この法令の第 5 条により、連邦政府は「カナダへの入国、排除、追放およびカナダ市民権の取り消し」に関して非常時権限を持つとされた。第 5 条に日系人という言葉は入っていないが、その意図は日系人の日本送還プログラムを可能にする法律的基盤を作るものであった。また、この法令が提出された同じ連邦議会に国務大臣ポール・マーティンはカナダ市民の権利と自由に関する法令を提出した。マーティンは議会で、この市民権に関する法令は日系カナダ人の日本送還と矛盾するものではないと、保守党議員グリーンとデービー・フルトンの質問に答えた[58]。

第 5 条に対する頑強な反対や日系人への支援、そしての日本送還に関する人権問題への関心は二世には皮肉な出来事に思えた。この反対はキング首相の内閣も予想していなかったことだった。かくして、1945 年 12 月 7 日にこの法令は第 5 条を排除した修正案として議会の承認を得た。しかし、第 5 条に反対する者が喜んだのも短い間だけであった。12 月 17 日にキング首相は 3 つの内閣令を議会に提出した。これらの内閣令は第 5 条と同じことが出来る権限を内閣に与えるものであった。これら内閣令も日系カナダ人を対象とするとは明記していなかった。

12 月 17 日に連邦議会下院はこれらの内閣令の討議をしたが、キング首相は自分の主張を譲らなかった。そして、日本人問題についての 2 つの見解が衝突した。連邦協同党のマッキネス（バンクーバー）、H.W.ヘリッジ（BC 州西クーテニーの新人議員）、アリステアー・スチュワート（北ウィニペグ）は、内閣例は政府が公式に人種差別を認めるものだと非難した。BC 州の排日議員は日系人

を国外追放する法律的な仕組みを提供するこれら内閣令を望んだ。BC 州選出議員のグリーンは、もし日系人が日本に行くことを拒んだ時は、太平洋地域の他の場所に追放すればよいと主張した。スチュワートはイアン・マッケンジーとキングを痛烈に批判した。

> スチュワート：この日系カナダ人を対象にした政策は自由主義的でないと言いたい。
>
> マッケンジー：私が日本人追放を選挙公約にして当選したことを忘れないように。
>
> スチュワート：あなたの選挙民が問題を理解していないだけのことだ。わたしはこれらの内閣令は民主主義の根幹を否定するものだと思う。そして、あえて言わせてもらえば、日本人種のカナダ市民を国外追放すれば、連邦自由党はわれわれが長らく疑ってきたように偽善的な組織であることを自ら証明することになる。
>
> キング：偽善的な組織という言葉を撤回するようにお願いする。名誉ある連邦議員が他の連邦議員や政党を偽善的な組織と非難することは許されない。
>
> スチェワート：もし、私が議会の規則をはみ出していたなら、偽善的な組織という言葉を撤回しましょう。連邦自由党と言うべきでした。

この連邦議会下院における討議は形式的な言葉のやり取りに過ぎなかった。内閣令は連邦議会の承認を必要としなかった。そして、これらの内閣令は修正されることも取り下げられることもなくそのまま効力を発揮した。（目次に戻る）

第１３章　　審判　（第１章注に行く）

権限を持つ者が誰かを不公正にいじめれば、それは他の人全ての責任である。なぜなら、他の人は権限を持つ者の行為を暗黙のうちに了承したからである。もし、暗黙の了承を取り消せば権限を持つ者は失墜する。（ピエール・エリオット・トルドー）

キング首相は 72 歳の誕生日に連邦議会下院で日系人の国外追放を可能にする三つの内閣令を提出した。その時、内閣令の説明を次のように述べて終了した。

> 私は日本人問題に対処するにあたり、カナダの伝統である正義と慈悲を重んじてきた。無論、内閣も同様である[1]。

キングの言葉は日系人が直面した厳しい現実に言及することを避けて意図的に曖昧であった。内閣令はカナダ市民を自国から追放する意図で作られた。キングはこれから約一年後に閣僚からこれらの内閣令を廃棄するように説得された。その時に日系人資産の強制売却についても言及し、売却は公平に行われたと主張した。日系人は連邦政府の強制集団移動政策に羊のように従順に従ったが、今や連邦政府の政治的な言い訳と矛盾した実際の政策に従順に従うことはなくなっていた。

思慮あるカナダ市民は、政府自身が日系人がカナダに忠誠でない行為を行った証拠は何もないと認めていながら、それでも法律の下にカナダ市民を国外に追放出来るのであろうかという質問を始めた。国家の非常事態が終了したというのに、カナダの立法府の権限だけで日系人の国外追放という蛮行を出来るのだろうか？もし出来るのなら、どんな理由によるのか？戦時処置法がキング首相に国益のために必要とあれば、何でも出来る無制限の権力を与えていることに疑いの余地がなかった。しかし、二世とその支援者たちにはこの権力にはファッシストの匂いがあり、キングの言う正義と慈悲という言葉は、全体主義者がよく使う言い訳に思えた。特に、連邦政府が日系人の強制集団移動と収容の正当化に使った非常事態が消滅した現在ではそうであった。

大多数のカナダ市民は戦時中に内閣が持っていた権力の性質と大きさについては疑問を持たなかった。戦争遂行のために個人の権利を制限しなければならないという論理は、国家は自衛の権利を持つとう論理の延長であった。しかし、政府がどのような個人の権利をどれほど制限するかについては議論の余地があった。連邦政府が日系人の個人の自由と権利を、人種と祖先に基づいて制限したために、内閣の個人の自由と権利を制限する権力の正当性に関する議論が巻き起こった。日系カナダ人の強制移動、投獄という過酷な差別政策はキング首相とその内閣の指導で実行された。そして、今、この内閣が日系人の国外追放を行おうとしていた。この政策は民主主義の根幹を犯そうとしていた。国外追放は日系人がカナダに忠誠でない行為をした結果とされたが、このような証拠は何もなかった。そしてキング首相とその内閣がこのような権力を行使することを法律の最高府である最高裁判所が承認した。

これら 3 つの内閣令は日系人を国外追放するための総合的な仕組みであった。先ずは国外追放する日系人を決定し、国外追放した日系人のカナダ国籍を剥奪し、さらに忠誠審査委員会を設置して戦時中にカナダに対して不忠誠な行為をしたものを国外追放する勧告をする、という仕組みであった。この中で一番重要な内閣令第 7335 号は国外追放者を 4 つのグループに分けた。

１．16 歳以上の日本国籍保持者で、1941 年 12 月 8 日以降に日本送還を要請した者、および 1945 年 9 月 1 日現在、収容施設に入っていた者[2]。

２．16 歳以上の帰化日系人で、日本送還希望書を 1945 年 9 月 1 日の日本帝国の無条件降伏以前に書類で取り消しを申請しなかった者。

３．１６歳以上のカナダ生まれの日系人で、連邦政府労働大臣の国外追放命令を受け取る前に日本送還希望書の取り消しを申請しなかった者。

４．１６歳以上の国外追放者の妻および１６歳以下の子供。

これ以外にも内閣令第 7357 号は忠誠審査委員会を設置して、日本国籍保持者と帰化日系人が戦時中にカナダに忠誠であったか、どれほどカナダ政府に協力的であったかを審査し、日本人を祖先とするカナダ人も含めて、国外追放をしたほうがカナダの利益にかなうと判断した者の国外追放を勧告できた。

内閣令第 7356 号は、内閣令第 7335 号により国外追放された帰化日系人の英国臣民権またカナダ市民権を、国外追放者がカナダを離れた日に剥奪した。またこの内閣令は資産を持たない者、ごくわずかしか持たない者に成人には最高 200 ドル、子供には最高 50 ドルの支援金を与えた。そして、人身保護原則（Habeas Corpus）を利用して国外追放を拒否する者の出ることを予め防ぐために以下の第 9 条を用意した。

> 国外追放命令を受け取った者、国外追放のために拘束されている者、国外追放のために行動が制約されている者は全て法律的に勾留されていると見なす。

これらの内閣令は戦時処置法が 1946 年 1 月 1 日に期限切れになる前に発令された。この日以降は戦時処置法に代わり「国家非常事態継続権限法[3]（National Emergency Transitional Powers Act）」が施行された。労働大臣ミッチェルによれば、1945 年 11 月 21 日現在、国外追放プログラムの該当者は 10,347 名であった。この内、6,844 名が日本送還希望書に署名した者、残りは 16 歳以下の扶養者であった。日本送還希望書に署名した人の内訳は、日本国籍保持者 2,925 名、帰化日系人 1,451 名、カナダ生まれの日系人 2,460 名であった。

国外追放令は日系人の国籍により施行の厳格さが異なった。帰化日系人とカナダ生まれの日系人で、1942 年 9 月 2 日以前に日本送還希望書の無効を申請した者はカナダに残ることが出来た。キング首相が「忠誠裁判所」と呼んだ忠誠審査委員会は、公聴会を開き日系人を個別に代表する弁護士が出席して審議するものではなかった。忠誠審査委員会の権限は戦時処置法のように強く広範囲であった。労働大臣ミッチェルは日系人を誰でも忠誠審査委員会によって審査させることが出来た。そして、日本帝国の無条件降伏の後に日本送還希望書の無効を申請したものは全てカナダに不忠誠とした。

連合軍最高司令官ダグラス・マッカーサーが、カナダから国外追放された日系人を受け入れる用意があるとキング首相に告げると、キング首相は日系人追放プログラムを直ちに開始して完了させたかった。キングはマッカーサーに次のような手紙を出した。

> 私たちは日系カナダ人の国外追放を出来るだけ早く始めたいと思います。あなたはカナダ政府がこのプログラムを早く始めたいと思っていることを理解していると思います。日系人を日本に追放出来る一番早い日を教えていただければ幸いです[4]。

マッカーサーの了承を得たミッチェルは、日本追放第 1 団 800 名のための客船が 1946 年 1 月 6 日にバンクーバーを出港する準備をした。内閣が日系人追放命令を連邦議会に提出してから、内閣はパニックに陥ったように様々の手続きを大急ぎで行った。キングは連邦議会で政府の戦時中の権限の延長を動議した時に次にように言っている。「日本人問題の特殊性のために、政府は現在の法律が許す以上の迅速な広範囲に渡る行動を必要としている[5]。」この時、キングが予想出来なかったのは日系人追放に反対する運動が「日系カナダ人共同委員会（Co-operative Committee on Japanese

Canadians）；CCJC」と日系人の中で強力になってきたことであった。キングは日系人の国外追放政策がカナダ市民に不評で議論を引き起こすと理解すると、連邦最高裁判所に日系人の国外追放政策の全てまたは一部が内閣の越権行為にあたるかどうかの判断を求めた。キングは次のように述べた。「公共の利益のために連邦最高裁判所の判断が直ちに必要である[6]。」

日系人も直ちに行動しなければならなかった。1945 年 12 月 8 日、キング首相が日系人国外追放政策を発表する以前に、トロントの一世と二世は「市民権防衛委員会（Citizenship Defence Commission）」を作り、国外追放に抵抗する運動を支援するために 1 万ドルの募金をカナダ中で始める計画を立てた。日系カナダ人共同委員会（CCJC）は日系カナダ人の窮状を知らせる小冊子「カナダ市民から難民へ転落、カナダ日系人に起きていること」を作成して 7,500 部を配布し、ヒュー・マックミラン牧師を有給の専任事務局長に任命して、バンクーバーからモントリオールに至るカナダ各地で集会を開いた。バンクーバー諮問協議会も「内閣令があなたの市民権を危険にする」というチラシを作り、市民にキング首相と地元の連邦議会議員に抗議の手紙を送ることを要請し、抗議集会を開き、最高裁判所に日系人の海外追放の違法性を提訴したグループを支援する募金活動を始めた。その結果、オタワの連邦政府に山のような手紙が届いた。

日系人にとって 1945 年のクリスマスは異様な雰囲気に包まれたものになった。日系人はちょうど 4 年前、太平洋沿岸の自宅で太平洋戦争の勃発に緊張し、日本軍による真珠湾砲撃はあったが、時が過ぎれば日系人にとって全て良くなるだろうと祈っていた。長崎と広島に原爆が落とされて日本帝国は敗戦し、カナダに平和が戻った。しかし、多数の日系人は周囲の人たちがクリスマスを祝い、「他人に善意を示す」賛美歌を歌う中で、国外追放を待っていた。排日カナダ人が何十年と願ってきたことが実現することになった。但し、今度は日系人には支援者がいた。

ウィニペグの市民権防衛委員会、タシミとスローカン収容所で組織されたグループ、南アルバートの一世が組織した合同委員会[7]など多くの組織が、日本追放反対運動に参加したが、この運動を指導したのは日系カナダ人共同委員会（CCJC）と日系カナダ人デモクラシー委員会（JCCD）であった。CCJC はトロントの弁護士アンドリュー・ブルウィンを雇い、1945 年 12 月 27 日に検事総長サンローラン（当時、法務大臣を兼任していた）を訴えた。訴状はユタカ・シモヤマとヤエ・ナスの二人から提出された。シモヤマはポート・クレディットでマッシュルーム農場を経営する二世、ナスはトロントとの一世未亡人で、夫は帰化二世であり、カナダ生まれの 7 人の子供がいた。この二人の原告に代わり CCJC は日系人の国外追放命令は「無効、違法であり、内閣の権限外である」と主張した。また 1945 年夏に署名した日本送還希望書の、「カナダ国籍を放棄し日本国籍を取る」、という一節は「違法、無効であり、なんら法律上の効果を持たない」。理由は戦時処置法も他の如何なる法令も内閣にこのような権限を与えていないからである、と主張した[8]。

1946 年 1 月 14 日、CCJC 代表団は法務省の官僚に会い、日系人の国外追放の違法・合法性について最高裁判所が判断して欲しいと要請した。そして、結果が出るまで国外追放を延期することも要請した。代表団にはサタデイ・ナイト雑誌の編集者 B.K.サンドウェルと市民の自由協会会長ジョージ・タザム教授も参加していた。代表団は法務省にこの件を最高裁判所に回さなければ、何千人という国外追放該当者は人身保護原則（Habeus Corpus）による保護を訴えると伝えた。

この間、反対運動はトロントのジャービス大学に 1,000 人の賛同者を集めた大会で頂点に達した。大会ではサンドウェル、連邦議会上院議員のアーサー・ローバックとケイリン・ウィルソン、ユダヤ教教職者アブラハム・フェインバーグが、連邦政府は日系人を正当な扱いも裁判もないままに糾弾し、何も犯罪を犯していないカナダ市民を、何の理由もなく国外追放しようとしていると激しく非難した。

鼻掛けメガネに襟の立ったシャツという気取った服装で演壇に立ったローバックは、シェークスピアのマクベスの中で血塗られた両手を眺めるマクベスにキングとミッチェルをなぞらえて、二人の犯した罪は永遠に拭い去ることは出来ないだろうと言い、次のことを明瞭に指摘した。

> 私はドイツ系カナダ人やイタリア系カナダ人の中に、カナダに忠誠でない行為を犯した者を探し出すことを提唱しているのではない。しかし何故、カナダで最高の権限をもつ者が日系人で破壊工作をした者は１人もいないと保証しているのに、日系人を国外追放するのであろうか。連邦政府は日系人が連邦政府の政策に協力的でなかったことを理由にしているが、いつから政府に非協力的なことが国外追放の理由になったのであろうか[9]。

フェインバーグは大会の最後に次のように述べた。

> 私は何の理由もなく殺戮された６百万人のユダヤ人を代表して次のように言いたい。ヒットラーの亡霊がまだカナダを歩いている。ヒットラーの主張したと同じことが内閣令に書かれている。罪のない子供まで国外追放される[10]。

そして日系人と連邦政府は 1946 年 1 月の荒涼とした冬の二日間、4 百万ドルをかけて完成した新しい連邦最高裁判所の建物で対決することになった。頑丈な樫の扉で閉ざされた法廷には、日系人代表、連邦政府代表、そして緋色の椅子に座った 7 人の判事がいた。黒い法衣をまとった判事は大きな法廷では小さく見えたが大きな権限を持っていた。判事は皆男性であった。そして、実際に会ったことのない、新聞を読んで知っているだけの日系人の運命を、理性、正義、もしかすると慈悲をもって決定する責任を負っていた。しかし、実際には最高裁判所は日系人の社会的状況や政府の政治的信条の審議をする所ではなかった。最高裁判所はカナダ市民の権利を擁護し、連邦政府議会がカナダ市民の基本的自由を侵害することを制約する責任を持っていると言いたいところではあるが、最高裁判所がこのような責任を果たしたことは長い間なかった。最高裁判所の役割は法律の観点から論争を調停するだけで、社会科学や道徳原理に基づいた判断を下す所ではなかった。そして、このような最高裁判所のイメージを反映した判決は法律的で慎重であるが理論的な裏付けのないものだった。

CCJC を代表したブルウィンと J.R.カートライト（カナダ憲法の専門家で後に最高裁判所裁判長になる）の議論は、内閣には日系人を国外追放する権限はないというものであった。内閣は戦時処置法によって内閣に付与された権限によって日系人を国外追放したとするが、このような権限は「逮捕、排除、国外追放」に制限されている。ここで言う「国外追放」をカナダ生まれの日系人と帰化日系人で、単に日本人種であるという以外に日本帝国となんら関係ない人たちに適用するのは適切でない。国外追放とは外国人をその母国に送り返すことであり、カナダ市民を外国に追放することではない[11]。

更に続けて次のように陳述した。

> カナダ市民を法廷または他の政府機関が国外追放出来るのは重罪を犯した者に制限されていて、それ以外は人身保護原則によって明確に禁じられている[12]。

そして、一般的な人道上の原則についても言及した。

> 連邦議会はカナダ市民一般の常識外の判断を下さないという暗黙の了解がある。カナダ市民を人種だけの理由で国外追放するということは国際法の常識に反することで、「人類に対する犯罪」に属する行為になる。

ブルウィンとカートライトは他の議論も述べた。戦争が終了して戦時処置法の有効期限が終わったので、市民の自由の関する権限は州政府に戻った[13]。戦時には内閣が従来は州政府の持つ権限の領域に侵入することを正当化できたが、連邦政府は戦時処置法を終了し、1946 年 1 月 1 日に国家非常事態継続権限法を施行することによって、正式に「戦時の緊急状況」が終了したことを宣言した。そして、国家非常事態継続権限法には戦時処置法にあった「逮捕、排除、国外追放」は入っていない。政府の弁護団は「外国人とカナダ市民を国外追放し、市民権を剥奪することは明確に戦時処置法と国家非常事態継続権限法の権限内である」と主張した[14]。

そして英領北アメリカ法 91 条 25 項によって、政府はこのような国外追放をカナダの平和、秩序、統治のために法令化する事ができると主張した。日系人の国外追放を可能にした 3 つの内閣令にもなんらの違憲性はないとし、その根拠として戦時処置法の終了後に発効した国家非常事態継続権限法によって「戦時状況」はまだ継続していると主張した。政府の立場を要約すれば、最高裁判所は政府の日系人国外追放についてその違憲性を審議する権限を持っていない、戦時処置法によって内閣に付与された権限を法廷で審議することは出来ない、というものであった。そして、日系人の妻と子供の国外追放は人道的な処置であるとした。強制収容政策実施の時に成年男子を家族から離して道路建設に送ったことを忘れたようであった。

1946 年 2 月 20 日の最高裁判所の判決は政府の主張を正当化した[15]。しかし、2 つの点について判事の意見は分かれた。裁判長ティボドー・リンフレット、判事パトリック・カーウィンとロバート・タッッシュローは 3 つの内閣令は全て正当であるとした。4 人の判事、A.B.ハドソン、J.W.エステイ、I.C.ランド、R.L.ケロックは内閣令の一部は正当でないとした。

リンフレットは次のように述べた。もし、内閣に過大な権限が付与されていたとすれば、それを修正するのは政府自身である。連邦議会は戦時処置法を廃棄または修正することが出来る。内閣令についても無効にすることが出来る。権力の悪用という危険は常にあるので、内閣令を必要とするかどうかの判断を内閣自身が下さなければならない。そして、内閣がこのような強力な権限を持つことが妥当かどうかの判断を裁判所がすることは出来ない。また、CCJC のカナダ市民を国外追放出来ないという主張に対しては、どのような国籍を持つ者でも戦時処置法の権限によってカナダから排除することが出来るとした。そして、国外追放、排除といった言葉の意味を争うことは、日系人の国外追放が戦時処置法によって内閣に与えれらた権限によってなされたので無意味だとした。内閣は戦時処置法によって、戦争、戦争の危険、敵国による侵略、暴動がある時は国家の安全、防衛、平和、秩序、福祉を守るために適時、内閣令を発令できる、という解釈であった。

リンフレットの判決は政府の主張を法律の解釈で正当化したものであったが、一つだけ自分自身の価値判断に基づいたものがあった。リンフレットは次のように述べた。カナダが日本帝国と戦争中および終了数ヶ月以内に日本送還希望書を申請したカナダ生まれの日系人を、カナダにとって危険な人たちだと内閣が判断したのは妥当である。ハドソンとエステイはリンフレットの見解を支持したが、妻と子供の国外追放には反対した。内閣が日系人の国外追放について説明した文書には、妻と子供の国外追放ががカナダの安全に必要であるという記述がなかった、というのがその理由であった。ランドとケロックも妻と子供の国外追放に反対した。ランドは次のように述べている。国外追放に妻と子供を加えたのは、一家を国外追放することが一家の福祉と平和に貢献するという考えに基づいているのであろうが、これは明らかに戦時処置法の権限を超えている。ランドとケロックは次の場合にあてはまる帰化日系人の市民権を剥奪することは不当であるとした。（１）帰化日系人が日本送還申請書に署名したために国外追放になる場合。（２）忠誠審査委員会によって国外追放を決定された場合。ランドは帰化日系人の国外追放を問題視した。その理由は内閣令には帰化

日系人がカナダに忠誠ではないという記述はなく、国外追放の唯一の理由が内閣が定めた期日までに日本送還希望書取り下げの申請をしなかったというだけだったからである。ランドは次のような質問をした。

> 内閣は国外追放をする帰化日系人一人ひとりについてカナダで忠誠でないと推測したのか？我々はカナダ市民権を持つ者が重大な刑罰を受けるかどうかを審議しているのだ。唯の推測だけでこのような重大な判断はできない。

ケロックは次のように述べた。カナダ生まれのカナダ市民を「国外追放」または「送還」する権限は内閣にない。「送還」を「母国に送る」と解釈すれば、カナダ生まれのカナダ市民を「母国に送る」ことは出来ない。なぜならカナダが彼らの母国であるからだ。ランドもケロックと同様に次のように述べた。「送還」は「祖国に送り返す」ことであり、カナダ生まれの日系人には当てはまらない。また、「国外追放」は外国人を母国に追放することであり、これも当てはまらない。ケロックの結論は次のようであった。

> このような曖昧な言葉は合理的な疑いを残す。ここでは疑わしきは罰せずという原則を適用すべきである。「国外追放」は、検挙もされず、裁判もされず、有罪判決も出されていないカナダ市民に適切ではない。内閣令をカナダ生まれのカナダ市民に適用することは無効である。

この最高裁判所の多数判決はカナダ憲法に人権憲章を確固と挿入する必要性を示した。こうすることにより最高裁判所は、時には連邦議会の判断に逆らってカナダ市民の人権を擁護することがその義務となる[16]。米国では日系アメリカ人の強制収容に関する議論で、米国憲法がその争点になった。カナダ憲法はこの米国憲法に関する議論を参考にして修正される必要がある[17]。米国最高裁判所の判決の一例として次のものがある。米国最高裁判所は二世のミツヨ・エンドウの強制収容は憲法違反であるとし、米国議会の法令または大統領令で米国に忠誠な市民を拘束することは出来ないとする判決を全員一致で下した。ウィリアム・ダグラス判事は次のような判決文を読んだ。

> 米国に忠誠であることが明白な者には、妨害工作や諜報活動の危険はない。忠誠とは心と精神の問題であり、人種、信条、皮膚の色で決まるものではない。ある人物を拘束するのはこの人物が妨害工作や諜報活動をして、米国の戦争努力を妨げるからであるから、このような危険のない人物を拘束、収容する権限は政府にない[18]。

同日、フレッド・コレマツの裁判にも判決が出た。コレマツは整形手術を受けてスペイン系のハワイ出身のカナダ人だと偽って強制収容を逃れようとした。判決はコレマツの強制収容を正当だとしたが、３人の判事がたとえ国家の非常時であっても人種差別による強制収容は不当とする少数意見を提出した。ロバート・ジャクソン判事の少数意見はカナダ最高裁判所が判断を狭義の法律的議論に自制している現状を冷徹に次のように述べている。

> もし最高裁判所が日系人の強制移動は憲法違反ではないと判断すれば、最高裁判所は人種差別を正当化することになる。そして、この判例はカナダのあらゆる権力者が人種差別に基づいた政策を、いろいろな理由とつけて行う先例になってしまう。このような例が積み重なり、人種差別が正当な理由としてカナダの法律と常識にますます深く組み込まれ、新しい目的に使われていくだろう[19]。

カナダ最高裁判所の５人の判事は日系人の市民権の性質、その起源、権利、市民権停止の可能性について考慮せずに、内閣の日系人国外追放プログラムのほとんど全部を合法であると判断した。

そして、日系カナダ人がなぜこのような政策の対象にされたかの事実関係の調査をしなかった。最高裁判所は訴訟を過度に法律的に審議したために正義が損なわれないようにすること、国家の安全という標語を使って市民の権利を必要もないのに破壊しないこと、政府の民主的な手続きを減じることのないようにすることが、その責任であるはずであったが、実際にはこれらの責任のどれ一つも果たさなかった。

ブルウィンはこの裁判の勝算について個人的には危惧していた。そしてマッギル大学のフランク・スコット教授に次のような手紙を書いている。「裁判所での陳述はうまくいきました。しかし、勝算については悲観的です。２名または３名の判事は私たちの立場に賛同しています。２名が反対で、後の２名は黙っています[20]。」最高裁判所が判決を下した時、日系カナダ人共同委員会は道徳的に大きな勝利を勝ち得たとしたが[21]、判決の多数意見は内閣が日系人国外追放を出来ることを明確にした。トロント・スター紙は一面に判決の記事を書き、見出しに「最高裁判所は一部のジャップの国外追放は可能」と書いた。しかし、カナダの多くの新聞は社説で最高裁の判決を非難した[22]。特に判決は国外追放の判決が道徳的側面を無視しているとした。

日系人、特に日本国籍の両親を持つ日系人は判決に落胆した。セント・トマス市のアルマ・カレッジで家政学の大学生だったヨシコ・クリタは判決を聞いて泣き崩れた。二人の妹、リリーとキャサリーン、弟のロイはカナダ東部に移動していたが、両親はスローカンの収容所にいて日本送還希望書に署名していた。まだ 16 歳の弟ピーターは両親と暮らしていた。ヨシコは次のように述べた。

> 私は最高裁の判決を長いこと待っていました。しかし、判決は私の心を押しつぶしてしまいました。父はどうして良いか、誰に助けを求めたらよいかわかりません。ピーターは日本に行く必要はないでしょう。多分、私たちと一緒にカナダに残るでしょう。母もカナダに残れるかもしれません[23]。

二世でカナダ軍に参加したミッキー・ノブタは連合軍占領部隊と一緒にまだ極東にいたが、カナダに戻れば家族がすでに日本に追放されてしまったことを知るだろう。トロントの二世、トニー・タテイシは次のように嘆き悲しんだ。

> 私の両親は年老いていて、父は手足が不自由だ。もし両親が日本に行けば、トロントに住んでいる私たち 3 人兄弟の 1 人は、両親と一緒に日本に行って面倒を見なければならない。もし、私が日本に行ったらどうしたらよいだろう。私はカナダ人で日本語が話せない。誰が雇ってくれるだろう。日本では私はカナダ人で、日本人の敵である[24]。

法律専門家の意見によれば、国外追放令は日系人から人身保護原則を剥奪することはできない。もし日系人が国外追放命令を受け取れば、人身保護原則に従って国外追放無効を提訴できる。最高裁が内閣令が合憲であるという判決を出すまでに、BC 州では 1,370 名の収容施設にいた日系人が弁護士に人身保護原則の適用の申請を依頼していた。そして、日本送還希望書は連邦政府が正しく内容を伝えなかったため、または強要されたために署名したという大量の証拠を集めていた。この間、最高裁の判決が簡単明瞭に日系人の日本追放を支持したわけでないことがわかり、また日本追放反対運動も盛り上がってきた。これらのことで日本追放プログラムの実施に支障が出てきた。

日系カナダ人共同委員会（CCJC）は連邦政府下院と上院議員への陳情とカナダ中の公開集会で、「家族をばらばらにして実質的にカナダ市民の未亡人と孤児を作ってしまう」国外追放プログラムの非人道性を訴えた。そして、最高裁の判決をロンドンの英国枢密院に上訴するための費用として 10,500 ドルの募金活動を始めた。日系人代表団はキングに内閣令の合憲性を英国枢密院に判断してもらうか、それとも廃止することを要請した。この代表団にはトロント・スパディーナ選挙区の自

由党議員デービッド・クロール大佐、連邦協同党党首 M.J.コールドウェル、米国製鉄労働組合執行委員長チャールズ・ミラードが加わっていた。キングは英国枢密院に判断を仰ぐことを選び、日系人追放の合憲性を巡る争いは、１946 年 7 月中旬の 4 日間の英国貴族院の審議に移った。

しかし、結果は最初から予想できた。英国枢密院はカナダ最高裁判所のように、訴訟の法律的解釈だけを審議した。英国枢密院がカナダ政府内務省長官の決定した国外追放命令を覆したことはなかった。「1919 年外国人制限法」が外国人の国外追放に適用され、公共の福祉のために外国人を国外追放する最高の法律的な権威であった。1946 年 7 月 19 日、英国貴族院議員サイモン子爵は「この訴訟は我々に審議を委ねられたものの中で最も重要なものである」と宣言したが、1946 年 12 月 2 日に下された判決は、このような重要な審議の結果のものとは思えなかった。英国枢密院法律委員会は審議の結論を簡単に次のように述べた。「日系人の国外追放のための内閣令はすべての点において合憲である。なぜなら、カナダ政府は戦時処置法の下に法律的に可能なことは全て出来るからである。」委員の一人、ライト卿は次のように述べた。

> カナダの非常時における政策が適切であるかどうかは、この英国枢密院法律委員会には関係ない。カナダの法律はカナダ連邦議会とその権威を付託された者だけが決定できる[25]。

英国枢密院の決定はカナダ最高裁判所の判決の 9 ヶ月後であった。この決定は日系人には不利であったが、少なくとも時間を稼げた。英国枢密院の決定を待つ間、内閣は強制的な日本追放を実地することを延期しなければならなかった。英国枢密院の決定の後で内閣には 3 つの選択があった。（１）当初の追放計画を実行する、（２）最高裁判所判事が全員一致で合憲と判断した部分の追放計画だけを実行する、（３）追放計画を廃棄する。内閣は 2 つの勢力の挟み撃ちにあった。一つは追放計画の実行を要求し、他は猛反対した[26]。しかし、この時までに既に 4,000 人余りの日系人が「自発的に」日本に送還され、日系人のカナダ東部移住計画もほぼ終了していた。このような状況下でキング首相は日系人国外追放計画について大幅な変更を発表すると予想された。1947 年 1 月 24 日、キングは日本人国外追放計画を撤回した。これで 1945 年秋に始まった日系人国外追放反対運動も終了した。

日系人国外追放計画の犠牲者は、カナダに残留することは耐えられないとして、戦争で荒廃した日本に行くことを選んだ人たちであった。1946 年 3 月 13 日、キングは次のように発表した。内閣令第 7355 号の下で日本に行くことを希望する人を連邦政府労働省は援助する。輸送費は全額政府が負担し、必要とあれば経済的支援もする。

1946 年 5 月、カナダ各地からバンクーバー埠頭の移民施設に集結した 668 名の日系人が、日本に送還された第 1 団であった。RCMP がこの移民施設を警護して、法律関係者、医療関係者以外の出入りを許さなかった。この一団の中の 150 名の男性はオンタリオ州アングラーの捕虜収容所に収容されていた人たちで、実は 1942 年に道路建設現場への強制移動に反対して、RCMP によりバンクーバーのこの移民施設に勾留されたことがあった。彼らはこの時の不快な経験を思い出していた。その中の 1 人が次のように言った。「白人は俺たちを憎んでいる。俺たちは日本しか行く所がない。」

1946 年 5 月 31 日午後 10 時、S.S.マリーン・エンジェル丸はこの第一団を乗せてバンクーバー埠頭を離れ、バーランド・インレットを通って太平洋に向かった。行き先は東京湾の浦賀にある米国陸軍の粗末で汚い送還者施設であった。1946 年中に 3,964 名がここに収容された。最後に到着したのは 1946 年 12 月 31 日にマリーン・ファルコン丸でバンクーバーを出発した 290 名であった。この他にも 1947 年 10 月 3 日にサンフランシスコから出発予定の 145 名がいたが、連邦政府は出発の数週間前にこの出港を取り消し、これらの人たちに自費で日本に行かなければならないと伝えた。

送還船の日系人は浦賀に近づくと甲板に出て、待ちきれない様子で沿岸を眺めた。後でこの時の幻滅した経験を多くの人が語っている。レモン・クリークの収容施設にいたシンゾー・タナカはカナダの友人への手紙で次にように語っている。

> 私はこの時初めて敗戦国日本の人たちの絶望と苦しみを実感した。私はカナダを離れることを急いで決めたことを後悔した。浦賀で船を降りると私たちはトラックで受け入れ施設に連れて行かれた。100 メートル x 15 メートルの建物が 30 余りあった。私たちは毛布と小さな枕を受け取った。今年は食糧不足が最悪であると言われた。食事は白飯、味噌汁、タクワン 3 切れだけだった。時には、米、豆、野菜が一緒に調理されたものを食べた。うどんだけのと時もあった。最初に日本に到着した時のこのような環境に私たちは全く絶望した[27]。

アルバータ州コールデールから小さな子供を連れて熊本県に行った一世は、両親が既に死亡していることを知った。また大阪に行った一世は両親の家が爆撃で焼失したことを知った。手紙で次のように言っている。「現在の日本は悪夢のようだ。私の知っていた日本はもうない。」コシオ・マタノは第一次世界大戦でカナダ軍第 50 大隊と一緒にフランス戦線で戦い、ドイツ軍の砲弾の破片で左眼の上を負傷した。1933 年以来エッソンデール精神病院で治療を受けていた。日本送還希望書に署名しなかったが、強制的に日本に送還された。労働大臣ミッチェルが連邦議会で認めたように、精神病院で治療を受けていた日系人も日本に送還された[28]、この内、17 名は強制的に送還され、他は自発的に日本に行った。

日本追放の主要な犠牲者はカナダ生まれの日系人で、全追放者の半分を占めた。このうち 33 パーセントは１６歳以下の子供であった。１８歳のトシコ・ササキは両親に従って日本に来たが、３人の姉と一人の兄をマニトバ州レテリエールに残してきた。レテリエールで汽車に乗り込む時に次のように語った。

> 家族で一番若いのは私です。父は人生最後の日々を日本で過ごしたいので、私に父と母を伴って日本に一緒に来てくれと言いました。私は父の命令の従うしかありませんでした。私は BC 州のニュー・ウェストミンスター生まれで外国を知りません。私はいつでもカナダに戻れたらいいなと思っています。姉の二人は婚約しています。しかし、私は姉の結婚式に出られません。
>
> 私の３人の姉は駅まで私と両親を見送りに来ましたた。汽車の出発が近づくと姉たちはみんな大声で泣き始めました。姉の１人は汽車が駅を離れる時に、汽車のすぐ横に泣き崩れてしまいました。私たち５３人の日系人の警護に来た RCMP が、姉に立ち去るように促しましたが、姉は動かず、RCMP が姉を抱きかかえて連れ去りました。

日系人にはいつまでも続く煮えたぎるような怒りがあった。日系人 21,000 人の強制集団移動は 6,000 名の人から雇用、漁船、商店、農場、道具、機械、店の商品など、家族の生活を支える手段を奪った。それだけではなく、家、自動車、家具、その他一生を掛けて蓄えた財産全てを奪ってしまった。戦前の敵意に満ちた社会で生活する日系人にとって、不動産を持つことは特別な意味があった。排日法令が日系人を様々な職業から排斥したので、不動産を持つことは経済的のみならず精神的な安心感を家族を中心にして作り上げた日系人社会の中で日系人に与えた。移民社会では不動産を持つことは、たとえ小さなものであっても成功の証であった。

日系人の強制集団移動に関する内閣令はすべて「日本人種の者」という表現を用いていたが、日系人は保護地域内に残してきた自分たちの財産がカナダの安全にとって危険になるとは考えていなかった。ましてや、非常時が終了しても自分たちの家に帰れず、財産を取り戻すことも出来ず、ビ

ジネスも取り戻せないことになるとは夢にも思わなかった。1942 年 3 月 4 日の内閣令第 1665 号は次のように述べていた。

> 保護地域内に住む全ての日本人種の者の資産は、これを保護する目的のためだけに、「1939 年敵性人との商取引に関する規則」の中で定義された「敵性外国人資産管理局（Custodian of Enemy Property：CEP）」に委託され管理される。

この内閣令の施行に当たって、連邦政府は敵性外国人資産管理局に「敵性人の財産と同様に扱うように」必要な変更を加えるようにという指示があった。しかし、敵性外国人資産管理局は日系人に資産を一時的に売却することや、倉庫に保管することについて何も指示しなかった。そのため、日系人はパニックになったり、絶望的になったりして、個人的な所有物を箱に詰めもせずに天井部屋、地下室、車庫、納屋、集会所、寺、教会、日本語学校などに保管した。また、自動車や家を隣人に、後で返してもらうという口約束だけで貸した人もいた。

敵性外国人資産管理局はその活動を、保護地区内の日系人から移動をする前に財産についての報告を受けるだけに制限した。多くの日系人にとって強制移動は BC 州のバンクーバーから遠く離れた場所から全ての財産を残して、バンクーバーのヘイステングス・パークの仮収容所や、BC 州内陸部の道路建設キャンプに行くことを意味した。急に湧いてきたような強制移動命令で、日系人はわずか数時間から 1 週間で資産を処理しなければならなかった。夫が既に道路建設キャンプに移動させられてしまった家族では、妻や子供が資産の整理をした。急いで友達や隣人に売却したが、恐怖におののき混乱した人たちを餌食にした詐欺師の犠牲になった人も多かった。1942 年 3 月末に「BC 州保安委員会（British Columbia Security Commission：BCSC）」が設立されたが、日系人を終局的にどこに収容するかは 1942 年夏まで決まらなかた。結局、BC 州内陸部のゴーストタウンが収容場所となり、やっと強制移動が管理されて行われるようになった。そして世帯道具や個人用の品物を自費で収容施設に送れるようになったが、すでにこの時期までには貯金を使い果たして運送費が払えない人も多く、将来がまったく分からなかったので、これらの品物を保護地区内の自宅に残したままにする人が多かった。

バンクーバーの敵性外国人資産管理局には、強制移動させられた後の日系人の資産を保護する責任があったが、多くの資産が成人男性の道路建設キャンプへの移動で強制移動が始まった時から、日系人の資産の強制売却が完了するまでの間に不当に失われた。これには多くの原因があった。排日主義者、政治家、排日新聞などに煽られた日系人に対する憎しみと偏見、それに白人の強欲などであった。白人にとって強制移動は日系人の従事していた漁業、果樹農業、商店を奪い取る棚ぼたの贈り物であった。

政府の日系人資産強制売却の実態は日系人漁師の漁船の例でよく分かる。1942 年夏、日系漁師が所有していた 1,130 隻の漁船のうち 950 隻が強制売却された[29]。更に 201 隻が CEP によって強制売却された。総額は 140 万ドルであった。後に没収中に沈没した漁船、船腹の損傷、漁具、船具、個人の所有物の補償が 8 万ドルあった[30]。強制売却政策の第二弾は 1942 年 6 月 29 日の内閣令第 5523 号によって退役軍人再配置局に与えられた日系人農場強制売却および賃貸の権限であった。これにより、日系人の農場所有者の承諾なしにフレーザー河流域の 572 の日系農場が強制的に買い上げられて退役軍人のために保存された。そして、1,239,907 ドルと市場で査定された農場が 841,225 ドルで「退役軍人土地管理局（Veterans Land Administration）」に売却された[31]。

BC 州ハーネイのヤスタロウ・ヤマガはフレーザー河流域で 34 年間農業を営み、近隣の農家に尊敬されていたが、日系農場の強制売却を監督する委員会に任命されていた。委員会は 5 人の白人委

員とヤマガで構成されていた。ヤマガは売却価格が市場価格と比べてあまりにも低いことに抗議して委員会を辞めた。バンクーバーでは市内の日系人不動産の強制売買を監督する「市内不動産委員会」が設立され、シドニー・スミス判事、バンクーバー市議会議員チャールズ・ジョーンズ、とキチゾー・キムラが委員に任命された。スミスは「日系人漁船売却委員会」の委員長も兼ねていた。これら連邦政府によって設立された委員会には名ばかりの日系人委員がいたが、委員会の目的は素早く日系人の資産を売却することであった。

日系人の資産を日系人の承諾なしに（株券と債権を除いて）強制売却する決断は、日系人の強制移動が発表されてから 1 年後、最後の日系人がバンクーバーから排除されてから 2 ヶ月後に下された。強制売却は 1943 年 1 月 19 日の内閣令第 469 号によって可能になった。日系人の資産は敵性外国人資産管理局が、「資産の保護だけのために」管理していたが、この約束は破られ、売却値段の予想もつかない公売と入札に任されることになった。自分たちの資産の強制売却で、日系人は政府が日系人の信頼を完全に裏切ったことを明確に思い知らされることになった。政治的、経済的圧力によりキング首相は日系人の強制集団移動に踏切り、国外追放を考慮するに至り、いまや日系人がカナダ市民であることをまったく考慮せず、一生かかって築いた資産を剥奪する決定をするまでになった。

キング首相は強制売却の倫理性を全く考慮しなかった。1947 年 1 月 24 日、キングは日系人の国外追放令撤回を発表した演説の中で次のように述べた。

> 政府は太平洋沿岸地域から強制移動させられた日系人の資産は、敵性外国人資産管理局によって公正な値段で売却されたという意見である。全ての資産は売却される前に細かく査定された。日系人資産の総売却額は査定額を上回った。政府は 1944 年に日系人の資産は保護されると約束したが、この約束を守るために、もし売却価格が公正な市場価格より低いときには、この誤りを正す用意がある。

キング首相は日系人資産の強制売却の実態の調査をするつもりはなく、単に些末な調整をするだけであることを明確にした。カナダとは対照的に米国内務省長官 J.A.クルッグは「1946 年強制収容者損害賠償法」を承認するにあたって次のように述べた。「日系アメリカ人は強制収容にあたり多大な損害を被った。すべてを失った人もいる。多くは資産の大部分を失った。」これと反対に、キングは日系カナダ人に対して甚大な不正義が行われたとは認めなかった。

カナダ政府の日系人資産の取り扱いは、米国に比べると最初から最後まで、あらゆる面で遥かに劣ったものだった[32]。米国政府は日系アメリカ人資産の強制売却は考えていなかった。「戦時移動局」が日系人資産の保護にあたったが、日系人が資産を売却または賃貸したい時に、その仲介を支援しただけだった。また、強制移動終了後には日系人が元の住居に戻ることを支援した。トルーマン大統領が日系人資産が被った被害の保障を認可した後に、連邦政府は強制収容にともなう妥当な損害補償の申請を受付けた。総額 131,949,816 ドルの損害補償の申請が出された。補償の調停はカナダの場合よりずっと長い時間がかかったが、調停の背後には政府の責任感と寛容の精神があった。

最後の補償が終了した時に、米国政府は 26,500 件の申請を審査し、総額で 3,800 万ドルの損害補償金を支払った。「日系アメリカ人市民連合」の指導者は、この補償は米国議会が強制収容の非を認めたことにより、日系アメリカ人強制収容者の正義を求める運動に重要な勝利をもたらしたと評した。

カナダではキング首相の前記の声明が日系人の資産補償運動を惹起したわけではなかった。しかし、1942 年以来積もり積もってきた政府に対する恨みを加速させ、組織化させたことは確かだった。1943 年 1 月、連邦政府が日系人資産を持ち主の承諾なしに売却すると発表すると、たくさんの日系人がバンクーバーの敵性外国人資産管理局と連邦政府のいろいろな省に手紙を書いた。しかし全くの無駄であった。4 月初めになると、バンクーバーの新聞に日系人資産売却の入札と公売の広告が現れた。広告には不動産と家財が対象になること、および次のことが書いてあった。

> 日系人資産の売却は連邦政府内閣の指示により、「敵性外国人の交易に関する規則 1943 年修正」に従って設置された「敵性外国人資産管理局」によって行われる。

典型的な広告はつぎのような品物を含んでいた。「長椅子、オルガン、蓋付きデスク、食器棚、衣装箪笥、0.5 トンの鎖、芝刈り機、ミシン、工具、アイロン、ベッド、テーブル、椅子、陶器、ポット、フライパン、など[33]」。入札の対象にはアイスクリームコーン製造機から 8 室とガレージ付きの家など様々であった。そして、購買は現金に限られ、次々に買われていった。

そしてこのころ一世のグループが、はたして連邦政府は日系人資産強制売却の権威を持つているかどうかを法廷で争うことにした。裁判中は少なくとも売却を遅らせることが出来ると考えた。自分たちのグループを「日系人資産所有者委員会」と呼び、コーゾー・シモタカハラ医師とサブロー・シノブを指導者にして、カスローに委員会を設立した。そして、法廷闘争資金 6,500 ドルを 650 人の日系人資産所有者から募金した。委員会はバンクーバーの弁護士アーサー・マックルナンを雇い、1943 年 7 月に連邦政府内閣を被告にして「政府収入最高裁判所（Exchequer Court：（EC）」に売却停止を訴えた。

しかし、この訴訟が裁判所で取り上げらたのは 1944 年 5 月 29,30 日であった。そして、判決は更に 3 年後の 1947 年 8 月 28 日に出された。この遅延は日系人資産所有者委員会（JWA）を完全に失望させた。判決が出された時までに日系人の資産はほとんど全て強制売却されてしまっていた。強制売却のための入札と公売の締切は 1944 年 4 月 30 日であった。そして、連邦議会下院に提出された報告によれば、1944 年 3 月 31 日現在で日系人所有の 1,011 件の不動産が総額 1,560,670 ドルで強制売却されていた。　この遅延の原因は、JWA が EC に訴訟を提出するために、先ず連邦政府を訴える許可を得る必要があった。その上、1943 年秋には EC が日系人の訴訟を取り上げる権限があるかどうかという法律論議があった。日系人は法律は連邦政府のために政府の不正義に目をつぶっていると受け取った[34]。そして、やっとエイキチ・ナカシマ（帰化日系人）、タダオ・ワカバヤシ（カナダ生まれ）、ジタロー・タナカ、タケジロー・タナカ（共に日本国籍保持者）の訴えをソーソン判事が聞くことになった。

4 人の原告を代表してマックルナンは 2 つの要点を述べた。第 1 点は敵性外国人資産管理局（CFP）は連邦政府の機関として、日系人の資産を日系人が強制移動させられている間だけ、「資産の保護のためだけ」に管理していた。第２点は戦時処置法の下で発効された日系人資産の強制売却に関する内閣令は無効である。なぜなら、日系人の資産はカナダの安全にはなんの関係もないからである[35]。ソーソン判事の判決の内容は次のとおりであった。原告は「資産の保護のためだけに」を狭く解釈している。実際は CEP と日系人の資産保養者の間に「資産の保護のためだけに」を意味するような契約は存在しない。そして、連邦最高裁判所が日系人の国外追放の違憲性についての判決で使用したと同じような論理で次のように述べた。

> EC は内閣の政策に関して勧告する権限を持っていない。また、内閣が下した判断の正当性を検証する権限もない。このような権限を持つのは連邦政府議会だけである[36]。

ソーントンの判決は日系人資産強制売却の違憲性を否定したのはでない。CEP は連邦政府の機関ではなく内閣によって設立された事務所である。それ故、原告が連邦政府を告訴したのは間違いである、という理由であった。

> 原告は CEP は連邦政府の機関であるとし CEP を訴えているが、CEP は連邦政府の機関でない。CEP は連邦政府から独立した機関である。原告は被告を間違えた。それ故、この訴訟はここで終了する[37]。

これで日系人資産所有者委員会の CEP を EC に訴えるという試みは終わってしまった。訴訟費用は 1,800 ドルであった。

この長く遅延した訴訟の間、日系人資産の強制売却問題に進展はなかった。日系人は他の重要な問題に対処しなければならなかった。この問題は戦後に再び取り上げられた。日系人にとって資産の強制売却は片時も忘れることの出来ない出来事であった。資産の強制売却こそ、日系人が連邦政府が日系人の協力の要請を促した時に、激しい敵意を持って拒絶した理由に他ならなかった。中には強制売却価格は極端に不当ではなかったとする者もいたが、このような人でも資産の強制売却により、日系人社会の安定が根本から破壊されてしまったこと、この損害を連邦政府が補償する必要があることに異論を唱えるものはいなかった。

1946 年 7 月中旬、日系人資産の損害賠償運動がまた新たに活発になった。第一次世界大戦に参戦した一世は次のように述べている。「日系人資産と雇用喪失の損害の査定と賠償を要求する時が来た[38]。」カナダ陸軍プリンセス・パトリシア大隊の軍曹で戦場で 2 回負傷した経験のあるジョージ・ヤスゾー・ショージは次のように言っている。

> 私は 60 歳になるが現在持っているのは 39 ドル 32 セントのみだ。これが私が過去 30 年働き、4 年を戦場で過ごし、様々な苦労をした成果だ。結局、これからの人生に私に残されたのは疑惑、危惧、不安感、孤独、そして私の一生は悲劇だったと言う感慨だけである[39]。

ジョージは 1931 年にフレーザー河流域のウオノックに、「兵役軍人再定住法」の下で 19 エーカーの土地を購入し、森を切り開いて 9 エーカーの農地を作った。1943 年ジョージの農場は土地、二階家、４棟の養鶏場、電気孵化器、2,500 羽の鶏つきで、ジョージの承諾のないまま 1,492 ドル 59 セントで売却された。税金と売却仲介料を差し引かれてジョージに提供されたのは 39 ドル３２セントの小切手であった。ジョージは小切手の受け取りを直ちに拒否して、4,725 ドル 02 セントの賠償を要求した[40]。

これに先立つ数週間前、連邦協同党党首 M.J.コールドウェルは連邦議会下院でバック・スズキ軍曹の資産の強制売却について述べた。スズキ軍曹はニュー・ウェストミンスター生まれの二世で第二次世界大戦に参戦した。スズキ軍曹の家、土地、家具は市場価格の査定は 7,000 ドルであったが、1,963 ドルで強制売却された。1946 年 8 月 31 日にアンガス・マッキニスは連邦議会下院で日系人が連邦収入最高裁判所に提訴した裁判が遅れていることについて不満を述べた。「カナダの裁判所の能率性を考えれば、この 3 年間裁判所が日系人の裁判の時間を取れないのももっともであろう。」そして、直ちに特別委員会を設置して日系人資産強制売却の損害の調査を始めることを要求した。また、日系カナダ人共同委員会（JCCD）は分科会を設立してエディス・フォーク、キンジー・タナカ、クニオ・ヒダカを委員に任命した。分科会は連邦政府に出来る限り日系人の資産を元の所有者に取り戻し、資産売却の損害を保障し、強制移動が原因の雇用喪失から生じた損害も補填すること要求した。次に JCCD は強制売却された不動産とその他所有物の評価のための大規模な調査を行った。トロント地区の強制移動させられた日系人 1,800 人の不動産と持ち物の評価は

1,400,395 ドル 66 セントだったが、強制売却額は 351,334 ドル 86 セントで、損害額は 1,031,732 ドル 89 セントに上った[41]。JCCD はこの調査結果をもとにして、新たな組織だった損害賠償請求運動の計画を立てた。

1947 年に日系人国外追放の内閣令が廃棄されると、強制売却された資産の補償が日系人にとっての最大課題になった。アンドリュー・ブルウィン弁護士が日系人のための法律手続きを引き受けた。ブルウィンは官房長官のコリン・ギブソンに司法権を持った委員会を設立して、強制収容に伴なう損害の正当な補償要求を審査することを提案した。内閣は委員会の権限について明確にすることを避けて、日系人の損害自体を些少なものとして処理しようとした。1947 年 4 月、連邦議会下院で「敵性外国人交易法」とこの法令の敵性外国人資産管理局（CEP）への延長についての第 22 号法案の審議があった。この際、CEP の日系人資産売却ついての質問、特に CEP は資産の保護を怠ったのではないかという質問が出された[42]。この結果、ギブソンが問題を連邦政府会計委員会に調査させることになった。またこの国会でギブソンは、ウクライナ農業労働者教会同盟の資産を、同盟が共産党と関係があるという理由で CEP が没収したが、後に損害補償をした。中には、CEP の強制売却価格より高い賠償額もあったことを認めた[43]。

会計委員会の審議で CEP の日系人資産の保護についての詳細が明るみに出た。幾人もの CEP 管理官が日系人資産の器物損壊による被害が大きかったことを証言した。

> 資産の保存倉庫は何回も侵入されて、保存されていたものが盗まれたり壊されたりした。市民の中には日系人が留守になった家に侵入して、家にあったものを盗んだり破壊したりした者もいた。ある家では家中の配管施設、照明器具、スウィッチが盗まれた。ガラスの入ったドアーや窓まで持ち去られた。この家は板で出入り口や窓が覆われていたのに何回も侵入された。イースト・ヘイスティングス・ストリートにあったビルは日系人が家財道具を保管するのに使用されていたが、何回も侵入されて、家財道具が盗まれた。また、盗まれなかった品物が床に散乱していた[44]。

警察がこれら日系人の資産の保護をおろそかにしたことも明らかになった。警察は泥棒や資産を破壊をしたものを逮捕できなかった。警察が無能であったか、日系人に偏見を持っていたかの証拠であった。

ブルウィンの次に日系カナダ人共同委員会のドナルト・マックミラン夫人と日系カナダ人デモクラシー委員会のジョージ・タナカが、連邦政府会計委員会で日系人強制収容者の被ったいろいろな被害の損害賠償ができる大きな権限を持った王立委員会の設立を要求した。1947 年 6 月 17 日、会計委員会は王立委員会の設立を連邦政府に勧告した。王立委員会の役割は次のようであった。

> 日本人種で現在カナダに居住するものが申請した損害賠償を審査して連邦政府に報告する。損害賠償の対象は敵性外国人資産管理局の強制売却から日系人が受け取った金額が公正な市場価格より少なかったという申し出と、資産が紛失したことによる損害の申し出に限る[45]。

1947 年 7 月 18 日に王立委員会が内閣令第 1810 号の下に設立され、BC 州最高裁判所判事ヘンリー・バードが委員長に任命された。しかし、王立委員会の権限は著しく制限されていた。CEP が日系人資産の売却にあたり「妥当な取り扱い」を怠ったために、売却価格が市場価格より低かった時だけが、損害賠償の対象になるというものだった。そして、CEP が怠慢であったことを日系人が証明する責任があった。例えば、日系人資産が CEP の保護下にあった時に、CEP が資産の紛失、盗難、破壊に適切な対応をしなかったことを証明しなければならなかった。王立委員会の権限は連邦政府会

計委員会の勧告や、キング首相が約束した資産の妥当な市場価格より低い強制売却の不正義を正す、から程遠いものだった。

王立委員会の権限に関して内閣に対する批判が高まる中で、1947 年 9 月 12 日、法務大臣 J.L.イスレーは王立委員会の権限を以前の勧告の水準まで拡張すると発表した。しかし、CEP が資産の保護を始めた以前の損害、CEP の保護下になかった資産の損害は対象外だとした[46]。この制限に憤慨したトロントの日系人のグループは、政府は日系人資産の保護を約束したが、約束を守れなかったので全ての損害を補償する責任は政府にあるとして、王立委員会のボイコットを主張した[47]。ボイコット運動はその後収まったが、ボイコットを主張するグループ、日系カナダ人共同委員会、「全カナダ日系市民協会（National Japanese Canadian Citizens Association：NJCCA）」の三者の間に溝を生じた。NJCCA は 1947 年 9 月 2 日のトロントの会議の後に全国の二世で結成された。大部分の損害賠償申請者は王立委員会の権限制限を「抗議をしながらも」受け入れることにした。内閣が将来もっと広範囲の損害賠償にも応じるだろうという希望的予想に基づいた判断であった。また王立委員会が審議中に、賠償の対象を拡大しなければならないような事例をたくさん見つけるだろうという希望もあった。

CCJC と NJCCA のしなければならない仕事は難しかった。CEP の売却価格が市場価格より低かったことを証明するために、CCJC は損害賠償請求の詳細な内容、専門家の市場価格の調査、分析、評価などをしなければならなかた。しかし、政府と CEP の弁護士もまた、なぜ政府が損害賠償を拒否するかという証拠を用意しなければならなかった。損害賠償申請はカナダ各地から提出され、総数は 1,000 を上回った。カナダの法律の歴史で初めての事例であった。法律委員会で不動産価格の審議をしたことはあったが、このように大量のカナダ中からの様々な不動産の価値を詳細にわたって審議したことはなかった。

二世も含めた弁護団が BC,アルバータ、サスカチュワン、マニトバ、オンタリオ、ケベック州で組織され、ブルウィンが全体を統括した[48]。不動産査定専門家が雇われ、全ての不動産についての査定と CEP の売却額との比較がなされた。損害賠償申請者は賠償申請額の 1 パーセントを裁判費用として支払った。その後、更に 1 パーセントを払い、損害賠償額が決定した時に賠償額の 5.75 パーセントを支払った。結局、申請者の裁判費用の負担は 10 万ドルに上った。一世が主な会員の「南アルバータ合同委員会（Southern Alberta Joint Committee：相互援助会）」だけが、独立したグループとして、会員 200 名の代理人としてグラドストーン・バーチュー法律事務所を雇い損害賠償裁判にあたった。相互扶助会はサダヨシ・アオキが会長を努め、ピクチャー・ビュート、アイアン・スプリングス、南アルバータの他の日系人社会の一世が会員だった。相互扶助会は二世の団体である NJCCA を信用していなかった。アルバータ州の日系人社会の内輪もめを反映した決定であった。

1947 年 12 月 8 日にカムループスでバード委員会の審議が始まった。イト・イマダ夫人の申請が最初に審議された。イマダ夫人はフレーザー河流域の 7,935 ドルの市場価値があった農場を退役兵再定着局に 3,038 ドルで売却され、4,897 ドルの損害を被ったと申し立てた。後にイマダ夫人は 2,829 ドル 93 セントの損害賠償を得た。7 番目に審議されたサーモン・アームのハルコ・イワタ夫人の場合は、バンクーバー市コルドバ街の 4,100 ドルの価値の家を個人的に 2,500 ドルで売り払ったと申請したが、損害賠償額は 50 ドル１６セントであった。７人の子供の母親であったイワタ夫人は次のように証言した。

> 私たちは敵性外国人資産局が何なのかわかりませんでした。私たちの資産を没収して売り払うのだと思いました。私たちは敵性外国人資産局を信用しておりませんでした[49]。

損害賠償請求者はバード委員長と政府の弁護人によって厳しく尋問された。不動産については、その購入時の詳細にさかのぼって情報を要求された。イワタ夫人の要求額は比較的小さなものであったが、それでもこの尋問の記録はタイプされた文書で 41 ページになった。1948 年始め、バード委員会がカナダ東部に移動して審査を始めると、この審査が如何に時間がかかり、終了までには数年かかるだろうということが明らかになった。申請者による証拠の提出、政府弁護士による尋問をそれぞれの申請について行なった。損害賠償の対象は多岐にわたった。まだ農地として整備されていない土地、農場、漁船、様々な用途に使われたいろいろな種類のビル、小さな小屋から家屋までの住宅、家財道具や個人の所持品、紛失したもの盗まれたものの損害額、そしてこれらの品物を保管した敵性外国人資産管理局の責任問題もあった。その上、日系人が負担する審査費用と審査に必要な弁護士不足の問題もあった[50]。

1949 年春に日系人と政府はバード委員会が損害賠償額を対象の種類別に強制売却額の一定の割合にし、特別な場合だけ個別に審査するとことで合意した。また、バードはカナダ各地に 8 名の判事を損害賠償委員会副委員長として任命して申請の処理を迅速にした。日系人賠償請求者の多くはこの方式を受諾したが、中には反対する者もいた。トロントでは 54 名が反対した。例えば、メトロ・バンクーバーの不動産の賠償額を売却額の５パーセントにしたのはまるきり根拠がなく不当であると主張した。「私たちは皆、バード委員長を含め、ダイナマイトの詰まった樽に腰掛けてバード委員会の裁定を待っている。いつ不満が爆発するかわからない[51]。」と日系カナダ人共同委員会バンクーバー支部の弁護士ロバート・マックマスターが述べている。しかし、この方式が採用され、賠償審査は 1950 年 3 月 3 日に完了した。1950 年 6 月 14 日、バード委員会は最初の申請の審査から 2 年半掛けて終了した審査の報告書を公表した。

バード委員会は全部で 1,434 件の損害賠償申請を審査した。これには 2,420 の個人所有の不動産売却が入っていて賠償申請額は 5 百万ドル近くであった。この内、敵性外国人資産管理局（CEP）が 2,591,456 ドルで売却した 7,086 件の不動産および個人の所有物がバード委員会の審査の対象になった[52]。これら 1,434 件の申請の内、102 件の申請が申請者によって取り下げられたか、またはバード委員会の審査の対象にならないとして却下された。バード委員会は次の例は権限外として審査しなかった。（１）不動産が売却されるまでに質が低下したことによる損害、（２）CEP が管理する前に紛失した物件、（３）漁船の強制売却による損害、（４）商店の信用価値である。タイプされた審査の記録は 25,046 ページに上り、8,996 の証拠物件が提示された。バード委員会の裁定にもっともつらい思いをしたのは、1946 年に日本に強制「送還」された人たちで、この人達の物件はバード委員会の審査の対象にならなかった。また、多くの人は家財道具や個人の所有物の価値の損害賠償は無理だとおもった。バード委員会の損害賠償方式は物件を幾つかの種類に分けた。都市部と郊外の不動産、「退役軍人土地管理局（Director of Veterans Land Administration：DVLA）」の下で売られた農地、漁船と漁具、その他である。

バードは敵性外国人資産管理局（CEP）は日系人の資産の管理を始めてから最初の 6 ヶ月は大量の仕事に圧倒され、「効果的に迅速に」活動できなかった。そのため、「残念ながら」日系人資産の管理で幾つかの損害が生じたと認めた。しかし同時にバードは CEP が無能力で日系人資産の取り扱いを誤ったということはなかったとした。バードは次のように述べている。

> 私は CEP が大変厄介な仕事を、資産の持ち主の日系カナダ人の利益を考慮して、戦争によってカナダ社会がヒステリー状態に陥っているにもかかわらず、しっかり遂行したと満足している。日系人資産の売却額が市場価格を反映しない例もあったが、このことだけを取り上げて CEP の活動が適切でなかったとは言えない[53]。

連邦政府大臣、裁判所判事、そして政府関係者はこれまでにBC州保安委員会の日系人強制移動の取り扱い、太平洋戦争勃発直後のカナダ海軍の日系人漁船の拿捕、RCMPによるカナダ市民の日系カナダ人の妨害活動からの安全保護を称賛してきた。そして、今、その賞賛の対象がCEPとなった。

メトロ・バンクーバー地区の日系人不動産471件の強制売却価格は日系人が大変不満に思っていて、バード委員会の審査の大きな争点になっていたが、バードは次のように結論した。この件に関してCEPは正当に能率よく処理した。不動産売却価格を決定した不動産査定専門家の信頼性に疑いの余地はない[54]。しかし、日系人の不動産所有者が売却代金から、不動産売却仲介料を差し引かれたのは不当である。そして、バードはCEPによって売却仲介料として差し引かれた金額を日系人に払うことを決定した。これらの物件にたいしての損害賠償でバードが認めたのはこれだけであった。しかし、この裁定は日系カナダ人共同委員会が集めた証拠に基づく結論の、日系人の家屋と土地は少なくとも市場の査定額より13パーセント低かったとかけ離れたものだった。204人の賠償申請者の多くは、CEPが自分たちの資産を没収して、承諾なしに強制売却した時のサービスの仲介料として徴収した売却額の約5パーセントを返却してもらっただけだった。これらの物件の損害賠償として連邦政府の弁護団は強制売却額の10パーセントを提案していた。バードの決定は政府の提案よりまだ低いことになった。ブルウィンは直ちに法務大臣スチュワート・ガーソンに手紙を書き、連邦政府の介入を求めた。ブルウィンは次のように言っている。

> 我々はこの件に関して不当な扱いを受けたと怒りを禁じえないが、それにもかかわらず、これ以上の議論と日系人の深刻な落胆のないような形で結論が下されることを要望する。

ガーソンの返答はそっけないものだった。「この件に私が介入するのはまったく不適切である[55]。」しかし、メトロ・バンクーバー以外の378件の不動産に関してバードは異なった裁定をした。バードは次のように述べた。CEPが依頼した不動産査定人は、メトロ・バンクーバーの不動産を査定した不動産査定人に比べると、これら378件の不動産に関して十分な知識と査定技術を持っていなかった。従って、損害賠償額は強制売却価格の10パーセントに売却仲介手数料を加えたものである。

自分たちの利益のために、政府があからさまに不適切な方法で日系人の土地の強制売却を行ったのはフレーザー河流域の農地であった。退役軍人土地管理局長官（DVLA）ゴードン・マーチソン自身が連邦議会下院の委員会で次のように述べている。DVLAは日系人の土地を購入して退役軍人に売却する上で大変有利な立場にあった。DVLAはこの購入、売却で利益を得た。例えば、DVLAは2つの農地を245ドルと433ドルで日系人から買い上げ、2,000ドルと3,050ドルで退役軍人に売った。

CEPがDVLAに売却した507件のフレーザー河流域の農地について、日系人は総額1,838,162ドル５０セントの損害賠償を要求した。これらの物件を代表する17件について、CEPに依頼された郊外諮問委員会（Rural Advisory Committee：RAC）は総額43,100ドルと査定をした。これに対してDVLAは28,232ドルと査定した。これは郊外諮問委員会の査定の53パーセントにしかならなかった。DVLAは507件の農地を825,000ドルで購入するとRACに申し出たが、RACは拒否した。するとDVLAは敵性外国人資産管理局に次の手紙を書いた。

> 郊外諮問委員会がフレーザー河流域の日系人農地の査定額を1,250,000ドルと伝えたと思うが、DVLAはこの価格で購入はしない。DVLAはこれら全ての物件を総額850,000ドルで一括して購入する用意がある。これが最終提案である[56]。

結局、この一括売却から69件が土地の所有権の登録が明確でないという理由で除外され、残りをDVLAの提示額の102パーセントでCEPが売却した。1943年に土地登記所の記録を基にして、フレー

ザー河流域で日系人以外が所有する農地の売却調査が行われたが、例えばミッション・シティーの農地の売却価格は CEP の売却価格の倍以上の 212 パーセントであった。バードは次のように結論した。

> これらフレーザー河流域の日系人農地の売却に関わった政府機関は、農地の正当な市場価格を知らなかった。それ故、DVLA が購入した日系人農地の正当な市場価格は、DVLA の購入金額を 80 パーセント上乗せしたものである[57]。

バード委員会は「日系人漁船処分委員会（Japanese Fishing Vessels Disposal Committee：（JFVDC））が査定して売却した９５０艘の漁船に対する損害賠償の権限を持っていなかった。しかし、CEP が売却した 201 艘の漁船については、真珠湾攻撃の後に没収された 109 艘の漁船の持ち主から総額 160,432 ドルの損害賠償申請が出ていた。漁船の持ち主は漁船が急いで没収されて手荒に扱われ、没収中も漁具が盗まれたり壊されたりして損害を受けたと主張した。

バードはこの内の 34 の損害賠償申請を権限外だとして拒否した。CEP によって 38,504 ドルで売却された 75 艘の漁船について、持ち主は 85,572 ドルの損害賠償を申請していた。バードは売却は公正な価格でなされたが、売却までの係留期間に風雨にさらされ、異常なまでに漁船が傷んで価値が下がったとして、平均して売却価格の 12.5 パーセントの損害賠償を認めた。また、CEP が売却金額から漁船の監視、係留、査定費用、保険などとして差し引いてい売却金額の 13.5 パーセントの手数料を持ち主に返却することを CEP に命じた。

網などの漁具に対しては 173 件、総額 148,958 ドル 91 セントの賠償請求が出されていた。バードは不注意な保管、盗難など通常の漁船の維持では考えれない問題が生じたとして、CEP の売却額である 48,000 ドルの 25 パーセンの損害賠償を決定した。バードはこの決定は「大ざっぱな正義」を取り戻すためであると述べた。この「大ざっぱな正義」という文句はバードの損害賠償審査でよく使われた。RCMP によって没収された 428 台の乗用車とトラックに対して、総額 109,660 ドル 62 セントの賠償請求が出された。CEP はこれらの自動車を中古車価格査定者がごく簡単に査定した価格で売却した。この査定額はこの期間の同様な中古車の売却価格より平均して 35 パーセント低かった。バードは CEP の売却金額の 25 パーセントを損害賠償として認めた。

損害賠償の最後の対象は個人の所有物であった。総額、975,501 ドル 87 セントの損害賠償が申請された。しかし、個人の所有物の損害の査定は難しかった。例えば、当人にはお金で測れないほど大切な思い出の詰まった女性の髪にかぶせるヘアネットの市場価値とは何であろうか？着物と日本のレコードで一杯のトランクが 50 セントで売られた。これが正当な市場価格であろうか？このような個人の所有物は競売で総額約 90,000 ドルで競り落とされてしまい、入札で 94,000 ドルの値段しかつかなかった。賠償請求額は 521,162 ドル 02 セントであった。CEP は売却額から平均 23.2 パーセントを競売の手数料として差し引き、また 12 パーセントを価値の査定費用として差し引いた。

持ち主の承諾なしに強制売却されたにもかかわらず、売却手数料を CEP が徴収したことについて、ブルウィンはバードと政府側弁護士ジョン・ハンターと長い議論を戦わした。

ハンター：手数料は多額です。大まかに見積もって、不動産仲介業者に 100,000 ドル、競売業者に 25,000 ドル、CEP に 27,000 ドルです。総額は 157,000 ドルになります。

バード：そんなに多額だったのか？

ブルウィン：強制売却の関する内閣令は手数料について明確に次のように言っています。このことについて述べている最初の内閣令第 1665 号 12 項は、日系人資産は保護のためだけに CEP が保管すると言った後で、「資産の管理に対して CEP は手数料を徴収してはならない。」

バード：あなたは「手数料」は CEP が資産の売却にあたって外部の業者に支払った手数料も含むという意見ですか？

ブルウィン：そうです。ラテン語の名言で「他人になにかすることは、自分に同じことをすることだ。」とあります。CEP はこの内閣令を無視することは出来ません。CEP の職員を強制売却の処理に雇って手数料を支払い、資産の持ち主に資産の管理人売却手数料を要求することは出来ません[58]。

議論の後でバードはこれら「手数料」を徴収したことを不当として、手数料を資産の持ち主に返却することを命じた。個人の所有物の競売手数料については、売却額の 6.8 パーセントを手数料とし、持ち主に返却を命じた。また、個人所有物の損害賠償は、競売で売却された物については、損害賠償額の 30 パーセント、入札で売却された物は賠償請求額の 12 パーセントに定めた。しかし、バードは CEP が「価値がない」として廃棄した品物についての損害賠償を拒否した。これらの品物の所有者による賠償請求額は 70,000 ドルに上った。「価値の無い品物」には次のようなものがあった。民間の保管業者に保管を委託したが紛失したもの、CEP が収容施設や他の場所にいた持ち主に送付したとされるが紛失したもの、西洋人に無価値の仏像の掛け軸などであった。

フレーザー河流域の農場を例外として、バードは不動産や家財道具が公正な市場価値より低く売却されたことを証明する証拠がほとんど無いと判断した。フレーザー河流域の農場の賠償請求額は 1,222,929 ドル 26 セントであったが、バードは賠償を 632,226 ドル 61 セントとした。この賠償は農場とすべての関連物件を含む一括賠償であった。最大の賠償はロイストン製材会社の賠償請求額 268,675 ドルに支払われた 69,950 ドルであった。この会社はバンクーバー島に広い木材採伐権を持っていた。最小の賠償は 2 ドル 50 セントで、これはイシノ・マキノの自動車に対しての賠償であった。

バードは賠償審査で「大ざっぱな正義」が回復されたとしたが、日系人にとって強制売却された資産の賠償は遅すぎ、賠償額は少なすぎた。1950 年に高齢の一世は 140 ドル 50 セントの小切手を受け取った。バンクーバーで 1930 年に 3,000 ドルで購入し、1943 年に CEP が 1,200 ドルで強制売却した自宅の賠償額であった。一世は小切手を眺めつつ、生涯かけて築いた生活を政府が破壊してしまった賠償がこれなのかと思った。サレーで農業をしていた人はトラックの賠償に 7 ドル 84 セントを貰ったが、その他に 10 エーカーの農地の賠償額が 412 ドル 50 セントであった。もう高齢で再び農業を始めることは出来なかった。質素な生活をして懸命に働き、やっと八百屋や料理屋を開くまでになった一世も 60 台半ばになっていた。そして、118 ドル 75 セント、87 ドル 20 セント、327 ドル 50 セントといった少額の賠償金を貰っても、生涯をかけて作り上げた生活は戻らなかった。二世も損害を被った。強制収容により多くの機会を失い、両親の財産を相続することも出来なくなった。

連邦政府の日系人資産の強制売却には最後の仕上げがあった。CEP は強制売却収入を日系人に代わって保管、預金していたが、この預金の利子は 1946 年までに 41,839 ドル 41 セントになった。収容施設の日系人は CEP に預けてある自分の預金から毎月 100 ドルを引き出せたが、利子は自分のものにならなかった。日系人は利子を受け取り、損害賠償審査の法律費用にあてることを要請したが、「行政上、不可能に近い」が CEP の返答であった。法務大臣ガーソンは連邦政府が損害賠償審査のために有能な弁護士を用意して、日系人の損害賠償手続きの便宜を図っているのに、利子を請

求をするとは理解できないと冷笑した。実際にはCEPは保管物件の修理や維持、税金の管理、保険、住宅ローンの支払いなどの手数料を資産の売却代金から差し引いていた。

日系カナダ人共同委員会と全国日系カナダ市民協会は日系人資産の強制売却により多大な損害を被ったことは十分に証明できたとして、連邦政府にバード委員会の対象外の資産についての損害賠償要求を続けた。漁船、連邦政府による強制同然の環境で個人的に売却したものについての損害賠償であった[59]。

日系人の賠償審査の不合理に対する怒りとフラストは1950年9月に頂点に達した。CEPは賠償訴訟者が賠償を受け取るに際して、政府とCEPをこれ以上のあらゆる損害賠償から免責する書類に署名することを求めた。損害の種類としては不動産と個人財産、賃貸料、利益、収入とあらゆるものが含まれていた。そして、これらの資産の管理、処理に関する政府とCEPの事務一切から生じた損害を免責する内容であった。

CEPが署名を求める書類を訴訟者に送った頃、全国日系カナダ市民協会はサンローラン首相に手紙を送りさらなる賠償を求めた。サンローランは賠償は終了したと告げて、次のように述べた。

> 連邦政府はバード委員会の報告書に同意する。賠償は支払われた。これで我々は政府の日系人とカナダ人一般に対する責任を果たしたと考える[60]。

そして間もなく、全国日系カナダ市民協会（NJCCA）と「トロント損害賠償訴訟者委員会（Toronto Claimants Committee）:TCC」との損害賠償に関する内輪もめが始まった。TCCは完全な損害賠償を求める人達がNJCCAから別れて作った組織だった。内輪もめは派手な口論に発展して1951年春まで続いた[61]。センジ・タカシマ、ロジャー・オバタ、クニオ・ヒダカの三人は日系カナダ人共同委員会（CCJC）を脱退して、損害補償訴訟者に政府の免責文書に署名して損害賠償を終了しないように勧めた。しかし、CCJCとNJCCAは政府が将来、損害補償に応じることはないので、タカシマ等の言動に惑わされないようにと注意した。損害賠償補償で日系人の代理を努めたブルウィン弁護士は、政府の免責文書に署名をしても、将来の損害賠償訴訟を不可能にすることはない、ただし政府がまた損害補償に応じるかどうかは政府の誠意次第であり、政府が道徳的責任を果たす用意があるかどうかにかかっていると述べた[62]。

TCCには245名が参加した。そして政府の損害補償はまったく不充分であり、政府が損害を完全に補償してやっと、政府の日系人に対する長年の迫害政策を正す糸口になると主張した。しかし、バード委員会の限られた権限が設定されてからすでに4年も経過しており、TCCが政府の対応を口汚く罵ることは、かえってこの6年間の日系カナダ人共同委員会の損害賠償運動の成果を貶める結果にもなった。日系カナダ人共同委員会は主に白人が会員であり、この人達は他の白人の大部分が日系人の苦難に注意を払わない中で日系人を支援してきた。CCJCとNJCCAの会員ももちろん政府の損害賠償は政府の誤った日系人迫害政策の結果であり、日本人の被った物理的損害を正すのに十分とは思っていなかった。また精神的被害を正すにはほど遠い政府の対応であった。しかし、この数年の損害賠償運動の帰結がこれだけであり、もうこれ以上の運動が実を結ぶことには懐疑的であった。損害賠償運動終了派と継続派の間に時には激しい罵り合いがあり、中には免責文書を引き裂いてCCJCの送り返す者もいた。しかし、損害賠償の受け取りを拒否したものはごく少数であった。

不動産の損害賠償について興味深い一例がある。1967年夏、バンクーバーの弁護士ロイ・マックレオードとドン・スモールは「カナダ建国100年祭プロジェクト」と呼んだ訴訟を、トラゾー・イワサキ（87歳）とフク・イワサキ（81歳）から引き受けた。この例は連邦政府が蓋をしておきたい過去の不正義の一つを暴き出した。また直ぐに蓋をされて隠されてしまうことになるのだが。第一

次世界大戦直後に帰化一世であったトラゾー・イワサキはジョージア海峡のソルト・スプリング島に 640 エーカーの土地を購入した。この土地は 4 キロの長い海岸線に面していて、1 万立方メートルの樹木が生えていた。イワサキは 1940 年までに購入価格の 3,950 ドルを払え終えていた。1942 年にイワサキ夫妻と 1 人息子は、BC 州内陸部のグリーンウッドに 2 時間の猶予しか与えられずに強制移動させられた。1945 年 5 月にイワサキはこの土地が 5,250 ドルで売却され、手数料を差し引いた残りの 4,932 ドル 99 セントが預金されているという CEP からの報告を受けた。イワサキはこの売却を認めず、バード委員会に 66,000 ドルの損害賠償を申請した。CCJC はこの売却には不正があったので、特別に考慮されるべきだとバード委員会に申し立てた[63]。バード委員会はこの土地の適正価格を 12,000 ドルと査定してイワサキに 8,083 ドルの損害賠償を与えた。イワサキは賠償額をいやいやながら受け取り、連邦政府の免責文書に署名した。それ以降数年の間、イワサキは連邦政府に追加の補償を要求する手紙を何通も書いた。しかし、バード委員会の報告書とサンローランの補償問題終了宣言の後の連邦政府の回答は、イワサキの訴えを無視するものだった。

マックレオードとスモール弁護士は、この訴訟の依頼を受けた時に 20 年前に CCJC の顧問弁護士が連邦政府には損害賠償の大きな道義的責任があると信じたと同様の感想を持った。特にカナダが建国 100 年を祝う年に、連邦政府はその経済的、道義的責任を明らかにするために、イワサキに自主的に 150 万ドルの損害賠償を払うべきだと主張した。当時、BC 州の海岸線を含む土地は特別な価格が付いていて、海岸線 30 センチ当たり 60 ドルというのも珍しくはなかった。損害補償問題はまた新聞と雑誌の興味を引き、マックリーン週刊誌は「ソルト・スプリング島におけるカナダの恥ずべき日」という記事を載せた[64]。

しかし、これ以降の進展はすでに何回も繰り返したことの蒸し返しであった。連邦政府の道義的責任を追求した要求は、内閣官房長官ジュディー・ラマーシュから連邦政府政府文書局長官ジョン・ターナーの回された。イワサキは連邦政府収入最高裁判所に嘆願書を提出した。イワサキは嘆願書で内閣官房長官ギブソンが敵性外国人管理官という役割の下に、配下のガビン・モウアットに自分の土地の売却を依頼したのは詐欺的行為であると糾弾した。モウアットはバンクーバー島の大きな不動産仲介会社の役員であった。1968 年 2 月にこの訴訟はバンクーバーの裁判所で取り上げられた。1969 年 10 月 29 日に裁判長シャパードが判決を下した。1950 年にイワサキが署名した連邦政府の免責文書は有効であり、連邦政府に追加の損害賠償責任はない、というものだった。その後のカナダ最高裁判所の判決も同様であった。

この判決に驚いた日系人は 1 人もいなかった。この訴訟が無駄に終わったが、今でも心をかき乱す事柄を喚起した。もし、イワサキの土地が 1967 年に 150 万ドルの価値があったのなら、持ち主の承諾なしに強制売却された日系人不動産の現在の価値の総額は一体どれくらいなったのであろう。

（目次に戻る）

第１４章　　日系人は未だに黄禍か　（第１４章注に行く）

我々はこの平和で個人の安全を心配しないでもよい時代において、カナダ人の中に一般カナダ人より劣った市民階層を作り出していることを深く憂慮している。この人達は政府によりカナダの一部に住むことを強要され、ある特定の場所に住むことを禁止されている。このような事例をつくることは、将来我々自身にその結果が跳ね返ってくることになる。一度、不正義を容認すれば、将来何回も同じ不正義を繰り返すことになる。

「サタデイ・ナイト雑誌」、1947 年 4 月号

1941 年 12 月 7 日以降に連邦政府は内閣令を次々に発令して、日系人の生活のあらゆる面の規制を始めた。住居、雇用、ビジネス、不動産の賃貸と購入の自由が制限された。内閣は日系人を BC 州内陸部の収容施設に拘束した。カナダ太平洋沿岸地帯を保護地域に指定して、この地域内から日系人を排除した。また、日系人資産を没収して強制的に売却した。日系人を BC 州以外に再定着させた。カナダ人のごく一部の人たちが日系人に何が起こっているか理解して運動を起こし、キング首相とその内閣の企んだ日系人の日本への国外追放を途中でくい止めた。太平洋戦争の終了とともに、「国家の安全」、「軍事的必要性」という日系人迫害政策の理由がなくなると思われていた。カナダ人は第二次世界大戦にカナダが参戦したのは、個人の尊厳を守るために全体主義と戦ったのだと理解していた。しかし、戦争が終了したにもかかわらず、カナダは自ら一種の専制主義を長い間続けることになる。

1947 年 1 月 1 日までに BC 州の日系人は 6,776 名に減少していた。戦前の約 3 分の 1 であった。ロッキー山脈以東に再定着した人は次のとおりであった。平原州、主にアルバータ州とマニトバ州に 5,871 人、オンタリオ州に 6,616 人、ケベック州に 1,247 人、他の州に 47 人で、全部で 20,588 人。これ以外の人は日本に「送還」された。このように驚くべき人数の日系人が BC 州を離れて他の州に再定着したのだが、キング首相が公言した「日系人をカナダ全国に分散して、人種的ヘイトが起きないようにする[1]」という目標からはまだ遠かった。しかし、日系人の BC 州への一極集中は完全に消滅した。

BC 州は日系人のカナダ全国への分散を妨げたくなかった。実際は日系人が BC 州に戻ることを妨げ、BC 州にまだ存在する日系人を完全に排除したかった。1946 年 4 月、連邦議会下院で「市民権法」が議論された時、ハワード・グリーンは BC 州を永久の保護地域に指定して日系人を排除することを提案した。そして、もし日系人が居留すれば「血の雨が降る」と警告した。

まだ BC 州には 4 万人から 5 万人の日系人がいる。彼らは日本政府の影響下にあり、未だに天皇を崇拝している。BC 州にとっては脅威である[2]。

このような頑固な、終末論的様相を帯びた感情を連邦議会の自由党議員も保守党議員もよく口にした。バンクーバー・サンのような排日新聞、退役軍人も同様であり、カナダ退役軍人会は1947年2月の年次総会で、連邦政府に対して日系人をこれから10年間監視することを要求した。

この集中的に管理され、日本とカナダの二重国籍を持つ集団は狡猾に悪事を働き、カナダ人にとって脅威である。特に農業、果樹園、漁業、小さな商店を開いて新しい生活を始めようとしている第二次世界大戦からの帰還兵士にとって脅威である[3]。

1948年初めバンクーバー・サン紙のコラミスト、ジャック・スコットは次のように嘆いている。

私は日系人の人権を擁護する者であるが、今日でさえ痛烈でヒステリックな排日の投稿が山のように届くことに悩まされている[4]。

ロッキー山脈以東の州の排日感情は戦争の終了とともに弱まったが、BC州では政治的圧力と市民からの圧力は引き続き存在し、日系人の人権が1949年3月まで制限された主要な原因になった。キング首相は1945年の「国家非常事態継続権限法（National Emergency Transitional Powers Act）：NETPA」の下で日系人の移動の自由を完全に制限することに何ら躊躇しなかった。それから1年半後の1947年に政府は「国家非常事態継続権限法延長措置法（Continuation of Transitional Measurement Act：CTMA）」を発令した。この法令は以前発令された内閣令を戦後も有効に維持するものであったが、その中には日系人に対する漁業許可証の授与の禁止を命じた1942年1月13日の内閣令第251号や、労働大臣に日系人の雇用、商売、移動、住居、組織を管理する権限を与えた1943年2月5日の内閣令第946号が含まれていた[5]。

カナダ市民の人権憲章制定についての気運が高まる中で、連邦政府がカナダ市民の一部の人権を完全に制限していることについての非難の声が挙がってきた。そしてこのことについて1947年4月に連邦議会下院が討議した。しかし、連邦共同党が提出した日系人の人権回復の動議に賛成した自由党議員は4人、保守党議員は2人だけだった。保守党議員の1人はサスカチェワン州レイク・センター選挙区選出のジョン・ディッフェンベーカーだった。動議は反対105、賛成31で否決された。

これら内閣令の延長には明らかにBC州の圧力があった。BC州では1948年夏に連邦議員の補欠選挙がバンクーバー・センターとイエール選挙区で予定されていた。BC州首相バイロン・ジョンソンはキング首相に、もし日系人がBC州に戻れば、バンクーバー・センター選挙区で自由党候補は負けるとはっきりと告げた。1948年2月3日、内閣は法務大臣イスレーを除いた全ての閣僚の賛成をもって内閣令の延長を決めた。このため日系人はBC州に戻れなくなった。イスレーは延長反対の理由として、「歴史はこのような内閣令を延長した政党を許さないであろう。私は内閣令の延長より二

人の自由党議席を失う方を選ぶ」と述べた。これに対するキング首相の返答は次のとおりであった。

歴史は信条を維持したために反対党（連邦協同党）に政権の座を譲るような政党を許さないであろう。政治判断は大局をみてしなければならない[6]。

1948 年 2 月 18 日、連邦自由党議員総会で BC 州選出議員が、今日は日本人問題だけを討議したいと発言すると総会は大騒ぎになった。キング首相は皆に、BC 州選出の 5 人の議員、クルイックシャンク、リード、マッケンジー、メイヒュー、シンクレアーは内閣令延長に賛成で結束しており、もしこの延長案を下院で可決出来なければ、連邦自由党にとって深刻な事態に陥る、として次のように述べた。

私は少数派カナダ人の人権を擁護することに賛成である。しかし、少数派カナダ人とは一握りの日系人のことであろうか、それとも BC 州の州民全員のことであろうか[7]。

自由党はこのような狡猾な手段を使って選挙に勝とうとしたが、自由党にとって大切なバンクーバー・センター選挙区では連邦協同党が大差で勝ち、自由党候補は三番であった。この選挙区選出議員だったイアン・マッケンジーは既に連邦政府上院議員になっていた。イエールの選挙区でも共同連邦党のルイス・ジョーンズが勝利した。

1948 年 3 月 13 日、内閣は戦時に発令された 27 の内閣令を国家非常事態継続権限法の下でもう一年延長する動議を連邦議会に提案することを明らかにした。この中には日系人の移動制限の内閣令も含まれていた。連邦共同党は日系人の移動制限を 1948 年 3 月 31 日をもって撤廃する法案を提出したが 73 対 23 で否決された。労働大臣ミッチェルは日系人の BC 州内の移動は少し緩和され、許可証なしに移動出来るが、BC 州の外から BC 州への移動と、BC 州内の保護地域内への移動には RCMP の許可証が必要と発表した。第一次と第二次世界大戦に参戦した日系人とその家族だけは、この規則の例外として自由な移動が認められた。

BC 州への移動に必要な許可証は、BC 州に残された家族が死亡したときなど日系人の緊急時のみに発行された。しかし、保護地域への移動は厳格に管理された。1945 年 10 月、ヨシジ・タカハシはニュー・デンバーからミッション・シティーに行き、自分の農園の権利を回復する要請をしたが、許可証無しで保護地域に入ったと言う理由で RCMP に逮捕され、オカラ監獄に一年間投獄された。それから三年後、アキヒデ・オーツジは同じ理由で 1 年間の重労働の判決を受けた。バンクーバー・サンのコラミストのジャック・スコットは次のように書いている。

オーツジが法廷を後にした時、傍聴席から抗議の声は上がらなかった。裁判長はこの判決が不寛容と偏見に深く根ざしているといったことに何の感想も述べなかった。実際の話、オーツジには弁護人が付いていなかった。オーツジは自分自身を涙を誘うほど滑稽な様子で弁護した。オーツジの法廷はわずか 5 分で終了した。開廷、閉廷といった感じであった。オーツジが有罪である証拠はオーツジが日系人である、ということだけだった[8]。

日系人にとって「太平洋沿岸に戻る」ことは理屈の上だけのことであって現実的ではなかった。BC 州内陸部に留まった人たちでさえ状況は同じであった。「以前の家に帰るとか仕事戻る」とかいう問題ではなかった。太平洋沿岸地域の自宅、商店、家財道具、農場、漁船はすべて没収されて売却されてしまい、強制売却の損害賠償問題は 1950 年 6 月まで解決されなかった。

米国では日系人の太平洋岸州からの排除命令は 1944 年末に終了した。カリフォルニア州の排日活動家は、リンチと殺人を除くありとあらゆる手段を用いて日系人がカリフォルニア州に戻ることを阻止した。排日のプラカード、脅しの電話、自警団の夜間の徘徊などが頻繁に行われた。しかし、二世部隊のヨーロッパ戦線における勇敢な活躍や、太平洋地域の情報部隊での活躍が報道されるにつれて、このような排日運動は次第に沈静化した。

もし日系人が BC 州太平洋岸のバンクーバーやプリンス・ルパートに戻ったら、カリフォルニアと同様の激しい排日運動が起こったかどうかは、単に空想上の問題に過ぎなくなっていた。太平洋沿岸地域の生活基盤を完全に失った日系人は、僅かな人数さえも太平洋沿岸に戻ることは出来なかった。日系人はカナダ東部への再移住を嫌い、政府の日系人カナダ東部分散計画は行き詰まっていたが、1946 年に連邦政府が日本への国外追放政策を持ち出したことで、日系人はカナダ東部への再移住か、日本への追放かの選択を迫られた。その結果、BC 州内陸部の収容施設で戦後の連邦政策の日系人政策を見守っていた日系人の 3 分の 2 が BC 州に留まることを諦めた。

BC 州内陸部からレスブリッジ、トロント、モントリオールなどへいやいやながら再移住した日系人は、まっすぐ最終居住地に行ったのではなく、途中多くの一時的な滞在場所を経過した。兵舎、軍隊食堂、共同生活などを経験した。カナダ東部でも日系人の仕事や住居が不足していたので、労働省は一時的は宿泊施設を建造した。労働省はこれらの宿舎を「地域一次宿泊センター」と呼んだ[9]。

最初の「地域一次宿泊センター」は 1944 年 4 月にオンタリオ州サマービルに建設され、1946 年中に新たに 7 つのセンターがサスカチェワン州からケベック州までに建設された。サスカチュワン州ムース・ジャー、マニトバ州トランスコーナ、ケベック州ファーンハムである。それぞれのセンターは 2,500 名が収容可能で、1946 年秋までに全て一杯になった。1947 年 5 月になっても、まだ 733 名がセンターで生活していた。これら 733 名は仕事もなく家もなく、収容施設で既に 5 回目の

冬を迎えることになった。収容施設の管理官はこれらの人たちにどんな仕事にでも就くようにと勧めたが、実際は仕事がなかった。

1946 年夏には未だスローカン・バレーとタシミの収容施設に入っている日系人がいた。施設には日系人に三つの選択肢があるという公示が出されていた。自発的にカナダ東部へ再移住、自発的に地域一次宿泊センターに移動、または自発的に日本に「送還」であった。レモン・クリークの収容施設にもこの公示が出されていて、16 歳以上の日系人はどの選択肢を選んだか収容施設の管理官に報告することを命ぜられた。カナダに残る選択をしたものは、どのセンターに行くか選ばねばならなかった。自分でセンターを選ばなかったものは、管理官の選んだセンターに行くことになった[10]。800 名余りはネイズのセンターに送られたが、この施設は鉄条網で囲まれていて、以前のドイツ軍捕虜収容所であった。1942 年のヘイスティングス・パークの仮収容所を思わせるような大きな建物が（9x14 フィート）の部屋に分けられ、二段ベッドが設置してあった。そして各部屋は更に（7ｘ3 インチ）の壁で仕切られていて各家族のプライバシーを確保した。しかし、壁の上は 2 フィート開いていて隣の話し声がよく聞えた。

日系人これらのセンターに BC 州内陸部の収容施設の日系人を移動させることで、連邦政府は収容施設の閉鎖を加速することが出来た。日系人は東部カナダの仕事が見つかるまでセンターに数週間から 7 ヶ月滞在した。大部分の家族は仕事を見つけた。オンタリオ州北部のパルプ工場やセンター近くの町の仕事であった。「センターから出て行けて幸いだった。ここは長く住む所ではない。」とネイズのセンターからピジョン製材所に仕事に移った二世が言っている。大勢子供のいる家族は仕事を見つかるのが大変だった。政府は幾つかのセンターを解体して部材を帰還兵の宿舎の建設に使った。追い出された日系人はアングラーやファーンハムなどのセンターに移った。

太平洋沿岸地域の「保護地域」に日系人が戻ることを禁じて、「自発的に」カナダ東部へ移動することを奨励した連邦政府の政策を批判した人たちもいた。この政策は政府権限の悪用であり、「保護地域」は実際は日系カナダ人の BC 州からの排除に使われた[11]。」という批判である。この時までに日系人は連邦政府によってカナダをあちこちと移動させられることに我慢できなくなっていた。レモン・クリークとスローカンの日系人 300 名余りは、1946 年 11 月 15 日に収容施設が閉鎖されることになっていたが、自発的に出ていくことを拒否して、頑張り精神で収容施設を追い出されるまで居残ることにした。

連邦政府労働省はこれらの日系人に 12 時間以内に施設を出るように通告し、RCMP が汽車賃と当座の生活費の小切手を戸別に配った。どこかに身を隠した者もいたが、それから 4 日以内に大部分が RCMP に出頭して、スローカンからの最後の列車で移動していった。日本送還船を待つ 200 名余り、ニュー・デンバーへの移動を待つ高齢者、病気の者、そしてその他移動が不可能な者を除いて、一次 4,000 名もいたスローカン・バレーの日系人はいなくなった。

スローカン・バレーの収容施設立ち退き命令にたいする短期間の抵抗はお笑い草で終わってしまった。大部分の日系人は敵意とフラストを押し隠して政府職員に協力した。協力するから、もう構わないで欲しいというのが本音であった。中には組織を作り自分たちの言い分を通そうと努力する人たちもいた。日系カナダ市民協会（NJCCA）の活動がその一例である。民主主義の下で許された方法を用いて、日系人の公平な権利を主張する試みだった。しかし、このどちらにも属さない「ムース・ジャー事件」起こった。

1946 年 7 月、オンタリオ州アングラーの捕虜州所に拘束されていた 128 名の一世と二世がサスカチェワン州ムース・ジャーから 4 マイル南にある RCMP の倉庫を改造した一次宿舎に移送されてきた。これらの人たちは、戦争勃発ともに連邦政府の強制収容、再移動、日本送還のいずれもにも反対して、自発的に捕虜収容所に入った 425 名の残りの人たちであった。連邦政府労働省の政策に協力的でないとしてムース・ジャーに送られてきた。アングラーの捕虜収容所はすでに移送センターに改造されていたし、10 マイルしか離れていないネイズにもう一つの移送センターがあったのに、何故、アングラーから 1,000 マイルも離れたムース・ジャーに送られてきたのか、その理由はわからない。自由党の日系人対策に反対を続けた連邦協同党がカナダで唯一政権を取っていたサスカチェワン州に日系人を送ることは、自由党の悪い冗談だったのかも知れない。また BC 州の収容施設の日系人の中には、いつまでの収容施設の管理者と「頑張り精神」で対立したり、フラストを仲間内の揉め事で解消していたグループもいた。いずれにしろ、これらの少数派はこの 2 年間連邦政府の政策に抵抗を続け連邦政府を悩ませた。

ムース・ジャーの移送センターの日系人は 1946 年末には 280 名に増加していた。これらの人たちの反抗の兆候は 1947 年春に現れた。連邦政府が提示した雇用を拒否し、1947 年 5 月 30 日の移送センター立ち退き命令にも従わなかった。しかし、日系人再定着局長官 J.F.マッキノンの説得で、大部分は連邦政府の提示した雇用を受容したり、カナダ東部の移送センターに移動したりしてムース・ジャーを後にした。また、雇用に適した健康状態ではないとされた人たちはニュー・デンバーに移送された。

ムース・ジャー移送センターには 11 家族 61 名と 24 名の独身男性が立ち退きを拒否して残った。このグループの代表の一世が次のような要求を出した。「長年の政府による不正行為で被った損害を補償するために、先ずは我々の安全を確保し経済的な援助をして、我々に適した雇用先を斡旋して欲しい。」

> 戦前、私はバンクーバーで小さな商売をしていた。小さいながらも、それまでの私の人生のすべての蓄えをこの商売に注ぎ込んだ。最初の数年、商売がうまくいかなかったので、私は製材所で働き、家内は店の切り盛りをした。私は製材所で稼いだ金を商売に回した。戦争が始まる少し前にやっと商売は軌道に乗り儲けが出た。するとある日、敵性外国人資産委員会の職員が来て、私の商売を持っていってしまった。この時職員は戦争が終わったら、また店を私たちに返すから商売を続けられると言った。この後で RCMP が来て、私に家族を家に残してロッキー山脈の中の道路建設現場に行けと命令した。現

場の仕事は 1 次間 25 セントの賃金だという。私はこの命令を拒否した。私が道路建設現場に行った後に、家族が何処に行くか、生活はどうなるか分からなかったからだ。RCMP は私を逮捕してアングラーの捕虜収容所に拘束した。私は鉄条網で囲われた捕虜収容所で 4 年間辛い日々を過ごした。私がこの政府に、この国に何をしたのか？なんでこんな罰を受けるのか？私に何の罪があるのか？もし罪を問われるのなら、どうして裁判をしないのか？何の罪か私に教えてくれないか？

するとある日、労働省の職員がアングラーにやってきて、私たちにムース・ジャーに移動せよと言った。従うよりほかなかった。我々は「頑強な抵抗者」と言われているが本当ではない。私はムース・ジャーから移動したい。他の人のように外に出て生活を再建したい。しかし、民主主義の下で私が経験した悲惨と憎しみを考えると、私は怒りに駆られ、泣いたら良いのか笑ったら良いのかわからなくなる。私は家族の事、3 人の子供の事、一番年上が 15 歳になっていることを考えると、家族の安全と経済的な支援がなくては、この先どうして暮らしていけるのかわからない。連邦政府が斡旋しているのは砂糖大根や小麦農場の仕事である。私にこのような仕事は出来ない。3 人の子供は皆娘だし、私は 4 年間捕虜収容所に隔離されていて、肉体的にも精神的にも農場の仕事が出来ない。労働省は私たちを移送センターから追い出したいだけで、私たちのことは何も気にかけていいない。あなた達にたずねたい。誰が私たち日系人の責任者なのか？私が鉄条網の中で 4 年も過ごさなければならなかった責任者はだれなのか？私はなにか悪いことをしたのか？政府が私の納得する方策を出してくれれば、私はすぐにここから出ていく。私の店は私の承諾なしに売られてしまった。私の生涯の蓄えもなくなってしまった。これが民主主義の世の中といえるのか[12]？

1947 年 8 月、労働省はムース・ジャーの移送センターを 8 月 13 日に閉鎖し、食事の供給も停止することを通告した。8 月 6 日、病弱で仕事に就けないとされた 3 名の一世が、センターを出るより死んだほうがマシだ、と主張したが RCMP に拘束された。これらの一世は２日後、6 名の RCMP に警護されてニュー・デンバー行きの汽車に乗せられた。この内の２名は靴を履いていなく、１人はシャツも着ていなかった。ムース・ジャー選出の連邦協同党議員ロス・サッチャーはキング首相に抗議の電報を送った。

ムース・ジャーの日系人移送センターからの RCMP による日系人の強制立ち退きに強く抗議する。食事サービスの停止で何十人という子供と高齢者が飢餓に陥ることを危惧している。このような高圧的な手段はカナダ市民の民主的権利を無視する危険がある。すぐさま移送センターの問題を調査するように要請する[13]。

この後、1948 年 3 月 15 日、連邦議会下院で自由党が日系人の移動の制限を 1949 年 4 月 1 日まで延長する動議を提出した時、サッチャーは再びムース・ジャーの事件に言及し、この時の政府の対応はまるで警察国家のようだったと批判した。

ムース・ジャーの移送センターで食事サービスが停止すると、センターを出ていく人が増えた。それでも 58 人が断固として出ていかなかった。これらの人の内訳は、仕切りのない小屋で共同生活していた 18 名の独身男性、もう一つの小屋にいた一家族、そして他の小屋にいた 6 家族とセンター管理官のジャック・マッキロップであった。居座りグループの中には第一次世界大戦の時にカナダ軍に従軍したヒロキチ・イソムラとその家族がいた。居座りグループはモントリオールの国際赤十字に支援を要請したが拒否された。食べ物はムース・ジャー近辺の日系人と日系人に同情的な白人に頼った。ムース・ジャーのラジオ局 CHAB が居座りグループのツネオ・ナカ、26 歳二世、にインタビューした。ナカは民主主義の原則をはっきりさせるためにセンターに居座っていると話した。

> 私たちは他のカナダ人と同様の待遇を要求している。BC 州の自宅に戻りたい。私たちは政府によって没収された家とビジネス、それに収容施設で暮らした 5 年間の損害賠償を要求する。政府は私たちを自宅から追い出し、敵性外国人として収容施設に勾留し、財産を没収した。何らの理由もなくである。合法だったいう人もいるが、正義が無視されたことは確かである。私たちが要求するのは正義である[14]。

ムース・ジャーの居座り事件で労働省は非常に困惑した。即刻解決する必要があった。内閣令第 946 号の下で居座りグループを強制退去させ、500 ドルの罰金か 12 ヶ月の投獄、または両方をすることも出来た。しかし、労働省はこのような過激な手段は使いたくなかった。ムース・ジャーの居座り事件で労働省は非常に困惑した。即刻解決する必要があった。内閣令第 946 号の下で居座りグループを強制退去させ、500 ドルの罰金か 12 ヶ月の投獄、または両方をすることも出来た。しかし、労働省はこのような過激な手段は使いたくなかった。

この事件全体には現実ではないような雰囲気があった。居座りグループの中には収容施設生活がすでに 6 年にも及び、蓄えも底をつき、切腹をすると脅すものさえ出てきた。オンタリオ州の捕虜収容所から移ってきたものの中には、ズボンの横に赤い線が入り、背中には赤い丸が書いてある捕虜服を着ているものもいた。動作も緩慢でのろのろと歩いていたが、自分たちは迫害を受けていると思っているので、なにか小さなきっかけで暴発しそうであった。1948 年 2 月 7 日、温度が零下 16 度という日に、二人の若い二世女性を含む 12 名が座り込みストライキを敢行した。電気、水道、暖房を止められた室内で蝋燭の明かりを囲んで座り込んだ。RCMP が皆をムース・ジャーの町の病院に連行して健康状態を調べた。「状況を考えれば悪くは無い」という診断を受けて、他の座り込みグループと一緒にまたセンターに戻された。しかし、この騒動の首謀者とされた 66 歳のイソムラと 26 歳の息子クニオに率いられた男性の一団が、センター長マッキロップの事務所の前で座りこんだ。連邦政府が日系人の自由な移動を認めるまで動かないと宣告した。この座り込みは 3 週間続いた。

この消極的な反抗が潰されのは 1948 年 7 月 15 日であった。日系人がムース・ジャーの移送センターに移って来てからすでに 2 年近くたっていた。この日、12 人の運送職員が 4 台の自動車でやってきて、日系人の持ち物を積み込み、センターの北の野原に下ろした。町の警官 G.G.ラッセルが日系人に 30 分以内にセンターから退去すること命令した。日系人が命令に従わないと、ラッセルとその部下の 6 人が日系人を部屋から追い出した。それでも退去を拒否した二人の高齢の一世をベッド

から引きずり出して部屋から追い出した。ラッセルは 9 名の町民を臨時警官に任命してセンターの周囲に配置して、日系人がセンターに戻らないように 24 時間監視させた。日系人はセンターの外側にサッチャーが持ってきた簡易テントを立てて立て籠もった。しかし二日後、二人の一世、トミジロウ・ナカ 65 歳とスエキチ・ミヤガワ 57 歳を除いて全員がテントを放棄して、ムース・ジャーの町の展示施設と日系人が経営するスターズ・ルームというホテルに移動した。

居座り事件はイソムラの裁判で終わりを告げた。イソムラは警官をナイフで脅したとして逮捕されたが、公務執行妨害で三ヶ月の執行猶予となり、200 ドルの保釈金を払った。執行猶予となったのはサッチャーがカナダ軍従軍経験を持つイソムラを説得して、騒ぎが大事になる前に収めたからであった。ナカとミヤガワはその後もホテルの前で 136 日間、抗議の座り込みをしたが、最終的には労働省の斡旋でニュー・デンバーの老人ホームに移動した。

座り込みグループは殉教者、ヒーロー、それとも狂信者だったのだろうか？日系人の強制移動、収容の中でこれほど長く「頑張り精神」で反抗を続けた人たちはいなかった。しかし、他の日系人の理解と支援を得ることが出来なかった。座り込みグループは長い収容施設生活で精神が不安定になった、周囲の環境を理解できない精神障害者だと見なされた。日系人社会の指導者はカナダ東部の二世であり、日系人の中ではカナダ社会により順応しており、穏健な行動を重んじ、ハンガーストライキや殉教者風の努力をしても無駄であるとしてドラマチックな行動を嫌った。収容施設と道路建設キャンプで時たま反抗的な行動は起きたが、長続きはせず穏健な意見に抑制された。1946 年に「日本送還」を選んだ日系人も連邦政府に反抗したと言えるが、カナダ社会に幻滅して反抗を諦めたとも言える。ムース・ジャーの座り込みは孤立した絶望的な反抗であったが、日系人社会が体制に順応する押し黙った人たちによって主流を占められた中で、あらゆる困難に遭遇しながらも長期間にわたって反抗を続けた唯一の人たちであった。

太平洋戦争が終了して既に 3 年経過していたにもかかわらず、連邦政府の日系人政策はまだ終わっていなかった。しかし、日系人を巡る状況に変化がゆっくりとしかし厳然と進行していた。1947 年 9 月、トロントで全カナダ日系人協会（National Japanese Canadian Association：NAJC）」が結成され、日系人社会にある種の安心感と達成感をもたらした[15]。協会の結成で全国の二世は協力して、日系人の活動制限、BC 州の戦前から続いている様々な排日法案を攻撃する準備が出来たと自信を持った。この創立会議で協会の 5 つの州にある支部で 7,500 ドルを目標にした募金活動を始めることを決定し、フルタイムの事務局長を任命し、トロントに協会本部を設立し、協会規約を決定した。規約には次のことが書かれていた。

日系人の政治的、社会的、道徳的、経済的な向上を目指した総合的な活動を行う。そして全てのカナダ市民に市民権と自由が授与される真に民主的なカナダ社会の建設に寄与する[16]。

全カナダ日系市民協会の最初の試練はBC州で起こった。BC州土地・森林省は日系人が政府所有の森林で働くことを禁じた法令を戦時中は停止していたが、1948年1月21日にまた有効にすることにした。この法令はBC州政府所有材木法と呼ばれ、1913年に制定されたが、1943年に連邦政府によって停止され、少なくとも800名の一世と二世を伐採と製材業で働かせることが出来るようにした。この法令は古いものであったが、日系人の雇用を制限する他の法律と共に、BC州日系人の職業の自由を制限するものだった。他の制限としては次のようなものがあった。州政府および連邦政府の公共事業での雇用禁止、鉱山の地下の作業の禁止、他にも参政権の禁止から派生する様々な職業での雇用禁止があった。しかし、この法令の復活から9日以内に、様々な団体からの抗議が州政府に殺到した。日系カナダ人市民協会バンクーバー支部、「市民の自由組合バンクーバー支部」、製材所所有者、「国際木材労働者米国支部」などであった。日系人の労働禁止は州政府で決着がつくまで停止された。そして、1948年4月21日にこの法令は正式に廃棄された。この一連の出来事で一番驚くことはバンクーバー・サン紙の社説であった。社説は「BC州に留まっている日系人は州の経済に吸収できる。これらの日系人はわれわれの仲間だ」と述べた。

BC州はこのような人種差別からもう卒業しなければならない。真珠湾攻撃で高まった排日ももう過去のことである。BC州は誰にでも公正でなければならない[17]。

長年飽くことなく排日を喧伝してきた新聞が日系人の支持に回ったのは、大衆の意見が変わったことを示す劇的な例であった。政治家が戦時中の日系人の規制を1949年3月31日まで延長したのは、この変化を読み取れなかった証拠であった。

1949年4月1日、日系人に対する最後の規制が廃止され、カナダのどこに住んでいても連邦選挙に投票出来るようになった。実は、日系人の参政権は1948年年6月15日、連邦政府下院が第198法案を審議して、日本人種のカナダ人の参政権を認めないという条項を廃止した時点で有効になっていた18。1902年以来、日系人はカナダ軍の退役軍人か、あるいはBC州以外に住んでいる人の他に連邦選挙の参政権はなかった。選挙法の中に州の参政権を持たない者は連邦政府の参政権もない、という条項があった。1895年BC州政府はアジア系カナダ人から州の参政権を取り上げる法律を通した。連邦政府の政策で日系人がBC州から他の州に移動させられた時に、日系人は本来ならば移動先の州で連邦政府の参政権を得たはずであった。しかし1944年に制定された第135法案第5項の規定により、日系人の連邦参政権は拒否された。

1948年年6月15日の連邦議会下院の審議を傍聴していた一世が次のような感想を述べている。日系人の連邦参政権は「まるで実った果実が自然に木から落ちるように日系人の手に入った19。」反対の抗議や、BC州選出連邦議員の何時もの排日運動もなかった。そして、この修正案に反対する議員が1人もいなかったことに、この一世は驚いた。しかし、このまるで自然のように日系人が連邦参政権を獲得した背後には、48年間のフラストに満ちた参政権獲得運動の歴史があった。皮肉なことに1948年年6月15日に日系人は連邦選挙で投票できるようになったが、BC州の日系人はBC州の選挙で未だ投票できなかった。日系人がBC州の参政権を獲得するのも時間の問題だった。

1947 年 4 月 1 日、BC 州議会は参政権を中国系カナダ人と東インド系カナダ人に延長した。しかし、1948 年には参政権を日系カナダ人に拡大する動議を議会委員会で 5 対 2 で否決した。検事総長のゴードン・ウィスマーは、連邦政府が日系人の移動制限を解除し、日系人が適切に BC 州内に落ち着くまでは、日系人の参政権問題を審議しないと州議会で説明した。1949 年 1 月 17 日、バンクーバー市議会は市の選挙権を現在選挙人名簿に登録している人の妻だけでなく、日系カナダ人を含むすべてのアジア系カナダ人に拡大した。この動議の裁決は全会一致であった。市議会議員には長年排日を主張してきた前市長 J.D.コーネットや市議会議員ハルフォード・ウィルソンが含まれていた。このことのは BC 州市民が連邦政府が 2 ヶ月半以内に日系人の自由な移動を認めることを知り、日系人の参政権をこれ以上阻止することは出来ないと思った証拠であった。

1949 年 3 月 7 日、BC 州ビクトリアのエンプレス・ホテルの部屋で待っていた BC 州日系カナダ市民連盟会長セイジ・ホンマと全国日系カナダ市民連盟事務長ジョージ・タナカのところにハロルド・ウィンチが駆け込んできて叫んだ、「皆、聞いてくれ、やったぞ。」ウィンチは BC 州連邦協同党党首で BC 州首相のジョンソンと会談し、その日に検事総長ウィスマーが提出した法案第 43 号が BC 州議会で承認される見通しだと知らされた。この法案で日系カナダ人とカナダ先住民の BC 州参政権が認められた。タナカにとっては数ヶ月に及ぶ政治家や民間団体に対するロビー活動の成果だった。そして、ホンマにとってこれはもう一つ大切な意味を持っていた。

> 父、トメイ・ホンマが 49 年前に始めた日系人参政権獲得運動がついに目的を達成するのをこの目で見るとは何という幸運だろう。父がこの場にいたなら、私達と同じように喜んだろう 20。

このニュースはバンクーバーの新聞に大きく報道され、社説は BC 州が人種差別から抜け出して新しい寛容の時代に入ったと讃えた 21。

この日は日系人にとって確かに新しい時代の始まりであった。カナダの２級市民である不名誉は拭い去られた。日常生活で有色人種であることからくる制限や、法律による政治的、経済的差別がなくなった。日系人は鉱山で働き、高齢者年金ボーナスを申請でき、政府の仕事に就け、森林採伐者や薬剤師の免状を獲得し、法律を学び弁護士になれた。次から次へと今まで日系人を遮っていた障害物が取り払われた。

1949 年 4 月 1 日は日系人にとって最も記念すべき日であったが、何事もなく過ぎた。この日、連邦政府が太平洋戦争勃発以来日系人を制約してきた法律がすべて無効になった。そして、戦争終了後 4 年もたってやっと日系人はカナダ中をどこでも自由に移動できるようになった。もし、BC 州の海岸から 100 マイル以内の以前の「保護地域」に戻れたければ可能になった。しかし、多くの日系人、特にカナダ東部に再移住していた人たちにとっては何んら興奮することではなかった。強制移動と再移住は連邦政府の意図を実現してしまった。日系人はカナダ全国に分散し、新しい土地で生

活の再建に追われていた。BC 州の自宅と財産を没収、売却された日系人は大勢で BC 州の海岸地域に戻る手段を失っていた。BC 州の政治的環境、市民の態度が変わったとしても、日系人はまた精神的痛手となる BC 州へ帰る用意はできていなかった。

ハワード・グリーンが主張したように、もし日系人が大挙して BC 州海岸地域に戻れば、BC 州民と衝突して流血の惨事をみるようなことが起きただろうか？予想していたように、強制移動前に BC 州で日系人と利害関係の対立したグループはグリーンの意見に同調した。例えば、スキーナの「先住民兄弟同盟」は「ジャップが海岸地域に戻ってくることを拒否する。もし戻ってくれば醜い争いが起きる 22」と警告した。

フレーザー河領域では、メープル・リッジの商工会議所が地域の農家の声を代弁して、日系人が戻ってくればまた以前と同じような人種差別が起きると述べた。「また人種差別問題に煩わされるより、もっと大事なやることがある」と商工会議所の会員の一人が述べた 23。これが、この地域の一般的な意見であった。排日団体、例えば「白人カナダ人連盟」や「日系人送還同盟」のような団体は復活しなかった。そして、フレーザー河流域とバンクーバー市郊外の商工会議所の代表 80 人が出席したニュー・ウェストミンスターの会議で、メープル・リッジ商工会議所が提出した排日動議は否決された。

「統一漁業従事者労働組合（United Fishermen and Allied Workers Union：UFAWU）」も BC 州に戻ってくる日系漁師に漁業免許を与えることに反対しなかった。1949 年 3 月 31 日に内閣令第 251 号が無効になったことにより、日系人はまた漁業に従事できるようになった。しかし、連邦政府漁業省大臣 R.W.メイヒューは漁業許可証の認可権限を維持し、もし UFAWU が日系人の漁業許可証に反対すれば、そうするつもりであった。

1949 年 3 月 22 日、NJCCA のタナカは UFAWU がバンクーバーで開催した第 5 回総会で、太平洋岸に戻ってくる日系漁師の数は少ないが、カナダ市民としてどんな職業に就くことも自由であるべきだと演説した。翌日、UFAWU は報道機関を締め出した会議で決定した日系漁師に関する 5 項目を発表した。要旨は次の通りである。UFAWU は日系人が漁業に戻ることに反対しない。但し次の条件がある。日系人漁師は UFAWU の会員になること、強制移動以前のように特別な地域での特別な漁に特化した漁業をしないこと、漁師の過密を避けるために漁業許可証に漁獲制限を付け加えること、であった。UFAWU が条件を付けたにせよ日系人の漁業許可証を認めたことは特筆すべきであった。1885 年以来、BC 州の漁業は日系人、白人、先住民の間で大きな暴力沙汰も起きた問題の産業であった。しかし、日系人は全ての漁船を没収、強制売却され、戦前のように BC 州の漁業を支配する立場を失い、ただ UFAWU のお情けにすがる存在になってしまった。

日系漁師が大挙して BC 州に戻る危惧に根拠はなかった。戦後新たに漁業を始めるのに必要な資金がなかったからである。日系人に漁業許可証発行が可能になった日に、Y.サカイが一番

で許可証をもらった。しかし、この年に許可証を貰った日系漁師は 209 名だった。これは戦前の日系漁師の 10 パーセントに過ぎなかった。日系漁師の他にも BC 州以外に再移住した人には、BC 州に忘れられない恨みを持つ日系人がたくさんいた。この人達にとって BC 州は人種差別に起因する悪の象徴であった。しかし、同時に温暖な気候、太平洋の魅力、過去の日本人街の生活など、郷愁を誘う場所でもあった。7 年間もの苛酷な生活を BC 州以外で過ごした日系人は、BC 州に戻る日系人はごく少ないことを知っていた。そして、しばらくはこのような状態が続くとも思っていた。BC 州の日系人の数が増加するのは、BC 州の海岸地域、内陸部、BC 州以外の州の日系人の数にある種のバランスが取れる時がくるまで起こらないとおもった。自分たちの将来は BC 州と繋がっていると思う人たちと、BC 州以外で新しい生活を始めようという人たちとのバランスであった。BC 州内陸部に住む日系人もそれぞれに地域の生活に馴染んでいった。ブリッジ・リバー、テイラー・レイク、オカナガン、スローカン、クータニー・バレーなどである。1948 年秋までに 15 名の二世がブリティシュ・コロンビア大学への入学を認められた。この内 6 名は 2 年生であった。他にもバンクーバーの専門学校に入学した二世がいた。若い二世にとってバンクーバーは魅力のある町であった。カナダ東部から来た二人の二世、ランキー・イノウエとロイ・オダは 1949 年初めにエクイモルトの海軍訓練所に入った。日本生まれのソプラノ歌手でサン・カルロ歌劇団に所属していたヒジ・コイケは、バンクーバーの「蝶々夫人」公演でお蝶夫人を演じ、講演が終了すると直ぐにバンクーバーを離れた。もし残っていてバンクーバーの町を歩けば、襲撃を受けて殺されるかも知れないと言われたからである。

戦後の高い雇用率と日系人が BC 州以外で生活の再建をはじめたことで、連邦政府は戦時に日系人を BC 州から他の州に移動したときに、戦争終了後に日系人をこれらの州から再移動すると州政府にした約束していたが、もはや約束を履行する必要がなくなった。日系人はアルバータ州では 1948 年 4 月までに、全ての権利を持つ真正なアルバータの住民になっていた。連邦政府は 1950 年 3 月 31 日に、これら BC 州から他の州に移住した日系人に対する全ての責任を、教育関係の責任もふくめて終了した[24]。1949 年 7 月、トロントも労働省日本局トロント支局長アーネスト・トルーマンの事務所を閉鎖した。オンタリオ、サスカチュワン、ケベックで日系人は一般市民と同様の州政府のサービスを受けられるようになった。バンクーバーの連邦政府労働省事務所も日系人関係の業務を 1951 年 3 月 31 日終了した。

日系人に関する規制が次々に解除されていく中で、最後まで日系人を苦しめた問題があった。日本からカナダへの移民であった。1946 年から 1961 年までの 16 年間にカナダの日系人数は日本からの移民ではわずか 1,449 名増加しただけだった[25]。この期間にカナダへ入った移民の総数は 210 万人にも上った。1946 年から 1952 年では、日本からの真正の移民は 37 人であった。キング首相は 1944 年 8 月 4 日に連邦議会下院で日本からの移民について声明を出した。

戦時中の激しい排日感情と日系人をカナダ社会に同化させることの難しさを考慮して、連邦政府は戦争終了後に一人の日本人移民も許可しない方針である。このような方針を将来も永久の続けるということを宣言することは出来ないが、日本人移民禁止を戦後の日本からの移民に関する基本方針とする[26]。

1947 年 5 月 1 日、キング首相は更に次のように述べた。

> カナダへの移民の選択について差別があるという議論が多々ある。私はここで次のことを明確にしておきたい。カナダは将来国のためになるような人を移民に選ぶ権利を持っている。カナダに移民することは全ての外国人の基本的な権利ではない。カナダに移民することは特典である。移民政策はカナダの内政である。カナダ人は特定の国からの大量移民でカナダ社会の性質を基本的に変えてしまうことを望んでいない。東洋からの大量移民はカナダの人口構成を変えてしまう。また東洋から目立つほどの移民が来れば社会的、経済的問題が起こる[27]。

キングは東洋人、特に日本人は他の移民に比べてカナダ社会に容易に同化しないと言っている。また、カナダ人は当時のカナダの人種構成を維持したいと望んでおり、これを変化させるような移民政策を望まないと言っている。端的に言えば、キングは恥じることなく彼個人の人種的偏見を披露している。問題はキングの個人的な見解が 1962 年までカナダ政府の移民政策の基本的な方針になっていたことである[28]。

全国日系カナダ市民協会（NJCCA）は日本移民の全面的開放や人数割当方式を要請していたのではない。NJCCA は次のような日本の日系人が速やかにカナダに戻れることを要請した。（１）太平洋戦争の勃発で日本に取り残されてしまった二世と帰化一世、（２）戦時中の交換船で日本に戻った二世、（３）戦後連邦政府の送還政策で「自発的に」日本に行った帰化一世である。（２）の人たちは 1942 年 11 月 26 日の内閣令第 7356 号によりカナダ市民権を、また（３）の人たちは 1945 年 12 月 15 日の内閣令第 7356 号により英国臣民権を剥奪されていた。NJCCA はとりあえずはカナダ市民とカナダ永住者である日系人のカナダ再入国を要請した。日本に在住する全ての日系人のカナダ帰国のための運動は、日系人を規制するために戦時中に作られた様々な規制が廃止され、資産の賠償問題が終了するまで延期された[29]。

次の種類の日系人のカナダ再入国には問題がなかった。太平洋戦争以前に日本に行ったが、毎年日本のカナダ領事館に「カナダ居住」を報告していた人、および 1946 年の日本送還で日本に行った二世。NJCCA はこれらの日系人の家族の福祉、安寧、幸福がカナダに戻れないことで著しく傷つけられていることを人道的に考慮して[30]、カナダ帰国を認めることを要請した。また、1946 年に日本に送還された帰化一世はカナダ市民権を保持しているとして次のように主張した。内閣令第 7356 号はカナダから「国外追放」されたカナダ市民はカナダ市民権を失うと明確に規定している。しかし、これらの帰化一世は強制的に日本に送還されたわけではなく、自発的に日本に行ったのだから、カナダ政府は市民権を剥奪することは出来ない[31]。NJCCA は連邦政府への嘆願書で、日本に行った日系人の様々な苦境の例を挙げている。

日本を訪問していて日本陸軍に入隊することを強要された二世、日本に取り残されてカナダの家族から離された息子、娘、妻、夫、兄弟、姉妹、などである。例えば、スミ・モリ夫人の

例がある。モリ夫人は 1940 年に日本を訪問したまま、真珠湾攻撃の後にカナダに戻れなくなった。日本で娘を生み、夫を失った。連邦政府はモリ夫人の例を検証してカナダ市民権を保持しているのでカナダに帰国できると認定した。しかし、モリ夫人の 7 歳になっていた娘は日本人が父親であるので日本国籍であり、したがってカナダに来ることは出来ない、とした。モリ夫人は娘を日本に残して一人だけカナダに帰ることはしないだろから、将来カナダの移民法が変わって娘と一緒にカナダに帰れるまでは日本に留まると判断された[32]。両親に付き添って日本とカナダの市民交換協定に基いて日本に行った 20 名の若い二世がいたが、カナダ市民権を喪失したとしてカナダ帰国を認められなかった。事情を説明した懇願も無駄であった。これらの二世は、1946 年に日本に送還された一世と同じ取り扱いをされ、特別な考慮は与えられなかった。後にカナダ移住に関しては、アジアの他の国の人と同じ取り扱いを受けることになった。

日系人は何百という申請書、手紙、陳情書、陳情団のオタワ訪問、日系人に同情的で影響力のある連邦議会下院議員と上院議員への陳情など、あらゆるカナダ再入国の努力をしたが効果がなかった。日系人の国外追放、資産の損害賠償の運動と異なり、日系人のカナダ再入国問題について、日系人組織は市民に向けた広報活動は行わなかった。連邦政府移民大臣に働きかけただけであった。広報活動を行わなかった理由は、カナダ人の外国人恐怖症を喚起することをを恐れたからである。また、二世はカナダ人一般が自分たちに注意を向けることを嫌った。NJCCA は 1948 年から 1960 年まで連邦政府に定期的に陳情書を提出し、代表団を送ったが、それ以外の積極的な継続した運動は行わなかった。

連邦政府の移民局長と移民大臣たち、C.E.S.スミス、ワルター・ハリス、J.W.ピッカーズギルは丁寧に陳情団を迎えたが、移民政策には人種差別は無いと断固として否定し、日系人のカナダ再入国は個別に審査するというに留め、なんら具体的な方策を示さなかった。日系人のカナダ再入国に関した記事が時たま新聞に取り上げられることはあったが、長続きはしなかった。フェアクロフ夫人は 1960 年に NJCCA 陳情団に対して、移民政策の偏りは地域的なものであり人種的なものではないと告げた[33]。ピッカーズギルはカナダへの移民で人種による差別はないが、カナダへの移民を奨励する国と奨励しない国は存在すると述べた[34]。

1950 年 12 月 28 日、行き詰まっていた日系人のカナダ再入国問題に最初の進展があった。この日発令された内閣令第 6229 号は移民法第 38 項を修正して、カナダ在住のカナダ市民（アジア系カナダ人を含む）は外国にいる妻、夫、21 歳以下の子供をカナダに呼び寄せることが出来るとした[35]。しかし、アジア系カナダ人以外のカナダ人は 1947 年からすでにもっと広範囲に親族を呼び寄せることが出来ていた。親族には年齢にかかわらず、全ての息子と娘、兄弟、姉妹、夫、妻、両親、祖父母、21 歳以下の孤児になった甥と姪、婚約者が含まれていた。その上、特定の国、例えば英語を公用語とする英連邦の国は、カナダに在住する親戚の有無に関わらず移民が可能であった。1950 年 9 月 14 日の内閣令第 4364 号によって、それまで敵性外国人であったドイツ人は他のヨーロッパ人と同じ扱いを受けることになったが、日本人は 1952 年 7 月まで敵性外国人のままであった。

その後、1957 年 12 月 20 日の内閣令第 1675 号により、日本からの呼び寄せ移民が 65 歳以上の父親と 60 歳以上の母親に拡張された[36]。しかし、日系人は未だにカナダの二級市民であるという気持ちを拭いきれなかった。なぜなら、日系人は他のカナダ人と同様に日本の親戚をカナダに呼び寄せることが出来なかったからである。このように、日系人はカナダ市民権の獲得、参政権の行使については人種的差別はなくなったものの、非白人に対する移民の壁に依然として阻まれていた。日本からの移民に関して例外はあるにしても、未だに日本人は法律的に差別されていた[37]。トロント・スター紙は次のような疑問を投げかけた。

なぜカナダは日本人をこんなに恐れるのか？いつまで日本人に対する偏見を続けていけばよいのか？カナダの長期的な国益のためには、移民政策で人種差別を日本人に対しても他の国からの人の人に対しても用いるのは得策ではない[38]。

移民政策における人種差別は 1962 年 1 月 19 日にフェアクロフ夫人が新しい移民基準を発表したときにほぼなくなった。呼び寄せ移民以外の一般の移民の選別に、教育、技術と訓練が一番大切な要素となった。しかし、世界の地域による優先傾向は引き続き存続した。日本人、アジア人、アフリカ大陸の黒人、他のヨーロッパ以外の地域からの移民は優先順位が最後であった。

そして最終的には 1967 年 10 月 1 日、労働・移民大臣ジーン・マーシャンが新しい移民規則を発表して、移民選別の時の人種差別がなくなった。新しい規則は残存の差別的規則を廃絶して、世界のどの国からの移民にも同じ選別規則を適用した。また選別に当たって家族関係を従来より重要視した。選別方法は点数制になり、教育、個人的資質、カナダ国内の労働需給事情、技術、年齢が点数の要素になった。また、移民に 3 っつの種類が導入された。独立移民、呼び寄せ家族、呼び寄せの親戚であった。

このような移民規則の変化にもかかわらず、日本からの移民は極端に少なかった。1966 年までの 11 年間で 2,665 人であり、年平均はわずか 127 人であった。1967 年以降少し増加した。しかし、カナダ全体の移民数からみれば、日本移民は無視できるほどに少なかった。1967 年に１年間でカナダの移民総数は 222,876 人で、この内日本からの移民は 838 人であった。1967 年から 1974 年までに 6,468 人、1974 年までの戦後全体でも 9,133 人であった。戦後のこの期間にカナダの移民総数は 3,877,228 人に上った。この内、中国本土及び香港からの移民は 102,902 人、イタリアからは 486,863 人であった[39]。

戦後の日本からの移民は少なかったが、それでもカナダの日系人人口の増加に貢献した。1971 年のカナダ国勢調査によれば、日系人は 37,260 人で一世で亡くなった人以上を新しい移民が補っている。戦後の日本新移民はカナダ人の価値観を持つ従来の日系カナダ人社会にいささかの問題を引き起こした。日系人は呼び寄せ移民で来た親族を除けば、新移民に関心を払わず、モントリオールのユダヤ系カナダ人新移民援助協会やトロントのイタリア系カナダ人教育

センターのような新移民が住居や仕事を探す支援をする組織を作らなかった。文化的、社会的な違い、言葉の問題など新移民がカナダに同化する時の問題が、新移民と二世、三世との交流を妨げた[40]。

バンクーバーでは新移民に対する支援が日本人の教会、JCCA のバンクーバー支部、日系移民受け入れ委員会で行われ、住居や仕事の世話をした。しかし、カナダ到着時の世話の後は、新移民は自分たちでカナダ生活に対応するに任せられた。1957 以降の新移民に呼び寄せが少なくなっていたというのも[41]、新移民に対する支援が減少した理由の一つであった。また、新移民の少なくとも 3 人に 1 人は日本で大学を卒業しており、また大部分は特別な技術を持っていたので、自分たちだけの努力でカナダ生活に上手く順応していける人が多かった。

1966 年 6 月 15 日に東京のカナダ大使館に移民事務所が設置されたが 4 に、カナダに移民することに興味をしめす日本人は少なかった。これには様々な理由が考えられる。経済の高度成長で完全雇用が達成された、終身雇用、企業や他の組織の家父長主義、よく組織された社会などが、日本全体としては人口過密にもかかわらず、日本人は外国に移民することを嫌った。アジアの中で日本が科学者、技術者、高い言語能力、生活態度など、カナダが必要としている移民の条件を備えた人が一番多い国だった。しかし、戦後の日本人には仕事を棄ててカナダに移民するようなタイプの人はごく少数しかいなかった。日本人は一生同じ会社で仕事をしようという人が大部分であった 43。日本人はカナダで日系人が排斥され、結局強制移動、強制収容という結果になったことを見て、カナダを信用していなかったのだろう。近年、日本人旅行客がグループでヨーロッパ諸国に観光に行くのを見ると、日本人の外国に対する好奇心と経済的な余裕が戻ってきたのだろう。

日本からの移民は無視できるほど少なかったが、新しい種類の日本の侵略が始まった。日本製品の販売と直接投資が大規模に始まり、BC 州では不安に思う人達も出てきた[44]。1974 年までに天然資源の乏しい日本は 3 億ドル近くをカナダの自然資源開発、主に BC 州の林業、銅鉱石、石炭、水産加工業に投資した。またカナダ東部でも日本製品の販売網を整備した。1974 年 7 月にはトロントに西武系列のプリンス・ホテルが、2,300 万ドルを投じて北米市場のテストケースとして開業した。日本のカナダへの経済進出の最も目立ったものはバンクーバーを観光バスで動き回る日本人観光客であった。1974 年にカナダを訪れた日本人は 9 万人に上った。バンフとジャスパーには年間 5 千人のスキー客が訪れ、ホテルの食堂には日本語のメニューが用意され、日本人のスキー講師がいて、スキー場の地図にも日本語版があった[45]。

近年、非白人国のあるカリブ海地域、アジア、第三世界からカナダへの移民が爆発的に増加した。カナダ経済はインフレと失業に悩まされていて、このような状況下での非白人移民の急上昇は人種差別問題を浮上させた。そして移民政策も注意を集めている。例えば、「移民は黒人にするか白人にするか？」といった人騒がせな題字の記事が新聞に載り、カナダに人種間問題があるといった記事が雑誌に載るようになった。

1975 年 2 月、人的資源・移民省大臣ロバート・アンドラスは、連邦議会下院に提出した報告書で新しい移民規則を作成することを約束した。ピエール・トルドー首相は新しい規則は現在の規則を踏襲するものであり、移民の規則は世界各国からの移民申請者に同一に適用され、人種その他による差別はないと答弁した 46。しかし、アンドラスの報告書は、カナダの伝統的な移民以外の新しい国から移民の急上昇と、フランス語系移民の現象に危惧を示している。アンドラスやトルドーが移民の制限を言うときには、明言はしないが、非白人の移民制限を考えていることに間違いない。

アンドラスの報告書は激しい議論を巻き起こした。議論の要点はカナダ市民が移民政策の目的をどのように考えるか、カナダ人口の適正規模をどのぐらいにするかということであった。移民政策で人種、皮膚の色、信条による差別はしない、という原則は認められたが、同時に「カナダの主要な経済、社会政策と親密に適合する」という条件が付いた。明らかにアンドラスは米国の高い犯罪率と人種的対立をその移民政策と関連して考慮し、カナダで同様な問題が起こることを予防しようとしていた。報告書の基調にあるが明言されていないことは、1962 年と 1967 年の移民規則の緩和以降、非白人移民が急増したことへの危惧である。1966 年、76 パーセントの移民はヨーロッパからで、アジアは 6 パーセントであった。1973 年にはヨーロッパが 39 パーセントに低下し、アジアが 23 パーセントに増加した。「我々が大変心配しているのは有色人種移民の増大で、これを制限しなければならない」と連邦政府高官が言ったとされている 47。報告書は移民規制の一つとして、総移民数の制限と国別の割当てを提言しているが、「実際に国別に移民数を割り当てることは非常に難しい」と認めている [48]。

カナダの移民少数派の間で、アンドラスの報告書は不安を生じた。中国系移民は「推薦移民」枠がなくなることを恐れた。西インド諸島系カナダ人は移民政策に対して一番攻撃的なグループであったが、アンドラスの報告書はカナダの経済的、社会的問題と住居問題を非白人移民のせいにしていると非難した。1967 年には移民はカナダの新しい資産と考えられたが、1975 年の報告書では、大都市の過密、住居と社会サービス供給の限界問題の原因とされた。このように否定的に移民を見ることで、また新たな社会問題の蓋を開けてしまった。

日系人にとって人種間の緊張、少なくともこのような問題を市民が議論することは、すでに経験していることであった。アンドラスの報告書が議論された時に、日系人の強制移動はカナダ社会の一見寛容に見える表面の下に、このような人種差別意識が隠されているとよく引き合いに出された [49]。

1975 年 4 月、吹雪の中で開かれたトロント JCCA のアンドラスの報告書に関する討論会に出席したのは 40 人だけであった。この例を除けば、日系人は自分たちに直接関係する時以外は人種問題を無視してきた。人種問題に関する討議にも重要な貢献をしたことはなかった。しかし、カナダ人一般は日系人を中国系、他のアジア系カナダ人からはっきりと区別することはない。日系人は自分たちが望んだわけでもないのに、1907 年のバンクーバー暴動のような人種的抗争にまた巻き込まれることがないという保証はない。（目次に戻る）、

第１５章　　「災いを転じて福となす？」　（第１５章注に行く）

多分、我々は昨日の生傷のことを忘れ、傷口を安全という妄想で覆い隠したいと望んでいる。しかし、一度我々から奪われたものは、また奪われるかもしれない。仕方がないといって遣り過してしまったことで、略奪者たちに次はもっと簡単にできると思わせているかもしれない。

ミュリエル・キタガワ、「明日の灰色の夜明け」

過去に生活環境の激変を経験した日系カナダ人（以下、日系人）は、同じ様な経験をした人種的少数派が往々にして陥るような、問題を抱えた少数派になっても不思議でななかった。このような不幸な少数派では健康状態が悪く、就学率が低く、従って収入も低く、犯罪が多く、家庭環境は不安定で、無気力で憎しみだけが充満していた。しかし、日系人はこのような少数派にならなかった。カナダ社会の支配層は日系人の向上努力をあるゆる手段で妨害したが、日系人は静かに妨害を乗り越え、カナダ社会で困難な状況のなかでも解決策を見出すことのできる、進歩的な集団になっていった。また、この様な成功を最も知られていない少数派でもあった。強制移動の後に、日本人だということがわかって就職先から解雇された二世の一人が次のように言っている。私は「もううんざりだ」と雇用者に告げて、自分で商売を始めた。白人より上手に商売をして５年で成功すると、元の雇用主が戻ってきてくれないかと頼みにきた[1]。」二世一般がこれ見よがしに成功を自慢したり、またこんなに早く劇的に成功したわけでもなかった。しかし、二世が「白人より上手に」と言う時には、二世だけの痛烈な感情が込められていた。人種間競争を勝ち抜いて社会の中流階級の成功と社会的位置を獲得したいという熱望であった。

強制移動時代以降の二世は急速に、少なくとも外見的にはカナダ社会の中級階級になっていった。このように短時間で中級階級になったのは移民の歴史の中でも稀であった[2]。強制移動と強制再定着は太平洋沿岸地域で日本人が集まって住むゲットーを消滅させてしまった。同時にゲットーの生活に強い影響力を持っていた一世の団体や組織も消滅した。そして日系人はBC州より人種差別の少ない地域へ分散し、二世は今まで経験したことのない開放感を得た。二世は強制移動と強制再定着の過酷な経験から回復する力を持ち、新しい環境への適応力持っていた。一世が二世に伝えた日本の伝統的価値観がその源にになっているという説もある。確かに、遠慮、我慢、そして仕方がないという価値観は、権威に対する生まれながらの尊敬と共に、強制移動の現実を受け入れ、少なくとも表面的にはこれらの過酷な経験のトラウマを克服して、再定着に挑む力を与えた。また日系人が共通に持つ家庭と教育を大切にする精神も、中流階級の美徳と合致していた。また、勤勉、清潔好き、整理整頓好き、外見を大事にする気持ちなども日系人の美徳に数えられた。これらの性質はカナダ人一般から好意的に受け取られ、二世のステレオタイプにまでなった。またカナダ人中流階級は日系人中流階級を、自分と自分の子どもたちの理想の形とまで考えるようになった。日系人は人種的少数派の理想形になった。また、このことはカナダの人種差別は克服できることの証明となり、白人カナダ人の良心の呵責を和らげることにもなった。

メトロポリタン・トロントには1971年国勢調査によれば11,690人の日系人が住み、カナダで一番日系人が集中していた都市であった。第二次世界大戦後しばらくはここがカナダ日系人社会の中心であり、指導者のいた所であった。日系人はカナダ分散の初期のトロント市ではスパディナ街に集中して住んでいた。ここは衣服工場の多くあった地区に近く、住民は主にユダヤ系であった。その後、日系人はスカーボロウ、ドンミルズ、エトビコークなどに移っていった[3]。しかし、日系人同士が近所に住んでいるのは稀であった。日系人は戦前のバンクーバーのようにお互いが近くに住んで、経済的に依存しているような社会をトロントに作ることを意識的に避けた。

日系人のトロント移住の初期には混乱があったが、直ぐにお互いに密接な社会的、政治的関係をもつ共同体としての日系人社会がトロントに出現した。カナダ各地の日系人が再定着した都市では同様なことが起きていた。この時期の二世は白人社会で社会的に活動するまでに至らず、自分たちの問題である強制移動により起きた問題の解決、連邦政府に没収、強制売却された資産の賠償、自分たち日系人に差別的な規則の廃止などと対処しなければならなかった。

1949 年春に日系人に関する制限がすべて廃止され、日系人社会は 20 世紀初頭以来の安定した時期を迎えた。そして、この状態が現在まで継続している。あからさまな差別がなくなるにつれて、日系人を自分たちだけの社会の中で団結させる力も弱くなり、日系人はカナダ社会の嫌われ者だという疎外感も消えていった。現在では日系人だけの団結心や、グループとしての生存競争という意識は大切ではなくなった。日系人には「我々日系人対白人」という思考もなくなり、日系人社会全体より個人としての生活を豊かにすることに重点が移動した。

二世がカナダ社会で中流階級に上昇するにつれて[4]、日系人の社会、経済、宗教、政治組織の活動は低下した。これは二世のカナダ社会への同化過程を反映した変化であった。一世が組織的な活動の第一線から退き、三世が日系人組織に興味を示さないこともこの傾向に拍車を掛けた。これらの現象と同時にさまざまなスポーツグループが出現し、毎週ダンス会が開かれ、一世の間では短期間ではあったが、フォーマルなダンスの講習会を行なった如月会や 60 才以上の懇談会である寿会などの活動が盛んになった。戦後の新しい環境の中で日系人が新しい生活を模索していた時期であった。日系人だけの教会も設立されたが、一世が亡くなるにつれて活動は低下していった。　日系カナダ市民協会（JCCA）がカナダ全国の日系人を代表する組織としての活動を実質的に停止したことが、戦後の多くの日系人組織の運命を象徴していた。JCCA は日系人にとって重要な課題を取り上げたにも関わらず、活動の初期から様々な問題を抱えていた。資金難、支援の低さ、指導者の目的への疑念などであった。特に日系人資産強制売却補償の取り扱いについて不満があった。JCCA の最後の本格的な大会は 1953 年にバンクーバーで開かれた。「帰郷」と名付けられたこの大会は多くの参加者にとって確かにバンクーバーへの帰郷であった。この時までに JCCA の年間予算は 1948 年度の 8,500 ドルから 1,900 ドルまでに減少し、フルタイムの執行委員は廃止され、本部は各州支部の持ち回りになった。しかし、1,900 ドルの予算も集まらず、この持ち回り案も失敗し、州支部は次から次へと解散した。結局、JCCA 本部はまたトロントに戻った。日系人の直面する重要問題が解決し、経済的にも安定してくると、JCCA は全国組織としての存在価値がなくなった。1961 年に JCCA は活動の復活を目指してトロントで大会を開いたが効果は乏しかった。現在も JCCA の執行役員会がトロントに存在するがその役割は限定されている[5]。

JCCA トロント支部は社交活動に力を入れたことにより存続できた。毎年夏のピクニックは人気があり、1950 年代半ばには 3,000 人も参加したことがあった。ピクニックはいろいろな年代の人が集まり、旧交を温め、日系人社会の絆を確かめる機会になった。他にも JCCA 支部は存在するが、いずれも存亡の危機に面している。例えばレスブリッジ支部は 1970 年に危機に瀕した。原因は会合を開いても話し合う必要のある重要案件がなかったことである。会長のキョウト・シゲヒロが次のように述べている。「この組織は必要なのだろうかと皆で話し合った。結論は、時々レスブリッジの日系社会からこれこれをして欲しいという要望が来るので支部を継続することにした。」要望の一つは毎年春の日加友好庭園の開園式に日本舞踊グループが参加して欲しいということだった。因みに日加友好庭園は 30 万ドルの費用を費やして、日本人カナダ移民 100 周年にレスブリッジ市が造園したものである。

JCCA は設立当初からカナダ社会への同化を議論する二世にとって大切な組織だった。政治的に覚醒していた二世は、JCCA を日系人社会の危機を乗り切るための組織、カナダの全ての人種が公平に人権を享受出来る社会を目指すために努力する組織だった。しかし日系人の中には JCCA を日系人がカナダ社会に同化することかえって妨げる「社会的な松葉杖」的存在だと非難する者もいた[6]。そして、日系人社会を厳しく観察している白人の眼には、JCCA は「同化出来ない、カナダ社会から分離した、他とはっきりと異なる」集団と映るだろうから危険な存在であると非難した。

外から見れば日系人社会は同質の団結したグループに見えたかもしれない。しかし、実際は協力精神に欠け、いろいろな面で深い溝があり、カナダ社会のおける役割についての明確な自覚もなく、皆で団結して行動を起こす団結にも欠けるグループだった。トロントの日系文化センターは日系カナダ人の役割を既定しようとする試みであるが、日系人社会で広く受け入れられている試みではない。戦後の日系人社会では二つのグループの力が働いてきた。一方は日系人社会を存続させようとする人達であり、他方は日系人社会とは何の関係も持たず、日系人社会への帰属感もないことを明言する人達である。数としては後者の方が多い。個人レベルでの日系人のアイデンティーでは日本語と日本文化がどれほど大切な要素になっているのかわからない。また、戦後、日系人がカナダ全国に分散し、異人種間結婚率も高いので、日系人社会と日系人のアイデンティーの問題をますます複雑にしている。

トロントで毎週 2 回発行されていた日英両語による新聞はそれぞれ 3,000 部を配布していたが、日系人社会の変化を反映して内容の重点が変わった。「ニュー・カナディアン」紙は戦時中も発行を続け、日系人の人権を主張する二世の社会的良心を反映する新聞として活躍した。また報道紙として高い品質を保ち、優れた分析記事を掲載した。しかし、1950 年代半ば以降は日本語部分は一世向けのニュースになり、英語部分は日本に関する日系人には関連のない記事、トロントで行われる行事のお知らせ、米国の二世向けの出版物からの転載だけになった。日系人の対面する問題、移民、人種主義、多文化社会における日系人社会の役割などに関する社説はなくなり、日系人社会に対する影響力もなくなった。新聞の名称の「新カナダ人」も元来は日本人移住者を意味していたが、すでに時代に遅れていた。バンクーバーで発行されていた日本語新聞の一つで 1941 年 12 月 7 日に連邦政府により休刊を命令された「コンチネンタル・タイムズ」（日本名「大陸」）紙が一世の読者の大半を獲得した。少しだけ英語記事も掲載した。戦前、「大陸」はライバル紙の主張する日系の取るべき政策と対立して、一世を二分する原因になった。「ニュー・カナディアン」と「大陸」は郵便でカナダ全土に配布されているが、対象を新移住者に転換しない限り、これから 10 年を生き残ることは難しいように思える。

トロントの日系文化会館は建設費用、場所、目的、活動範囲などについての疑問や議論などの苦労の末に生まれた。1948 年にこの話が出た時は簡単なリクリエーションと会合の建物であったが、その後 1953 年にパイオニアー世の「生きている記念館」というアイデアに拡張した。日系カナダ人の解釈する日本文化をカナダ人一般に伝えてカナダに貢献するというものであった[7]。1961 年には会館の収入のために 16 レインのボーリング場を 25 万ドルの建設費を投じて会館内に作るというアイデアが出たが、最終的には採用されなかったのは賢明であった。建設費用の最初の基金はラッフル、ダンス、演奏会などの収入を含めたトロント市在住の日系人の献金 30 万ドルであった。会館の建設費は総額 70 万ドルになり、10 年間の計画の後で 1963 年 10 月 27 日に開館した。現在は 1,400 の家族会員があり、そのうち 20 パーセントは一般カナダ人である。

一世の記念碑として建てられた会館はレイモンンド・モリヤマのデザンで、模様の入ったコンクリートと木材が多く使われた印象深い建物である。しかし、トロント市の日系人が市全体に分散し

て居住するようになり、日系人による使用が少なくなってしまった。生花、踊り、折り紙、墨絵などの講習会や展示会があるが、日本文化の知的側面を伝える手段としての貢献は限られている。映画会ではチャンバラ映画が多く、日本映画の幅広い発展を示しているとは言えない。会館でもっとも人気のある活動は柔道、空手、剣道などの武術と日本料理の講習会である。しかし、会館は当初から日系人の知的、文化的側面の発展への多くの貢献は期待されていなかった。会館の存在自体が一世が失った経済的地位を二世がまたカナダ社会で再建したことのシンボルであった。

二世は経済的に安定した社会的地位の高い職業、例えば医者、エンジニア、歯医者、建築家、弁護士、教師に急速になっていった。BC 州でこれらの職業に就くことを禁じられ、自動車整備工になるのが夢だった移民少数派の人々としては驚異的なことであった[8]。アルバータ州の日系人には 100 万長者に近い人も出てきた。戦前、BC 州フレーザー・バレーで農家をしていたフサジロー・タケダは 1970 年までにレスブリッジ市近くのオールドマン・リバー・バレーに 4,200 エーカーの土地を持ち、小麦と肉牛の売上高が年間 12 万ドルになっている。トロントの王立冬季農業品評会で 2 回「世界ジャガイモ王」の表彰を受けたトム・オハラは、1943 年に 35 エーカーの借地でジャガイモ栽培を始め、27 年後には 1,500 エーカーの農地をブルックスに所有して、ジャガイモ、穀物、肉牛を生産している。ボクスホール周辺はジャガイモの主要生産地だが、ジャガイモ生産を担っているのは日系人である。日系人は経済的にカナダ社会に深く融合してしまったので、現在でも「日系人社会」に興味を持つものは教会関係者、日系新聞発行者、日本料理店と日本食料店だけになってしまった。

二世はカナダ社会の中流階級を目指して努力したが、カナダの「垂直のモザイク[9]」と言われる民族により社会階層が縦に分かれている社会で、社会的な名声と影響力で上位をしめる公共的分野や経済界ではまだ成功を収めていない。また、政界でもカナダ全体に影響を与えるような職にも就いた者はいない。日系カナダ市民協会 BC 州支部会長でウィンフィールド在住のサイ・コバヤシが、1965 年にオカガガン・レベルストーク選挙区の連邦議会下院選挙の自民党候補者の指名選挙に出馬したが敗れた。この選挙区では社会信用党のハロルド・ジョンソンが連邦議会下院選挙で当選したが、ジョンソンの妻は以前バーノンに住んでいた二世のシューコ・ミワである。日系人で選挙で選出される重要な地位に就いたものはいない。

1975 年に連邦政府財務省次官に任命されたトム・ショーヤマが公共的な重要な地位を占めた唯一の例外である。連邦政府財務省次官は連邦政府で 2 番目に権威を持つ政府高官とされている[10]。ショーヤマは日系カナダ市民協会会長を勤めた後、第二次世界大戦中はカナダ軍諜報部に入隊した。1938 年にブリティッシュ・コロンビア大学を卒業したが、当時の二世の大学卒同様に資格に見合う仕事に就けず、ウッドファイバーで伐採の仕事をしたり、煉瓦工をしたりした。その後「ニュー・カナディアン」紙の編集者になり、二世の人権獲得運動の先頭に立った。戦後、サスカチュワン州の協同連邦党のドミー・ダグラス政府に経済アドバイザーとして加わった。次に連邦政府に上級エコノミストとして移動し、1974 年にエネルギー・鉱山・資源省次官に昇進した。ショーヤマは連邦政府の極小数のエリート官僚集団の一員である。

レイモンンド・モリヤマは建築家として日系文化会館の設計、オンタリオ州科学センター、スカーボロー市民センター、メトロ・トロントの新しい動物園の施設設計者として知られている。カズオ・ナカムラとロイ・キヨオカはカナダ全国に知られた画家である。リジャイナの建築家キヨシ・イズミはヨークトン精神科センターを計画する時に、統合失調患者とはどういうものかを、自ら LSD を服用して体験した。ロバート・ミヤギシマ博士はトロント市で最初の心臓移植手術を行なった 3 人の外科医チームの一員であった。これらの人達は雑誌や新聞で紹介されている。デービッ

ド・トグリは舞踏家・振付師として芸能界で活躍している数少ない二世である。未だ小説家で名声を獲得した二世はいない。ジョイ・コガワは詩集「夢の選択」を発行してスローカン収容所での子供の時の思い出てを書いている。シズエ・タカシマの「捕虜収容所の子供」はニュー・デンバー収容所の思い出を水彩画を交えて書いている。

二世はカナダ主に南アルバータ州やBC州内陸部の村会議員や小さな町の町会議員になっているが、活躍の場は地方に限られている。これらの人々の中で一番重要な地位に就いたのは、トロントの二世で弁護士をしているルシアン・クラタで、1962年にスワンシー町長になり、後にメトロポリタン・トロント市会議員を経て、オンタリオ州裁判所判事に任命された。しかし、クラタの昇進がめざましいものだったように、失脚も急であった1969年、クラタは自分の担当した裁判で不祥事を起こしたとして判事を失脚した。この事件は新聞で派手に取り上げられた。クラタは選挙に当選した時も判事に任命された時も「東洋人がカナダの発展に寄与したことをカナダ人一般が認識している。私は日系人社会の期待の応えなければならない[11]。」と述べている。クラタが判事を失脚した時、原因が裁判所における行動と全く関係のない、私事の細かなことだったことに判然としない人達が
いた[12]。

海外で生活している日系カナダ人二世で一番名を知られている人は、言語学意味論学者のS・I・ハヤカワであろう。ハヤカワはカリフォルニア州立大学サンフランシスコ校の校長をしていた時、学園紛争を収拾するために学生に厳しい処置をとったことで知られている。バンクーバーで生まれ、マニトバ大学とマッギル大学で学んだハヤカワは、1936年に日系カナダ人が参政権を求めてオタワに送った陳情団の一員であった。

ハヤカワは1936年にウィスコンシン大学で博士号を取った時に次のように述べている。「私はカナダに帰るために何でもしただろう。しかし、カナダには仕事がなかった[13]。」日系アメリカ人三世はハヤカワを「バナナの頭目」と呼んでいる。黄色人種であるが中身は反急進主義的な見解を持つ白人という意味である。確かにハヤカワは日系アメリカ人三世の急進主義者の一番厳しい批判者である。ハヤカワは次のように述べている。

> カリフォルニア州立大学ロスアンジェルス校やサンフランシスコ校の、「アジア系アメリカ人政治連合」の会員である東洋系アメリカ人女学生が鏡を覗いて、自分の黒髪は直毛で、どうしてもアフロスタイルに出来ないとがっかりしている。なんと情けないことか。私はアジア系で人種的に黒人の間に立っているので、両者には出来ない仲裁役が務まるかもしれない[14]。」

一方、ブリティッシュ・コロンビア大学動物学教授のデービッド・スズキはハヤカワとは反対のイメージを世間に与えている。スズキはカナダで人種主義が高まりつつあることに警告を発し、日系カナダ人が現状に満足して何もしないことを批判している。「日系カナダ人が黒人やユダヤ人に対する人種差別と、自分たちに向けられていた人種差別は異なるものだと、頑強に信じ込んでいるのはなんと馬鹿げたことか。・・・ちょっとしたきっかけさえあれば、反ユダヤ主義は簡単に黄禍論に変わってしまう[15]。」と、トロント日系文化会館で講演している。日系人以外にはスズキはCBCテレビの科学番組のホストとして知られている。

強制移動の二世に与えた心理的影響を評価することは難しい。人種的少数派の人達と同様に二世も偏見については敏感で、たとえ他人が偏見を持っていない時でも直ぐに偏見を持っていると判断してしまう。中にはカナダ社会の多数派の偏見を踏襲してしまう者もいる。たとえ明らかな偏見で

はなくても、ある特別な集団、例えばユダヤ人、中国人、黒人、カナダ先住民との関わりを無意識のうちに避けてしまう。しかし、歴史的にある人種グループが自分たちが他の人種より優れていると宣言し、これを支持するような総合的で理路整然とした価値観を確立した社会では、このようなことは起こりがちである。「二世も一皮むけばアングロサクソン系白人新教徒と同じだ。」とはよく言われたことである。BC 州の強制収容所の経験は、消し去ることの出来ない心理的傷跡を二世に残している。このような傷跡を二世は普段決して他人に見せないので、二世の歴史の研究者や三世は、どうして二世は自分たちの過去を話したがらないのだろうと不思議に思う。

二世の中には自分たちの過去の経験を完全に受け入れてしまい、年次総会に戦前の排日政治家を講演者として招待する人達もいる[16]。トロントの二世グループの一つはスローカン収容所で一緒に過ごした仲間と再開する会合を開き、2 日間スローカンの生活の楽しかった経験を思い出して歌と踊りで交歓した。青春のひと時をたとえ両親の監視があったにせよ、収容所で仲間とジターバッグやフォックストロットを踊った日々は、あたかも夏の日をキャンプでのどかに過ごしたような錯覚を与える楽しい思い出であった。米国では毎年収容所生活経験者が、あたかもナチスによるユダヤ人迫害の生存者がダッハウやブーヘンビュルを訪れように、深刻な顔でチュール・レークやマンザナーの収容所後を訪問する[17]。しかし、日系カナダ人が同様なことをすることはない。戦前のバンクーバー住民でさえも、収容所のあった場所を訪問することはない。これはまるで、訪問しないことで強制収容のようなことは二度と起こらないと厳粛に証言しているようである。二世は強制移動は実際は「災を転じて福となす」であり、日本人移民にとって損害よりも利益が多かったとするカナダ政府の排日政策の公式な正当化理論を受け入れている。二世はテレビ、ラジオ、新聞で強制移動について質問されると、判で押したように「当時はわからなかったが、強制移動は我々にとって今までに起きた最良の出来事だった[18]。」と答えている。ハミルトンの日系人 100 人に強制収容と強制再移動をどのように評価するか質問した調査によると、79 人が「ほぼ完全に良かった」と答えている[19]。もし同様なことが起これば抵抗すると答えた者はいなかった。

三世の中には両親の時代と全く異なる生活環境の中で、自分たちのアイデンティティーを探し、両親の時代を理解しようと務めるものもいる。そして両親の成功や労働倫理に楯突くものもいる。戦前の「ニュー・カナディアン」紙や日系カナダ市民協会の活気ある活動を懐かしみ、トロントの大学生のグループが「虎協会」を結成して、1972 年に「虎」と「パウエル街レビュー」雑誌を発行したが、数号発行しただけで支援者が減少して廃刊になった。心に不安を抱える三世が次のように書いている。

> なんで今頃になって、両親が我々三世に日系人の文化遺産や歴史を伝えていなかったことがわかったのだろう。これが我々若い日系三世のアイデンティティー危機の根源である。なんで両親は我々に第二次世界大戦中に日本人は「汚らしいジャップ」と白人に呼ばれていたことを教えてくれなかったのだろう[20]。

同様な意見を「パウエル街レビュー」の論説委員が言っている。

> アジア人として日系カナダ人として、我々の多くが我々は他のカナダ人とどこか違う、独自なところがあると思うようになった。問題はこのような相違、独自性が日系カナダ人にとってどんな意味を持っているかしっかりと探究したことがなかったことである。今になってやっと、我々が何者であるか分ってきた[21]。

三世の二世に対する批判を考察すると次のことが明らかになる。すなわち、三世は二世が白人社会に受け入れてもらうために自分たちの文化と人種的遺産を見捨ててしまった。白人社会に溶け込

むことに熱心で、自分たちの独自性を主張することを止めてしまった、と思っている。反対に二世は三世が自分たちのアイデンティーを求めて努力するのを見ながら、例えばハヤカワのように、三世はただ空虚なアイデアを弄んでいるだけで、「精神の不安定は理想主義者」に過ぎないと批判する。カナダの日系三世が 1960 年代の黒人のナショナリズムと米国の三世の自己意識の高揚を見習って始めた「黄色パワー」を探す努力は、三世の一部の意識の上だけに留まり、具体的な組織だった運動に発展してはいない。これら三世の少数派は、ちょうど二世の一部に存在する保守派と同様に、日系カナダ人コミュニティーの小さなグループに過ぎず、大多数の三世は自分たちのアイデンティティーを確立する積極的な運動には無関心であった。そして三世自身もこのことに気付き始めている。三世は継続的に増加している人種間結婚を通じてカナダ社会に融合している。現在、三世の人種間結婚率は、ある調査によれば 59 パーセントに達している。1941 年に日本人は日本人同士で結婚する比率が 99 パーセントで、カナダの移民グループの中で最高であったのに比べて大きな変化である[22]。文化的同化を計る大部分の指標で、三世はカナダの多数派と業績、興味、社会価値で完全に一致している。三世は職業に直結した教育を好む。日本語を話せないか、話せてもとても下手である。社会的に安定した職業に就くことを目的にしている。社会的な向上志向があり、その過程で他の移民グループには見られないほど、いろいろな日本人以外の人種グループと交流している。これらの動向と同時に、三世は自分たちのアイデンティティーの確立に関心があり、カナダ社会で存在感が薄く、常に移民少数派に留まることを危惧している。また、日本文化とカナダ文化の間に生きていると感じている。これらは両親である二世が感じたカナダ社会における自分たちの位置の不安定感を受け継いでいるのだろう。しかし、三世の努力には二世が以上の問題で悩んで様々な悲劇的結果を生んだような危険な要素はない。

第二次世界大戦中の収容所生活を体験した三世はごく少ない。三世の育った家庭では日本文化とカナダ文化の目立った相克はなかった。カナダ料理と日本料理のどちらを食べたいかぐらいの問題でしかなかった。三世はカナダ社会の中の自分たちの位置に関して少し不安を持ち、カナダ社会に対して好き嫌い両方の反応を示す。また日本文化の中から好きなものを選んで身につけたいという希望も持っている。しかし、自分たちのカナダ文化への同化が進んでいるので、日本文化を取り戻そうとしても難しいことも自覚している。三世は二世の両親は古くさくて三世のカナダ社会に対して持っている複雑な感情を理解出来ない、二世は自分たちの過去を語りたくないと思っている。三世はまた同時に自分たちのアイデンティティを、日本人種や人種間結婚の制約を越えてカナダ社会に融合させたいと思っている。矛盾するようであるが、またどのような方法で、どのような形の日系人としてのアイデンティティーを保持できるのか、すべきなのかとも考慮している。

三世は自分たちの経験から、そして大部分の日系人の第二次世界大戦後の経験から、カナダはあからさまな差別を禁止する法律は、例えば「オンタリオ人権憲章」のように数多く作ったが、これで差別が消滅したわけではなく、現在、差別はもっと分かりにくい形で続いていると思っている。しかし、三世が「人権委員会」に差別を訴えた例はごく少ない[23]。理由は現在行われている差別は微妙なもので、差別が存在すると多くの人が認めていても、これを法律で管理することが難しいからである。

微妙な差別の問題としてよく知られている例がある。1973 年にトロントのパキスタン系カナダ人シャキ・アーメッドが人種を理由にトロント市庁会計課の仕事を解雇されたトロント市を訴えた。同じ職場の二世の上級会計士であるロイ・サトーとジャマイカからカナダに移民した中国系職員アーチボルド・リンも、アーメッドを支持したために会計課から報復処置を受けたと証言した。しかしオンタリオ州人権委員会はアーメッドの訴えを「明確な証拠がない」として却下した[24]。サトーは次のようにも証言している。トロント市庁の下級の職員には差別はないが、非白人がトロント市

庁の高給な上級職を獲得しようとすると差別される。自分の経験から高給職の二世は低給職の職員に比べて差別されることが多い。これら高給職では名声と地位をねらう隠れた競争が激しいからである[25]。

1966 年に「二言語主義と二文化主義に関する王立委員会」がバンクーバーの日系人コミュニティーに人種差別についての苦情と勧告を諮問したが、「何もない」、という回答を得て驚愕した。この時二世の一人が次のように述べている。人種差別を見つけようとすれば見つけることができる。しかし、個々の人種差別の例を問題にすれば、かえって問題を実際以上に大きくするだけで、日系人コミュニティーに害こそあれ益はない。また、ハミルトンでは 20 パーセントの二世が人種差別についてなにか対策が取られるべきだと答え、68 パーセントは人種差別の経験はないと答えた[26]。

一世はすでに 80 才以上になっているが、老化による身体の衰えの他は、以前と変わっていない。既に引退しており、老化に伴う問題の他には、社会に役立つことを見つけ、趣味を探すだけが問題である。日系コミュニティーで目立った役割をするわけでもなく、自宅や子供の家で生活して孫の世話をしている。若い時に自分たちの子供である二世に対して厳しく暴君のように振る舞っていたのと対照的である。二世は一世を尊敬し、一世が成し遂げたことを認めている。一世は強制移動によりすべてを失ったにもかかわらず、表面的には心理的な傷を負ったようには見えない。一世はいまでも日本の伝統的な価値を重んじ習慣を守っている。既に現在の日本には存在しない 19 世紀末の日本の姿を象徴する存在である。一世は日本を訪問してこのことに気づいて驚く。多くの一世はカナダに移民してきたこと、戦後もカナダに留まったことは正しい選択だっと思い、自分たちが多大な犠牲を払って育てた二世たちが、社会的に成功したのをみるのを最大の楽しみにしている。オンタリオ州では、カナダで唯一の日系人のための高齢者施設ニッポニアホームで静かな生活を送る一世が少数いる。

日系人の歴史の研究家はしばしば一世が強制移動に対して嫌悪感を抱いていないことに驚く。週刊誌の記者がニュー・デンバーを訪ね、戦後ニュー・デンバーに戻ってきた数人の一世を面接した。記者は次のように述べている。

> わたしはこの面接についてすこし心配していた。せっかく癒えた傷をまた引っ掻くのではないか、25 年かけて忘れようとしたことをまた思い出させるのではないかと思った。しかし、誰も過去に恨みを持っていなかった。・・・私はどの家でも歓迎され丁寧にもてなされた。・・・わたしは戦時中の政府による日本人抑圧政策になにか良い結果があったかと聞いた。だれもが、「あった」、と答えた[27]。

これらの一世たちは記者に対して親切に接し、記者が聞きたかった答えを察して答えたに過ぎない。一世は公衆の面前では礼儀正しくしなければならないという日本の価値観に従い、白人記者の通り一遍の形式的な礼儀正しい質問に、通り一遍に答えただけであった。このような状況では一世は自分たちについて何も語らないが、質問に形式的、表面的にしか答えず、本当の気持ちや意見を隠している。仲間内で騒がしく議論を交わすのと対照的である。

二世の一人が「たそがれ世代」の一世の美徳について次のように述べている。

> 一世は恨みごとを口にしない。一世の顔の苦難の皺は運命を受け入れることでやわらいだ。ゆっくりした動きは静かな尊厳を示している。一世は波乱万丈の時代を生きて、その記録を我々に残した。一世は北米に日本人の足がかりを作った。一世の女性たちは文句を言わずに夫に従い、華奢な体に鉄のような意思を秘め、孤独と数え切れない危惧に耐えた。もし人間

の偉大さが、魂を揺さぶるような出来事の中で個人の尊厳を失わずに生活できることならば、一世は人間の偉大さに一番近づいた人達だろう[28]。

ではこれからカナダで日系カナダ人の日本人としてのアイデンティティーは生き残れれるであろうか？「第三世代現象」と言われるものがある。二世が忘れようと努力したものを、三世が取り戻そうと努力する現象である。この現象の兆候が三世と比較的若い二世に見られる。日本からの新移住者の日系人コミュニティーにおける影響は無視できるほど小さい。また、二世と三世の関係もしっくりいっていない。日系文化会館のように日本文化を伝達する機関が存在し、少数ではあるが過去の歴史を大事にしようという日系人もいる。しかし、少数にも関わらずカナダの歴史で重要な役割を背負ってきた日系人も、将来は他の移民とはっきりと区別できる言語と社会を持つ集団として存続することは難しいだろう。皮肉なことにカナダで移民集団の民族性に対する興味が高揚する中で、日系人コミュニティーでは自分たちの独自性を維持する興味が薄れてきている。

いろいろな民族グループがモザイク社会を形成する多文化主義のユートピア的理想像は、いろいろな文化遺産を持つグループが仲良く同じ政治制度の下で生活するというものである。しかし、この理想像は皮膚の色と人種によって分割されたカナダ社会の現実とは合わない。「モザイクのカナダ」は魅力的な比喩であるが、モザイクは人種間紛争の種をはらんでいる。また、カナダの多数派がモザイクを常に好意的に見てきたわけでもない。

戦後、日系人がカナダ全国に再定住して生活の再建を始めると、目標はカナダの多数派と融合して目立たなくなること、自分たちの民族的独自性を放棄して多数派に許容してもらい、経済的に成功することになった。しかし、二世の中にはカナダ社会における日系人の役割を再検討して、日本の文化遺産と伝統でカナダ文化に貢献できるとする人たちが出てきた。このような移民の文化遺産をカナダ市民という共通の枠のなかで維持する多文化主義の考えは、1971 年 10 月にピエール・トルドーカナダ首相が発表した二言語主義の下での文化の多様性を推進するという幸福感いっぱいのカナダのビジョンとよく合致した。しかし、このビジョンは日系人の経験とは正反対であった。日系人はカナダ社会に同化しない危険な集団と見られた。日系人コミュニティーは自分たちの独自性をカナダ社会全体に知らせるための連邦政府の援助金プログラムに応募する努力をしなかった。またフランス系カナダ人の自分たちが、自分たちの独自性を主張する運動を始め、言語が文化の根底であり、文化の維持は言語の維持と同一であるという主張をした時も、日本人コミュニティーは反応しなかった。日系人の日本語教育は週末の日本語教室があるだけで、戦前のバンクーバーの日本語学校のように親が子供を強制的に日本語の勉強に毎日学校に行かせるというようなことはなかった。戦前の日本語学校はカナダにたいする妨害工作者を要請する学校とみなされてはいたが。トロントやバンクーバーの大学の東アジア言語授業を取る日系二世や三世も、家庭で日本語を使用しないので、他の学生と比べて何ら有利なところがない。トロントやバンクーバーのような大都会でも日系人の数は少なく町中の分散して住んでいるので、日本語を公立学校の科目に非公用語の一つとして導入することも出来ない。

日系カナダ人は移民少数派ではあるが、カナダ歴史に明確な足跡を残している。カナダ人で市民の自由に興味を持つ人にとって、第二次世界大戦中の政府の排日政策ほど心を動揺させたものはない。歴史の片隅に隠しておきたいこのカナダ歴史の汚点は、時たまあらわになってカナダ市民の人権論議を妨げる。このため、最近のカナダ首相３人が政府の排日政策をきっぱりと糾弾する声明文を発表しなければならなかった。1960 年に連邦警察は何千人という中国人の不法入国者を急襲したが、時の首相のジョン・ディッフェンベーカーはこの中国人逮捕が人種問題にならないように細心の注意を払った。そして、「まだ遠くない過去において、自由の名の下に連邦政府が犯した不正を

忘れてはならない。」と述べた[29]。1970 年 4 月、連邦自由党が提出した刑法の修正案 S-21 に反対の声明を当時は野党党首だったディッフェンベーカーが出した。修正案は人種ヘイトを演説、文書、放送、電話で助長することを違法とするものだった。声明文でディッフェンベーカーは次のように述べた。「修正案は言論の自由を抑圧するものであり、反対意見を唱える権利を制限するものである。もしこの修正案を可決すれば、将来この日を我々が間違いを起こした日なので忘れたいとおもうであろう。これは丁度、現在われわれが排日政策の間違いを忘れたいと思うのと同様になるであろう[30]。」

1964 年にレスター・ピアソン首相はトロントの日系文化会館会館の演説で次のように述べた。

> 当時のカナダ政府がたとえ緊張、恐怖、圧力、戦争の非合理性などの下で行なったとはいえ、排日政策は伝統的に公平と人権を重んじるカナダの歴史に汚点として残っている。カナダ人が排日政策を行なったことを誇りにする理由はまったくない[31]。

もっと最近の例としてはピエール・トルドー首相が次のように述べている。「日系人の国外追放はカナダ歴史の最大のスキャンダルの一つである。」そして、全ての日系人の国外追放は起こらなかったものの「このような政策を連邦政府が考慮していて、一部を合法的に遂行したということは恐ろしいことである[32]。」

しかし、戦時中の排日政策を遂行した者や排日運動を煽った者で、排日政策を後悔したり、間違いだったと認めた者はいない。皆、過去には目をつぶり、排日政策との関わりを指摘されると憎悪をむき出しにして反駁する。CBC テレビのインタビューで、当時法務大臣として日系人の国外追放政策を作成したルイ・サンローランは次のように言っている。政府が国外追放政策をとったのは、「血は水より濃い」から、日本軍がカナダ太平洋沿岸地域に侵略した時に、日系カナダ人がカナダに忠誠であるかどうか疑わしかったからである[33]。サンローランは連邦政府の日系人資産の処理については誤りであったことを認めたが、次のようにも言っている。「日系人が強制移動させられた時に、自分の土地や資産を持っていくことは出来なかった。」1967 年になってもホワード・グリーンは、トロントのグレンドン・カレッジ学長のエスコット・リードが日系人の強制移動は道義に反する政策だったと言うのに反論して、強制移動はカナダにとって生死を分かつ政策だったと述べた[34]。上院議員のトーマス・リードは CBC ラジオの日系人強制移動についての番組で、日本のスパイが日本人漁師の漁船に紛れ込んでいるという、既に否定されている噂を蒸し返した[35]。バンクーバー市議会の排日議員であったジャック・コーネットは「強制移動は日系人の安全のためであった[36]。」、ハルフォード・ウィルソンは「神がすべてを日系人のために準備した[37]。」という持論を好んだ。

カナダとは対照的に米国では日系アメリカ人の強制移動に関わった政府関係者は、当時の法務長官トム・クラークのように、強制移動を正当化する理由は全くないと公に述べている。1959 年に法務省は強制移動に関わったことを日系アメリカ人に正式に謝罪している。日系カナダ人の経験はたとえカナダ歴史では小さな注としてしか説明されなくても、日系人の中に不名誉な歴史として生き続けるだろう[38]。排日政策の究極の責任は当時の首相、マッケンジー・キングにある。しかし、キングは謝罪も後悔の念も表明したことがない。膨大な日記にも書かれていない。しかし、日記には原子爆弾が「ヨーロッパの白人」ではなく日本人に対して使用されたのは「幸運」であったと書かれている。この記述からキングの人種問題に対する態度を推察できる。

1960 年権利法と 1970 年のケベック州危機に戦時措置法が発動されたことで、戦前の排日差別と戦時中の強制移動の事実が掘り起こされた。1960 年 7 月にディッフェンベーカーが連邦議会下院に

権利法案を提案した時に、法案を批判した者の中にマッギル大学のフランク・スコットがいた。スコットは法案が次のように宣言していることを、議会の嘘、全くの虚偽と批判した。この宣言は次のように言っている。「カナダには人権、個人の基本的自由が常に存在してきており、これからも存在するであろう。具体的にはカナダ人は人種、祖国、皮膚の色、宗教、性別によって差別されることがないように法律によって保護されてきた。」

スコットは連邦議会特別委員会の陳述で、具体的に日系カナダ人の例を引き合いに出さなかったが、このことに関する新聞報道の多くは日系カナダ人の経験について述べていた[39]。権利法案 C-79 が 1960 年 8 月 4 日に最終的に可決された時に、法案から「常に」は削除されていた。権利法はカナダ市民の基本的権利、たとえば宗教、言論、集会、団体の結成、法の下での平等、公平な裁判を保証したが、これらはすべて連邦政府の政策に関してであって、州政府の政策に及ばないという制限があった。その上、最も重要な制限は戦時措置法がすべての権利を無効に出来ることだった[40]。

日系カナダ人の経験を例にして、ピアソンは権利法案を修正して排日政策のような政策を将来不可能にするように連邦議会に要請した。そして特に内閣令でカナダ市民から市民権を剥奪して国外追放することが出来ないようにすることを要請した。またたとえ戦時であってもカナダ市民を拘束することに制限を設け、もし拘束を必要とする時はカナダ最高裁判所判事の承認を必要とすることを要請した。しかし、ピアソンの修正案は連邦議会下院多数派の保守党の反対で否決された。8 月 4 日にディッフェンベーカーは第二次世界大戦中に多く日本人がただ日本人であるという理由で拘束されたが、後に無実だと判明したことを認めた。しかし、ディッフェンベーカーは国家の安全が危機に瀕した時には個人の権利が制限されるのは止む得ないと述べた。そして無党派の委員会を設けて戦時措置法の修正が必要かどうか審議することを提案した。しかし、このような委員会は設置されなかった。ディッフェンベーカーは市民の自由の確固とした保護者として知られていて、権利法案の提出も日系カナダ人に戦中、戦後起きたことを参考にしていたに違いない。しかし、1960 年権利法は日系カナダ人の強制移動のようなことが、将来起こらないという保証にはならなかった。

1970 年 10 月 16 日、トルドー政府は「ケベック解放戦線（Le Front de Liberation du Quebec：FLQ）による「反乱の危険性」を感知したとして戦時措置法を発動した。問題は戦時措置法とその後の「公共の治安臨時措置法」の発動を正当化する根拠があったかどうかであった。現在では「反乱の危険性」を起こしたのは FLQ の二つの小さな下部組織であり、当初の事件以上のテロリズムの危険はなかったとされている。この「FLQ 危機」以降、連邦議会は戦時措置法の発動によって引き起こされるかも知れない事態について様々な議論をした。例えば、戦時措置法はカナダの政治体制を変革しようとする暴力的、非暴力的団体に適用できるかどうかなどである。FLQ 危機の時は戦時措置法によって、カナダ全体が動揺し、市民権が停止され、450 人が検挙されて家族の生活が乱された。この 450 人で特別の罪状で起訴されたものはごく少なかった。しかし、この FLQ 危機に戦時措置法を適用したことが適当であったかどうかの議論では、日系人が「国家の安全」のために強制移動され収容所に拘束されたことについて言及した者はいなかった。

日系人、移民少数派および市民の自由について興味を持つ人達が懸念することがある。それは人権法は人権を守る上で藁で作った鎧と同様に脆いということである。連邦政府内閣は戦時であれ平和時であれ、「国家の安全」が脅かされるような事態があると判断すれば、戦時措置法を発動して人権法を停止することが出来る。1970 年 FLQ 危機で連邦政府が戦時措置法を発動したことに怒り、嫌悪した人たちは、この政府の対応をカナダの歴史に残る愚行であると糾弾した[41]。そして、戦時中の日系人を対象とした戦時措置法発動から教訓を学ぶべきであったと主張した。しかし、大部分のカナダ人の反応は、日系人が強制移動された時の反応と同様であった。1942 年の日系人強制移動

はBC州住民を落ち着かせ、連邦政府は日系人を強制収容しなければ国家の安全が脅かされるという情報を持っているのに違いないと思わせた。1970年のカナダ市民の反応は、連邦政府は危険を排除するために強力な方法を使ったが、その成果を見れば少々の犠牲は仕方がないというものだった。

1970年12月12日に発表されたギャロップ調査の結果は、87パーセントのカナダ人が連邦政府の戦時措置法発動を支持した。この87パーセントの支持率は連邦政府の政策の支持率としては過去最高であった。戦時措置法の下でカナダ市民は逮捕、拘禁、検閲、損害賠償のない資産の没収をされ、政府批判を封じられ、罪状の無いままに投獄される。FLQ危機でジャン・マルシャンが言ったことは1941年、1942年に日系人が言われたことに酷似している。「FLQはケベック州のありとあらゆる戦略的に重要な場所に浸透している・・・FLQはケベック政府、連邦政府、モントリオール市に修復不可能な損害を与えることが出来る。」1942年に日系人は一片の証拠もないままに、国家の安全を危険にすると糾弾された。トルドーはその人生を市民の自由の保護者として活動してきたが、首相としては市民の自由を最も抑圧する戦時措置法を発動した。そして、1970年以降も「反乱の危険」について説明したことは一度としてなかった。

大衆は政府が証拠も提示しないで国家の危機が存在するといえば、それを額面通りに受け取る傾向が顕著である。政府が市民を逮捕、拘禁する権力を行使することを受け入れて何ら疑問も呈しない。そして、生活のあらゆる面について管理しても文句をいわない。顔写真と指紋の載った個人認証カードを携帯することさえ受け入れる。これらはカナダの民主主義の脆弱性だけではなく、カナダ市民が国家の危機と言われれば政府の行動を批判せずに受け入れてしまうことを示している。ケベック州以外のカナダ人は、1970年にフランス系カナダ人が逮捕、拘禁されたことを、あたかも1942年に日系人が強制移動させられ収容所に拘禁されたこと受け入れたと同様に受け入れた。

1942年と1970年の戦時措置法発動の本当の教訓は、将来カナダ政府が「法と秩序」や「国家の安全」を理由に市民の自由を制限する可能性があるということについて、カナダ市民は現状に満足していてはいけないということである。1942年と1970年にカナダ市民は胸の奥では政府の行動について疑念を抱いていたかもしれない。しかし、不確かな状況の下で、政府の判断を受け入れ沈黙してしまった。政治家も過去の政策の誤りをスキャンダルと呼ぶが、国家の危機と言われれば強行な政策を支持することを厭わない。しかし、二世にとって1970年FLC危機は自分たちの経験を鮮やかに蘇らえた。二世は真夜中に自宅に来たRCMPに強制連行され、裁判もないままに収容所に数日、数週間ではなく何年も閉じ込められた。そして、現在も補償も謝罪もないままである。

（目次に戻る）

第１章　注

I. Storry, R., *A History of Modern Japan* (Harmondsworth, Middlesex: Penguin, 1960), p. 62; Sansom, G.B., The Western World and Japan (London: Cresset, I 950), pp. 180-8.

2. Storry, op. cit., pp. 64-5.

3. Sansom, G.B., *A History of Japan* (London: Cresset, 1964), p. 36.

4. Nitobe, I. *The Intercourse Between· the United States and Japan* (Baltimore: John Hopkins, 1891), pp. I80-1.

5. Trewartha, G.T., *Japan: A Geography* (London: Methuen, I 965), pp. 319-27.

6. Chaneris, A.H., "Australian Immigration Laws and Their Working", in MacKenzie, N., ed., *The Legal Status of Aliens in Pacific Countries* (London: Oxford University Press, 1937), pp. 16-31.

7. Victoria Colonist, September 15, 1860.

8. Rickard, T.A., "The Use of Iron and Copper by the Indians of British Columbia", *British Columbia Historical Quarterly*, 3 (January, 1939), p. 46.

9. Brooks, C.W., *Japanese Wrecks Stranded and Picked Up Adrift in the North Pacific Ocean* (reprinted from Proceedings of California Academy of Sciences, 1876). Cited in Rickard, ibid., p. 47.

10. "Wreck of a Japanese junk on the Northwest coast", Appendix, Irving, W., *The Rocky Mountains* (Philadelphia: Lea & Blanchard, 1843), 2, p.246. これらの「並外れた、意図しなかった」航海についての最新の出典については次を参照のこと。Whympher, F., *Travel and Adventure in the Territory of Alaska and in Various Other Parts of the North Pacific* (London: John Murray, 1868), pp. 249-51.

11. Warinner, E.V., *Voyager to Destiny* (New York: Bobbs-Merrill, 1956), pp. 98-100.

12. 中浜万次郎の米国及び日本に於ける経験と当時の日本人漂流者の米国における取り扱いと日本への送還については次を参照のこと。Warinner, ibid., and Kaneko, H., *Manjiro, the Man Who Discovered America* (Boston: Houghton-Mifflin, 1956).

13. Brooks, op. cit., p. 19,　ブルックスによれば、ブルックスは日本人漂流者でアリューシャン列島の先住民族と会話できる船乗りに会ったという。またオレゴン州とカリフォルニア州の先住民族が日本語を幾つか知っていると言う。例えば、「Hayaku」は「早く」を意味し、日本語の「厄」は「はく」と発音され悪魔を意味する。

14. Victoria *Colonist*, April 13, 1883. See also Kermode, F., "Arrival of First Japanese at Victoria", *Colonist*, November 20, 1932.

15. Sansom, op. cit., p. 29.

16. Ibid., p. 99.

17. Woodsworth, J.S., *Strangers Within Our Gates* (Toronto: Methodist Church of Canada, I909), p. 221. *Cf* Sumida, R. *The Japanese in British Columbia* (Master's thesis, Department of Economics, University of British Columbia, I935), p. 62: 面接した 20 人の内、4 人が 30 ドル、3 人が 35 ドル、2 人が 70 ドル、1 人が 125 ドル、もう 1 人が 200 ドルを持っていた。平均は 59 ドルであった。

18. Sumida, op. cit., pp. 47-50 面接した 574 名のうちの 45 パーセントがこれら 4 つの県から来ていた。

19. 村民の海外移住が三尾村に 1872 年から 1951 年の間にどのような変化をもたらしたかは次を参照。*Influences of Emigrants on Their Home Village Report of a Survey of America Mura* (Tokyo: Population Problems Research Council, 1953). 次も参照。"Mio Mura Japan's Westernized Community", *The New Canadian*, July 18, 195 I.

20. Sumida, op. cit., pp. 37, 53. In a survey of 309 immigrants, Sumida found that I 58 (5 I%) had relatives or friends in British Columbia prior to their emigrating.

21. Guillet, E.C., *The Great Migration* (University of Toronto Press, I 963), p. 72. 下等船室の船旅については次を参照。Stevenson, R.L., *The Amateur Emigrant* (London: Nelson, 1895); Handlin, 0., ed. *Immigration As a Factor in American History* (Englewood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall, 1959); Handlin, 0., The Uprooted (New York: Grosset & Dunlap, 195I), pp. 37-62.

22. Victoria *Colonis*t, April 20, 1900. *Cf* Guillet, op. cit., pp. 146-7, 19 世紀初め、ケベック州に向かう客船のイギリス人移民についての記述。

23. Goto to King, in King, W.L.M., *Report of the Royal Commission into the Methods by which Oriental Labourers Have Been Induced to Come to Canada* (Ottawa: King's Printer, 1908), p. 2 I. *Report of the Royal Commission on Chinese and Japanese Immigration* (Ottawa, 1902), p. 415; Woodsworth, op. cit., pp. 208-10, ヨーロッパとアジアの移民会社がいかにひどいことをしていたかの記述。

24. *Report of the Royal Commission on Chinese and Japanese Immigration*, op. cit., p. 200.

25. Tadaichi Nagao to J.S. Matthews, April 16, I 942, Vancouver City Archives (private correspondence).

26. Sumida, op. cit., p. 55: 到着時に、335 人の男性移住者の内、99 人（29.5%）が 15－19 才、89 人（26.6%）が 20－24 才、76 人（22.7%）が 25－29 才だった。*Cf* Millis, H.A., *The Japanese Problem in the United States* (New York: Macmillan, 1915), p. 5: 米国に到着時に 22.6%の日本人移住者が 20 才以下、53.2%が 25 才以下、24.7%が 30 才以上、4.2%が 40 才以上だった。

27. *Education of Japanese in Canada* (Vancouver: Continental Daily News, 1924-6), pp. 82-3. 1924 年に BC 州で実施された日本人移住者 3,543 名の調査によれば、小学校尋常科卒業生が 3,543 名（93.5%）、小学校高等科卒業が 162 名（4.3%）、中学校卒業が 6 名（4.3%）で 76 名（2.0%）は学校に行ったことがない。

28. 上記の 1924 年の調査によれば、3,480 名の内、2,562 名は英語の読み書きと話し言葉の理解が出来なかった。632 名が読み書きが出来たが程度に大きな差があった。わずか 286 名が英語で会話がある程度出来た。

29. Ariga, E. *Development of the Japanese in Canada* (Vancouver: Continental News Press, 1931).

30. Sumida, op. cit., pp. 114-5, *Cf* Irwin, W., *Letters of a Japanese Schoolboy* (Toronto: William Briggs, n.d.) これはハシムラ・トウゴについての作り話である。「1907 年に初めてコリアー雑誌に掲載され、北米太平洋沿岸地域の読者に人気があった。主人公のハシモトは出っ歯で悪賢く傲慢で、メガネをかけていて、いつでも「ソリー、プリーズ」を連発しているジャップのステレオタイプとして描かれた。もっと辛辣な排日小説にアーウィンによる「太陽の種」がある。この小説は 1920 年に「サタデイ・イブニング・ポスト」紙に掲載が始まり、カリフォルニア州の排日運動の一環を担った。

31. *Cf* Ichihashi, Y., *Japanese in the United States* (Stanford: Stanford University Press), pp. 172-5, 米国の日系人社会のボスについての記述である。King, op. cit., pp. 12-13, 32, 49. *Cf* Handlin, *The Uprooted*, pp. 66-70, 米国のヨーロッパ移民社会の労働市場のボスとギャングについての記述がある。

32. Frank Burnett, president of the United Canners Ltd., in *Report of the Royal Commission on Chinese and Japanese Immigration*, op. cit., p. 341.

33. 面接 Mrs. Uchida, Vancouver, 1959. 当時 87 才で BC 州に 70 年住んでいた。長女のハツエはカナダで最初に生まれた女性二世であった（1891 年生まれ）。ハツエは後にカナダで最初に生まれた男性二世のカツジ・オオヤ（1889 年生まれ）と結婚した。

34. E.g., "Bad Character From Japan", Victoria *Times*, May 22, 1907, ケイジロウ・ズズキが 5 人の女性をカナダに密入国させようと試みたという記述である。 "Six Little Maids Who All Unwary", Victoria *Colonist,* July I, 1904.

35. Osterhout, S.S., *Orientals in Canada* (Toronto: Ryerson, 1929), p. 152.

（第２章に行く）

第２章 注

1. Hurd, W.B., "The Relation of Origins of Immigrants to Settlement of the Country", *Canadian Political Science Association Papers and Proceedings of Annual Meeting, 2 (May 30, 1931)*, pp. 48-58. ハードはカナダには３つの人種的対立があると指摘する。東部カナダの英国系とフランス系の対立、平原州の英国系とヨーロッパ大陸系の対立、そして太平洋岸の英国系と東洋系の対立である。カナダの移民の歴史に根ざすこれらの対立は、それぞれ独自の問題を孕んでいる。

2. Victoria *Col*onist, March 30, 1897.

3. Young, C.H., H.R.Y. Reid, and W.A. Carrothers, *The Japanese Canadians* (University of Toronto Press, 1939), pp. 98-100; Lower, A.R.M., *Canada and the Far East 1940* (New York: Institute of Pacific Relations, 1941), pp. 82-5. ロウワーによれば、1931 年において 5 人に 1 人の中国人移民は読み書きが出来ず（17.4%）、9 人に 1 人の日本人移民が読み書きできなかった。当時の中国人移民に対する評価をした人は、ほとんど全部の人が中国人移民は劣悪な生活環境を受容する傾向があると述べている。これについては次を参照のこと。Woodsworth, C.J., *Canada and the Orient* (Toronto: Macmillan, 1941), p. 151; *Report and Recommendations of the Special Committee on Orientals in British Columbia* (Ottawa: King's Printer, 1941), p. 15; Park, R.E., Race and Culture (Glencoe, Illinois: Free Press, 1950), pp. 227-8: 「日本人は黒人や中国人と比べるとカースト制で定められた身分に甘んじる傾向が少ない。」

4. British Columbia Legislative Assembly, *Sessional Papers*, 1892, pp. 465-75; Canada, *Sessional Papers*, 1907-8, p. 4. Writing of the TLC, Corbett, D.C., *Canada's Immigration Policy* (Toronto: University of Toronto Press, I 957), p. 6: 「東洋系移民は白人の生活水準を低下させるだけでなく、道徳基準に悪影響を及ぼす。東洋系移民の増加と麻薬の蔓延は関係している。というのが反対の理由であった。」

5. Shimizu to Laurier, March 14, 1898, in British Columbia Laws, Statutes, etc., *Documents relating to the recent disallowance of certain statutes passed by the legislature of British Columbia* (Ottawa, 1899). この時期の反東洋系移民関係法令については次を参照のこと。British Columbia Legislative Assembly, *Sessional Papers*, 1898, p. 963; SP, 1897, p. 1277; SP, 1898, p. 769; SP, 18945, p. 587; SP,1899, pp. 711-12. カナダへの日本移民に関連したカナダ、英国、日本政府の書簡については次を参照のこと。Canada, *Sessional Papers*, 1907-8, pp. 1-168.

6. Victoria *Colonis*t, March 28, 1897.

7. Nosse to Laurier, February 3, 1903, in Canada, *Sessional Papers*, 19078, p. 97.

8. Canada, *Sessional Papers*, 19078, pp. 278.

9. San Francisco Call, May 8, 1900.

10. *Report of the Royal Commission on Chinese and Japanese Immigration* (Ottawa, 1902),p.396.

11. Caner-Cotton to McInnes, February 13, 1899, in Canada, *Sessional Papers*, 1907-8, pp . 23-24.

12. *Report of the Royal Commission on Chinese and Japanese Immigration* op.cit., p. 390.

13. Ibid., p. 343.

14. Ibid., pp. 374-397, 委員会での証言.

15. Sumida, R., *The Japanese in British Columbia* (Master's thesis, Department of Economics, University of British Columbia, 1935), pp. 3212.

16. Canada, *Sessional Papers*, 19078, p.4.

17. Victoria *Colonist*, May 10, 1899.

18. Yamaga, Y., "My Footsteps in British Columbia" (entry in National Japanese Canadian Citizens Association History Contest, 1958). 次も参照のこと。"The History of Japanese Farming in British Columbia, 1906-1941."

19. Vancouver *Daily Province*, February 18, 1929. 「この半世紀で最も卓越した日系カナダ人」に獲ればれた人達の苦労の物語は次を参照のこと。*The New Canadian*, March I, 1950.

20. Victoria *Times*, May 16, 1907; Dalzell, K.E., *The Queen Charlotte Islands: 1774-1966* (Terrace, B.C.: Evergreen, 1968), pp. 118-9.

21. Pharmacy Act, R.S.B.C.1924,chapter 193, section 5; Legal Professions Act, R.S.B.C. 1924, chapter 136, section 37; 伐採業の制約については次を参照のこと。R.S.B.C. 1924, chapter 93, section
22, s.s. i (b).

22. Norris, T.G., *In the Matter of the Dominion Franchise Act 1934 and the Dominion Elections Act 1934 and in the Matter of the Disqualification of Certain Persons in the Province of British Columbia from being Registered and Voting under the Said Acts* (Vancouver, May 12, 1936), p. 23.

23. British Columbia Legislative Assembly, *Sessional Papers*, I 90 I, pp. GI 115.

24. Vancouver *Daily Province*, October27, 1900.

25. Vancouver *Daily Province*, December I, 1900.

26. Ibid.

27. "The Tomey Homma Case," Victoria *Colonist*, December 18, 1902.

28. B.C. Legislative Assembly, *Sessional Papers*, 1903, pp. J7-8; "Cunningham v. Tomey Homma [1903] A.C. 151", Mackenzie, N., and L.H. Laing, eds., *Canada and the Law of Nations* (Toronto: Ryerson, 1938), p. 237.

29. 米国では「外国人」は「自由な白人市民」と「アフリカ生まれ、またはその子孫の米国市民」以外の人と定義されていた。これにより日本人移民は帰化できなかった。但し、日系アメリカ人二世の人権は米国憲法１５番目の修正の一つの条項によって保護されていた。この条項は次のようなものである。「米国市民の参政権は人種、皮膚の色、過去の懲罰によって、連邦政府または州政府により否定または制限されることはない。」また、米国憲法１４番目の修正の一つの条項は次のように述べている。「米国で生まれた全ての人は米国市民である。どの州も米国市民の権利と免責を法令により制限することは出来ない。また、適正な法律手続きを経ずに米国国民の生命、自由、資産を奪うことも、法律の下の公平な保護も奪うことも出来ない。

30. Vancouver *Daily Province*, August 14, 1900.

31. Vancouver *Daily Province*, September 25, 1900; British Columbia Legislative Assembly, *Sessional Papers*, 1901, pp.529-44.

32. 詳細は次を参照のこと。Gladstone, P.H., *Industrial Disputes in the Commercial Fisheries of British Columbia* (M.A. thesis, Department of Economics and Political Science, University of British Columbia, 1959); Howay, F.W., W.N. Sage, and H.F. Angus, *"Lumber and Fish", British Columbia and the United States* (Toronto: Ryerson, 1942), pp. 310-16; Jamieson, S., and P. Gladstone, "Unionism in the Fishing industry of British Columbia," *Canadian Journal of Economics and Political Science*, 16 (February, 1950), pp. 111.

33. Victoria *Colonist*, July 11, 1900.

34. Ottawa *Free Press*, July 25, 1900.

35. Vancouver *Daily Province*, July 24, 1900. BC 州政府の声明に引き続いて 1900 年 8 月 2 日には次の報告があった。ストライキの数日後、暴風雨で遭難して 4 人に日本人漁師が死亡した。「この事故はこの数ヶ月で我々の被った被害の中で甚大なものだった。ただし、幸運にも遭難者は日本人であった。」

36. Victoria Colonist, October I 0, 190 I.

37. *Minutes of the Council of the Corporation of the City of Slocan,* April 22, 1908.

38. Victoria *Colonist*, April 2, 1902; British Columbia Legislative Assembly, *Sessional Papers*, 1902, pp. 8434.

39. Victoria *Times*, August 16, I 907.

40. Victoria *Times*, September 21, 1907.

（第３章に行く）

第３章　注

1. Vancouver Province, February 1, 1907.

2. King, W.L.M., *Report of the Royal Commission into the Methods by which Oriental Labourers Have Been Induced to Come to Canada* (Ottawa: King's Printer, I 908), p. 39.

3. Victoria *Colonist*, February 2, 1907.

4. King, op. cit., p. 18.

5. King, op.cit., p. 36.

7. Allport, G.W., *The Nature of Prejudice* (New York: Doubleday, 1958), pp. 47-65.

8. King, op. cit., p. 13.

9. Vancouver *Province*, July 25, 1907; Dillon, E.J., "Japanese Immigration into B.C." *Contemporary Review*, 92 (September, 1907), pp. 422-3, 5,000 人の日本人がカナダ太平洋鉄道の建設現場で働くために BC 州に向かっているという主張。

10. Tuchman, B.W., *The Zimmerman Telegram* (London: Constable, 1959), p. 30; McWilliams, C., *Prejudice, Japanese Americans: Symbol of Racial Intolerance* (Boston: Little, Brown, 1944), pp. 40-1.

11. Vancouver *Province*, July 26, 1907.

12. Ibid.

13. King, op. cit., p. 45.

14. Vancouver *Province*, July 22, 1907; Victoria *Colonist*, July 27, 1907; Vancouver *Province*, July 27, 1907 新聞がこの事件をいかに煽り立てて書いたかがわかる。

15. King, op. cit., p. 50.

16. King, op. cit., p. 50.

17. Vancouver *Province*, July25, 1907.

18. Woodsworth, C.J., *Canada and the Orient* (Toronto: Macmillan, 1941), p. 59.

19. Grey of Howick Papers, Public Archives of Canada.

20. Vancouver *Province*, September 9, 1907.

21. Vancouver *World*, September 9, 1907.

22. Ibid.

23. Vancouver *Province*, September 9, 1907.

24. *The New Canadian*, August 1,1959.

25. 面接, October 23, 1959.

26. Grey of Howick Papers, Public Archives of Canada.

27. Vancouver *Province*, September 9, 1907.

28. Ibid.

29. Vancouver *Province*, September 11, 1907.

30. Vancouver *World*, September 9, 1907.

31. Vancouver *Province*, October 24, 1907.

32. Vancouver *Province*, January 7, 1908.

33. Grey of Howick Papers, Public Archives of Canada.

34. Vancouver *Province*, September 9, 1907; *Canadian Annual Review* (1908), p. 542.

35. Vancouver *Province*, September 9, 1907.

36. Vancouver *Province*, September 19, 1907.

37. Vancouver *Province*, September 9, 1907.

38. "Canada and Japan", *The Living Age* (October 5, 1907), pp. 56-9; "British Press on the Riot", Vancouver *World*, September 9, 1907; Stead, A., "Racial Prejudice Against Japan", *Fortnightly Review*, 82 (October 1907), pp. 637-51.

39. "Canada and Japan", op. cit., p. 56.

40. *Canadian Annual Review* (1907), p. 398; "Foreign Affairs: a Chronique", *Fortnightly Review*, 82 (October, 1907), pp. 688-92.

41. Borden, R.L., *The Question of Oriental Immigration: Speeches (in part) Delivered in /907 and 1908* (n.p., n.pub., n.d.), p. 9.

42. King, W.L.M., *Report on the Losses Sustained by the Japanese Population of Vancouver, B.C., on the Occasion of the Riots in that City in September 1907* (Ottawa: King's Printer, 1908), pp. 15-17.

43. Ibid., p. 18.

44. Ibid., p.20.

45. "In Days of Yore", *The New Canadian*, August I, 1939.

46. Victoria *Times*, May 2, 1942.

47. Vancouver *Province*, October 24, 1907.

48. Canada, *House of Commons Debates*, 1912-13, p.6971.

49. Canada, *House of Commons Debates*, 1907-8, pp. 2040-1.

50. Canada, *House of Commons Sessional Papers*, 1913, p. 3.

51. Wordsworth, op. cit., p. 89.

52. "Foreign Affairs: a Chronique", op. cit., pp. 689-70.

53. Dawson, R.M., *William Lyon Mackenzie King* (University of Toronto Press, 1958), p. 132.

54. London *Times*, March 13, 1908.

55. *Canadian Annual Review* (1907), p. 392.

56. British Columbia Legislative Assembly, *Sessional Papers*, 1909, pp.G59-63; *Canadian Annual Review* (1908), p. 541; In Re Nakano and Okazake, Supreme Court of British Columbia, 1908 [13 B.C. R. 370], in Mackenzie, N., and L.H. Laing, eds., *Canada and the Law of Nations* (Toronto: Ryerson, 1938), pp. 3713.

57. Borden, op. cit., pp. 289.

58. McBride Papers, Provincial Archives of British Columbia.

（第４章に行く）

第４章　注

1. LaViolette, F.E., *Americans of Japanese Ancestry* (Toronto: Institute of International Affairs, 1945), p. 14; Michener, J.A., *Hawaii* (New York: Random, 1959); Beattie, J.L., *Strength for the Bridge* (Toronto: McClelland and Stewart, 1966).

2. このことに関する書籍は多数ある。Embree, J.F., *Suye Mura: A Japanese Village* (University of Chicago Press, I 939), pp. 203-15; Benedict, R., *The Chrysanthemum and the Sword* (Boston: Houghton Mifflin, 1946), pp. 1201, 1345, 184 5.

3. Sato to Lansing, in Ichihashi, Y., *Japanese in the United States* (Stanford University Press, 1932), p. 294.

4. Wilson to Sato, in ibid., p. 294.

5. Revelstoke Mail-Herald, March 5, 1910.

6. キングは次のようにも述べている。「東洋人移民数を制限することは望ましいが、人頭税のような見た目の悪い政策ではなく、相手政府との交渉によるべきである。」McGregor, F.A., *The Fall and Rise of Mackenzie King: 1911-1919* (Toronto: Macmillan, 1962), p. 239.

7. Canada, *House of Commons Debates*, 19 I2-13, pp. 7202-3. この政策の擁護論は次を参照のこと。Borden, H., ed., *Robert Laird Borden: His Memoirs*, 1 (London: Macmillan, 1938), pp. 395-8.

8. Canada, House of Commons *Debates*, 1912-13, pp. 6958-9. ·

9. Nakamura to Borden, April 11, 1913, in ibid., p. 7550.

10. 1911 年カナダ国勢調査によれば、サスカチュワン州には 57 人の日本人と 957 人の中国人がいた。1921 年には 109 人の日本人と 2,667 人の中国人がいた。

11. Statutes of Saskatchewan, 1912, c. 17; Schmeiser, D.A., *Civil Liberties in Canada* (London: Oxford University Press, 1964), pp. 25960.

12. Ibid., p. 260; Quong-Wing v. The King, Supreme Court of Canada, 1914, in Mackenzie, N., and L.H. Laing, eds., *Canada and the Law of Nations* (Toronto: Ryerson, 1938), pp. 241-2.

13. King, W.L.M., *Report on Mission to England to Confer With the British Authorities on the Subject of Immigration to Canada from the Orient and Immigration from India in Particular* (Ottawa: King's Printer, 1908), pp. 78.

14. Morse, E.W., "Some Aspects of the Komagara Maru Affair, 1914", in Canadian Historical Association, *Report of the Annual Meeting* (University of Toronto Press, 1936), pp. 100-8: Reid, R.L.,
"The Inside Story of the 'Komagata Maru' ", *British Columbia Historical Quarterly*, 5 (January, 1941), pp. 1-24; Ferguson, T., *A White Man's Country: An Exercise in Canadian Prejudice* (Toronto: Doubleday, 1975).

15. Morse, op. cit. p. I03.

16. Morse, op. cit., p. I 06.

17. Stacey, C.P., *The Military Problems of Canada: A Survey of Defence Policies and Strategic Conditions Past and Present* (Toronto: Ryerson, 1940), pp. 70-4, 81-4.

18. Canada, *House of Commons Debates*, 1907-8, pp. 2092-3.

19. Churchill to Borden, August 14, 1914, *Borden Papers*, Public Archives of Canada; Smith, G., "Canadian External Affairs During World War I," *The Growth of Canadian Policies in External Affairs* (Durham, N.C.: Duke University Press, 1960), p. 36; Spinks, C.N., "Japan's Entrance into World War," *Pacific Historical Review*, 5 (1936), pp. 197-311.

20. Canada, *House of Commons Debates*, 1917-18, pp. 986, 996-7.

21. "Treatment of Enemy Aliens in Canada During the War", *Canadian Annual Review* (1914), pp. 275-86: "Condition and Treatment of Enemy Aliens in Canada", *Canadian Annual Review* (19 15), pp. 353-64. The census in 191I listed 161,000 persons of "Teutonic" origin in Canada, of whom 18,895 resided in British Columbia.

22. *The New Canadian*, September 8, 1939.

23. *The New Canadian*. September 22. 1939.

24. Victoria *Times*, March 24, 1920.

25. Victoria *Colonist*, April 4, 1920.

26. Victoria *Colonist*, April 15. 1920.

27. Victoria *Colonist*, May 22. I920.

28. British Columbia *Federationist*, April 24, May 23, 1914.

29. Borden, H., ed., *Robert Laird Borden: His Memoirs, 2*. pp. 926-8: Glazebrook, G.P. deT.. *A History of Canadian External Relations*, 2 (Toronto: McClelland and Stewart, 1966), pp. 19-20: Mackenzie. N.A.M.. "Canada and the Changing Balance of Power in the Pacific". *Canadian Papers Yosemite Conference of the institute of Pacific Relations,* 1936 (Toronto: Canadian institute of International Affairs, 1936). pp. 578. ベルサイユ会議におけるカナダの役割については次を参照のこと。 Glazebrook. G.P. deT., *Canada at the Paris Peace Conference* (Toronto: Oxford University Press, 1942), pp. 69-73. 2 月 13 日の日本の提案は次のとおり。「国際連盟の基本原理は参加国の平等である。参加国の市民は人種に関わりなく、参加国の法の下で、また日常生活で公平で公正な取り扱いを受ける。」

30. *Development of Japanese in Canada* (Vancouver: Continental Daily News, 1924), pp. 69-70.

31. 生徒数の統計は 1922 年までとられていなかった。バンクーバー日本語学校校長ツタエ・サトウによれば、1922—1923 学年度に BC 州の公立小学校、中学校、高等学校に 1,422 名の日本人生徒が登録していた。バンクーバーのストラスコーナ公立学校では 997 名の全生徒のうち 206 名が日本人生徒であった。

32. Vancouver *World*. February 21. 1922; Canadian Japanese Association, *A Few Facts About Japanese Schools in Canada* (Vancouver: n. pub., 1927).

（第５章に行く）

第５章　注

1. U.S. Congress, Senate, *Reports of the Immigration Commission, Immigrants in Industry, Japanese and Other Immigrant Races in the Pacific Coast and Rocky Mountain States,* 61st Congress, 2nd Session, S. Doc., 85, Part I, Washington, 1911, pp. I 47 8, 152-3. 米国に設立された日本人夜間学校は、「日本人が如何に熱意を持って熱心に西洋文明を学習したいかを示す証拠で」であった。日本人ほど英語を学ぶ意欲をもった移民グループはヘブライ人を除いてはいなかった。

2. Sumida, R., *The Japanese in British Columbia* (Master's thesis, Department of Economics, University of British Columbia, 1935), p. 58.

3. Osterhout, S.S., *Orientals in Canada* (Toronto: Ryerson, 1929), p. 144.

4.. Miyamoto, S.F., "Social Solidarity Among the Japanese in Seattle", *University of Washington Publications in the Social Sciences*, 2 (1939), pp. 100-1.

5. 日本人キリスト教徒は教会の役割を誇張する傾向があった。Sumida, op. cit., p. 129: 「日本の北米移民の歴史でキリスト教会が日本人の北米文化への同化を最も支援した。」

6. Park, R.E., *The Immigrant Press and Its Control* (New York: Harper, 1922), p. 158.

7. Sumida, op. cit., pp. 1445.

8. Osterhout, op. cit., pp. 1523.

9. 、面接, S. Yoshida, Steveston；LaViolette, F.E., *Americans of Japanese Ancestry* {Toronto: Institute of International Affairs, 1945), p. 45 n. 14。ここでラビオレットはカリフォルニア州パサデナ市の例を挙げている。1934 年に日本人キリスト教徒はパサデナ市に仏教教会を設立することを強固に反対した。パサデナ市はキリスト教徒の町であり、仏教教会はパサデナ市の平和に悪影響を与えるばかりでなく排日感情を煽る、というのが反対理由であった。

10. Young, , H.R.Y. Reid, and W.A. Carrothers, *The Japanese Canadians* (University of Toronto Press, 1939), p. 97.

11. 貝原益軒の「女大学」(The Greater Learning for Women) は日本でよく知られた道徳読本である。英訳が次の本に入っている。Chamberlain, B.H., *Things Japanese* (London: Kegan Paul, 1890), pp. 367-76. 貝原益軒の女性に対する基本的な見解は次のとおりである。女性は生物的に男性に劣り、5 つの欠点がある。人の言うことを聞かない、怒りっぽい、悪口を言う、嫉妬する、頭が悪い、である。女性の 8 人に 7 人はこのような欠点を持っている。特に頭が悪いのがいろいろな欠点の基になっている。従って、妻は夫を敬って仕えなければならない。夫を軽蔑したり、軽く扱ってはいけない。夫に接する時は礼儀正しく、謙虚で、楯突いてはいけない。不機嫌だったり、強情ではいけない。無礼であったり、傲慢だったりするのは以ての外である。もし夫が怒った時は、夫を恐れて従う。夫に立ち向かってはいけない。夫を常に神のように尊敬しなければならない。日本人移民男性は女性にたいして、おおよそ貝原益軒と同様な見方をしていた。

12. LaViolette, op. cit., p. 26.

13. LaViolette, op. cit., p. 60.

14. LaViolette, op. cit., p. 61.

15. British Columbia Department of Labour, *Unemployment Relief Branch, Statement Showing Numbers Receiving Direct Relief in Organized and Unorganized Territory* (Victoria, December31, 1934).

16. Sumida, op. cit., p. I 59.

17. Sumida, op. cit., p. 160. 1934 年 BC 州の監獄に入っていた 527 人の囚人の内、日本人はわずか 3 名（0.6%）であった。1931 年の国勢調査によれば、BC 州の日本人は人口の 3.2%であった。1920 年から 1934 年の 14 年間にオッカラ刑務所の入所者は 23,961 名いたが、日本人は 147 名であった。罪状は殺人から売春宿に足繁く通ったなど様々であった。一番多かったのが飲酒に関係したもので 29 名。13 名が殺人罪であった。

18. MacGill, H.G., *The Oriental Delinquently in the Vancouver Juvenile Court* (Vancouver, 1936), p. 31. 1926 年から 1935 年の 10 年間にバンクーバー少年裁判所は 5,662 名の青少年を裁判したが、日本人はわずか 13 名であった。少年裁判所が扱った日本人男子の罪状は自動車の窃盗 1， 詐称

１，詐欺１，空き巣１，盗難物の所持１，窃盗１、下品な露出２で，その他は歩道を自転車で走ったなどの軽犯罪であった。

19. *Cf* Park, R.E., and H.A. Miller, *Old World Traits Transplanted* (New York: Harper, 1921), pp. 168, 180. 米国の日本人移民は最も効率的に完璧に自分たちの組織を作っている移民グループで、日本人ほど外国の環境に適応している英語以外を話す移民グループはいない、と著者は述べている。

20. カリフォルニアの「フレスノ日本人協会」は街の賭博場と売春宿を閉鎖する運動で大事な活動をした。米国における日本人団体の活動については次を参照のこと。Thomas, D.S., *The Salvage: Japanese American Evacuation and Resettlement* (Berkeley: University of California Press, 1952), pp. 47-9; Park and Miller, op. cit., pp. 167-80. Park and Miller, p. 167, 著者は米国の日本人移民は日本政府によって米国に日本の植民地をつくる手先とされている。「米国日本人協会」は日本政府の一部である。Davis, J.M., "The Orientals", in Fairchild, H.P., *Immigrant Backgrounds* (New York: John Wiley, 1927), pp. 180-95.

21. E.g., Steiner, J.F., *The Japanese Invasion: A Study in the Psychology of Inter-Racial Contacts* (Chicago: McClurg, I9 I 7), pp. 856, 著者は次のように述べている。米国の日本領事館は日本人移民が米国太平洋岸地域から米国全土に分散することを止めている。日本人と現地人が競争して紛争が起きる地域は太平洋岸地域に限定したいためである。McWilliams, C., *Prejudice, Japanese Americans: Symbol of Racial Intolerance* (Boston: Little, Brown, I 944), p. 84, この本の著者も BC 州の日本領事館について同様なことを述べているが、証拠を示してはいない。

22. Vancouver *Province*, June 27, 1940.

23. Canadian Japanese Association, *Sino-Japanese Conflict Elucidated* (Vancouver: n.p., October I, 1937). Cf LaVioleue, F.E., "Social Psychological Characteristics of Evacuated Japanese", *Canadian Journal of Economics and Political Science*, 2 (August, I 945), p. 42 I n. 4: 著者は次のように述べている。「1937 年以降カナダに来た仏教僧は国粋主義者で人種主義者だった。この年以降、カナダの日本人社会で日本政府による戦争宣伝活動が活発になった。」

24. Logan, H.A., *Trade Unions in Canada* (Toront0: Macmillan, I 948), p. 67.

25. Trades and Labour Congress of Canada, *Report of the Proceedings of the Forty-Seventh Annual Convention Held at the City of Vancouver, B.C*., September 2 1st to 25th, I 93I, pp. I 52 3, 1912.

26. *The New Canadian*, October 20, 1939.

27. *The New Canadian*, July I 8, I 941.

28. この件に関しての極端な見解については次を参照のこと。Niisa10, K., *Nisei Tragedy* (Tokyo, n.p., 1936), p. 23:　日系人家庭では一世と二世の間に溝がある。お互いを理解しようという気持ちはなく、それぞれが自分の好きなようにしている。一世は二世の将来について悲観的で、なにか悪いことが起こるのではないかと危惧している。

29. *The New Canadian*, November 22, 1940.

30. Bell, R., *Public School Education of the Second Generation Japanese in California* (Stanford University Press, 1935), p. 24; Yamaga, Y., *My Footsteps in British Columbia*, p. 6: 「目的は日本語を教えることであった、皇室に対する忠誠を教えることではない。日本で発行された教科書はカナダ生まれの生徒は適していない。わたしはこのことを何度となく「BC 州日本語学校連盟」の大会で説明したが誰も興味を示さなかった。わたしの学校以外の 50 の日本語学校では日本の国定教科書を使っている。」

31. *The New Canadian*, January 17, 1941.

32. *The New Canadian*, May 29, 1940.

33. E.g., Smith, B., *Americans from Japan* (New York: Lippincott, I 948); McWilliams, op. cit.

34. E.g., Hutchison, 8., *The Unknown Country: Canada and Her People* (New York: Coward-McCann, 1942), pp. 286-7. 著者は日本人移民は生殖能力の高さと低い生活水準で、労働市場で白人との競争で優位に立っていると述べ、次のように結論している。「白人社会は黄色人種を吸収することも排斥すること出来ない。カナダ太平洋沿岸地域では、これからずっと黄色人種と隣り合って生活していくしかない。」

（第６章に行く）

第６章　注

1. Canada, *House of Commons Debates*, 1922, p. 1545.

2. Lower, A.R.M., "Loring Christie and the Genesis of the Washington Conference of 19211922", *Canadian Historical Review*, 47 (March, 1966). p. 45.

3. Herman Deslauriers, Montreal St. Mary's, in Canada, *House of Commons Debates*, 1921, pp.2676-7.

4. 米国市民権の獲得は「1790 年市民権獲得法」で「自由な白人」に制限されていた。1870 年に「アフリカ生まれ及びその子孫」に拡張された。その後も法令の修正があり、米国先住民、フィリピン人、ヒンズー教徒、中国人にも適用された。外国人排斥の性質を持つ不動産に関する法令は、日本人移民によって様々な方法で 1930 年代まで回避された。しかし、1930 年代以降は、米国生まれの日系人は両親の保有する会社の賃貸または保有が出来るようになった。

5. ハーストの反日運動はニューヨーク市で発行された「米国人」雑誌 1915 年 9 月 18 日号で始まった。記事は日本の米国侵略と征服について述べている。記事は日本で「日本軍事協会」によって発行された本の抄訳だと称し、日本軍がカリフォルニア州上陸訓練をしているとされる写真を掲載している。後にこの写真は 1895 年の日清戦争の時の写真を修正したものと判明した。1916 年 7 月 23 日号は「憎しみの聖歌」と題する詩を載せている。「アンクル・サムよ、これは私の警告だ。日本人は我々に笑いかけるが、背後で何をしているかわからない。カリフォルニアを略奪する機会を待っているのだ。東郷元帥に注意せよ。東郷は米国地図を沢山持っている。我々はジャップが信用出来ないことを既に知っている。」

6. ロリング・クリスティーはロンドンの首相会議前にメイゲンに提出した覚書の中で、この会議に期待するカナダと米国の利益はほとんど同一のものだと述べている。Lower. op.ci1., p. 46.

7. *Canadian Annual Review* (1921), p.121.

8. Cheng, TF., *Oriental immigration in Canada* (Shanghai: Commercial Press, 1931), pp. 96-8; Angus, H.F., "A Contribution to International Ill-Will ", *Dalhousie Review*, 13 (April,1933), pp. 22-33.

9. Ohta to Robb, in Canada, *Sessional Papers*, August 22, 1923.

10. アンガス・マッキネス「低賃金者を利用しようという強欲が東洋人を BC 州に招き入れ、東洋諸国に物を売ろうという強欲が東洋人を引き続き BC 州に招き入れている。」Canada, *House of Commons Debates*, 1938, p.563. 第一次世界大戦以前は日本からの輸入が日本への輸出を大きく上回ったが、戦後は日本への輸出が急拡大した。1924 年には輸出総額は前年の 14,510,000 ドルから 26,992,000 ドルへ増加した。輸入は 6,298,000 ドルであった。Lower, A.R.M., *Canada and the Far East 1940* (New York: Institute of Pacific Relations, 1941), pp. 51-60; Woodsworth, C.J., *Canada and the Orient* (Toronto: Macmillan, 1941), pp. 207-51.

11. British Columbia Legislative Assembly, *Journals*, 1928, p. 177.

12. Canada, *House of Common Debates*, 1938, p. 570.

13. Boggs, T.H., "The Oriental on the Pacific Coast", *Queen's Quarterly*, 33 (February,1926), p. 323.

14. Ibid., pp. 311-24; "Oriental Immigration", *Annals of American Academy of Political and Social Sciences,* 107 (May, 1923), pp. 505; Woolacott, A.P., "Canadian Born Orientals" *Canadian Forum*, 11 (November, 1930), pp. 52-4; Whiteley, A.S., "The Oriental in British Columbia", *Canadian Forum*, 9 (June, 1929), pp. 342-4. ホワイトレイは高圧的に東洋人を BC 州から追放する政策より、東洋人のカナダ社会同化を促す社会的政策を提唱している。Angus, H.F., "Underprivileged Canadians", *Queen's Quarterly*, 38 (Summer, 1931), pp. 445-60.

15. E.g., Ryder, D.W., "The Japanese Bugaboo", *The Annals*, 93 (January, 192 l), p. 5 l.

16. Olmstead, R.A., *Decisions of the Judicial Committee of the Privy Council Relating to the BNA Act 1867 and the Canadian Constitution I867-1954*, 2 (Ottawa: Queen's Primer, 1954), p.385.；ibid., pp. 384-93; Mackenzie, N., and L.H. Laing, eds., *Employment of Aliens* (1922), 63 S.C.R. 293, カナダ最高裁判所の判例については *Canada and the Law of Nations: A Selection of Cases in International Law, Affecting Canada or Canadians, Decided by the Canadian Courts by Certain of the Higher Courts in the U.S. and Great Britain and by International Tribunals* (Toronto: Ryerson, 1938), pp. 366-71. 132 条の適用性については Section 132, see Deener, D.R., *The Growth of Canadian Policies in External Affairs* (Durham: Duke University Press, 1960), pp. 81-98.

17. Victoria *Times*, August 25, 1923.

18. 広告は次を参照のこと。 *Danger: The Anti-Asiatic Weekly*, December I, 1921, Vancouver. バンクーバーの日本人はタクシーの営業をわずか 2 台で 1914 年に始め、1921 年には 9 つの会社による 25 台の営業まで成長させた。

19. British Columbia Legislative Assembly, "Report on Oriental Activities Within the Province", in *Sessional Papers*, 1926-7, pp. BB 34.

20. British Columbia Fisheries Commission, *Report and Recommendations*, I 922 (Ottawa: King's Printer, 1923), pp. 11, 13.

21. バンクーバー・サウス選挙区選出の連邦議会議員レオン・ラドナーへの 1925 年 4 月 24 日の手紙、Files of the Amalgamated Association of Fishermen of B.C. この 6 人で構成する委員会の内の 4 人に委員は A・W・ニール（コモックス・アルバーニ）、フレッド・ストーク（スキーナ）、W・G・マックワリー（ニュー・ウェストミンスター）、チャールズ・ディッキー（ナナイモ）であった。

22. 鮭刺し網漁ライセンス発行数

	白人	原住民	日本人	総数
1922	1470	1032	1989	4491
1923	1642	1122	1193	3957
1925	1963	1247	1015	4225

1922 年からのライセンスの増減数

1923	+ 172(9.5%)	+90(7.4%)	796(40%)
1925	+493(33.5%)	+215(20.8%)	974(48.9%)

出典： British Columbia Legislative Assembly, "Report on Oriental Activities", op. cit., p. BB 19. 日本人漁師の流し釣りライセンスは 1922 年の 332 から 25%減少して 249 になり、更に 1925 年には 1922 年から 62.1 パーセント減少した 191 になった。

23. Select Standing Commi11ee on Marine and Fisheries, *Minutes of the Meeting*, Onawa, April 29, 1926, p. 3.

24. Ibid., pp. 334.

25. Victoria *Times*. August 25, 1925.

26. Yonemura, H., "Japanese Fishermen in British Columbia and British Fair Play", *Canadian Forum*, 10 (July, 1930), p. 357: 「日本人漁師がこの件を上訴したのは、政府や市民の反感を買うので一番賢い方法ではなかっただろう。」しかし、著者は日本人漁師にとって生活のかかった問題なので上訴も必要だったと正当化している

27. 1929, 1920, Geo. V. Chap. 42, Sec. 2, これは次の修正案である R.S.C. 1927, Chap. 73, Sec. 7 を参照のこと。同様な政策が魚の缶詰工場、塩漬け工場にも適用された。1930 年に BC 州政府が

これらのライセンスの発行権利を持つと決定された。1941 年までこれらの件に関して BC 州政府は何らの差別的政策を行っていない。

28. 「日本人を祖先にもつカナダ市民の会」の 1930 年のキング首相とカーディン海洋・漁業大臣への陳情書。この陳情を支援したグループに一つに、通常は反日的であった「BC 州漁師保護協会」があった。バンクーバーの「プロビンス」紙は 1930 年 4 月 29 日の社説で「東洋人が政府の譲歩を求め、白人がこれを支持する新しい時代」と歓迎したがこの支援は一時的であった。

29. Vancouver *Province*, April 9, 1930.

30. Vancouver *Province*, April 29, 1930.

31. *Report of the British Columbia Department of Labour*, 1919 (Victoria. 1919).

32. Report of the British Columbia Department of Labour, 1927 (Victoria, I 927), p. F43.

33. Carrothers, W.A., "The Immigration Problem in Canada", *Queen's Quarterly* (Summer, 1929), pp. 521-2.

34. Woodsworth, C.L *Canada and the Orient* (Toronto: Macmillan, 1941), p.251. *Cf* Shaw, C.L., "Japan's Finger in Canada", *Maclean's*, October 15, 1937; Hope, C.E., and W.K. Earle, "The Oriental Threat", *Maclean's*, May I, 1933. ショウは日本がクイーン・シャーロット島に広大な森林を獲得し、BC 州の各地で鉱山を経営し、多額の投資をニッケルその他の鉱石の発掘に投資していると報じた。「日本は BC 州の森林業を侵略するのか？」を参照のこと。Vancouver *Province*, February 8, 1936, この記事によれば大阪の大きな海運、製紙、木材業者が BC 州の木材の日本への輸入に興味を持ち、ゆくゆくは BC 州の森林業に進出してこの業界の基となる森林を管理下に置こうと画策している。Vancouver *Province*, March 3, I 938, はまた日本に支援された会社がバンクーバー島西海岸の銅鉱石鉱山の開発に興味を持っていると報じた。しかし、1939 年 3 月 2 日号はこの計画は停止したが、これは日本の利益だけになる計画を支援するものがいなかったからだと報じた。

35. Vancouver *Province*, July 8, 1937.

36. Cf Hurd, W.B., *Racial Origins and Nativity of the Canadian People*, census monograph no. 4 (Ottawa, 1937). この 1931 年国勢調査に基づいた研究でハードは「人種的な能力」または「職業の好み」について述べている。例えば、ヘブライ人は商業、日本人は漁業、インド人は罠猟、スカンジナビア人女性は家事である。しかし、このような職業に就く機会が限られていれば、このようにはならない Porter, J., *The Vertical Mosaic: An Analysis of Social Class and Power in Canada* (University of Toronto Press, 1965), pp. 634, 689.

37. "Report on Oriental Activities", op. cit.,p. BB 9.

38. Sumida, R., *The Japanese in British Columbia* (Master's thesis, Department of Economics, University of British Columbia, 1935), pp. 2789.

39. Ibid., pp. 292-3. 1928 年の 933 の白人農家と 430 の日本人農家の調査によれば、白人農家は 675 トンのイチゴと 409 トンのラズベリーを生産し、日本人農家は 1,205 トンのイチゴと 287 トン

のラズベリーを生産した。白人農家はベリー以外の農産物も生産するが、日本人農家はベリー類の生産に特化している。

40. Ibid., pp. 2934.

41. Yamaga, Y., *My Footsteps in British Columbia*, p. 5.

42. "Report on Oriental Activities", op. cit., p. BB 3.

43. Hope, C.E., “British Columbia's Oriental Problem", *Maclean's*, March, 1931. ホープは更に市民権獲得法は、カナダ文化に同化出来ない民族の子孫は、たとえカナダで生まれても市民権を獲得出来ないようしなければいけないと主張した。

44. MacInnes, T., *Oriental Occupation of British Columbia* (Vancouver: Sun Publishing Co., 1927), pp. 356, 51.

45. Hope, C.E., and W.K. Earle, op. cit., p. 54.

46. MacInnes, op. cit., p. 19.

47. Vancouver *Province*, October 4, 1932. 1931 年の BC 州の出生数は日本人の子供も含めて 11,461 人であった。

48. Shaw, C.L., "The Oriental Wants to Vote", *Maclean's*, April I, I 937.

49. "Report on Oriental Activities", op. cit., p. BB 3: 「3 年間で BC 州の公立学校に通う日本人生徒数は 74 パーセント増加した。同時期に白人生徒は 6 パーセントしか増加しなかった。1922-23 学年度の白人生徒数は 92,120 で、日本人生徒数は 2,477 人であった。pp. BB 4, 21.

50. 1931 年の BC 州における人種別出生率（人口 1,000 人当り）

	人口 1,000 人当り	20 才から 24 才女性 1,000 人当り
英国系	13.3	76.5
フランス系	14. I	89.4
スカンジナビア系	15.7	97.6
ドイツ系	17.4	102.8
イタリア系	20.2	126.8
中国系	5.7	219.8
日系	36.4	229.4

出典：1931 年カナダ国勢調査

カリフォルニア州に於ける日系アメリカ人の出生率は 1920 年にピークに達し、人口 1,000 人当り 68 人であった。これは白人の出生率の 4 倍であった。カリフォルニア州には、日本政府は若い女性をカリフォルニア州に送り、日本人と結婚させて子供を作り、カリフォルニア州をいずれは支配しようと思っているという根強い噂があった。*Grizzly Bear*, September, 1923、「金色の西部の生え抜きの子どもたち連盟」の機関誌。

5 I. Victoria *Colonist*. March 3 I, 1931.

52. Vancouver *Province*. April I, 1931.

53. Victoria *Colonist*, April 3, 1931.

54. Vancouver *Province*, March 16, 1938; Vancouver *News-Herald*, March 1, 1938. 1921 年に BC 州議会で第一次世界大戦に参戦した日本人一世に対する参政権授与が議論されていた時、これら少数の日本人の参政権はただの端緒にすぎず、1925 年までに 1 万人余りのジャップが参政権を獲得するだろうと警鐘を鳴らすものがいた。そして、1929 人には日本人が連邦選挙に立候補し、1933 年には日本人による内閣が成立するだろうとも述べた。Danger: *the Anti-Asiatic Weekly*, December I, 1921. 1944 年に BC 州選挙管理管の R・M・エドガーはバンクーバー・セントラル選挙区自由党大会で、もし日本人が参政権を獲得すれば、すぐさま日本人が BC 州州議会に座っているのを見るだろうと述べている。Vancouver *Province*, March 24, 1944.

55. Shinobu memoirs, p. 4.

（第 7 章に行く）

第 7 章　注

1.

	BC 州	カナダ
カナダ生まれ	10,728	11,081
日本生まれ	11,477	12,261
計	22,205	23,342

出典：1931 年カナダ国勢調査

2. Canadian Japanese Association, *Report of the Survey of the Second-Generation Japanese in British Columbia*, Vancouver, I935, pp. iii; Hayakawa, S.I., "The Japanese-Canadian: An Experiment in Citizenship", *Dalhousie Review* (April, I936), pp. 16-22.

3. *Report of the Survey*, op. cit., pp. i, 3.

4. Vancouver *Province*, June 3, 1934.

5. *The New Canadian*, May 27, 1939.

6. 「1934 年カナダ自治領参政権法」第 4 節第 1 1 条が無効とされたために、「カナダ自治領選挙法」の下で日本人種の英国臣民は BC 州では投票資格を失い、選挙人名簿への登録ができなくなった。カナダ自治領選挙法は次の様に述べている。「1914 年から BC 州に居住するもので、第一次世界大戦に従軍していない者は、人種により選挙資格を失う」。そして「BC 州選挙法」第 5 条は、「第一次世界大戦の帰還兵以外の中国人、日本人、ヒンズー教徒、カナダ原住民は選挙で投票する資格がない。」としている。

7. Canada, *House of Commons Debates*. 1936, pp. 376-80.

8. Canada, *House of Commons Debates*, 1936, p.417.

9. Norris, T.G., *In the Matter of the Dominion Franchise Act 1934 and the Dominion Elections Act 1934 and in the Matter of the Disqualification of Certain Persons in the Province of British Columbia From Being Registered and Voting Under the Said Acts* (Brief, submitted in behalf of the Japanese Canadian Citizens' League, Vancouver. B.C., May 12, 1936), pp.8-15.

10. Ibid., pp. 201. H・F・アンガスも「二世にカナダ政府に対する敵意を抱かせることは重要な結果を生む。」と次の著書で述べている。 "Underprivileged Canadians", *Queen's Quarterly*, 38 (Summer, 193I), p. 452. ; Lower, A.R.M., *Canada and the Far East 1940* (New York: Institute of Pacific Relations, 1941), p. 86 でロウワーはノリスの議論は正しいが、ノリスは日本も外国人や帰化日本人に対して様々な制限を設けているという事実を看過したと述べている。

11. Canada, House of Commons, Special Committee on Elections and Franchise Acts, *Minutes of Proceedings and Evidence*, No. JO, May 22, 1936, pp. 217,221.

12. Ibid., p. 221.

13. Ibid., p. 210.

14. Canada, House of Commons, Special Committee on Elections and Franchise Acts, *Minutes of Proceedings and Evidence*, *No. 10*, March 16, 1937, p.232.

15. *Minutes, No. 9*, March 11, 1937, p.204.

16. *Minutes, No. 10*, March 16, 1937, pp. 224-5. ニールの説明の根拠は次の新聞の社説である。*Vancouver Evening Sun*, May 18, 1925.

17. *Minutes, No. 9*, March I l, 1937, p. 208.

18. *Minutes, No. 10*, March 16, 1937, p. 241. モートン・ベネットの 24,000 人の日本人が全て一団となって投票するという妄想は、は次の新聞記事を根拠にしている。"Outsider Views Japanese Menace in B.C.", Victoria *Times*, December 7, 1940.

19. *The New Canadian*, July 17, 1940.

20. *The New Canadian*, July 15, 1939.

21. 例えば、1941 年 5 月 14 日の社説「漁業の問題」はカナダ人が現在の漁業問題における日本人漁師の行動を見て、日本人全部についての判断を下している見本である。社説は日本人漁師がカナダ人の生活水準を引き下げ、労働組合と協調することを拒否し、自分達の組織を民主的に運営していないと非難している。

22. 例えば、「ニュー・カナディアン」紙は 1941 年 6 月 12 日号から、「カナダ日系市民連盟とは何者だ」という連載を始めた。

23. Sumida, R., *The Japanese in British Columbia* (Master's thesis, Department of Economics, University of British Columbia), 1935, p. 393.

24. Ibid., p. 400.

25. *The New Canadian*, March 7, 1941.

26. Sumida, op. cit., p. 404.

27. Sumida, op. cit., p. 465.　二世女性の結婚相手は 274 例の内の 213 例（77.7%）が日本人移民であった。1935 年にはわずか 30 組の二世同士の結婚があった。他に、6 人の男性二世と一人の女性二世が日本人以外と結婚した。46 人の男性二世が日本生まれの女性と結婚した。*Report on the Survey of the Second Generation Japanese*, op. cit., p. 32.

28. Sumida. op. cit., p. 465. 1934 年に 194 名のバンクーバーの二世を調査した結果によれば、38 名が日本生まれの男性を結婚相手に希望した。スティーブストンでは面接した 107 名の内の 73 名が日本生まれの結婚相手を希望した。漁村では日本人を結婚相手に希望する例が多い。、

29. *The New Canadian*, April 12, 1940.

30. 1940 年 4 月 12 日の［ニュー・カナディアン］紙の記事から日本語に翻訳されて「大陸時報」紙に転載された記事。

31. このテーマは「 ニュー・カナディアン」紙の編集者への手紙に頻繁に現れた。例えば、1941 年 6 圧 5 日の「引っ込み思案の二世」と題する投書は次のように言っている。「二世は自意識が強く、また日本文化とカナダ文化という極端に異なった文化の狭間で育ったので、恥ずかしがり屋で、自分に引きこもり、社会的に表に出ていかない消極的な人間である。」また、次のような投書もあった。「二世が内気なことはよく知られれいる。誰にでも気安く話しけるということはない。二世の団体も同じ問題を抱えている。団体の中で直ぐに小さなグループに固まってしまう。これは本当に困った二世の特徴だ。」そして、このような意見は、二世はもっと開かれた性格を身に着けなければという訴えを伴っていた。

32. "The Time Will Come"からの抜粋； "The Second-Generation Short Story - A Reflection of the Nisei Personality", *The New Canadian*, December 25, 1940.

33. Sumida, op. cit., pp. 4056.

34. Sumida, op. cit., pp. 4079.

35. *The New Canadian*, November 24, 1938.

36. *Report of the Survey*, pp. 15-16, 25. 仕事を見つける困難について、男性の 24.7%、女性の 37.3%が「日本語が不十分」を理由に挙げている。この理由は「人種偏見」より少し高かった。LaViolette, F.E., *Americans of Japanese Ancestry* (Toronto: Institute of International Affairs, 1945), pp. 77-83　はシアトルの 76 軒の日本人野菜卸売屋を調査し、白人雇用者には週給 25 ドルから 30 ドル払うが、二世には 15 ドルから 18 ドルしか払わなかったと報告している。

37. *Report of the Survey*, p. 14.

38. Thomas, D.S., and R.S. Nishimoto, *The Spoilage* (Berkeley: University of California Press, 1946).

39. 「1924 年国籍法」第 2 節 20 条； Norris, op. cit., pp. 49-50; Flournoy, R.W., and M.O. Hudson, eds., *A Collection of Nationality Laws* (London: Oxford University Press, I 929), pp. 363-4.

40. Report of the Survey, pp. 68.

41. Loewenstein, K., "Government and Politics in Germany", in Shotwell, J.T., ed., *Governments of Continental Europe* (New York: Macmillan, 1940), pp. 493-4; Grodzins, M., *Americans Betrayed: Politics and the Japanese Evacuation* (University of Chicago Press, 1949), pp. 149-55.

42. 二世の多くは二重国籍を持つことにより協定加盟国からより確実な保護を受けられると誤解していた。二重国籍の持つ意味を深く理解していなかった。例えば、ハヤカワの「議会下院選挙および参政権法令特別委員会」での証言を参照のこと。*Minutes of Proceedings and Evidence, No.10*, May 22, /936, p. 218: 「もし我々日系人が BC 州の選挙で投票できず差別された時、カナダ国籍しか持っていなければこの不公平を訴えるところがない。しかし、二重国籍ならば日本から保護を受けられる。だから差別と戦うには二重国籍が便利である。」

43. Hancock, M., "Naturalization in Canada", in Mackenzie, N., ed., *The Legal Status of Aliens in Pacific Countries* (London: Oxford University Press, 1937), p. 95: 「もし内閣令 1378 号が二重国籍者に対する用心のためだとしたら、なぜ中国人と日本人だけに適用されるのか？また、なぜこの内閣令が必要とされるのか？　内閣官房長官の権限は無制限で絶対的である。この内閣令には内閣官房長官の権限の管理について何も書かれていない。内閣令 1378 号は内閣の越権行為かもしれない。」また、次も参照のこと。Angus, H.F., "The Legal Status in British Columbia of Residents of Oriental Race and Their Descendants", in ibid., p. 86.

44. E.g., *The New Canadian*, July 17, 1940; March 28, I 941.

45. *Report of the Survey*, pp. 506. 1935 年に 2,674 人の二世に質問したところ、403 人（14.9%）の二世がいずれは日本に定住したいと答えた。その理由で一番多かったのはカナダにおける社会的、職業的問題だった。他にも家族との絆、日本の土地の相続、結婚、健康、家族からの要請などがあった。

46. 例えば *Kobe Japan Chronicle*, June, I938 には二世に教えている東京の大学教授の話が載っている。「二世の精神的態度のために、二世に先祖の地てある日本の伝統を教えることはほとんど不可能に近かった。」次も参照のこと。Kawai, K., "Three Roads and None Easy", *Survey*, 41 (1926), pp. 164-5, ここには日本に行きたいと考慮しているが、そのための訓練を受けていない二世に同情的な感想が述べられている。

47. Canada, Department of Labour, *Report on the Administration of Japanese Affairs in Canada* (Ottawa, 1944), p. 4. *Report of the Survey*, pp. 78 は 1935 年に日本に居住している 842 名のリストが載せられている。

48.　例えば、BC 州サンブリーに住む二世ジョージ・タマキはダルハウジー大学から法学士の学位を授与された。バンクーバーの二世ジョーイチ・カトウはエドモントン・ジェネラル・病院の外科医に任命された。また、S・J・ハヤカワ博士はウィスコンシン大学で教鞭をとった

49.　これは 1938 年 11 月 24 日にバンクーバーで開かれた JCCL 第 3 回大会の弁論大会で賞を獲得した演説の題名である。

（第８章に行く）

第８章　注

1.　Hope, C.E., and W.K. Earle, "The Oriental Threat", *Maclean's*, May I, 1933.

2.　Vancouver *Province*, April 29, 1933.

3.　Vancouver *Province*, July 5, 17, I931; August 11, 1931.

4.　Canada, *Board of Review (Immigration) Report* (Ottawa: King's Printer, October 12, 1938).

5.　Angus, H.F., "Canadian Immigration: The Law and Its Administration", in Mackenzie, N., ed., *The Legal Status of Aliens in Pacific Countries* (Oxford University Press, 1937), pp. 71-3, ムネタカ・サメジマの訴訟についての記述。1931 年、サメジマはビクトリアで、日本人の家で家事をすると偽ってカナダに不正入国した疑いで検挙されたが、後にカナダ最高裁判所で無罪になった。

6.　Vancouver *Province*, March 31, 1945.

7.　*Board of Review (Immigration) Report*, p.6.

8.　Vancouver *Province*, January 19, 1938.

9.　Section 12, "Freedom", Cooperative Commonwealth Federation Programme, Adopted at First National Convention, Held at Regina, Saskatchewan, July, 1933. 次の著書に引用されている。McNaught, K., *A Prophet in Politics: A Biography of J.S. Woodsworth* (University of Toronto Press, 1959), p. 328.

10.　MacInnis, G. and A., *Oriental Canadians: Outcasts or Citizens?* (Vancouver: Federationist Publishing Co., 1943), p. 9.

11.　MacInnis, G., J. S. *Woodsworth: A Man to Remember* (Toronto: Macmillan, 1953), p.210.

12.　Angus, H.F., "Liberalism Stoops to Conquer", *Canadian Forum*, 15 (December,1935), pp. 389-90.

13.　Angus MacInnis, in Canada, *House of Commons Debates*, 1936, pp. 376-7.

14.　MacInnis, G., op. cit., p. 288.

15.　Vancouver *Province*, November 17, 1937; Martin, M., "The Rising Sun Over Canada", *Asia*,

7 (April, 1941), p. 189. *The Toronto Star Weekly*, April 9, 1938 はバンクーバーの港で日本人が距離測定器を使っていると称する写真を掲載した。

16. The Special Committee on Orientals in British Columbia, *Report and Recommendations*, December, 1940 (Ottawa: King's Printer, 1941), p. 9　によれば 10 年間で 827 名の日本人がカナダに移民として入国した。

17. *Resolutions passed at the National Conservative Convention*, July 5, 6, 7, 1938 (0ttawa, 1938), p. 6.

18. Vancouver *News-Herald*, August 8, 1939; *The New Canadian*, August 15, 1939. CBC 放送諮問委員会委員のネリー・マックラングは、トロント・テレグラム、ウィニペグ・フリー・プレス、ビクトリア・タイムズなどに掲載されたドリューの演説を痛烈に非難した。「カナダの日本人に対して報復することは不道徳であるだけでなく全く愚かなことである。」

19. Vancouver *Sun*, August 13, 1939.

20. Vancouver *Province*, February 17, 1938.

21. Angus, H.F., "Effect of War on Oriental Minorities in Canada", *Canadian Journal of Economics and Political Science*, 7 (November,1941), pp. 509-10 は 1941 年以前の日本人コミュニティーによる広報活動について述べている。

22. *The New Canadian*, April 17, 1940.

23. Vancouver *Province*, December 13, 1937.

24. Vancouver *Province*, April 26, 1938.

25. 1941 年 3 月 21 日の「ニュー・カナディアン」紙の「BC 州に感謝する」と題する社説。ウィルソンはバンクーバーのマウント・プレザント地区に住んでいた。ここは主に労働者階級の住宅地で、日本人の経営する小さな商店、ドライ・クリーニング店などがあった。マウント・プレザントにあった大きなスワン・ブラザーズ洗濯店は、市議会に商業ライセンを制限する法令を作成したことを感謝する手紙を送ったとされる。しかし、ウィルソンと市議会に抗議をした団体には「カナダ市民の自由連盟」が含まれていた。連盟はウィルソンを人種差別主義者で市民のヒステリーを煽っていると非難した。「ニュー・カナディアン」紙の 1940 年 1 月 26 日から 2 月 2 日までの「ウィルソン市議会議員とその東洋人の脅威論」シリーズを参照のこと。

26. *The New Canadian*, February 7, 1941.

27. 1939 年 9 月 15 日の「ニュー・カナディアン」紙の編集者への投書で、二世の一人がこの電報を送ったことを非難して、「我々日系カナダ人をこのように差別して扱う政府に協力を誓うまえに、カナダ市民としての権利を要求すべきだ」と述べている。この件に関してさまざまな賛成、反対意見が「ニュー・カナディアン」紙に掲載された。

28. Canada, *House of Commons Debates*, I939, p. 573.

29. Marshall, J., "The Japanese Invasion of Canada", *Collier's*, October 14, 1939 は日本人に対する様ざまな非難をまとめている。Shaw, C.L., "The Rising Sun's Dark Shadow Over Canada", *Liberty Magazine*, November 11, 1939. ショーはバンクーバーの「プロビンス」紙の金融関係の編集者で「マックリーンズ」雑誌に幾つも排日記事を書いている。

30. *The New Canadian*, October 2, 1940. 1940 年 11 月にバンクーバーで開かれた第 5 回 JCCL 全国大会の代表の多くは、カナダ軍に日本人だけの小隊または中隊を作ることは一種の差別と考えた。そして、このような組織はカナダ人に日本人に対する疑惑を生じるのではないかと危惧した。しかし、多数意見はカナダ軍に入隊する日本人に対して、カナダ軍は日本人に適切と考える任務をあたえるだろうというものだった。

31. "Franchise For Those Who Serve in Canada's Army", *Winnipeg Free Press*, October 9, 1940:「カナダの防衛のために戦った兵士に選挙権を授与しないとは、まったくの不正である。カナダに居住することを望み、カナダ人として受け入れられたいという人に参政権を授与しないことが正当化できるのは、この人間がカナダの安全に害を及ぼすと思われる時だけである。」

32. Pickersgill, J.W., *The Mackenzie King Record: 19391944*, I (University of Toronto Press, 1960), pp. 149-50.

33. Special Committee on Orientals,
op. cit., p. 12.

34. Special Committee on Orientals,
op. cit., p. 14.

35. *The New Canadian*, January 10, 1941. 特別委員会の報告書は 1941 年 2 月 17 日まで連邦議会下院に提出されなかった。

36. Pickersgill, op. cit., p. 151.

37. *The New Canadian,* January 31, 1941.

38. *The New Canadian*, January 10, 1941. これらの公聴会における 1939 年以来の日系人のカナダ軍入隊の件については次を参照のこと。Thomas Shoyama, "Niseis in Canadian Khaki", beginning December 21, 1946, in *The New Canadian.*

39. 市議会議員ウィルソンはアンガス教授が特別委員会委員であることに次のように挑戦した。「アンガス教授は私と同様に日本人に参政権を授与することについて偏った見解を持っている。」次を参照のこと。Vancouver *Province,* January 9, 1941. ウィルソンは更に続けて次のように言った。「特別員会は完全に客観的な、偏見のない人物だけが委員になるべきだ。」 A・W・ネイルは次のように述べた。「アンガス教授が日本人贔屓なことはよく知られたスキャンダルである。」Vancouver *Province*, February 26, 1941.

40. Shoyama, op. cit., January 18, 1947.

41. *The New Canadian,* September 18, 1940.

42. Special Committee on Orientals, op. cit., p. 16.

43. Ormsby, M., *British Columbia: A History* (Toronto: Macmillan, 1958), p.478.

44. Toronto *Globe and Mail*, February 26, 1941 の記事。「われわれはキング首相の日本人を祖先に持つ人達に対する細部まで行き届いた見解が、日本人の同情を買うとはおもわない。カナダおよび英国の利益にならない人を政府は考慮すべきでない。もし、これらの人達が問題を起こすようなら、カナダに居住すべきでない。」次の記事も参照のこと。*The New Canadian*, September 5, 1941 の記事は、トロント・テレグラムの次の記事を転載している。「もし日本と戦争になれば、日本人はカナダ市民権を剥奪されるであろう。」

45. Canada, *House of Commons Debates*. 194 I, p. 10I 9. 頑固な排日主義議員はスコットランド系が多かった。BC 州議会議員のマッグレガー・マッキントッシュ、R・L・メイトランド、トマス・リード、A・W・ネイル、イアン・マッケンジーなどである。また連邦政府下院議員ではフォーガス・マッキーン（BC 州の労働進歩党党首）。BC 州議会の議員数人が「東洋人はカナダに同化しない」と主張すると、バンクーバー・ノース選挙区の協同連邦党議員のローラ・ジャメイソン婦人が「スコットランド系カナダ人こそ、まだカナダに同化できていない。」と反論した。すると、これに抗議して BC 州議会議員の R・C・クレイモア・マックドナルドはスコットランドの民族衣装を着てバッグパイプを演奏しながら議会に入ってきた。Vancouver *Sun*, March 8, 1945. Jamieson 's article, "Where White and Brown Men Meet", *Canadian Forum*, 21 (August, 1941), pp. 146-8.

46. Canada, *House of Commons Debates*, 1941, p. 1537; *The New Canadian*, March 21, 1941. この議論は自分は人種差別主義者でないという主張によく使われた。Garrard, J.A., "Parallels of Protest: English Reactions to Jewish and Commonwealth Immigration", *Race: the Journal of the Institute of Race Relations*, 9 (July, 1967), pp. 47-66.

47. Onawa *Journal*, September 11, 1941　は「ニュー・カナディアン」紙を引用して、カナダ生まれの日本人の大部分がカナダに忠誠であることは疑う余地がないと述べている。また、週刊誌 “Marpole-Richmond Review”の 1941 年 7 月号には次の記事が載っている。「ニュー・カナディアン」紙は二世の魂がどこにあるか示している。平均的白人は東洋人の魂を理解するのは難しい。二世でさえもカナダについて、カナダ人についてどう考えているか人前で話さない。ニュー・カナディアン紙は二世の声と伝えているので価値のあるものだ。」

48. *The New Canadian,* September 12, 1941.

49. Vancouver *Sun*, December 16, 1941 は「BC 州の日本人は強制収容されるべきか？すべて彼らの行動に掛かっている。」という社説を載せている。

50. *The New Canadian*. November 14, 1941.

（第９章に行く）

第９章　注

1. Order-in-Council P.C. 9592. See Canada, Privy Council, *Proclamations and Orders in Council*. 5 (Onawa: King's Printer, 1942), pp. 349-50.

2. Pickersgill, J.W., *The Mackenzie King Record: 19391944*, I (University of Toronto Press, 1960), p. 299.

3. Vancouver *Province*, December I 9, 1941.

4. Vancouver *News-Herald*. January 5. 1942.

5. Vancouver *Province*, December 8, 1941.

6. Vancouver *Province*, January 12. 1942. 1 月 5 日の新聞でオタワ駐在記者チャールズ・ビショップは、連邦政府外務省の役人がバンクーバーの排日運動を危惧し、連邦政府が日本人の追放を考慮しているというほど馬鹿馬鹿しいことはないと言っていると報告している。またこの役人はウィルソンが排日感情を煽っている。ウィルソンとその仲間がこのようの排日運動を続ければ排日暴動が起こるかもしれないと言ったと引用している。

7. Vancouver News-Herald, January 5, 1942.

8. *Alexander to Chief of General Staff*, December 30, 1941. Stacey, C.P., *Six Years of War: the Army in Canada, Britain and the Pacific* (Ottawa: Queen's Printer, 1955), p. 169.

9. Pope, M., *Soldiers and Politicians* (University of Toronto Press, 1962), p. 177.

10. Ibid., p. 177.

11. Reid, R., "The Conscience of the Diplomat", *Queen's Quarterly*, 84 (Winter, 1967), p. 587. リードはこの会議の日本人を追放するという決定について、彼が関係した連邦政府の決定の一つであるが汚い下等な決定であり、悪ともいえる決定であった、と述べている。

12. Pickersgill, op. cit., p. 307.

13. United States Department of the Interior, *WRA: A Story of Human Conservation* (Washington: G.P.O., 1946),p.10.

14. この内の幾つかの話はワーナー・ブラザースの映画「空軍」の中に登場する。そして話の核心はワルター・ウィンチェルの 1945 年 12 月の真珠湾攻撃 4 周年記念新聞記事にも使われている。ハリウッドは日本人はずる賢しこい悪党で信用できない人間というイメージをつくりあげた。唯一例外は 1930 年代の映画に登場するモトという日本人スパイで、ピーター・ロールが演じた役であった。しかし、中国人のチャーリー・チャンという役は映画に残ったが、モトの勇気ある機敏な役は、アメリカ人の排日感情に合わないという理由でなくなった。これについては次を参照のこと。Thorp, M.E., *America at the Movies* (New Haven: Yale University Press, 1939), p. 129.

15. Cash, G., *A Million Miles from Ottawa* (Toronto: n. pub., 1942), p. 49.

16. Vancouver *Province*, January 30, 1942.

17. Canada, *House of Commons Debates*, 1942, p. 156.

18. Ibid., p. 433.

19. "Clear the Japanese Out of Canada", *Montreal Star*, May 17, 1944.

20. *Vernon News*, December 13, 1941.

21. Stacey, op. cit., pp. 1767.

22. War Diary, General Staff, Headquarters Pacific Command. December, 1941, Appendix_58, "Operational Report on Events ... December 6th to 11th. 1941." Stacey, op.cit., p. 169.

23. Stacey, op. cit., p. 170.

24. War Diary, Headquarters, *Prince Rupert Defences*, 20 May, 1942. Stacey, op.cit., p. 173.

25. Department of Labour, *Report on the Re-Establishment of Japanese in Canada*, 19441946 (Ottawa: King's Printer, 1947), p. 24.

26. Pope, op. cit., pp. 219-20. Stacey, op, cit., p. 173, ポープはこの本で米国陸軍アラスカ司令官サイモン・バックナーが、日本軍がアラスカ経由で米国本土を侵略することは無いとして、次のように述べたと書いている。「日本人がアラスカ経由で米国本土にくるのは、現在の日本人の孫の時代だろう。しかし、その時までにこのような日本人は皆米国市民になっている。」

27. *The New Canadian*, January 14, 1942.

28. Order-in-Council P.C. 25 I. Canada. Privy Council, op. cit.. 6. pp. 334.

29. Order-in-Council P.C. 288 January 13, 1942. Ibid., pp. 356.

30. Order-in-Council P.C. 1271, February 17, 1942. Ibid., pp. 1203.

31. Stacey, op. cit., pp. 4889.

32. Vancouver *Province*, December 12, 1942; Vancouver *Sun,* June 20, 1942.

33. Press release, January 14, I 942.

34. Pickersgill, op. cit., p. 354.

35. Pickersgill, op. cit., p. 354.

36. Vancouver *Province*, January 12, 1942.

37. Kelowna Courier, January 15, 1942; Vancouver *Province*, January 15, 1942.

38. *Kelowna Courier*, January 22, 1942. 「クーリエ」紙は極端に排日的で、日本人を「茶色の悪党」と呼び、「日本人はだれでも敵性外国人であり、カナダの治安の害になる」と主張した。しかし、バーノンの「ニューズ」紙は日本人問題は「英国の伝統である自由、寛容、個人の権利に基いて、公平に解決されなければならない」と主張した。

39. U.S. Department of the Interior, op. cit., pp. 182-3. Angus, H.F., "Asiatics in Canada", *Pacific Affairs*, 19 (December, 1946), pp.402-8.

40. New York *Herald Tribune*, February 12, 1942.

41. 1941 年 12 月 7 日現在、米国本土には 127,000 人の日系人がいて、その内 113,000 が太平洋沿岸地域にいた。この中の 80,000 余りは米国生まれであった。しかし、太平洋沿岸から強制的に追放された日系人は 109,650 人であった。O'Brien, R.W., "Evacuation of Japanese from the Pacific Coast, Canadian and American Contrasts," State College of Washington, *Research Studies*, 14 (1946), pp. 11320; O'Brien and Thomas, N., "Fate of the Japanese in North America and Hawaii," *Pacific Affairs*, 16 (March, 1943), pp. 92-5.

42. E.g., "Ottawa and our Japanese," Vancouver *Province*, February 17, 1942.

43. Los Angeles *Times*, April 14, 1943.

44. Order-in-Council P.C. 1665, March 4, 1942. Canada, Privy Council, 6, op. cit., p. 167. これらの理由は様々に表現されている。2 月 24 日の P.C.1457 では、日本人が土地の獲得と農産物を生産することを制限したのは、カナダの安全、防衛、平和、治安、厚生の害になるとされた。

45. Canada, Privy Council, 6 op. cit., pp. 136-7. Canada, *House of Commons Debates*, February 24, 1942, pp. 809-10, キングの日本人追放宣言とそれ以前の内閣令について。

46, Order-in-Council P.C.1665, March 4, 1942. Canada, Privy Council, 6, op. cit., pp. 167-171.

47. Section II (I), P.C. 1665, ibid., p. 169.

48. Order-in-Council P.C. 2483, ibid., pp. 2523.

49. Mcinnis, G. and A., *Oriental Canadians Outcasts or Citizens?* (Vancouver: Federationist Publishing Co., 1943), p. 18; LaViolette, F.E., "Japanese Evacuation in Canada," *Far Eastern Survey*, 11 (July 27, 1942), p. 166.

50. *The New Canadian*, January 8, 1944.

51. *The New Canadian*, March 12, 1942.

52. E.g., McWilliams, W.R., "What the Government Has Done," *Reconciliation* (Toronto: Fellowship of Reconciliation, 1944), pp. 67; Norman, H., What About the Japanese Canadians? (Vancouver Consultative Council, 1945). Berton, P., *The Comfortable Pew: A Critical Look at Christianity and the Religious Establishment in the New Age* (Toronto: McClelland and Stewan, 1965).

53. "Wider Distribution Urged," Winnipeg *Free Press*, March 25, 1944.

54. Canada, *House of Commons Debates*, 1942, pp. 71819.

55. *Revised Statutes of Canada,1927*, 4, Ch. 206, pp. 40857.

56. McWilliams, C., Prejudice, *Japanese Americans: Symbol of Racial Intolerance* (Boston: Little, Brown, 1944), p. 162.

57. tenBroek, J., *Prejudice, War and the Constitution* (Berkeley, University of California Press, 1954), p. 290.

58. Smith, B., *Americans from Japan* (Philadelphia: Lippincott, 1948), p. 289.

59. Morison, S.E., *The Rising Sun in the Pacific, 1931April-1942, History of U.S. Naval Operations in World War II*, 3 (Boston: Little, Brown, 1948),p 219,220,257.

60. Sherwood, R.E., *Roosevelt and Hopkins* (New York: Harper, 1948), p. 535.

61. Rostow, E.V., "Our Worst Wartime Mistake," *Harper's*, September, 1945. See also his "The Japanese American Cases a Disaster," *Yale Law Jour*nal, 54 (1954), p. 1302; Corwin, E.S., *Total War and the Constitution* (New York: Knopf, 1947); Freeman, H.A., "Genesis, Exodus and Leviticus: Genealogy, Evacuation and Law," *Cornell Law Quarterly*, 28 (1943), p. 414; Konvitz, M.R., *The Alien and the Asiatic in American Law* (Ithaca, N.Y.: Cornell University Press, 1946).

（第１０章に行く）

第１０章　注

1. Dore, R.P., *City Life in Japan* (London: Routledge and Kegan Paul,

2. Kitano, H.L., *Japanese Americans: The Evolution of a Subculture* (Englewood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall, 1969), pp. 96-7; Burma, J., "Current Leadership Problems Among Japanese Americans", .*Sociological and Social Research*, 37 (1953) pp. 157-63; Babcock, C.G., "Reflections on Dependency Phenomena as Seen by Nisei in the United States", in Smith, R.J., and R.K. Beardsley, *Japanese Culture: Its Development and Characteristics* (Chicago, Aldine, 1962), pp. 172-85.

3. *The New Canadian*, December 12, 1941.

4. Ibid.

5. Ibid.

6. Vancouver *Province*, February 6,1942.

7. Canada, *House of Commons Debates*, 1942, p. 433.

8. U.S. Army, Western Defense Command and Fourth Army, *Final Report, Japanese Evacuation from the West Coast, I 942* (Washington: Government Printing Office, 1943), pp.77-8.

9. *The New Canadian*, January 7, 1941.

10. Vancouver *News-Herald*, January 7, 1941.

11. *The New Canadian*, January 12, 1941.

12. McKenty, N., *Mitch Hepburn* (Toronto: McClelland and Stewart, 1967), p.220.

13. *The New Canadian*, January 30, 1942.

14. *The New Canadian*, February 27, 1942.

15. Ibid.

16. *The New Canadian*, March 5, 1942.

17. *The New Canadian*, March 3, 1942.

18. *The New Canadian*, April 21, 1942.

19. 統計は「1941 年カナダ国勢調査」より。1941 年 12 月 7 日に 205 人の成人と 1,483 人の日本人を祖先とする子供が日本を訪問していたが、第 2 次世界大戦中はカナダに戻ることが出来なかった。

20. British Columbia Security Commission, *Report of the British Columbia Security Commission on Removal of Japanese from Protected Areas* (Vancouver, 1942), p. 7.

2 I. Thomas, D.S., and R.S. Miyamoto, *The Spoilage* (Berkeley: University of California Press, 1946), p. 21.

22. *The New Canadian*, March 3, 1942.

23. Japanese Canadian Citizens Council, *minutes*, April 3, 1942.

24. *The New Canadian*, March 20, 1942.

25. Vancouver *Province*, June 25, 30, 1942.

26. JCCC, *minutes*, March 29, 1942.

27. JCCC, *minutes*, April 7, 1942.

28. Letter to Austin C. Taylor from Nisei Mass Evacuation Group, April 15, 1942.

29. JCCC, *minutes*, May 10, 11, 12, 13, 17, 1942.

30. Vancouver *Province*, October 30, 1942.

31. Vancouver *Province*, November 3, 1942.

32. Victoria *Times*, October 31, 1942.

33. Vancouver *Province*, November 18, 1942.

34. Vancouver *Province*, November 19, 1942. Canada, Department of Justice, *Report of His Honour Judge C.J.A. Cameron, Re Japanese Inquiry at Vancouver, B.C., 1942* (Ottawa, December 9, 1942). Norman, H., "Vancouver Memories", *The New Canadian*, September 15, 19, 22, 26, I 974.

35. B.C. Security Commission, op. cit.,p. 8. U.S. Army, op. cit., p. 152, この米国の記録によればカリフォルニア州サンタ・アニタの競馬場の厩舎が、追放された日系アメリカ人の一時宿舎に使われた。「行動の自由が制限されたこの施設に男性、女性、子供たちを長い間収容するのは好ましくなかった。」この一時収容所の経験は次を参照のこと。Okubo, M., *Citizen 13660* (Columbia: University Press, 1946).

36. *The New Canadian*, July 4, 1942; JCCC, minutes, July 3, 1942. これとは反対の見方については次を参照のこと。*The New Canadian*, February 19, 1942.

（第１１章に行く）

第１１章　注

1. New Denver *Ledge*, I 898.

2. McWilliams, W.R., "What the Government Has Done", in *Reconciliation* (Toronto: Fellowship of Reconciliation, 1944), p.6; Takashima, S., *A Child in Prison Camp* (Montreal, Tundra, 1971); Boswell, A.R., *America's Concentration Camps* (New York: Bantam, 1968).

3. *The New Canadian*, August 12, 1942.

4. Vancouver *Province*, July 15, 1942.

5. Kelowna *Courie*r, January 22, 1942.

6. Kelowna *Courier*, January 29, 1942.

7. Kelowna *Courier*, February 3, 1944. Kamloops *Sentinel*, June 11, 1942.

8. *The New Canadian*, February 16, 1957.

9. *The New Canadian*, May 23, 1942.

10. *The New Canadian*, June 24, 1942.

11. Evenden, L.J., and I.D. Anderson, "The Presence of a Past Community", in Minghi, J.V., ed., *Peoples of the Living Land* (Vancouver: Tantalus, 1972), pp. 41-66.

12. Department of Labour, *Report on the Administration of Japanese Affairs in Canada, 1942-1944* (Ottawa: King's Printer, 1944), p. 33.

I 3. *The New Canadian*, July 8, I 942.

14. Department of Labour, op. cit., p. 18.

15. Department of Labour, *Report on the Reestablishment of Japanese in Canada, 1944-1946* (Ottawa: King's Printer, 1947), p. 26. Department of Labour, *Public Accounts*, 1941-42 to 1950-51.

16. *The New Canadian*, November 6, 1943; November 13, 1943.

17. Department of Labour, *Report on the Reestablishment*, op. cit., pp. 9-10.

18. *The New Canadian*, September 2, 1942.

19. 1938 年にバンクーバー市が、日本人の商業ライセンスを停止できるようにバンクーバー条令を改訂することを BC 州議会に要請した時、ペリーはこの要請に激しく反対した。「我々はヒットラーがドイツで行っていることと同じことをしようとしている。どこまで日本人を差別する気なのだ？我々は東洋人が BC 州に移住することを許可した。当然、東洋人も白人と同じ権利を持っているのではないか？」このペリーの主張は次に引用されている。MacInnis, G. *Oriental Canadians: Outcasts or Citizens?* (Vancouver. Federationist Publishing Co., 1943), p. 13.

20. *The New Canadian*, November 13, 1943.

21. *The New Canadian*, October 23, 1943.

22. Department of Labour, *Report on the Administration*. op cit., p. 12.

23. LaViolette, F.E., "Social Psychological Characteristics of Evacuated Japanese", *The Canadian*
Journal of Economics and Political Science, 11 (August, 1945), pp. 420-31. 収容所に勾留された日系アメリカ人の精神問題については次を参照のこと。Leighton, A.H., *The Governing of Men* (Princeton University Press, 1945).

24. Pearl Buck, 編集者への手紙, *Time*, April 9, 1945. この手紙でパール・バックは「カナダの人種差別は米国よりも悪どく激しい」と書いている。

25. O'Brien, R.W., "Evacuation of Japanese from the Pacific Coast: Canadian and American Contrasts", *Research Studies of the State College of Washington*, 14 (June, 1946), p. 119.

26. *The New Canadian*, December 25, 1943.

27. 詳細は次を参照のこと。Department of Labour, *Report of the Royal Commission Appointed Pursuant to Order-in-Council, P.C. No. 9498, to Enquire into the Provisions made for the Welfare*

and Maintenance of Persons of the Japanese Race Resident in Settlements in the Province of British Columbia (Ottawa, 1944).

28. Department of Labour, *Report on Administration*, op. cit., p. 22.

29. *The New Canadian*, August 22, 1942.

30. *The New Canadian*, July 22, 1944. 次も参照。 *The New Canadian* of July I, 1944, この 7 月 22 日の記事は、バンクーバー市長コルネットが、法務大臣のサン・ローランに「ニュー・カナディアン」紙の発行停止を要請していると報じている。そしてコルネットは次のように主張していると引用している。「6 月 10 日号の記事によれば、私は日本人の追放をまるでナチのユダヤ人追放と同じようにに主張しているそうだ。だがこれは間違いである。」

31. *The New Canadian*, January 9, I943.

32. 日本人の強制追放と管理政策を誰が担当しているかについて日本人は明確に理解していなかった。このことが BC 保安委員会初代委員長のオースティン・テイラーの再任の陳情に現れている。テイラーの再任を求める人達は、オースティンの方が収容所の運営を効率的に日本人に対する思いやりの心をもって行うと考えた。しかし、日本人はテイラーには政策を決定する権限はなく、連邦政府の日本人追放政策を施行しているだけだとは理解していなかった。1943 年 11 月にテイラーの後を継いだジョージ・コリンズは、日本人の再移動を主張したので、日本人に人気がなかった。Leighton, op. cit., p. 84 は次のように言っている。「日本人をステレオタイプ化して見る収容所の政府職員は、収容所の日本人を先ずは日本人であると見る。同じ人間だと見るのはその後である。政府職員は日本人を敵意と疑惑の目で見ていて、程度の差はあれどのような日本人に接してこの態度に変わりはなかった。」

33. *The New Canadian*, February 13, 1943.

34. U.S. Department of the Interior, *Community Government in War Relocation Centres* (Washington: Government Printing Office, 1944), p. 16.

35. あちこちで少数の暴力沙汰はあった。例えば、1942 年 12 月 30 日にタシミ収容所の一世の杉山安太郎が肉屋用の包丁で他人を傷つけるという事件があった。タシミでは収容者が自分たちで決めた規則で、個人の利益のための商売は出来ない事になっていたが、杉山はこの規則に反して野菜を売る店を開いた。大勢の日本人が杉山の店に抗議に押し寄せると、杉山は興奮して他人を傷つけた。しかし、1943 年 1 月 23 日、杉山はニュー・ウェストミンスターの裁判所で無罪の判決を受けた。1944 年 1 月 22 日、スローカン収容所で二世が、BC 保安委員会スローカン・バレー支所の管理助手フレッド・アイドンに暴力をふるい、ネルソンの刑務所に一ヶ月送られた。

36. Thomas, D.S., *The Salvage* (Berkeley: University of California Press,1952), pp. 193-4.

37. *The New Canadian*, July 1, 1944.

38. *The New Canadian*, April 3, 1943.

39. *The New Canadian*, July I, 1944.

40. Canada, *House of Commons Debates*, 1944, p. 5025.

41. Canada, *House of Commons Debates*,1944, p. 5913.

（第１２章に行く）

第１２章　注

1. Toronto *Sta*r, August 11, 1943.

2. *The New Canadian*, March 28, 1942.

3. Sanders, D.E., "The Hutterites: A Case Study in Minority Rights", *Canadian Bar Review*, 42 (May, 1964), p.225.

4. "Keep the Japs Out", Edmonton *Bulletin,* September 5, 1943, 社説は 3 人の二世がアルバータ大学と教師養成学校に入学することに反対している。理由はカナダに忠誠な日本人と忠誠でない日本人を区別できないからであった。しかし、9 月 11 日の社説でこの理由を訂正して、これら 3 人の入学希望者は全てカナダに忠誠でないとした。更に、カナダ生まれの日本人の 90 パーセントは天皇に忠誠を誓っていると述べている。　アルバータ州の新聞は全て排日的であり、日本人が町に住むことを禁止し、戦争終了後はアルバータ州から日本人を追放することを主張した。アルバータ州の於ける日本人コミュニティーについては次を参照のこと。Palmer, H., *Land of the Second Chance: A History of Ethnic Groups in Southern Alberta* (Lethbridge Herald, 1971).

5. Lethbridge *Chronicle-Herald*, February 4, 1965.

6. *The New Canadian*, March 27, 1943.

7. *The New Canadian*, December 26, 1942.

8. 「アルバータ砂糖大根生産者組合」の組合長フィル・ベーカーは 1946 年 1 月に次のように述べた。アルバータ州の 30,000 エーカーの砂糖大根農地のうち、日本人が 19,500 エーカー、白人が 5,500 エーカー、ドイツ人捕虜が 5,000 エーカーを耕作した。1945 年の砂糖大根の収穫は 363,000 トンで過去最高であった。

9. しかし、ブラッケンは 1942 年 12 月の党大会で保守党党首の選出されると、日本人の BC 州からの追放を支持した。そして、もし他の州が日本人を受け入れない時は日本への国外追放を提案した。ブラッケンはこのような主張をキャムループ選挙区候補者デービー・フルトンの応援演説で明らかにした。(Vancouver *Province*, August 15, 1944).　フルトンは「信条を持つ政治家」という評判を獲得していたが（ Newman, P., *Renegade in Power: The Diefenbaker Years* (Toronto: McClelland and Stewart, 1963), pp. 105, 107, 112),、それは連邦政府の日本人国外追放に反対する「無知蒙昧な人達」からの圧力を感じていたからであった。ウィニペグ・モース選挙区選出の連邦協同党連邦議員アリステアー・スチュワートはこれら「無知蒙昧な人達」としてイギリス国教会、合同教会、市民的自由保護団体を挙げている (*Hansard*, p. 722).

I0. Winnipeg *Free Press*, October I8. 1945.

11. *The New Canadian*, September 26, 1942 はケント郡で白人が二世の砂糖大根農場労働者を苦々しく思い、まったく同情していないと報じている。

12. Department of Labour, *Report 011 the Re-Establishment of Japanese in Canada, 1944-1946* (Ottawa: King's Printer, 1947), p. 25.

13. Department of Labour, *Report on the Administration of Japanese Affairs in Canada,1942-1944* (Ottawa: King's Printer, 1944), pp. 423. *The New Canadian*, April 17, 1943; Black, N.F., "Problem of Japanese Canadians and Solution", *Saturday Night*, February 5, 1944.

14. *The New Canadian*, July I, 1944.

15. Order-in-Council P.C. 946, August I, 1943. supra, chap. 11.

16. Winnipeg *Free Press*, June 19, 1944.

17. 1944 年 2 月 6 日に発表された日本人（日本国籍者とカナダ国籍をもつ日系人）追放に賛成する白人の意見調査の結果は次の通りであった。A second set of findings, published on February 6, 1944, was based on attitudes towards citizens and aliens:

	日本国籍者	日系カナダ人
日本追放	80%	33%
カナダ在留許可	14	59
どちらか決めてない	6	8

1945 年 12 月 12 日の第 3 回調査の結果は次にとおりであった。

	日本国籍者	日系カナダ人
日本追放	64%	25%
在留を許可	7	49
忠誠なら在留を許可	-	4
管理下で在留を許可	3	9
カナダ国籍取得か日本追放	13	-
その他	5	6
意見なし	8	7

---

18. *The New Canadian*, September 2, 1944.

19. Vancouver *Province*, September 25, 1944.

20. *The New Canadian*, June 2, 1945.

21. *The New Canadian*, September 16, 1944.

22. The Vancouver *Province*, "Toronto and the Japanese", April 23, 1942 は社説で「トロント市は緊急な国民的問題解決に協力する責任を拒否した」と非難した。

23. Toronto *Globe and Mail*, April 10, 1974.

24. Toronto *Star,* November 17, 1944.

25. *The New Canadian*, November 25, 1944.

26. *Nisei Affairs*, September 29, 194.5.

27. LaVioleue, F.E., *The Canadian Japanese and World War I I* (University of Toronto Press, 1948),
p. 183.

28. Berton, P., *The Comfortable Pew: A Critical Look at Christianity and the Religious Establishment in the New Age* (Toronto: McClelland and Stewart, 1965), pp. 43-9: Feinberg, A., *Storm the Gates of Jericho* (Toronto: McClelland and Stewart, 1964), pp. 62-77.

29. *The New Canadian*, January 22. 1944.

30. *The New Canadian*, January 29, 1944. 一世の多くは二世の指導層が一世に意見を言わせず自分たちだけで決断をすると腹立たしく思った。

31. *The New Canadian*, December 9, 1944.

32. *The New Canadian*, March 13, 1944.

33. *The New Canadian*, January 15, 1944.

34. Elmore Philpott, Vancouver *Sun*, December 8, 1944 は次のように述べている。「オタワが英国戦争省の要請を棚上げした動機は明らかである。もし 200 名のカナダへの忠誠が明確な日系人を英国軍のビルマ戦役に採用したなら、日系人兵士は立派に役割を果たすだろう。すると、オタワが次の選挙に利用しようとしている排日感情の高揚には逆に作用するだろう。」

35. *The New Canadian*, March 10, 1945; *Khaki*, April 16, 1945（オタワでひと月２回発行されたカナダ陸軍速報。ツボタの父は第一次世界大戦で英国ロンドンのカナダ陸軍本部に勤めた軍曹であった。

36. Special Committee on Orientals in British Columbia, *Report and Recommendations*, December /940 (Ottawa: King's Printer, 1941), p. 12.

37. Toronto *Sta*r, January 19, 1972.　パチューロの手紙は 1972 年初めに戦争委員会から国立文書保存会に移されて公表された最高機密文書の一つであった。

38. Mollison to Judy LaMarsh, "This Country in the Morning", CBC radio. March 17, 1975.

39. 日本語訓練所は 1943 年 9 月の設立され、1946 年 7 月まで訓練を続けた。白人の陸軍兵を含めた 232 人が日本語の訓練を受け、その内の 113 名が日本語の関連した部署で仕事に就いた。

40. 参照、 Shoyama. T., "Niseis in Canadian Khaki", *The New Canadian*, これは 1946 年 12 月 21 日から始まる 5 回連続記事である。 ； "A Note on the Issue of Military Service for Canadians of Japanese Ancestry", LaViolette, op. cit., pp. 310-314; *Nisei Affairs*, October 7, I 946; Moritsugu, F., "The Evacuation", *The Canadians at War 1939-45*, I (Montreal: Reader's Digest Association, 1969), pp. 158-9.

41. by Elmore Philpott , "Soldiers Insulted", Vancouver *Sun*, November 23, 1945 、二世のカナダ軍兵士がバンクーバーの映画館で入場券の購入を拒否された記事が載っている。

42. Thomas, D.S., and R.S. Nishimoto, *The Spoilage* (Berkeley: University of California Press, 1946), p. 56. War Relocation Authority, *Nisei in Uniform* (Washington: U.S. Government Printing Office, n.d.); Shirey, O.C., *Americans: the Story of the 442nd Combat Team* (Washington: Infantry Journal Press, 1946).

43. *Nisei Affairs*, October 7, 1946.

44. Pickersgill, J.W., and D.F. Forster, *The Mackenzie King Record, 3* (University of Toronto Press, 1970), p. 103.

45. Green, H., "Should We Send the Japs Back? Yes", *MacLean's*, December I, 1943, pp. 12, 34-5. MacInnis, A., "Should We Send the Japs Back? No", pp. 12, 37-8. Neill, A.W., and W.H.H. Norman, "Should Japanese Canadians Be Sent Back to Japan?", *British Columbia Digest, I* (December, 1945), pp.2I0.

46. Department of Labour, Canada, *Notice to All Persons of Japanese Racial Origin Having Reference to Making Application for Voluntary Repatriation to Japan.* 第 2 回告示の題名は次のとおりである。*Notice to All Persons of Japanese Racial Origin Now Residing in British Columbia*.

47. 1945 年 5 月 1 日以降の支援金は次のとおりであった。カナダ東部へ移動中の生活費が一人 12 ドル、一括支援金が独身者は 35 ドル、夫婦は 60 ドル、16 才以下の子供は 12 ドル。これから 1 年後に一括支援金は増加されて、独身者は 45 ドル、夫婦は 120 ドル、16 才以下の子供は 15 ドルになった。

48. *The New Canadian*, March 31, 1945.

49. Toronto *Star*, January 26, 1945.

50. Toronto *Star*, February 22, 1946.

51. Letter, April 23, I 945, Norman, H., *What About the Japanese Canadians?* (Toronto: United Church Publishing House, 1945), p. 4.

52. Pickersgill to R. Shirakawa, April 10, 1945.

53.　不思議なことに連邦政府は BC 保安委員会が解散した後も、BC 保安委員会用の手紙用紙を使い続けた。例えば、連邦労働省日本人就業局局長の T・B・ピッカーズギルは 1945 年 5 月 15 日にこの用紙を使っている。また、BC 州保安委員会は 1945 年版のバンクーバー電話帳にも記載されている。

54.　Canada, *House of Commons Debates*, 1945, p. 2376. 国際赤十字社を代表してアーネスト・マーグは収容施設の日本人からの収容施設の管理官が日本人を脅迫や威嚇をしているという不平の訴えに応じて、BC 州内陸部の収容施設を視察している。そしてジュネーブの本部に次のように報告している。「管理官が日本人に対して脅迫や威嚇をしているという不平の根拠はまったくない。」次も参照のこと。Department of Labour. *Report on the Re-Establishment of Japanese in Canada*, p. 13 によれば、マーグは管理官が脅迫や威嚇をしたかどうかの判断基準を記録に残していなかった。しかし、マーグは面接した日本人は自分で選んだ通訳を伴って面接し、日本人は日本送還希望の表明の意味を良く理解していたと述べている。しかし、スローカン収容所にいたアングリカン協会の伝道師グレース・タッカーは次のように述べている。「日本人収容施設の管理官は連邦政府労働省からの秘密の手紙を受け取っており、何人の日本人が日本送還希望書に署名したかによって自分の管理管としての成績が付けられることを知っていた。」

55.　Canada, *House of Commons Debates*, 1945, p. 2405.

56.　Fowke, E., *They Made Democracy Work: the Story of the Cooperative Committee on Japanese Canadians* (Toronto: Garden City. 1951), p. 16.

57.　United States Department of the Interior*, WRA: A Story of Human Conservation* (Washington: Government Printing Office, 1946), p. 74.

58.　1946 年 4 月 5 日の連邦議会下院の「市民権法」の議論でグリーンは、連邦政府はこの法令を日本人の国外追放を遂行しない理由に使うのではないかと質問した。また、フルトンは日本送還希望書に署名した日本人は、日本に対する忠誠を示したのであるから、カナダ市民権を剥奪されるべきだと主張した。マーティンはこの市民権法と日系カナダ人の日本追放とは全く別の事柄であるとグリーンとフルトンに断言した。

59.　Canada, *House of Commons Debates*, 1945, p. 3704.

（第１３章に行く）

第１３章　注

1.　Canada, *House of Commons Debates*, 1945, p.3767.

2.　内閣令の文面については次を参照のこと。Supreme Court of Canada, *Factum of the Attorney General of Canada in the Mauer of a Reference to the Validity of Orders in Council of the 15th Day of December 1945* (P.C. 7355, 7356, 7357), *in Relation to Persons of the Japanese Race* (Ottawa, 1946), p. 4.

3.　1945 年 12 月 28 日の内閣令 P.C. 7414 は有効であり、1946 年 1 月 1 日以前に戦時措置法の下で作成されたすべての法令と規則を有効にした。

4. 英国枢密院において。*On Appeal from the Supreme Court of Canada in the Matter of a Reference as to the Validity of Orders-in-Council of the 15th day of December. 1945 (P.C. 7355, 7356, 7357) in Relation to Persons of the Japanese Race*, (Toronto: Sovereign Press, 1947), p. 42. 次も参照のこと。*House of Commons Debates*, 1945, p.2407.

5. Canada, *House of Commons Debates*, 1945, p. 3760. キングは関連した法令について次のように述べている。「移民法には敵性外国人および過去において敵性外国人であったものに対する国外追放条項があり、帰化法もカナダに帰化した本人が言動によってカナダに忠誠でないと宣言した場合は、カナダ政府が帰化を取り消すとことを承認している。」

6. 1946 年 1 月 8 日の「内閣令 P.C.45 に関する法令」は内閣令が有効である根拠、政府の計画、およびマッカーサー将軍がカナダから送還された日本人を日本が受け入れることを承諾したことに言及している。

7. 1946 年 1 月 21 日のグラッドストーン・バーチューからアンドリュー・ブルーインへの手紙でバーチューは次のように述べている。「アルバータ州の日本人はとても混乱していて全く組織されていない。どのような委員会や弁護団が自分たちの利益を代表しているにかまるっきり知らない。」

8. Statement of Claim, *Utaka Shimoyama and Yae Nasu vs. the Attorney General of Canada, December 27, 1945*.

9. *The New Canadian,* January 19, 1945.

10. ユダヤ教宗教指導者のフェインバーグはナチ哲学とカナダ政府の日本人国外追放の類似性の主張を続け、トロントのホーリー・ブロッサム・テンプルの説教でも言及した。次を参照のこと "Surely Nazi Philosophy Hasn't Penetrated Here?", Toronto *Star*, January 21, 1946.

11. これと次の引用の出典は Supreme Court of Canada, *In the Matter of a Reference as to the Validity of Orders-in-Council of the I 5th Day of December I 945 (P.C. 7355, 7356, 7357) in Relation to Persons of the Japanese Race, Factum of the Co-Operative Committee on Japanese Canadians* (Toronto: Sovereign Press, I946).

12. Act 31, Charles II, Chap. 12, Section 60. ibid., p. 4.

13. Section 92, chap. 13, British North America Act.

14. 詳細については次を参照のこと。*Factum of the Attorney General of Canada, op. cit*. 連邦政府の主張は BC 州司法長官の主張によって支援された。次を参照のこと。Supreme Court, *Factum of the Attorney General of British Columbia*. BC 州政府はこの裁判に当然関心を持ち、司法長官 R.L. メイトランドを派遣して連邦政府側の席に座らせた。CCJC の主張は、裁判に不在ではあったが、サスカチュワン州司法長官によって支持された。カナダ全州の司法長官はこの裁判について知らせを受けていた。平和時には通常州政府が州議会の権威とカナダ市民の権利の関係を処理していた。

15. 詳細については次を参照のこと。"Record of Proceedings" in In the Privy Council, *On Appeal from the Supreme Court of Canada*, op. cit., pp. I 73.

16. *Submission of Committee for a Bill of Rights to the Special Joint Committee of the Senate and the House of Commons on Human Rights and Fundamental Freedoms* (n.p., 1950), pp. 9-10; submission of NJCAA, in Senate of Canada, *Proceedings of the Special Committee on Human Rights and Fundamental Freedoms* (Ottawa, King's Printer, 1950), No. 8, May 10, I 950, pp. 269 79.

17. tenBroek, J., *Prejudice, War and the Constitution* (Berkeley: University of California Press, 1954), esp. pp. 211-23 は米国憲法の日系アメリカ人の強制移動に対する影響について分析している。

18. Supreme Court Reporter*, Ex Parle Mitsuye Endo vs. United States* (St. Paul: West Publishing Co., 1944), 65.

19. Supreme Court Reporter, *Toyosaburo Korematsu vs. United States* (St. Paul: West Publishing Co., 1946), 65, p. 207.

20. Brewin to Scott, January 26, 1946.

21. Co-Operative Committee on Japanese Canadians, *News Bulletin No. 3*, February 20, 1946.

22. Winnipeg *Free Press*, Toronto *Star*, Vancouver *Province*, Lethbridge *Herald*, St. Thomas *Times-Journal* editorials. 判決を指示する社説の例では Vancouver *Sun*, Montreal *Gazeue*. The Gazeue, February 20, が「判決は難しい問題を公平に、合理的に、民主的に判断した」として称賛した。しかし、判決に反対のウィニペグの「フリープレス」紙は「この判決は道徳的に問題だ」という社説を載せ、トロントの「スター」紙は「判決は法律的な解釈以上の問題である」という社説を載せた。

23. Toronto *Star*, February 20, 1946.

24. Toronto *Star*, February 22, 1946.

25. Olmstead, R.A., "Co-Operative Committee on Japanese Canadians and Another and Attorney General for Canada and Another. On Appeal from the Supreme Court of Canada", in *Decisions of the Judicial Committee of the Privy Council Relating to the British North America Act, 1867 and the Canadian Constitution, 18671954* (Ottawa: Queen's Printer, 1954), 3, pp. 458-81.

26. "Backstage in Ottawa, By the Man with the Notebook", Maclean's, April 15, 1946 は連邦政府の苦境を次にように要約している。「現在の状況下では連邦政府は理論的には帰化日本人を日本に送ることが出来るが、これらの人達の妻や子供はカナダに残ることになる。このような馬鹿げたことが起こらないのは言うまでもない。連邦政府は結局帰化日本人を日本に送還しないだろうが、BC州以外に再移住することを強制ではなく奨励することになるだろう。」

27. *The New Canadian*, August 24, 31, 1946; Berton, P., "Marie Went Back to Dark Ages", *Maclean's*, July,1951.

28. Canada, *House of Commons Debates*, 1946, p. 4639. RCMP が送還調査をした時に、58 名の日本人患者がエッソンデール病院に入っていた。

29. 1942 年 1 月 13 日の内閣令 P.C. 288 による。日本人漁師の漁船で売れ残ったものは、1942 年 7 月 20 日の内閣 P.C. 6247 により敵性外国人資産管理局が管理することになった。

30. Canada, Department of Fisheries, *Thirteenth Annual Report of the Department of Fisheries* (Ottawa: King's Printer, 1943); Nakashima, K., *Economic Aspects of the Evacuation of the Japanese from the Canadian Pacific Coast* (M.A. thesis, University of McGill, 1946). *The New Canadian*, February 27, 1943 は日本人漁船処理委員会が 53 艘の底曳網漁船を平均 5,700 ドル、57 艘の流し釣り漁船を平均 1,200 ドル、64 艘の魚運搬船を平均 2,275 ドル、58 艘の鱈漁漁船を平均 740 ドル、625 艘の刺し網漁船を平均 620 ドルで売り払ったと報告している。一番高額だったのは外洋船「くろしょう丸」の 22,000 ドル、「あらしょう丸」の 21,800 ドル、「ハウサンウド丸」の 21,000 ドルであった。

31. NJCCA, *Submission to the Royal Commission on Japanese Canadian Property*, November 12, 1948, p. 25. P.S. Ross & Sons, *Report on Examination of the Custodian's Office Vancouver, B.C., October 20, 1943*, p. 10.

32. 米国における日系アメリカ人の資産問題については次を参照のこと。U.S. Department of the Interior, *The Wartime Handling of Evacuee Property* (Washington: Government Printing Office, n.d.); Bloom, L., and R. Reiner, *Removal and Return: the Socio-Economic Effects of War on Japanese Americans* (Berkeley: University of California Press, 1949).

33. Vancouver *Province*, August 10, 1944.

34. *The New Canadian*, May 20, 1944.

35. Canada, Exchequer Court, *Reasons for Judgement, Between Eikichi Nakashima, Tadao Wakabayashi, Jitaro Tanaka and His Majesty the King* (Ottawa, 1947).

36. Ibid., p. 20.

37. Ibid., pp. 6, 13. See also Canada, *House of Commons Debates*, 1947, p. 536 は敵性外国人資産管理局の役割と権威についての連邦議会下院の議論である。

38. *The New Canadian*, July 13, 1946.

39. この手紙は広く引用されている。例、Fowke, E., *They Made Democracy Work* (Toronto: Garden City, 1951), p. 26; Grant, C., *Home Again* (Toronto. n.p., 1949), pp. 1316.

40. ショウジは結局追加の補償金 1,996.81 ドルを土地に、112.79 ドルを小屋に貰っている。*Recommendations for Payments of Awards to Persons of the Japanese Race Whose Claims Were Considered by the Hon. Mr. Justice Henry I. Bird Under the Provisions of Order-in-Council P.C. 3737, September 17, 1947* (Ottawa, April 3, 1950). *Memorandum of Justice H.J. Bird to Minister of Veterans Affairs Milton F. Gregg*, October 23, 1948 はショウジ、他 2 名の一世の第一次世界大戦退

役軍人セイチ・キノシタとゼンノスケ・イノウエ、および二世の第二次世界大戦の退役軍人トム・イマダの事例についてである。

41. *The New Canadian*, February I, 1947.

42. トロント・エリントン選出の連邦保守党議員のドナルド・フレミングは特に敵性外国人資産管理局による日本人資産の処理に批判的であった。次を参照のこと *Minutes and Proceedings and Evidence, Standing Committee on Public Accounts* (Ottawa: King's Printer), April 14, 18, 29; May 1,1947.

43. Canada, *House of Commons Debates*, 1947, pp. 53742.

44. Ross & Sons, op. cit., p. 9; report of H. Matthieu, assistant deputy to the Custodian, January 15, 1947, cited in *Minutes and Proceedings, Standing Committee on Public Accounts*, April 14, 1947.

45. *Minutes and Proceedings*, June 17, 1947,

46. Order-in-council P.C. 18 I 0, July 18, 1947, as amended by P.C. 3737, September 17, 1947.

47. バード委員会のボイコットを主張する人達は、ウクライナ労働聖堂協会（Ukrainian Labour Temple Association）の前例が日本人にも適用されることを望んでいた。しかし、日本人の資産補償請求者の大多数の支持を得なければボイコットは不可能であった。これは期待できなかった。たとえば、フレーザー河流域の農家はバード委員会から公平な補償を受けれらると考えていたからであった。またバード委員会をボイコットすれば、連邦政府は補償の機会を日本人に与えたのに、日本人はこれを拒否したとして、補償問題を終了してしまうと危惧した。"The Question of the Moment", *The New Canadian, September* 13, 1947.

48. 日本人弁護団の弁護士は BC 州の R.J. McMaster and J.A. McLennan 法律事務所; アルバータ州の L.S. Turcotte and W.E. Huckvale 法律事務所; サスカチュワン州の Morris Shumiatcher, George Tamaki and P.G. Makarolf; マニトバ州の S.M. Cherniack 法律事務所; オンタリオ州の R.A. Best 法律事務所;　ケベック州の Roger Ouimet 法律事務所であった。

49. Case No. 7, Japanese Property Claims Commission, *In the Mauer of the Claim of Mrs. Haruko*
Iwata, Proceedings at Hearings, Kamloops, B.C., December 910, 1947, pp. 23-24.

50. 例えば、1949 年 8 月 31 日までの 1 年間の CCJC の経費は 28,273.11 ドルに上った。主な費用の内訳は弁護士謝礼 9,000 ドル、弁護士活動経費 9,824.43 ドル、資産査定費用 7,309.66 ドル、公聴会出席費用 1,120.80 ドルであった。*Statement to the Claimants, Re: Origin, Nature and Work of the Co-Operative Committee on Japanese Canadians, April,1950*.

51. A letter form McMaster to Brewin, April 25, 1949. The Brewin collection, I 947 1951.このコレクションには他の弁護士、内閣のメンバーとの通信記録などが含まれている。NJCCA の次のコレクションも重要な記録を含んでいる *Japanese Canadian Evacuation Economic Losses and Claims, 1946/948*, Files B74B141.

52. Bird, H.I., *Report Upon the Investigation into Claims of Persons of the Japanese Race Pursuant to terms of the Order-in-Council P.C. 1810 July 18, 1947, as Amended, April 6, 1950*.

53. Ibid., p. 14. CCJC の弁護団は補償がご都合主義で便宜的に処理されてしまうのではないかと危惧していた。マクマスターはブルーインに次のような内容の手紙を書いた。「バードは政治環境に注意を払っている。もし、補償額が多すぎればカナダ中の白人が文句を言って補償がなされないかもれない。しかし、補償額が少なすぎれば日本人から文句がでて、連邦政府は困惑するかもしれない。」次を参照のこと。McMaster to Brewin, February 21, 1948. 連邦政府の役人は内閣官房長官が肩書上は敵性外国人資産管理局長官だったので、敵性外国人資産管理局の運営上の問題が補償の理由になることを恐れた。管理局のバンクーバー支社管理官フランク・シアーズは補償が管理局の日系人資産の処理のまずさを理由に支払われることに大変動揺した。次を参照のこと。McMaster to Brewin. October 14, 1949. バードと政府の弁護士ジョン・ハンターは補償審査の経過について審査の関係者は口外無用にすることを主張した。マクマスターは次のように書いている。「バードは審査について全て内密にするように主張した。我々はバードに日系人の補償申請人は 1,200 人余りに上り、これらの人達と相談するので審査過程を内密にすることは難しいと説明した。しかし、ハンターは頑固で、もし補償審査の内容が外にもれれば連邦政府の補償問題に対する態度が変化するかもしれないと言った。政府の弁護団は補償審査の経過が新聞に漏れることを一番心配していた。とくに「ニュー・カナディアン」紙が審査過程を報道しないこと、審査に関わっている弁護団が公の声明を出さないことを強調した。次を参照のこと。McMaster to Brewin, April 6, 1949.

54. Bird, *Report*, pp. 22-3.

55. F.P. Varcoe, Deputy Minister of Justice, to Brewin, April 30, 1949.

56. A letter from DVLA to Custodian, May 29, 1943, in Bird, *Report,* p. 27. 日本人農家の土地登記の不備のために日本人農家の農場の一括売却は 741 件、792,265.22 ドルになった。DVLA は更に売却額を 52,115 ドル減少した。現金払いのために売値を 2 パーセント安くし、売却日を 1943 年から 6 月 14 日から 1 月 1 日にして、その間の土地の値上がりを差し引くという理由であった。

57. Bird, *Report*, pp. 38-9. 日本人農家の強制移動はベリーの収穫期である春と夏であった。強制移動前にベリーの収穫を済ませた農家は少なく、この年の現金収入を失った農家が大部分であった。強制移動命令を急に受け取った日本人農家は急いで出来る限りのベリーの収穫をした。農機具は箱に入れて小屋に保管して、小屋に鍵をかけた。それから農場に悪いことは起こらないと願って鉄道駅に行った。しかし、1943 年半ばに農場が売却された時に農場の状態は劣化していた。日本人農家の中には近隣の農家に農場の管理を任せ、農場からの収入の一部を賃貸料として受け取ることを口約束した者もいた。そしてこの口約束が法律的に有効であることを両者で確認した。しかし、バードはこれらのことをすべて無視して、農場の売却時の「公平な市場価格」だけを補償の対象にした。農場が政府の命令で数年間放置されていたことによる劣化や、ベリー農場という特殊性、ベリー農場の労働の特殊性など一切考慮しなかった。日本人農家が急遽移動しなければならなかったこと、日本人農家が日本国籍者であれカナダ市民であれ、白人から差別されていたことなとが、日本人農家の農場の劣化に悪影響を与えていた。これらの要素がすべて農場売却時の農場価格を下げ DYLA に有利に働いた。

58. *Proceedings, inquiry into the Claims of Persons of the Japanese Race Regarding the Management and Sale of Their Property by the Custodian*, January 9, 1948. pp. 36-44.

59. E.g., NJCAA, *Submission to the Prime Minister and Members of the Government in the Matter of Japanese Canadian Economic Losses Arising from the Evacuation*, September 22, 1950.

60. St. Laurent to George Tanaka, NJCCA executive secretary, October 12, 1950. 1954 年にトロントの E・カゲツが組織した「日本人資産委員会」は日本人資産補償の再開を求めた。しかし、内閣官房長官 J・W・ピッカーズギルはブルーインに連邦政府は 1950 年のサン・ローランの政策に従い、補償問題再開の意思が無いことを伝えた。

61. *The New Canadian*, October 25, 1950, to June 2, 1951 がこの間の事情に詳しい。; Wangenheim, E.D., *The Social Organization of the Japanese Community in Toronto: a Product of Crisis* (M.A. thesis, Political Science, University of Toronto, 1956), pp. 111-112; Letter, Senji Takashima to CCJC, November 13, 1950: "Why is the CCJC, which is supposed to be acting on behalf of Japanese Claimants, working hand in hand with the Custodian in using coercion to force claimants to sign ... a
release?"

62. *Statement of Co-Operative Committee on Releases*, November 4, 1950,p.12.

63. A letter from McMaster to Brewin, June 4, 1949 「詳しく審査する必要がある補償申請がある。この資産の購入者は敵性外国人資産管理局の職員のガビン・モウアットで、この資産の価値の審査をしたのはモウアットに雇用されたものだった。我々が独自に資産価値を審査して少なく見積もっても 12,000 ドルという結果を得たが、モウアットへの売却額は 5,250 ドルであった。モウアットに不正行為あったと言う者もいた。この事例を更に追求するには 200 ドルから 300 ドルに費用がかかるが我々は追求するべきである。 」

64. *Maclean's*, September, 1967; Haggart. R., and A.E. Golden, *Rumors of War* (Toronto: New Press, 1971). pp. 213-7: Torazo Iwasaki vs. The Queen (1969) I Exchequer Court Reports 281. この判決は 1970 年カナダ最高裁判所で確認された。Supreme Court Reports 437.

（第１４章に行く）

第１４章　注

1. Canada, *House of Commons Debates*, 1944, p.5917.

2. Canada, *House of Commons Debates*, 1946, p. 618.

3. *The New Canadian*, February 22, 1947.

4. Vancouver *Sun,* January 3, 1948.

5. 他にも期限の延長された内閣令には次のものがある。「日本人資産の管理に関する内閣令 P.C. 469（1943 年 1 月 19 日））、「連邦政府労働省が日本人の日本送還を支援することを許可した内閣令 P.C. 7355（1945 年 12 月 15 日）」である。日本人の BC 州以外での移動禁止令は 1947 年 4 月 14 日に廃止されたが、BC 州への移動は 1948 年 2 月 14 日になってやっと緩和された。そし

て RCMP の許可証は BC 州以外から BC 州に移動する時と、BC 州内の「保護地域」に移動する時だけ必要になった。

6. Pickersgill, J.W., and D.F. Forster, *The Mackenzie King Record* (University of Toronto Press, 1970), 4, p. 234.

7. I bid, p. 235.

8. "The Crime of Being Born", Vancouver *Sun*, October 30, 1948.

9. Department of Labour, *Report on Re-Establishment of Japanese in Canada, 1944-1946* (Ottawa: King's Printer, 1947), p. 18.

I 0. *The New Canadian*, July 6, I 946.

11. H.F. Angus, speech to Student Liberal Club of University of British Columbia. Cited in Vancouver *Province*, February 3, 1948.

12. *The New Canadian*, June1, 1947.

13. *The New Canadian*, August 16, 1947.

14. *The New Canadian*, August 23, 1947.

I 5. *The New Canadian*, December 26, 1947.

16. Constitution of the National Japanese Canadian Citizens Association.

17. Vancouver *Sun*, January 28, 1948.

18. Dominion Elections Act, 1938, sec. 14, sub. 2, cl. 1: 「自分の住む州の州議会議会の選挙権の無い者で、1914ー18 年の第一次世界大戦中にカナダの海軍または陸軍に参加しなかったもの全て」

19. *The New Canadian*, June 23, 1948.

20. *The New Canadian*, March 12, 1949.

21. "They Have Earned Citizenship", Vancouver *Province*; "Japanese Entitled to Vote", Vancouver *Sun*, "Erasing a Blot on B.C.'s Good Name", Vancouver News-Herald, March 7, 1949.

22. *The New Canadian*, February 23, 1949.

23. *The New Canadian*, March 16, 1949.

24. Canada, Department of Labour, *Report of the Department of Labour for the Fiscal Year Ending March 31, I 948*, p. 81. Department of Labour, *Public Accounts*, I 948-49, p. K14, and *Public Accounts*, 1950-51, p. K 16 に教育に対する支出の詳細がある。

25. Table I5, Country of Birth of Post-War Immigrants, 19461964, Department of Citizenship and Immigration, *Immigration Statistics* 1964, Ottawa, p. 26.

26. Canada, *House of Commons Debates*, 1944, p. 5914.

27. Canada, *House of Commons Debates*, 1947, pp. 2644-7.

28. Corbell, D.C., *Canada's Immigration Policy* (University of Toronto Press, 1957), pp. 36-7.

29. Keenlyside to George Tanaka, June 29, 1948. 連邦政府鉱山・自然資源省次官のヒュー・キーンリイサイド博士はこのような事柄に関する内閣への提案は 1949 年 3 月 31 日まで延期されるべきだと勧告した。

30. NJCAA, *To the Hon. Waller E. Harris, Minister of Citizenship and Immigration, in the Matter of Certain Restrictive Measures Affecting the Re-Entry and Immigration to Canada of Persons of Japanese Ancestry*, June, 1951.

31. A letter from Andrew Brewin to Tanaka, June 26,1951.

32. A letter from I.R. Stirling, Immigration Branch, Ottawa, to Tanaka, November 21, 1950.

33. 面接, July 19, 1960.

34. Canada, *House of Commons Debates*, 1960, p. 4714.

35. Immigration Act Amendments, Regulations Re-Landing in Canada of Immigrants of any Asiatic Race, P.C. 6229, December 28, 1950. P.C. 6229 は 1930 年 9 月 16 日の P.C. 2115 の修正で入国を許可する子供の年齢を 18 歳以下から 21 才以下に引き上げた。

36. 1957 年 12 月 20 日の Immigration Regulations P.C. 1954-1351. P.C. 1957-1675 への修正により, paragraph (d) section 20 of the Immigration Act が廃止された。NJCCA, *To the Hon. Mrs. Ellen L. Fairclough, Minister of Citizenship and Immigration, in the Matter of Certain Cases of Relatives of Japanese Canadians Prevented from Reunion, July 19, 1960*. この修正に対する反応の例は次を参照のこと。 "Lower the Color Barriers", *Star Weekly*, August 20, 1960.

37. 1959 年から 1960 年にかけてのカナダと日本政府の交渉の結果、カナダで日本人が経営する、または経営を予定している鉱山、製造業、および関連会社の管理職、技術者はカナダへの移民または特別な居住許可を持つ者としてカナダ入国が認められた。この種類の日本移民は JCCA の目的外であり、JCCA は日本政府に支援を求めることはなかった。

38. Toronto *Star*, October 30, 1961.

39. 年間移民統計は次を参照のこと。Department of Citizenship and immigration, Department of Manpower and Immigration.

40. 二つの相反する見方については次を参照のこと。Adilman, S., "Putting Out the Unwelcome Mat", Toronto *Life*, March, 1970, and Fukawa, S., letter to editor, *The New Canadian*, May 15, I970.

41. Ujimoto, V., *Post-War Japanese Immigrants in Canada: Job Transferability, Work and Social Participation* (M.A. thesis, Anthropology and Sociology, University of British Columbia, 1972).

42. "Have the Japanese Had a Real Invitation?" Toronto *Globe and Mail*, August 25, 1964.

43. Vogel, E.F., *Japan's New Middle Class* (Los Angeles: University of California Press, 1968); Kawasaki, I., *Japan Unmasked* (Tokyo: Tuttle, 1969), pp. 49, 523, 55.

44. "Japan Buys in Canada's West", Toronto *Star*, June 18, 1968; "The Japanese Are Coming With Money and Pride", Toronto Star, April 13, 1974; "The Japanese and Canada", Toronto *Globe and Mail*, February 14, 15, 1974.

45. Toronto *Star*, October 26, 1974.

46. Toronto *Star*, October 17, 1974. 47.*Time*, February 17, 1975.

48. Department of Manpower and Immigration, *Immigration Policy Perspectives* (Ottawa: Information Canada, 1974),p.45.

49. "A New Look at Immigration", Toronto *Globe and Mail*, February 5, 1975.

（第１５章に行く）

第１５章　注

1. *Newsweek*, June 2 I, I 971.

2. Broom, L., and J.S. Kituse, "The Validation of Acculturation: a Condition to Ethnic Assimilation”, *American Anthropologist*, 17 (February, 1955), pp. 44-8.

3. City of Toronto Planning Board, *Ethnic Origins of the Population of Toronto, I 960* (Toronto, 1961), pp. 8, D13.

4. See Wangenheim, E.D., *The Social Organization of the Japanese Community in Toronto* (M.A. thesis, Political Economy, University of Toronto, I 956) は戦後すぐの分析をしている。

5. *Report of the Proceedings of the Sixth National Japanese Canadian Citizens Association Conference*. Toronto, September 13, 1961.

6. *The New Canadian*, June 29, 1946; March 28, April 3, October 28, 1948.

7. "The Centre is for People", *The New Canadian*, December 22, I 962: Moriyama, R., "Japanese Canadian Cultural Centre", *The Canadian Architect* (March, I 964), p.40; Toronto *Star*, May 2, I 964.

8. Royal Commission on Bilingualism and Biculturalism*, Book IV, The Cultural Contribution of the Other Ethnic Groups* (Ottawa: Information Canada, I 970), pp. 374I; Maykovich, M., "Ethnic

Variation in Success Value", in Pike, R.M., and E. Zureik, eds., *Socialization and Values in Canadian Society*, 2 (Toronto: McClelland and Stewart, 1975), pp. I 5879.

9. Porter, J., *The Vertical Mosaic* (University of Toronto Press, 1970); Hughes, D.R.. and E. Kallen, *The Anatomy of Racism: Canadian Dimensions* (Montreal: Harvest, 1974).

10. *Maclean's*, July,1975.

11. *The New Canadian*, March 16, 1969.

12. "ls Judge Kura ta Getting a Fair Judgment?", Toronto *Star*, March 31, 1969; Haggan, R.. "The Downfall of Lucien Kurata", Toronto *Telegram*, May 6, I 969.

13. Toronto *Star*. August 11, 1971.

14. *Newsweek*, June 2I, 1971.

15. Suzuki, D., "On Being Japanese in Canada", June 15, I 971.

16. "How Now. Mr. Wilson?". *The New Canadian*, March 11, 1953. Angus. H.F., *Canada and the Far East*, 1940-1953 (University of Toronto Press, 1953), p. 28, n.22.

17. *Time*. June IO, I 974; *The New Canadian*, May 8, 1973.

18. E.g., Belliveau, J.E., "The Exiles Who Made Good", *Star Weekly*, December 24, 1955; Rasky, F., "Oriental Canadians", *Liberty*, December,1958; Royal Commission on Bilingualism and Biculturalism, op. cit.,p. 50; Evenden, L.J., and I.D. Anderson, "The Presence of a Past Community: Tashme, B.C.", in Minghi, J.V., ed., *Peoples of the Living Land* (Vancouver: Tantalus, 1972), pp. 56-7; Broadfoot, B., "Out With the Japs", *Six War Years 19391-945: Memories of Canadians at Home and Abroad* (Toronto: Doubleday, 1974), pp. 118-9.

19. Henry, F.J., *Perception of Discrimination Among Negroes and Japanese Canadians in Hamilton*, Department of Sociology, McMaster University, 1965, pp. 657.

20. *Tora*, May,1972.

21. *The Powell Street Review*. 1972.

22. 145 例の三世の結婚についての調査結果で、このうち 83 例は日系人とコーカシア系カナダ人との結婚であった。*The New Canadian*, February 18, 1975.1974 年のサンフランシスコの 101 の日系人の結婚例では 5 例のうち 3 例が日系人と日系人以外との結婚であった。

23. Royal Commission on Bilingualism and Biculturalism, op. cit., pp. 61 2.

24. Toronto *Telegram*, August 6, 1971; Toronto *Star*, August 4, 1971.

25. Henry, op. cit., pp. 849.

26. Henry, op. cit.,p. 69.

27. *Canadian Magazine*, November 27, 1971.

28. Henmi, E., "Issei the Twilight Generation", *The New Canadian*, January 26, 1952.

29. Canada, *House of Commons Debates*, 1960, p. 7544. Marx, H., "Emergency Power and Civil Liberties", *McGill Law Journal*, 76 (1970), p. 83; Tarnopolsky, W.S., *The Canadian Bill of Rights* (Toronto: McClelland and Stewart, 1975), p. 4.

30. "Diefenbaker Assails Legislation", Toronto *Globe and Mail*, April 16, 1970. Toronto *Star*, April 9, 1970 はトロント・ヨークイースト選出の連邦議会議員のスティーブ・オットーが次のように述べたと報道した。「この法令は必要である。なぜなら、カナダは人種主義の歴史を持っており、日本人は皮膚の色が黄色という理由で強制移動と強制分散させられたからである。」ディッフェンベーカーは自伝で次のように述べている。「カナダの歴史の中で最も過酷な出来事の一つである政府による日系カナダ人政策を十分に糾弾する言葉が英語にはない」。Diefenbaker, *One Canada: The Crusading Years* (Toronto: Macmillan, 1975), pp.222-3.

31. "PM Deplores Treatment of B.C. Japanese", Toronto *Globe and Mail*, June 8, 1964.

32. Toronto *Globe and Mail*, October 28, 1968.

33. CBC TV programme "Inquiry", October 17, 196 I.

34. "Wartime Internment Defended by Green", Vancouver *Sun*, September 25, 1967.

35. CBC radio programme, "Explorations", February 24, 1960.

36. 面接、 November 27, 1959.

37. *The New Canadian*, March 11, 1953.

38. Granatstein, J.L., *Canada's War: the Politics of the Mackenzie King Government, 1939-1945* (Toronto: Oxford University Press, 1975), pp.211-2.

39 Toronto *Star*, July 15, 1960.

40. Tarnopolsky, op. cit.; Hall, E.M., "A Plea to Halt Bill of Rights' Slide to Oblivion", Toronto *Globe and Mail*, March 22, 1975; Krauter, J.F., *Civil Liberties and the Canadian Minorities* (Ph.D. thesis, Political Science, University of Illinois, 1968), pp. 15972.

41. Eayrs, J., "The Nation: Diers Opposition to Mass Injustice Holds Up", Toronto *Star*, November 10, 1970; Haggart, R., "How to Keep the People Calm", Toronto *Telegram*, October 21, 1970; Haggart, R., and A. Golden, *Rumors of War* (Toronto: New Press, 1971), pp. 978, 2137, 2712.

APPENDICES （目次に戻る）

付録 I　日本人移民と人口

第1表
カナダへの移民　1900 - 1941 *

Year	Japanese	Total
1900-1901	6	49,149
1901-1902		67,379
1902-1903		128,364
1903-1904		125,899
1904-1905	354	142,853
1905-1906	1,922	184,064
1906-1907	2,042	122,165
1907-1908	7,601	257,309
1908	858	143,326
1909	244	173,694
1910	420	286,839
1911	727	331,288
1912	675	375,756
1913	886	400,870
1914	681	150,484
1915	380	36,665
1916	553	55,914
1917	887	72,910
1918	1,036	41,845
1919	892	107,698
1920	525	138,824
192I	481	9I,728
1922	395	64,224
1923	404	133,729
1924	510	124,164
1925	424	84,907
1926	443	135,982
1927	511	158,886
1928	535	166,783
1929	179	164,993
1930	217	104,806
1931	174	27,530
1932	119	20,591
1933	106	14,382
1934	125	12,476
1935	70	11,277
1936	103	11,643
1937	146	15,101
1938	57	17,244
1939	44	16,994
1940	43	11,324
1941	4	9,329

第2表
カナダへの移民　1942 - 1974

Year	Japanese	Total
1942		7,576
1943		8,504
1944		12,801
1945		22,722
1946	1	71,719
1947		64,127
1948	5	125,414
1949	11	95,217
1950	11	73,912
1951	3	194,391
1952	6	164,498
1953	46	168,868
1954	71	154,227
1955	97	109,946
1956	121	164,857
1957	180	282,164
1958	183	124,164
1959	190	106,928
1960	159	104,111
1961	114	71,689
1962	134	74,586
1963	171	93,151
1964	140	112,606
1965	188	146,758
1966	500	194,743
1967	858	222,876
1968	628	183,974
1969	698	161,531
1970	785	147,713
1971	815	121,900
1972	684	122,006
1973	1,020	184,200
1974	810	218,465

＊注：1900 - 1901財政年度から1907 - 1908財政年度、1908 - 1941は暦年。
出典：連邦政府人的資源移民省移民局。1900年以前の日本人移民の統計はない。移民とは区別されたBC州へ到着した日本人は1896年から1900年までに12,788人と推定される（Report of the Royal Commission on Chinese and Japanese Immigration, Ottawa, I902）.

第3表
日系人のカナダに於ける分布　1901－1971

	Nfld	P.E.I	N.S	N.B	Que	Ont	Man
1901	−	−	1	−	9	29	4
1911	−	−	4	−	12	35	5
1921	−	−	3	3	32	161	53
1931	−	−	4	−	43	220	51
1941	−	−	2	7	48	234	42
1951	2	6	4	8	1,137	8,581	1,161
1961	3	−	28	18	1,459	11,870	1,296
1971	20	15	85	40	1,745	15,600	1,335

	Sask	Alta	B.C.	Yukon	N.W.T.	Total	Canada
1901	1	13	4,597	84	−	4,738	5,371,315
1911	57	247	8,587	74	−	9,021	7,206,643
1921	109	473	15,006	28	−	15,868	8,787,949
1931	114	652	22,205	52	1	23,342	10,376,786
1941	105	578	22,096	41	−	23,149	11,506,655
1951	225	3,336	7,169	23	12	21,663	14,009,429
1961	280	3,721	10,424	32	26	29,157	18,238,247
1971	315	4,460	13,585	40	15	37,260	21,568,310

注：略号、Nfd（ニューフォンドランド）、N.S（ノバ・スコシタ）、N.B.（ニュー・ブルンズウィック）
Que（ケベック）、Ont（オンタリオ）、Man（マニトバ）、Sask（サスカチュワン）、Alta（アルバータ）。
B.C.（ブリティッシュ・コロンビア）、Yukon（ユーコン）、N.W.T（ノースウェスト　テリトリー）
Canada（カナダ）
出典：カナダ国勢調査

第4表
カナダの都市別日系人人口

	1911	1921	1931	1941	1951	1961	1971
カルガリー	53	41	82	50	137	456	965
エドモントン	23	32	41	35	124	230	610
ハミルトン	−	−	4	10	918	1,029	935
レスブリッジ	*	*	8	2	314	838	920
モントリオール	5	15	26	35	797	809	705
（メトロポリタン）				42**	*	*	1,670
ー・ウェストミンスター	*	424	601	566	43	67	140
トロント	12	42	100	105	4,633	4,407	3,880
バンクーバー	2,036	4,246	8,328	8,458	873	3,132	5,045
（メトロポリタン）				9,299	*	*	9,050
ビクトリア	182	225	297	217	11	17	25
ウィニペグ	1	35	27	21	629	689	600

注：＊統計なし
**国勢調査のメトとポリタン地区
出典：カナダ国勢調査

付録 II　（目次に戻る）

第5表
1941年カナダ在住の日本人の国籍

ブリティッシュ・コロンビア州

	男性		女性		男性＋女性	
国籍	数	%	数	%	数	%
日本国籍保持者	3,558	28.6	2,006	20.7	5,564	25.2
帰化日系人	1,285*	14.7	1,398	14.5	3,223	14.6
カナダ生まれ	7,043	56.7	6,266	64.8	13,309	60.2
計	12,426	100.0	9,670	100.0	22,096	100.0

カナダ

国籍	数	%
日本国籍保持者	5,768	24.9
帰化日系人	3,694**	16.0
カナダ生まれ	13,694	59.1
計	23,149	100.0

注：＊日本で生まれた163人の男の子供と130年の女の子供を含む。両親が英国臣民権を持
**: 日本で生まれた414人を含む。両親が英国臣民権を持つ。
出典：1941年カナダ国勢調査

第6表
BC州の日本人の数、1942－1949

	収容所	BC州のその他の場所	計
1942 January 1	–	21,975	21,975
1943 January 1	12,114	4,390	16,504
1944 January 1	11,365	4,738	16,103
1945 January 1	10.303	5,307	15,610
1946 January 1	9,658	5,058	14,716
1947 January 1	900	5,876	6,776
1948 March 31	–	6,255	6,255
1949 March 31	–	6,110	6,110

注：出典: Department of Labour, Report on the Re-establishment of Japanese in Canada 1944-1946; Department of Labour. Report of Department of Labour 1949.
ニュー・デンバー、グリーンウッド、カスロー、スローカン・シティが正式に閉鎖された後も当地に残った日本人の数は不明。

第7表
BC州保護区からの強制移動先別人数、1942年10月31日現在

道路建設現場		945*
ブルーリバーイエローハット	258	
レベルストークーシカモウス	346	
ホープープリンストン	296	
シュライバー	32	
ブラック・スパー	13	
砂糖大根農場		3,991
アルバータ	2,588	
マニトバ	1,053	
オンタリオ（男性のみ）	350	
BC州の収容所		12,029
グリーンウッド	1,177	
スローカン・バレー	4,814	
サンドン	933	
カスロー	964	
タシミ	2,636	
ニュー・デンバー	1,505	
BC州の自活キャンプ	1,161	
特別雇用許可証による移住		1,359
ブリティッシュ・コロンビア	925	
アルバータ	90	
サスカチュワン	14	
マニトバ	24	
オンタリオ	253	
ケベック	52	
ユーコン	1	
日本に送還	42	
1942年3月以前に移動	579	
オンタリオ州の収容所	699	
自らの選択で収容所	111	
ヘイスティングス・パークの病院		
総計		21,460**

注：＊1942年3月から6月の間、2,161名の日本人男性が道路建設現場に送られた。この内の多くは1942年10月までにBC州内陸部の収容所にいた家族の所に行った。

**
1942年4月11日に、白人と結婚していた日本人とその子供92名は強制移動しなくても良いという命令を受け取った。

出典：Canada, British Columbia Security Commission. Removal of Japanese From Protected Areas, Vancouver. Ocwber 3 1, 1942.

第8表
行き先別ロッキー山脈の東への分散、1942－1949 1月1日

	1942*	1943	1944	1945	1946	1947	1949**
平原州							
アルバータ	534	3,241	3,469	3,559	3,681	4,180	3,900
サスカチュワン	100	129	153	157	164	505	450
マニトバ	30	1,084	1,094	Ⅰ,052	1,052	Ⅰ, 186	1,300
平原州総計	664	4,444	4,716	4,768	4,897	5,871	5,650
ロッキー山脈の東							
オンタリオ	132	1,650	2,424	2,914	3,742	6,616	7,800
ケベック	25	96	334	532	716	Ⅰ,247	Ⅰ,300
マリンタイム諸州	2	1	1	1	1	17	10
ロッキー山脈の東総計	159	Ⅰ, 747	2,769	3,447	4,469	7,880	9,110
ブリティッシュ・コロンビア	21,975	16,504	16,103	15,610	14,716	6,776	6,110
ユーコンとノースウェスト準州	39	30	29	29	30	31	40
カナダ総計	22,837	22,725	23,617	23,854	24,112	20,558	20,110

注：*1941国勢調査ではなく、1941年のRCMPへの登録による。

** 3月31日

出典：Canada. Department of Labour. The Re-establishment of Japanese in Canada I 944-1946, Ottawa, 1947; Report of the Department of labour,1949. 1949年の統計はBC州以外は推計。

第9表
国籍別送還希望者

	送還希望者＊		送還取り消し申請者	
	成人	家族の子供	成人	家族の子供
BC州				
日本国籍者	2,609	16		
帰化カナダ人	1,297	2		
カナダ生まれ	1,939	3,398		
小計	5,845	3,416	3,908	1,690
ロッキー山脈の東				
日本国籍者	323	1		
帰化カナダ人	139	0		
カナダ生まれ	585	323		
小計	1,047	324	619	96
カナダ全州				
日本国籍者	2,932	17		
帰化カナダ人	1,436	2		
カナダ生まれ	3	3. 721		
総計	6,892	3,740	4,527	1,786
成人＋子供	10,632		6,313	

注：*1946年3月25日現在。1945年8月31日現在の送還希望者は成人6,844人、家族の子供3,503人で総計10,347人。

出典：Department of Labour, Report on Re-es1ablishment of Japanese in Canada 1944-1946, Ottawa, 1947口

第10表
バード委員会資産別補償総額

資産の種類	請求額	補償額	請求件数	平均補償額
バンクーバーの不動産	1,251,990	60,447	204	296
バンクーバー以外の不動産	847,343	237,535	204	1,164
フレーザーバレーの不動産	1,838,162	632,227	515	1,228
漁船と付属機械	160,432	19,745	95	208
漁具、漁網その他	148,959	52,760	182	290
自動車	109,661	18,224	145	126
家財などの動産	975,502	201.891.97	904	223
総計	5,332,048	1,222,829	2,249	543

出典：Department of Justice、 Recommendations for Payments of Awards to Persons of the Japanese Race Whose Claims were Considered by the Hon. Justice Henry I. Bird under the Provisions of Order-in-Council P.C. 3737, September

第11表
連邦政府の日系人関係政策費用

会計年度	労働省*	法務省**
1941-42	25,399	-
1942-43	4,266,106	-
1943-44	2,598,567	-
1944-45	1,992,246	-
1945-46	2,046,593	-
1946-47	3,015,243	-
1947-48	599,080	26,569
1948-49	317,439	119,224
1949-50	163,604	41,734
1950-51	44,598	-
小計	15,068,875	187,528
総計	15,256,403	

注：＊日本送還プログラムの費用を含む、1,131,731ドル(1946年から1947年）、2,313ドル（1947年から1949年）。
**日本人損害補償請求調査のための王立委員会（バード委員会）の費用を含む。

出典：カナダ連邦政府会計報告1942－1950会計年度から計算。

付録 III　（目次に戻る）

「戦時措置法」（The War Measure Act）
戦争、侵略、または反乱が発生した場合に連邦政府内閣に一定の権限を付与する法律

法律の短い呼称

１. この法律は「戦時措置法」1914 年（第 2 セッション）と呼称される場合がある。

戦争の証拠

２． 陛下または連邦政府内閣の権限で、カナダに実際に戦争、侵略、反乱が実在するか、またはその危険が感知されたと宣言することが出来る。そして、このような状態がもはや存在しないと宣言することも出来る。

連邦政府内閣の権限

３．内閣はカナダに実際に戦争、侵略、反乱が実在するか、またはその危険を感知した時、国家の安全、防衛、平和、秩序、福祉を維持するために必要または望ましい処置をとる権限を持つ。これらの処置を確実にするために下記の述べる範疇にその権限を拡大することが出来る。

（a）検閲と出版物、文書、地図、計画書、写真、コミュニケーションおよびコミュニケーション手段の管理と制限
（b）逮捕、拘留、排除および国外追放
（c）カナダの港湾、領海、および船舶の航行の管理
（d）陸路、空路、または水路による人間の移動および荷物の輸送の管理
（e）売買、輸出、輸入、生産および製造の管理
（f）資産および資産の運用、没収および処分

２． このセクションに基づいて行われるすべての命令および規制は、法律としての効力を有する。そして裁判所、政府職員、および当局によって法律として執行される。内閣はこれらの法律や規則を更に規定、変更、延長、または取り消すことが出来る。しかし、命令や規制が変更、拡張、または取り消された場合でも、以前の法律や規則の下で生じたいかなる権利、特権、義務または負債も影響を受けない。

４． 連邦政府内閣はこの法律の下で作成された法律や規則に違反した者に罰則を課すことができる。罰則は略式起訴や起訴によって執行され、最高 5,000 ドルの罰金または 5 年以下の懲役、または両者とする。

５． この法律またはこの法律に基いて作られた法律の下で、敵性外国人または敵性外国人の疑いで逮捕、拘束、カナダからの出国禁止されている者は、法務大臣の許可なしに保釈、赦免、または裁判にかけられてはいけない。

６．これ以前の３つの条項は実際の戦争、侵略、反乱またはこれらの危険が感知された時だけ有効になる。

手続き

７．この法律、この法律に基づいた法律、内閣令や規則によって、国に没収された資産の補償について国と資産の所有者の間で合意が出来ない時は、法務大臣が連邦収入最高裁判所、または資産の存在する州の裁判所または裁判所判事に補償の裁定を要請する。

８．この法律に違反して係留中、または使用中の船舶、品物、商品は法務大臣の命令により連邦収入最高裁判所または裁判所の手続きをえて、押収、拘束、没収されることがある。

９．前の二つの項目で言及された裁判所または裁判所判事は、これらの手続きついて規則を作成することができる。

出典：「カナダ法令 1927 年改訂版」この法律は 1915 年に作成され、少し修正されて 1927 年改訂の「カナダ法令」の一部になった。

著者注：この法律が連邦政府に排日政策を施行する権限を与えた。

付録 IV （目次に戻る）

「1945 年国家非常事態継続権限法」（The National Emergency Transitional Power Act, 1945）
戦争から生じた国家緊急事態に連邦政府内閣に特定の暫定的な権限を与えるための法令。
（1945 年 12 月 8 日に承認）

戦時措置法は連邦政府内閣に、内閣が実際の戦争または戦争の危険性があると判断した場合、国家の安全、防衛、平和、秩序、福祉を維持するために必要または望ましい処置をとる権限を与える。そして、ドイツと日本とに対する戦争のために生じた国家緊急事態に際してカナダの軍事的要件と安全および経済の安定性の維持のための措置が戦時措置法の下で採用された。

ドイツと日本との戦争から生じた国家の緊急事態は、ドイツと日本の無条件降伏以降も続いており、これからも続いていく。このような環境が続く限り、国益のために内閣の特定な権限が継続することが不可欠である。そして継続的な権限は戦時措置法の下で行使されるのではなく、議会によって与えられた特別な権限の下で行使されることが望ましい。

また、既存の状況下では戦時措置法に基づいて行われた特定の内閣令と規制が引き続き必要であり、連邦政府内閣が今後も同様な処置をとる権限を維持することが不可欠である。緊急事態下で可能な限り、秩序立った方法で緊急事態の最中に採用された措置を中止する権限を持つことも必要である。したがって、陛下はカナダ上院および下院の助言と同意を得て次の法令を制定する。

法令の短い呼称

１.この法令は「1945 年国家非常事態継続権限法」として引用される場合がある。

連邦政府内閣の権限

２.（1）内閣はドイツと日本との戦争から生じた国家緊急事態が継続的して存在するので、次のような事柄に関して、内閣が必要と判断した処置を取ることができる。このような行為および事柄を行い、承認し、このような内閣令および規制を随時行うことができる。

（c）経済の安定と平和な状態への秩序ある移行を確保するために、供給とサービス、価格、輸送、財産の使用と占有、賃貸、雇用、給与、賃金を維持、管理、規制する。

（e）緊急事態の環境の下で可能な限り、戦争中および戦争の理由で採用された措置を秩序正しく継続または中止する。

（2）この法令に基づいて、またはこの法令に基づいて生まれた権限に従って行われたすべての内閣令および規制は、この法令が施行されている間、法としての効力を有する。また戦時措置法に基づいて行われた内閣令および規制も「解釈法」の下で有効な内閣令または規制と見なされる。

（3）この法令に基づい作成された内閣令と規則は、議会下院が開会されている時は 15 日以内に議会下院に提出されなければならい。議会が開会されていない時は、次の開会日から 15 日以内に提出されなければならない。議会上院には議会下院に提出されてから 40 日以内に提出されなければならない。但し、議会下院が 15 日間、または上院が 4 日間以上閉会した時は、この閉会時間を期間の計算に入れない。もし、この設定された期間内に内閣令および規則が議会下院または上院に提出されない場合は無効になる。ただし、無効になった場合でも内閣に罰則はない。

４.この法令によって付与される他の権限を害することなく、連邦政府内閣は戦時措置法に基づいて合法的に作成された内閣令および規則、またはこの法令が施行される日の直前に施行された同法に基づいて作成された内閣令および規制を、この法令が施行されている間、この法令に基づく改正または取消を条件として、完全な効力を継続し、効力を有するとすることが出来る。

５.この法令は 1946 日 1 月 1 日に発効し、ドイツと日本との戦争が戦時措置法の目的のため終了したと判断された日およびそれ以降の期間について有効である。

７.（1）以下に規定する内容を条件として、本法はもし連邦議会が 1946 年 11 月または 12 月に開会される時は、1946 年 12 月 31 日に失効する。連邦議会が 1946 年 11 月または 12 月に開会しない場合は、連邦議会が 1947 年に最初に開会してから 15 日目に失効する。但し、この法令が施行されている間は上院と下院がこの法令の最長１年の延長を要請できる。そして、延長期間注は法令は有効になる。

出典：「1945 年カナダ法」からの抜粋

付録 V　（目次に戻る）

国防大臣に日本国籍者を強制移動させる権限を許可する

国防規則（規則 4）保護地域を改正する内閣令
カナダ官報　1942 年 1 月 27 日
P.C. 365

オタワのガバメントハウスで
1942 年 1 月 16 日金曜日
総督閣下

法務大臣が戦争の進展により、カナダの特定の地域で特別な措置を講じる必要があるかもしれないと報告した。

したがって、カナダ総督は法務大臣の勧告に基づき、1927 年改正カナダ法令 206 項「戦時措置法」の権限の下で、1941 年カナダ統合国防規則を改正する。国防規則 4 を廃止し次の規則と置き換える改正をする。

4.（1）国防大臣は法務大臣の同意を得て、公共の利益および戦争の効率的な遂行のために必要な場合は、カナダのいかなる地域でも「保護地域」を指定することが出来る。

（2）法務大臣は保護地域に関しては以下のような命令を下すことが出来る。

（a）全てまたは一部の敵性外国人は保護地域を離れなければならない。

（b）全てまたは一部の敵性外国人は保護地区に立ち入ること、離れること、戻ることを、命令に従って許可された場合を除き、禁止する。

（c）保護地域に定住または一時的に滞在する全てまたは一部の敵性外国人に対して、その雇用、事業、移動、居住地、団体、他の人とのコミュニケーション、ニュースまたは意見の伝播、および行動一般に関して規制を設けることが出来る。

（d）保護地区に居住または一時的に滞在する全てまたは一部の敵性外国人が、特定の品物を所持することを禁止または制限出来る。また特定の品物を王立カナダ騎馬警察へ提出すること要求することが出来る。

（e）保護地区に居住または一時的に滞在する全てまたは一部の敵性外国人を適当な場所に勾留することが出来る。

（f）保護地区に居住または一時的に滞在する敵性外国人以外の人で、公共の安全、またはカナダの安全に害するような行動をとる人を勾留することが出来る。

（g）国防規則により勾留された人をある条件が満たされた場合は釈放できる。また、押収された品物を返還出来る。

（3）警察官またはそれに代わる人は、保護地域内の人が国防規則に違反したと合理的に判断できる場合は、この人を保護地域から追放、または勾留する事が出来る。

（４）これらの規則はカナダ騎馬警察によって施行される。

（５）本規則および本規則に基づいて行われる命令は、他の規則にかかわらず完全な効力を有する。

A.D.P. ヒーネイ
内閣書記官

付録 VI （目次に戻る）

法務大臣に全ての日本人種在住者を強制移動させる権限を与える

国防規則（規則 4）保護地域を改正する内閣令

カナダ官報　1942 年 1 月 27 日

P.C. 1486

オタワのガバメントハウスで

1942 年 2 月 24 日木曜日

総督閣下

法務大臣が戦争の進展により、カナダの特定の地域で特別な措置を講じる必要があるかもしれないと報告した。

したがって、カナダ総督は法務大臣の勧告に基づき、1927 年改正カナダ法令 206 項「戦時措置法」の権限の下で、1941 年カナダ統合国防規則を改正する。国防規則 4 第 2 段落を廃止し次段落に置き換える改正をする。

(2) 法務大臣は保護地域に関しては以下のような命令を下すことが出来る。

（a）全て、または一部の敵性外国人は保護地域を離れなければならない。

（b）全て、または一部の敵性外国人は保護地区に立ち入ること、離れること、戻ることを、命令に従って許可された場合を除き、禁止する。

（c）保護地域に定住または一時的に滞在する全てまたは一部の敵性外国人に対して、その雇用、事業、移動、居住地、団体、他の人とのコミュニケーション、ニュースの普及または意見の伝播、および行動一般に関して規制を設けることが出来る。

(d) 保護地区に居住または一時的に滞在する全てまたは一部の敵性外国人が、特定の品物を所持することを禁止または制限出来る。また特定の品物を王立カナダ騎馬警察へ提出すること要求することが出来る。

(e) 保護地区に居住または一時的に滞在する全てまたは誰でも適当な場所に勾留することが出来る。

(f)　この規則により勾留さらた人をある条件が満たされた場合は釈放できる。

A.D.P. ヒーネイ

内閣書記官

付録 VII （目次に戻る）

強制移動を実施する法務大臣の規則

１．保護区域内にいる日本人種の全ての人は、日没前に通常の居住場所に滞在し、翌日の日の出までそこに留まらなくてはならない。また、このような人は。日没から日の出まで通常の居住場所から路上に出てはならない。

２．日本人種の人は誰も保護区域内で、自動車、カメラ、無線送信機、無線受信機、銃器、弾薬、または爆発物を所持または使用してはならない。

３．日本人種の人で前項に記載された物品を所持している人は、直ちにそのような物品を近くの警察官、州または市の警察の警官、または王立カナダ騎馬警察警察官に差し出さなくてはいけない。

４．この命令の第 2 項に記載されている物品を受け取った警察官またはカナダ王立騎馬警察警察官は、物品を提出した人に領収書を発行し、このことをカナダ王立騎馬警察長官に報告し、長官の指示に従って物品を保管または処分する。

５．警察官または王立カナダ騎馬警察の警察官は、保護地域で警察官として行動する権限を有しており、捜査令状なしで日本人の住居また住居と信じられている場所を捜索することが出来る。この命令の第 2 項に記載されている物品を、日本人が所持または住居に置いてあるのを発見した場合は押収することが出来る。

６．日本人種のすべての人は保護地域を直ちに離れなければならない。

７．王立カナダ騎馬警察の許可を得た場合を除き、日本人種のいかなる人も保護地域に立ち入ることは出来ない。

法務大臣ルイ・サンローラン

942 年 2 月 26 日

オタワ

出典：カナダ官報、１９４２年３月７日

付録 VIII （目次に戻る）

ブリティッシュ・コロンビア州保安委員会の権限

ブリティッシュ・コロンビア州保安委員会に関する内閣令（抜粋）
カナダ官報 1942 年 3 月 11 日
P.C. 1665
オタワのガバメントハウスで
1942 年 3 月 4 日水曜日

総督閣下

日本との戦争に起因するブリティッシュ・コロンビア州の深刻な状況を考慮すると、カナダの安全と防衛のために、保護地域からの日本人種の人の強制移動の更なる措置を講じる必要がある。従って、カナダ総督閣下はマッケンジー・キング首相の勧告により、1927 年カナダ改正法令第 206 章「戦時措置法」によって付与された権限に基づいて、次の規則を作成する。

10.（１）ブリティッシュ・コロンビア州の保護地域から、日本人種のすべての人（以下、日本人）の移動を計画し、監督し、指示することを BC 州保安委員会（以下、委員会）の義務とする。

（２）委員会は前述の職務を遂行する目的で、日本人の移動、移動の順序、輸送手段、および日本人の移動先に関連する全ての事項を決定するものとする。

（３）委員会は必要な場合に限り日本人に住居、食事、世話および保護を提供するものとする。

（４）上記の移動および配置の計画は労働大臣に提出され、大臣の承認を得て委員会によって実施されるものとする。

11.（I）委員会はブリティッシュ・コロンビア州の保護地域にいる日本人に現在の居住地に留まるか、居住地を離れて他の場所に移動する命令を下すことが出来る。保護地域内または保護地域外への移動を、委員会が決定した日時、順番、移動の方法で行うことを命令出来る。委員会はこのような日本人を勾留できるものとする。これらの命令は委員会によって指名された人が執行できるものとする。

（２）委員会はこれらの規則の規定に基づいて移動した者の行動、活動、懲戒について命令を下すことができる。

日本人の資産の保管

12.（１）保護措置としてのみ、ブリティッシュ・コロンビア州の保護地域に所在す日本人の全て資産（1942 年 1 月 13 日の内閣令 P.C.288 の対象となる漁船、預金、株券、社債、債券、その他有価証券を除く）で、1942 年 2 月 26 日付けの法務大臣の命令に従って所有者から敵性外国人資産管理局に引き渡されたもの、または所有者が移動する際に持参出来なかったものは、「1939 年敵性外国人取引法」で定義された敵性外国人資産管理局によって、日本人資産の保護のためだけに、管理さ

れるものとする。ただし、この管理に関して、敵性外国人資産管理局は手数料を請求しないものとする。

（２）敵性外国人資産管理局はの自らの管理下に置かれた日本人の資産を「1939 年敵性外国人取引法」の下でのこれら資産と同様に管理する権利を有する。

（３）敵性外国人資産管理局の管理の対象となる資産、権利および利益は、内閣の指示によって処理されることがある。

内閣書記官
A・D・P・ヒーネイ

付録 IX　（目次に戻る）

資産の管理と清算
（2 つの内閣令からの抜粋）

（1）P.C. 2483、1942 年 3 月 27 日。
敵性外国人資産管理局はブリティッシュ・コロンビア州の保護地域内の日本人種の人（以下、日本人）に属する全ての資産を保護する目的で完全に管理し、資産の保有者に損害を与えないことを確認した後に売却出来る。

（2）P.C. 469、1943 年 1 月 19 日。
保護区からの日本人の移動はほぼ完了しており、日本人の保有する資産の清算のための施設を準備する必要が生じた。従って、鉱山資源大臣、年金保健大臣、労働大臣、水産大臣の同意を得た国務長官の勧告により、総督は「1927 年カナダ改正法令」第 206 章「戦時措置法」の権限により次の命令をする。

「1927 年カナダ改正法令」第 206 章「戦時措置法」に基づく内閣令により、敵性外国人資産管理局は保護地域から移動した日本人の資産を管理する権限と責任を与えられている。そしてこの権限および責任には、日本人の資産が敵性外国人資産管理局の管理に移された時から、この資産を清算、売却、またはその他の方法で処分する権限が含まれていると見なされるものとする。

内閣書記官　A・D・P・ヒーネイ

付録 X （目次に戻る）

カナダ労働省のロッキー山脈の東部に日本人を分散する通知

通知

現在ブリティッシュ・コロンビア州に居住している全ての日本人種の人（以下、日本人）に告ぐ

1945 年 3 月 12 日

1.　日本に帰国する日本国籍者および日本人種出身の者は、労働大臣の権限で発令された通知により、帰国および帰国申請書提出のための準備が整っていることを既に知らされている。カナダにある資産および、日本への交通手段に関する条件も公表されている。

2.　カナダに留まりたい日系カナダ人は、政府の分散政策に協力する証拠として、ロッキー山脈の東側地区に移住する必要がある。

3.　ロッキー山脈の東側地区での雇用を拒否した場合、後日、カナダ政府の分散政策に協力しなかったと見なされる可能性がある。

4.　数千人の日本人がすでにロッキー山脈の東側地区で満足のいく生活をしている。

5.　現時点でブリティッシュ・コロンビア州外での有利な雇用と定住の機会を利用しない人は、移動を遅らせることににより、後日、雇用と定住の条件がかなり困難になり、将来に深刻な影響がでる可能性がある。

6.　カナダでの生活の再建を希望する人々を支援するために、連邦政府雇用・サービス省人員配置部日本支部は現地の諮問委員会の支援を受け、今春、カナダ全土で日本人に適切な雇用機会を見つける特別な努力をしている。雇用機会の良い地域で日本人に合ったさまざまな職種の仕事を探している。

7.　 雇用・サービス省は東部カナダへ移住する家族へ交通費、移動中の生活費、および家族の人数による移動手当を提供する。

日本人再配置局長官 T・B・ピッカーズギル

ブリティッシュ・コロンビア州バンクーバー

付録 XI （目次に戻る）

日本人種の人の国外追放する権限を与える

日本人種の人の国外追補王に関する内閣令（抜粋　P.C. 7355）
オタワのガバメント・ハウスにて
1945 年 12 月 15 日土曜日
総督閣下

日本との戦争の過程で、特定の日本国籍保持者は日本への送還を要求することにより、日本への同情または支持を表明した。また他の日本人種の人は日本への送還を要求したか、または要求するかもしれない。上記の人達に対して国外追放の準備をすることが望ましい。

そして、国外追放を準備することは戦争、カナダの安全、防衛、平和、秩序および福祉のために必要である。従って総督は外務大臣が同意した労働大臣の勧告に基づき、1927 年カナダ改正法令第 206 章「戦時措置法」の権限の下で次の命令を作成し実行する。

命令

1. この命令で文脈上別段の必要がない限り次の定義を使用する。
（a）「国外追放」とは、カナダ国内からカナダ国外への、本命令の権限に基づいて特定の人物を強制移動することを意味する。

（b）「国外追放される」とは、本命令の権限に従ってカナダから「強制移動させられた」ことを意味する。

（c）「大臣」とは、労働大臣を意味する。

（d）「本国送還の請求」とは、「日本に送還される」または「送られる」ことを希望する旨を書面で請求または表明することを意味する。

2.（1）カナダ国民を除く 16 歳以上のカナダに居住する日本国籍保持者で次の条件に当てはまる人は、日本に強制送還される可能性がある。

（a）1941 年 12 月 8 日のカナダの日本に対する宣戦布告以降に本国送還を要求した人、または、

（b）カナダ国防規則または 1945 年 8 月 16 日の P.C5637 によって改正された 1943 年 2 月 5 日発令の内閣令 P.C.946 によって勾留されていた人、および 1945 年 9 月 1 日の真夜中に拘留された人。

（2）カナダに居住する 16 歳以上の日本人種で帰化して英国臣民になった人で、日本送還を要求したすべての人は日本に国外追放される可能性がある。ただし、1945 年 9 月 1 日真夜中以前にこの様な要求を書面で取り下げた人は除外される。

（3）カナダに居住する 16 歳以上の日本人種でカナダで生まれたことにより英国臣民になった人で日本送還を要求したすべての人は、日本に国外追放される可能性がある。ただし、労働大臣が国外追放を命じる前に書面で取り下げた人は除外される。

（4）大臣が日本への追放を命じた者の妻および 16 歳未満の子供は、追放を命じられた者と一緒に国外追放される可能性がある。

3.　この命令のセクション 2 の規定に従い、本国送還の要求はこの命令またはそれに基づいて行われる行動ためには、最終的かつ取消不能と見なされる。

4.　労働大臣は
（a）国外追放の対象となる者の国外追放を命じる。

（b）国外追放となる人が強制送還を待つ間、移送、拘留、懲戒、食事、避難所、健康または福祉のために必要な処置を取る。

（c）本命令の目的を遂行する上で必要とされる命令、規則を作成し実行する。

（d）内閣の承認を条件として、この命令の実行に必要とされる職員を雇用し、その報酬を決定する。

（e）このセクション（b）項に基づいて、労働大臣の権限を代行する人を任命出来る。

5.　大臣による国外追放の命令は、命令の日から効力を発するものとする。

8.（I）大臣はカナダ政府の任意の部門または機関と、この命令の実行を支援するための取り決めを行うことが出来る。

（2）国防省はこの命令を実行する際に、必要ならばカナダ軍兵士を警備員を提供する。

（3）王立カナダ騎馬警察長官は、この命令の実行する際に、大臣の要求があれば支援を提供する。

9.　本命令の第 4 条に基づいて国外追放命令を受け取り、国外追放のために拘留また何らかの形で行動が束縛されている人は法的に拘留されていると見なされる。

10.　この命令を実行する警察官または他の人が職務を遂行することに抵抗、妨害するか、または抵抗、妨害しようとする者はこの命令に対する違反の罪を犯すものとする。

11.　本命令または本命令に基づいたた命令のいずれかに違反または遵守を怠った者は、犯罪を犯し、略式起訴により 500 ドル以下の罰金または１２ヵ月以内の懲役、または両方に処せられる。

内閣官房長官
A・D・P・ヒーネイ

付録XII　（目次に戻る）

日系カナダ人の忠誠についてのW・L・マッケンジー・キング首相の答弁

さて、これから日本人を祖先に持つカナダ在住者の話をします。BC州の住民は、カナダの他の地域の住民はBC州の日本問題を認識しておらず、事実上、BC州の日本人問題はBC州住民の責任だという見解を持っていると、何度も表明しています。 1941年にカナダ在住の23,149人の日本人のうち22,096人がBC州に住んでいたという事実は、BC州の人々に日本人問題に注意を向けさせ、同時にBC州以外のカナダ人が問題の大きさを理解することを難しくしました。しかし、戦争中、カナダ政府は日本人問題をBC州に置き去りにしませんでした。カナダ政府が主な責任を負っていた、と私は言いたい。ここで言いたいのは、カナダ政府は日本人問題はBC州だけでなく、国全体が直面し対処すべき問題であると認識していということです。しかし、カナダの全ての州にはそれぞれ特定の分野の政策に対する責任があります。私がここで明確にしたいのは。日本人問題はカナダ中のカナダ人が自分たちの問題として考える必要があるとカナダ政府は認識しているということです。これがカナダ政府が日本人問題に対処する時の第1の原則です。

次に私の言いたいことは、日系人のほとんどはカナダに忠実であり続け、戦争中に破壊行為や妨害行為をしなかったということです。カナダで生まれた日本人に誰一人として戦争中に妨害行為や不忠誠な行為で起訴された者がいなかったというのは事実です。 しかし、カナダに忠誠な人々の将来を保護するために、カナダ政府は真の忠誠がカナダではなく日本にあることを表明した人々は、日本国籍者であろうと、カナダに帰化して英国臣民になった人であろうと、カナダ生まれのカナダ国籍保持者であろうと、戦争が終了すれば、カナダに留まる特権を持つべきではありません。 これがカナダ政府の日本人問題に対する第２の原則です。

第3の原則はカナダ人の戦時中の日本人に対する強い敵意と、日本人のカナダ同化が極度に困難なことを考慮して、戦争終了後は日本人のカナダ移民は許可されるべきではないといことです。このような原則は公に宣言するべきものではないと認識しており、また永久に保持することは出来ないと認識しています。とはいえ、戦後の指針として日本人移民は入国すべきではないと考えています。

最後にカナダ政府は、カナダから排除されるべき不忠誠な日本人がいても、将来の日本人移民が望ましくなくても、カナダに忠誠な日本人にも同化の問題があるにしても、日本人はカナダ入国を許可され、定住して市民になり、自由な国に生まれたカナダ市民である子供たちを持っています。私たちはこのような人たちを公平かつ公正に扱わなければなりません。勿論、カナダ政府にとってカナダの利益が最優先事項です。しかし、戦争のどの段階においても、妨害行為の罪を犯しておらず、一番辛い時にもカナダに忠誠であり続けたわずか数千人の日本人が、1200 万人の人口を持つカナダへの脅威になるとはおもえません。カナダに忠誠でない日本人は排除する必要があります。それは明らかです。しかし、罪を犯したこともなく、悪意さえ持っていない人たちを、カナダ政府は公正に扱わなくてはなりません。カナダ政府がこれ以外の方法で日本人に対処すれば、私たちは敵の基準を受け入れ、私たちが戦っている戦争の目的を否定することになります。

以上に述べたことがこの厄介な問題を解決するための合理的で公正な原則におもわれます。しかし、もし将来この原則で対処できないような緊急事態がおこれば、勿論原則を修正または変更する必要があるでしょう。

もう一つ付け加えるならば、我々は日本人問題に対処する際に、望ましいと思われる限り、北米大陸全体の政策と見る必要があります。米国政府が対処している日本人問題と我々が対処している日本人問題には多くの共通点があります。それ故、可能な限り米国政府の政策と歩調を合わせなけれ

ばなりません。カナダ政府の政策を米国政府の政策に合致させる必要はありませんが、両者の政策の一貫性を維持することには利点があると思います。

今まで私が述べてきた原則に基づいて現在考慮している暫定的な処置についてお話しします。先ず最初にすべきことはカナダに忠誠な日本人と非忠誠な日本人を分離することです。日本人問題に対処する政策はすべてこのこの分離にかかっています。既にこの政策はある程度実行されてきたといえます。日本人で危険な人物や怪しい人を検査し拘禁してきました。しかし、いままで我々が収容所に拘禁した全の日本人がカナダに非誠実だとはいえません。保護地域に住んでいた日本人で、自分たちの資産を没収された意味を取り違えている人がいるかもしれません。柔和で正直なカナダ市民である日系人が、自分たちの資産を保護するために当然の行動をしたのかもしれません。これらの例があることは疑いありません。誤解は裏切り行為ではありません。自分の資産を頑固に守ることはカナダに忠誠でないことの証明にはなりません。

一方で、収容所に拘禁されるような事はしていなくても、カナダに忠誠でない日本人もいるでしょう。現在、我々が必要としているのは、日本人個人個人の背景を検査し、カナダに留まるのが望ましくない人を選別する准法律的な委員会です。私はこの委員会を早急に設立して、非常に大切な大掛かりな作業を始めるべきだとおもいます。委員会の目指すところはカナダ残留が望ましくない日本人のリストを作成することです。これらの人達には日本国籍者、帰化により英国臣民になった人、カナダで生まれたたことにより英国臣民である人がふくまれるでしょう。カナダ政府の意図はこれらカナダに非忠誠な日本人を、可能な限り早急に日本に国外追放することです。英国臣民である人は日本追放前に、英国臣民権を剥奪します。戦争が終了すれば、日本政府はこれらカナダから追放された日本人を、好きでも嫌いでも、受け入れることを強制されます。自分の意思で日本に行く人もいるでしょう。これらの人々には忠誠審査は必要ありません。日本国籍者にせよ、カナダ国籍者にせよ、早急に日本に行くことをカナダ政府は奨励します。

忠誠審査が終了すれば、カナダに忠誠な日本人のリストが出来上がります。これらの人達で合法的にカナダに移住してきた人は、自分から望めばカナダに残留できます。しかし、また戦前のようにBC州に集中することはできません。このような集中を防ぐために二つの政策があります。一つはBC州に戻れる日本人の数を制限することです。もう一つはBC州以外に分散することを奨励することです。私は日本人のカナダ内での自由な移動を恒久的に制限することがとても大切だとおもいます。確かにこのような政策は人種差別であり、州の間の移動の制限は長期的には悪い影響を生むかもしれません。短期的な制限も原則的には望ましくありません。しかし、現実的な政策として避けられないものでしょう。

州政府の協力を得れば、日本人をカナダ全土に多かれ少なかれ均等に分散することが可能になることは疑いの余地がありません。日本人は分散先で安定した生活を送る権利があります。しかし、また一箇所に集中して住み、カナダ社会に同化出来ない集団として、一般カナダ人から信用されず、恐れられ、嫌われる存在になってはいけません。日本人が集中して住むと、このような問題が発生します。

健全なそして日系カナダ人にとって最善の政策は、日系人を可能な限りカナダ全土に分散して定住させることです。こうすれば、地域住民から敵意を持って見られることを避けられます。

現時点では私はこの政策を更に拡大するつもりはありません。政策の細部を詰めなければなりません。政策を検討した結果、修正を必要とするかもしれません。しかし、カナダ政府の日系人政策の概要は私が今まで述べてきたとおりです。私たちはカナダで人種主義の跋扈を許していけません。これはナチの制度です。カナダ政府の目的は、この日本人問題という難しい問題を、BC

州住民を保護し、カナダ全体の利益を損なわないように解決することです。そして、同時に公平と正義の原則を維持することです。

出典：カナダ、連邦政府下院での答弁、1944 年 8 月 4 日

付録XIII　（目次に戻る）

レスター・B・ピアソン首相の日系人強制移動に関する演説
（1964年6月7日、トロントのカナダ日系文化会館会館式典における演説からの抜粋）

私はこのセンターを見て、カナダが多民族の文化遺産の上に確固として力強く建設されていることを確信しました。日系文化会館はカナダの統一性の象徴です。カナダは独自のアイデンティーを追求していますが、それはカナダへの移民が祖国から運んできた文化、芸術、技能を犠牲にすることではありません。

残念ながら過去においては、日本人を祖先とする人達のカナダへの貢献が現在ほど理解されていたわけではありませんでした。

初期の日本人移民はBC州に出稼ぎにきました。そして、お金を儲けて日本に帰り、裕福に引退しようと思っていました。しかし、カナダにとって幸運だったのは、多くの日本人出稼ぎ移民がカナダに定住することを選んだことです。そして、日本風の社会がカナダ太平洋岸に確立しました。

不幸にも1942年にカナダと日本は戦争状態に陥りました。そして、カナダ太平洋沿岸地域は保護地域になりました。日本人を祖先に持つ人は保護地域から追放されました。カナダ政府のこの政策は、戦争状態による緊張と恐怖のの圧力の下に遂行されたとはいえ、カナダの伝統である公正と人権への献身に反するカナダ歴史の汚点です。

この出来事を誇る理由は何一つありません。しかし、一つだけ日系人の苦難の埋め合わせがあるとすれば、これを機会に日系人がカナダ全体に分散したことでしょう。これによりカナダ全土の住人が日系人市民の頑強な性格と繊細な感受性を理解することになりました。日系人市民の自立心と活動力、様々な分野でのカナダへの貢献が知られるようになりました。そして、多分もっと大事なことは、たとえ強制的であったにしろ、日系カナダ人のカナダ全土への分散は日系カナダ人がより緊密にカナダ社会の一員になることを早めたことだと思います。

参考文献 （目次に戻る）

BOOKS

Allport, Gordon W. The Nature of Prejudice. New York: Doubleday, 1958.

Angus, Henry Forbes. The Problem of Peaceful Change in the Pacific Area. London: Oxford University Press, 1937.

------- Canada and the Far East, 1940-1953. Toronto: University of Toronto Press, 1953.

Ariga, E. Canada Doho Hatten-shi (Development of the Japanese in Canada]. Vancouver: Continental Daily News, 193I.

Bailey, Thomas A. Theodore Roosevelt and the Japanese-American Crises. Stanford: Stanford University Press, 1934.

Banton, Michael. Race Relations. London: Tavistock, 1967.

Beardsley, Richard K., John W. HalI, and Robert E. Ward. Village Japan. Chicago: University of Chicago Press, 1959.

Beattie, Jessie L. Strength for the Bridge. Toronto: McClelland and Stewart, 1966.

Bell, Reginald. Public School Education of Second-Generation Japanese in California. Stanford: Stanford University Press, I935.

Benedict, Ruth. The Chrysanthemum and the Sword. Boston: Houghton Mifflin, 1946.

Berton, Pierre. The Comfortable Pew: A Critical Look at Christianity and the Religious Establishment in the New Age. Toronto: McClelland and Stewart, 1965.

Blalock, Jr., Hubert M. Toward a Theory of Minority Group Relations. New York: John Wiley, 1967.

Bogardus, E.S. immigration and Race Attitudes. Boston: D.C. Heath, 1928.

Bloom, Leonard, and Ruth Riemer. Removal and Return: The Socio-Economic Effects of the War on Japanese Americans. Berkeley: University of California-Press, 1949.

Borden, Henry, ed. Robert Laird Borden: His Memoirs. 2 vols. London: Macmillan, 1938.

Bosworth, Allan R. America's Concentration Camps. New York: Bantam, 1968.

Cash, Gwen. A Million Miles from Ottawa. Toronto: n.pub., 1942.

----- , I Like British Columbia. Toronto: Macmillan, 1938.

Chamberlain, Basil Hall. Things Japanese. London: Kegan Paul, 1890.

Cheng, Tien-Fang. Oriental Immigration in Canada. Shanghai: Commercial Press, 1931.

Comas, Juan. Racial Myths. Paris: UNESCO, 1958.

Corbett, David C. Canada's Immigration Policy: A Critique. Toronto: Universityof Toronto Press, 1957.

Corwin, E.S. Total War and the Constitution. New York: Knopf, 1947.

Cox, Oliver C. Caste, Class and Race. New York: Monthly Review Press, 1959.

Dalzell, Kathleen E. The Queen Charlotte Islands: 1774-1966. Prince Rupert, B.C.: Evergreen, 1968.

Dawson, Robert MacGregor. William

Lyon Mackenzie King: A Political Biography, Vol. I, 1874-1923. Toronto: University of Toronto Press, 1958.

--------, Canada in World Affairs: Two Years of War 1939-1941. Toronto: Oxford University Press, 1943.

Diefenbaker, John G. One Canada: The Crusading Years, 1895-1956. Toronto: Macmillan, 1975.

Dore, Ronald P. City Life in Japan. London: Routledge and Kegan Paul, 1958.

Dunn, L.C., and T. Dobzhansky. Heredity, Race and Society. New York: New American Library, 1946.

Embree, John F. Suye Mura: A Japanese Village. Chicago: University of Chicago Press, 1939.

Fairchild, Henry Pratt, ed. Immigrant Backgrounds. New York: John Wiley, 1927.

-------, Race and Nationality as Factors in American Life. New York: Ronald Press Co., 1947.

Feinberg, Abraham L. Storm the Gates of Jericho. Toronto: McClelland and Stewart, 1964.

Ferguson, Ted. A White Man's Country: An Exercise in Canadian Prejudice. Toronto: Doubleday, 1975.

Flournoy, R.W., and M.O. Hudson, eds. A Collection of Nationality Laws. London: Oxford University Press, 1929.

Girdner, Audrie, and Anne Loftis. The Great Betrayal: The Evacuation of the Japanese-Americans During World War II. New York: Macmillan, I969.

Glazebrook, B.P. deT. Canada at the Paris Peace Conference. Toronto: Oxford University Press, 1942.

------, A History of Canadian External Relations. 2 vols. Toronto: McClelland and Steward, 1966.

Glynn-Ward, Hilda. The Writing on the Wall. Toronto: University of Toronto Press, 1974.

Graham, Roger, Arthur Meighen: .A Biography. 2 vols. Toronto: Clarke Irwin, 1963.

Granatstein, J.L. Canada's War: The Politics of the Mackenzie King Government, 1939-1945. Toronto: Oxford University Press, 1975.

Grodzins, Morton. Americans Betrayed: Politics and the Japanese Evacuation. Chicago: University of Chicago Press, 1949.

Guillet, Edwin C. The Great Migration. Toronto: University of Toronto Press, 1963.

Haggan, Ron, and Aubrey E. Golden. Rumors of War. Toronto: New Press, 1971.

Handlin, Oscar, ed. Immigration as a Factor in American History. Englewood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall, 1959.

The Uprooted. New York: Grosset and Dunlap, 1951.

Harrison, C.W. The Horsemen. Toronto: McClelland and Stewart, 1967.

Hawkins, Freda. Canada and Immigration: Public Policy and Public Concern. Montreal: McGill-Queen's University Press, 1972.

Hill, Douglas. The Opening of the Canadian West. London: Heinemann, 1967.

Hosokawa, Bill. Nisei: The Quiet Americans. New York: William Morrow, 1969.

Howay, F.W. British Columbia: The Making of a Province. Toronto: Ryerson, 1928.

Hughes, David R., and Evelyn Kallen. The Anatomy of Racism: Canadian Dimensions. Montreal: Harvest, 1974.

Hutchison, Bruce. The Unknown Country: Canada and Her People. New York: Coward-McCann, 1942.

-------, The Incredible Canadian, A Candid Portrait of Mackenzie King: His Works, His Times, and His Nation. Toronto: Longmans, Green, 1952.

Ichihashi, Yamato. Japanese in the U.S. Stanford: Stanford University Press, 1932.

------, The Washington Conference and After. Stanford: Stanford University Press, 1928.

Irwin, Wallace. Letters of a Japanese Schoolboy. Toronto: Briggs, n.d.

Irving, Washington. The Rocky Mountains. 2 vols. Philadelphia: Lea and Blanchard, 1843.

Judd IV, G.P. Hawaii: an Informal History. New York: Collier, 1951.

Kaneko, Hisakazu. Manjiro, the Man who Discovered America. Boston: Houghton-Mifflin, 1956.

Katcher, Leo. Earl Warren: A Political Biography. New York: McGraw-Hill, 1967.

Kawasaki, lchiro. Japan Unmasked. Tokyo: Tuttle, 1969.

Kennedy, Malcolm D. A History of Japan. London: Weidenfeld and Nicolson, 1963.

Kerr, George H. Okinawa: the History of an Island People. Rutland, Vt.: Tuttle, 1958.

Kitagawa, Daisuke. Issei and Nisei - the Internment Years. New York: Seabury, 1967.

Kitano, Harry H.L. Japanese Americans: The Evolution of a Subculture. Englewood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall, 1969.

Kogawa, Joy. A Choice of Dreams. Toronto: McClelland and Stewart, 1974.

Konokawa, Harry S. Blazing the Way. New York: Hokubei Shimpo, 1957.

Konvitz, M.R. The Alien and the Asiatic in American Law. Ithaca, N.Y.: Cornell University Press, 1946.

Labroue, Henri. L'imperialisme Japonais. Paris: n.pub., 1911.

LaViolette, Forrest E. Americans of Japanese Ancestry. Toronto: Institute of International Affairs, 1945.

……, The Canadian Japanese and World War II. Toronto: University of Toronto Press, 1948.

Leighton, Alexander H. The Governing of Men. Princeton: Princeton University Press, 1945.

Lind, Andrew W. Hawaii's Japanese. Honolulu: Institute of Pacific Relations, 1946.

Lingard, C. Cecil, and Reginald G. Trotter. Canada in World Affairs, September 1941 to May 1944. Toronto: University of Toronto Press, 1950.

Livesay, Dorothy. Call My People Home. Toronto: Ryerson, 1950.

Logan, H.A. Trade Unions in Canada. Toronto: Macmillan, 1948.

Lower, A.R.M. Canada and the Far East - 1940. New York: Institute of Pacific Relations, 1941.

McGregor, F.A. The Fall and Rise of Mackenzie King: 1911-1919. Toronto: Macmillan, 1962.

MacKay, R.A., and E.B. Rogers. Canada Looks Abroad. Toronto: Canadian Institute of International Affairs, I938.

Mackenzie, Norman, and Lionel H. Laing. Canada and the Law of Nations: A Selection of Cases in International Law Affecting Canada or Canadians, Decided by the Canadian Courts, by Certain of the Higher Courts in the U.S. and Great Britain and by International Tribunals. Toronto: Ryerson, 1938.

Mackenzie, Norman, ed. The Legal Status of Aliens in Pacific Countries. London: Oxford University Press, 1937.

McKervill, Hugh. The Salmon People.

Sidney, B.C.: Gray's, 1967. McNaught, Kenneth. A Prophet in Politics: A Biography of J.S. Woodsworth. Toronto: University of Toronto Press, 1959.

McWilliams, Carey. Preju ice, Japanese Americans: Symbol of Racial Intolerance. Boston: Little, Brown, 1944.

Maraini, Fosco. Meeting with Japan. New York: Viking, 1960.

Marlatt, Daphne, and Roben Minden. Steveston. Vancouver: Talonbooks, 1974. "

Mears, Eliot Grinnell. Resident Orientals on the American Pacific Coast. Chicago: University of Chicago Press, 1928.

Morison, S.E. The Rising Sun in the Pacific, 1931-April 1942, History of the U.S. Naval Operations in World War II. 3 vols. Boston: Little, Brown, 1948.

Morton, James. In the Sea of Sterile Mountains: The Chinese in British Columbia. Vancouver: J.J. Douglas, 1974.

Nakayama, J. Canada Doho Hatten Taikan [Development of the Japanese in Canada]. Tokyo: n. pub., 1929.

Newman, Peter C. Renegade in Power: The Diefenbaker Years. Toronto: McClelland and Stewan, 1963.

Niisato, Kanichi. Nisei Tragedy. Tokyo: n. pub., 1936.

Nitobe, Inazo. The Intercourse Between the United States and Japan. Baltimore: John Hopkins, 1891.

Norman, Herbert E. Japan's Emergence as a Modern State. New York: Institute of Pacific Relations, 1940.

Norris, John. Strangers Entertained: A History of the Ethnic Groups of British Columbia. Vancouver: Evergreen, 1971.

Okubo, Mine. Citizen 13660. New York: Columbia University Press, 1946.

Oliver, Maurice, ed. The Colonial and Imperial Conferences From 1887 to 1937.2vols. Ottawa: Queen's Printer, 1954

Olmstead, Richard A. Decisions of the Judicial Committee of the Privy Council Relating to the B.N.A. Act, 1867 and the Canadian Constitution, 1867- 1954. 3 vols. Ottawa: Queen's Printer, 1954.

Ormsby, Margaret A.. British Columbia: A History. Toronto: Macmillan, 1958.

Osterhout, S.S. Orientals in Canada.Toronto: Ryerson, 1929.

Palmer, A.W. Orientals in American Life. New York: Friendship Press, 1934.

Palmer, Howard, ed. Immigration and the Rise of Multiculturalism. Toronto: Copp Clark, 1975.

,,,,,,,, Land of the Second Chance: A History of Ethnic Groups in Southern Alberta. Lethbridge: Lethbridge Herald, 1971.

Park, Robert Ezra. Race and Culture. Glencoe, Ill.: Free Press, 1950.

,,,,,,,,, The Immigrant Press and its Control. New York: Harper, 1922.

Park, R.E., and H.A. Miller. Old World Traits Transplanted. New York: Harper, 1921.

Pickersgill, J.W., and D.F. Foster. The Mackenzie King Record. 4 vols. Toronto: University of Toronto Press, 1960.

Pope, Maurice. Soldiers and Politicians. Toronto: University of Toronto Press, 1962.

Poner, John. The Vertical Mosaic: An Analysis of Social Class and Power in Canada. Toronto: University of Toronto Press, 1965.

Price, Willard De Mille. Children of the Rising Sun. New York: Reyna and Hitchcock, 1938.

……., Japan Reaches Out. Sydney: Augus and Robertson, 1938.

Reischauer, Edwin 0. The United States and Japan. New York: Viking, 1957.

Repplier, Agnes. Mere Marie of the Ursulines. New York: Doubleday, 1931.

Rose, A.M., and C.B. Rose. Minority Problems. New York: Harper, 1965.

Rostow, Eugene V. The Sovereign Prerogative: The Supreme Court and the Quest/or Law. New Haven: Yale University Press, 1962.

Sansom, George B. A History of Japan: 1615-1867. London: Cresset, 1964.

……, The Western World and Japan. London: Cresset, 1950.

Schmeiser, D.A. Civil Liberties in Canada. London: Oxford University Press, 1964.

Scott, F.R. Civil Liberties and Canadian Federalism. Toronto: University ofToronto Press, 1959.

Segal, Ronald. The Race War: The World-wide Conflict of Races. Harmondsworth, Middx.: Penguin, 1967.

Shapiro, H.L. Migration and Environment: A Study of the Physical Characteristics of the Japanese Immigrants to Hawaii and the Effects of Environment on their Descendants. London: Oxford University Press, 1939.

Sherwood, R.E. Roosevelt and Hopkins. New York: Harper, I948.

Shirey, Orville C. Americans: the Story of the 442nd Combat Team. Washington: Infantry Journal Press, 1946.

Shotwell, James T., ed. Governments of Continental Europe. New York: Macmillan, I 940.

Smith, Bradford. Americans from Japan. Philadelphia: Lippincott, 1948.

Smith, William George. A Study in Canadian Immigration. Toronto: Ryerson, 1920.

Soward, F.H. Canada in World Affairs: From Normandy to Paris, /944- 1946. Toronto: Oxford University Press, 1950.

Spicer, Edward H., A.T. Hansen, K. Luomala, and M.K. Opler. Impounded People: Japanese-Americans in the Relocation Centers. Tucson, Arizona: University of Arizona Press,1969.

Stacey, C.P. The Military Problems of Canada: A Survey of Defence Policies and Strategic Conditions Past and Present. Toronto: Ryerson, 1940.

……, Six Years of War: The Army in Canada, Britain and the Pacific. Ottawa: Queen's Printer, 1955.

……., Arms, Men and Governments: The War Policies of Canada, 1939- 1945. Ottawa: Information Canada, 1970.

Stanley, G.F.G. Canada's Soldiers: The Military History of an Unmilitary People.Toronto: Macmillan, 1960.

Storry, Richard. A History of Modern Japan. Harmondsworth, Middx.: Penguin, 1960.

Steiner, Jesse F. The Japanese Invasion: A Study in the Psychology of Inter-Racial Contacts. Chicago: McClurg, I9 I7.

Stonequist, F. The Marginal Man. New York: Scribner, 1937.

Strange, William. Canada, the Pacific and War.Toronto: Nelson, 1937.

Strong, Edward K. The Second-Generation Japanese Problem. London: Oxford University Press, 1934.

……., Japanese in California. Stanford: Stanford University Press, 1933. Takashima, Shizuye. A Child in Prison Camp. Montreal: Tundra, 1971.

Tamopolsky, Walter S. The Canadian Bill of Rights. Toronto: McClelland and Stewart, 1975.

tenBroek, Jacobus. Prejudice, War and the Constitution. Berkeley: University of California Press, 1954.

Thomas, Dorothy Swaine, and R.S. Nishimoto. The Spoilage. Berkeley: University of California Press, 1946.

Thomas, D.S. The Salvage: Japanese American Evacuation and Resettlement. Berkeley: University of California Press, 1952

Thomas, F. Leighton. Japan the Octopus of the East and its Menace to Canada. Vancouver: n. pub., 1932.

Trewartha, Glenn T. Japan: A Geography. London: Methuen, 1965.

Trudeau, Pierre Elliott. A Canadian Charter of Human Rights. Ottawa: Queen's Printer, 1968.

Tuchman, Barbara W. The Zimmerman Telegram. London: Constable, 1959.

United States Dept. of the Interior. WRA: A Story of Human Conservation. Washington: U.S. Govt. Printing Office, 1946.

United States Dept. of the Interior. Community Government in War Relocation Centers. Washington: U.S. Govt. Printing Office, 1944.

United States Dept. of the Interior. The Wartime Handling of Evacuee Property. Washington: U.S. Govt. Printing Office, n.d.

Vogel, Ezra F. Japan's New Middle Class: The Salary Man and His Family in a Tokyo· Suburb. Los Angeles: University of California Press, 1968.

War Relocation Authority. Nisei in Uniform. Washington: U.S. Govt. Printing Office, n.d.

Ward, Neville Lascelles. Oriental Missions in B.C. New Westminster: Society for Propagation of Gospel in Foreign Pans, 1925.

Warner, W.L., and Leo Srole. The Social Systems of American Ethnic Groups. New Haven: Yale University Press, 1945.

Warriner, Emily V. Voyager to Destiny. New York: Bobbs-Merrill, I956.

Weaver, John D. Warren: the Man, the Court, the Era. London: Gollanz, 1968.

Whympher, Frederick. Travel and Adventure in the Territory of Alaska - and in Various Other Parts of the North Pacific. London: Murray, 1868.

Wordsworth, Charles J. Canada and the Orient. Toronto: Macmillan, 1941.

Woodsworth, James S. Strangers Within our Gates. Toronto: Methodist Church of Canada, 1909.

Young, C.H., H.R.Y. Reid, and W.A. Carrothers. The Japanese Canadians. Toronto: University of Toronto Press, 1939.

ARTICLES AND PAMPHLETS

Adilman, S. "Putting Out the Unwelcome Mat", Toronto Life, March, 1970.

Angus, Henry Forbes. "A Contribution to International Ill-Will", Dalhousie Review, 13 (April,1933).

,,,,,,, "Underprivileged Canadians", Queen's Quarterly, 38 (July 1931).

……., "Liberalism Stoops to Conquer", Canadian Forum, 15 (December,1935).

…., "Asiatics in Canada", Pacific Affairs, 19 (December, 1946).

….., "Effect of the War on Oriental Minorities in Canada", Canadian

Journal of Economics and Political Science, 7 (November, 1941).

……, "Legal Discrimination on Racial Grounds in B.C.", Pacific Affairs, 22 (September,1949).

Asiatic Exclusion League of Canada. Asiatic Exclusion League of Canada, Formed to Keep This Dominion for the White Man, by Stopping Any Further Oriental Immigration. Vancouver: The League, 1921.

Atkinson, L. Mel. "Japanese Contro• versy is Reviving Liberalism", Saturday Night, 59 (July 15, 1944).

Babcock, Charlotte G. "Reflections on Dependency Phenomenon as Seen in Nisei in the U.S.", in R.J. Smith and R.K. Beardsley, eds., Japanese Culture: Its Development and Characteristics. Chicago: Aldine, 1962.

Belliveau, J.E. "Exiles Who Made Good", Star Weekly, December 24, 1955.

Berton, Pierre. "They're Only Japs", Maclean's, 61(February, 1948).

……, "Marie Went Back 10 Dark Ages", Maclean's, 64 (July, 195 I).

Beytagh, L.M. "B.C. 's Racial Problem", Maclean's, 43 (June, 1930).

Black, Norman F. A Challenge to Patriotism and Statesmanship. Toronto: Christian Social Council of Canada, 1944.

Boggs, Theodore, H. "The Oriental on the Pacific Coast", Queen's Quarterly, 32 (February, 1926).

Brebner, J. Bartlett. "Canada, the Anglo-Japanese Alliance, and the Washington Conference", Political Science Quarterly, 50 (March, 1935).

Broadfoot, Barry. "Out With the Japs", in his Six War Years 1-939- 1945: Memories of Canadians at Home and Abroad. Toronto: Doubleday, 1974.

Breslin, Catharine. "Not Wanted", Weekend Magazine, November 26, 1964.

Broom, Leonard, and John S. Kitsuse. "The Validation of Acculturation: A Condition to Ethnic Assimilation", American Anthropologist, 57 (February, 1955).

Buell, R.L. Japanese Immigration. n.p., World Peace Foundation, 1924.

Caudhill, William, and George De Vos. "Achievement, Culture and Personality: The Case of the Japanese Americans", American Anthropologist, 58 (December, 1956)

Chappell, Constance, What is the Truth About the Japanese Canadians? Toronto: United Church of Canada, 1943.

Co-operative Committee on Japanese-Canadians. Our Japanese Canadians: Citizens Not Exiles. Toronto, n. pub., April,1946.

Crawford, Lawrence. "Nipponia - a Home for Aged Japanese Canadians", Ontario Housing, 9 (June, 1963).

Davis, Morris, and Joseph F. Krauter. "The Chinese and Japanese", in their The Other Canadians: Profiles of Six Minorities. Toronto: Methuen, 1971.

Davies, Arthur. Exclusia: A Dream Containing Phantasy With an Epilogue Containing Fact. Victoria: Hibben, 1907.

Derschowitz, Alan. "Could It Happen Here?", in I. Howe and M. Harrington, eds., The Seventies: Problems and Proposals. New York: Harper and Row, 1972.

Dillon, E.J. "Japanese Immigration into B.C.", Contemporary Review, 92 (September, 1907).

DuBois, Macy. "Japanese Canadian Cultural Centre: An Appraisal", The Canadian Architect, March, 1964.

Evenden, L.J., and I.D. Anderson. "The Presence of a Past Community: Tashme, B.C.", in J.V. Minghi, ed., Peoples of the Living Land: Geography of Cultural Diversity in British Columbia. Vancouver: Tantalus, 1972.

Fisher, Galen M. "Japanese Evacuation from the Pacific Coast", Far Eastern Survey, 11 (June, 1941).

Fowke, Edith. They Made Democracy Work: The Story of the Co-operative Committee on Japanese Canadians. Toronto: Garden City, n.d.

……, "Japanese Canadians", Canadian Forum. 25 (January,1946).

Fowkc. Edith. and A.G. Watson. Democracy and the Japanese Canadians. Toronto: Fellowship of Reconciliation, 1945.

Freeman, H.A. "Genesis, Exodus and Leviticus: Genealogy, Evacuation and Law", Cornell Law Quarterly, 28 (1943).

Gardner, Ray. "The Day We Banished 20,000 Canadians", Star Weekly, December 9, 1941.

Grant, Charles. Home Again. Toronto: n. pub., 1949.

Galbraith, John S. "Imperial Conference of 1921 and the Washington Conference", Canadian Historical Review,29 (June,1948).

Gosnell, H.F. "Symbols of National Solidarity", Annals of the American Academy of Political and Social Science, 223 (September,1942)

Green, Howard. "Should We Send the Japs Back? Yes", Maclean's, 56 (December, 943).

Hayakawa, S.I. "The Japanese-Canadian: An Experiment in Citizenship", Dalhousie Review, (April, 1936).

Hope, C.E. "B.C.'s Racial Problem", Maclean's, 43 (February, I 930).

Hope, C.E., and W.K. Earle. "The Oriental Threat", Maclean's, 46 (May, 1933).

Hurd, W. Burton. Racial Origin and Nativity of the Canadian People. Census Monograph no. 4, Ottawa, 1937.

……, "The Relation of Origins of Immigrants to Settlement of the Country", Canadian Political Science Association Papers and Proceedings of Annual Meeting,2 (May, 1931).

Hyman, Ralph. "Out of Adversity: The Long Journey of a Minority", The Global Magazine, February 6, 1960.

Ireland, Ralph U. "Some Effects of Ori ental Immigration on Canadian Trade Union Ideology", American Journal of Economic and Social Affairs, 19 (January, 1960).

Jamieson, Laura E. "Where White and 442 Brown Men Meet", Canadian Forum, 21 (August, 1941).

Jamieson, Stuart, and Percy H. Glad stone. "Unionism in the Fishing In dustry of B.C.", Canadian Journal of Economics and Political Science, 16 (February, 1950).

Kawakami, Kiyoshi. "The Japanese in Canada", in his Asia at the Door: A Study of the Japanese Question in the Continental U.S., Hawaii and Canada. New York: Revell, 1914. Kung, S.W."Chinese Immigration into North America", Queen's Quarterly, 58 (Winter 1962).

LaViolette, Forrest E. "The Canadian Japanese", Far Eastern Survey, 17 (April, 1948).

……, The Japanese Canadians. Toronto: Institute of International Af fairs, 1946. "Japanese Evacuation in Canada", Far Eastern Survey, 11 (July, 1942).

….., "Social Psychological Characteristics of Evacuated Japanese", Canadian Journal of Economics and Political Science, 11(August, 1945).

….."Two Years of Japanese Evacuation in Canada", Far Eastern Sur vey, 13(May, 1944).

Lower, A.R.M. "Loring Christie and the Genesis of the Washington Conference of 1921-1922", Canadian Historical Review, 47 (March, 1966).

Lyman, Stanford M. "Contrasts in the Community Organization of Chinese and Japanese in North America", Canadian Review of Sociology and Anthropology, 6 (May, 1968).

….., "Japanese-American Generation Gap", Society, 10 (January-February, 1973).

McFadden, Isobel. Kosaburo Shimizu: The Man Who Knew the Difference. Toronto: United Church of Canada, 1965

McFadden, Isobel. Kosaburo Shimizu: The Man Who Knew the Difference. Toronto: United Church of Canada, 19'65.

McGillicuddy, O.E. "Canada Moves to Restrict Oriental Immigration", American Review of Reviews, 66 (July, 1922).

MacInnes, Thomas R.E. Oriental Occupation of B.C. Vancouver: Sun Publishing Co., I92 7.

MacInnis, Angus. "Should We Send the Japs Back? No.", Maclean's, 56 (December, 1943).

MacInnis, Grace, and Angus MacInnis. Oriental Canadians: Outcasts or Citizens? Vancouver: Federationist Publishing Co., 1943.

MacInnis, Grace. "Wanted: a Country", Canadian Forum, 22 (June, 1942).

McWilliams, Carey. "Dual Citizenship", Far Eastern Survey, 11 (November, 1942).

Martin, David. "The Rising Sun Over Canada", Asia and the Americas, 41 (April, 1941).

Marx, Herben. "The Emergency Power and Civil Liberties in Canada", McGill Law Journal, 16 (1970).

Maykovich, Minako. "Ethnic Variation in Success Value", in Roben M. Pike and Elia Zureik, eds., Socialization and Values in Canadian Society, vol.2. Toronto: McClelland and Stewart, 1975.

Moritsugu, Frank A. "The Evacuation", in The Canadians at War 1939/45, vol. I. Montreal: Reader's Digest, 1969.

……, "Why the Japanese are Against Moving East", Saturday Night, 62 (November, 1946).

Morse, E.W. "Some Aspects of the Komogata Maru Affair 1914", Canadian Historical Association Annual Report (1936).

Morton, W.L. "Canada's Far Eastern Policy", Pacific Affairs, 19 (September, 1946).

Myers, K. "Problem of the Pacific", Spectator, 106 (April, 1911).

Neill, A.W., and W.H.H. Norman. "Should Japanese-Canadians Be Sent Back to Japan?", British Columbia Digest, I (December, 1945).

Nelson, J. "Shall We Bar the Yellow Race?", Maclean's, 35 (May, 1922). Norman, Howard. What About the Japanese Canadians? Vancouver Consultative Council, n.d.

O'Brien, Robert W. "Evacuation of Japanese From the Pacific Coast, Canadian and American Contrasts", State College of Washington Research Studies, 14 (1946).

O'Brien, Robert W., and N. Thomas. "Fate of the Japanese in North America and Hawaii", Pacific Affairs, 16 (March, 1943).

Patton, Janice. The Exodus of the Japanese. Toronto: McClelland and Stewart, 1973.

Pelzer, Karl J. "Japanese Migration and Colonization", in I. Bowan, ed., Limits of Land Settlement. New York: Council on Foreign Relations, 1937.

Petersen, William. "Success Story, Japanese-American Style", in M. Kurokawa, ed., Minority Responses: Comparative Views of Reactions to Subordination. New York: Random House, 1970.

Population Problems Research Council. Influences of Emigrants on Their Home Village: Report of a Survey of America-Mura. Tokyo: Mainichi, 1953.

Rasky, Frank. "Oriental Canadians: Quills on a Fretful Porcupine", Liberty, December, 1958.

Reconciliation. Toronto: Fellowship of Reconciliation, 1944.

Reid, Escott. "The Conscience of the Diplomat: A Personal Testament", Queen's Quarterly, 14 (Winter, 1967).

Reid, Robie L. "The Inside Story of the 'Komagata Maru' ", B.C. Historical Quarterly, 5 (January, 1941).

Ricard, T.A. "The Use of Iron and Copper by the Indians of British Columbia", B.C. Historical Quarterly, 3 (January, 1939).

Ross, R.H., and E.H. Bogardus. "Four Types of Nisei Marriage Patterns", Sociology and Social Research, 25 (1940).

Rostow, E.W. "Our Worst Wa.rtime Mistake". Harper's, I91 (September, 1945).

……, "The Japanese American Cases - a Disaster", Yale Law Journal, 54 (1954).

Ryder, David Warren. "The Japanese Bugaboo", The Annals, 93 (January, 1921).

Sagi, Douglas. "No Anger - Not Anymore", Canadian Magazine, November 27, 1971.

Sandwell, B.K. "Deponation Orders Can involve Big Constitutional 1:'roblems", Saturday Night, 61 (March, 1946).

……, "Dubious Future for Japanese Children Who Get Deponed", Saturday Night, 61 (June, I 946).

Sanders, Douglas E. "The Hutterites: a Case Study in Minority Rights", Canadian Bar Review, 42 (May, 1964).

Scott, F.R. The Canadian Constitution and Human Rights. Toronto: Hunter Rose, 1959.

Scott, Jack. "Why B.C. Draws the Co lour Line", Maclean's, 61 (February,1948).

Shaw, C.L. "Canada's Oriental Prob lem", Canadian Magazine, October, 1924.

….., "The Rising Sun's Dark Shadow Over Canada", Liberty, November, 1939.

Smith, Gaddis. "Canadian External Affairs During World War I", in his The Growth of Canadian Policies in External Affairs. Durham, N.C.: Duke University Press, 1960.

Spinks, Charles Nelson. "Japan's Entrance into the World War", Pacific Historical Review, 5 (1936).

Stead, A. "Racial Prejudice Against Japan", Fortnightly Review, 82 (October, 1907).

Stewan, Walter. "Shoyama: A Socialist Becomes No. 2 Bureaucrat", Maclean's, 88 (July, 1975).

Takekoshi, Yosaburo. "Japanese Expand Abroad", in his The Economic Aspects of the History of the Civilization of Japan, vol. I. London: Allen and Unwin, 1930.

Terashima, Dr. Shogo. "Schizophrenic Japanese Canadians and Their SocioCultural Backgrounds", Canadian Psychiatric Association Journal (April, 1958).

Wagatsuma, Hiroshi. "The Social Perception of Skin Color in Japan", in J.H. Franklin, ed., Color and Race. Boston: Houghton Mifflin, 1968. White)ey, A.S. "Orientals in B.C.", Canadian Forum, 9 (July, 1929).

Whiteley, A.S. "Orientals in B.C.", Canadian Forum,9 (July, 1929).

Wordsworth, Charles J. "Canada's Oriental Immigrants", Canadian Forum, 17 (November, 1937).

……., "Canada and the Far East", Far Eastern Survey, 10 (July, 1941).

Woolacott, Arthur P. "Canadian-born Orientals", Canadian Forum, 11 (November, 1930).

Yamaga, Yasutaro. "A Japanese Speaks",Maclean's, 43 (June, 1930).

Yonemura, Hozumi. "Japanese Fisher men in B.C. and British Fair Play", Canadian Forum, 10 (July, 1930).

UNPUBLISHED SOURCES

Adachi, Ken. A History of the Japanese Canadians in British Columbia, 1877- 1958.Toronto, I 958.

Belanger, Peter Webster. Problems and Prospects of Increased Japanese Emigration to Canada: A Case Study of the Attitudes of a Selected Sample of Japanese Canadians to Immigration from

Japan. M.A. Thesis, International Affairs, Carleton University, 1967.Borden Papers. Public Archives of Canada.

Canadian Japanese Association. A Short Statement of the Position and Facts Regarding the Japanese in Canada. Vancouver, 192 I.

Canadian Japanese Association. A Few Facts About Japanese Schools in Canada. Vancouver, 1927.

Canadian Japanese Association. Report of the Survey of the Second Generation Japanese in B.C. Vancouver, 1935.

Canadian Japanese Association. The Japanese Contribution to Canada: A Summary of the Role Played by the Japanese in the Development of the Canadian Commonwealth. Vancouver, 1940.

Canadian Japanese Association. Sino-Japanese Conflict Elucidated. Vancouver, I937.

Gladstone, Percy Henry. Industrial Disputes in the Commercial Fisheries of B.C. M.A. Thesis, Economics and Political Science, University of British Columbia, 1959.

Consulate-General of Japan. Facts About Japanese in Canada. Ottawa, 1922.

Cottingham, Mollie E. "The Japanese Relocation Settlements", in her History of the West Kootenay District in British Columbia. M.A. Thesis, History, University of British Columbia, 1947.

Grey of Howick Papers. Public Archives of Canada.

Henry, Franklin J. Perception of Discrimination Among Negroes and Japanese Canadians in Hamilton. Department of Sociology, McMaster University, 1965.

Krauter, Joseph Francis. Civil Liberties and the Canadian Minorities. Ph.D. Thesis, Political Science, University of Illinois, 1968.

McBride Papers. Public Archives of British Columbia.

MacGill, Helen Gregory. The Oriental Delinquent in the Vancouver Juvenile Court. Vancouver, 1936.

Mitsui, Tadashi. The Ministry of the United Church of Canada Among Japanese Canadians in British Columbia. M.A. Thesis, Theology, Union College of B.C., I967.

Nakashima, Kimiaki. Economic Aspects of the Evacuation of the Japanese from the Canadian Pacific Coast.

M.A. Thesis, Economics, McGill University, 1946.

Neary, Peter. The Japanese Immigration Question and Anglo-American Canadian Relations 1907-1908. University of London, Institute of Commonwealth Studies, 1964.

National Japanese Canadian Citizens Association. To the Hon. Walter E. Harris, Minister of Citizenship and Immigration, in the Matter of Certain Restrictive Measures Affecting the Re-Entry and Immigration to Canada of Persons of Japanese Ancestry. June, 1951.

National Japanese Canadian Citizens Association. To the lion. Ellen L. Fairclough, Minister of Citizenship and Immigration, in the Matter of Certain Cases of Relatives of Japanese Canadians Prevented from Reunion. July, 1960.

National Japanese Canadian Citizens Association. Submission to the Royal Commissi()n on· Japanese Canadian Property. November 12, 1948.

National Japanese Canadian Citizens Association. Submission to the Prime Minister and Members of the Government in the Matter of Japanese Canadian Economic Losses Arising from the Evacuation. September 22, 1950.

National Japanese Canadian Citizens Association. Japanese Canadian Evacuation Economic Losses and Claims, 1946-1948.

Norris, T.G. In the Matter of the Dominion Franchise Act 1934 and the Dominion Elections Act 1934 and in the Matter of the Disqualification of Certain Persons in the Province of B.C. from Being Registered and Voting under the Said Acts, May 12, 1936.

Olyan, Sidney. Democracy in Action: A Study of the Co-operative Commi11ee on Japanese Canadians. M.A. Thesis, Sociology, University of Toronto, I951.

Sumida, Rigenda. The Japanese in British Columbia. M.A. Thesis, Economics, University of British Columbia, 1935.

Thurlew, Setsuko. Cultural Influence Upon Decision-Making in Two Japanese-Canadian Groups. M.A. Thesis, Sociology, University of Toronto, 1960.

Ujimoto, K. Victor. Post-War Japanese Immigrants in Canada: Job Transferability, Work and Social Participation. M.A. Thesis, Anthropology and Sociology, University of British Columbia, 1972.

Wangenheim, E.D. The Social Organization of the Japanese Community in Toronto - A Product of Crisis. M.A. Thesis, Political Economy, University of Toronto, 1956.

Yamaga, Yasutaro. My Footsteps in British Columbia.

Yamaga, Yasutaro. The History of Japanese Farming in B.C., 1906-1941.

Borden, Rohen L. The Question of Oriental Immigration: speeches (in part) delivered in 1907 and 1908. N.p., n. pub., n.d.

British Columbia. Documents Relating to the Recent Disallowance of Certain Statutes Passed by the Legislature of British Columbia. Ottawa, 1899.

……, Legislative Assembly. Journals. Legislative Assembly. Report on Oriental Activities Within the Province. Victoria, 1927.

……, Legislative Assembly. Sessional Papers.

Canada. British Columbia Security Commission. Report of the Removal of Japanese from Protected Areas. Vancouver, 1942.

……., Department of External Affairs. Documents on Canadian External Relations. Ottawa: Queen's Printer, 1967.

….., Department of Justice. Proceedings, Inquiry into the Claims of Persons of the Japanese Race Regarding the Management and Sale of their Property by the Custodian, December 3,1947.

……, Department of Justice. Recommendations for Payments of Awards to Persons of the Japanese Race Whose Claims were Considered by the Hon. Justice Henry I. Bird under the Pro visions of Order-in-Council P.C. 3737, September 17, 1947. Ottawa, April 3, 1950.

….., Department of Justice. Report of His Honour Judge C.J.A. Cameron, Re Japanese Inquiry at Vancouver, B.C., 1942. Ottawa, December 19, 1942.

….., Department of Justice. Bird, Henry I. Report upon the Investigation into Claims of Persons of the Japanese Race Pursuant to Terms of the Order-in-Council P.C. 1810 July 18, 1947, as amended. Ottawa, April 6, 1950.

……, Department of Labour. Report on the Administration of Japanese Affairs in Canada, 1942-1944. Ottawa, 1944.

….., Department of Labour. Report on the Re-Establishment of Japanese in Canada, 1944-1946. Ottawa, 1947.

……, Department of Labour. Report of the Royal Commission Appointed Pursuant to Order-in-Council, P.C. No. 9498, to Enquire into the Provisions Made for the Welfare and Maintenance of Persons of the Japanese Race Resident in Settlements in the Province of British Columbia. Ottawa, 1944.

….., Department of Manpower and Immigration. Canadian Immigration and Population Study. 4 vols. Ottawa, 1974.

……, Department of Marine and Fisheries. British Columbia Fisheries Commission, Report and Recommendations. Ottawa, 1923. Department of Marine and Fisheries. Select Standing Committee on Marine and Fisheries. Minutes of the Meeting. Ottawa, April29, 1926.

….., Exchequer Court. Reasons for the Judgement, Between Eikichi Nakashima, Tadao Wakabayashi, Jitaro Tanaka and Takejiro Tanaka and His Majesty the King. Ottawa, 1947.

……, House of Commons. Board of Review (Immigration) Report, October 12,1938. Ottawa, 1939. House of Commons. Debates (Hansard).

……, House of Commons. Sessional Papers.

……, House of Commons. Special Committee on Elections and Franchise Acts. Minutes of Proceedings and Evidence. May 22, 1936; March 11, 16, 1937. Ottawa, 1936, 1937.

….., House of Commons. Standing Committee on Public Accounts. Minutes of Proceedings and Evidence. Ottawa, 1947.

….., King, W.L. Mackenzie. Report on the Losses Sustained by the Japanese Population in Vancouver, B.C., on the Occasion of the Riots in that City in September, 1907. Ottawa, 1908.

….., King, W.L. Mackenzie. Report on Mission to England to Confer with the British Authorities on the Subject of Immigration to Canada from the Orient and Immigration from India in Particular. Ottawa, 1908.

….., King, W.L. Mackenzie. Report o the Royal Commission into Methods by which Oriental Labourers Have Been Induced to Come to Canada. Ottawa, 1908.

…..., Privy Council. On Appeal from the Supreme Court of Canada in the Matter of a Reference as to the Validity of Orders in Council of the 15th Day of December,1945 (P.C. 7335, 7356, 7357) in Relation to Persons of the Japanese Race. Ottawa, 1946.

…..., Privy Council. Proclamation and Orders in Council. 9 vols. Report of the Royal Commission on Chinese and Japanese Immigration. Ottawa, 1902.

…..., Royal Commission on Bilingualism and Biculturalism. Book IV, The Cultural Contribution of the Other Ethnic Groups. Ottawa, 1970.

…..., Senate. Proceedings of the Special Committee on Human Rights and Fundamental Freedoms, May 10, 1950. Ottawa, 1950.

……, Special Committee on Orientals in British Columbia. Report and Recommendations, December, 940. Ottawa, 1941.

…..., Supreme Court of Canada. Factum of the Co-operative Commit tee on Japanese Canadians, in the Matter of a Reference as to the Validity of Orders-in-Council of the 15th Day of December 1945 (P.C. 7355, 7356, 7357) in Relation to Persons of the Japanese Race. Toronto: Sovereign Press, 1946.

…..., Supreme Court of Canada. Factum of the Attorney General of Canada in the Matter of a Reference to the Validity of Orders in Council of the 15th Day of December,1945 (P.C. 7355, 7356, 7357) in Relation to Per sons of the Japanese Race. Ottawa, 1946.

Ross, P.S., and Sons. Report on Examination of the Custodian's Office. Vancouver. October 20, 1943.

U.S. Congress. Senate. Reports of the Immigration Commission, Immigrants in Industry, Japanese and Other Immigrant Races in the Pacific Coast and Rocky Mountain States. 61st Congress, 2nd Session, S. Doc, 85, Part I. Washington, 1911.

U.S. Army. Western Defense Command and Fourth Army. Final Report, Japanese Evacuation from the West Coast, 1942. Washington: Government Printing Office, 1943.

NEWSPAPERS

この本を書くにあたっては多数の新聞記事を参照にした。これらの新聞の出典は各章の注で明らかにしているが、「ニュー・カナディアン」紙は 1939 年から 1953 年の日系人社会で何が起こっていたかを知るのに欠かせない資料であった。